

目 次

【地域防災計画～基本・風水害対策編】

第1章 総 則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の体系及び位置付け	1
第3 計画の構成及び内容	1
第4 計画の修正	2
第5 細部計画の策定	2
第6 計画の習熟	2
第2節 防災業務実施上の基本原則	2
第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1 本市	3
第2 県	3
第3 県警察	4
第4 指定地方行政機関	4
第5 自衛隊	4
第6 指定公共機関	4
第7 指定地方公共機関	4
第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	5
第4節 本市の概況	5
第1 自然的条件	5
第2 都市的条件	9
第5節 災害の想定	10
第2章 災害予防計画	11
第1節 方 針	11
第1 計画及び事業推進	11
第2 市民と行政が一体となった取組	11
第2節 風水害予防計画	13
第1 洪水予防対策	13
第2 高潮・津波災害の予防対策	17
第3 内水氾濫・滞水予防対策	19
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	19
第5 風害予防対策	22
第6 雪害予防対策	23
第7 道路における災害の予防対策	24
第8 地下空間における災害の予防対策	24
第9 ライフラインにおける災害の予防対策	24
第10 木材流出による災害の予防対策	26
第11 孤立集落における災害の予防対策	26
第3節 火災予防計画	26
第4節 都市の防災構造化の推進	26
第1 不燃建築物の建築促進	26
第2 都市計画道路の整備	27
第3 公園緑地の整備	27
第4 土砂災害対策の推進	27

第5節	防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	27
第1	防災拠点施設等の機能確保	27
第2	防災施設の整備	29
第3	防災設備の整備	29
第4	防災資機材等の整備・調達	30
第5	消防力等の整備	30
第6節	避難体制の整備	30
第1	避難場所・施設の確保	30
第2	避難場所の定義	31
第3	避難場所の選定	32
第4	浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難	34
第5	自主避難の際の避難先	34
第6	避難場所の開錠	34
第7	避難場所の防災機能の強化	35
第8	避難誘導體制の確立	35
第9	住民への周知	35
第10	応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	35
第7節	防災教育・訓練及び調査研究	35
第1	防災知識の普及	35
第2	防災訓練の実施・指導	37
第3	防災知識の普及・防災訓練における災害時要援護者への配慮	38
第4	災害教訓の伝承	38
第5	防災に関する調査研究	38
第8節	自主防災体制の整備	39
第1	自主防災組織の実践活動の促進	39
第2	少年消防クラブ等の育成指導	40
第3	消防団の充実強化	40
第4	自主防犯組織の育成強化	40
第5	企業防災活動の促進	41
第9節	災害時要援護者に係る災害の予防対策	42
第1	災害時要援護者の現況	42
第2	災害時要援護者に係る災害の予防対策	43
第10節	災害ボランティア活動の環境整備	44
第1	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	44
第2	広島県社会福祉協議会との連携	45
第3	災害ボランティアの受入体制	45
第4	災害ボランティアの安全確保	45
第5	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等	45
第6	専門ボランティアと登録制度	45
第7	ボランティア保険制度	45
第11節	帰宅困難者対策	45
第12節	安否確認対策	46
第13節	広域的な受援計画の策定	46
第14節	業務継続計画の策定	46
第15節	市域外からの避難者の受入	47
第1	県内他市町からの受入れ	47
第2	県外市町村からの受入れ	47

第3章 災害応急対策	48
第1節 方針	48
第2節 災害応急組織の編成・運用	48
第1 本市の災害応急組織	48
第2 勤務時間外における初動体制の確保	48
第3 災害警戒本部	48
第4 災害対策本部	53
第5 職員の動員	75
第6 本部及び区本部間の相互応援	78
第3節 情報の収集及び伝達	80
第1 情報の収集・伝達体制	80
第2 気象情報等の収集及び伝達	85
第3 災害情報の収集・伝達及び報告	102
第4節 災害広報・広聴の実施	127
第1 広報活動	127
第2 広聴活動	127
第3 広報・広聴状況の報告	128
第5節 避難対策	128
第1 避難の勧告・指示	128
第2 避難誘導	129
第3 避難路の確保	129
第4 避難場所の開設等	130
第5 警戒避難体制に基づく避難対応	130
第6 市域外への避難者の受入要請	131
第6節 衣食等生活必需品の供給	131
第1 物資の調達	131
第2 食品の供給	135
第3 生活必需品の供給	135
第7節 給水及び上水道施設応急対策	136
第1 災害発生時の連絡系統	136
第2 組織及び体制	136
第3 給水対策	137
第4 施設の応急対策	138
第5 水質事故対策	139
第8節 停電応急対策	140
第9節 消防活動対策	142
第10節 水防活動対策	142
第11節 救難対策	143
第1 被災者の救出	143
第2 水難救助の措置	143
第12節 医療・救護対策	143
第1 医療救護班の編成及び活動	143
第2 医療機関等への応援要請	145
第3 災害拠点病院	146
第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	146
第1 遺体の捜索・収容	146
第2 検視場所の確保等	147
第3 遺体安置所の開設及び管理	147
第4 遺体の検案	147

第5	遺体の搬送	148
第6	遺体の火葬	148
第14節	防疫及び保健衛生対策	151
第1	防疫対策	151
第2	被災者の心身の健康管理	152
第3	食品衛生・環境衛生の監視	153
第4	特定動物の監視	154
第5	愛護動物の保護管理	154
第15節	清掃対策	154
第1	特別清掃対策部の設置	154
第2	特別清掃活動	155
第16節	下水道施設応急対策	156
第1	下水道対策部の設置	156
第2	施設の応急対策	157
第3	下水のひ門の操作	157
第17節	輸送対策	158
第1	道路交通応急対策	158
第2	海上交通応急対策	164
第3	緊急輸送対策	166
第18節	警備対策	169
第1	災害警備体制	169
第2	災害警備活動	169
第19節	住宅等応急対策	170
第1	応急仮設住宅の建設	170
第2	一時的な収容施設の供与	171
第3	住宅の応急修理	171
第4	被災建築物に対する指導・相談	171
第5	被災宅地の応急危険度判定	171
第20節	公共施設等応急対策	172
第1	応急対策の実施	172
第2	情報の収集及び連絡	172
第3	市民への広報等	172
第4	避難場所としての対応	172
第21節	文教対策	172
第1	文教対策部の設置	173
第2	学校教育における応急対策	173
第3	社会教育における応急対策	175
第22節	応急公用負担	175
第1	公用負担命令権限の委任	175
第2	公用負担命令の行使	175
第23節	災害時における要援護者への避難支援等	177
第24節	災害救助法の適用等	179
第1	災害救助法による応急救助	179
第2	小規模・中規模災害時の応急救助	181
第25節	応援要請及び協力要請	182
第1	民間団体等への協力要請	182
第2	広島市災害応急対策に係る協力事業者への協力要請	184
第3	国及び他の地方公共団体等への応援要請	184
第4	自衛隊の災害派遣要請	186

第5	緊急消防援助隊の出動要請	189
第26節	災害ボランティアの受入れ	190
第27節	区の応急対策	191
第1	活動方針	191
第2	活動体制	191
第3	被害情報の収集・連絡	191
第4	災害広報・広聴	191
第5	避難対策	193
第6	応急救助活動	194
第7	応急復旧活動	195
第8	緊急輸送	195
第9	応援要請	196
第10	区応急対策実施計画の策定	196
第4章	災害復旧・復興計画	197
第1節	目的	197
第2節	地域の復旧・復興の方針	197
第1	基本方向の決定	197
第2	防災まちづくり	197
第3節	生活援護計画	197
第1	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	198
第2	被災者に対する支援	198
第3	被災者等に対する生活相談	199
第4	災害弔慰金・見舞金等の支給	199
第5	被災者生活再建支援金の支給	202
第6	貸付制度等	203
第7	市税の減免等	203
第8	住宅復旧融資等	205
第4節	企業等援護計画	206
第1	農林漁業関係の融資	206
第2	中小企業関係の融資	209
第5節	義援金及び救援物資の受入・配分計画	210
第1	義援金の受入の決定	210
第2	義援金の受付及び保管	211
第3	救援物資の受入等	211
第4	義援金及び救援物資の配分	212
第5	他の市町村が被災した場合の措置	212
第6節	公共施設災害復旧計画	212
第7節	り災証明書の発行	215
第5章	公益事業等防災計画	221
第1節	電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所）	221
第2節	ガス施設（広島ガス株式会社）	233
第3節	電信電話施設（西日本電信電話株式会社広島支店、株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモ中国支社）	240
第4節	交通輸送施設	246
第1	西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部	246
第2	日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	253
第3	広島高速交通株式会社	256

第4	日本通運株式会社	262
第5	広島電鉄株式会社	265
第6	広島バス株式会社	269
第7	広島交通株式会社	270
第8	瀬戸内海汽船株式会社	274
第9	広島県広島西飛行場事務所	277
第5節	放送機関	284
第1	日本放送協会広島放送局	284
第2	株式会社中国放送	286
第3	広島テレビ放送株式会社	286
第4	株式会社広島ホームテレビ	292
第5	株式会社テレビ新広島	295
第6	広島エフエム放送株式会社	296
参考	風水害等対策の時系列一覧表	298

第1章 総 則 《消防局防災課》

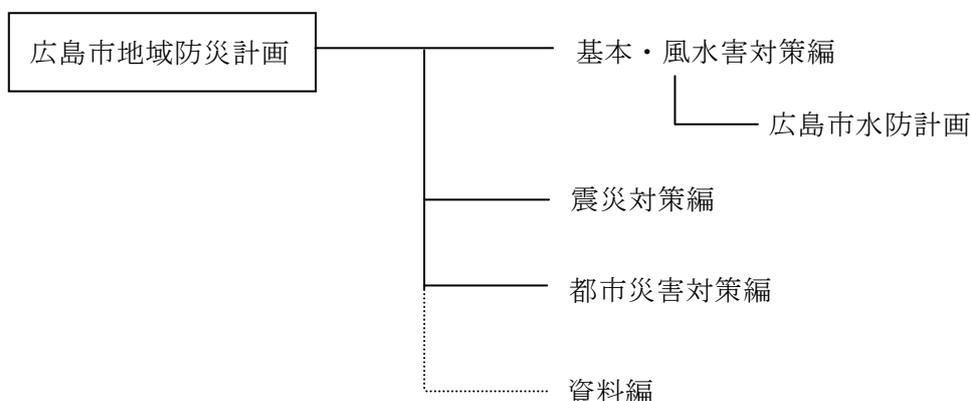
第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、広島市防災会議が作成するものであり、広島市の地域に係る防災に関し、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の体系及び位置付け

広島市地域防災計画の体系は、次のとおりであり、本編を、基本・風水害対策編として位置付ける。



第3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

1 総則

本市及び防災関係機関等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

3 災害応急対策

災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として本市災害対策本部がとるべき措置等について定める。

4 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等に関して、本市が自ら又は防災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

5 公共事業等防災計画

災害対策基本法第6条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災に関する計画で、これら機関が本市と一体となっていくべき災害予防・災害応急対策・復旧対策について定める。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第5 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくものとし、かつ、関係機関等との連携の基に行う防災訓練等を通じ、必要に応じて適宜修正・見直しを行っていくこととする。

第6 計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこれに関する他の計画の習熟に努めるものとする。

第2節 防災業務実施上の基本原則

本市及び防災関係機関等は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

- 1 本市は基礎的な地方公共団体として、市域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、防災関係機関等の協力の下に、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本市の有するすべての機能を十分に発揮して、災害に対処する。
- 2 県は、本市及び指定地方行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、防災関係機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- 3 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その所掌する事務については、本市等に対する指導・助言、その他適切な措置を行う。
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- 5 市域内の公共的団体は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるとともに、次のとおり本市が実施する業務について本市の要請に基づき協力する。
 - (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、公衆衛生推進協議会等
被害調査その他の災害応急対策
 - (2) 医師会及び医療施設、社会福祉施設等の管理者
医療救護、被災者の収容等の応急救助
 - (3) 青年団、女性会、社会福祉協議会等
炊出し、飲料水の供給、被服・寝具の給（貸）与その他応急救助
 - (4) 財広島市都市整備公社防災部、防火連絡協議会、危険物安全協会、少年消防クラブ等
防災思想の普及・啓発への協力
 - (5) 住民の隣保協同の精神に基づく町内会・自治会、自主防災組織等自治組織
住民の避難、警報の伝達、被災者の救護等の応急対策への協力
- 6 防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設の災害に対して自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性及び公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄

与するよう努める。

- 7 本市及び防災関係機関等は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対する配慮や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- 8 市民は、自ら災害教訓を伝承し、平常時から防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。
- 9 広島市防災会議は、本市、県、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 本市

- 1 防災に関する組織の整備
- 2 防災に関する調査・研究
- 3 都市防災化事業の推進
- 4 防災に関する施設及び設備の整備・点検
- 5 防災に関する物資及び資材の備蓄・整備
- 6 防災知識の普及並びに防災教育及び訓練の実施
- 7 市域内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- 8 消防・水防活動その他の応急措置
- 9 避難の勧告・指示又は要避難者の誘導並びに避難場所の開設
- 10 被害状況の調査
- 11 災害情報の収集・伝達
- 12 被災者の救出・救助等の措置
- 13 災害時における保健衛生・文教対策等
- 14 災害時における交通・輸送対策等
- 15 災害時におけるボランティア活動の支援
- 16 災害に関する広報及び広聴の実施
- 17 震災時における被災建築物応急危険度判定
- 18 震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定
- 19 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止措置
- 20 災害復旧・復興
- 21 広島市防災会議に関する事務
- 22 広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知

第2 県

- 1 災害情報の収集・伝達及び被害調査
- 2 災害広報
- 3 被災者の救出・救助等の措置
- 4 被災施設の応急復旧
- 5 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 6 被災児童・生徒等に対する応急教育
- 7 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 8 災害時におけるボランティア活動の支援
- 9 震災時における被災建築物応急危険度判定

- 10 震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定
- 11 自衛隊に対する派遣要請
- 12 災害救助法の適用に関する事項
- 13 広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知

第3 県警察

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の把握
- 3 被災者の救出・救助等の措置
- 4 避難路及び緊急交通路の確保
- 5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- 6 行方不明者の捜索及び死体の見分・検視
- 7 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の勧告・指示及び誘導
- 8 不法事案の予防及び取締り
- 9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- 10 広報活動
- 11 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第4 指定地方行政機関

中国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、広島地方気象台、第六管区海上保安本部

- 各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第5 自衛隊

- 1 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- 2 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

第6 指定公共機関

国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社広島支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島、中国電力株式会社、KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- 各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第7 指定地方公共機関

広島ガス株式会社、広島電鉄株式会社、西鉄運輸株式会社、たをの海運株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、マロックス株式会社、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、広島県厚生農業協同組合連合会、社団法人広島県医師会、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム放送株式会社

- 各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

〔財〕広島市都市整備公社防災部・農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・商工会議所等の産業経済団体、医師会・病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等防災上重要な施設の管理者等、自主防災組織及びその他公共的な活動を営む者等

○ 各団体等の業務に応じた防災上必要な活動及び本市の行う防災活動に対する協力

第4節 本市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、広島県の西部に位置し広島湾に面している。

市の北端(北緯 34° 36' 54")は、安佐北区安佐町鈴張北部で山県郡北広島町に接し、南端(北緯 34° 17' 49")は、広島湾内の似島南端で、南北は約 35km である。また、市の東端(東経 132° 41' 39")は、安佐北区白木町井原東部で安芸高田市に接し、西端(東経 132° 10' 43")は、佐伯区湯来町で廿日市市吉和に接し、東西は約 47km である。

また、鉄道距離で見ると、東京都とは約 895km、大阪市とは約 338km、福岡市とは約 282km の距離にある。

2 地勢

市域内の平地は、太田川、古川、安川などの流域に沿って形成された太田川低地、三篠川に沿ってできた三篠川低地、府中大川及び中山川に沿った府中低地、太田川下流三角州と干拓・埋立地からなる広島低地があつて、これらが広島平野を構成し、瀬野川に沿った瀬野川低地及び海田低地が海田平野を構成し、八幡川、三筋川に沿った八幡川低地が五日市平野を構成している。

丘陵地・台地は低地に隣接し、東部地区に高陽丘陵地、安芸台地、二葉山丘陵地、府中仁保丘陵地、畑賀丘陵地、矢野丘陵地などがあり、西部地区に安川丘陵地、大下台地、山本丘陵地、己斐丘陵地、田方丘陵地、鈴が峰丘陵地、観音台地などがある。

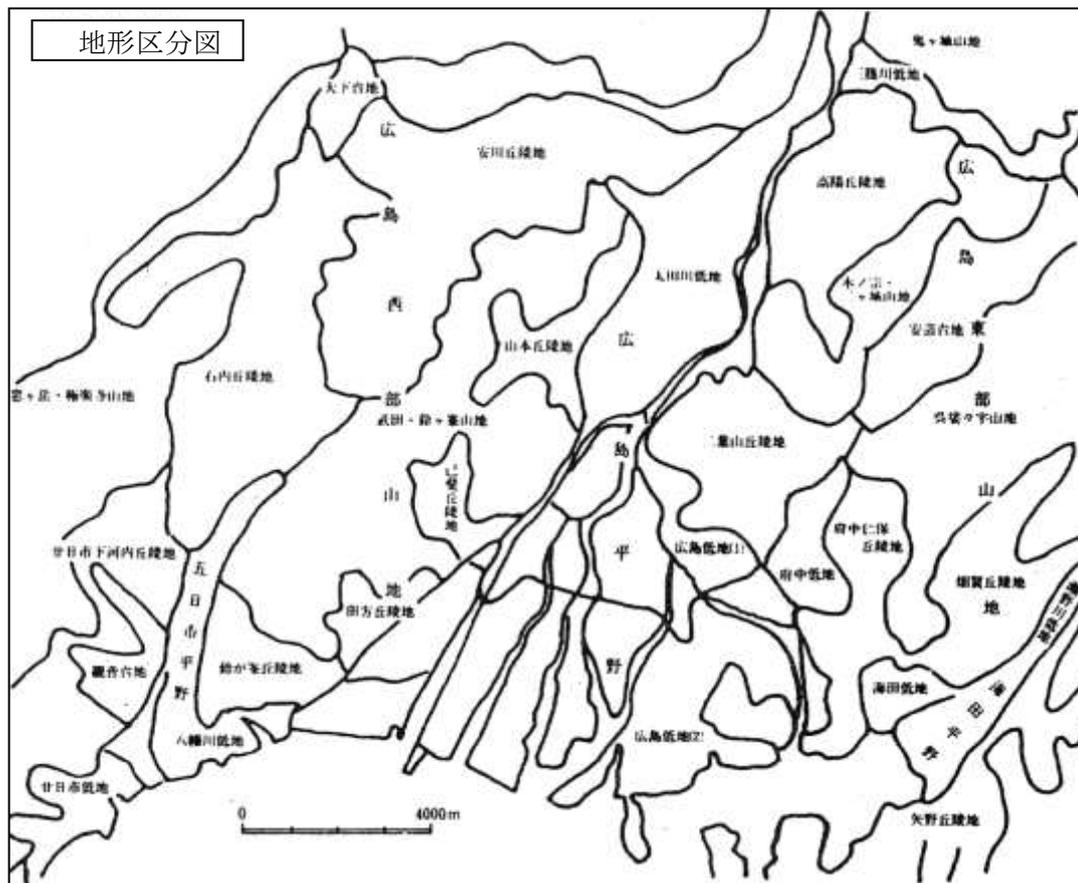
平地部の基盤高(基準面 T.P)の概況は、飯室 64m、可部 22m、緑井 11m、祇園 6.7m、横川 4m、千田町 2.2m、宇品 1.0~-0.3mなどで、北部から南部にかけて緩やかに傾斜しており、また、デルタ市街地の南部は、広島湾の朔望平均満潮 1.89m、平均満潮位 1.33m 以下のところが多い(別図「地盤断面図」参照)。また、広島湾には似島、金輪島のほか、無人島の峠島、大カクマ島(弁天島)、小カクマ島(小弁天島)、津久根島が点在している。

山地は北部、東部、西部にあり、標高 600m以上の山岳も多く点在している。北部山地には、安佐町及び旧可部町に滝山、牛頭山、片廻山、堂床山、冠山、備前坊山などの高山がある。東部山地には、白木町中部から南西方向に押手山、白木山、鬼ヶ城山などが、また、三篠川を隔てて南側を同方向に高鉢山、長者山、藤ヶ丸山、呉娑々宇山などが、さらに瀬野川を隔てて南側を水ヶ丸山、鉾取山などが並列して連なっている。また、西部山地には、吉山川西部の市界を南西方向に笹ヶ丸山、東郷山などが、旧佐東町から沼田町伴の北部から西部にかけて阿武山、権現山、荒谷山、岳山、向山、窓ヶ山などが、また、太田川下流西側を旧祇園町から井口町にかけて武田山、火山、己斐峠、鬼ヶ城山、鈴ヶ峰などが連なっている。

市域内を流れる河川の水系は、太田川水系と瀬野川水系及び八幡川水系がある。中国山地の高峰冠山(1,339m)を水源地とする太田川は、柴木川、筒賀川、滝山川、水内川などの支流を合流して本市の北西部安佐町に入り、湾曲しながら南東流して可部盆地に流入し、そこから南南西流して瀬戸内海に注いでいる。この太田川は市域内で上流では小河内川、吉山川、鈴張川、行森川、大毛寺川、根谷川、三篠川、古川などを合流し、下流では西か

ら太田川、天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川の六つの河川に分岐して広島湾に注いでいる。また、太田川の流域面積は約 1,710 km²で、延長は約 103 kmに及んでいる。瀬野川は、東広島市志和町付近の谷中に端を発し、南西流して熊野川及び畑賀川を合流して海田湾に注いでおり、その流域面積は約 122 km²で、熊野川から瀬野川に連なる流路延長は約 22 kmである。また、八幡川は、佐伯区湯来町付近の谷に端を発し、石内川を合流して広島湾に注いでおり、その流域面積は約 83 km²で、延長は約 21 kmである。

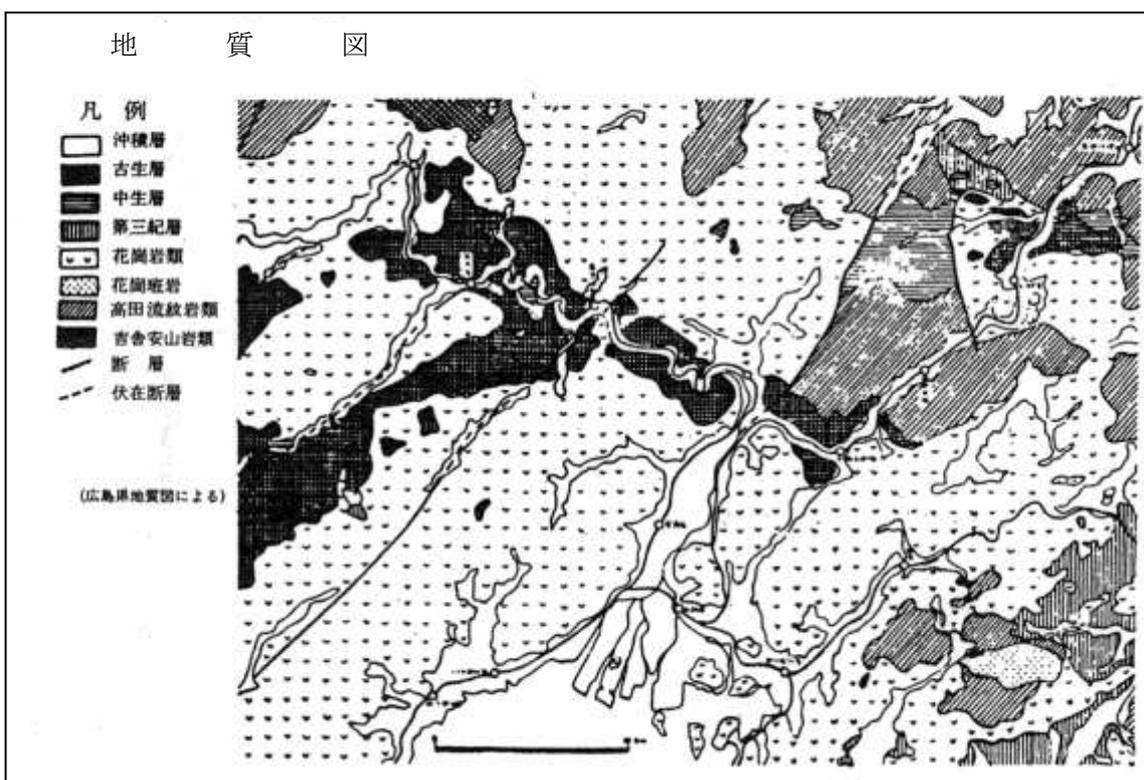
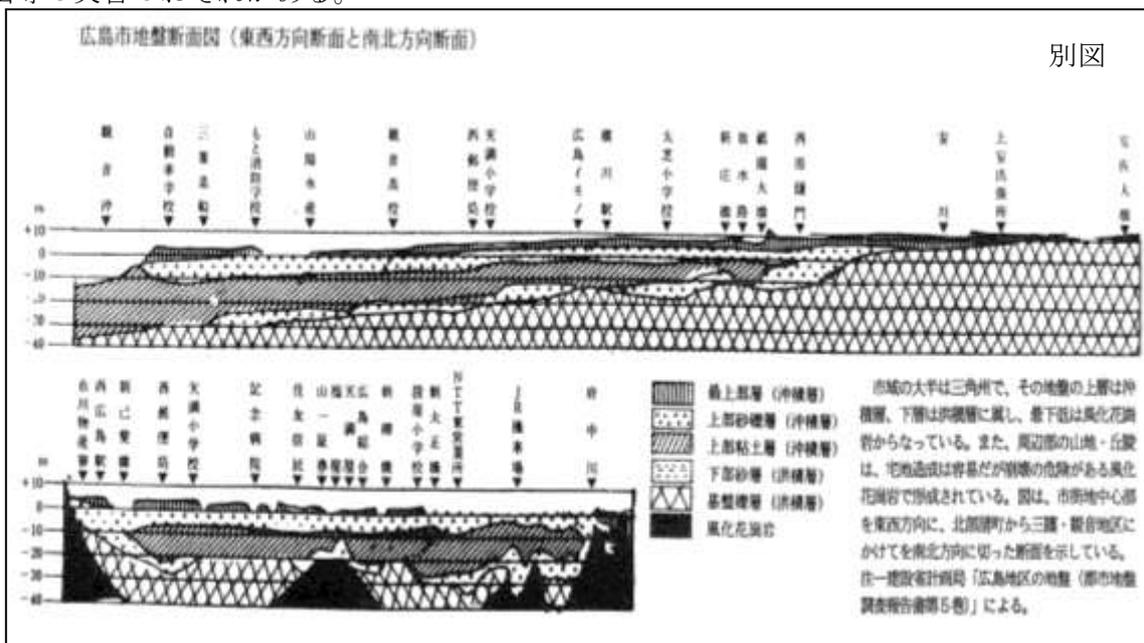
このような地勢は、水と緑に恵まれた都市景観を与えている反面、土地利用の面で地形上の制約となり、市街地での洪水や高潮による災害、周辺山麓部でのがけ崩れや土石流による災害の発生の危険性がある。



3 地 質

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。古生層は高陽町の木ノ宗山、鬼ヶ城山及び旧佐東町の阿武山から太田川沿いに北西方面、吉山川西の急峻な山地に分布し、各所で花崗岩に貫かれ、主として粘板岩よりなっている。高田流紋岩類は白木町白木山一帯に分布している。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積されており、主として砂礫よりなっている。沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっている。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっている。

このように、旧市域の市街地の大半は軟弱な地層であり、構造物の建築に際しては、耐震に一段の考慮を必要とし、また、周辺部では花崗岩の風化層の崩壊によるがけ崩れや土砂流出等の災害のおそれがある。



4 気 候

本市の気候は温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内気候区に属している。これは冬の季節風に対しては中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。平年値（統計期間 1981～2010 年）の月平均気温は 1 月 5.2℃、8 月 28.2℃、年平均 16.3℃と比較的温暖である。

年平均気温は、1980 年代後半から顕著な上昇を示し、1905 年～1909 年の 5 年平均と 100 年後の 2005 年～2009 年の 5 年平均の差を見ると、1.8℃上昇している。

降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均 1,537.6 mm と瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。

卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。風が強いのは冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び 8・9 月に来襲する台風に伴う暴風である。特に被害を与えるような強い風はほとんど台風によるもので、その時の風向は南又は北が多くなっている。

5 災害環境

(1) 台風常襲地帯

本市は、昭和 34 年に、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）に基づく総理府告示により、台風常襲地帯として指定されている。

(2) 浸水想定区域

本市域においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深も公表されている。

指 定 河 川 名	作 成 主 体	指 定 年 月 日
太田川水系太田川、根谷川	国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所	平成 13 年 7 月 31 日
太田川水系三篠川		平成 13 年 10 月 31 日
太田川水系天満川		平成 21 年 6 月 22 日
太田川水系旧太田川		
太田川水系元安川		
太田川水系古川		
八幡川水系八幡川	広島県西部建設事務所	平成 18 年 3 月 30 日 平成 20 年 12 月 25 日追加指定
太田川水系安川		平成 20 年 3 月 21 日
太田川水系三篠川		
太田川水系根谷川		
太田川水系水内川		
瀬野川水系瀬野川		
太田川水系府中大川		平成 20 年 12 月 25 日
太田川水系鈴張川		
岡ノ下川水系岡ノ下川		
太田川水系南原川		

(参考) 広島県が公表した県管理区間の浸水想定区域

公 表 河 川 名	作 成 主 体	公 表 年 月 日
太田川水系京橋川	広島県	平成 21 年 9 月
太田川水系猿猴川		

(3) 土砂災害警戒区域

本市域においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、広島県知事により平成 15 年 3 月 31 日に全国で初めて土砂災害警戒区域が指定され、以降順次指定されている。

- (資料編) 1-4-1 広島市の気温・降水量・風向・風速等
1-4-2 過去の災害状況

第2 都市的条件

1 人口

本市の人口は、国勢調査（平成22年10月1日実施）によれば、1,173,843人で、行政区別の人口は、安佐南区の233,733人が最も多く、次いで西区、安佐北区、南区、佐伯区、中区、東区、安芸区の順となっている。

面積1㎏当たりの人口密度は、全市では1,297人であり、デルタ市街地（中区、東区、南区、西区）・周辺部（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）別にみた場合、デルタ市街地では4,949人、周辺部では757人となっており、デルタ市街地は、周辺部に比べ6.5倍の人口密度を示しており、更に昼間流入人口を考慮すれば、都市災害による人的被害の危険性が中央に集中している。

人口分布状況

区分	人口(人)	人口密度(人/㎏)	面積(㎏)
総数	1,173,843	1,296.5	905.41
中区	130,482	8,506.0	15.34
東区	120,751	3,066.3	39.38
南区	138,190	5,296.7	26.09
西区	186,985	5,242.1	35.67
安佐南区	233,733	1,994.1	117.21
安佐北区	149,633	423.5	353.35
安芸区	78,789	838.1	94.01
佐伯区	135,280	603.0	224.36

2 建築物等

(1) 建築物の推移

市域における建築物の推移を見ると、平成23年度の総数は、40,682件で、前年度比103件の減少となり、工業系は減少傾向にある。

(2) 用途別分布状況

市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランジ部に集積しているが近年各用途とも分散傾向にある。

(3) 中高層建築物（4階建以上）

市域における中高層建築物（4階建以上）は、平成24年3月末日現在14,990棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。

この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。

3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設（以下本編において「危険物施設等」という。）

市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、平成23年度の総数は、危険物施設1,905件、高圧ガス施設2,135件、火薬類施設47件で、高圧ガス施設を除き、平成7年度をピークに減少傾向にある。

- (資料編) 1-4-3 建築物の推移と分布状況
1-4-4 中高層建築物の分布状況
1-4-5 危険物施設の推移と分布状況

第5節 災害の想定

この計画において想定する災害は、本市の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、概ね次のとおりとする。

なお、台風や豪雨等による風水害に係る被害の予測を具体的な数値として算出することは、現段階では困難であることから、今後の国等の調査研究を踏まえ対応することとする。

また、台風や豪雨、地震等は、自然現象であり、想定を超える被害が発生する可能性がある。

1 台風や豪雨等による風水害

- (1) 高潮による浸水
- (2) 洪水による浸水
- (3) 低地帯等の内水氾濫による浸水
- (4) 大雨による土石流・がけ崩れ等
- (5) 強風・竜巻による家屋の倒壊等

2 地震による災害（別編「震災対策編」による。）

3 大規模な事故等による災害（別編「都市災害対策編」による。）

第2章 災害予防計画

第1節 方針 《消防局防災課》

第1 計画及び事業推進

この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

なお、具体的な事業については、本市が別に定める「災害に強いまちづくりプラン」等に基づき、計画的に推進するものとする。

第2 市民と行政が一体となった取組

災害に強いまちづくりは、行政機関・公的機関の責務として取り組まなければならないものであるが、一方、防災の主体は市民自身であり、「わが身は自分で守る」という市民の自覚があってこそ実現できるものである。

したがって、「災害に強いまちづくり」のアプローチとして、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を前提にするものである。

1 防災まちづくり

「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」を〔防災まちづくり〕と定義し、安心して暮らせる住み良い『万人の故郷広島』の創造——すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島の創造——を目標とする。

2 市民と行政の役割分担

災害予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列的な局面ごとに整理した場合、次のとおりとなる。【震災時等を含む。】

(1) 災害による被害を出さないために

区 分	市 民	広 島 市
個別建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転 	<ul style="list-style-type: none"> ○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○住宅耐震診断補助制度の実施 ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防災まちづくり事業への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導

(2) 災害による被害を軽減するために～人命救助・救護

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○救急セット（包帯・三角巾・消毒薬等）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○救助隊・救急隊の整備 ○医療・救護体制の整備 ○自主防災組織用救助資機材の配備

訓練等の実施	○救助資機材を用いた救助訓練の実施 ○応急手当訓練の実施	○救助訓練に対する助言・指導 ○応急手当講習の開催
協力体制の整備	○近隣の災害時要援護者の把握	○他の地方公共団体等との応援協定の締結 ○民間団体等との協力協定の締結 ○災害時要援護者情報の把握体制の整備
その他		○災害情報の収集・分析・連絡体制の整備 ○建築物応急危険度判定士の育成 ○専門家等との連携体制の確保

(3) 災害による被害を軽減するために～消火活動

区分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○消火器の整備 ○バケツ等の共同整備 ○自衛消防隊の編成・資機材の整備	○消防力の整備 ○消防水利の多様化
訓練等の実施	○消火器・バケツリレー等による消火訓練の実施 ○自衛消防隊の消火訓練の実施	○消火訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所との応援協定の締結	○他の消防本部等との応援協定の締結

(4) 安全に避難するために

区分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○携帯ラジオ・懐中電灯等の整備	
訓練等の実施	○避難誘導訓練の実施 ○避難場所・避難経路等の確認	○避難誘導訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所等との応援協定の締結 ○近隣の災害時要援護者の把握 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○民間団体等との協力協定の締結 ○災害時要援護者情報の把握体制の整備 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
その他	○家族等との緊急時連絡方法等の確認	○災害情報の提供体制の整備 ○避難場所・避難路の整備 ○市民の防災意識の啓発

(5) 避難場所での円滑な生活を過ごすために

区分	市 民	広 島 市
市街地等の整備		○輸送拠点の整備 ○緊急輸送道路の整備
資機材等の整備	○食料・飲料水、衣類等の非常持ち出しの準備	○食料・生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 ○応急給水体制の整備 ○ごみ処理体制・し尿処理体制の整備 ○防疫体制の整備 ○被災者の心身の健康保持体制の整備
訓練等の実施	○生活避難場所運営マニュアルの検証訓練の実施	○生活避難場所運営マニュアルの検証訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○生活避難場所運営マニュアルの整備 ○災害ボランティア活動への参加	○生活避難場所運営マニュアルの整備に対する助言・指導 ○災害ボランティアとの連携・支援体制の整備

(6) 正常な市民生活の回復のために

区分	市 民	広 島 市
ライフラインの復旧		○ライフライン復旧体制の整備
応急仮設住宅の設置		○応急仮設住宅の設置場所の適地選定

生活の援護	○現金・貯金通帳・印鑑・保険証等の非常持ち出しの準備	○り災証明書の発行体制の整備 ○災害救助法等に基づく援護施策の実施
被災地域の復旧・復興	○被災地域の復旧・復興事業への協力及び被災建築物等の再建	○被災した公共施設の早期復旧 ○被災地域の復旧・復興事業の実施

第2節 風水害予防計画

第1 洪水予防対策

1 河川の状況《下水道局河川課》

本市における河川の状況は、以下のとおりである。

区分	河川名	延長	管理	摘要	区分	河川名	延長	管理	摘要	
一級河川	太田川	47.50 km	国	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区	一級河川	小河原川	4.00 km	県	東区、安佐北区	
	天満川	6.40	〃	中区、西区		麻下川	2.50	〃	安佐北区	
	旧太田川	8.67	〃	中区、西区、東区		湯坂川	3.40	〃	〃	
	元安川	5.40	〃	中区、南区		三篠川	19.00	〃	〃	
	古川	7.20	〃	安佐南区		河津川	4.40	〃	〃	
	根谷川	5.45	〃	安佐北区		関川	2.90	〃	〃	
	三篠川	9.45	〃	〃		栄堂川	8.90	〃	〃	
	戸坂川	0.10	〃	東区		御幸川	1.82	〃	西区	
	京橋川	6.20	県	中区、東区、南区		堂の迫川	0.59	〃	安佐南区	
	猿猴川	5.50	〃	南区		前原川	1.40	〃	〃	
	府中大川	3.90	〃	東区、南区		水内川	22.10	〃	佐伯区	
	中山川	2.00	〃	東区		伏谷川	4.60	〃	〃	
	戸坂川	1.37	〃	東区	打尾谷川	8.43	〃	〃		
	二又川	1.10	〃	東区	二級河川	八幡川	20.90	県	西区、佐伯区	
	三滝川	0.32	〃	西区		瀬野川	12.80	〃	南区、安芸区	
	八幡川	1.35	〃	西区		畑賀川	3.20	〃	安芸区	
	八幡川放水路	1.19	〃	西区		熊野川	8.50	〃	〃	
	山本川	3.10	〃	西区、安佐南区		矢野川	3.20	〃	〃	
	東山本川	0.45	〃	安佐南区		尾崎川	0.50	〃	〃	
	安川	8.45	〃	〃		石内川	8.73	〃	佐伯区	
	奥畑川	3.80	〃	〃		岡ノ下川	2.79	〃	〃	
	大塚川	2.84	〃	〃		梶毛川	4.37	〃	〃	
	新安川	0.60	〃	〃		木末川	5.13	〃	〃	
	吉山川	15.80	〃	安佐南区、安佐北区		準用河川	寺山川	0.90	市	東区
	高山川	1.90	〃	安佐北区			岩上川	1.53	〃	安佐北区
	小河内川	9.10	〃	〃	榎山川		0.66	〃	安芸区	
	鈴張川	5.50	〃	〃	中道川		0.68	〃	佐伯区	
	行森川	4.00	〃	〃	堀川		2.52	〃	中区	
	大毛寺川	5.30	〃	〃	普通河川	中山川ほか652河川	539.80	市	一部砂防指定地の河川数及び延長を含む。	
	根谷川	6.65	〃	〃		砂防指定地	法導寺川ほか290河川	403.24	県市	砂防指定地
	南原川	7.70	〃	〃						
	桐原川	2.50	〃	〃						
	山倉川	0.94	〃	〃						
矢口川	1.15	〃	〃							
諸木川	3.20	〃	〃							
落合川	1.20	〃	〃							
奥迫川	0.75	〃	〃							

(河川の位置については水防計画附図参照)

2 河川の改修

(1) 太田川の改修《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

ア 下流デルタ域

(ア) 放水路

放水路工事は、昭和7年度から着工し、己斐・福島地区の掘削、浚渫、護岸等の一部が施工され、戦争による中断後、昭和21年から再開されたが、用地買収、漁業補償問題等が難航した。しかし、昭和26年から30年にかけて、これらも順次解決し、その後は工事も順調に進み、昭和40年には、分派口の放水路可動堰（祇園水門）及び本川側分水堰（大芝水門）等の建設工事がそれぞれ完成し、昭和40年5月に待望の通水を行い、現在は護岸、床止など一部を残して完成に至っている。

(イ) 市内派川

市内派川については、昭和45年に旧太田川、同46年に天満川、同47年に元安川が国管理区間に編入された。これらの派川のほぼ全区間が高潮の影響を受けるため高潮対策事業として改修を促進している。

イ 下流部

昭和18年9月、同20年9月の再度にわたる出水により、昭和21年度から可部地区の改修に着手したが、重点が放水路に置かれていたため、下流部の改修は遅れ気味であった。放水路通水後の昭和41年度からは小田、川内、東原、矢口、温井地区の改修が促進され、派川古川の締切りも昭和44年度をもって完了した。

その後、堤防の強化を図るため、高水護岸等の整備を行っている。

ウ 中流部

昭和47年7月の洪水による大災害を契機に、昭和50年4月、同51年5月及び同52年4月の3回に分けて、国管理区間に編入された。この区間は未改修地区を多く残しており、谷底平野の集落を守るため築堤護岸を施工することとし、緊急を要する箇所より逐次改修を進めている。

エ 支川

三篠川は、昭和40年6月、同年7月の再度にわたる大災害のため、昭和40年に緊急3ヶ年計画を策定して、災害復旧との合併施工により、本格的な改修を行い、下流地区の築堤護岸は既に完成しており、現在は、昭和42年に区域延長になった上流地区に築堤護岸を施工している。

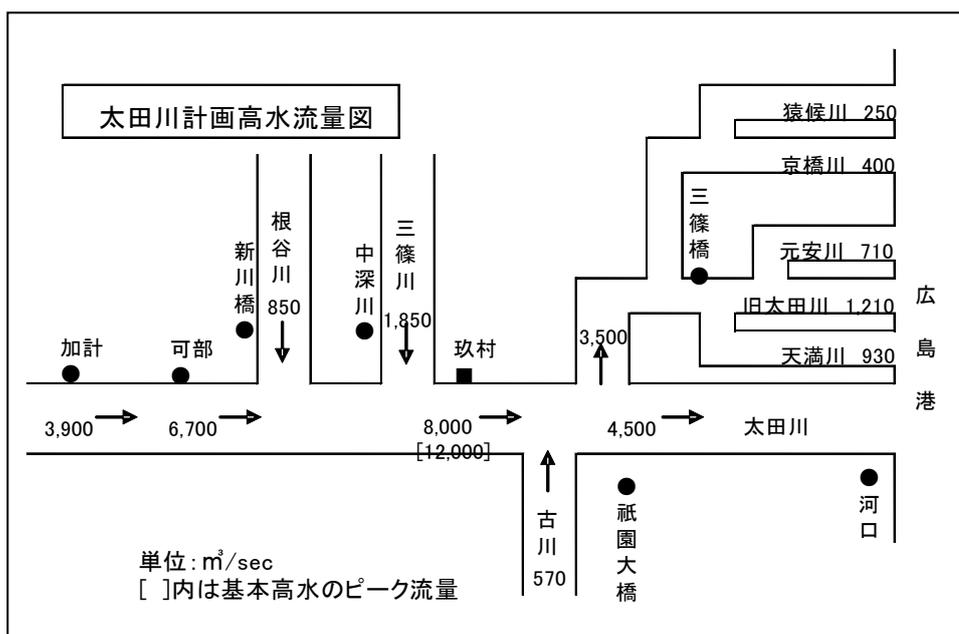
根谷川は、可部町周辺の宅地化に対処して昭和43年度より本格的な改修工事に着手した。現河道は極めて狭小であるうえ、堤防が低く老朽が著しいので大幅な引堤を行うとともに、築堤護岸の施工を促進している。

古川は、従来太田川の洪水流の分派流路的役割を果たしてきたが、昭和44年に分派点が締切られ、その役割を終えたことから、安川合流点より上流部は、周辺の都市化の進む中で、都市河川として必要な緑地空間の形成並びにレクリエーションの場を提供するための改修を進めている。一方、安川合流後の下流部は築堤護岸を施工している。

オ 太田川計画高水流量

平成19年の太田川河川整備基本方針の施行にともない、基本高水はそのピーク流量を基準地点玖村において12,000 m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により4,000 m³/sを調節し、河道への配分量を8,000 m³/sとした。計画高水流量は、加計において3,900 m³/sとし、下流支川と合わせ、可部において6,700 m³/s、さらに、支川三篠川、根谷川からの流量を合わせ、基準地点玖村において8,000 m³/sとし、大芝において旧太田川に3,500 m³/sを分派し、太田川（放水路）は河口まで4,500 m³/sとした。なお、支川の計

画高水流量は三篠川において 1,850 m³/s、根谷川において 850 m³/s、派川の古川において 570 m³/s とした。



(2) 県管理河川の改修《県河川課》

ア 一級河川 安川

安川流域は、本市のベッドタウンとして加速度的に宅地開発が進められ、開発に伴う流路の是正及び河積の拡大は重要な課題となっている。このため、昭和 17 年度を初年度とし、古川合流点から大塚川合流点までの 8,250m の改修を進め、平成 3 年度末に一次改修が完了した。引き続き、平成 4 年度から二次改修に着手、計画高水流量 220～450 m³/sec として改修を進めている。

イ 一級河川 三篠川

三篠川は、上流部は県知事が管理、下流部は国土交通大臣が管理している。県管理区間については、昭和 41 年度以降、安佐北区白木町内の約 4,750m を対象に、計画高水流量 1,200 m³/sec として改修を進めている。

ウ 一級河川 小河原川

小河原川は、東区と安佐北区を流下し、三篠川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、計画区間 3,615m のうち平成元年度より安佐北区の 2,165m を広島県が、平成 9 年度より東区の 1,450m を広島市が計画高水流量 100～280m³/sec として改修を進めている。

エ 一級河川 府中大川

府中大川は、東区から安芸郡府中町、南区を流下し、猿猴川へ合流する河川であり、流域の重要度の高い都市河川としての整備が重要な課題となっている。

そのため、計画区間 3,750m のうち下流側 3,000m が平成 6 年度までに暫定完了し、その上流の 750m の区間について平成 7 年度より計画高水流量 100m³/sec として改修を進めている。

オ 一級河川 鈴張川

鈴張川は、安佐北区を流下し、太田川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、昭和 55 年度以降、計画区間 3,340m を対象に計画高水流量 260～350m³/sec として改修を進めている。

(3) 準用河川の改修《下水道局河川課》

本市が管理する準用河川は、5河川（寺山川、岩上川、榎山川、中道川、堀川）で、総延長は6,290mである。

寺山川は、東区福田地区を流下し、一級河川小河原川に流入する流域面積1.63km²、流路延長900mであり、岩上川は、安佐北区岩上地区を流下し、一級河川落合川に流入する流域面積1.29km²、流路延長1,530mであり、榎山川は、安芸区瀬野川地区を流下し、砂防指定地内河川榎山川に流入する流域面積3.16km²、流路延長660mであり、中道川は、佐伯区五日市地区を流下し、砂防指定地内河川野登呂川に流入する流域面積0.29km²、流路延長680mであり、これらの流域は、近年急速に市街化が進み、流出量の増大が予想されている。

このような現状に対処するため、昭和62年度より寺山川、平成元年度より岩上川、平成2年度より榎山川・中道川について準用河川改修事業による整備に着手し、榎山川・中道川については改修を完了した。

(4) 普通河川の改修《下水道局河川課》

本市が管理する普通河川は、653河川で総延長は540km（平成24年4月1日現在）ある。これらの河川のうち約5割は、河積が狭くかつ自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。

こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら既往最大時間雨量79.2mmの降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画（附表）の「水防上重要な場所」に定めるところによる。

(5) ため池の整備《経済観光局農林整備課》

かんがい用として作られているため池は、そのほとんどが土堰堤であり、さらに建設された時期も明治時代から昭和初期がほとんどであることから、老朽化が進み災害危険を持っている。このため、危険度の高いため池から順次整備を行い、災害を未然に防止する必要がある。

3 警戒避難体制の整備《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定を受けた洪水予報河川又は水位周知河川における浸水想定区域については、円滑かつ迅速な避難を確保するために、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法及び避難場所等（水防計画別表第13において規定）

(2) 地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「災害時要援護者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（水防計画別表第14において規定）

なお、地下街等及び災害時要援護者利用施設は次のとおりとし、これらの施設への洪水予報等の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。

【地下街等】

- | |
|------------------------|
| ア 地下街及び地下で地下街に接続する施設 |
| イ 地下で地下道に接続する施設及び当該地下道 |

【災害時要援護者利用施設】

- ア 病院、診療所、助産所
ただし、入院病床を有するものに限る。
- イ 幼稚園、特別支援学校
- ウ 社会福祉施設等で次に掲げるもの
 - (ア) 生活保護法による保護施設
 - (イ) 老人福祉法による老人福祉施設
 - (ウ) 障害者自立支援法による障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所
 - (エ) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設
 - (オ) 障害者自立支援法によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設
 - (カ) 児童福祉法による児童福祉施設
 - (キ) (ア)から(カ)に掲げるものに類するもの
- エ 介護サービス施設・事業所で次に掲げるもの
 - (ア) 介護老人保健施設
 - (イ) 介護療養型医療施設
 - (ウ) (介護予防)短期入所療養介護事業所
 - (エ) (介護予防)通所リハビリテーション事業所
 - (オ) (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
 - (カ) (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
 - (キ) 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
- オ 原爆養護ホーム

- (3) 水防計画別表第14に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、共同して次の事項を記載した計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。

本市は、報告された避難確保計画をホームページ等で公表する。

- ア 洪水時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ウ 利用者の洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項。
- エ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ その他利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(資料編) 2-2-1 準用河川・普通河川の現況

第2 高潮・津波災害の予防対策

広島港における海岸及び河川の護岸については、国、県の港湾、河川部局等がその整備（管理）を担当していることから、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当者会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。

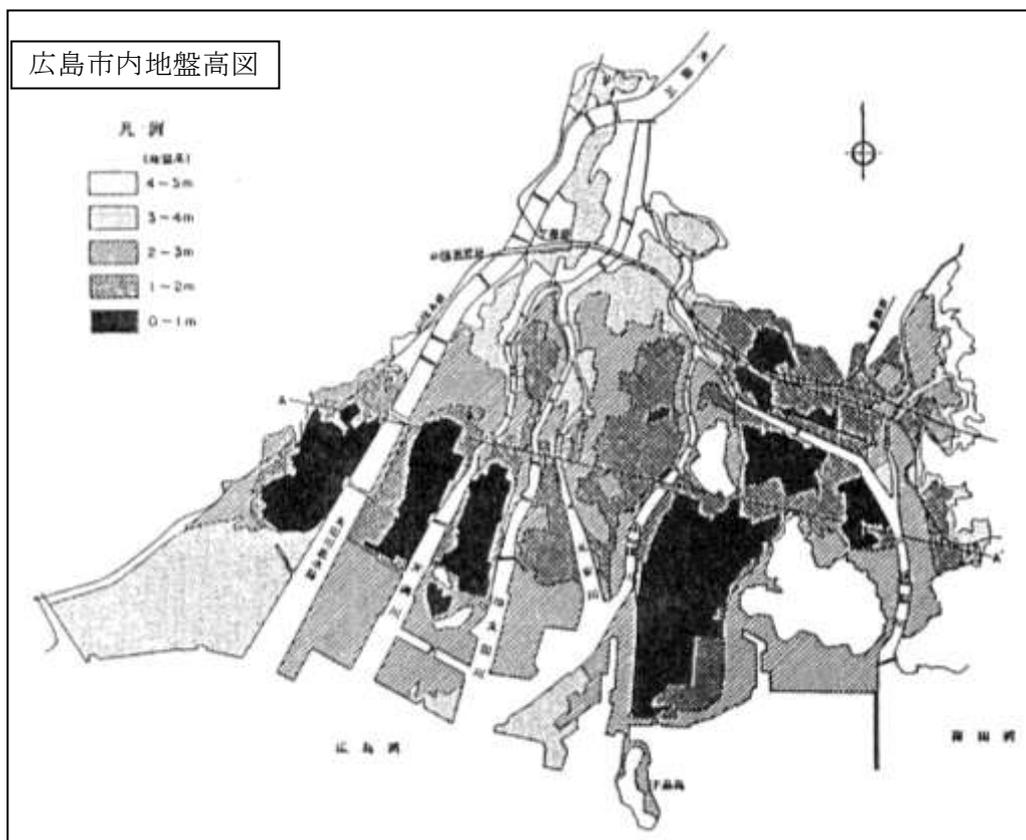
1 太田川高潮対策事業《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

太田川河口に形成されたデルタ市街地は古くから高潮による被害が多く発生している。昭和初頭から始められた河川改修工事は放水路を主として施工されたため市内派川の堤防は劣弱であり、一たび大規模な高潮が来襲すれば、その被害は想像を絶するものがある。

本事業は、本市に伊勢湾台風級の台風が最悪のコースを通過して来襲しても安全に対処し

得るように、太田川放水路、天満川、旧太田川、元安川に高潮堤を建設し、併せて都市河川の環境を整備するものである。

堤防法線は原則として現河岸に沿うが、洪水能力の不足する箇所等については法線の是正を行う。河幅の余裕のある下流部は背後地の状況を勘案して表腹付とする。旧太田川下流部において昭和 55 年度より工事に着手し、引き続き施工中である。



2 広島港海岸保全施設整備事業

(1) 国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》

平成 17 年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の 5 地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図る。

なお、平成 17 年度から調査設計を行い、平成 27 年度までの完成を予定している。

(2) 県施行事業《県港湾企画整備課》

広島港の高潮対策（海岸保全施設整備事業）については、国（国土交通省）の海岸事業第 1 次五ヶ年計画（S45～S49）に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面（+4.61）に余裕高を加えた天端高（+5.5～6.0）で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。

第 2 次 5 年計画（S51～S55）からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高（+6.0～8.2）により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。

現在は、平成 11 年の台風 18 号及び平成 16 年の台風 18 号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。

なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成 12 年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成 15 年度に基準水面を変更したことにより、天端高（+6.1～8.3）の見直しを行った。

県整備実施地区：出島、宇品外貿・中央、宇品内港、似島
 県整備計画地区：元宇品、宇品東、丹那、向洋

3 一級河川京橋川・猿猴川・府中大川高潮対策事業《県河川課》

広島市の市街地は太田川の形成するデルタ上にあり、海の埋立てによって発展してきた。従って市街地の標高も低く、ゼロメートル地帯がデルタ市街地の3分の1以上を占めている。また、高潮の起こりやすい地形でもある。

本事業は、堤防方式により高潮被害から市街地と住民の生命、財産を守り、国土の保全を図るものである。京橋川左岸5,400m、右岸5,100m（天端高T. P+5.0m、御幸橋より下流はT. P+5.40m）、猿猴川左岸5,500m、右岸6,200m（天端高T. P+5.0m）、府中大川左右岸各1,200m（天端高T. P+5.0m）、計左岸12,100m、右岸12,500mの防潮堤を計画し、昭和45年度より改修を進めている。

4 啓発活動の推進

高潮、津波による被害軽減を図るため、過去の高潮浸水区域及び広島県津波浸水予測図による浸水予測区域を住民へ周知するとともに、高潮ハザードマップ及び津波ハザードマップを作成し、地理情報システム（GIS）の活用により防災情報を発信する等防災意識の啓発を積極的に推進する。

5 浸水時避難計画マップの作成等《消防局防災課・各消防署、各区地域起こし推進課》

高潮、津波からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

第3 内水氾濫・滞水予防対策

1 公共下水道整備事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道は、汚水とともに雨水の排除も目的として、整備を行っている。

既設の合流式区域では、雨水排水に対する施設能力が不足しているため、増補施設の整備を進めている。

2 下水道新設・改良事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道が整備されるまでの間、局所的に発生している浸水を緩和するため、暫定的なマンホールポンプ等の整備を行っている。

3 啓発活動の推進《下水道局計画調整課》

浸水による被害軽減を図るため、浸水発生頻度の高いデルタ市街地における浸水ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。

（資料編） 2-2-3 広島市公共下水道整備計画

2-2-4 広島市排水ポンプ場一覧表及び排水ポンプ場危険水位等連絡系統図

第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策

1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約4,000か所にも及んでいる。

こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。

(1) 急傾斜地崩壊対策防止事業の推進《下水道局河川課》

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同

区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。

なお、市域における急傾斜地崩壊危険箇所は、県の調査によれば 3,634 か所となっている。(資料編「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」参照)

項 目	内 容	実 施 担 当
指定と指定に伴う防災工事の働きかけ	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び防災工事の促進を県に働きかける。	下水道局河川課 各区地域整備課
指定地区における建築制限	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく災害危険区域の指定により新築等の建築制限を行う。	都市整備局建築指導課 各区建築課
備 考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。	

(2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》

崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業及び広島市里山林地崩壊地復旧事業を推進する。

なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば 3,816 地区となっている。(資料編「山地災害危険地区総括表」参照)

こうした状況を踏まえ、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。

(3) 公園法面防災事業の推進《都市整備局公園整備課》

市街地周辺の山地部緑地や市街地内の島状緑地に開設された公園緑地の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

(4) 道路法面防災事業の推進《道路交通局道路課》

道路利用者の安全な通行を確保するため、本市が管理する道路の法面について災害危険箇所を定め、計画的に法面崩壊の復旧や予防措置を推進する。

(5) 墓地法面防災事業の推進《健康福祉局環境衛生課》

本市が管理する墓地法面の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

(6) 啓発活動の推進《消防局防災課》

山・がけ地周辺の住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布等を積極的に推進する。

2 土石流災害の予防対策

市域における土石流危険渓流は、県の調査結果によれば 2,402 か所となっている。(資料編「土石流危険渓流一覧表」参照)

こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。

(1) 砂防工事の促進《下水道局河川課》

県に対し、土石流危険渓流への砂防工事の実施を働きかけるとともに、当該渓流が危険である旨の表示板等の設置を促進する。

また、平成 13 年度から国が県西部(広島市の一部、廿日市市、大竹市の一部)で実施している砂防事業(「広島西部山系直轄砂防事業」)の促進についても積極的に働きかける。

(2) 啓発活動の推進《消防局防災課》

土石流危険渓流を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布等を積極的に推進する。

3 地すべり災害の予防対策《下水道局河川課、消防局防災課》

市域における地すべり危険箇所は、県の調査によれば 4 か所となっている。(資料編「地すべり危険箇所一覧表」参照)

こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の実施を働きかけるとともに、地すべり危険箇所の住民への周知を図る。

4 宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 宅地造成工事に対する規制と指導

市域における宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約 65%に当たる 59,126ha が指定されており、平成 24 年 3 月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は 58 か所、370.04ha となっている。

（広島市水防計画別表第 4 「3 未完成の宅地造成地」参照）

こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。

項目	内容	実施担当（根拠法令）
指導	① 宅地造成工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課・各消防署 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 宅地造成等規制法 第 16 条・第 17 条 災害対策基本法 第 59 条 </div>
	② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について防災計画を提出させる。	
勸告	宅地造成に伴う災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。	
命令	宅地造成に伴う災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置をとることを命令する。	

(2) 既成宅地に対する指導等

既成宅地においては、その地形及び地質の特質から、集中的な降雨時等がけ崩れ等の災害が発生するおそれのある宅地が相当数存在している。

既成宅地災害を防止するため、宅地の関係者に対し、次の指導等を行う。

項目	内容	実施担当（根拠法令）
指導	災害発生のおそれのある宅地の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課
勸告 命令	防災上危険な宅地については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備局宅地開発指導課 ・建築指導課 ・各区建築課 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 宅地造成等規制法 第 16 条・第 17 条 建築基準法 第 10 条 </div>
助成	上記の勧告、命令を受けた者等に対し、工事費の一部融資を行う。	・都市整備局宅地開発指導課

5 土砂堆積災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 土砂堆積等の規制

建設残土等土砂の処分による災害の発生の危険を排除するため、広島市土砂堆積等規制条例に基づき土砂の堆積等を規制することにより、土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

(2) 土砂堆積に対する措置命令等

土砂堆積による災害を防止するため、土砂堆積に関して次の措置命令等を行う。

項 目	内 容
指 導	① 土砂堆積の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。
	② 工事中の土砂堆積の関係者に対し、工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について防災計画を提出させる。
土砂搬入禁止区域の指定等	土砂堆積による土砂の崩壊、流出等により市民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき、土砂の搬入を禁止する区域を指定し、土砂の搬入を禁止する。
命 令	広島市土砂堆積等規制条例等の規定に違反した場合には、土砂堆積その他の必要な措置を命令する。
公 表	土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、違反者の氏名、違反等の事実を公表する。

6 警戒避難体制の整備《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》

土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める（水防計画別表第12において規定）。

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

なお、警戒区域内に、災害時要援護者利用施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとし、土砂災害に関する情報の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。

- (資料編) **2-2-5 小規模崩壊地復旧事業計画**
 2-2-6 公園法面防災事業計画
 2-2-7 道路法面防災事業計画
 2-2-8 墓地法面防災事業計画
 参考5 広島市宅地等防災工事資金融資要綱

第5 風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

1 予防広報《消防局防災課》

台風シーズンや強風が予想されるときは、風害予防対策の実施を広く市民に呼びかける。

- (1) 看板、アンテナ等の固定・補強
- (2) 瓦、窓、扉、塀等の点検・補修
- (3) 飛散、落下するおそれのあるものの固定・補修・除去
- (4) 樹木の剪定・支柱の補強
- (5) 気象情報への注意
- (6) 外出する場合の注意

- (7) 電線の断線等への注意
- (8) 火災予防
- (9) 車両運行上の注意
- 2 樹木対策（街路樹・公園樹等）《都市整備局公園整備課》**
 - (1) 植栽後3年未満のもの及び被害を受けやすい樹木の剪定及び支柱・添竹による補強・結束等により、倒木の予防措置を図る。
 - (2) 巡回パトロールによる点検を実施し、倒木のおそれのある樹木の把握及び倒木の予防措置を図る。
- 3 屋外広告物及び道路占用物件対策《都市整備局都市計画課、道路交通局道路管理課》**

倒壊、落下又は飛散等により、人・建物等に被害を与え、又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、点検パトロールにより実態把握を行い、物件の設置者、又は管理者に必要な防止措置を講じるよう指導を徹底する。

また、物件の設置申請時に、風に対する安全措置の指導を図る。
- 4 建築物対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》**

建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊・落下又は飛散するおそれのある設備等の安全対策を呼びかける。
- 5 公共工事・公共施設対策《都市整備局営繕課・設備課、道路交通局街路課》**

本市の関係する工事や公共施設については、設計段階から風害対策を考慮するとともに、点検パトロール等により必要な措置を講じ、人・建物等への被害の発生を防止する。
- 6 電柱・電線等対策《道路交通局道路管理課・道路課》**

中国電力㈱、西日本電信電話㈱等の電柱・電線の設置者に対して、風害対策の強化を働きかけるとともに、電線類の地中化事業の促進を図る。
- 7 危険物施設等保安対策《消防局指導課》**

危険物施設等の倒壊等による災害を防止するため、査察等を通じて、定期点検等の励行等を指導し、法令基準に従った危険物施設等の適正な維持管理を図る。
- 8 フェンス・ブロック塀等対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》**

フェンス・ブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、建築物防災週間等に点検査察を実施し、必要なものについては、改善指導を行うとともに、技術的な指導・相談等に応じ、改善の促進を図る。
- 9 農林水産物対策《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》**

気象情報についての注意を呼びかけるほか、農林水産業用施設等の補強、農作物の倒伏等への対応指導を行う。
- 10 船舶及び木材流出対策《下水道局河川課、消防局防災課》**

河川等に係留する船舶及び貯木場の管理の徹底を関係機関に要請するとともに、警戒巡視を実施し、流出に伴う災害の未然防止を図る。
- 11 高潮対策《消防局防災課・各消防署・各区役所》**

台風及び強風に伴う高潮については、警戒巡視を実施し、防潮扉の管理等必要な措置を関係機関に要請する。また、高潮に伴う浸水について市民に注意を呼びかける。

第6 雪害予防対策《道路交通局道路課》

道路の積雪及び凍結は、交通渋滞及び交通事故発生の大原因となっている。このため、次の対策を講じる。

1 除雪対策

積雪量 20 cm以上(ただし、積雪寒冷特別地域である佐伯区湯来町及び杉並台については、積雪量 15 cm以上とする。)及びその後の気温が 0℃以下の場合、交通量等を考慮した特定

の路線（国道・県道等）について除雪を行う。

2 凍結防止対策

橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等特に凍結の起こり易い箇所及び危険な箇所に、事前に凍結防止資材を設置する。

また、路線バスについては、事前にバスに凍結防止資材を積み込む。

（実施担当：各区役所）

第7 道路における災害の予防対策《道路交通局道路課》

1 道路交通の安全のための情報の充実

本市（道路交通局）は、気象庁からの気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、広島地方气象台と協力して当該情報を活用できる体制の整備を図るとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、その応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

本市（道路交通局）は、所管する道路における災害を予防するため、道路施設等の点検を通じた現況の把握及び必要な施設・体制の整備に努める。

また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

本市（道路交通局）は、施設・設備の被害情報の把握及び災害応急対策を行うため、広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、民間団体との協力体制も含めた体制及び資機材の整備を進める。

また、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存しておくよう努める。

第8 地下空間における災害の予防対策《消防局防災課》

ビルの地下階、地下街、地下通路等の地下空間は、①地上の気象の変化がわかりにくい、②排水能力を超えた場合には天井まで冠水する可能性がある、③避難経路が限られている、④停電した場合には暗闇となる、などの災害対策上の特殊性がある。

このため、地下空間への浸水による被害を未然に防止するため、市民への防災パンフレットの配布等により地下空間特有の危険性を周知し、防災意識の高揚を図るものとする。特に、地下空間の管理者、建築物の設計に携わる者に対しては、浸水防止及び避難のために必要な措置を講じるよう啓発を行う。

また、地下街等の施設管理者や関係機関においては、相互が連携し、防災対策について十分な協議を行い、①危険性の周知・啓発、②情報連絡、③浸水防止対策、④避難対策等に係る体制を整備するものとする。

第9 ライフラインにおける災害の予防対策

1 地下埋設物についての安全管理体制の確立《道路交通局道路管理課》

水道管、下水道管、電話線、高圧電線、ガス管等（以下「地下埋設物」という。）を管理する団体は、地震や地下埋設物工事等に起因する災害の発生を未然に防止するため、自ら地下埋設物に関する安全管理体制を確立し、沿道住民及び道路通行者の安全確保を図るものとする。

2 道路工事等との調整及び周知の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物に係る新設、補修、改修等の工事（以下「地下埋設物工事」という。）の施行者は、道路工事計画及び他の地下埋設物工事計画と調整し、自己の地下埋設物工事の計画を策定するとともに、地下埋設物工事の施工に当たっては、道路管理者、他の地下埋設物管理者と適宜、道路占用連絡調整会議において調整のうえ、消防署、警察署等と緊密な連絡を図るものとする。

3 地下埋設物工事の施工方法についての協議の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物工事の施行者は、地下埋設物工事を施工するときは、事前に、掘削により露出する他の地下埋設物の防護その他の工事の施工方法について、道路管理者及び他の地下埋設物管理者と協議し、当該工事施工に係る管理責任を明確にし、災害の発生防止に万全を期するものとする。特に、ガス管に係る工事においては、ガス爆発事故防止に関する建設省通達に基づき、ガス爆発事故の防止措置を講じるものとする。

4 地下埋設物の正確な設置状況の把握《道路交通局道路管理課・道路課》

道路管理者は、地下埋設物の正確な設置状況を常に把握しておくものとする。

地下埋設物の管理者は、自己の管理する地下埋設物に関する台帳及び図面を整備し、工事の都度、関係の台帳及び図面を修正するとともに、当該図面を添えて速やかにその旨を道路管理者に届けるものとする。

5 地下埋設物共同溝の設置の促進《道路交通局道路課》

数種の地下埋設物を蔵する場所においては、必要に応じて地下埋設物共同溝の設置の促進を図るものとする。

6 復旧活動支援体制の整備《消防局防災課》

(1) 関係機関との調整

広島市ライフライン連絡調整会議を設置し、災害発生時の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図り、広島市災害対策本部及びライフライン関係機関の情報交換、協議調整等を行う。

(2) 復旧活動支援拠点の候補地の確保

大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおり候補地を指定する。

なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区 分	候補地
南 区	広島競輪場（駐車場）
西 区	多目的広場（扇二丁目）
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場（太田川右岸・安佐大橋下流側） 広島修道大学第一駐車場
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場（太田川左岸・口田南一丁目） 中国電力榎南原研修所（多目的グラウンド等）
安 芸 区	矢野第二中学校（仮称）建設予定地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊 野 町	熊野町民グラウンド

(注) 廿日市市が被災した場合は多目的広場（扇二丁目）を、熊野町が被災した場合は矢野第二中学校（仮称）建設予定地を候補地と位置付ける。

第10 木材流出による災害の予防対策

海上への木材流出による災害を未然に防止するため、次の対策を実施する。

項目	内容	実施担当機関又は実施責任者（根拠法令）
関係機関との協力体制の確立	現在の貯木場内における水面利用状況、荷捌能力等を把握し、これらに適応した搬入木材の調整を図るため、広島港輸入木材調整協議会・災害対策委員会をはじめとする関係機関に協力を求める。	広島海上保安部
安全規制措置	広島港内における木材の水上荷おろしに際し、法の定めるところにより、関係者に対する規制を実施し、必要と認められる時は、流木処理に当たらせる。	広島港長 〔港則法 第26条・第34条〕
流出材の早期措置	巡視艇又は航空機及び一般船舶による流出材の発見の通報を受けたときは、流出材をできるだけ早くえい航除去し、災害の未然防止を図る。	広島海上保安部

（貯木場の位置は、水防計画参照）

第11 孤立集落における災害の予防対策

災害発生時において、道路が寸断されるなどの被害が生じた場合、集落が孤立することが考えられるため、孤立が想定される集落の把握や次の対策の推進に努める。

- 1 孤立が想定される集落に生活する住民に対する水や食料の備蓄の啓発
- 2 防災行政無線等の情報通信手段の確保等
- 3 救助、救援体制の確立

第3節 火災予防計画《消防局総務課》

火災を未然に防止するための予防指導及び予防査察の実施、火災の発生に対処してその被害を最小限にとどめるために必要な組織及び施設の整備等については、広島市消防計画の定めるところによる。（実施担当：消防局総務課・職員課・消防団室・施設課・警防課・救急課・予防課・指導課）

（資料編） 広島市消防計画

第4節 都市の防災構造化の推進

第1 不燃建築物の建築促進

都市の不燃化を促進するため、次の対策に積極的に取り組む。

項目	内容	実施担当（根拠法令等）
1 防火地域・準防火地域の拡大	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域・準防火地域の拡大に努め、建築物の不燃化を促進する。	都市整備局都市計画課 〔都市計画法 建築基準法〕
2 市街地再開発事業の促進	低層の木造建築物等が密集し、効率的な土地利用がなされていない市街地において、不燃化された共同建築物の建築などを促進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	都市整備局区画整理課、 都市機能調整部 （都市再開発法）
3 市営住宅建替事業	木造市営住宅の建替により、不燃化を促進する。	都市整備局住宅政策課、 住宅整備課 （公営住宅法）

第2 都市計画道路の整備《道路交通局街路課》

都市計画道路は、都市防災上必要な防火帯・避難空間の役割があり、災害発生の際には、①避難場所への安全な移動のための避難路、②消火・救護のための通行路、③災害復旧のための活動空間として機能することとなる。この点を十分配慮して都市計画道路の整備を行う。

(資料編) 2-4-1 都市計画道路整備中路線

第3 公園緑地の整備《都市整備局公園整備課》

公園や緑地は、災害時において市民の避難場所、あるいは応急救助活動及び物資集積等の基地として活用することのできる重要な施設である。この点を十分配慮して計画的に公園緑地の整備を行う。

(資料編) 2-4-2 公園緑地整備計画

2-4-3 公園緑地一覧表

第4 土砂災害対策の推進《都市整備局都市計画課》

土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等に指定された区域について、住宅等の新規立地の抑制を図る。

第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備

第1 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。

1 防災拠点施設

(1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局工事事務所、浄水場、広島市総合防災センター、生活避難場所、広域避難場所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 防疫等の衛生管理機能 ○ 遺体の処理機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所	○ 避難地としての機能 ○ 避難者の収容機能	近隣避難場所、生活避難場所、広域避難場所
輸送拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入れ及び集配場としての機能	広島市民球場（マツダスタジアム）、県立広島産業会館、中小企業会館、東区スポーツセンター、安佐北区スポーツセンター、安芸区スポーツセンター、広島サンプラザホール、東部市場、中央市場、草津岸壁、草津漁港、広島西飛行場、広島港宇品地区、宇品内港地区、城南中学校、太田川河川敷
備蓄拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	生活避難場所となる市立小学校、広島市総合防災センター等
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市まちづくり市民交流プラザ、地域福祉センター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、生活避難場所、広域避難場所

(3) 「災害復旧に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
廃棄物処理拠点	○ 生活ゴミや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、焼却場、清掃工場、資源ゴミ処理施設、大型ゴミ破碎処理施設、埋立地、し尿処理場

2 防災拠点施設・設備等の安全性の確保

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、地震に強い施設整備を行うとともに、耐震診断や耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度1】：最も緊急性の高い施設とし、上記1 防災拠点の種類、機能及び施設の一覧表（以下「一覧表」という。）の(1)「発災直後から災害対応の中核となる施設」とする。

【優先度2】：緊急性の高い施設とし、一覧表の(2)「被災市民の生活維持に必要な施設」とする。

【優先度3】：一覧表の(3)「災害復旧に必要な施設」とする。

3 災害対策本部機能の確保

市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び消防局庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。

今後、平成19年度に実施した現行の地震被害想定の見直し結果等を踏まえ、新たな代替

施設の必要性などについて検討を行う。

4 給水の確保対策

防災拠点施設、避難場所及び医療施設等における給水の確保対策は、各々の拠点となる防災関係機関と水道事業管理者が次のとおり分担して行う。

(1) 防災関係機関

ア 自己の所有する給水装置について、耐震性の再点検を行い、必要に応じて補強対策を講じるよう努める。

イ 大規模地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、平常時から飲料水の備蓄・調達体制の整備に努める。

ウ 広域避難場所に飲料水兼用型耐震性貯水槽を設置するよう努める。

エ 避難場所及び医療施設等には、仮設水槽、ポリ容器、飲料水用ポリ袋等をあらかじめ常備し、応急給水の受入れに万全を期すよう努める。

なお、建物内の受水槽で応急給水を受けようとする場合には、非常用発電機、揚水設備、応急給水用具等をあらかじめ常備しておく必要がある。

オ 人命に係わる救急告示病院及び人工透析が必要な患者を診療する医療機関については、給水管に耐震管を布設する等の措置を講じるよう努める。

(2) 水道事業管理者《水道局企画総務課》

応急活動のシステム化と広域的応援体制の確立を図り、迅速な応急活動に努める。

5 停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

また、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、建物の更新時等に自家発電設備の浸水対策等を行う。

第2 防災施設の整備《消防局総務課・防災課》

災害時における地域の応急対策活動の拠点となり、また平常時における住民の自主防災意識の高揚を図るための防災教育・訓練の場となる広島市総合防災センターの充実及び防災資機材等を備蓄する防災倉庫の整備を図る。

第3 防災設備の整備《消防局防災課》

1 気象観測設備等の充実

気象情報等を正確、詳細かつ迅速に収集するため、国、県をはじめとする関係機関に観測設備の充実を働きかけるとともに、本市としても集中豪雨等の局地的な気象資料等を得るため、雨量、風向、風速、温・湿度等の観測設備の充実を図る。

2 防災拠点機能の充実

拠点生活避難場所や輸送拠点等の防災拠点機能を強化するために、仮設水槽や再生可能エネルギーの活用を含めた自家発電設備、蓄電池などを設置する。

3 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行えるよう、防災行政無線や専用電話設備等の通信連絡設備の充実を図る。

第4 防災資機材等の整備・調達《消防局施設課・防災課・警防課》

1 安全装備品の整備

本市職員及び消防団員の災害現場活動における安全管理対策として、救命胴衣等の安全装備品を整備するものとする。

2 水防資機材の整備・調達等

水防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、「広島市水防計画」の定めるところによる。

3 消防資機材の整備・調達等

消防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

4 防災資機材の備蓄・整備等

本市が備蓄する防災資機材の現況は、「資料編2-5-1」のとおりであるが、今後一層の充実を図る。

5 災害応急救助物資の備蓄・調達等

災害応急救助物資の備蓄、調達、配給、輸送方法については、各局・区において、あらかじめ物資・資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

(資料編) 2-5-1 防災資機材現況表

第5 消防力等の整備《消防局総務課・施設課》

消防力等の整備については、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

第6節 避難体制の整備《消防局防災課》

第1 避難場所・施設の確保

災害時における被災者の避難を円滑にし、災害から市民の生命の安全を確保するため、災害に対して安全な建物、公園広場等を避難場所・施設として使用するとともに、避難地に通じる避難路の整備や避難地としての機能を強化するための学校・公園等既存の広場の整備に取り組む。なお、民間施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ておくものとする。

第2 避難場所の定義

災害時の避難場所の定義は、次のとおりとする。

大規模災害	<p>1 近隣避難場所 大規模災害発生直後に緊急に避難する、自宅や職場等の近くの公園・広場・空き地等の広くて安全な場所である。</p> <p>2 生活避難場所 大規模災害発生直後の緊急避難に充てられるとともに、危険が去った段階では自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な最小限の物資が供給される。</p> <p>3 広域避難場所 近隣避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能を合わせ持つ。 ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。</p>
その他の災害	<p>4 避難場所（候補施設）</p> <p>(1) 短期避難型避難場所 災害時の避難勧告・指示等に伴う避難先に充てるため、災害の種別や規模、要避難者数、地理的条件等を勘案のうえ、施設を指定して開設し、危険が去った段階では閉鎖する。</p> <p>(2) 滞在型避難場所 災害による自宅の倒壊等又は長期にわたる避難勧告・指示等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所として、被災状況や被災者数等を勘案のうえ、施設を指定して開設する。避難者には避難生活に必要な最小限の物資が供給される。</p>

なお、上記の避難場所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所として活用できるものとする。

第3 避難場所の選定

大規模災害	<p>1 近隣避難場所</p> <p>近隣避難場所については、大規模災害発生直後に緊急に避難する場所であることから、本市による選定は行わず、市民の責務として、日頃から家庭での話し合い等により市民自らが確認しておくものとする。災害時の火災に備えて、面積が概ね 1,000 ㎡以上である場所が望ましい。</p> <p>2 生活避難場所</p> <p>生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の避難場所に避難できることを基本として、本市が選定するものとする。</p> <p>小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所で補完する。</p> <p>市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋などにより島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位で必要な収容力を確保する。</p> <p>また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。</p> <p>ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。</p> <p>なお、災害による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、地域防災計画に定める避難場所の候補施設（公民館・集会所等）を生活避難場所として開設することができるものとする。</p> <p>生活避難場所が開設され、そこでの避難生活を送ることが困難な者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」の締結施設の中から本市が福祉避難所を選定し、受入れを要請する。</p> <p>3 広域避難場所</p> <p>広域避難場所については、火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。</p> <p>ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。</p> <p>(1) 広域避難場所を必要とする地域は、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域であること。</p> <p>(2) 大火時の輻射熱に対する安全性を考慮して、有効面積が概ね 1ha 以上確保できる場所であること。</p> <p>(3) 避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しないこと。</p> <p>(4) 広域避難場所の収容人員は有効面積 1 ㎡当り 1 人として算定すること。</p> <p>(5) 広域避難場所の対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であることから指定しないこと。</p>
その他の災害	<p>4 避難場所（候補施設）</p> <p>(1) 避難場所（候補施設）</p> <p>運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有施設の中から本市が選定するものとする。</p> <p>災害時の避難場所（候補施設）として施設提供の承諾が得られた公共施設又は民間施設についても選定することができるものとする。</p> <p>避難場所は、資料編 2-6-1・2-6-3 に定める候補施設の中から想定され</p>

る災害の種別に応じて適当な施設を区長が選定し開設するものとする。

(2) 選定基準

ア 地震

「大規模災害 2 生活避難場所」のとおり

イ 洪水

太田川水系浸水想定区域図※1 及び広島県管理河川浸水想定区域図※2 に基づき、次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設は、1 階以上の階
- ② 浸水深が 2 m 未満の区域の施設は、2 階以上の階
- ③ 浸水深が 2 m 以上 5 m 未満の区域の施設は、3 階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 水防法第 14 条に基づき国土交通大臣(太田川河川事務所)が指定したもの

※2 水防法第 14 条に基づき県知事(広島県西部建設事務所)が指定したもの

ウ 内水

広島市浸水(内水)予測図※に基づき、次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設及び浸水深が 0.1m 未満の施設は、1 階以上の階
- ② 浸水深が 0.1m 以上 2 m 未満の区域の施設は、2 階以上の階
- ③ 浸水深が 2 m 以上 5 m 未満の区域の施設は、3 階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 広島市浸水(内水)ハザードマップによる。

エ 高潮

高潮浸水想定区域図※に基づき次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域外の施設は、1 階以上の階
- ② 浸水深が 2 m 未満の区域の施設は、2 階以上の階
- ③ 浸水深が 2 m 以上 5 m 未満の区域の施設は、3 階以上

なお、これ以外の施設であっても、気象台が発表する「潮位の予想」又は現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 平成 19 年度、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島県が伊勢湾台風規模の台風が満潮時に広島を通過した場合を想定して共同作成したものであり、その想定潮位は TP4.4m となる。

オ 土砂

(ア) 土砂災害危険図※1 に示す危険区域※2 以外の施設であること。ただし、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設することができるものとする。

(イ) 土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」以外の施設であること。

なお、「土砂災害警戒区域」内であっても堅固な建築物の 2 階以上等、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 土砂災害危険箇所図は、平成 14 年広島県公表

※2 危険区域とは、「土石流により被害のおそれのある箇所」、「がけ崩れに

その
他の
災害

その他の災害	<p>より被害のおそれのある箇所」又は「地すべりにより被害のおそれのある箇所」をいう。</p> <p>カ 津波</p> <p>予想される津波の高さ等を勘案の上、高潮又は洪水を対象とする施設の中から選定する。</p> <p>なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき危険性がないと認められた施設は、避難場所として開設できるものとする。</p>
--------	---

第4 浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難

- 1 浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設（資料編2-6-4）や堅固な建築物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。

なお、洪水ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の防災情報等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を把握の上、浸水時緊急退避施設や一時的な緊急避難先とする堅固な建築物の所在や避難経路等を確認しておく。

- 2 浸水時緊急退避施設や堅固な建築物への避難に協力が得られるよう自主防災組織等を中心に、日頃から建築物の管理者や居住者等を交えた地域ぐるみの避難体制の確立に取り組む。

また、浸水が想定される地域において、自主防災組織等が主体となって地域の避難計画マップの作成や浸水時緊急退避施設の確保に取り組み、浸水時の避難体制を整備する。

(1) 浸水時避難計画マップの作成等

浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

(2) 浸水時緊急退避施設の指定等

洪水による浸水想定区域内に所在する、次の要件に適合する建築物の管理者等との協定締結により浸水時緊急退避施設を指定し、緊急退避先である旨を表す標識の設置等により周知を図る。

ア 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建以上の建築物であること。

イ 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。

ウ 地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100㎡以上）を有すること。

エ 緊急退避時に、容易に退避可能な構造または管理体制等を有すること。

第5 自主避難の際の避難先

気象等の状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難（以下「自主避難」という。）する場所は、原則として各自があらかじめ探しておく知人宅等とするが、自主避難する場所が確保できない者に対し、本市は、避難可能な最小限の施設を提供する。

第6 避難場所の開錠

避難場所の開錠については施設管理者等による開錠を原則とするが、気象、災害等の状況により施設管理者等による開錠が不可能な場合に備えて、地元自主防災組織による開錠が行えるように体制を整備する。

第7 避難場所の防災機能の強化

広域避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するため、広域避難場所に、飲料水兼用型耐震性防火水槽を計画的に整備する。また、これに併せて、避難住民に対し、防災情報を直接伝達するための防災行政無線屋外受信機を計画的に整備する。

また、生活避難場所のうち、市立小・中学校及び区民文化センター、区スポーツセンター等については、今後、拠点生活避難場所として位置付け、パソコン通信・インターネット、地域情報ステーション等の情報ネットワークの整備と防災行政無線等の情報連絡体制の強化及び保存食料等の備蓄、仮設水槽等の応急給水用具の配備、再生可能エネルギーの活用を含めた自家発電設備や蓄電池の設置など防災拠点として機能強化を進める。

第8 避難誘導體制の確立

広域避難場所やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。また、避難場所・避難路の整備や避難場所の機能を高めるための防災施設の設置等について検討を進める。

なお、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。

第9 住民への周知

災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVDの活用等により、住民に避難場所・施設の周知徹底を図る。

第10 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備

1 建設用資機材調達・供給体制の整備《都市整備局営繕課・設備課》

企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

2 建設可能用地の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。

- (資料編) 2-6-1 避難場所一覧表
 2-6-2 広域避難場所一覧表
 2-6-3 福祉避難所一覧表

第7節 防災教育・訓練及び調査研究

第1 防災知識の普及

1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、3日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、具体的な事例等を盛り込んだ「市民防災対応マニュアル」や各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

(1) 広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

- ア 災害に関する一般知識
- イ 災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、食料等の備蓄・非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所の確認等）
- ウ 様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得
- エ その他必要な事項

(2) 広報の方法

主な広報の方法は、次のとおりとする。なお、災害時要援護者への広報に十分配慮する。

- ア 本市の広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」及び社会教育施設の発行する広報紙等の活用
- イ 本市ホームページ、地理情報システム（GIS）の防災情報の活用
- ウ 本市のテレビ・ラジオ広報番組及びニュースメディアの活用
- エ テレビ・ラジオ、新聞等報道機関へ依頼
- オ 各種ハザードマップ・パンフレット等印刷物の配布
- カ 防災講演会・防災教室等の開催
- キ 疑似体験装置等の活用
- ク 広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVDの活用

2 学校教育における防災教育《教育委員会健康教育課》

防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で災害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。その際、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。

また、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人ひとりが防災行動力を身に付けることができるように努める。

さらに、地域における避難場所等や、そこでの役割等についても児童生徒に指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。

3 職員の防災研修《消防局防災課》

職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。そのためには、日頃から本計画及び所属の分掌事務の対応マニュアル等を通じて、災害発生時に所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきことを十分理解しておく必要がある。また、各種の防災情報と災害発生の関連や災害現場活動における安全管理について研修等を通じて知識と技術を習得するよう努めるものとする。さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防

災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、災害発生時に適切な措置がとれるように、次の事項を中心として実践的な職員研修を行う。

- (1) 災害に係る知識に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 災害発生時に、所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきこと。
- (4) 応急手当に関すること。
- (5) 「防災まちづくり」のための地域の防災リーダーの役割に関すること。

対象	内 容	実 施 担 当
市 職 員	1 防災研修会・講習会の開催 2 防災の手引書等の作成・配布	消防局防災課 (財)広島市都市整備公社防災部 ほか
	3 部局内防災研修会の開催	災害予防実施担当局・区・課
市 民	1 防災教室（巡回）の開催 (1) パネル展示、チラシ配布による知識の普及 (2) 消火実験、起震車利用等による体験訓練の実施 (3) 映写会（映画・ビデオ・スライド）の開催 2 地区防災研修会・講習会等の開催 (1) 区単位、地域単位の代表者を対象としたもの (2) 災害危険区域等特定地区住民を対象としたもの	各消防署 (財)広島市都市整備公社防災部 各区地域整備課
	3 本市の広報紙等による防災知識の普及 (1) 広報紙「ひろしま市民と市政」の利用によるもの (2) テレビ及びラジオ広報番組並びにニュースメディアの利用によるもの (3) 「自主防災ひろしま」の利用によるもの (4) 本市ホームページによるもの (5) 報道機関の利用によるもの	企画総務局広報課 各区区政調整課・地域起こし 推進課 消防局防災課 消防局予防課
	4 各種防災運動・行事の実施によるもの (1) 火災予防運動、防災週間中における各種行事の実施 (2) 防災パレード・キャンペーン等の実施 (3) その他	災害予防実施担当局・区・課
児 童 生 徒	1 防災副読本等の作成・配布 2 防災訓練・講演会の実施	消防局防災課 (財)広島市都市整備公社防災部 ほか

第2 防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関等との共同訓練の実施など必要な措置を講じる。

1 個別訓練の実施

水防訓練、消防訓練、海上防災訓練等個別の災害を想定した訓練を繰り返し実施し、防災関係機関の防災技術の錬磨を図る。

2 総合防災訓練の実施

本市、防災関係機関、災害ボランティア、市民及び事業所等が連携・協同して「市民主体による避難場所運営」、「救援物資の受入・配送」など大規模災害時に想定される内容を盛り込んだ各種の訓練を総合的に実施し、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制の確立に資するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。

3 区防災訓練の実施

区役所、防災関係機関、災害ボランティア、区民及び事業所等が連携・協同して各種の訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制の確立に資するとともに、区民の防災意識の高揚を図る。

4 学校での防災訓練の実施

地域の特性を踏まえ、必要に応じて校外への避難訓練を行うなど、より実践的な防災訓練を実施し、学校・家庭・地域等における防災について児童生徒の実践的な能力と態度の養成を図る。

また、災害発生時における保護者への児童生徒の引渡し方法等についても学校の危機管理マニュアルに定め、保護者への周知徹底を図る。

5 防災訓練の指導・協力

防災関係機関は、市民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

〈訓練の種類、回数及び実施主体〉

訓練の種類	回数	実施主体
1 総合防災訓練		
① 全市単位のもの	年1回以上	広島市防災会議
② 区単位のもの	年1回以上	各区・各消防署
2 水防訓練		
① 全市単位のもの	年1回以上	広島市防災会議
② 区単位のもの	年1回以上	各区・各消防署
3 消防訓練		
① 第4指揮体制訓練	随時	消防局
② 第3、第2指揮体制訓練	年2回	各消防署
③ 小訓練	随時	各消防署
④ 航空訓練	随時	消防局
4 海上防災訓練 (海難救助、油流出対策訓練を含む)	年1回以上	広島海上保安部 消防局
5 災害情報連絡訓練	必要な都度	防災関係部局
6 避難・救助訓練	必要な都度	防災関係部局
7 非常招集(動員)訓練	必要な都度	防災関係部局
8 その他防災に関する訓練	随時	防災関係部局
摘要	上記の訓練は、2以上合同して実施する場合がある。	

第3 防災知識の普及・防災訓練における災害時要援護者への配慮

《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課、消防局防災課》

防災知識の普及や防災訓練に当たっては、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう、災害時要援護者への支援意識の醸成に努める。

第4 災害教訓の伝承《消防局防災課》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5 防災に関する調査研究《消防局防災課》

防災計画の策定及びこれに基づく各種施策の実施に当たっては、単に経験則によるだけでなく科学的な裏付けが必要である。

このため、次の事項を中心として調査研究を進めるとともに、調査研究の結果について市民への適切な情報提供を行う。

実 施 事 項	実施担当
1 自主防災組織の育成に関する調査研究	防災関係部局 (財)広島市都市整備公社防災部
2 コミュニティー消防センター、防災（水防）倉庫等防災設備の整備（新設、改良）に関する調査研究	
3 総合防災情報処理システム等防災業務の効率化のためのシステム研究	
4 被害想定、避難地・避難路の指定基準の設定及び市民防災意識調査の実施等防災計画の指針となる事項の調査研究	
5 災害の原因・経過等災害事象に関する調査研究	
6 被災地又は防災業務の先進都市への視察調査	
7 その他防災に関する調査研究	
8 上記調査研究成果の公表	

第8節 自主防災体制の整備 《消防局消防団室・防災課・予防課・指導課、(財)広島市都市整備公社防災部》

市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、市民による防災・防犯組織や、企業等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが必要である。

このため、地域における自主防災組織の実践活動と企業の防災活動を促進し、市民等の防災行動力の向上を図る。

第1 自主防災組織の実践活動の促進

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

〔 実施担当：消防局防災課・予防課、各消防署、(財)広島市都市整備公社防災部
協力担当：各区地域起こし推進課、各消防団、関係部局 〕

1 自主防災組織の主体

自主防災組織は、地域における安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちの町は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、既設の町内会・自治会又はこれらの連合会組織を主体として、ほぼ市内全域に結成されている。

自主防災組織の編成及び役割は、概ね次のとおりである。

本部・班	平常時の活動	災害時の活動
本 部	1 組織の総括及び運営指導	1 防災関係機関との連絡調整
	2 防災訓練の実施	2 各班の調整・指導
情報連絡班	1 防災知識の普及高揚	1 情報の収集伝達
応急活動班	1 火災予防その他の災害予防	1 初期消火等災害の初期対応
避難誘導班	1 避難計画の作成	1 避難誘導

2 防災知識等の普及・啓発

災害発生時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、「市民防災対応マニュアル」、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男

女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 自主防災活動体制の充実強化

災害による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

このため、救出・救急救護活動に使用する「防災活動資機材」や初期消火に必要な資機材を活用した実践的な訓練を指導する。

また、地域の消防団や自主防災組織相互の連携強化、活動支援等により防災行動力の向上を図るとともに、自主防災組織と事業所・社会福祉施設との協定の締結等により、連携・協力体制を強化する。

4 自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」の発行等によりリーダーの養成を図る。

5 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織の継続的かつ活発な活動を促進するためには、自主防災組織が活動しやすい環境を整備する必要がある。

このため、昭和 61 年度からスタートした自主防災組織育成基金制度の充実・発展に努めるとともに、地域における防災活動の拠点施設として、コミュニティ消防センターの整備を推進する。

6 自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、各種ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信及び広島地域の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等により住民の防災意識を高め、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり、災害発生時における素早い活動による被害軽減が期待できる「わがまち防災マップ」の作成、「生活避難場所運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

なお、「生活避難場所運営マニュアル」については、災害時要援護者や男女双方の視点に十分配慮するため、災害時要援護者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり福祉避難所との連携を図る。

第2 少年消防クラブ等の育成指導

地域の防火を推進するためには、民間防火組織に依存するところが大きいことに鑑み、現在組織されている少年消防クラブ等民間防火組織に対し、より一層の育成指導を推進する。

（実施担当：消防局予防課、各消防署、(財)広島市都市整備公社防災部）

第3 消防団の充実強化

消防団については、消火・救助活動や地域の防災活動のリーダーとしての役割に対する期待は大きいものがあり、防災情報と災害発生に関連や安全管理等に関する研修の充実、消防団施設、災害活動及び安全対策並びに情報連絡に関する装備等の充実、公務員・農協職員のほか大学生などの若年層や女性の団員への参加促進等により、消防団の活性化の推進を図る。また、地域と一体となった防災訓練や各種行事の実施等により地域との連携を強化する。

第4 自主防犯組織の育成強化

地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

第5 企業防災活動の促進

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における初期消火、避難誘導等を行う自衛消防組織等の育成・強化等、企業の防災活動の促進を図るとともに、平常時においても防災に対するあらゆる備えを企業自ら行っておくものとする。

(実施担当：消防局予防課、各消防署、(財)広島市都市整備公社防災部)

1 企業の果たすべき役割と責任

企業は、災害発生時においては、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、さらには、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、企業として果たすべき重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、災害時の対応を職員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、本市は、企業のトップから一般職員に至る防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰制度及び企業防災マニュアルの作成等を検討・実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

2 企業の自衛消防活動の促進

災害時においては、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物の流出等二次災害の危険性がある。企業にあっては、その職種や規模は千差万別であるが、使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、災害時における発災の危険性はより大きい。

このため、建物の構造や用途、使用状況等から起こり得る発災の危険を排除し、被害の軽減を図るべく事業所における防災対策の強化に努める。

(1) 消防計画の整備

企業の自主防災体制をより一層充実するため、災害発生後の二次災害の防止又は被害の軽減等を盛り込んだ消防計画の整備を図り、災害時の対応に万全を期すよう指導する。

(2) 防災訓練の指導

企業の自衛消防組織が災害時において迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識や技術を身に付けておくことが大切である。

また、企業の自衛消防組織は、自衛のための活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うことが被害軽減のために効果的である。

消防局においては、企業が定期的に行う初期消火、通報避難等の訓練に outward するとともに、市内の企業の自衛消防組織により消火技術を競う自衛消防隊消防競技大会を毎年開催し、防災訓練や消防技術の指導を行ってきたところである。

今後とも、企業の自衛消防組織の訓練指導を実施するとともに、地域の防災訓練への企業の積極的な参加を促し、地域との連携活動が促進されるよう指導を図る。

(3) 防災意識の高揚

消防局では、企業が行う定期的な自衛消防訓練に合わせて、企業の参加職員に対して防災上必要な知識等について指導を行うとともに、防火管理者講習、専科講習会、危険物保安講習会等各種講習会を通じて、企業の防災意識の高揚を図ってきたところである。

今後とも、企業の防災意識をより一層高めるため、防災訓練や講習会等あらゆる機会を通じて啓発を図る。

(4) 予防査察の強化

企業における出火危険及び延焼拡大危険を排除するため、消防法に基づく予防査察を通じ、火気使用設備器具の安全管理、消火設備や避難施設の適正管理等について企業に対する指導を強化する。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物、高圧ガス及び火薬類（以下本編において「危険物等」という。）を保有する企業における発災を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従業者への保安教育・訓練等による危険物等取扱いに対する保安意識の向上に努めるよう企業を指導する。

特に、法令で予防規程又は危害予防規程の制定が義務付けられている危険物施設等に関しては、防災対策の一層の充実・強化を指導する。

3 事業継続計画の策定・運用の促進

企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。

本市は、地震被害想定調査に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。

第9節 災害時要援護者に係る災害の予防対策

災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人市民、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。

本計画では、「災害時要援護者」の定義は、災害時において自分の身体・生命を守るための判断や防災行動が特に困難な者とする。

「災害時要援護者」を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら、地域社会の中で共に生活できるよう、災害予防対策の推進を図る。

第1 災害時要援護者の現況

本市における災害時要援護者の現況は、以下のとおりである。

最も多いのは、高齢者である。今後、確実に進展していく高齢社会に備え、家庭や地域を基準とした対策の推進が必要である。

種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (0～6歳)	78,558	住民基本台帳 (H24. 3. 31)
高 齢 者 (65歳以上)	238,431	住民基本台帳 (H24. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	37,528	高齢福祉課 (H23. 4. 1)
心身障害者・児	※1 48,464	障害福祉課 (H24. 3. 31)
精 神 障 害 者	※2 10,208	精神保健福祉課 (H24. 3. 31)
外 国 人	15,902	外国人登録 (H24. 3. 31)
合 計	429,091	ただし一部重複して集計

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

第2 災害時要援護者に係る災害の予防対策

1 災害時要援護者世帯における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》

(1) 防災指導の実施

在宅ひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした防火訪問を実施し、個別指導を行う。

(2) 住宅用防災機器等の普及促進

緊急連絡器具、防災器具及び防災製品等の普及の促進を図る。

2 社会福祉施設・病院における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課・指導課》

(1) 防災設備の設置促進等

実態に即した消防用設備等の設置促進及び維持管理の適正化を指導する。

(2) 防火管理体制の強化

夜間を想定した避難訓練等の実施を指導し、夜間における防火管理体制の強化を図る。

3 外国人市民に対する防災対策の推進《市民局人権啓発課、消防局防災課・予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、避難場所標識の英字併記などの整備を進めるとともに、救急・防災パンフレットを活用した外国人市民対象の防災講習会や新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブックなどにより防災情報の提供を積極的に推進する。

また、避難場所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うため「外国人避難者対応シート（仮称）」を作成し、避難場所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載し周知・啓発する。

4 避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課・予防課》

(1) 連絡・通報体制の整備

非常通報装置の設置、ファックスの貸与・設置などにより、緊急時の通報の迅速化を図り、速やかな避難・救護体制を整備する。

(2) 災害時要援護者情報伝達体制の整備

災害時要援護者の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、災害時要援護者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。

(3) 避難場所の整備

災害時要援護者のため特別に配慮された避難場所(福祉避難所)を整備するとともに、必要に応じて一般の避難場所に区画されたスペースを設けるなど、災害時要援護者に配慮した避難場所の確保に努める。

(4) 避難路の整備・管理

災害時要援護者が避難場所まで安全に避難できるよう、安全施設等の整備を進めるとともに、避難を阻害している物的条件の適正化を図る。

(5) 支援体制の確立

ア 災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な災害時要援護者については、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、自主防災組織、町内会、民生委員、社会福祉協議会などの協力の下、災害時要援護者一人ひとりについて、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、災害時要援護者の状況などを整理した避難支援プランの作成を推進し、避難救護体制の確立を図る。

イ 災害時要援護者のリストを作成するとともに、関係部局で共有し、当該リストを活用した安否確認体制等の確立を図る。

5 バリアフリー化の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課、道路交通局道路課・都市交通部、各市有建築物管理担当課》

(1) 都市環境のバリアフリー化の推進

障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが安全かつ円滑に避難し、利用できるよう、公共建築物・道路・公園等における段差の解消、スロープや手すりの設置など、都市環境のバリアフリー化を積極的に進める。

また、公共交通機関等のバリアフリー化の促進指導に努める。

(2) 市民意識の啓発

民間建築物や住宅等のバリアフリー化を一層促進するため、民間事業者や市民の意識啓発に努める。

また、市民相互が助け合い、障害がある人もない人も、高齢の人も、若い人も、共に住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会づくりに向けた市民の介護支援意識の醸成を図る。

第10節 災害ボランティア活動の環境整備《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課》

災害時において個人・団体等の市民ボランティアや企業等によるボランティア活動が円滑に行われるよう、日本赤十字社や社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

1 目的

大規模災害時における被災者の安全確保や生活支援、行政の業務支援等のボランティア活動に係る諸問題の検討並びに相互の連携を強化し、災害時における円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、災害時におけるボランティアの効率的な活動に資することを目的とする。

2 審議事項

- (1) ボランティア活動の役割・内容に関する事項
- (2) ボランティアコーディネートに関する事項
- (3) ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
- (4) ボランティア活動の支援に関する事項
- (5) ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
- (6) 災害発生時における市災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの開設等に関する事項

3 会議のメンバー

社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、ボーイスカウト広島県連盟、ガールスカウト広島県連盟、広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島・広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター、SeRV広島、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市 等

第2 広島県社会福祉協議会との連携

災害発生時において、広島県社会福祉協議会が広島県被災者生活サポートボランティアセンターを設置した場合には、同センターとの連携のうえ、特別な資格・技能を要する災害ボランティアの調整などが行えるよう、平常時から広島県社会福祉協議会等との情報交換などに努める。

第3 災害ボランティアの受入体制

災害発生時において、ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、市災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンター（8区）を必要に応じて開設するものとする。

市災害ボランティア本部は、「広島市社会福祉センター」（中区千田町一丁目9番43号・3階市民福祉サロン）に置き、区災害ボランティアセンターは、各区の地域福祉センターに置くものとする。

市災害ボランティア本部においては、市（区）災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握したうえ、各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする。

第4 災害ボランティアの安全確保

市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの安全確保に関する事務を定め、円滑な災害ボランティア活動が行われるよう環境整備を図るものとする。

第5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎・公民館等の一部を災害ボランティア相互の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの各種資機材の貸出しを行う。

第6 専門ボランティアと登録制度

特別な資格・技能を有する専門ボランティアについては、登録制度を含め、広島県や関係機関等と連携を図りながら、検討するものとする。

第7 ボランティア保険制度

避難所における被災者支援等危険を伴わないボランティア活動中の事故による負傷等については、広島市市民活動保険制度により対応する。災害の状況、活動内容によっては、当該保険の対象とならない場合もあるので、別途、これらも対象となるボランティア保険への加入が必要となる。

第11節 帰宅困難者対策 《道路交通局都市交通部、消防局防災課》

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。

このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。

- 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。
- 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。
- 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。
- 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。
- 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。
- 6 一時滞在施設の確保に努める。
- 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。

第 1 2 節 安否確認対策《消防局防災課》

大規模災害が発生した場合に、家族・友人等の安否や事業所等における従業員や顧客、従業員の家族等の安否を確認する手段として、電気通信事業者の「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板サービス」、「災害用音声お届けサービス」などの活用方法について、市ホームページや防災パンフレット等により周知し、利用促進を図る。

第 1 3 節 広域的な受援計画の策定《消防局防災課》

大規模災害により、本市が被災した場合に、大都市等との応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れが効果的に行えるよう、情報連絡体制に関する事、集結場所及び活動拠点に関する事、活動内容等の調整に関する事、宿泊施設及び応援職員への対応に関する事などについて受援計画の策定に取り組む。

第 1 4 節 業務継続計画の策定《消防局防災課》

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。

策定に当たっては、本市が被災した場合に、業務継続するために他都市等から応援してもらう受援計画を、各局等で設定した非常時優先業務や開始目標時間等に基づき策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うものとする。

第15節 市域外からの避難者の受入れ〈消防局防災課〉

第1 県内他市町からの受入れ

1 避難者の受入れ

県内他市町において災害が発生し、避難者について、本市域における一時的な滞在の必要があるため、当該市町の市町長（以下「協議元市町長」という。）から協議を受けた場合は、特別な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる。

2 受入施設の決定及び通知

受け入れた避難者に対しては、本市避難場所（候補施設）の中から、施設管理者と調整のうえ、受入施設を決定する。

受入施設を決定した際は、直ちにその内容を、施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知するとともに、協議元市町長あてに速やかに通知する。

3 避難者の受入れが不要となった場合

協議元市町長から、避難者の一時的な受入れが必要なくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知する。

第2 県外市町村からの受入れ

1 避難者の受入れ

県外市町村において災害が発生し、避難者について、本市域における一時的な滞在の必要があるため、県知事から協議を受けた場合は、特別な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる。

2 受入施設の決定及び通知

受け入れた避難者に対しては、本市避難場所（候補施設）の中から、施設管理者と調整のうえ、受入施設を決定する。

受入施設を決定した際は、直ちにその内容を、施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに速やかに報告する。

3 避難者の受入れが不要となった場合

県知事から、避難者の一時的な受入れが必要なくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知する。

第5 職員の動員《消防局防災課、各局等、各区》

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

職員の動員は、災害警戒本部又は災害対策本部の各体制の発令に応じて次の基準により、各局等及び区本部の長が行う。ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。

なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※				動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に特に関係のある部課 (▲印の部課)	防災に関係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
災害警戒本部の設置が発令された時	必要な職員				原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
災害対策本部第一次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員(2名以上)	必要な職員				
災害対策本部第二次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員(3名以上)	責任ある職員及び必要な職員(3名以上)	責任ある職員及び必要な職員(3名以上)			
災害対策本部第三次体制が発令された時	全 員	全 員	責任ある職員及び必要な職員(4名以上)	責任ある職員及び必要な職員(4名以上)		
災害対策本部第四次体制が発令された時	全 員	全 員	全 員	全 員		
災害対策本部第四次体制が発令された時	全 員	全 員	全 員	全 員		

※ ●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局等及び区本部の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿(様式3-2-1)を備え、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、動員名簿の作成にあたっては、迅速な初動対応を可能とするため、職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した計画とするほか、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) 動員名簿の報告

各局等及び区本部の長は、前号の動員名簿の作成又は見直しを行ったときは、消防局防災課に報告する。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員し

たものとみなす。

動員対象者が休務の場合にあつては、各自がテレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、若しくは広島県に津波注意報又は津波警報が発表された場合には自動参集する。

なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、体制の伝達に併せて同様に各部課からの連絡を受けて参集する。

(2) 勤務時間外の場合

動員対象者はテレビ・ラジオ等により、気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、若しくは広島県に津波注意報又は津波警報が発表された場合には、自動参集する。

なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、同様に体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

(1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(2) 災害対策本部第四次体制が発令された時点でのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、避難場所の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

(1) 各局等及び区本部の長は、体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を消防局に報告する。

(2) 各局等及び区本部において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、動員及び災害の状況を消防局に報告し、応急対策の連携を確保する。

(3) 動員の報告は、様式3-2-2による。

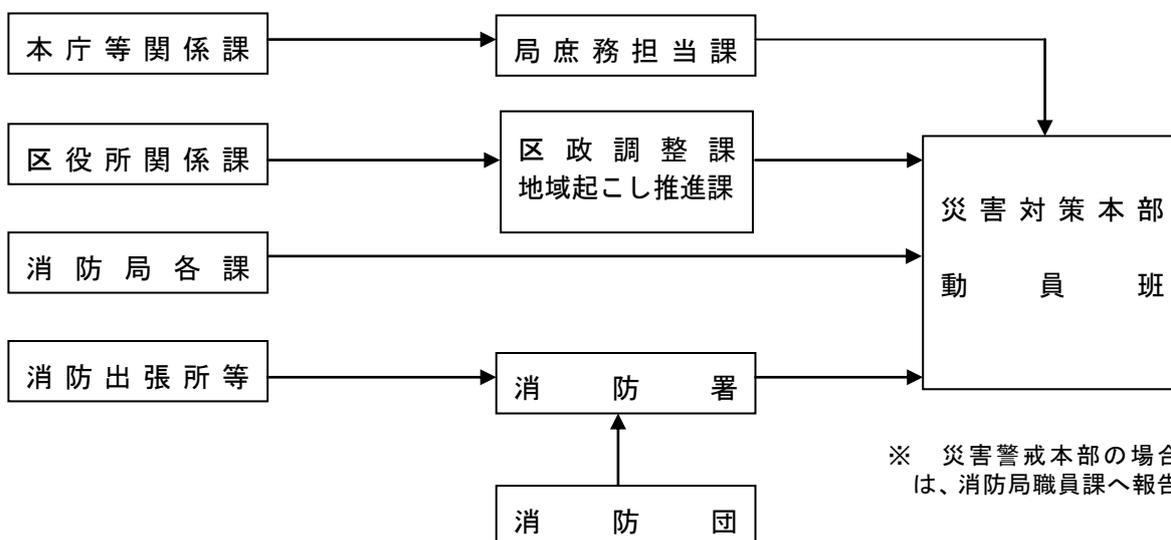
(4) 動員報告の時期は、原則として、次のとおり行う。

ア 体制が発令されたとき。

イ 体制が解除されたとき。

ウ その他本部長が報告を求めたとき。

(5) 動員報告系統



様式3-2-1 動員名簿

	職名	氏名	連絡責任者	非常時参集要員	参集場所	警戒本部	災害対策本部				連絡方法 (電話番号)
							第一次体制	第二次体制	第三次体制	第四次体制	
課											
課											
課											

体制区分	所属区分 (班区分)	動員状況 (上段：動員対象者 中段：動員完了者 下段：動員未了者)				配備時間数(到着→現在) —勤務時間外の場合のみ—				
		計 名	課 以 上 名	係長等 名	課 員 名	1 時 間 名	2 時 間 名	3 時 間 名	4 時 間 名	時 間 名

第6 本部及び区本部間の相互応援 《企画総務局人事課、消防局職員課、各局庶務担当課、各
区政調整課・地域起こし推進課》

1 応援の要請

各局等及び区本部の長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、様式3-2-3により災害対策本部長（人事課）に要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、書類は事後に提出することができる。

なお、「他課の応援」を任務とする職員が、最寄りの区役所に参集した場合は、前記における応援要請に基づき派遣されたものとみなし、事後処理を行う。

2 応援の決定

災害対策本部長は、職員の参集状況、応急対策の実施等を勘案し、応援の要否を決定するとともに、その旨を応援要請した局等又は区本部の長に通知する。

3 応援職員の指揮

応援職員は、応援要請した局等又は区本部の長の指揮を受けて活動する。

様式 3-2-3 応援要請依頼書

年 月 日

本 部 長 様

局等又は区本部の長

<p>応援を要する理由</p>	
<p>期 間</p>	
<p>従 事 場 所</p>	
<p>従 事 内 容</p>	
<p>必 要 人 員 (職種別・男女別)</p>	
<p>携 行 品</p>	
<p>集 合 日 時 ・ 場 所</p>	
<p>その他要請に必要な事項</p>	

第3節 情報の収集及び伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を迅速かつ確実に収集、伝達及び報告を行う。

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区 分	概 要	
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する情報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	避難判断水位（特別警戒水位）到達情報※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	土砂災害警戒・避難基準雨量	避難勧告対象区域毎の雨量観測所の観測雨量を、本市が取りまとめ発表する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報（重大な土砂災害の想定される区域、時期）
	竜巻注意情報	広島地方気象台が発表する竜巻等の注意情報
	火災気象通報	広島地方気象台が発表する火災気象通報
異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報	
災害情報	がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、避難勧告、自主避難、避難場所の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報等	

※特別警戒水位は水防法第13条で規定されるものである。

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》

災害対策本部においては、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、消防局防災課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

通 信 施 設	参照資料編番号	担 当 部 署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	—	〃
3 eメール	—	〃
4 市防災行政無線	3-3-3(1)	消防局防災課
5 広島県震度情報ネットワークシステム	—	〃
6 移動無線機（MCA 無線）	—	〃

7	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	—	〃
8	防災行政無線映像伝送端末等	—	消防局防災課
9	画像伝送システム	—	〃
10	ヘリコプターテレビ電送システム	—	消防局警防課
11	消防無線	3-3-3(2)	〃
12	水道無線	3-3-3(3)	水道局配水課
13	広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）	3-3-4	消防局防災課
14	広島県防災情報システム	—	〃
15	防災相互通信用無線局	—	〃
16	衛星携帯電話	—	〃
17	アマチュア無線	—	〃
18	タクシー会社等民間無線通信施設	—	〃
19	その他	—	〃

(1) 電話及び FAX

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図（資料編 3-3-1 参照）のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等にあたり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。（資料編 3-3-2 参照）

申 込 先	電 話 番 号
1 1 6 センタ	1 1 6

※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱広島支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、災害時等において、「災害時優先電話」間の通話がつながりにくい場合には、当該電話から次の番号をダイヤルし、手動接続の申込みを行う。

区 分	電話番号	応 答 先	申込みに必要な事項等
通 話	1 0 2	情報案内センタ	<ul style="list-style-type: none"> ・通信種別（通話・電報） ・発信機関名（発信者の氏名を含む。） ・発信番号、通話先番号 ・通信内容その他必要事項
電 報	1 1 5	電報センタ	

(2) ホームページ

ア ホームページにより、国、県、防災関係機関が発信する情報を収集する。

- (ア) 気象庁 URL: <http://www.jma.go.jp/>
- (イ) 国土交通省 川の防災情報 URL: <http://www.river.go.jp/>
- (ウ) 広島県防災 Web URL: <http://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>
- (エ) 土砂災害ポータルひろしま URL: <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>
- (オ) その他の防災情報入手先

広島市ホームページ「防災情報提供機関へのリンク」から防災情報提供機関先ホームページを参照する。

イ 国、県、防災関係機関への伝達においては、防災拠点施設や危険箇所等の位置特定に地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。）と活用する。

(3) eメール

eメールにより、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 市防災行政無線

ア 通信系統

資料編 3-3-3(1)のとおり

イ 通信統制

市防災行政無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまし）が行う。

(5) 広島県震度情報ネットワークシステム

県内100箇所に設置した震度計（本市内9箇所）で観測した震度情報を市町に配信するシステムで、震度情報を消防局の専用端末のほか、庁内ランのパソコンで迅速に確認することができる。

(6) 移動無線機（MCA 無線）

移動無線機（MCA 無線）により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。

(7) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により緊急情報の収集を行い、防災行政無線同報系を利用し情報伝達を行う。

(8) 防災行政無線映像伝送端末等

区災害対策本部設置以降において、市役所、区役所、消防局及び消防署に設置された映像伝送端末を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。

なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にWEB会議システムにより行う。

(9) 画像伝送システム

市役所本庁舎屋上に設置した監視カメラで捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局との通信を行うことができる。

(10) ヘリコプターテレビ電送システム

ヘリコプターに搭載したテレビカメラで捉えた映像により、被害状況を広域的に収集するとともに、画像伝送システムを利用して即時に国等へ伝送する。

(11) 消防無線

災害により有線通信施設の機能を失った場合は、各消防署所のすべての無線局を開局し、消防無線連絡網を確立する。

ア 通信系統

資料編 3-3-3(2)に示すとおり。

イ 通信統制

広島市消防無線局の通信統制は、基地局（ひろしましょうぼう）が行う。

(12) 水道無線

ア 通信系統

資料編 3-3-3(3)に示すとおり。

イ 通信統制

広島市水道局無線局の通信統制は、基地局（ひろしますいどうほんぶ）が行う。

(13) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）

ア 通信系統

資料編 3-3-4に示すとおり。

イ 通信統制

広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。

(14) 広島県防災情報システム

常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集及び人的被害等を県に報告する。

(15) 防災相互通信用無線局

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。

(16) 衛星携帯電話

災害時における広島県と県内市町の災害対策本部間の連絡体制を確保する。

(17) アマチュア無線（電波法第 52 条第 4 号）

アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。なお、災害時の連絡に当たっては、必要に応じて、次のアマチュア無線局に協力を依頼する。

コールサイン	氏 名
J A 4 Z C N	広島市役所アマチュア無線クラブ

(18) タクシー会社等民間無線通信施設

タクシー会社等民間の無線通信施設の協力を得て、被害状況の収集に努める。

(19) その他

ア 通信設備の優先利用

災害時において、一般加入電話を利用することが困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、中国電力、J R 西日本広島支社、県警察その他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により優先利用する。

この使用の手続きについては、その機関と協議して定めるものとするが、協議の内容には、概ね次の事項を定めておくものとする。

(ア) 使用の目的

(イ) 優先利用できる通信施設・設備

(ウ) 使用申込み

a 使用しようとする通信設備

b 使用する理由

c 通信の内容

d 発信者及び受信者

(エ) 通信の取扱順位

(オ) その他必要な事項

県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

イ 非常無線通信の利用

非常時における緊急連絡のため、特別に必要な場合は非常用周波数を有する次の無線局により通信を確保する。

災害時における緊急通信対象機関名

機 関 名	設 置 場 所
第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸 3-10-17
中国地方整備局	広島市中区上八丁堀 6-30

ウ 非常通信協議会の活用

非常通信協議会では、県・市町村の防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自衛通信設備を利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

非常通信を確保するために必要な場合は、中国非常通信協議会に取り扱いを依頼する。

エ 災害対策用移動通信機器の借用

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動通信機器

種 類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

電気通信事業者等が使用する通信機器

種 類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による。(基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
M C A	同上

オ 災害対策用移動電源車の借用

災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動電源車

種 類	貸与条件等
中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要

3 住民等への防災情報の伝達

災害時における住民への防災情報の伝達手段は、防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、デジタルサイネージ(電子看板)、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ(インターネット)、雨量情報表示盤、広報車等移動体、サイレン・警鐘等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。また、聴覚障害者(申請によりFAX登録した者)に対しては、必要に応じてFAXにより情報提供を行う。

なお、市ホームページにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、アクセス負荷分散サービスを活用する。

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)
(株)ひろしまケーブルテレビ	(株)ふれあいチャンネル

4 放送機関に対する放送の要請

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより、次に掲げる放送機関に災害対策基本法第56条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。(本市の連絡責任者は、消防局予防課長)この場合、緊急情報連絡システムの積極的活用を図る。

災害時における放送要請に関する協定締結機関

放送機関名	連絡責任者
日本放送協会広島放送局	放送部長
(株) 中国放送	報道部長
広島テレビ放送(株)	報道部長
(株) 広島ホームテレビ	報道部長
(株) テレビ新広島	報道部長
広島エフエム放送(株)	制作担当部長

5 通信施設等が使用不能な場合の対処

通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に従事させることができる。

なお、伝令員として指名された者は、自転車、バイク、車両、船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

(資料編) 3-3-1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図

3-3-2 災害時優先電話番号一覧表

3-3-3 広島市関係通信施設

3-3-4 広島県総合行政通信網回線系統図

参考 16 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

参考 17 災害時における放送要請に関する協定

第2 気象情報等の収集及び伝達

気象情報等を受信等したときは、重要度やとるべき措置等を判断し、状況に応じて、予想される事態に対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。

なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々状況に応じた適切な対応を行うものとする。

1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）

【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、水防法第10条第1項】

(1) 発表機関

広島地方気象台

(2) 防災気象情報の種類

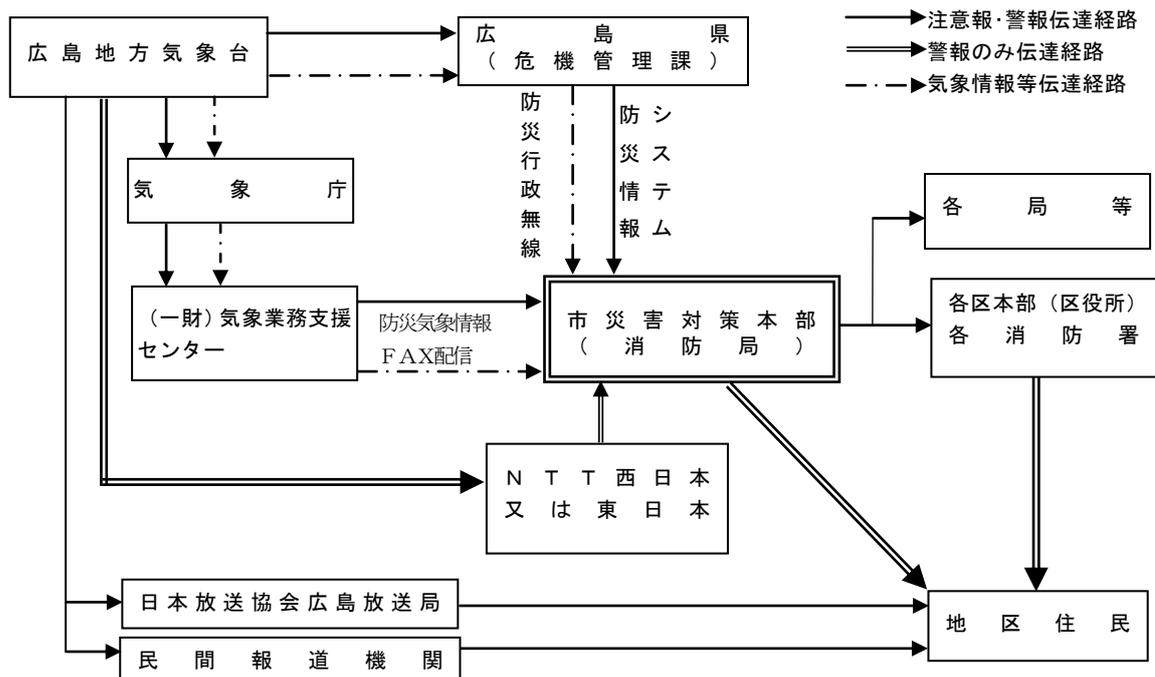
種類	概要
注意報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表 3-3-1】
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表 3-3-1】
県気象情報 地方気象情報	気象等の状況を具体的に、速やかに伝える情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等

(3) 注意報及び警報の地域細分

広島市域	担当区域：「広島県」
	一次細分区域：「南部」
	市町村等をまとめた地域：「広島・呉」
	市町村等：広島市

(4) 受信及び伝達

防災気象情報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(5) 本市での情報の活用

広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等の判断に活用する。

防災気象情報の種類	防災体制設置の活用
大雨、洪水、高潮注意報	災害警戒本部設置の判断
大雨、洪水、高潮警報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断

(6) 住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に警報が発表された場合、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表 3-3-1 注意報及び警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準					
一般の 利用に 適合するもの	風雪注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。					
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。					
	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。					
		雨量		土壌雨量指数(注4)			
		平地	平地以外				
		3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	82			
	大雪注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上になるか、山地で 25cm 以上になると予想されるとき。					
	濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想されるとき。					
	雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合					
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想されるとき。					
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが 40cm 以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが 50cm 以上あって最高気温が 10℃(※)以上になると予想されるとき。					
	着雪注意報	着氷(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で 10cm 以上になるか、山地で 30cm 以上になり、気温 0～3℃ が予想されるとき。					
霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 4月以降最低気温が 4℃(※)以下と予想されるとき。						
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 冬期:最低気温が -4℃(※)以下と予想されるとき。 夏期:最高気温又は最低気温が平年より 6℃以上低いと予想されるとき。						
波浪注意報	波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高(注5) 1.5m 以上になると予想される場合。					
洪水注意報	洪水注意報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準以上になると予想されるとき。					
		雨量		流域雨量指数(注6)			
		平地	平地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域
		3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	10	14	23	22
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上 2.1m 以上になると予想されるとき。					
地面現象注意報(※1)	地面現象注意報(※1)	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合					
浸水注意報(※1)	浸水注意報(※1)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合					
水に防 適活 合動 すの 利 用 (※2)	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。				
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。				
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。				

種 類		発 表 基 準				
一般の 利用に 適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。			
		暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。			
		大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。			土壌雨量指数（注4）
			雨量			
	平地地		平地地以外			
	3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	108			
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で 30 cm 以上になるか、山地で 60 cm 以上になると予想されるとき。				
	波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が 2.5m（注5）以上になると予想されるとき。			
	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。			
			雨量		流域雨量指数（注6）	
平地地			平地地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域
3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28	
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常な上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上 2.5m 以上になると予想されるとき。				
地面現象警報（※1）	地面現象警報（※1）	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。				
浸水警報（※1）	浸水警報（※1）	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。				
水に防適 活動す るもの 利用の （※2）	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。			
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。			
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。			

- (注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
 ※1印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。
 ※2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 4 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数のことである。
- 5 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の 1/3 の数の波について平均値をとったものである。
目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。
- 6 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。
- 7 地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。

2 洪水予報

【関係法令：気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項】

(1) 発表機関

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表

(2) 洪水予報の種類

種類	発表基準
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達したとき
はん濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれたとき
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき
はん濫発生情報	はん濫が発生したとき

(3) 洪水予報の実施区域

河川名	予報区域名	実施区域	洪水予報基準地点
太田川 (幹川)	太田川 下流	左岸 安佐北区亀山一丁目から海まで 右岸 安佐南区八木町字馬淵から海まで	祇園大橋 矢口第一 中野
	太田川 上流	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の2地先から 安佐北区亀山一丁目まで 右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の2地先から 安佐南区八木町字馬淵まで	飯室 加土 計居
三篠川	三篠川	左岸 安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先から幹川合流点まで 右岸 安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先から幹川合流点まで	中深川
根谷川	根谷川	左岸 安佐北区可部町大字下町屋字土居 426 番の2地先から 幹川合流点まで 右岸 安佐北区可部八丁目 2270 番地先から幹川合流点まで	新川橋

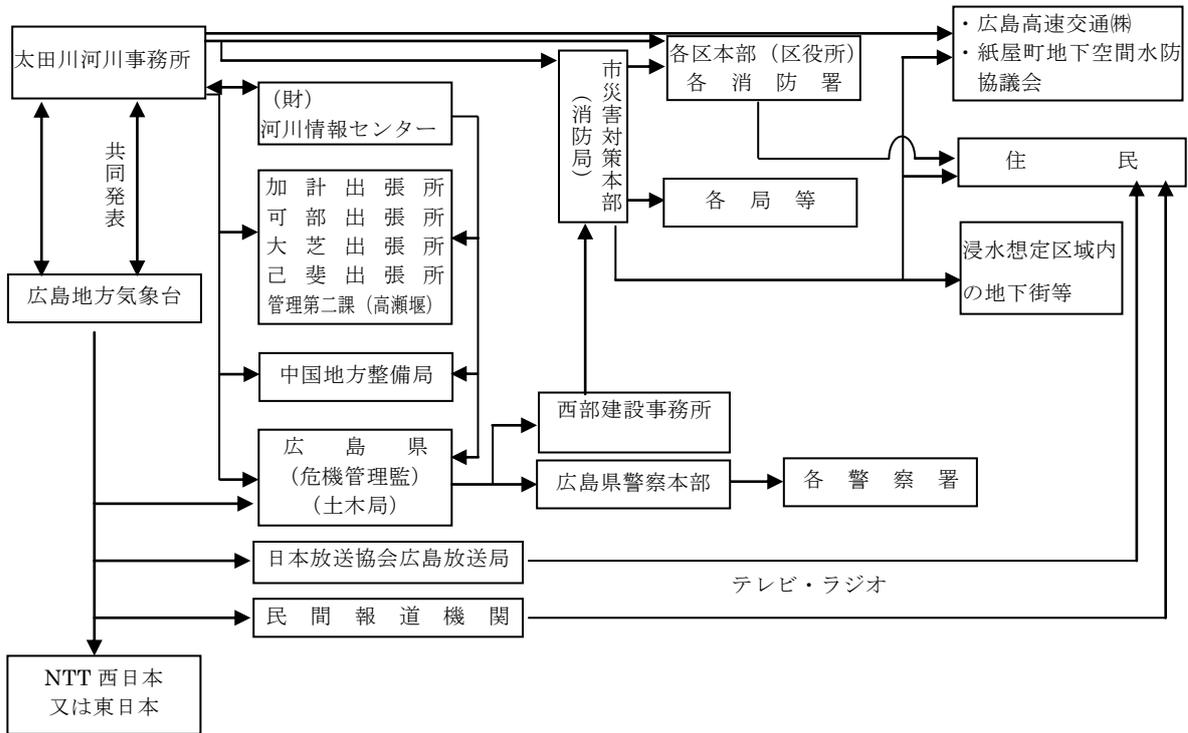
(4) 洪水予報基準地点の基準水位

河川名	観測所名	零点高 (T.P.m)	計画 高水位 (m)	はん濫 危険 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	はん濫 注意 水位 (m)	水防団 待機 水位 (m)
太田川	土居	265.35	7.74	4.60	4.30	4.00	3.10
太田川	加計	167.80	7.11	3.90	2.60	2.00	0.00
太田川	飯室	47.50	10.25	6.40	5.30	3.80	2.50
太田川	中野	15.32	8.08	6.80	6.10	5.50	4.30
太田川	矢口第一	4.50	8.72	8.30	7.00	5.00	3.40
太田川	祇園大橋	0.00	7.13	6.90	6.40	4.30	2.90
三篠川	中深川	18.00	5.24	3.80	3.50	3.10	2.00
根谷川	新川橋	17.00	3.91	2.50	2.20	2.10	1.10

(5) 受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所から FAX 及び e メールで、西部建設事務所から FAX で受信する。

洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(6) 本市での情報の活用

洪水情報を受信した場合、次のとおり防災体制を設置、また水防計画第4章第4節第3洪水についての規定に基づき、避難勧告の発令等の検討及び発令等を行う。

種類	防災体制設置の活用
太田川はん濫注意情報	災害警戒本部設置の判断
太田川はん濫警戒情報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断

(7) 住民への伝達等

市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線及び広報車、FAX (F ネット)等により浸水想定区域内の住民や地下街等へ伝達するとともに、洪水予報の種類に応じて次の対応を行う。

ア はん濫注意情報が発表された場合

防災行政無線及び広報車等により河川沿いの低地部の住民に洪水に対する注意喚起を促す。

イ はん濫警戒情報が発表された場合

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ避難勧告の発令等を行う。

ウ はん濫危険情報

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ必要に応じて避難指示の発令を行う。

エ はん濫発生情報

避難していない住民がいる場合は、救助等を行う。

3 水防警報

【関係法令：水防法第 16 条第 1 項】

洪水、津波又は高潮により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。

(1) 洪水、高潮等の河川に関する水防警報

ア 発表機関

太田川河川事務所及び西部建設事務所

イ 水防警報の種類、内容及び発令時期

種 類	内 容	発 令 時 期
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 <u>また、津波の際は、水防要員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。</u>	1 気象、水象及び河川状況よりみて必要と認められるとき。 2 水防本部が待機の体制に入ったとき。 3 <u>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</u>
準 備	1 水防資材及び器材の点検・整備 2 ダム、溜池、水門等の水門の開閉準備 3 河川、河岸、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4 幹部の出動 5 水防要員の招集配備計画	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇し警戒水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。
出 動	水防要員を警戒配置及び出動せしめるもの。	1 河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。 3 <u>津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</u>
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの。	出水状況を報知するとき、又は、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	1 河川の水位がはん濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき。 2 気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。 3 <u>津波に際し、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</u>

※下線部における水防警報の発表は、太田川河川事務所によるもの。

ウ 発表区域等

発表機関	水系名	河川名	区 域
太田川 河川 事務所	太田川	太田川 (幹川)	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の 2 地先 から海まで 右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の 2 地先
		三篠川	左岸 安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先 から幹川合流点まで 右岸 安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先
		根谷川	左岸 安佐北区三入南一丁目 426 番の 2 地先 から幹川合流点まで 右岸 安佐北区可部八丁目 1 番の 2270 番地先
		古 川	太田川分派点から太田川の合流点まで
		旧太田川	幹川分派点から海まで
		元安川	旧太田川の分派点から旧太田川の合流点まで
		天満川	旧太田川の分派点から海まで
西部建設 事務所	太田川	猿猴川	左岸 南区大須賀町 京橋川分派点以下海に至る 右岸 南区京橋町
		京橋川	左岸 東区牛田新町 旧太田川分派点以下元安川合流点に至る 右岸 中区白島北町
		根谷川	左岸 安佐北区可部町桐原川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
		安 川	左岸 安佐南区上安一丁目 安川橋以下古川合流点に至る 右岸 安佐南区相田二丁目
		水内川	左岸 佐伯区湯来町字水内大橋以下太田川合流点に至る 右岸
		三篠川	左岸 安芸高田市向原町見坂川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
	瀬野川	瀬野川	左岸 安芸区中野東七丁目高部川通 以下海に至る 右岸 安芸区中野六丁目字井原見田
	八幡川	八幡川	左岸 佐伯区利松一丁目 新郡橋以下海に至る 右岸 佐伯区八幡五丁目

※太田川（幹川）の水防警報発表観測所分担は資料編を参照

(2) 高潮等の海岸に関する水防警報

ア 発表機関

広島港湾振興事務所

イ 種類、内容及び発令時期

種類	内 容	発 令 時 期
待機準備	高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備の必要がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水防機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防要員を出動させる必要がある旨を警告するもの。 〈活動内容〉 ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象状況等により高潮が起こるおそれがあるとき。
解 除	高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、さらに水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	高潮の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

ウ 発表区域等

発表機関	海岸名	区 域
広島港湾振興事務所	広島市海岸	全域

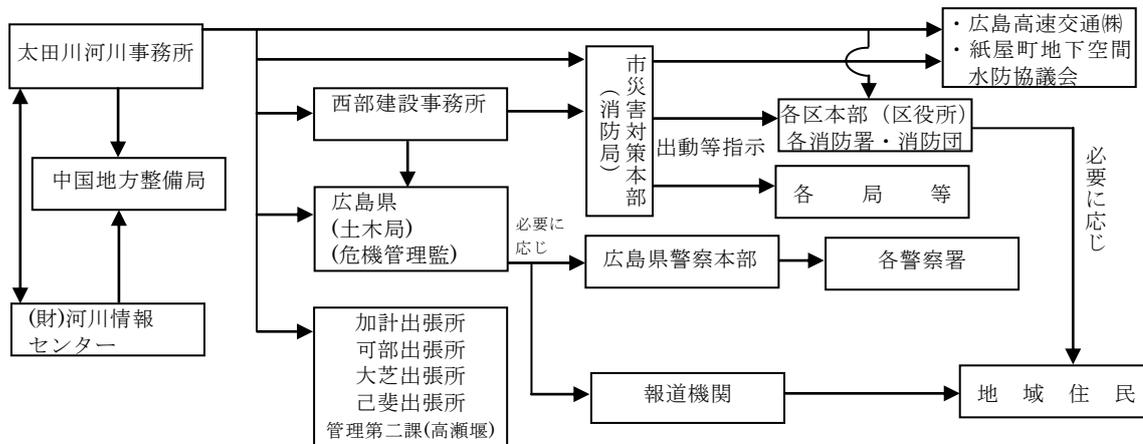
(3) 水防警報発表基準観測所の基準水位等

広島市水防計画別表第1参照

(4) 受信及び伝達

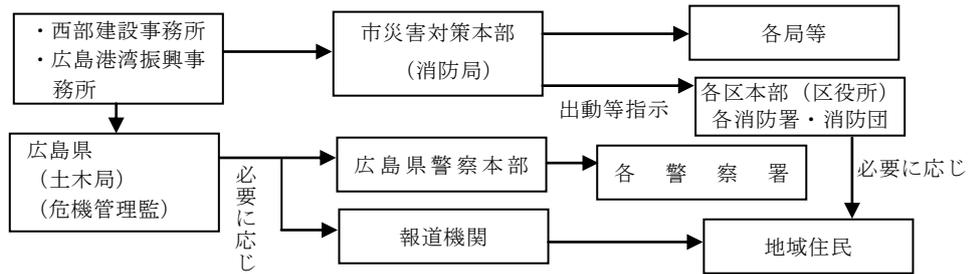
ア 太田川河川事務所が発表する水防警報

太田川河川事務所から FAX 及び e メールで、西部建設事務所から FAX で受信する。
水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



イ 西部建設事務所又は広島港湾振興事務所が発表する水防警報

西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から FAX で受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



(5) 本市での情報の活用

区役所、消防署及び消防団は、発表された警報の種類に応じ、広島市水防計画の規定に基づき活動を行う。

また、水防活動により入手した情報は、避難勧告の発令等の検討に活用する。

(6) 住民への伝達等

水防警報の発表に伴う区役所、消防署及び消防団等の水防活動により入手した情報は、必要に応じて住民等へ伝達する。

4 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

【関係法令：水防法第 13 条】

水位周知河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。

(1) 発表機関

太田川河川事務所、西部建設事務所

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知が行われる河川及び避難判断水位（特別警戒水位）等

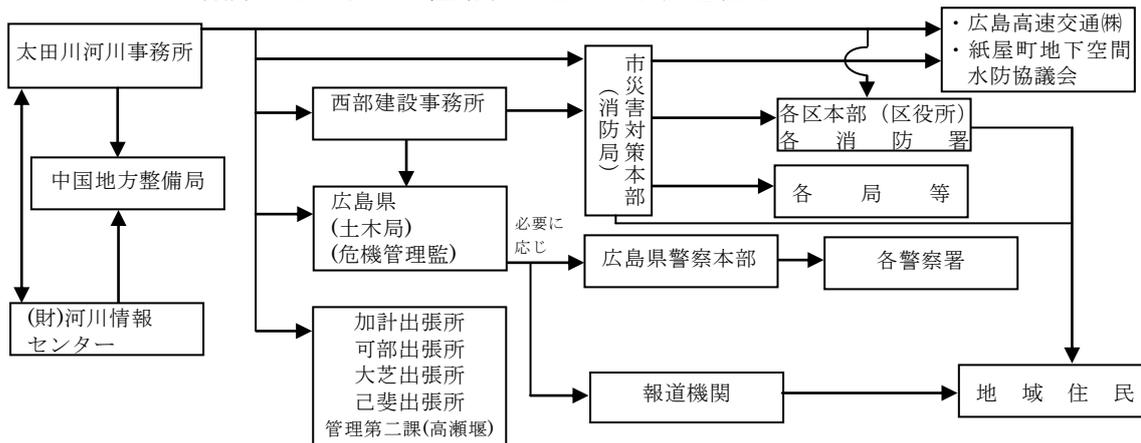
発表機関	河川名	観測所名	避難判断水位 (m)	発表機関	河川名	観測所名	避難判断水位 (m)
太田川河川事務所	古川	古川	4.20	西部建設事務所	安川	上安	2.30
	旧太田川	江波	3.10		瀬野川	石原	2.40
	元安川	〃	2.50		八幡川	中地	3.20
	天満川	〃	2.70		三篠川	向原	1.30
			根谷川		三入南	1.65	
			水内川		菅沢	3.30	
			府中大川		大須	1.65	
			鈴張川		向田	1.70	
			岡ノ下川		岡ノ下	2.10	
			南原川		南原	1.35	

※ 天満川、旧太田川及び元安川においては、江波観測所の潮位が 2.50m に達した場合のみ水位情報周知を行う。

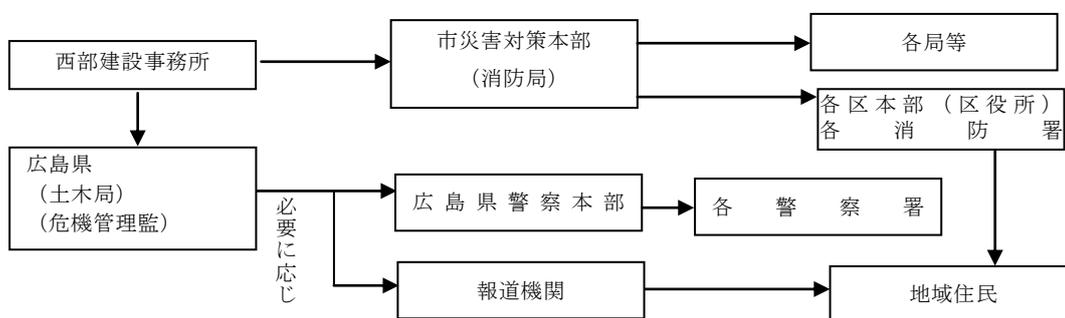
(3) 通知及び伝達

太田川河川事務所から FAX 及び e メールで、西部建設事務所から FAX で受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。

太田川河川事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路



西部建設事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路



(4) 本市での情報の活用

今後の水位予測を勘案しながら、避難勧告の検討及び発令等を行う。

(5) 住民への伝達等

浸水想定区域内の住民等へ確実に伝達されるよう、防災行政無線、広報車及び広島市防災情報メール配信システム等により伝達及び注意喚起等を行う。

なお、浸水想定区域が示されていない河川にあっては、防災行政無線及び広報車等により河川沿いの住民等へ注意喚起等を行う。

5 ダム等の放流に関する情報

【関係法令：河川法第 48 条、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条】

ダム放流の水位上昇に伴い影響のある河川流域の危害を防止するため、ダム管理者は本市等にダムの放流に関する通知をするとともに、一般住民に周知させるためにサイレン、拡声器、立札により警告を行う。

(1) ダム等の情報発表機関、情報の種類と内容及び伝達経路

各発表機関から FAX で受信する。

名 称	発表機関	情報の種類と内容	伝達経路
温 井 ダム	中国地方整備局温井ダム管理所	表 3-3-2	図 3-3-1
高 瀬 堰	" 太田川河川事務所	表 3-3-3	図 3-3-2
祇 園 水 門		表 3-3-4	図 3-3-3
大 芝 水 門			
魚 切 ダム	西部建設事務所魚切ダム管理事務所	表 3-3-5	図 3-3-4
宇 賀 ダム	中国電力(株)広島北電力所	表 3-3-6	図 3-3-5
南 原 ダム			
明 神 ダム			

(2) 本市での情報の活用

広島地方气象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。

(3) 住民への伝達等

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表 3-3-2 温井ダムの放流等に関する通知の種類と内容

種 類	内 容
洪水警戒体制のお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分に洪水警戒体制に入りました。 今後、ダムは洪水調節容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダムからの放流量を徐々に増加させます。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。
ダム放流開始についてのお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分から__m ³ /sの放流を開始します。 ダムは洪水調節容量を確保するため、放流量を__日__時頃には__m ³ /sまで増加させます。下流河川の水位上昇に注意して下さい。
ダムからの放流による急激な水位上昇に関する情報	温井ダムでは、放流量を__m ³ /sから__m ³ /sに増加させます。 下流河川の水位上昇に注意して下さい。 また、河川内へ立ち入らないように注意して下さい。
洪水調節の開始に関する情報	温井ダムでは、ダムへの流入量が洪水量（400m ³ /s）に達したため、__日__時__分に洪水調節を開始しました。
ダムから放流に関する情報	__日__時__分現在、温井ダムの状況に関するお知らせです。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。
計画規模を超える異常洪水時の操作の可能性に関する情報	温井ダムでは現在、洪水調節を行っています。 今後、計画規模を超える流入量が予想されるため、__日__時__分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可能性があります。この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 今後の降雨状況によっては、住民避難等の準備が必要です。 なお、計画洪水を超える洪水時の操作に移行する場合には、概ね移行する1時間前に通知します。
計画規模を超える異常洪水時の操作に関する事前のお知らせ	温井ダムでは、現在洪水調節を行っています。 計画規模を超える流入量が予想されるため、__日__時__分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作を実施します。 この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 避難勧告等の住民避難の対応が必要です。 なお、計画洪水を超える洪水時の操作に移行した場合には、直ちにその旨通知します。
計画規模を超える異常洪水時の操作終了情報	温井ダムでは、流入量が計画最大放流量を下回ったため、__日__時__分に計画規模を超える洪水時の操作を終了しました。 今後、ダムからの放流量を低下させますが、河川の水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。
洪水調節の終了に関する情報	温井ダムでは、ダムへの流入量が放流量を下回ったため、__日__時__分に洪水調節を終了しました。 今後、貯水位を低下させるための放流を継続させます。 河川水位は徐々に低下していきます。 洪水調節は終了しましたが、河川の水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川の水位に注意して下さい。
放流情報終了のお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分から__m ³ /sの放流を行っています。 ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、ダムからの放流量は次第に減少していきます。 この情報をもちまして放流の状況に関する情報提供は終了します。
洪水警戒体制解除のお知らせ	温井ダムでは__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。 この情報をもちまして今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

図 3-3-1 温井ダムの放流に関する通知の伝達経路

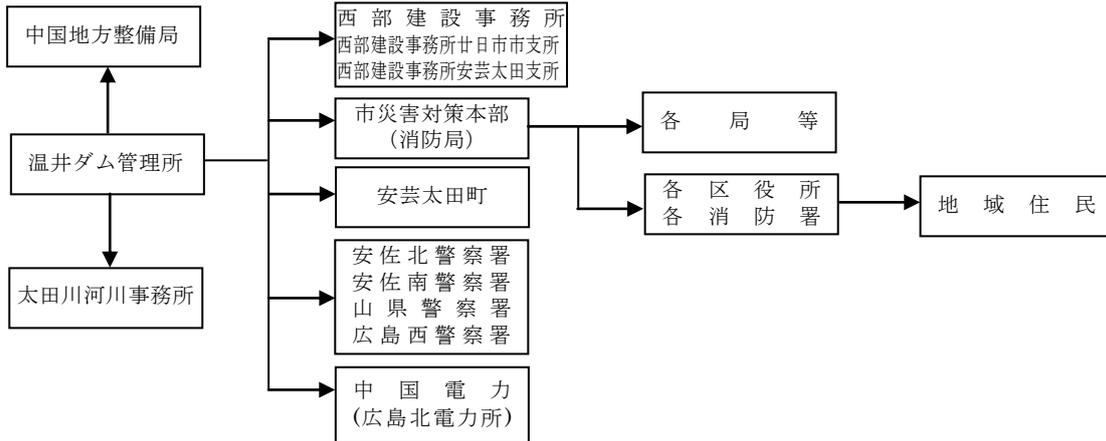


表 3-3-3 高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容

種類	内容	
高瀬堰に関する通知	降雨に関する注意報又は警報が発表された時	高瀬堰は、広島地方気象台__月__日__時__分発表の注意・警報により__時__分から洪水警戒体制に入りました。
	流入量が増加した時	高瀬堰は、流入量が 230m ³ /s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	各水位観測所の流量増加の時	高瀬堰は、__水位観測所の流量が、__m ³ /s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	各地域の雨量増加の時	高瀬堰は、__流域の__時間連続流域平均累加雨量が__mm を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
洪水警戒体制解除	高瀬堰への流入量は、__月__日__時__分現在__m ³ /s に減少し、気象状況からも再出水のおそれが無いと判断されますので、__月__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。	
高瀬堰放流に関する通知	流入量増加のための放流	高瀬堰は、流入量が__m ³ /s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分から堰の貯留水を放流します。
	細則第 14 条ただし書きに該当する放流	高瀬堰は、__月__日__時__分__のため、__時__分から堰の貯留水を放流します。
	規則第 18 条に該当する放流	高瀬堰は、__月__日__時__分__のため、__時__分から堰の貯留水を放流します。
	ゲート全開の時の通知 (内部機関)	高瀬堰は、__月__日__時__分ゲートを全開しました。

図 3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路

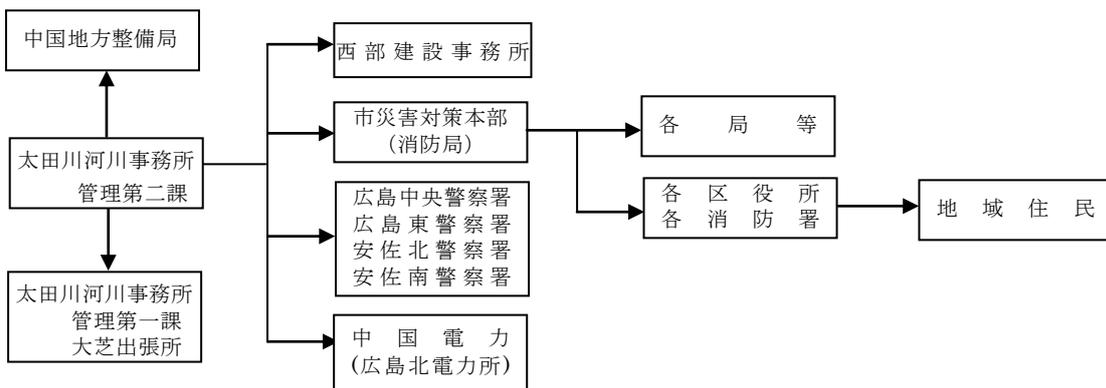


表 3-3-4 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知

洪水が予想されますので、__月__日__時__分頃から、〇〇水門のゲートを開きます。
--

図 3-3-3 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知の伝達経路

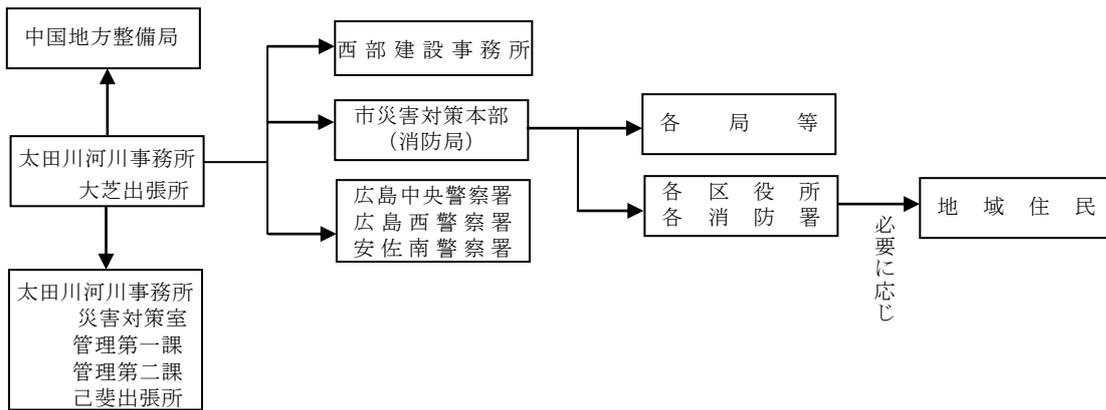


表 3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制	魚切ダムでは、__日__時__分大雨洪水注意報発令により洪水警戒体制に入りました。__時__分現在、貯水位 E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 放流量は毎秒 __m ³ です。
放流開始	魚切ダムの状況は、__時__分現在、貯水位 E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 放流量は毎秒 __m ³ です。__日__時__分ころ、洪水の発生が、予想されますので、__日__時__分よりダム放流を開始します。 なお、放流量は、__時__分には毎秒 __m ³ となる予定であり、__地点ではその間に __cm の水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
急激放流	魚切ダムでは、現在毎秒 __m ³ の放流を行っていますが、流入量が増加していますので、放流量は、__時__分には、毎秒 __m ³ となる予定であり、__地点では、その間に __cm の水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
洪水時	魚切ダムでは、__時__分現在、流入量が毎秒 __m ³ になりましたので、__時__分より洪水調節に入ります。なお、放流量は __時__分現在、毎秒 __m ³ です。
ただし書き操作移行 (1時間前)	魚切ダムでは、__時__分ころ、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する予定です。 現在のまま洪水調節操作を実施すると、ダムの洪水調節容量を大幅に上回ることが予想され、今後の流入量は最大毎秒 __m ³ の異常洪水となり、__時__分ころには、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する恐れが出てきました。なお、下流河川の水位は急激に上昇する恐れがありますので、厳重な警戒をお願いします。
ただし書き操作移行	魚切ダムでは、__時__分貯水位が、ただし書き操作開始水位 E L __m に達し、今後さらにサーチャージ水位を超えると予想されますので、計画規模を超える異常洪水時の操作に移行しました。 __時__分現在、貯水位 E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 放流量は毎秒 __m ³ で今後流入量に等しくなるまで、徐々に放流量を増加させます。なお、放流量は __時__分ころ、最大毎秒 __m ³ となる見込みで下流河川の水位は、急激に上昇する恐れがありますので、非常警戒をお願いします。
最大流入時	魚切ダムでは、__時__分現在、貯水位 E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 、放流量は毎秒 __m ³ ですが流入量は減少の傾向にありますので、これからのち、流入量に相当する量を放流する予定です。
ただし書き操作解除	魚切ダムでは、__時__分流入量が計画最大放流量毎秒 __m ³ と等しくなりましたので、ただし書き操作を解除します。 流入量は、次第に減少していますが、引き続き十分警戒して下さい。
洪水終了	魚切ダムでは、__日__時__分洪水を終了しました。__時__分現在、貯水位 E L __m、流入量は毎秒 __m ³ 、放流量は毎秒 __m ³ です。 引き続き洪水警戒体制は続行します。
洪水警戒体制解除	魚切ダムでは、__時__分洪水警戒体制を解除します。 以上をもちまして通報はすべて終了しました。

図 3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路

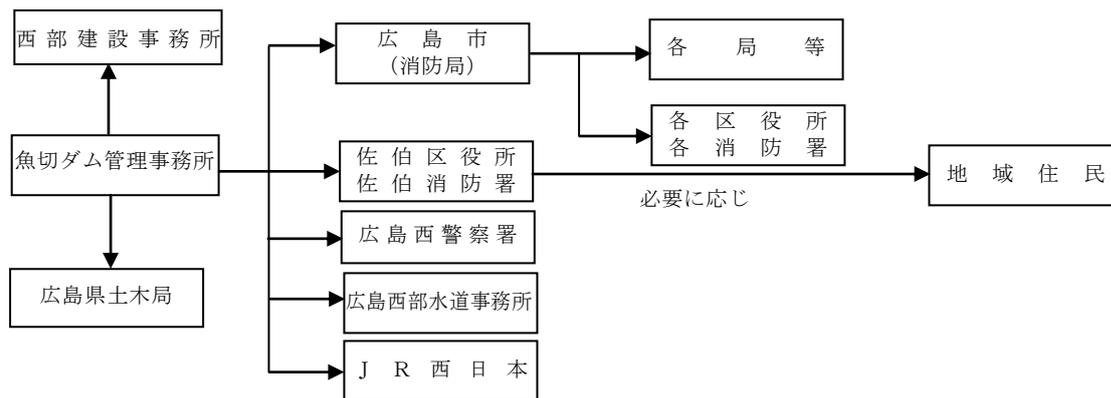
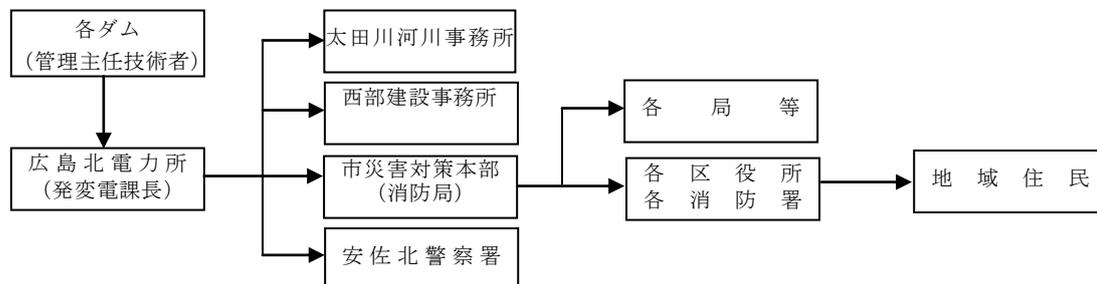


表 3-3-6 中国電力のダムの放流に関する通知

種類	内容
ダム放流開始 予告	〇〇ダムは__日__時__分現在__m ³ /s 程度の流入がありますが、出水が予想されますので、__日__時__分頃から__m ³ /s 程度のダム放流を開始する予定です。 その後の放流量は徐々に増加して、その量が流入量程度になったときから流入量に相当する量を放流する見込みです。
洪水量以上の 放流予告	〇〇ダムは__日__時__分現在__m ³ /s の流入があり、__m ³ /s の放流を行っていますが__日__時__分頃から〇〇m ³ /s (洪水量) 以上の放流を行なう予定で、その後放流量は次第に増加する見込みです。
洪水終了	〇〇ダムの放流量は__日__時__分に__m ³ /s (無害流量) に減水しました。これから後もしばらく放流を続けます。
ダム放流終了	〇〇ダムは__日__時__分に洪水吐ゲートを全閉しダムからの放流は終わりました。これで通知の方も終わります。

図 3-3-5 中国電力のダムの伝達経路



6 河川・潮位等の情報

(1) 提供機関

国、県等

(2) 受信及び伝達

提供機関からの FAX 及び広島県防災情報システム等から河川水位、潮位、雨量等の情報を収集する。

(3) 本市での情報の活用

収集した情報を避難勧告の発令等の参考とする。

(4) 住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、河川上流域の降雨や潮位等の状況に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

7 土砂災害警戒・避難基準雨量

(1) 情報の収集等

広島県防災情報システム及び広島市消防通信指令管制システムから雨量情報を収集し、土砂災害警戒・避難基準雨量表を作成する。

(2) 本市での活用

「8 土砂災害警戒情報」及び「9 土砂災害緊急情報」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。

(3) 住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、降雨状況等に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

8 土砂災害警戒情報

【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条】

(1) 発表機関

広島地方気象台と広島県土木局砂防課が共同発表

(2) 発表及び解除の基準

ア 発表基準

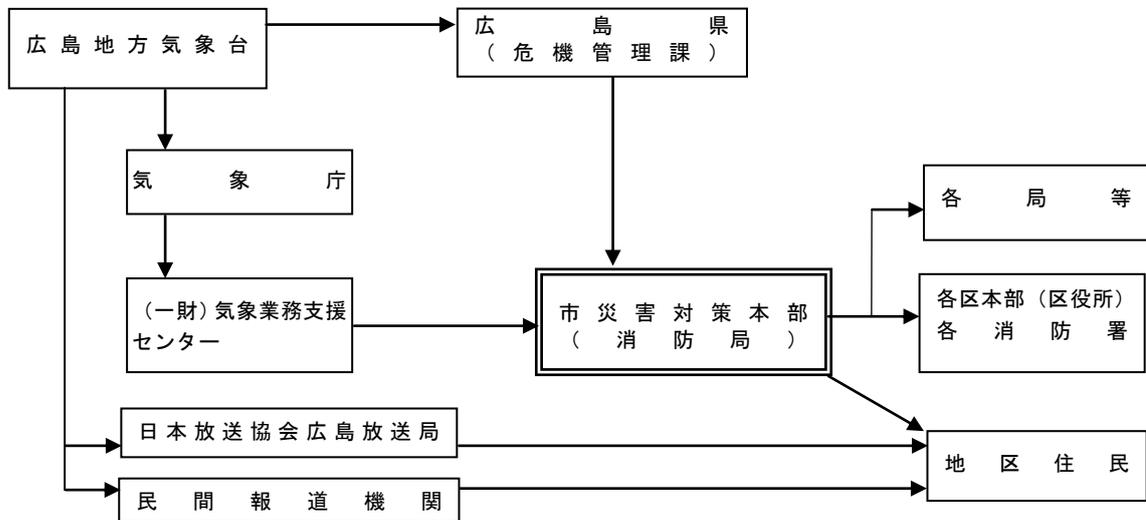
大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した(群発的な土砂災害発生の危険度が高まった)とき、市町単位ごとに発表する。

イ 解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町単位ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木局砂防課が協議のうえ解除する。

(3) 受信及び伝達

土砂災害警戒情報の受信及び伝達は次のとおり。



(4) 本市での情報の活用

「7 土砂災害警戒・避難基準雨量」及び「9 土砂災害緊急情報」の情報と併せ、避難勧告等の発令の参考とする。

(5) 住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、注意喚起等を行う。

9 土砂災害緊急情報

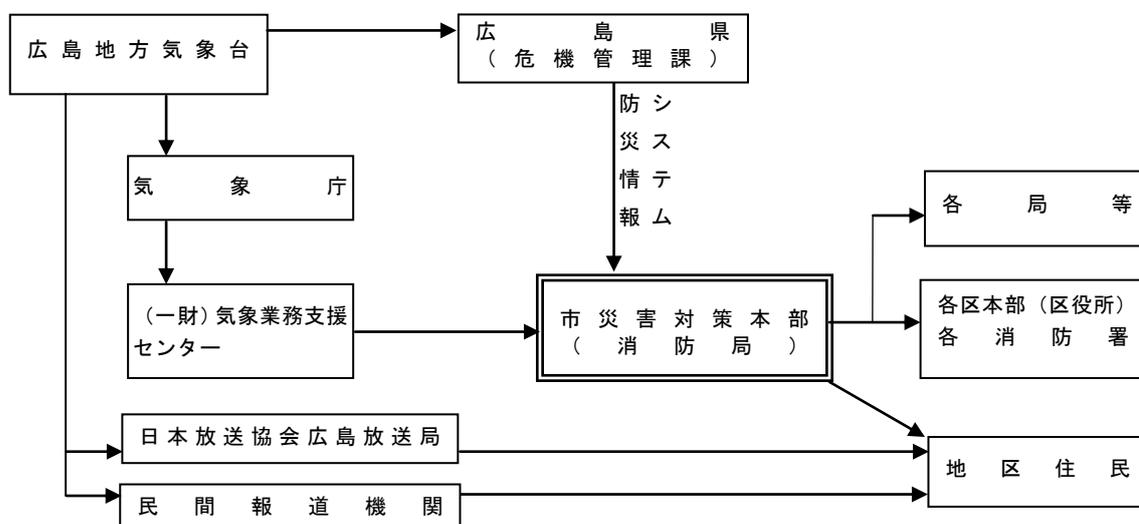
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において国又は県が行った緊急調査に基づいて通知する被害の想定される区域・時期に関する情報

- (1) 通知機関
中国地方整備局又は県土木局砂防課
- (2) 本市での情報の活用
「7 土砂災害警戒・避難基準雨量」及び「8 土砂災害警戒情報」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。
- (3) 住民への伝達等
市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

10 竜巻注意情報

気象業務法第13条に基づく気象についての予報

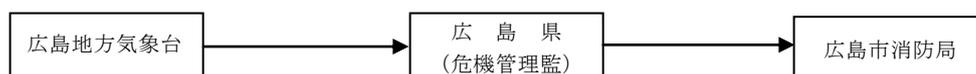
- (1) 通知機関
広島地方気象台
- (2) 受信及び伝達



- (3) 本市での情報の活用
今後の気象予測等を勘案しながら、必要な体制や対応を検討する。
- (4) 住民への伝達等
市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、気象状況に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

11 火災気象通報

広島地方気象台から火災気象通報が発表された場合の伝達経路は次のとおりである。
なお、火災警報の伝達経路及びこの発令に伴う消防信号等は、広島市消防計画に定めるところによる。

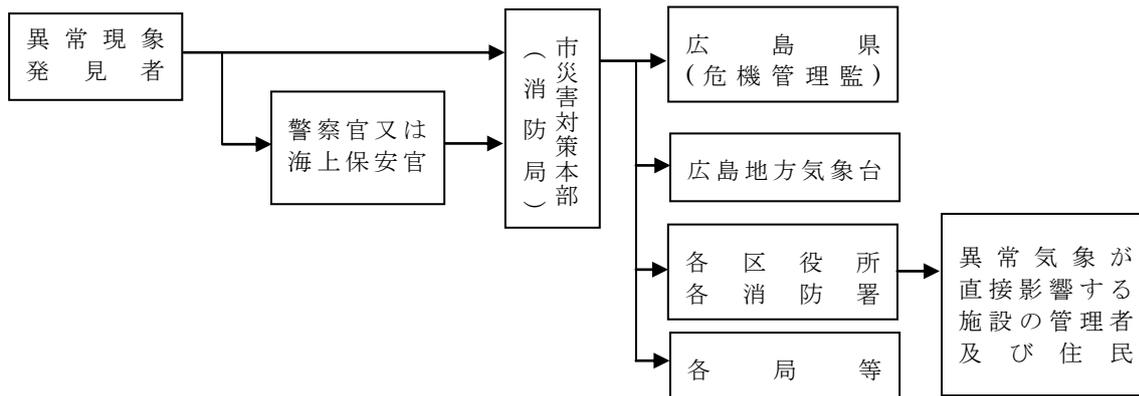


12 異常現象発見者からの通報・伝達

災害対策基本法第54条の規定に基づき、市民等から、放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、津波の前兆である海面の急激な低下、海鳴り等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した旨の通報があった場合の情報の伝達は、次による。

- (1) 本市での情報の活用
迅速に状況の確認を行い、必要な体制や対応を検討する。
- (2) 住民への伝達等

必要に応じ、関係住民等への周知、関係機関への連絡等を行う。



第3 災害情報の収集・伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡《消防局防災課》

市災害対策本部は、災害活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、防災関係機関等との連絡を密にし、災害情報の迅速・的確な収集・伝達を図る。

また、緊急迅速な災害応急対策を行うためには、市災害対策本部を通さずに直接防災関係機関相互の情報交換を行う必要もある。

この場合における各種情報の体系は、図 3-3-6～図 3-3-9 のとおりである。(ただし、この体系は、情報を把握している機関と情報を必要としている機関を示したものであり、情報を把握している機関が情報を送らなければならないことを示すものではない。)

なお、連絡窓口等については、他の計画に定めるもののほか、資料編（防災関係機関連絡窓口）による。

(1) 防災関係機関から収集する情報

電気、ガス、水道、通信等ライフラインの停止、公共交通機関の運行状況等市民生活へ影響があると考えられる情報等

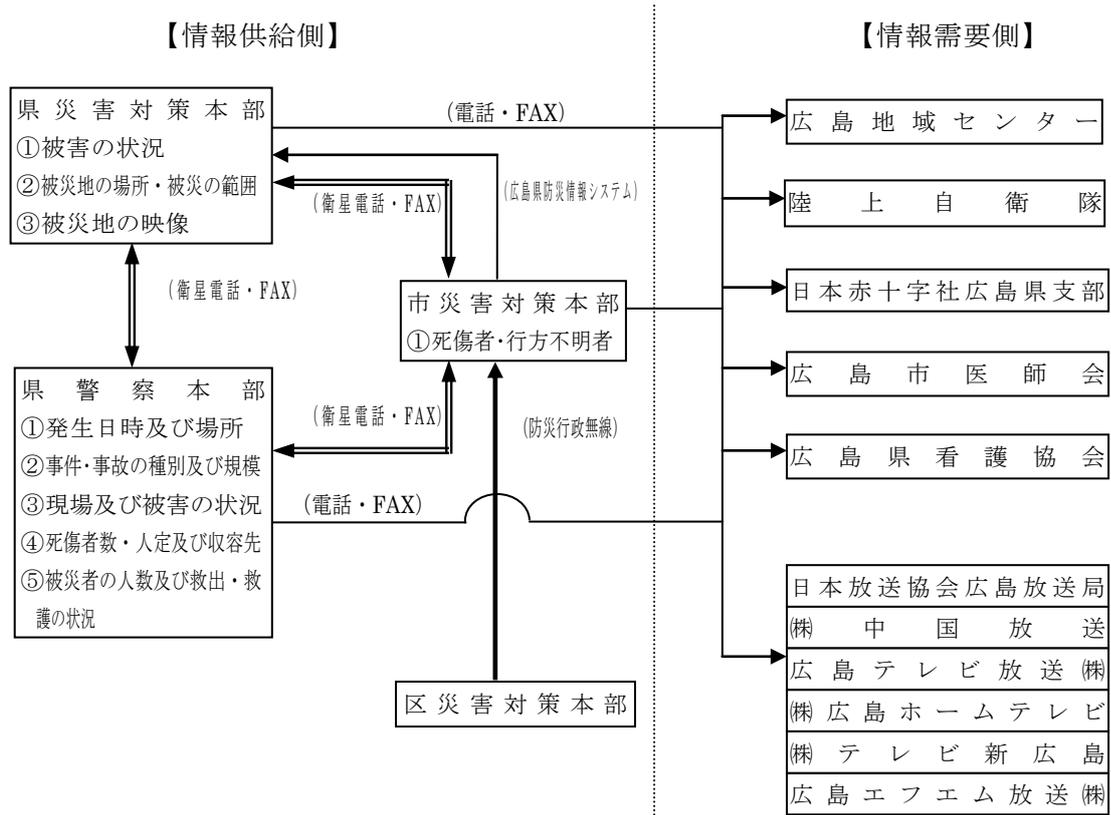
(2) 本市での情報の活用

災害応急活動等に活用する。

(3) 住民への伝達等

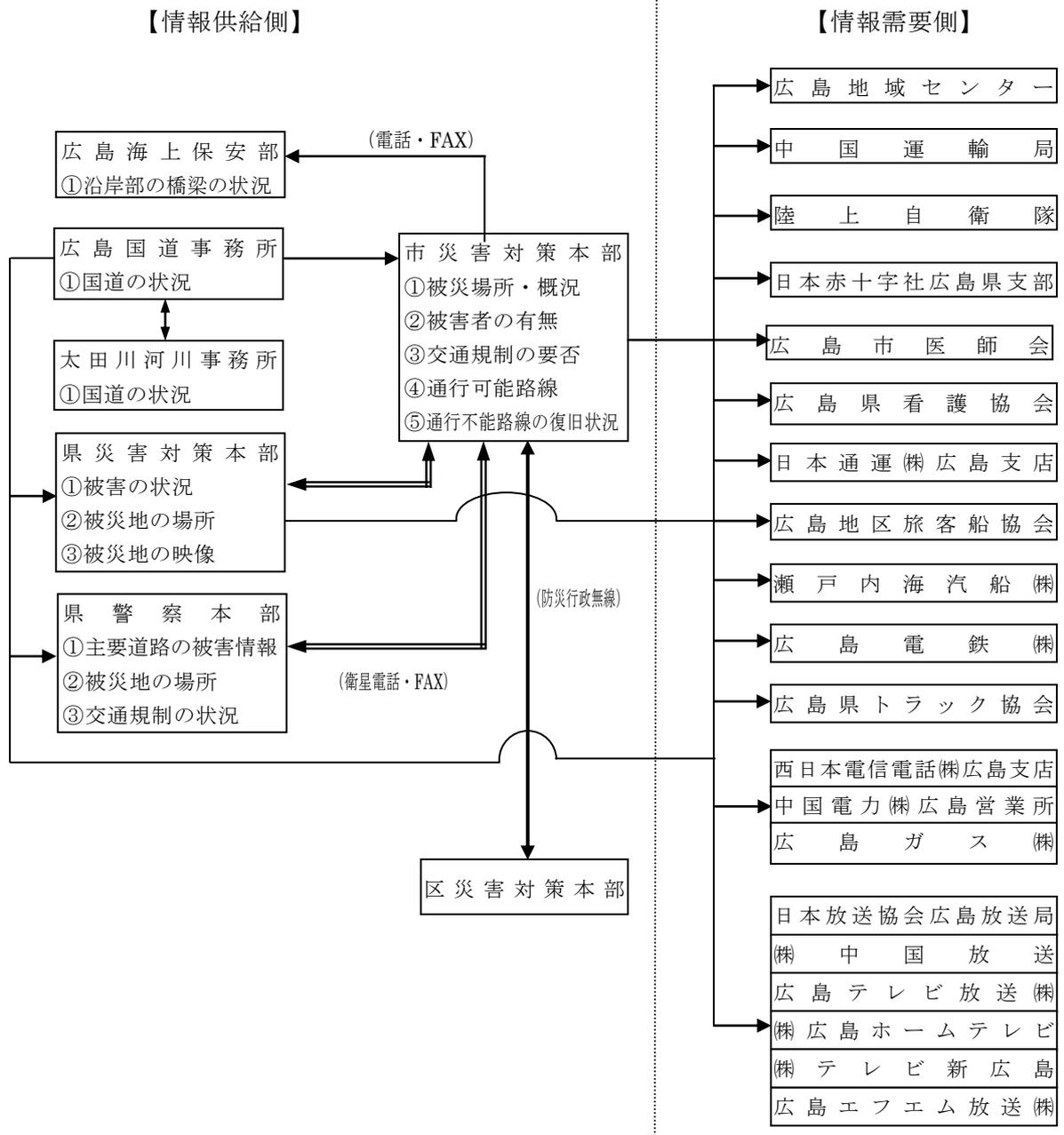
市民生活等に必要な情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム等により住民等へ周知する。

図 3-3-6 人的被害情報体系



- 凡例
- ⇄ 県総合行政通信網 (衛星回線)
 - 市防災行政無線
 - その他の通信手段

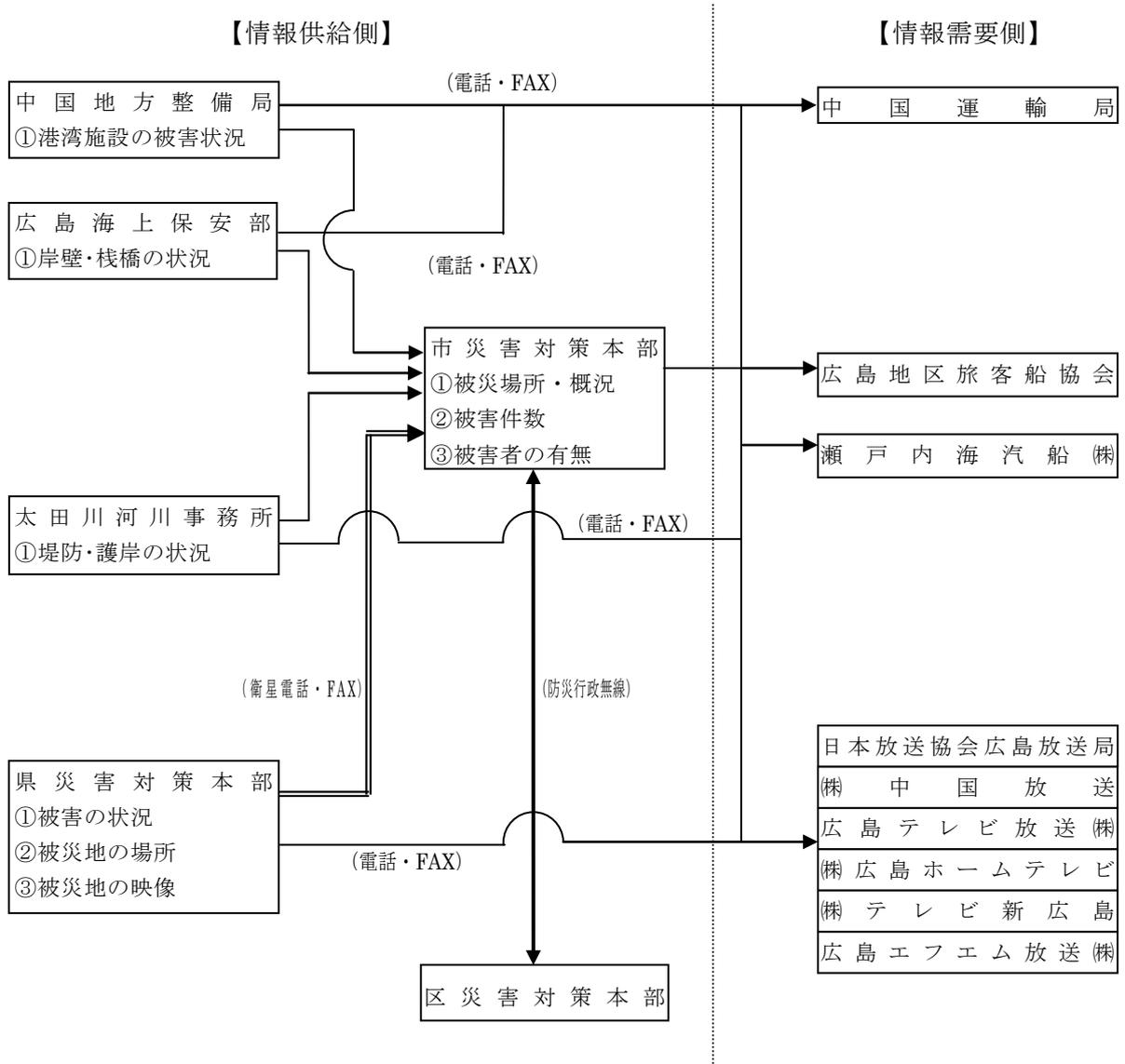
図 3-3-7 道路・橋梁情報体系



凡例

- ====> 県総合行政通信網(衛星回線)
- ==> 市防災行政無線
- > その他の通信手段

図 3-3-8 堤防・護岸・栈橋等施設情報体系

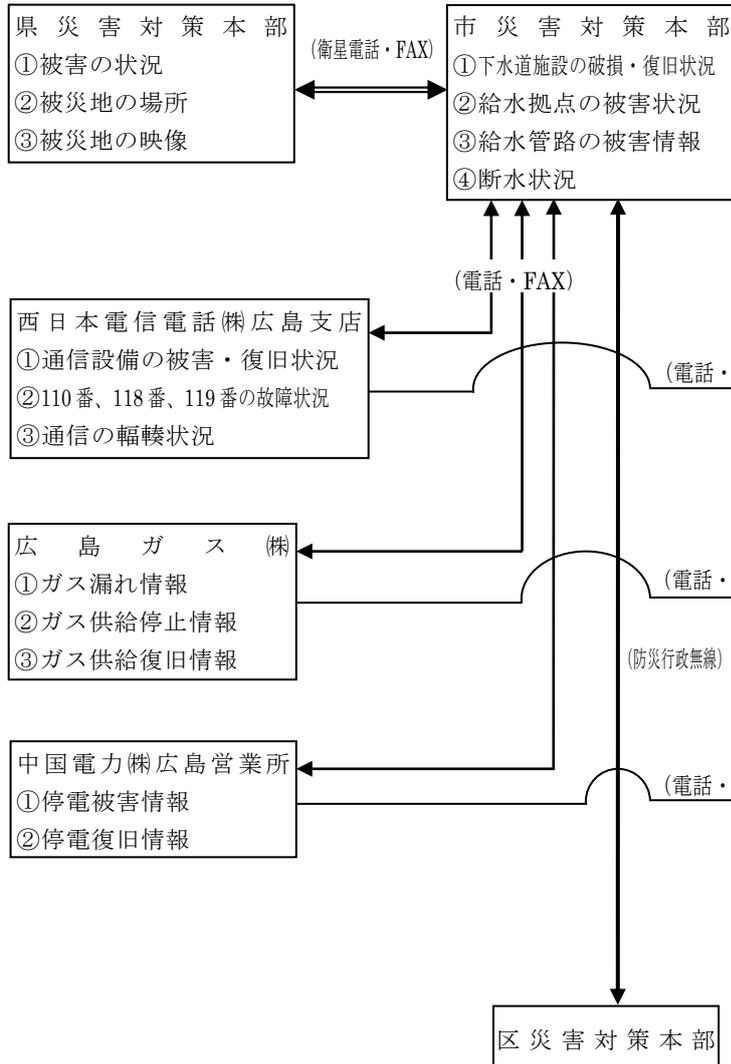


凡例

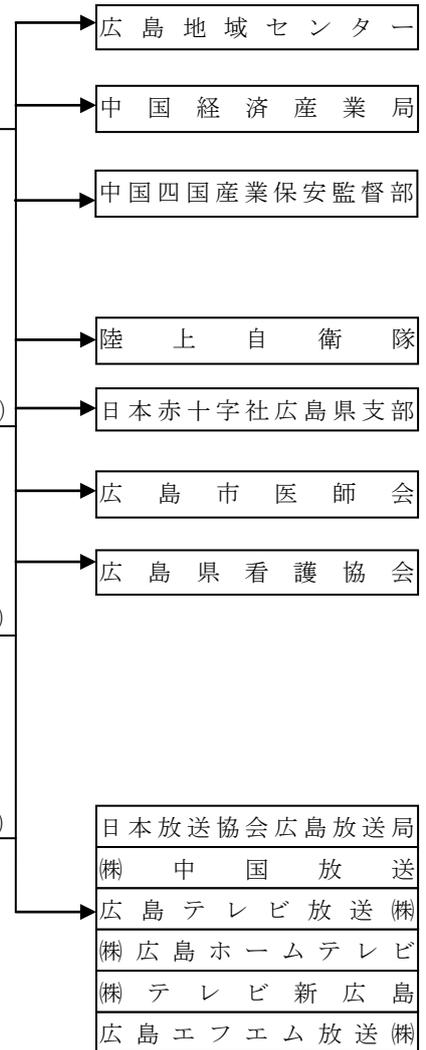
- ====> 県総合行政通信網（衛星回線）
- ====> 市防災行政無線
- ====> その他の通信手段

図 3-3-9 ライフライン情報体系

【情報供給側】



【情報需要側】



- 凡例
- ====> 県総合行政通信網(衛星回線)
 - ====> 市防災行政無線
 - ====> その他の通信手段

2 被害状況の報告

災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を消防局（災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。）へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。

(1) 被害報告要領

ア 被害発生報告（被害速報）

(ア) 人的被害

区長又は消防署長は、人的被害の発生を覚知したときは、知り得た情報を直ちに消防局へ報告し、その後新たな情報を入手する都度報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

(イ) その他の被害

区長は、区域内の被害状況を表 3-3-7 に基づき確認できる範囲内で消防局へ報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

イ 被害集計報告

(ア) 中間報告

区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、様式 3-3-1（被害総括表）に基づき区域内の被害状況を集計し、逐次消防局へ報告する。

(イ) 確定報告

被害状況の確定後は、各局等の長は、速やかに前記(ア)の要領により、消防局へ報告する。なお、災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事項については健康福祉局を通じて消防局へ報告する。

(2) 被害情報の区分及び種別

種々の情報を緊急の災害対応に必要とする情報又は市災害対策本部で集約し整理する必要のある情報など、その緊急度・重要度を勘案し、3段階に区分し、区分ごとの適正な伝達経路を確立することにより、迅速かつ的確な情報伝達を確保する。

ア 情報の区分

区 分	内 容	伝 達 先
A 情報	緊急に応急対策を要する情報 (人命に係る情報、防災拠点の被害状況、緊急輸送道路・通信施設等の被害状況)	災害対策本部及び本庁等所管課
B 情報	災害対策本部の運営に係る情報 (被害速報、災害対策本部の運営に必要な情報)	災害対策本部 (災害対策本部事務局を経由して所管課へ伝達する情報)
C 情報	その他の情報 (災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報)	

イ 情報の種別

(ア) 緊急に収集・伝達する情報

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
人命に係る情報	A・大規模又は集中的な被害発生 A・要救出者情報 A・負傷者情報 A・要避難勧告情報 A・地震（各区震度）・津波情報 A・気象情報（二次災害の防止）	B・消防隊等出動状況 B・応援要請（他都市・自衛隊等） B・救助出動、救助者状況 B・救急出動、負傷者状況 B・避難勧告対象者情報 B・避難勧告の状況
防災拠点の被害状況	A・防災拠点の被害状況 A・市有施設（優先度1）の被害状況	B・防災拠点の応急復旧状況 B・生活避難場所の応急復旧状況

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
緊急輸送道路・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路の被害状況 A・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路のう迴路の設定 B・緊急輸送道路の応急復旧状況 B・緊急輸送の手配 B・道路交通の規制 B・通信施設等の応急復旧状況

(イ) 順次収集・伝達する情報

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
被害速報	B・被災者数（り災世帯数・人員） B・生活避難場所への避難者数 B・死者数、行方不明者数、死者氏名 B・負傷者数（負傷程度別） B・ライフラインの被害状況 B・市内一般建物の倒壊等の被害状況（程度） B・一般道路の被害状況	B・区災害対策本部の設置 B・区災害対策本部動員状況 C・捜索体制、捜索状況、身元確認 C・遺体安置場所の設置 B・救護所等の設置 B・ライフラインの応急復旧状況 C・工事関係者への要請 C・一般道路の応急復旧状況 C・一般道路のう迴路の設定
災害対策本部の運営に必要な情報	B・本部要員の過不足 B・職員の安否	B・応援派遣（本部・区本部要員等） C・職員の動員状況
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	C・市有施設（優先度2及び3）の被害状況 C・医薬品、医療資機材の要請 C・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） C・市民からの要望、苦情、相談 C・猛獣の逃走 C・下水道施設の被害状況 C・伝染病発生 C・食中毒発生 C・世界遺産の被害状況 C・ボランティアへのニーズ C・社会福祉施設の被害状況 C・仮設便所の設置要請 C・し尿の収集要請 C・ごみの収集要請 C・消毒必要箇所 C・災害対策本部要員用食糧等の必要数等	C・市有施設の復旧状況 C・医薬品、医療資機材の調達状況 C・食糧、物資等の調達・配給状況 C・広報状況 C・捕獲対策状況 C・下水道施設の応急復旧状況 C・患者隔離、消毒の状況 C・健康診断、予防接種の状況 C・食中毒患者の状況 C・食中毒予防広報の実施状況 C・地区災害協力団体の状況 C・社会福祉施設の応急復旧状況 C・仮設便所の設置 C・し尿の収集体制、収集状況 C・ごみの収集体制、収集状況 C・消毒の状況 C・公用負担命令の措置状況 C・り災証明書の発行状況 C・埋火葬許可の状況 C・本部要員用食糧等の確保状況 C・学校の休校・再開情報 C・義援金配分情報 C・仮設住宅情報 C・営業店舗・銭湯の情報 C・交通機関情報（運休・運行情報） C・ボランティアの活動情報等

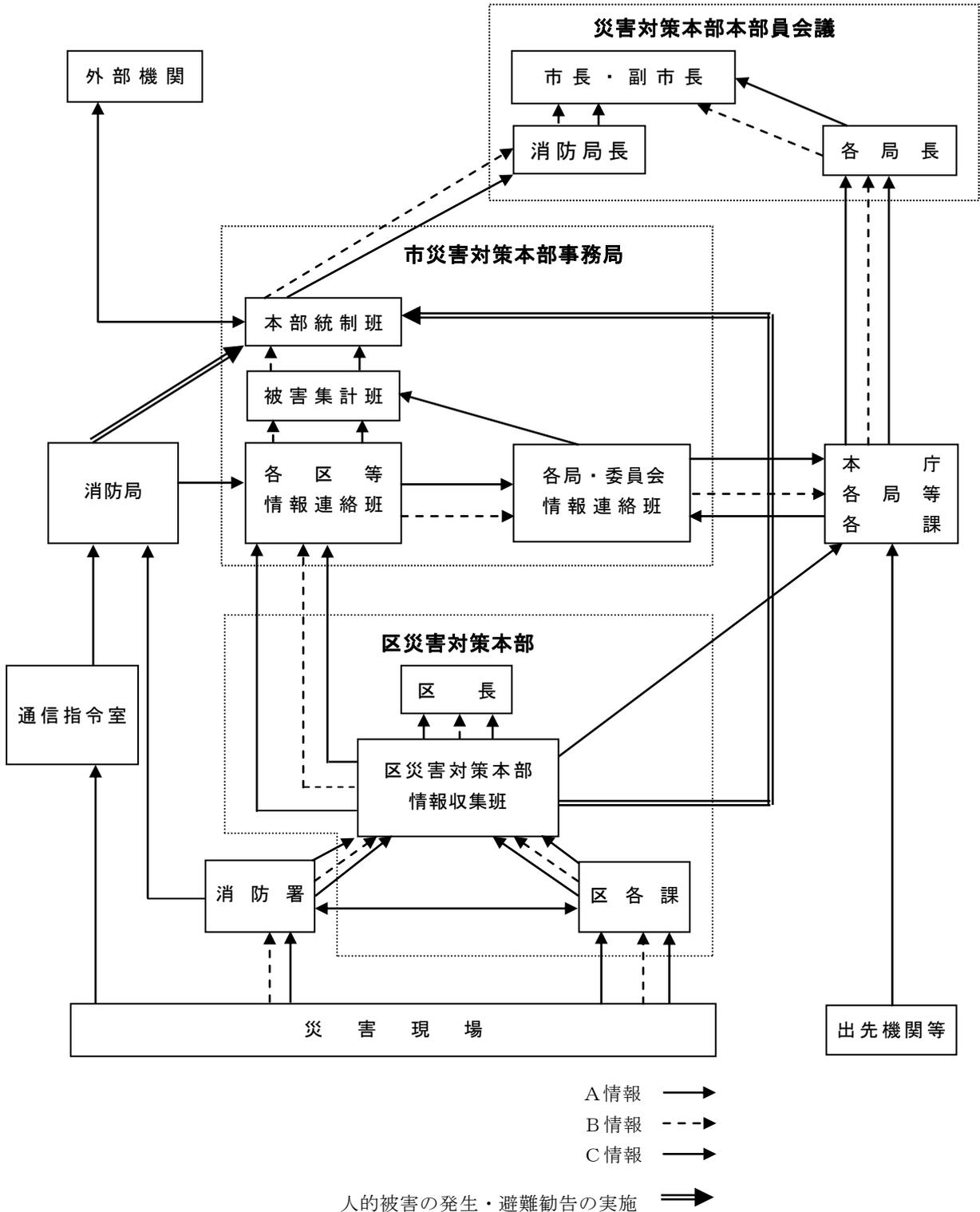
※ 被害状況確定後の被害集計は、各局等庶務担当課で取りまとめて報告する。

ウ 災害情報の伝達経路

各災害情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難の勧告・指示を行うときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。



1 人的被害情報の伝達経路

- ① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・ 市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各局・委員会情報連絡班へ報告）
 - ・ [付属様式1]、[付属様式1-2]を確認できる範囲で作成及び提出（統制担当 92-560～563（消防局6階講堂）、81-6903～6906（市役所2階講堂））
- ② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。
- ③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・ 市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各区等情報連絡班へ報告）
 - ・ [様式1-2]、[様式3]を確認できる範囲で作成及び提出（統制担当 92-560～563（消防局6階講堂）、81-6903～6906（市役所2階講堂））
- ④ 人的被害の通報報告を受けた統制班統制担当は、(1)統制班収集伝達担当、(2)統制班検討担当、(3)広報班、(4)被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑤ 統制班収集伝達担当は、県防災情報システムに人的被害情報を入力する。
- ⑥ 統制班検討担当は、[様式1]及び[様式3]の情報により、人的被害情報を県防災行政無線FAXにより、県危機管理課へ報告[様式2]するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。
- ⑦ 広報班は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道用Fネットにより報道機関へ情報提供を行う。
- ⑧ 被害集計班は、毎正時に被害集計表[様式4]を作成し、統制班統制担当へ報告する。
- ⑨ 各区等情報連絡班は、上記④により周知された人的被害情報に関係する区に、直ちに電話報告する。

2 その他の被害情報の伝達経路

- ⑩ 区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ、区域内の被害情報を確認できる範囲内で、その都度、[様式3]を作成し、市災害対策本部・各区等情報連絡班へ報告する。
- ⑪ 各区等情報連絡班は、受信した被害情報を[様式4]及び[様式5～5-6]にとりまとめ、被害集計班へ報告する。
- ⑫ 被害集計班は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、毎正時に被害集計表[様式4]及び[様式5～5-6]を作成し、統制班統制担当へ報告する。
- ⑬ 統制班統制担当は、必要に応じ、(1)統制班収集伝達担当、(2)統制班検討担当、(3)広報班、(4)被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑭ 広報班は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、報道用Fネットにより報道機関へ情報提供を行う。
- ⑮ 統制班収集伝達担当は、各局・区・署等へ一斉FAXにより情報提供を行う。（被害集計表[様式4]）
- ⑯ 統制班検討担当は、県危機管理課へ、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して報告するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。
- ⑰ 各局・委員会は、各局等に属する情報及び被害状況を各局・委員会情報連絡班へ報告する。
- ⑱ 各局・委員会情報連絡班は、各局等から受信した被害状況等を、被害集計班へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑲ 統制班検討担当は、中国電力、N T Tから被害状況を受信した場合は、統制班統制担当へ伝達するとともに、事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑳ 統制班統制担当は、必要に応じ、上記⑱及び⑲の情報を関係部署へ伝達する。

人的被害の概要

番号	覚知時分	復旧（救出）完了時分	災害発生場所	事案の概要	活動状況	措置・被害の状況	活動機関・人員	活動資機材
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	

人の被害情報速報（個表）

受信日時	月 日 時 分	受信者	
発信者所属(住所) 氏名・電話			
発生日時	月 日 時 分		
発生場所			
被災者	おな 氏名	男・女	
	生年月日	M・T・S・H	年 月 日生（満 才）
	世帯主との続柄		
	住所		
程度及び 状況	死亡、重傷、入院（ 病院・医院）		
	行方不明、軽傷、通院 全治 月		
世帯主	おな 氏名	男・女	
	年齢		

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【人の被害】

番号	日 時	発 生 場 所	原 因	被 害 状 況	備 考
	受信日時			死亡 人	
	発生日時			行方不明 人	
				重傷 人	
				軽傷 人	
	受信日時			死亡 人	
	発生日時			行方不明 人	
				重傷 人	
				軽傷 人	
	受信日時			死亡 人	
	発生日時			行方不明 人	
				重傷 人	
				軽傷 人	
	受信日時			死亡 人	
	発生日時			行方不明 人	
				重傷 人	
				軽傷 人	
言十		箇所		死亡 人	
				行方不明 人	
				重傷 人	
				軽傷 人	

※ 死亡、行方不明者、重傷者については、状況が判明次第、別紙個表を作成し報告すること。

平成 年 月 日	区 号	水防計画附図番号	縦	横
----------	-----	----------	---	---

被 害 速 報

1 情報入手

通報者	(1) 通行人・付近者 (2) 本人 (3) 親族・友人・関係者	(4) 警察官 (5) その他	住所 氏名 電話番号	受信 時 分	受信者	最重要項目 <input type="checkbox"/> 人的被害有り (名) <input type="checkbox"/> 住家被害有り (棟) <input type="checkbox"/> 避難要有り (世帯)
(時 分 頃 区 町 丁目 方 (目標) 付近の () が () により () したため () 被害が 発生したので直ちに調査してください。						

2 調査結果 (被害状況)

発生時分		発生場所		目 標		調査時分 (出勤) 時 分	調査者 (区・署・出張所)					
時 分						氏名	生年月日					
頃						住所	職業 Ⅱ					
人	死 者	行方不明	重傷者	軽傷者	被害者氏名その他必要事項							
	男											
	女											
家屋	住家	区 分	棟	世帯	人員	公共建物等	区 分	管理	棟	建面	延面	
		全壊 (流出・埋没・焼失)					小・中・高校 その他学校	全壊 (流出・埋没・焼失)				
		半壊 (埋没・焼失)					官公庁等	半壊 (埋没・焼失)				
		一部破損 (埋没・焼失)					神社・仏閣	一 部 破 損 (埋没・焼失)				
	非住家	床上浸水					文化財	床上浸水				
		床下浸水					福祉施設	床下浸水				
		全壊 (流出・埋没・焼失)					病院施設					
		半壊 (埋没・焼失)					宿泊施設					
		一部破損 (埋没・焼失)										
		床上浸水										
公共土木施設	道路	管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ	通行の可否	管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ
		国	流出				通行可否	国	決壊			
	県	損壊				大型車可	市	欠け崩れ				
	市	冠水				普通車可	その他	越水溢水				
	その他	土砂流入				人のみ可		その他				
その他	砂防施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・海岸施設 (被害状況)											
農地農林 水産施設	被害区分	田	畑	田畑以外	区 分	被害区分	箇所数	延長	巾・奥行	高さ		
	流失				農道、林道	路面決壊						
	埋没				溜池、水路、頭首工	橋梁流失						
	冠水			農林水産施設								
山 がけ崩れ	区 分		被害区分			延長	巾・奥行	高さ				
	自然・人工	山・がけ	宅地・その他	崩壊・流失・腹出し・キレツ								
その他	鉄軌道	路線名	流失	冠水	船舶	流失	沈没	大破	小破			
	木材流失・山林焼失・通信施設・工業用水 水道施設・環境関係施設・商工業関係施設 都市施設 (街路・公園等)・自然公園施設 その他 ()					状況						

3 判断

応急措置の 要否	1 要なし 2 要あるも措置方法なし 3 工作隊で処理する	措置方法 (工法等)			人 員		資 機 材 等 の 使 用			
		時間経過	出動	時 分	消防職員	名	車 両	品 名	数 量	倉 庫
					市・区職員	名				
					消防団員	名				
					警察官	名				
開始	時 分		名							
終了	時 分		名							
			計	名						

避難 要否	避難 対象	世帯数			避難	開始 時 分	世帯数			自主 勧告・指示
						完了 時 分	男	女	計	
		人員				非案内・救援措置・その他				
		男	女	計						

公用負担

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【住家の被害】

〔全壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

- (注) 1 把握した都度、県に速報する。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔半壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

- (注) 1 把握した都度、県に速報する。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔一部破損〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

- (注) 1 把握した都度、県に速報する。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔床上浸水〕

発 生 場 所	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
合計	地区	棟	世帯	人	

(注) 把握した都度、県に速報する。

〔床下浸水〕

発 生 場 所	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
合計	地区	棟	世帯	人	

(注) 把握した都度、県に速報する。

被害状況（避難指示・勧告・自主避難）

平成 年 月 日 時 分現在

_____ 区

報告者	市町村名	
	所属・職	
	氏名	
	電話番号	
	報告時刻	

No	地域名	発令等日時 月 日 時 分	避難世帯	避難人員	避難所		理由	解除日時	備考
					場所	開設日時 月 日 時 分			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※ 備考欄は、避難者の健康状態等を記入

被害状況

平成 年 月 日
: 現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏名	
	電話番号	
	報告時刻	

【河川の状況】(月 日 : 現在)

場所	河川名	発生日時	被害の状況	概算被害額(千円)

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【環境関係施設の状況】(月 日 : 現在)

場所	施設名	発生日時	被害の状況	概算被害額(千円)

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【商工業関係の被害】(単位：箇所・棟)

部 門	全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	概算被害額(千円)
商業関係						
工業関係						
合 計						

〔その内訳〕

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【宿泊施設の被害】

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	人的被害
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 1 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【福祉施設の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額 (千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【病院施設の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額 (千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【市町村水道 (簡易水道) の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額 (千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

様式 3 - 3 - 1 被害総括表

月 日 時 分現在					() 市町村					
被害区分		被害内容			被害区分		被害内容	被害額 (千円)		
① 人	ア 死者	人			④ 公共建物	キ 幼稚園	公 棟			
	イ 行方不明者	"					私 "			
	ウ 重傷者	"				ク 専修学校 各種学校	公 "			
	エ 軽傷者	"					私 "			
② 住家	ア 全壊 (全壊・焼失)	棟	世帯	人	コ 病院	"				
	イ 半壊 (半焼)	"	"	"	サ 官公庁その他	"				
	ウ 一部破損	"	"	"	⑤ 神社・仏閣・文化財	"				
	エ 床上浸水	"	"	"	⑥ 公共土木施設	ア 道路被害	か所			
	オ 床下浸水	"	"	"		イ 橋梁被害	橋			
ア 全壊 (全壊・焼失)	公共建物	棟		ウ 河川被害		か所				
	その他	"		エ 砂防設備被害	"					
イ 半壊 (半焼)	公共建物	"		オ 地すべり防止施設被害	"					
	その他	"		カ 急傾斜地崩壊防止施設被害	"					
被害区分		被害内容		被害額 (千円)		キ 治山施設被害	"			
ア 小学校	公	か所		ク 港湾施設被害	"					
	私	"		ケ 漁港施設被害	"					
イ 中学校	公	"		コ 海岸施設被害	"					
	私	"		サ その他	"					
ウ 高等学校	公	"		ア 流失・埋没	ha					
	私	"			田 冠水	"				
エ 大学	公	"		イ 畑 流失・埋没	"					
	私	"			冠水	"				
オ 高等専門学校	"				ウ 農道決壊	か所				
カ 特別支援学校	"				エ 溜池・水路決壊	"				
	"				オ 頭首工被害	"				
						⑦ 農林水産施設				

被害区分			被害内容	被害額 (千円)	被害区分			被害内容	被害額 (千円)	
⑦ 農林水産施設	カ 林道	路面決壊	か所		⑧	ナ	ブロック塀等被害	か所		
		橋梁流失	橋			ニ	その他			
	キ	水産施設被害	か所		リ	災害世帯数		世帯		
	ク	その他			リ	災害者数		人		
ア	農産被害				被害総額		千円			
イ	林産被害			⑨ 火災発生	ア	建物		件		
ウ	水産被害				イ	危険物		〃		
エ	商工被害				ウ	その他		〃		
⑧ その他	オ	山くずれ	山腹崩壊	ha	災害対策本部設置	月 日 時 分				
			溪流	〃						
	カ	地すべり	か所			避難の指示・報告状況	地区名	避難場所	世帯数	人数
	キ	がけ崩れ	〃							
	ク	木材流失	m ³				合計			
	ケ	山林焼失	ha				消防職員		人	
	コ	鉄軌道被害	か所			消防団員		〃		
	サ 船舶	沈没	隻			警察官		〃		
		流失	〃			その他		〃		
		破損	〃			計		〃		
	シ	清掃施設被害	か所			その他				
	ス	都市施設被害	〃							
	セ	自然	〃							
	ソ	工業用水被害	〃							
	タ	水道施設被害	〃							
	チ	水道 (断水)	戸							
	ツ	電話 (不通)	回線							
	テ	電気 (停電)	戸							
ト	ガス (停止)	〃								

表 3-3-7 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
(注)① 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 ② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。		
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法という地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

公共土木施設	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
その他	各項に該当しない被害とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

第4節 災害広報・広聴の実施 《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害時において、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民や報道関係者等に対し、気象情報、災害に関する情報や対策等を、迅速かつ的確に周知徹底するとともに、災害に関する要望、苦情、相談等に応じる。

第1 広報活動

災害時における広報活動については、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、それぞれの所管する広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施するとともに、聴覚障害者、視覚障害者など災害時要援護者への十分な配慮を行う。

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1 気象情報	企画総務局 道路交通局 消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に依頼して行う方法 ・緊急情報連絡システムを利用して行う方法 ・市ホームページ(インターネット)を利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法 ・新聞広告を利用して行う方法 ・文字多重放送を利用して行う方法
2 災害情報		
3 被害状況		
4 本市の防災態勢		
5 停電状況		
6 交通機関運行状況		
7 避難状況		
8 災害復旧状況		
9 交通規制状況		
10 断水・給水状況	水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・その他メディアを利用して行う方法 ・警察の機関へ依頼して行う方法
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・サイレン・警鐘を利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法
12 特別清掃活動	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法
13 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法
14 被害者救済制度	健康福祉局等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
15 その他防災関係情報	関係部局・各区	
摘 要	<p>① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。</p> <p>② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。</p> <p>③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。</p> <p>④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。</p>	

第2 広聴活動

- 1 市民からの災害に関する要望、苦情、相談等については、企画総務局市民相談センターのほか対応部局又は各区は、関係部局又は防災関係機関と相互に連絡をとり、必要に応じて調整を行い、適切な処理に努める。
- 2 市長は災害の状況により必要と認めたときは、市民相談窓口を区役所等に設置し、適切な対応を図る。なお、この場合の連絡調整は、企画総務局市民相談センターが行う。

第3 広報・広聴状況の報告

広報を実施した場合又は市民からの要望・苦情・相談等について、関係部局等の長は、その状況を企画総務局長へ報告する。

(資料編) 3-4-1 要望・苦情・相談等の所管課一覧表

第5節 避難対策

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、さし迫った危険から住民の生命又は身体を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難の勧告・指示、避難誘導、避難場所の開設等避難対策を講じる。

第1 避難の勧告・指示《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

1 避難の勧告・指示の発令者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。こうした避難の勧告・指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。なお、市長が避難の勧告・指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施することができる。

実施者	勧告・指示の区分	災害の種類	根拠法令
市長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事及び知事の命を受けた職員	指示	洪水・津波・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	指示	洪水・津波・高潮	水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

2 避難の勧告・指示の実施

(1) 実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

(2) 避難の勧告・指示の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令者 (イ) 避難すべき理由 (ウ) 避難の時期 (エ) 避難場所 (オ) 避難の経路	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ア) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (イ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ウ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	(カ) 危険区域及び危険の度合	(エ) F A X（聴覚障害者用） (オ) 市ホームページ（インターネット）の利用 (カ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (キ) 緊急速報メール (ク) 河川の放流警報設備 (ケ) 緊急情報連絡システムの利用 (コ) 航空機の利用

(注) 災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第4節による。

- (3) 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示を発令し、事後速やかに市長に報告する。
- (4) 市長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示の実施について協力を要請する。
- (5) 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示を実施する場合は、必要に応じて県警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- (6) 避難の勧告・指示を伝達する場合は、要避難地域の住民に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第4信号とする。
また、自主防災組織の代表者等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など災害時要援護者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
なお、聴覚障害者（申請によりFAX登録した者）に対しては、上記の方法に加え、FAXを併用する。
- (7) 市長は、避難の勧告・指示の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- (8) 避難の勧告・指示を実施した場合の立退き先は、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から選定する。
- (9) 区長、消防局長又は消防署長は、要避難者を避難させた場合は、当該区域について避難の必要がなくなるまでの間、警戒区域を設定し、立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

3 報告及び公表

市長は、避難の勧告・指示を行ったときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。
また、避難の必要がなくなったときも、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

第2 避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課、各消防署》

- 1 避難誘導は、消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等と連携を密にし、要避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。
- 2 避難場所、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、要避難者の速やかな避難誘導を行う。
また、帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な避難場所へ誘導を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先することとし、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなどの支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- 4 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- 5 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第3 避難路の確保《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じ、防災関係機関に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

第4 避難場所の開設等 《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

1 避難場所の開設

区長は、要避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあつては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

2 避難場所の管理運営

- (1) 区長は、原則として、開設した避難場所に職員を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。
- (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。
- (3) 区長は、避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに災害時要援護者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。
- (4) 区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、避難場所の安全と秩序の維持に努める。

3 避難状況等の報告

- (1) 区長は、避難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長（消防局）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局へ報告する。
- (2) 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長（消防局）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局へ報告する。

第5 警戒避難体制に基づく避難対応 《下水道局河川課、消防局防災課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

区 分	警戒避難に関する内容	個別計画	実施担当 (根拠法令等)
浸水想定区域	1 洪水予報の伝達方法 2 避難場所 3 その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川課 消防局防災課 関係区 〔 水防法第15条 〕
土砂災害警戒区	1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 2 予報又は警報の発令及び伝達 3 避難 4 救助その他土砂災害を防止するために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川課 消防局防災課 各区 〔 土砂災害防止法第7条 〕
上記以外の災害常習地区	必要に応じて、上記内容に準じ、地区別に警戒避難体制を確立		消防局 (消防庁通達)

第6 市域外への避難者の受入要請《消防局防災課》

1 県内他市町への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）あてに協議する。

県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

- (2) 協議先の市町における受入施設の決定及び通知

市長は、協議先市町長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに報告する。

- (3) 本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の市域外における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、県知事あてに報告する。

2 県外市町村への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県外市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、県知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市避難者の受入について協議することを求める。

- (2) 県外市町村における受入施設の決定及び通知

市長は、県知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。

- (3) 本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の県外市町村における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を県知事に報告し、及びその他の内閣府令で定める者に通知する。

第6節 衣食等生活必需品の供給

災害発生によって、多数の市民が家屋の倒壊・焼失等により食料・自炊手段・被服寝具その他生活必需品を失った場合、り災者に対し速やかにこれらの応急配給を行う。

第1 物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課、経済観光局経済企画・雇用推進課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 備蓄物資の優先活用

市民が日頃から備蓄している食料・生活必需品等の消費を最優先するとともに、市立小学校及び広島市総合防災センター等に震災対策用として備蓄している食料・生活必需品等の活用を図る。

2 物資の調達

災害時における食品等必要物資の調達は、原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済観光局経済企画・雇用推進課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した供給協力協定に基づき行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行う。

なお、備蓄物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請し、又は求めるものとする。

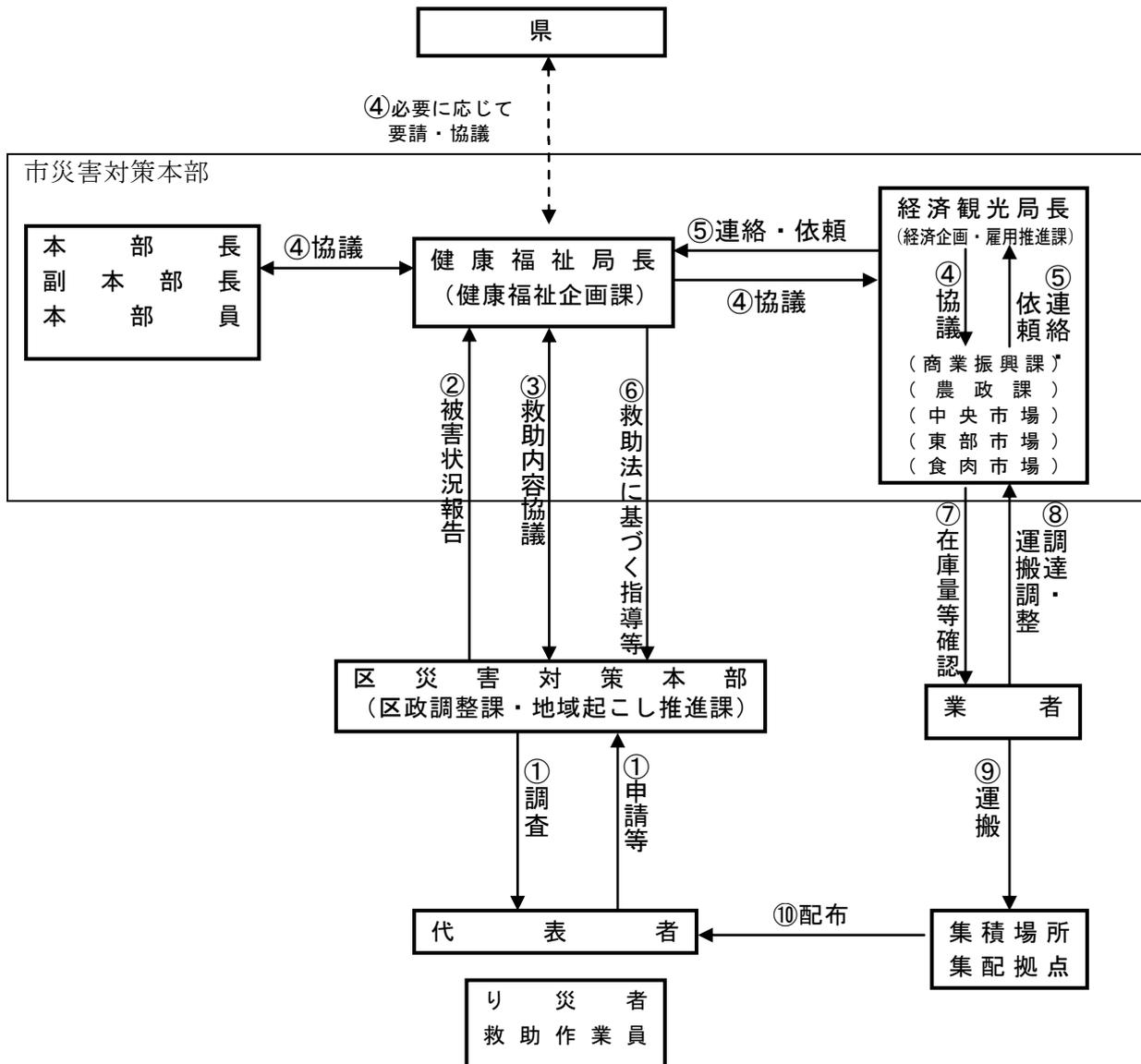
また、大規模災害の発生により本市が機能喪失した場合などに、県が本市の要請又は要求を待たずに供給する物資又は資材の受入場所は、事前に県と協議し決定した場所とする。

3 物資の供給フロー

物資の供給は、次のフロー図による。

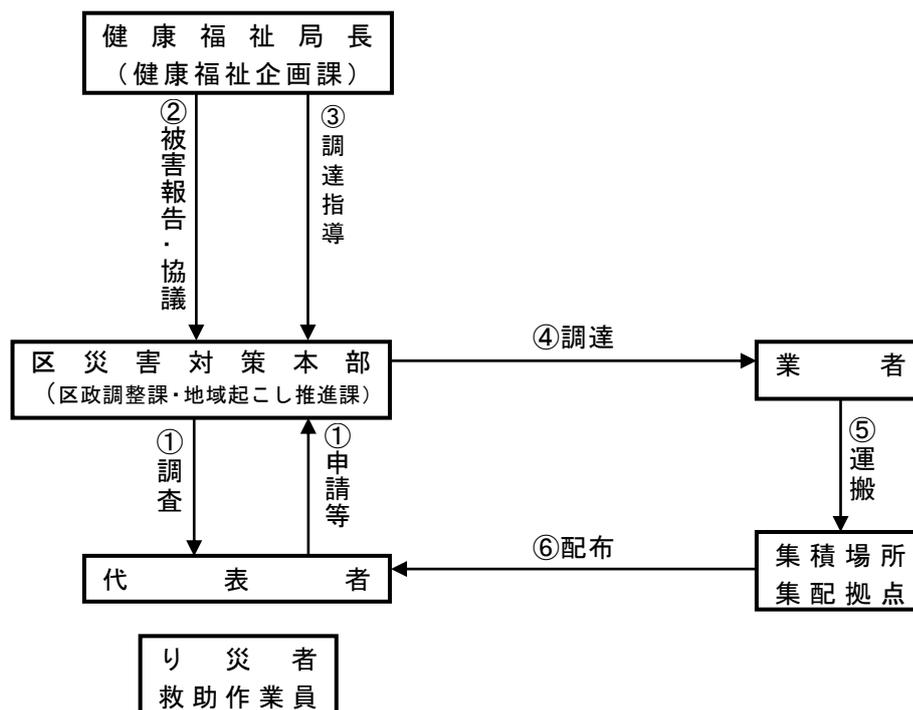
なお、救援物資の受入・配分については、「第4章第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画」の定めるところによる。

(1) 市災害対策本部長が行う場合



- 注) ① り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
 ⑦⑧ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。
 ⑨ 集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすか、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



(注)③ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。

④ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。

4 中国経済産業局への要請

生活必需品等の調達について、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、中国経済産業局に必要な措置を講じることを要請する。

5 農林水産省への要請

米穀、その他の主要食品の調達については、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、農林水産省に必要な措置を講じることを要請する。

(資料編) 参考 25 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

参考 26 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

参考 27 災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

参考 33 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（イオンリテール(株)西日本カンパニー）

参考 34 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の強直に関する協定書（マックスパリュ西日本(株)）

参考 35 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の強直に関する協定書（生協ひろしま）

参考 40 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定（株式会社イズミ）

第2 食品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 応急配給

市災害対策本部長が災害の状況を踏まえ、必要と認めた場合に応急配給を行う。

- (1) り災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災により米穀の配給機関が通常の配給を行うことができない場合
- (3) 災害時における救助作業、災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して配給を行う必要がある場合

2 配給対象

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- (3) 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者
- (4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

3 配給基準

- (1) 1人1日当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。
- (2) 方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

第3 生活必需品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 衣料・生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水した者
- (2) 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品目	内 容 (例)
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌 着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食 器	コップ、皿、箸等
日 用 品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

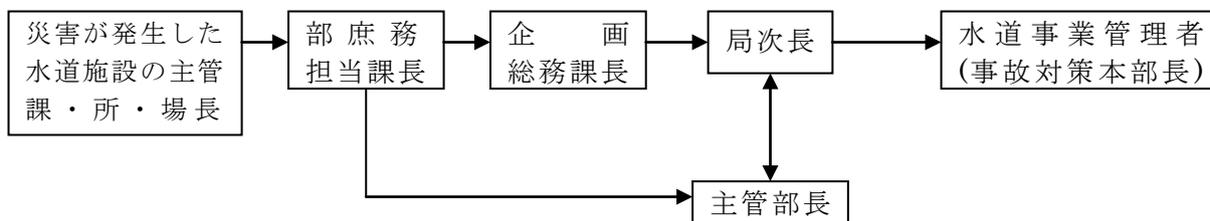
3 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

第7節 給水及び上水道施設応急対策

災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急資器材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

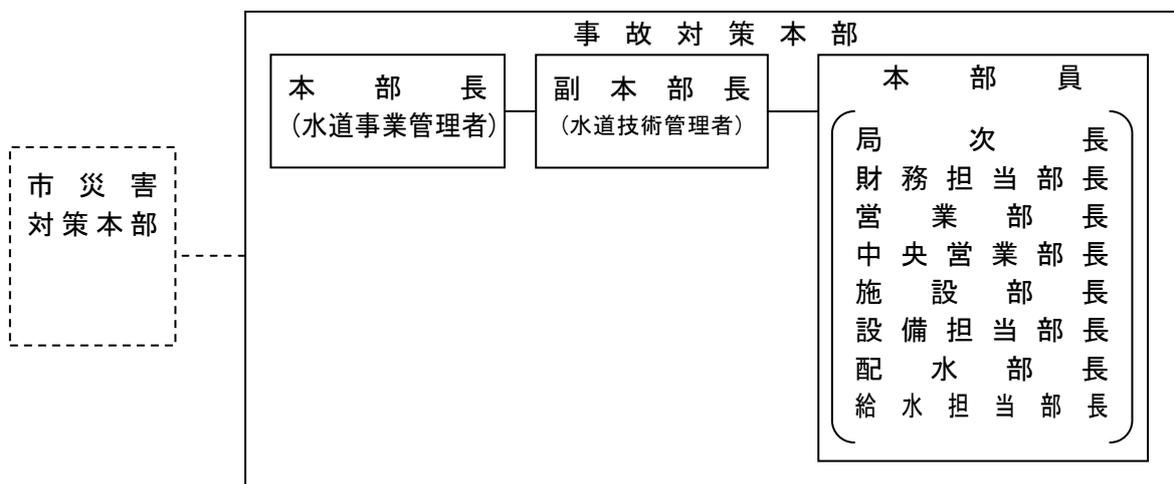
第1 災害発生時の連絡系統《水道局企画総務課》



第2 組織及び体制《水道局企画総務課》

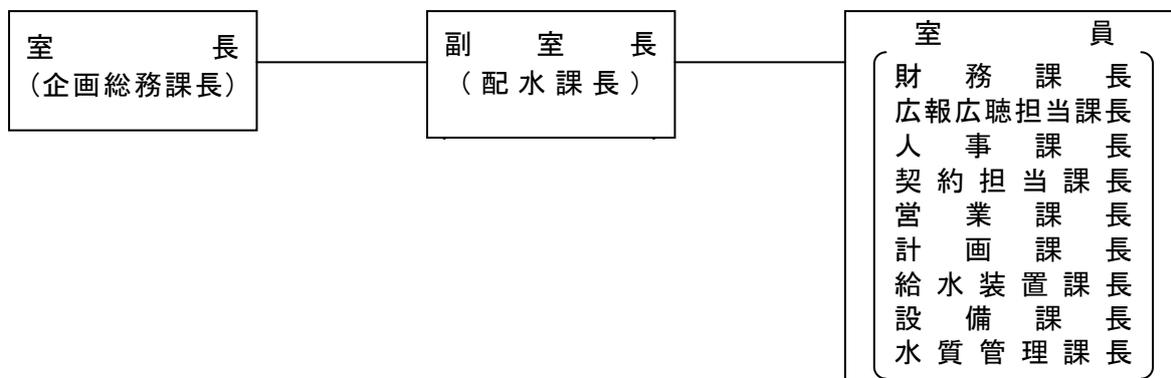
1 事故対策本部の設置

非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する事故対策本部を設置する。



2 指令室の設置

本部が設置された場合において必要があるときは、次の者で構成する指令室を設置する。



3 連絡員の設置

本部が設置された場合の局内における連絡体制を確実にするため、次のとおり連絡員及び総括連絡員を置き、企画総務課庶務係長が総括する。

- ① 連絡員 あらかじめ定められた者（各課の正副連絡員）
- ② 総括連絡員 企画総務課庶務係長

営業部営業課庶務係長
 施設部計画課庶務係長
 施設部設備課浄水係長
 配水部配水課庶務係長

4 連絡員及び総括連絡員の職務

(1) 連絡員の職務

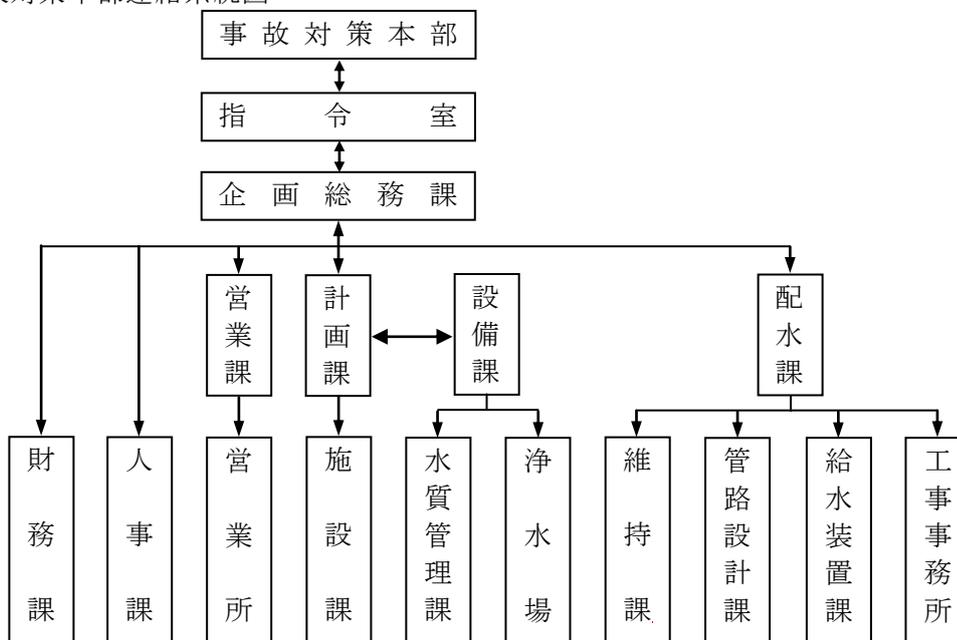
- ア 指令室（指令室が設置されていない場合は本部。以下同じ。）からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。
- イ 事故現場の状況、作業の進行状況、人員配置状況等を記録簿に記載し、総括連絡員に報告すること。

(2) 総括連絡員の職務

- ア 指令室からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。
- イ 指令室からの指令を、速やかに部内各課の連絡員へ通報すること。
- ウ 部内各課の情報を収集整理して、指令室へ報告すること。

(3) 連絡系統

事故対策本部連絡系統図



5 各課の所掌事務

各課の所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

第3 給水対策

発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。

1 給水方法《水道局配水課》

給水タンク等の応急給水用資器材により近くの浄水場、配水池、調整池から取水し、市災害対策本部及び事故対策本部の指定する場所において給水する。

2 応急給水用資器材の調達《水道局財務課》

応急給水用資器材を、必要に応じて業者から調達する。

3 応急給水用資器材の輸送《水道局企画総務課・配水課》

応急給水用資器材の輸送は、局保有の車両等により行うこととし、なお不足するときは、市災害対策本部及び民間会社に対して協力要請を行う。

4 給水能力《水道局配水課》

給水用資器材名	容 量 (ℓ)	数 量 (個)	基本給水量 (ℓ)	給水能力 (ℓ / 日)	給水対象人口 (人 / 日)
給 水 タ ン ク 車	2,000	2	4,000	28,000	9,333
	3,800	1	3,800	26,600	8,866
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1,000	13	13,000	91,000	30,333
	1,500	3	4,500	31,500	10,500
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
仮 設 水 槽	1,000	43	43,000	172,000	57,333
	300	12	3,600	14,400	4,800
非常用飲料水パック装置	25ℓ / 分	2	—	72,000	24,000
ポ リ 容 器	20	340	6,800	47,600	15,866
	10	1,773	17,730	124,110	41,370
ポ リ 袋	10	13,863	138,630	138,630	46,210
計			239,060	773,840	257,944

- (注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ / 日として算定。
 ② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、7回として算定。
 ③ ポリ袋は再使用しないため、1回として算定。
 ④ 仮設水槽への補給は、1日4回として算定。

(資料編) **3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表**

3-7-2 広域避難場所と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図

参考 12 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

第4 施設の応急対策《水道局配水課・設備課》

1 施設の応急復旧順位

施設の応急復旧順位は、次のとおりとする。

- ① 取水・導水・浄水施設
- ② 送配水施設
- ③ 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

ア 配水管の通水機能に支障を及ぼすもの（漏水多量なものの復旧、被災給水装置の閉栓）

イ 道路上の漏水で特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの

ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

2 配水管路の応急復旧順位

配水管路の応急復旧順位は、次のとおりとする。

- ① 配水本管（300ミリメートル以上）
- ② 指定避難場所、学校、病院等の公共施設への配水管
- ③ その他の配水管

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して貯水量の確保及び給水の早期開始を図るとともに、路上又は浅い土被りによる仮設配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。

3 応急復旧用資器材等の調達

(1) 応急復旧用資器材

配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資器材を調達する。

ア 250ミリメートル以下の铸铁管及び給水装置材料

(ア) 铸铁管は、水道局保有のものを使用する。

(イ) 給水装置材料については、広島市指定給水装置工事事業者の手持分による。

イ 300ミリメートル以上の铸铁管

水道局保有のものを使用するが、必要量をまかなえない場合は、他都市及び生産業者から調達する。

(2) 応急復旧用機械・器具

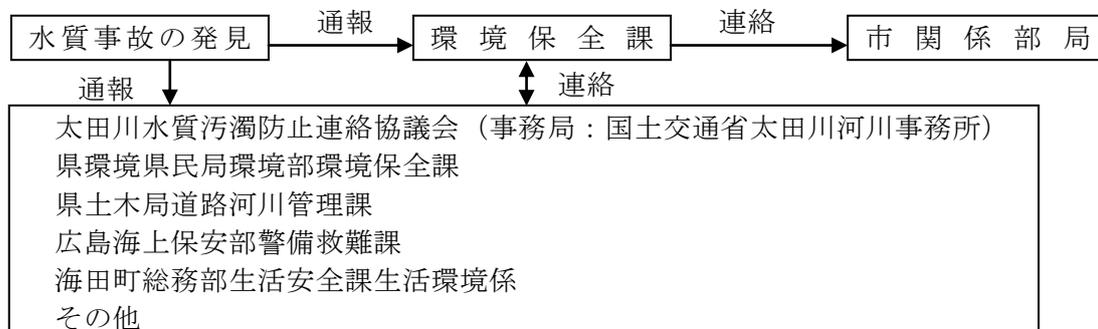
応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。

- (資料編) 参考 11 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
 参考 13 災害時における応急措置の協力に関する協定
 参考 30 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
 参考 31 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

第5 水質事故対策《環境局環境保全課》

公共用水域において水道水源の汚染等、市民生活に重大な影響を及ぼす水質事故が発生した場合、速やかに事故処理体制を確立し、汚染物質の流出、拡散防止を図る。

1 水質事故発生時の連絡系統



2 初動活動

連絡を受けた関係課は直ちに事故状況の把握、検体の採取、汚染源の調査を行い、必要な対策を実施する。

3 事故処理体制

体制区分		体制の基準
第一次体制	事故処理班 班長 環境保全課長	汚染の影響は軽微であるが発生源を特定するため継続して調査が必要な場合
第二次体制	事故対策班 班長 環境局次長	汚染の影響が相当程度に及ぶおそれがあると環境局長が判断した場合
第三次体制	事故対策本部 本部長 環境局担任副市長	水道水源が汚染され取水停止による断水が回避できないと水道局長が判断し、環境局長と協議のうえ環境局担任副市長の指示を受けた場合
市本部体制	市災害対策本部 本部長 広島市長	被害が継続・拡大するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講じる必要があると市長が認めた場合

4 対応措置

水質事故が発生した場合の取組事項は、次のとおりとする。

(1) 発生源の特定

現況調査及び水質検査を迅速に行い、発生源を特定する。

(2) 発生源対策

発生源が特定できた場合には、汚染物質の流出・拡散防止に必要な措置を講じ、汚染の拡大を防止する。

(3) 市民への広報

事故の発生場所、規模等を勘案して市民に被害が及ぶと判断される場合は、広報車等

により周知を図る。

(4) 水質の監視

公共用水域の安全が確認されるまで、水質検査を実施する。

(5) 汚染の拡散防止及び除去

水質事故により公共用水域に流出した油類等の拡散防止及び除去の実施を図る。

第8節 停電応急対策

長時間にわたる停電は、単に電気だけでなく、水、交通、通信などのライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、市民生活に不安と混乱を招くことに鑑み、停電時における都市機能の確保と市民生活の安定を図る。

1 停電状況等の情報収集及び伝達《消防局防災課》

中国電力(株)は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、本市及び関係機関に定期的に報告・通報するとともに、報道機関への情報提供、市民への広報活動を積極的に実施するものとする。

本市は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図る。また、市民に対し、適時適切な情報提供を行い、市民生活の不安と混乱の解消を図るものとする。

2 公共施設の機能確保《市有建築物管理担当課》

市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。

3 応急給水活動《水道局配水課》

飲料水・生活用水等の供給については、本章第7節「給水及び上水道施設応急対策」に定めるところにより対応するとともに、関係機関等と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、拠点・運搬・仮設給水方式による応急給水を実施する。

4 交通輸送機能の確保《道路交通局道路管理課》

信号機停止に伴う交通輸送の混乱の解消については、県公安委員会、警察署と密接な連携を保ちながら、早急な対応を図る。また、公共輸送機関の協力を得て輸送機能の確保を図る。

5 通信機能の確保《消防局防災課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話(株)に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が使用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

(1) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要 請 先	応 答 先
082-505-4800	N T T 西日本広島支店災害対策室

(2) 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区 分	申込み先ダイヤル番号	応 答 先
臨時電話等	1 1 6	1 1 6 センタ

※ 一般の電話申込みもこの番号である。

(3) 臨時携帯電話（有償）の申込み先（N T T ドコモ）

臨時携帯電話の申込み先	電 話 番 号
ドコモ モバイル	0 8 2 - 5 0 1 - 2 1 2 7

6 医療機関の機能確保《健康福祉局保健医療課》

医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。また、民間医療機関については、県、医師会、病院協会の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

7 災害時要援護者対策《健康福祉局健康福祉企画課、高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課》

災害時要援護者については、次により二次的な被害の防止を図る。

- (1) 戸別訪問、電話等による安否確認
- (2) 非常通報装置等の機能確認
- (3) 近隣居住者、自主防災組織への支援協力要請
- (4) 救護のための職員等の派遣
- (5) 社会福祉施設等の状況の把握

8 衛生対策《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課、各区生活衛生担当》

停電・断水等に伴う食品衛生上の注意を市民に呼びかけるとともに、食品取扱い施設、流通食品等の衛生監視・指導並びに環境衛生の監視・指導を徹底する。

9 清掃対策《環境局環境政策課・施設課・業務第一課》

災害により副次的に生じたごみの収集、運搬、処分については、本章第 15 節「清掃対策」に定めるところにより、迅速な対応を図る。

10 文教対策《教育委員会健康教育課》

信号機の停止に伴う児童生徒の通学時の安全確保を図るため、主要交差点での交通安全指導等必要な対応を行う。

11 消防・救急救助体制の強化《消防局警防課・救急課・予防課》

出動体制の強化、通信連絡機能の確保、貯留水利の確保により災害対応に万全を期する。また、警戒巡視の実施により出火防止を図るとともに、医療機関と密接な連携を保ちながら、救急救助事案への迅速な対応を図る。

12 食料品・生活関連用品の確保

《市民局消費生活センター、経済観光局経済企画・雇用推進課・中央卸売市場》

- (1) 食料品及び照明器具、乾電池、燃料等の確保並びに安定供給について関連業者への協力要請、指導を行うとともに、便乗値上げ等への監視体制を強化し、その防止を図る。
- (2) 食料品の確保が困難な市民に対しては、食料品の供与等の便宜を図る。

13 支援協力の実施《各関係課》

(1) 防災関係機関等への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設など、その機能の維持・確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市の保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

(2) 市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため早急に実施する必要があるものについては、本市の保有する資機材等の活用、必要資機材の幹旋などの支援協力を積極的に実施する。

14 広報・広聴活動《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

広報・広聴活動については、本章第4節「災害広報・広聴の実施」に定めるところにより、適時適切に実施する。

第9節 消防活動対策《消防局総務課・職員課・消防団室・施設課・防災課》

消防の施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災、地震等の災害に係る被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、別に定める広島市消防計画による。

- 1 消防の組織に関する事項
- 2 消防力等の整備に関する事項
- 3 事前調査に関する事項
- 4 消防職員の訓練・教育に関する事項
- 5 火災予防に関する事項
- 6 警報の発令及び伝達に関する事項
- 7 消防隊の出動態勢に関する事項
- 8 避難に関する事項
- 9 救助救急に関する事項
- 10 応援協力に関する事項
- 11 その他消防活動に必要な事務に関する事項

(資料編) 広島市消防計画

第10節 水防活動対策《消防局防災課・警防課》

洪水又は高潮、豪雨及び津波により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ・土石流等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、水防法の規定により別に定める広島市水防計画（以下「水防計画」という。）による。

- 1 気象情報、水防情報等の収集及び連絡に関する事項
- 2 警戒・広報活動、被害状況等の調査・応急工作の実施、水防資機材の整備・運用等水防応急活動に関する事項
- 3 避難の勧告・指示及び避難場所等避難対策に関する事項
- 4 水防訓練及び教育に関する事項
- 5 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第11節 救難対策

災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防活動マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。

第1 被災者の救出《各消防署》

災害の程度	実施内容	実施担当機関
通常の場合	住民の生命、身体及び財産に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察の協力の下に行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上

第2 水難救助の措置《各消防署》

本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。

第12節 医療・救護対策

災害時において、医療体制の混乱、傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災住民に対して、応急的に医療又は助産活動を実施する。

第1 医療救護班の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班の編成機関及び編成班数

編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
広島市民病院	3	病院事業局経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
舟入病院	2	〃	
安佐市民病院	2	〃	
総合リハビリテーションセンター	1	〃	
中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	
東区 〃	1	〃	
南区 〃	1	〃	
西区 〃	1	〃	
安佐南区 〃	1	〃	
安佐北区 〃	1	〃	
安芸区 〃	1	〃	
佐伯区 〃	1	〃	
精神保健福祉センター	1	相談課	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局保健医療課は、各医療救護班の取りまとめを行う。

2 医療救護班の編成基準

1班当たり医師1名、看護師又は助産師2名、事務職員1名、必要に応じて薬剤師1名を原則とする。

3 医療救護班の活動範囲

区 分	医 療	助 産
活動範囲 (任務)	ア 診察・トリアージの実施（傷病者の治療及び搬送優先順位の選別） イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術、救急隊員への指導 エ 病院又は診療所への収容（傷病者搬送中における車内管理の指導） オ 看護の実施	ア 分べんの介助 イ 分べん前後の処置 ウ 衛生材料の支給 エ 病院、診療所又は助産所への収容（搬送中における車内管理の指導） オ 看護の実施

4 医療救護班の装備する医薬品・衛生材料等

- (1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。
- (2) 医療救護班が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。
- (3) 医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係業者等から速やかに調達する。

5 医療救護資機材の調達・輸送

区 分	調 達	輸 送
医療救護班の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班の編成機関 〔 広島市民病院、舟入病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター 〕	次のいずれかによる。 ①医療救護班の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船舶・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6 救護活動

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるときは、医療救護班に出動を命じる。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

7 救護所の設置

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と協議し、避難場所その他必要と認められる場所に救護所を設置する。
- (2) 区災害対策本部長は、救護所が設置された場合は、住民に対し救護所開設の広報を行う。

8 救護の方法

- (1) 第1次救護
第1次救護は、医療救護班による。さらに手当の必要なものは、第2次救護機関へ移送する。
- (2) 第2次救護
第2次救護は、公的医療機関や民間医療機関の協力を得て行う。
- (3) 患者の移送
第2次救護機関への患者の移送は、消防局救急隊等により行う。

重症患者等で航空機を使用した方が有効と判断される場合は消防局航空隊等により行う。また、車両による移送が困難であり、海上移送が有効と判断される場合は、消防局の船艇・海上保安部の巡視船艇等により行う。

なお、救護所から医療機関へ搬送する場合で、本市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(4) 緊急に対応を要する個別疾患患者の救護

人工透析等に必要な医療情報を提供し、受療の確保を図る。

第2 医療機関等への応援要請

《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、次により応援要請する。

要 請 機 関	要 請 内 容	摘 要	連 絡 担 当 課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編 3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康福祉総務課）を通じて要請。 ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康福祉総務課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 健康福祉企画課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「市内医師会との協定書」という。資料編参考 19）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町柴町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 中区富士見町 11-9 244-2662	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		
安佐歯科医師会 安佐北区可部 2-7-21 815-3211			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町 19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会 佐伯区城山 1-15-8 921-2652			
広島市薬剤師会 中区富士見町 11-42 244-4899	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	県を通じて要請。	
安佐薬剤師会 安佐南区古市 2-18-12 (加藤古市薬局内) 879-3360			
安芸地区薬剤師会 安芸郡附町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			
災害医療派遣チーム (DMAT)	医療・救護全般	県を通じて要請。	
広島県看護協会 中区広瀬北町 9-2 293-3362	看護師・助産師等の派遣		

国及び地方公共団体	医療・救護全般 (原則として、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合)	県(危機管理課)を通じて要請。ただし、県に要請できない場合は、本市より自衛隊に状況を通知し、事後速やかに県知事に要請した旨を連絡	消防局 防災課
陸上自衛隊第13旅団 安芸郡海田町寿町2-1 822-3101			
海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町三丁目8-1 0823-22-5511			

(資料編) 3-12-1 救急告示病院等一覧表

参考19 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

第3 災害拠点病院《病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

- 1 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。
- 2 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。
- 3 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。
- 4 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点・協力病院に応援を要請するものとする。
- 5 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入に対応するものとする。
- 6 自院がDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策

災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索・収容、検視場所の確保等及び遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。

第1 遺体の捜索・収容《各区分市民課・保険年金課・生活課、各消防署》

1 捜索の対象

捜索の対象は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者」という。)とする。

2 収容の対象

収容の対象は、災害により死亡した者のうち、次の一に該当する遺体とする。

- (1) 身元不明の遺体
- (2) 遺体引受人(遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。)のない死体
- (3) 住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容(処理・火葬)の要請があった遺体
- (4) その他区災害対策本部長が特に必要と認める遺体

3 行方不明者・死者の届出の受理等

行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区災害対策本部において受理し、住所、氏名、年齢、性別、着衣等必要な事項について、行方不明者等受付

簿（様式 3-13-1）により記録する。

4 行方不明者の搜索活動

行方不明者の搜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、自主防災組織等の協力を得て、可能な限り早期の収容に努める。

5 遺体発見時の措置

人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、区災害対策本部及び所轄警察署に連絡するとともに、身元確認を行う。

6 死体調書の作成

区災害対策本部は、死体調書（様式 3-13-2）に、遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。

第2 検視場所の確保等《各区市民課・保険年金課・生活課》

災害により多数の死者が発生した場合、区災害対策本部長は遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

第3 遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》

- 1 災害により多数の死者が発生し、遺体の収容・安置が必要なときは、区災害対策本部長は、公共施設等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。
- 2 区災害対策本部は、遺体安置所の維持・管理等に必要な資材等の購入を行う。
- 3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。
 - (1) 遺体を収容するに当たり、多数死体見分調書及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。
 - (2) 見分（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署と連絡を取り、見分（検視）を受け、検案を行う。
 - (3) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として上半身の写真を撮る。
 - (4) 見分（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配慮し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。
 - (5) 遺族等から遺体引受けの申し出があった場合は、見分（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。
 - (6) 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。
 - (7) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで一時保存する。

（資料編） 参考 28 災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

第4 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

1 検案班の編成

- (1) 災害により死者が多数発生した場合は、県警察と協議のうえ、健康福祉局において、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。
- (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。
- (3) 医師が不足する場合は、広島市医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

2 検案の実施

- (1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として見分（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視場所又は遺

体安置所において実施する。

(2) 上記以外の遺体の検案は、原則として区災害対策本部長からの要請に基づき実施する。

3 検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第5 遺体の搬送《健康福祉局環境衛生課、各區市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

- 1 区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に健康福祉局長に報告する。
- 2 健康福祉局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。
- 3 区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害対策本部長が民間葬祭業者等に委託して行う。
- 4 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 5 健康福祉局長は、民間葬祭業者等の搬送が困難な場合は、県と連携し、周辺市町村等への協力を依頼する。

第6 遺体の火葬《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

- 1 遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。
死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。
- 2 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、区長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬する。
なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。
- 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場を使用する。
永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、健康福祉局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

様式 3-13-1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他						受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者 氏 名	
本 籍						届出人 (氏名)	
現住所						(住所)	
死体の 現 場						(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他						受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者 氏 名	
本 籍						届出人 (氏名)	
現住所						(住所)	
死体の 現 場						(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							

様式 3-13-2 死体調書

		番 号						
搜索収容者	所属・機関等名		代表者 氏 名					
死体の種別	1 身元不明の死体		2 死体引受人のない死体		3 その他			
死体発見日時	年		月		日		時 分	
死体発見場所								
死体の身元	本 籍							
	現 住 所							
	氏 名		身元不明者の の 符 号		性 別	男・女	年 齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺族その他の関係者	現 住 所 (電話)							
	氏 名 (死者との続柄)							
	死体の引受け	可 .. 不可		(引渡し		年 月 日)		
	遺骨の引取り	可 .. 不可		(引渡し		年 月 日)		
見分(検視)日時	月 日		時 分		見分者(検視)			
検案日時	月 日		時 分		(検案医師)			
火葬許可証交付日	年 月 日		(死体発見現場の概略図)					
火葬日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

* 写真は裏面に貼り付けてください。

第14節 防疫及び保健衛生対策

災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、感染症のまん延の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。

第1 防疫対策

1 防疫対策本部の設置《健康福祉局保健医療課》

(1) 設置時期

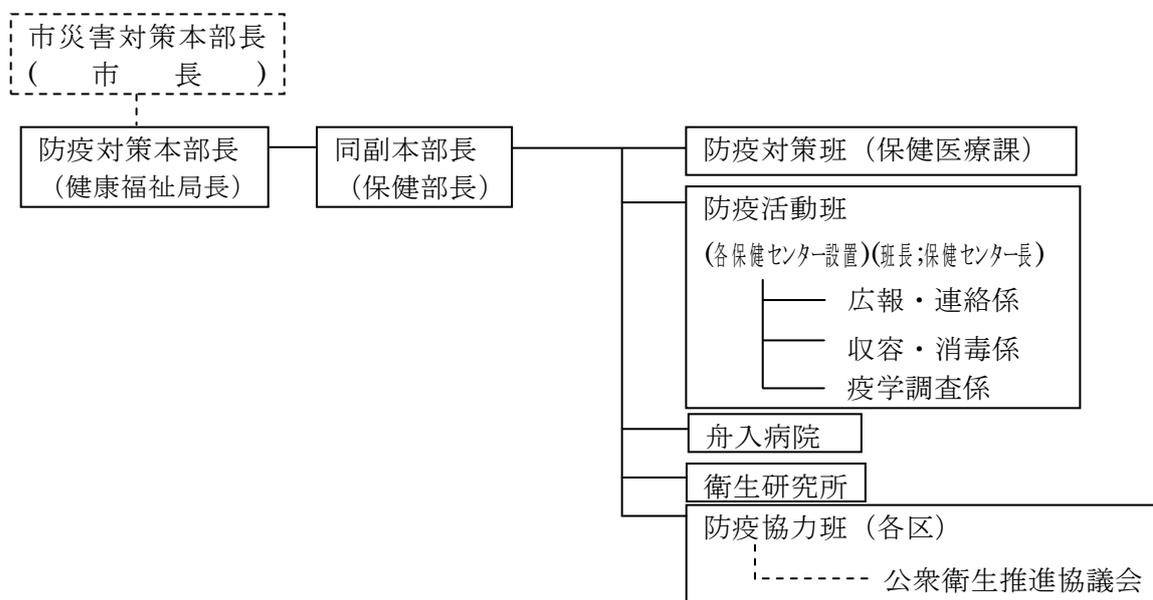
次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に防疫対策本部を設置する。

ア 災害対策本部が設置され、防疫の必要性があると市長が認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されない場合で、防疫の必要性があると健康福祉局長が認めたとき。

(2) 組織編成

防疫対策本部の組織編成は、次のとおりとする。



2 防疫活動

(1) 防疫対策班《健康福祉局保健医療課》

防疫対策班は、舟入病院、衛生研究所、各区役所の連絡調整を行う。また、各保健センター防疫活動班からの要請により資機材・薬品の調達、他の保健センター防疫活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県、自衛隊、厚生労働省への応援要請を行う。

なお、感染症患者の多発により、舟入病院へ入院できない場合は、他の医療機関へ入院措置を行う。

(2) 防疫活動班《健康福祉局各保健センター》

防疫活動班は、次の係を編成し、防疫活動を実施する。

ア 広報・連絡係

(ア) 感染症まん延防止のため、その予防方法等について広報活動を行う。

(イ) 感染症予防に必要な資機材・薬品の確保、防疫活動に必要な人員の派遣要請、区への協力要請を行う。また、消毒薬品の配布については、区を通じ公衆衛生推進協議会等へ配布する。

イ 収容・消毒係

(ア) 患者が発生した場合は、直ちに保健センター長の指示に基づき、舟入病院又はその他の適当な施設へ入院勧告（措置）を行う。

(イ) 患者家屋、患者発生場所、感染症発生のおそれのある場所（避難場所等）の消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

ウ 疫学調査係

感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路、接触者状況の調査、及び接触者、感染症の患者と思われる者、感染のおそれのある者について検便採取、健康状態のチェック等を実施する。疫学調査の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

(3) 舟入病院

感染症患者の入院・治療を行う。

(4) 衛生研究所

保健センター防疫活動班から運搬された検便等の検査を実施し、直ちに結果を防疫活動班に還元する。

3 資機材・薬品等の備蓄

防疫活動の初期に使用する資機材及び薬品等については、各保健センターに備蓄しておく。

4 関係機関への協力要請等

要 請 機 関	要 請 内 容	連 絡 担 当	備 考
陸 上 自 衛 隊	衛生隊の派遣	消防局防災課	県（危機管理課）を通じて要請
公衆衛生推進協議会	消毒活動	保健センター → 区役所	消毒薬を供与
広 島 県	防疫活動要員の派遣	健康福祉局保健部保健医療課	
県 内 市 町	防疫活動要員の派遣		
他の政令指定都市	防疫活動要員の派遣		
他 の 都 道 府 県	防疫活動要員の派遣		
国（厚生労働省）	隣接県の防疫員の派遣		

5 予防接種

インフルエンザ等感染症が蔓延するおそれがある場合は、広島県と協議のうえ予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種について、これを実施する。

第2 被災者の心身の健康管理

《健康福祉局保健医療課・各保健センター、こども未来局こども・家庭支援課》

生活状態の悪化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、市民の健康を維持・管理するための保健活動は、次のとおりとする。

1 保健活動の範囲

- (1) 在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者・要介護高齢者・障害者・難病患者等の安否確認と訪問指導
- (2) 避難場所における障害児やその保護者に対する相談支援
- (3) 避難場所の衛生環境の整備及び被災者の健康調査と必要な処置
- (4) 市民の医療・保健ニーズの把握とそれに基づいた保健指導
 - ア 疾病の予防・健康の保持増進のための健康教育や健康相談等
 - イ エコノミークラス症候群等災害の二次被害防止のための正しい知識の普及等
 - ウ 被災者のストレスに対する心のケアと心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、専門家による心理的なカウンセリングの実施

2 保健対策班・保健活動班の編成

防疫対策本部の中に、保健対策班（保健部保健医療課）及び保健センター保健活動班（各保健センター）を組織する。

保健対策班は、防疫対策班とともに各区との連絡調整や、他の保健センター保健活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等への保健活動要員の派遣要請を行う。保健センター保健活動班員は、保健師・栄養士等とし、必要に応じ医療救護班とする。

第3 食品衛生・環境衛生の監視《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課》

衛生状態の悪化等により危害の発生するおそれのある飲食、理容業・美容業、公衆浴場業及び旅館業の営業等について、衛生状態による危害発生等を防止するための監視活動等は、次のとおりとする。

1 食品衛生監視の活動範囲

避難場所・臨時営業施設等に対する監視指導

- (1) 食品の取扱いに関する指導及び不良食品の排除
- (2) 消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保
- (3) 食品衛生上の注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発
- (4) 食中毒発生時の調査・指導

2 環境衛生監視の活動範囲

- (1) 避難場所等における飲料水の衛生指導

- ア 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保
- イ 飲料水に関する注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発
- ウ 貯水槽の浸水汚染の調査・指導

- (2) 避難場所・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導

- ア 使用器材の消毒等の指導
- イ 従事者等の手指消毒の指導

- (3) 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

- (4) 公衆浴場への指導・支援

- ア 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導
- イ 建築専門家との合同調査に基づいた応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

- (5) 宿泊施設の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

3 緊急時の営業許可・開設届出の取扱い

区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合に限る。
	給 食 施 設		不要	緊急時に設置される仮設設備に限る。
環 境 衛 生	理 容 業 ・ 美 容 業	不要		施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	ク リ ー ニ ン グ 業	要		施設の所在場所を変更して開設する場合は該当する。
	公 衆 浴 場 業		免除	緊急時に設置される仮設設備に限る。
	旅 館 業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。

※ 被災により施設の所在場所を変更することなく部分使用する場合や仮設使用する場合は、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。

なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

4 監視班の編成

原則として、保健所食品保健課・食品指導課及び環境衛生課ごとに編成することとし、班員は食品衛生監視員及び環境衛生監視員とする。

5 その他

検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。

また、必要に応じて、水道局等と連携して実施するための連絡調整等を行う。

第4 特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

1 監視活動の範囲

- (1) 災害発生時における特定動物の飼養状況の監視
- (2) 逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報
- (3) 逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

2 監視班の編成

動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。

3 その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。

なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第5 愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

第15節 清掃対策

被災地域における生活環境を保全するため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集・運搬・処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。

第1 特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課》

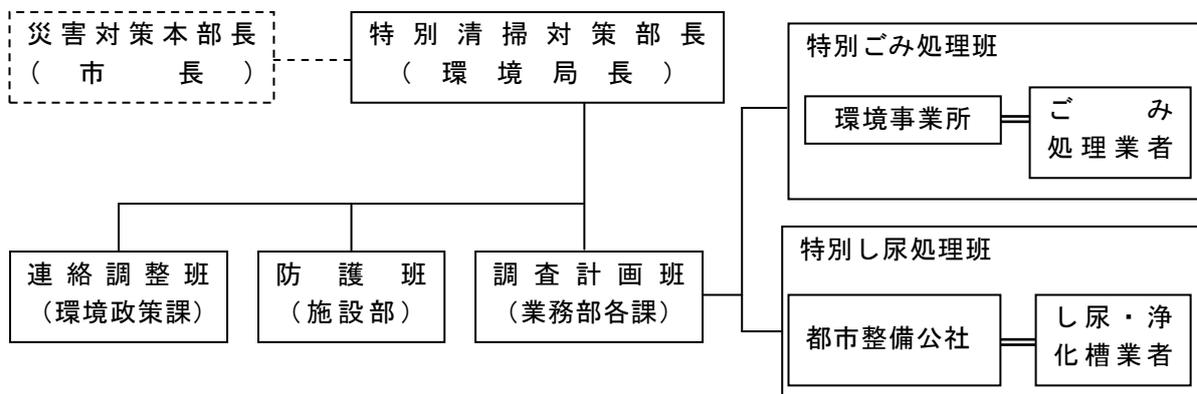
1 設置時期

災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは生活避難場所等に多数の仮設便所を設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

2 組織編成と所掌事務

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第2 特別清掃活動

1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課》

- (1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。
- (2) 特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

2 ごみの処理

(1) ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出されたごみは、所定の集積場所に住民の協力を得て集積する。

なお、本市の環境事業所施設等が損傷し、又はその処理能力を超えるごみが生じたときは、特別清掃対策部長は臨時の集積場所を指定する。

(2) ごみの収集・運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場に集積されたごみの収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。

ア 特別ごみ処理班の編成と区域

編成機関	収集・運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	中区、東区	1 編成数は各地域のごみの排出量に応じて特別清掃対策部長が指示する。 2 収集・運搬の所管区域は災害状況に応じて特別清掃対策部長が調整する。
南環境事業所	南区	
西環境事業所	西区	
安佐南環境事業所	安佐南区	
安佐北環境事業所	安佐北区	
安芸環境事業所	安芸区	
佐伯環境事業所	佐伯区	

イ 収集・運搬車両

ごみの収集・運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。

なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、土木業者等へ応援を依頼する。

(3) ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》

被災地から収集したごみは、本市のごみ焼却施設及び埋立地で処分を行う。

なお、伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

3 し尿の処理《環境局業務第二課》

(1) 生活避難場所等への仮設便所の設置

特別清掃対策部長は、生活避難場所等に仮設便所設置の必要が生じた場合は、市域及び市域周辺の仮設便所レンタル業者に対し、所要の仮設便所の確保及び設置の協力を要請する。

(2) 特別し尿処理班の編成

特別清掃対策部長は、浸水地域におけるし尿の応急収集及び生活避難場所等に設置した仮設便所のし尿収集を行うため、次により「特別し尿処理班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要 請	財団法人 広島市都市 整備公社	浄化槽業 者 許可業者	中区 東区（旧安芸町を除く。） 南区 西区（新庄町を除く。）	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき、特別清掃対策部長が要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③ 東区（旧安芸町）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集 運搬業務 委託業者		西区（新庄町） 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区（旧安芸町） 安芸区	

(3) し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿処理班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り（5～6割程度）を実施し、各戸の便所の使用を可能とする。

また、生活避難場所等に仮設便所を設置した場合は、生活避難場所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

(4) し尿の運搬

し尿の運搬は、財団法人広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

(5) し尿の処分

被災地から収集したし尿の処分は、本市の西部水資源再生センター及び安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターで行う。なお、各施設の処理能力を超えて搬入された場合は、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。さらに処理能力を超えて搬入された場合は、近隣市町等に処理を依頼する。

（資料編） 3-15-1 環境事業所施設等一覧表

参考 18 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第 16 節 下水道施設応急対策

災害が発生した場合において、雨水・汚水の疎通に支障のないよう下水道施設の応急復旧を行い、平常時の機能を維持する。

第 1 下水道対策部の設置《下水道局経営企画課》

1 設置時期

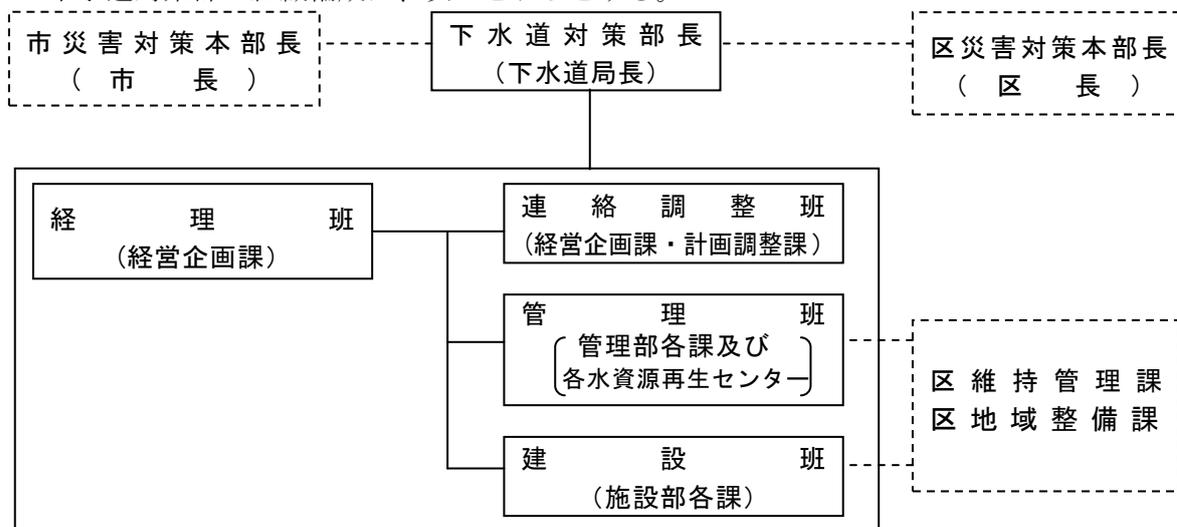
次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。

2 組織編成

下水道対策部の組織編成は、次のとおりとする。



第2 施設の応急対策 《下水道局維持課・管路課・施設課・各水資源再生センター》

下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。

- 1 水資源再生センター、ポンプ場等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を使用し、下水処理及び排除に万全を期する。
- 2 使用燃料及び冷却水の緊急確保を図る。
- 3 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう、その他の工法等により、浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理及び排除を行う。
- 4 管渠の破損、水資源再生センター・ポンプ場の機器類等の破損により、排水不能の事態が生じた場合には、移動式ポンプ等により仮排水を行い、応急復旧に努める。
- 5 多量の塵芥等により、管渠の閉そく又は流下が阻害された場合は、速やかに仮排水等を行い、応急復旧に努める。
- 6 工事施工中の箇所においては、請負業者とともに工事現場の安全確保及び復旧に努める。
- 7 施設・地区ごとの応急復旧の優先順位については、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設、地区が定められた場合には、その結論に配慮するものとする。
- 8 応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、関係業者から緊急調達を行う。
- 9 下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ・ラジオによる放送を報道機関に依頼する。
- 10 その他被害の想定できない事態が発生した場合は、最良の方法を検討し、速やかに応急復旧に努める。

第3 下水のひ門の操作 《下水道局維持課・各水資源再生センター》

ひ門の管理者（操作員を含む。）は、河川の洪水等の逆流の防止、若しくは内水の疎通を図るため、水位の変動及び状況に応じて、門扉等の適正な開閉を行う。

第 17 節 輸送対策

災害により道路、橋梁、港湾施設等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全を図るとともに、緊急輸送の確保を図るため、通行の禁止又は通行制限等の交通規制の実施や輸送車両等の確保等必要な対策を講じる。

第 1 道路交通応急対策《道路交通局道路管理課・道路課》

1 道路交通規制の実施責任者

災害時の道路交通の規制は、次の区分により行う。なお、道路管理者と警察機関は常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期する。

区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
道 路	道 路 管 理 者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第 46 条
	公 安 委 員 会	① 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法第 76 条
	警 察 署 長	② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第 4 条、第 5 条
	警 察 官	③ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第 6 条

2 発見者からの通報等

災害時に道路・橋梁等の交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察機関に通報するものとする。

この通報による被害が大規模な場合又は道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、本市（道路交通局）は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所に連絡する。

3 二次災害の防止

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるものとし、特に、危険物の流出が認められたときには、警察及び消防等の関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

4 交通規制の措置要領

各実施責任者は、災害の発生が予想され、又は災害が発生したときは、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努めるとともに、危険な状況が予想され、又は被害が発生したときは、速やかに次の要領により交通規制を行う。

(1) 道路管理者

災害等により交通施設の危険な状況が予想されるとき、若しくは発見したとき、又は通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を実施する。ただし、市長は、本市以外の者が管理する道路・橋梁施設でその管理者に通知して規制するいとまがない場合は、直ちに警察機関に連絡して道路交通法に基づく規制を実施する等応急措置を講じる。この場合、市長は、速やかに当該道路管理者に連絡して、正規の規制を要請する。

なお、異常気象時等における道路の通行規制・区間については、別に定める要領による。（資料編 3-17-2 参照）

(2) 警察機関

警察機関は、災害等により道路・橋梁等の危険な状況が予想されるとき、若しくは発見したとき、又は通報等により覚知したとき、並びに災害が発生した場合において、災

害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

5 交通規制の実施

(1) 危険箇所の交通規制

ア 道路の破損、欠壊その他の事由により、通行の禁止又は制限をする必要があると認められるときは、道路管理者又は警察機関は、禁止又は制限の対象・区域又は期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、迂回道路等の案内看板を設置して一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

イ 交通規制を行った場合は、標識等を法令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識等を設置することが困難なときは、適宜の方法により、通行を禁止し、又は制限したことを明示して、必要に応じ警察官等が現場において整理に当たるものとする。

ウ 交通規制を行ったときは、次の事項について報道機関等を通じて一般に周知徹底を図る。

(ア) 禁止又は制限の対象

(イ) 区域又は区間

(ウ) 期間及び理由

(エ) 迂回路等の状況

エ 災害対策本部等への通報

上記各号により交通規制を行ったときは、市災害対策本部又は消防局防災課に通報する。

(2) 緊急通行のための交通規制

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、その旨の標示及び適当な迂回路を設定する等、直ちに必要な措置を行うものとする。

イ 本市は、災害時において応急対策に従事する者又は必要な資機材の緊急輸送を実施しようとするときは、次の事項についてあらかじめ県公安委員会に連絡する。

(ア) 日時 (標示)

(イ) 種別

(ウ) 輸送量

(エ) 車両の種別

(オ) 発着地

(カ) 経路

(キ) 理由等



(備考)

- ① 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- ② 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- ④ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(3) 緊急通行車両の確認手続き

ア 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》

県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部

が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。

(ア) 県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請する。

(イ) 標章は、当該車両の運転席と反対側前面の見えやすい箇所に掲示する。

イ 事前届出による確認手続き《消防局防災課》

災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。手続は、次のとおりである。

(ア) 対象車両

本市が保有する車両、契約等により常時本市の活動のために専用で使用される車両及び災害時に本市が調達する車両のいずれかに該当し、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両

(イ) 事前届出者

関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務担当の責任者）

(ロ) 事前届出先

緊急通行車両として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課

(ハ) 必要書類

a 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）

b 緊急通行車両事前届出書

(ニ) 緊急通行車両事前届出済証の交付等

緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両事前届出済証が交付されるので、自動車検査証と一括保管しておく。

災害発生時には、緊急通行車両事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

〈標章〉



- (備考) ① 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- ② 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印			
公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

(上申書作成例)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

については、当該車両の緊急通行車両事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

- 1 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台 (別紙事前届出車両一覧表参照)
- 2 送付書類
 - ① 緊急通行車両事前届出書 各 2 通 (計○○通)
 - ② 輸送協定書の写し ○通
- 3 その他

_____ ◇ _____ ◇ _____

別紙

事前届出車両一覧表

【広島市】

番 号	登録 (車両) 番号	車両の使用者 (氏名)	用 途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)
1	広島 88 い 1234	広 島 太 郎	施設応急復旧 (法第 50 条第 1 項第 5 号)
2	広島 88 い 5678	広島市 (総務課長)	防疫 (同項第 6 号)、○○社と契約

※ 緊急通行車両事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課 (係) の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

緊急通行車両事前届出書 平成 年 月 日 広島県公安委員会 様 申請者住所 印		第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 広島県公安委員会 印	
番号標に標示されている番号	(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して確認証明書及び標章の交付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、広島県公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 4 本届出済証は、自動車検査証と一緒に保管してください。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者			住所
			氏名
出発地			
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

6 道路施設の応急復旧活動

(1) 応急復旧順位

災害により道路が被害を受けた場合は、緊急輸送道路（震災対策編 第2章 第9節 第7参照）を優先的に応急復旧することとし、必要に応じてその他の道路の応急復旧を行う。

(2) 応急復旧目標

緊急輸送道路は、原則として2車線の通行が確保できるように応急復旧を行う。

(3) 応急復旧方法

ア 路面の亀裂、地割れについては土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては、仮舗装を行う。

イ 路面の大きな沈下については、土砂、碎石等により盛土する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。

エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル、クラムシェル等）により崩壊土の除去を行う。

オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積後、速やかに撤去する。

カ 落橋した場合については、次により応急復旧を行う。

(ア) 落橋部分にH型鋼を架けわたし、覆工板等により応急復旧する。なお、状況によっては、中間に仮橋脚を設ける。

(イ) 上記(ア)による方法が困難な場合は、使用できる橋までのう回道路の応急復旧を行う。

(資料編) 3-17-1 道路現況表

3-17-2 異常気象時における道路通行規制要領

参考 24 災害時における公共土木施設等の応急対策の協力に関する協定

第2 海上交通応急対策《広島海上保安部》

1 海上交通規制の実施責任者

災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。

区分	実施者	範囲	根拠法
航路	広島港長 (広島海上保安部長)	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合	港則法 (第37条)

2 交通規制の措置要領

広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 航行警報の周知
- (2) 漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去
- (3) 異常水路の応急的な検測及び周知
- (4) 港内における船舶交通の制限又は禁止
- (5) 航路標識の応急復旧及び応急標識の設置

3 交通規制時の応急措置

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物により港内の交通が規制された場合、広島海上保安部等は、障害物除去等により、海上交通の確保を図るものとする。

(1) 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導の下、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出・転落しないよう措置するとともに、災害時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

(2) 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるものとする。また、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を取るべきことを命じ、又は勧告するものとする。

(3) 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(4) 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに六管区地域航行警報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知するものとする。

(5) 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、六管区地域航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回等により速やかに周知するものとする。

4 流木対策《消防局防災課》

災害時において、木材の流出防止、木材係留施設の整備、流出が予想される木材の移転等の実施については、貯木場管理者、木材取引業者及びその他木材に対して直接責任のある者が責務を有するものであるが、流出した木材対策として、市長（広島港域内については広島港長）は、次の措置を講じる。

実 施 要 領		実施担当機関 (根拠法令)
指 示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 消 防 局 〔港則法第 26 条 災害対策基本法 第 59 条〕
警戒の区域 設 定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	消 防 局 〔災害対策基本法 第 63 条〕

(貯木場の位置及び管理者は水防計画による。)

5 在港船舶対策《消防局防災課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市は、広島海上保安部長の要請に基づき、物資の調達、人員の動員その他必要な措置について協力する。

第3 緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な人員及び物資の輸送等の確実を期するため、緊急輸送用車両及び船舶等の確保と、この有効・適切な利用を図る。

1 緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

- (1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両による。
- (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものにあつては道路交通局が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。
なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。
- (3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あつせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。
- (4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。
- (5) 市災害対策本部長は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、次に掲げる機関に連絡し、あつせんを依頼し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、県広島西飛行場事務所

- (6) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

2 緊急輸送車両等の配車《道路交通局道路管理課》

- (1) 市有車両及び民間車両
道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。
- (2) 船舶・航空機等
船舶・航空機等については、車両と同様の手続きによる。
なお、船舶等については陸上輸送と接続する場合があるので、調達を依頼した局等及び区災害対策本部の長は、陸上輸送と行き違いのないよう、市災害対策本部と十分連絡調整を図りながら対応する。

3 緊急輸送車両等の燃料の確保《消防局防災課》

緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。なお不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。

4 輸送の原則《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

- (1) 自動車輸送
災害時における緊急輸送は、原則として自動車輸送とする。従って各関係機関は災害

時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 鉄軌道輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は鉄道又は軌道によって輸送することとし、依頼を受けた各関係機関は、必要な対応をするよう努めるものとする。

(3) 船舶による輸送《広島海上保安部、消防局防災課》

ア 広島湾内の被害情報の収集

広島海上保安部及び本市は、大規模災害発生後、直ちに海上から広島湾内の護岸、桟橋等の被害状況及び船舶接岸可能地点、船舶航行の障害物等の調査を行い、相互に情報を提供する。

イ 発着地点の決定

道路・橋梁等の被害又は交通渋滞等のため、陸上輸送よりも海上輸送の効率が良いと認められる場合は、本市は、輸送に係る船舶の発着地点、その他安全かつ効率の良い海上輸送航行について、広島海上保安部と協議のうえ、船舶により被災者、災害応急要員、救援物資、食糧、飲料水等を海上輸送する。

ウ 海上緊急輸送の実施

広島海上保安部は、本市の行う海上緊急輸送に協力するとともに、同輸送が迅速に行うことができるよう他の船舶の航行を誘導又は制限する等の措置を講じる。

(4) 航空機による輸送

災害の状況により、航空輸送を必要とするときに実施する。

5 輸送拠点の開設《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、消防局防災課》

(1) 輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入等のため、救援物資の受渡し拠点となる候補施設を定め、救援物資の輸送・受入及び被災地への配送の迅速・円滑な実施を図る。

施設名		機能		受入手段			接続する直近 緊急輸送道路
		受入	配送	陸	海	空	
集配 拠点	広島市民球場(マツダスタジアム)	○	○	○			広島海田線
	県立広島産業会館	○	○	○			国道 54 号
	中小企業会館	○	○	○			西 4 区 210 号線
	城南中学校	○	○	○			国道 54 号
	東区スポーツセンター	○	○	○			国道 54 号
	安佐北区スポーツセンター	○	○	○			高陽可部線
	安芸区スポーツセンター	○	○	○			国道 2 号
	広島サンプラザホール	○	○	○			草津鈴が峰線、西 4 区 210 号線
東部市場		○	○	○			国道 2 号
中央市場・草津岸壁・草津漁港		○	○	○	○		西 4 区 210 号線
広島西飛行場		○				○	南観音線
広島港宇品地区・宇品内港地区		○	○		○		国道 487 号
太田川河川敷		○				○	国道 54 号

※「中央市場・草津岸壁・草津漁港」及び「広島港宇品地区・宇品内港地区」は、それぞれ一つの輸送拠点として集配を行う。

(2) 輸送拠点の開設

市災害対策本部は、輸送拠点を開設するときは、関係機関等に通知するとともに、配送等に要する人員・車両等を確保する。

(資料編) 3-17-3 広島市有自動車等一覧表

参考 20 災害時における緊急輸送の協力に関する協定（トラック輸送）

参考 21 災害時における緊急輸送の協力に関する協定（バス輸送）

参考 22 災害時における船舶輸送に関する協定

参考 23 大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定

第18節 警備対策《県警察本部》

県警察は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生するおそれがある場合には早期に警備体制を確立して、情報の収集に努め、災害発生時には住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした警備活動を実施する。

第1 災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

種別	基準	活動内容
災害警備 情報連絡室	災害が発生するおそれがあるが、差し迫ってはいない場合など、警備実施活動に必要な準備を行う余裕のある場合	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により災害警備対策室又は災害警備対策本部に迅速に移行できる体制とする。
災害警備 対策室	短時間に災害が発生するおそれがある場合など、十分な注意と警戒を必要とする場合	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害警備対策本部に切り替える体制とする。
災害警備 対策本部	災害により既に相当な被害が発生し、又は被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

第2 災害警備活動

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じて所要の部隊編成を行い、概ね次の警備活動を行う。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の把握
- 3 被災者の救出・救助等の措置
- 4 避難路及び緊急交通路の確保
- 5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- 6 行方不明者の捜索及び死体の見分・検視
- 7 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- 8 不法事案の予防及び取締り
- 9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- 10 広報活動
- 11 関係機関の災害救助及び復旧活動に対する協力

第 19 節 住宅等応急対策

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設するとともに、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

第 1 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課》

1 建設の決定

応急仮設住宅の建設は、市災害対策本部長の決定に基づき都市整備局が建設する。

2 建設方法

応急仮設住宅は、災害救助法に準じ建設する。ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が建設する。なお、県知事が直接建設することが困難な場合は、市長がその委任を受けて建設する。

(1) 建設戸数

全壊全焼世帯数の 30% の範囲内とする。ただし、これによりがたいときは、市災害対策本部長の決定に基づき、必要な戸数を建設する。

(2) 建設基準

ア 構造及び規模

軽量鉄骨プレハブ造・連戸式

1 戸当たり規模 29.7 m² (9 坪) を基準とする。

イ 住宅の概要

間取り 4.5 + 6 帖 (タタミ数)、押入、台所 (流し取付)、便所、ユニットバス (UB)

基礎 柱下コンクリートブロック据付又は木杭打

屋根 鉄板葺、下地木製パネル

外壁 鉄板張、下地木製パネル

建具 木製建具 (内部)、アルミサッシ (外部)

内部 床：和室…タタミ敷、台所…ベニヤ板張り 12m/m + ビニールシート張り
壁：ベニヤ板、一部フレキシブルボード張り

界壁：石膏ボード 12.5m/m (両面張) + ベニヤ板、グラスウール

天井：ベニヤ板張り、一部フレキシブルボード張り

電灯 和室 2 灯、台所・便所・UB 各 1 灯、計 5 灯

その他 コンセント 9 か所、換気扇 3 か所、
テレビ端子・電話引き込み口各 1 か所

給水 共同水栓… 4 戸当たり 1 か所

設備 給排水：台所、便所、UB、屋外洗濯機置場

給湯：台所、UB (給湯器 1 台)

ガス：台所 (二口ガスコック 1 個、ガスコンロ 1 台)

衛生器具：洋風大便器・洗面器各 1 か所

冷暖房：ルームエアコン和室 1 か所

ウ 工事費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(3) 着工時期

原則として災害発生の日から 20 日以内とする。

3 建設予定地

- (1) 応急仮設住宅は、あらかじめ把握している建設可能用地の中の適地（公園その他公有地）に建設する。ただし、これによりがたい場合には、市災害対策本部長が決定した用地とする。
- (2) 建設予定地は、応急仮設住宅の建築面積の2倍程度とし、当該予定地については、財政局（管財課）及び都市整備局が協議して選定する。

4 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、応急仮設住宅の管理を行う。

(1) 供与の期間

供与の期間は、災害救助法の定める2年以内で、必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合には、市災害対策本部長が決定した期間とする。

(2) 入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、住宅の必要度の高い順に、抽選その他の方法により入居者を決定する。

第2 一時的な収容施設の供与《都市整備局住宅政策課》

市長は、市営住宅の空家を、応急仮設住宅の供与対象者に一時的な収容施設として可能な限り供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設を、一時的な収容施設として可能な限り提供するよう協力要請する。

第3 住宅の応急修理《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法が適用された場合には、市長は県知事の委任を受けて、県知事の定める基準に基づき、その他の場合には、これに準じて住家の応急修理を行う。

1 対象住宅の調査及び決定

対象住宅の調査及び決定については、県知事の定める危険住宅判定調査・修理対象基準により決定する。

2 応急修理戸数等

(1) 戸数

災害救助法が適用された場合には、県知事が決定した配分戸数とし、その他の場合には、市災害対策本部長が必要と決定した戸数とする。

(2) 修理費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(3) 実施期間

災害発生の日から1か月以内とする。

第4 被災建築物に関する指導・相談《都市整備局建築指導課、各区建築課》

被災建築物の復旧等に関する技術的指導及び融資に関する相談を行うため、その窓口を市役所本庁及び必要な区役所に設置する。

第5 被災宅地の応急危険度判定《都市整備局宅地開発指導課》

本市は、災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、宅地の危険度判定を実施し、二次災害を防止又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

また、被災状況に応じ必要と認められる場合には、県に対して当該資格職員の派遣等を要請する。

第20節 公共施設等応急対策《市有建築物管理担当課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が管理又は運営し多数の者が利用する公共施設等における被害を最小限にとどめるための必要な対策を講じる。

第1 応急対策の実施

公共施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき応急対策として概ね次の事項について、あらかじめ計画を作成・習熟のうえ、これに基づき適切に対処する。

- 1 利用者の安全対策
- 2 出火防止措置
- 3 避難誘導
- 4 施設の点検
- 5 被害状況の報告
- 6 二次災害の防止措置
- 7 施設の開閉基準
- 8 その他必要と認める応急対策事項

第2 情報の収集及び連絡

1 情報の伝達等

公共施設等の所管局等は、気象情報等を所管施設に伝達するとともに、施設の特殊性や状況に応じて必要な指示を行い、施設の状況把握に努める。

2 被害状況の報告等

公共施設等の管理者は、施設に被害が発生した場合、利用者の安全対策に万全を期すとともに、所管局等へ直ちに状況報告を行う。

公共施設の所管局等は、災害対策本部に報告する。

3 応急復旧

公共施設の管理者は、被災状況を調査し、速やかに応急復旧を図る。

第3 市民への広報等

本市及び公共施設の管理者は、施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の利用者及び市民に対し広報する等必要な措置を講じる。

第4 避難場所としての対応

施設が避難場所となる場合は、区災害対策本部と連携し、避難場所として十分な対応を図る。

第21節 文教対策

災害が発生した場合には、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、文教施設の保全、応急教育の実施等必要な措置を講じる。

また、災害時において、学校や社会教育施設が被災者の避難場所として使用されることとなった場合、学校教育等に支障を及ぼさないよう適切な運用に努める。

第1 文教対策部の設置《教育委員会総務課》

1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に文教対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、文教対策部の設置の必要があると教育長が特に認めたとき。

2 組織編成及び所掌事務

文教対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第2 学校教育における応急対策

1 学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会施設課・各学校》

- (1) 災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育長に報告する。
- (2) 教育長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

2 生徒等の措置と応急教育の実施

《教育委員会施設課・学事課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

(1) 生徒等の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、授業の継続等が困難である場合、学校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校長の判断により、次の措置を講じる。

ア あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

イ 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、気象状況及び通学路の状況について把握し生徒等の安全を図るものとする。

エ 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、不安感の解消に努める。

オ 災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡がとれないなど生徒等の引渡しができない場合は学校において保護するものとする。

(2) 応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき、授業を実施するよう努める。この場合において、市教育委員会は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、市教育委員会はその旨を県教育委員会に届け出る。

また、応急教育の実施に当たっては、生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

ア 校舎の被害が比較的軽微なとき。

各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき

隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行い、生徒等が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教科書の調達等《教育委員会学事課》

災害により教科書をそう失し、又はき損した生徒等に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を特約供給所へ報告し、あつせん又は確保に努める。

4 教職員の確保《教育委員会教職員課》

学校施設の被害が甚大で復旧に長時間を要するため、生徒等を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。

また、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、教育長は、他校の教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。

5 学校給食の措置《教育委員会施設課・健康教育課・教職員課・各学校》

(1) 給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。

(2) 給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症の蔓延防止等保健衛生対策に万全を期する。

なお、給食施設を被災者炊き出し用に使われなくなった場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。

6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力《各高等学校》

高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。

7 授業料等の減免《教育委員会学事課》

市立幼稚園及び市立高等学校の園児・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。

8 生活避難場所としての対策《教育委員会施設課》

(1) 市教育委員会は、生活避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

生活避難場所の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者の快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難場所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第3 社会教育における応急対策

- 1 **利用者への措置等**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》
災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。
- 2 **地域の避難場所となる場合の対策**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》
公民館等社会教育施設の管理者は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- 3 **文化財対策**《市民局文化振興課》
 - (1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。
 - (2) 市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

（資料編） 3-21-1 指定文化財一覧表

第22節 応急公用負担

《消防局防災課・各消防署警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・農林課・建築課・地域整備課》

第1 公用負担命令権限の委任

- 1 災害応急対策のため緊急の必要があるときは、市長又は消防局長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、災害対策基本法第64条又は水防法第28条の規定による権限を行使できる。
- 2 前項の受任者は、次に示す職員とする。

所 属	職 名
消防署	消防署長、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防係長、救助係長、出張所長、副出張所長
区役所	区長、区政調整課長、地域起こし推進課長、維持管理課長、農林課長、建築課長、地域整備課長

第2 公用負担命令の行使

- 1 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、表3-22-1に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに、表3-22-2に示す公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡して行使する。
- 2 受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を市長に報告する。

表 3 - 22 - 1 公用負担命令権限書

公 用 負 担 命 令 権 限 書	
	年度 第 号
所 属
職 名
氏 名
上記の者、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び水防法第 28 条第 1 項の 権限行使を委任したことを証明する。	
広島市長 印	

表 3 - 22 - 2 公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 書	年度 第 号

	年 月 日
..... 殿	
	広島市長 印
	(事務取扱者)

種 別	員 数	負 担 内 容		
		使 用	収 用	処 分

第 23 節 災害時における要援護者への避難支援等 《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい災害時要援護者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

災害時要援護者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、災害時要援護者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の「要援護者」の安否確認や避難支援、状況把握などの災害時要援護者対策を講じる。

1 要援護者の安否確認と要望の把握

(1) 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

ア 区災害対策本部及び消防局は、災害時要援護者のリストを基に、災害時要援護者の避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要援護者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。

区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

ウ 病院や社会福祉施設等要援護者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

(2) 外国人市民の安否・所在に関する情報収集

外国人学校、領事館、外国人コミュニティ支援団体等と連携して、外国人市民の安否・所在に関する情報の収集を行い、区災害対策本部へ情報提供する。

(3) 避難

ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要援護者の避難の介助に努める。

イ 避難支援プランを整備した場合は、当該避難支援プランに基づき、自主防災組織、町内会、民生委員及び社会福祉協議会などの協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって災害時要援護者の避難支援を行う。

ウ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

(4) 避難場所での災害時要援護者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要援護者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に災害時要援護者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した災害時要援護者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要援護者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させる

ように配慮する。

イ 視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。

なお、外国人への避難支援の充実を図るため、避難場所に「外国人避難者対応シート（仮称）」を配備し、外国人への情報提供に活用する。

ウ 避難場所において、障害者や高齢者等要援護者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ 障害の程度や体力又は病状等により、生活避難場所での生活が困難な者については、市災害対策本部及び区災害対策本部の措置により、福祉避難所や社会福祉施設、集会所等環境条件の良い施設へ移動させる。

(5) 要援護者の実態把握

健康福祉局は、要援護者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（2～3日を目処とする。）に避難場所に避難している要援護者及び在宅の要援護者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要援護者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) 外国人市民の相談窓口

広島国際会議場内に開設している「広島市外国人市民の生活相談コーナー」において、生活相談業務等を実施するとともに、広島県が岡山県国際センターに開設している「外国人総合相談窓口」と連携をとりながら、外国人市民の相談等の充実と外国人市民への周知に努める。

2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要援護者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

(1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要援護者又は被災により在宅で十分に介護できない要援護者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

(2) 在宅援護

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

発災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度で訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣する。

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要援護者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

ウ 補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要援護者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

エ ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、必要に応じ、外出時に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する。

オ ボランティアによる援助

社会福祉協議会等と協力して、ボランティアによる在宅支援活動に努める。

第 24 節 災害救助法の適用等 《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるとき、被災した者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

第 1 災害救助法による応急救助

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、本市の全域又は区の地域において、原則として同一原因により、災害救助法施行令第 1 条第 1 項各号に定める次の程度の災害が発生し、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときに適用される。

- (1) 全壊・全焼及び流失等により住家が滅失した世帯（以下「被災世帯」という。）が、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (H22.10 国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	1,173,843 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を 1 世帯とする。なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは 2 世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは 3 世帯をもって、住家の滅失した 1 世帯とみなす。（以下同じ）
中 区	100	130,482	
東 区	100	120,751	
南 区	100	138,190	
西 区	100	186,985	
安佐南区	100	233,733	
安佐北区	100	149,633	
安 芸 区	80	78,789	
佐 伯 区	100	135,280	

- (2) 被災世帯が上記(1)の世帯数に達しないが、被害が県内の相当広範囲な地域にわたり、県内の被災世帯が 2,000 世帯以上に達した場合で、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	摘 要
全 市	75 世帯	
中 区	50	
東 区	50	
南 区	50	
西 区	50	
安 佐 南 区	50	
安 佐 北 区	50	
安 芸 区	40	
佐 伯 区	50	

- (3) 被災世帯が上記(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被災世帯が 9,000 世帯以上に達

した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- (4) 災害が前各号に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 応急救助の実施

災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。

(1) 救助の種類

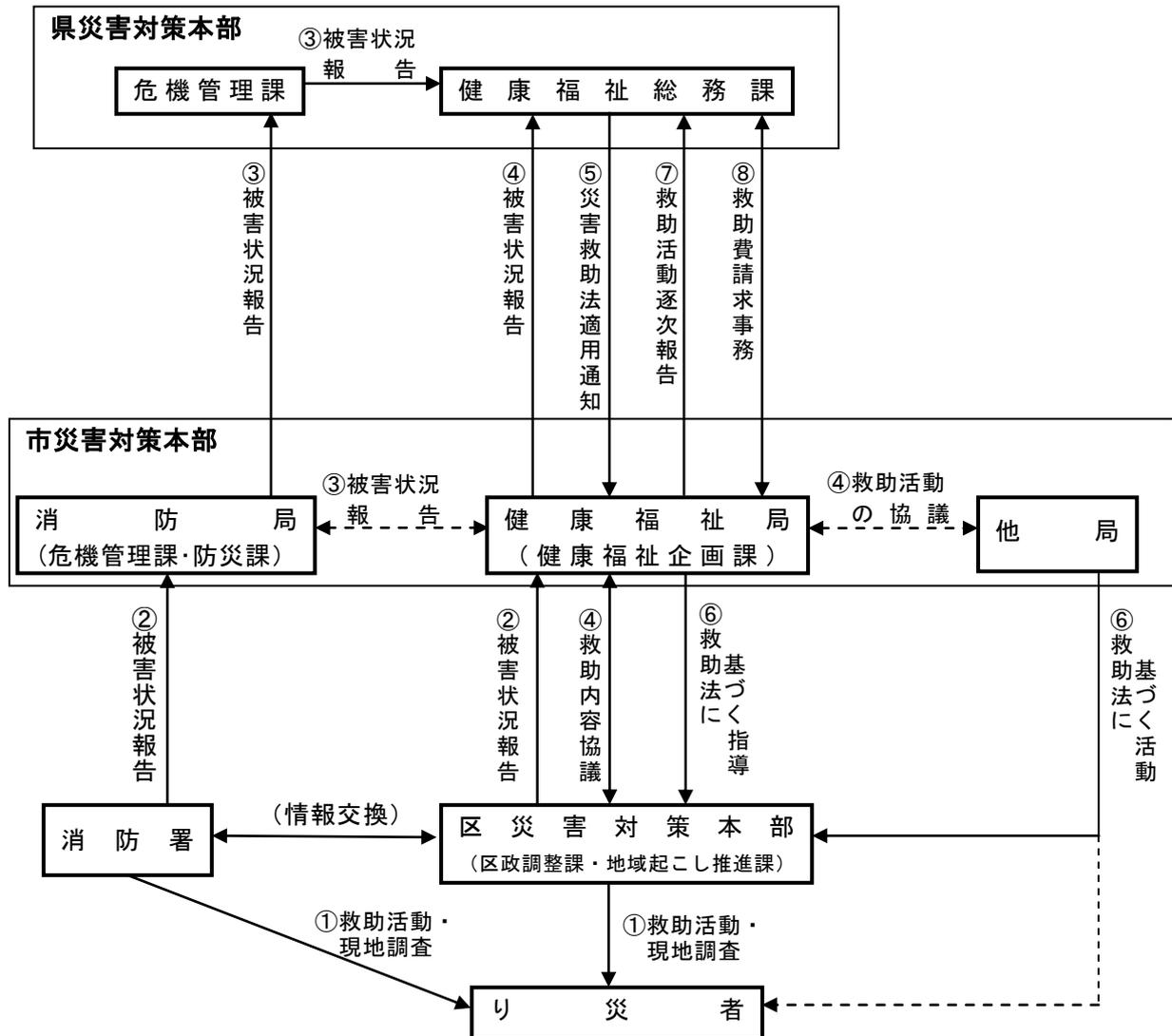
- ア 避難場所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の基準」(資料編 3-24-1)のとおり。

(3) 救助の実施

被害の発生から災害救助法による救助の実施に至るまでの事務を図解すると、次のとおりである。



第2 小規模・中規模災害時の応急救助

1 応急救助の実施及び救助の種類

災害救助法が適用されるに至らない程度の災害の発生に際し、市長は、特に必要があると認めたときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。

- ア 一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

2 災害救助組織の編成方法

災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模・中規模災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。

3 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の基準に準じる。

(資料編) 3-24-1 災害救助法による救助の基準

3-24-2 小規模・中規模災害にかかる応急救援組織の編成要領

第25節 応援要請及び協力要請《各関係課》

災害時における災害応急対策又は災害復旧に当たり、本市の災害対応能力をもって対処し得ない場合には、災害対策基本法や協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関等に応援・協力を要請する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1 協力を要請できる公共的団体等

協力を要請できる公共的団体等は、次のとおりである。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 青年団
- (3) 町内会等住民自治組織
- (4) 自主防災組織
- (5) 社会福祉協議会等社会福祉関係団体
- (6) 財広島市都市整備公社防災部
- (7) ㈱建設コンサルタンツ協会災害対策中国支部
- (8) 広島市指定上下水道工事業協同組合
- (9) 広島市地域女性団体連絡協議会
- (10) ㈱広島県バス協会
- (11) ㈱広島県トラック協会
- (12) ㈱広島県タクシー協会
- (13) 広島地区旅客船協会
- (14) 広島県石油商業組合
- (15) 広島安全施設業協同組合
- (16) 協同組合広島総合卸センター
- (17) ㈱日本自動車連盟中国本部
- (18) イオンリテール㈱西日本カンパニー
- (19) マックスバリュ西日本㈱
- (20) 生協ひろしま
- (21) ㈱イズミ
- (22) ㈱広島県建設工業協会
- (23) 広島呉地区郵便局長会
- (24) その他

2 協力を求める事項

協力を求める事項は、次のとおりである。

- (1) 救助物資の輸送又は配付に対する協力
- (2) 避難の周知徹底及び避難者への炊出しに対する協力
- (3) 清掃等に対する協力
- (4) 救護活動に対する協力
- (5) その他災害応急対策の実施に対する協力

3 公共的団体等への協力要請手続き

協力要請に当たっては、原則として、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業の種別
- (4) 作業予定時間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所

(7) その他必要事項

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
災害時における応急措置 《水道局配水課》	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考 13
災害時における放送 《消防局予防課》	日本放送協会広島放送局、(株)中国放送、 広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、 (株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 17
災害時における仮設トイレの設置 《環境局業務第二課》	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株) プレコ、エフユーレンタル(株)広島営業 所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョー キ	資料編参考 18
災害時の医療救護活動 《健康福祉局保健医療課》	(社)広島市医師会、(社)安佐医師会、(社)安 芸地区医師会	資料編参考 19
災害応急対策の実施に必要な人員、 資機材等の緊急輸送、被災者の緊急 輸送《道路交通局道路交通企画課、 消防局防災課》	(社)広島県トラック協会、(社)広島県バス 協会、広島地区旅客船協会	資料編参考 20 資料編参考 21 資料編参考 22
応急措置業務に従事する自動車等へ の燃料補給等《消防局防災課》	広島県石油商業組合	資料編参考 23
災害時の公共土木施設等の応急対策 等《道路交通局道路課》	広島安全施設業協同組合	資料編参考 24
災害時における食料、生活必需品の 緊急調達等《経済観光局商業振興課》	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 25
災害時における食料の緊急調達等 《経済観光局農政課》	全国農業協同組合連合会広島県支 部、山崎製パン(株)広島工場、(株)アンデ ルセンサーサービス、広島駅弁当(株)、(株)千 鳥	資料編参考 26
災害時における生鮮食料品の緊急調 達等《経済観光局中央卸売市場》	広島市中央市場連合会、広島市中央卸 売市場東部市場運営協議会、広島市食 肉市場売買参加者組合	資料編参考 27
災害時における遺体安置所の維持管 理等に必要な資材の緊急調達等 《健康福祉局健康福祉企画課》	(社)広島県トラック協会	資料編参考 28
被災車両の撤去等《消防局防災課》	(社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 29
ガス漏れ及びガス爆発事故の防止 《消防局予防課》	広島ガス(株)	資料編 広島市消防計画
災害時における食料・生活必需品の 緊急調達等《経済観光局商業振興課》	イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考 33
	マックスバリュ西日本(株)	資料編参考 34
	生協ひろしま	資料編参考 35
	(株)イズミ	資料編参考 40

福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(財)広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) I G L 学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福) 信々会、(社福) 和楽会、(社福) 広島良城会、(社福) 正仁会、(社福) かつぎ会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 芸南福祉会、(社福) 広島博愛会、(社福) 平和会、(社福) 双樹会	資料編参考 36 資料編参考 38
大規模災害時における応急対策等の協力《消防局防災課》	(社)広島県建設工業協会	資料編参考 41
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《消防局防災課》	広島呉地区郵便局長会	資料編参考 42

第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者（以下「災害協力事業者」という。）への協力要請《各区担当課》

1 協力を求める事項

災害応急対策の実施（台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土のう積み、土砂及び倒木の撤去等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。）

2 応援要請の方法

災害応急対策が必要となったときは、区災害対策本部又は当該災害応急対策を行う担当課は、災害協力事業者のうち、迅速かつ円滑に作業すること及び確実な対応をすることが可能であると認められる事業者に対して、災害応急対策を行うよう要請する。

- (1) 要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請する。電話等で要請した場合においては、その後速やかに要請した旨の文書を交付する。
- (2) 要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は、実施内容を速やかに文書により要請担当課に報告する。

第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》

1 応援要請の基準

市長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- (1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- (3) その他市長が応援要請の必要があると認めた場合

2 応援要請の方法

- (1) 具体的な応援要請については、被害状況の把握ができるかどうか、また、被害状況の把握ができる場合には、応援要請の種類・規模を決定できるかどうかについての判断を行う。

被害状況の把握が全くできないほどの多発的・大規模な被害が生じている場合には、本部長等の事後承諾による応援要請を行うことができる。

- (2) 県及び県内の市町と締結している「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請及び他の特別な協定以外での災害対策基本法第 67 条第 1 項に基づく応援要請については県に対して、中国・四国地区の県庁所在都市と締結している「中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定」に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して、東京都及び各政令指定都市と締結している「20 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して応援要請を行う。

- (3) 応援を要請した都市から派遣された応援部隊が市内の地理に不案内な場合には、各局等において独自に締結している応援協定に基づき集結場所が定まっているものを除き、広島市立大学、広島市総合防災センター、広島港等を応援部隊の第一次集結場所とする。

また、第一次集結場所における本市と応援部隊との連絡は、第一次集結場所の連絡員が行う。

3 応援部隊等の受入体制

- (1) 市長は、他の地方公共団体等への応援要請を行った場合は、応援部隊等の要員や資機材のための宿泊施設・駐車場等について各機関の要請に応じて可能な限り準備・あっ旋を行う。

- (2) 市長は、応援部隊等の要員の受入体制を整えるための一時的な宿泊施設を設置すること等について、旅館業に係る営業許可を免除するなど、宿泊施設の確保に努める。

4 警察の救援部隊の受入れ

県が行う警察の救援部隊の集結場所として、広島県運転免許センターが指定されている。

5 日本郵便株式会社中国支社との相互協力

「災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」又は「災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」に基づき、日本郵便株式会社中国支社と本市は、市域に災害が発生した場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

区分	協力事項
日本郵便株式会社 中国支社	ア 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱事務及び救護対策 イ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請のあった場合の取扱い ウ 業務中に収集した被災者の避難先及び道路等の被害状況などの情報提供 エ 避難場所への臨時郵便差出箱の設置 オ 郵便局ネットワークを活用した広報活動 カ 上記に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

6 国土交通省中国地方整備局との相互協力

「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、国土交通省中国地方整備局と本市は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に掲げる内容の相互協力を行う。

- (1) 被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行う。

- (2) 国土交通省中国地方整備局は、広島市災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めるときは、速やかに当該広島市災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派

遣し、相互に必要な協力体制を整える。

7 西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

(資料編) 参考 6 20 大都市災害時相互応援に関する協定

参考 7 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定

参考 8 災害時の相互応援に関する協定書

参考 9 20 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

参考 10 20 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

参考 11 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

参考 12 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

参考 14 災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 15 災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 30 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

参考 31 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

参考 32 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

参考 37 災害時における相互協力に関する基本協定

参考 39 広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互今協力協定書

第4 自衛隊の災害派遣要請《消防局防災課》

大規模な災害発生により、自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じて、同時に自衛隊に対し派遣要請した旨及び市域に係る被災状況を通知する。

1 情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本市は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供する。

(1) 県危機管理課 電話 082-228-2111（内線 2783～2786）

082-228-2159、082-511-6720（直通）

(2) 陸上自衛隊第 13 旅団

ア 平日 第 46 普通科連隊 第 2 科 電話 082-822-3101（内線 2501・2506）

不在時（内線 2535・2536・2537；第 3 科）

イ 休日及び夜間 第 46 普通科連隊 部隊当直司令室

電話 082-822-3101（内線 2505）

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に行う。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

(1) 被災状況の把握及び通報

(2) 避難の援助

(3) 遭難者の捜索救助

- (4) 消防活動
- (5) 水防活動
- (6) 救助物資の輸送
- (7) 道路及び水路の確保
- (8) 応急の医療・救護・防疫
- (9) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食・給水・入浴支援
- (11) 通信支援
- (12) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (13) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。

なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

様式3-25-1 災害派遣要請依頼書

知 事 様	年 月 日
	市 長 名
<p>自衛隊の災害派遣要請依頼について</p> <p>下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由</p> <p>2 派遣を希望する期間</p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）</p> <p>4 その他参考となるべき事項 作業用資材・宿営施設の準備状況</p>	

5 県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合にあつて、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりである。

- (1) 陸上自衛隊第13旅団長
 陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
 第3部（防衛班） 電話 082-822-3101 内線2410
 （夜間・土日・祝日等） 内線2440（当直幕僚）
- (2) 海上自衛隊呉地方総監
 海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
 オペレーション 電話 0823-22-5511 内線2222、2823（当直）
- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

7 自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣要請をした市長は、次の点に十分留意して、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 本市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供
- ウ 派遣部隊到着後速やかな作業開始ができるよう計画の立案及び資機材等の準備
- エ 現場責任者の指名及び配置
- オ 必要に応じた派遣部隊の宿営適地及び駐車場等の準備（平常時からの宿営候補地の検討を含む。なお、県は、派遣部隊の集結場所として広島広域公園を指定している。）
- カ 臨時ヘリポートの設定（平常時からの臨時ヘリポート候補地の選定を含む。）
- キ 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(2) 災害派遣部隊到着後

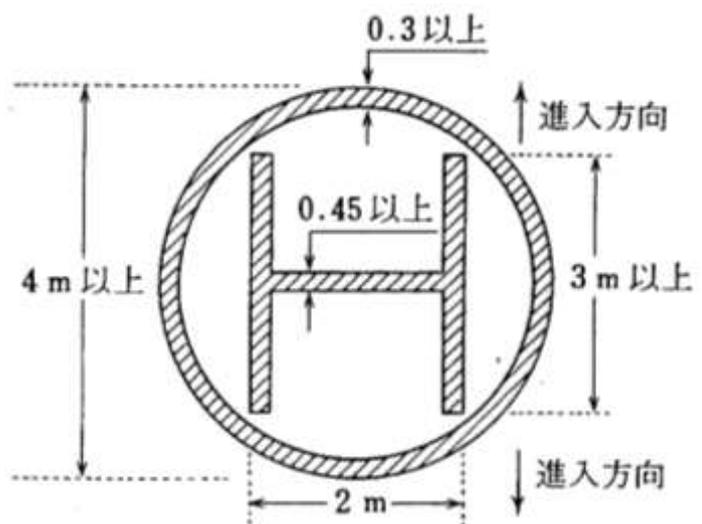
- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ時

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項に留意し、受入態勢に万全を期する。

なお、災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、資料編 3 - 25 - 2 に示すとおりである。

- ア 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- イ 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水をしておくこと。また、積雪時は除雪又はてん圧をしておくこと。
- ウ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにすること。
- エ 臨時ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し又は旗を立てること。これが準備できないときは、ヘリコプターの進入方向を示す発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。
- オ 着陸地には ㊦ の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。



斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色

カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備すること。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、県危機管理課及び施設管理者に連絡を行うこと。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除き、本市の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

9 自衛隊の撤収要請手続

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階にはいった場合には、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

(資料編) 3-25-1 臨時ヘリポート可能箇所の目安

3-25-2 災害時の臨時ヘリポート適地

第5 緊急消防援助隊の出動要請《消防局警防課》

1 出動要請の基準

市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、本市において、震度6強以上の大規模地震が発生した場合、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日消防庁第104号消防庁次長通知）に基づき、発災後直ちに、あらかじめ定められた他都市の緊急消防援助隊が出動する体制となっている。

2 出動要請の方法

- (1) 出動要請は、総務省消防庁の定める「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく様式により県知事に行く。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対して要請する。
- (2) 出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。
 - ア 災害の種別・状況
 - イ 人的・物的被害の状況
 - ウ 道路・交通の被災状況

- エ 応援を必要とする地域
- オ 緊急消防援助隊の進出拠点
- カ 緊急消防援助隊の到着ルート
- キ その他必要な情報

3 受け入れ体制

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配備等を行うため県等に設置される、「消防応援活動調整本部」へ職員を派遣する。
- (2) 市長は、緊急消防援助隊の消防活動に必要な資機材の貸与、燃料補給体制の確保及び野営空地や宿泊施設の準備等、円滑な活動に必要な手配に努める。
- (3) 緊急消防援助隊の第1次集結場所は、「第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請」「2 応援要請の方法(3)」に規定する場所及び消防局航空隊基地とする。
なお、県は進出拠点として広島市立大学を指定している。

第26節 災害ボランティアの受入れ 《市民局市民活動推進課・国際交流課、消防局防災課》

災害時における市内外からの多数の災害ボランティアの受入れ体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的に災害ボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう努める。

災害ボランティア関係機関と相互に協力し、以下の項目についての実施を促進し、自発的支援の申入れに対して適切に対応する。

1 平常時における災害ボランティアの組織化

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を要する職員を把握し、本人の意思に基づいて登録するとともに、資格を有する市民の専門ボランティアやボランティア団体の情報についても、県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

2 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設

- (1) 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。
- (2) 次に該当する場合に、連絡調整会議を開催する。
 - ア 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
 - イ 連絡調整会議の議長が開催の必要があると判断したとき。
- (3) 連絡調整会議の開催場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。
 - ア 広島市社会福祉センター
 - イ 広島市まちづくり市民交流プラザ
 - ウ 広島市役所本庁舎会議室

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

災害発生時において、緊急時の広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

4 受付窓口の設置

災害発生時においては、多くの善意の支援の申入れが殺到することが予想されるため、市（区）災害ボランティア本部（センター）に災害ボランティアの受付窓口を設置し、広

島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動の実施を図る。

5 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資機材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

6 海外からの支援の受入れ

(1) 国等から、海外からの支援の受入れ計画が示された場合には、市災害対策本部で受入れの規模・受入れ体制等を決定する。

(2) 海外からの支援の申し出が直接本市にあった場合には、市民局国際交流課を窓口とし、申し出があったことを外務省に報告し、市災害対策本部で受入れの要否を決定する。

第27節 区の応急対策

第1 活動方針《各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時には、その被害状況等に応じて、区は、応急対策実施の要として「区本部」を設置し、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

第2 活動体制《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 組織・運営

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第3 災害警戒本部」及び「第4 災害対策本部」に定めるところによる。

2 職員の動員

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第5 職員の動員」に基づき、区ごとに作成する動員計画による。

3 分掌事務

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第3 災害警戒本部」及び「第4 災害対策本部」に定めるところによる。

第3 被害情報の収集・連絡《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課》

本章「第3節 情報収集及び連絡」に定めるところによる。

第4 災害広報・広聴《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 広報活動

区災害対策本部は、災害に関する正しい情報を区民に提供し、パニック等の混乱を防止するとともに、区民の生命の安全を確保することを目的として、災害発生後直ちに広報活動を開始し、以後応急対策の進展に伴い、適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たって、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、災害時要援護者への十分な配慮を行う。

(1) 広報窓口の設置

災害広報に当たっては、広報窓口を設置して行う。

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に設置し、広報班の統制の

下、各局等及び各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

(2) 広報事項

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 気象・災害に関する情報
- (イ) パニック防止の呼びかけ
- (ウ) 避難の勧告・指示
- (エ) 出火防止の呼びかけ
- (オ) 消火、人命救助の協力呼びかけ
- (カ) 区内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
- (キ) 区の応急対策実施状況
- (ク) その他必要な事項

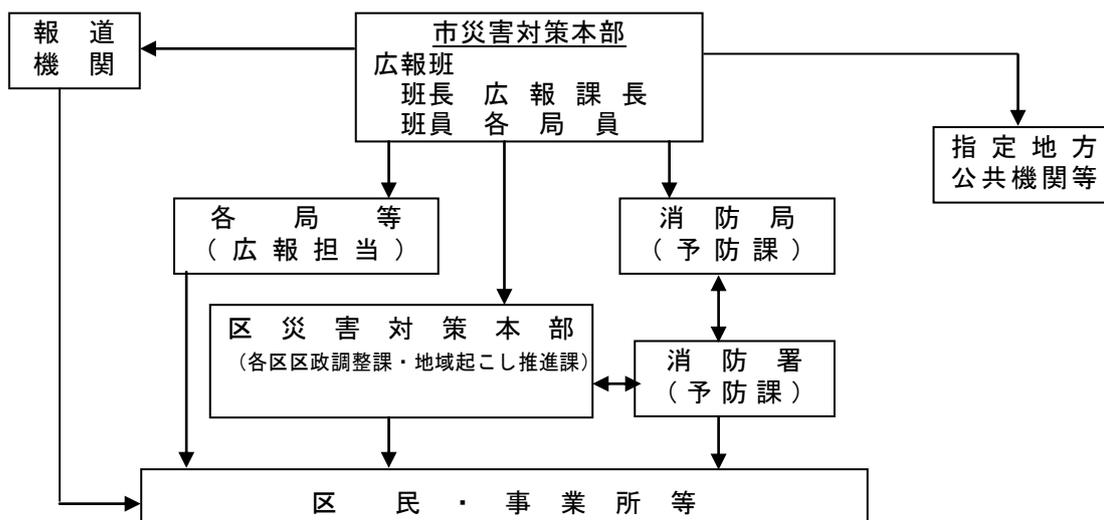
イ 災害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 気象・災害に関する情報
- (イ) 被害状況及び応急対策実施状況
- (ウ) 安心情報
- (エ) 生活関連情報
 - a 電気・ガス・水道
 - b 食料・生活必需品の供給状況
- (オ) 通信施設の復旧状況
- (カ) 道路交通状況
- (キ) 交通機関の運行状況
- (ク) 医療機関の活動状況
- (ケ) ボランティアの活動状況
- (コ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) その他必要な事項

ウ 救援期の広報

- (ア) 避難場所の状況
- (イ) 生活援護情報
 - a 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
 - b 市税の減免等
- (ウ) 企業援護情報
- (エ) 義援金等の支給手続き
- (オ) 公共施設復旧状況
- (カ) り災証明の発行手続き
- (キ) 応急対策実施状況及び今後の見通し
- (ク) 死者・行方不明者の状況
- (ケ) 仮設住宅の設置及び申込手続き
- (コ) その他必要な事項

(3) 広報事項の伝達系統



(4) 広報の方法

ア テレビ・ラジオの利用

区災害対策本部長は、区域内の広範囲に広報する必要がある場合、又はテレビ・ラジオの利用により、その効果が絶大と認められる場合は、市災害対策本部長へ放送の依頼を要請する。

イ 既存の無線放送の利用

既存の無線放送の有効な活用を図る。

ウ 広報車の利用

- (ア) 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。
- (イ) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じてチラシ等の配布も行う。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

オ チラシ等の配布

区災害対策本部は、市災害対策本部の指示により、又は必要に応じ、安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

(5) 報道機関への情報提供

報道機関から、災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

2 広聴活動

区災害対策本部は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 市民相談窓口の設置

区災害対策本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて市有施設等に設置する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係部局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整をするなど、適切な処理に努める。

第5 避難対策《各区区政調整課・地域起こし推進課》

本章「第5節 避難対策」及び「水防計画第4章 避難対策」に定めるところによる。

第6 応急救助活動

区災害対策本部は、災害による災者に対し、次により応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、本章「第24節 災害救助法の適用等」に定めるところによる。

1 応急救助の実施に関する協議・報告《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、応急救助の実施に際し、救助内容等について市災害対策本部（健康福祉局健康福祉企画課）と協議して救助活動を実施するとともに、実施状況・被害状況について報告する。

2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務

(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 調達に関すること。

原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）が行うが、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長が健康福祉局長と協議のうえ行う。

また、衣食等生活必需品供給のための集積場所等については、健康福祉局長・経済観光局長と協議して決めるほか、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行う。

イ 食品の供給に関すること。

(ア) 配給の対象者

- a 避難場所に避難した者
- b 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- c 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- d その他区災害対策本部長が必要と認める者

(イ) 配給基準

1日1人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

ウ 生活必需品の供給に関すること。

(ア) 配給の対象者

- a 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者
- b 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者
- c 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(イ) 被服、寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品目	内容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事用具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食器	コップ、皿、箸等
日用品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

(ウ) 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、

現物支給を原則とする。

(2) 医療・救護対策《各区健康長寿課・保健福祉課》

ア 医療救護資機材の調達・輸送

区災害対策本部長は、救護所設置に必要な資機材や救援物資を調達し、搬入を行う。

イ 救護所の設置

区災害対策本部長は、健康福祉局長と協議し、避難場所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、本章「第12節 医療・救護対策」に定めるところによる。

(3) 遺体の処理及び火葬対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 遺体の捜索・安置

区災害対策本部長は、行方不明者等の届出並びに遺体安置の要請があれば受理し、受付簿に記録するとともに、速やかに警察、消防等関係機関の協力を得て捜索活動を行い、早期の収容に努めるとともに、死体調書を作成する。

イ 遺体安置所の開設及び管理

区災害対策本部長は、災害により多数の死者を安置する必要がある場合、公共施設等に遺体安置所を開設するとともに、施設の運営・維持管理を行うため職員を派遣し、適切な措置を講じる。

ウ 遺体の搬送及び火葬

区災害対策本部長は、健康福祉局長に対し、遺体安置所別に火葬に付すべき遺体数の報告を行い、健康福祉局長が作成する遺体搬送計画に基づき、火葬場への搬送の手配を行う。また、身元不明の遺体又は遺体引受人のない遺体については、火葬後は区長が当該遺骨を保管する。

第7 応急復旧活動《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

区災害対策本部長は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第8 緊急輸送《各区建築課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合、応援活動のための人員の輸送、物資の運搬を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり緊急輸送車両の確保等を行う。

1 車両等の確保

(1) 区保有車両の確保

区災害対策本部長は、事前に区が保有する車両台数を把握し、市災害対策本部へ実数報告を行うとともに、一定数の車両を待機させる。

(2) 民間車両の活用

区災害対策本部長は、現有車両台数では人員の輸送、物資の運搬が困難と認められる場合は、市災害対策本部へあつせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

2 車両等の配車及び緊急通行車両の表示手続き

区災害対策本部長は、調達車両の適切な配車を実施するため、車両等の用途別配車計画を作成するほか、県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請し、緊急通行車両に掲示する。

第9 応援要請《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合において、応急対策あるいは応急措置を実施するために必要があると認めるときは、市災害対策本部長に応援の要請を行う。

1 職員の応援要請

- (1) 区災害対策本部長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、市災害対策本部長へ職員の応援を要請する。
- (2) 応援職員は、区災害対策本部長の指揮を受けてその指示に従う。

2 他の地方公共団体等及び自衛隊に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、他の地方公共団体等及び自衛隊の応援の要請を依頼する。

3 防災関係団体等に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、防災関係団体等の応援の要請を依頼する。

4 応援隊の受入れ

区災害対策本部長は、応援隊の受入れにあたっては、応援隊の市内進入路、集結地点及び救援物資の受取り場所等を選定し、適切に誘導を行う。

第10 区応急対策実施計画の策定《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、災害時における区災害対策本部の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、本計画に基づき、区応急対策実施計画を策定し、その充実整備に努める。

第18節 警備対策《県警察本部》

県警察は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生するおそれがある場合には早期に警備体制を確立して、情報の収集に努め、災害発生時には住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした警備活動を実施する。

第1 災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

種別	基準	活動内容
災害警備 情報連絡室	災害が発生するおそれがあるが、差し迫ってはいない場合など、警備実施活動に必要な準備を行う余裕のある場合	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により災害警備対策室又は災害警備対策本部に迅速に移行できる体制とする。
災害警備 対策室	短時間に災害が発生するおそれがある場合など、十分な注意と警戒を必要とする場合	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害警備対策本部に切り替える体制とする。
災害警備 対策本部	災害により既に相当な被害が発生し、又は被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

第2 災害警備活動

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じて所要の部隊編成を行い、概ね次の警備活動を行う。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の把握
- 3 被災者の救出・救助等の措置
- 4 避難路及び緊急交通路の確保
- 5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- 6 行方不明者の捜索及び死体の見分・検視
- 7 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- 8 不法事案の予防及び取締り
- 9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- 10 広報活動
- 11 関係機関の災害救助及び復旧活動に対する協力

第 19 節 住宅等応急対策

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設するとともに、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

第 1 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課》

1 建設の決定

応急仮設住宅の建設は、市災害対策本部長の決定に基づき都市整備局が建設する。

2 建設方法

応急仮設住宅は、災害救助法に準じ建設する。ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が建設する。なお、県知事が直接建設することが困難な場合は、市長がその委任を受けて建設する。

(1) 建設戸数

全壊全焼世帯数の 30% の範囲内とする。ただし、これによりがたいときは、市災害対策本部長の決定に基づき、必要な戸数を建設する。

(2) 建設基準

ア 構造及び規模

軽量鉄骨プレハブ造・連戸式

1 戸当たり規模 29.7 m² (9 坪) を基準とする。

イ 住宅の概要

間取り 4.5 + 6 帖 (タタミ数)、押入、台所 (流し取付)、便所、ユニットバス (UB)

基礎 柱下コンクリートブロック据付又は木杭打

屋根 鉄板葺、下地木製パネル

外壁 鉄板張、下地木製パネル

建具 木製建具 (内部)、アルミサッシ (外部)

内部 床：和室…タタミ敷、台所…ベニヤ板張り 12m/m + ビニールシート張り
壁：ベニヤ板、一部フレキシブルボード張り

界壁：石膏ボード 12.5m/m (両面張) + ベニヤ板、グラスウール

天井：ベニヤ板張り、一部フレキシブルボード張り

電灯 和室 2 灯、台所・便所・UB 各 1 灯、計 5 灯

その他 コンセント 9 か所、換気扇 3 か所、
テレビ端子・電話引き込み口各 1 か所

給水 共同水栓… 4 戸当たり 1 か所

設備 給排水：台所、便所、UB、屋外洗濯機置場

給湯：台所、UB (給湯器 1 台)

ガス：台所 (二口ガスコック 1 個、ガスコンロ 1 台)

衛生器具：洋風大便器・洗面器各 1 か所

冷暖房：ルームエアコン和室 1 か所

ウ 工事費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(3) 着工時期

原則として災害発生の日から 20 日以内とする。

3 建設予定地

- (1) 応急仮設住宅は、あらかじめ把握している建設可能用地の中の適地（公園その他公有地）に建設する。ただし、これによりがたい場合には、市災害対策本部長が決定した用地とする。
- (2) 建設予定地は、応急仮設住宅の建築面積の2倍程度とし、当該予定地については、財政局（管財課）及び都市整備局が協議して選定する。

4 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、応急仮設住宅の管理を行う。

(1) 供与の期間

供与の期間は、災害救助法の定める2年以内で、必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合には、市災害対策本部長が決定した期間とする。

(2) 入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、住宅の必要度の高い順に、抽選その他の方法により入居者を決定する。

第2 一時的な収容施設の供与《都市整備局住宅政策課》

市長は、市営住宅の空家を、応急仮設住宅の供与対象者に一時的な収容施設として可能な限り供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設を、一時的な収容施設として可能な限り提供するよう協力要請する。

第3 住宅の応急修理《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法が適用された場合には、市長は県知事の委任を受けて、県知事の定める基準に基づき、その他の場合には、これに準じて住家の応急修理を行う。

1 対象住宅の調査及び決定

対象住宅の調査及び決定については、県知事の定める危険住宅判定調査・修理対象基準により決定する。

2 応急修理戸数等

(1) 戸数

災害救助法が適用された場合には、県知事が決定した配分戸数とし、その他の場合には、市災害対策本部長が必要と決定した戸数とする。

(2) 修理費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(3) 実施期間

災害発生の日から1か月以内とする。

第4 被災建築物に関する指導・相談《都市整備局建築指導課、各区建築課》

被災建築物の復旧等に関する技術的指導及び融資に関する相談を行うため、その窓口を市役所本庁及び必要な区役所に設置する。

第5 被災宅地の応急危険度判定《都市整備局宅地開発指導課》

本市は、災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、宅地の危険度判定を実施し、二次災害を防止又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

また、被災状況に応じ必要と認められる場合には、県に対して当該資格職員の派遣等を要請する。

第20節 公共施設等応急対策 《市有建築物管理担当課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が管理又は運営し多数の者が利用する公共施設等における被害を最小限にとどめるための必要な対策を講じる。

第1 応急対策の実施

公共施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき応急対策として概ね次の事項について、あらかじめ計画を作成・習熟のうえ、これに基づき適切に対処する。

- 1 利用者の安全対策
- 2 出火防止措置
- 3 避難誘導
- 4 施設の点検
- 5 被害状況の報告
- 6 二次災害の防止措置
- 7 施設の開閉基準
- 8 その他必要と認める応急対策事項

第2 情報の収集及び連絡

1 情報の伝達等

公共施設等の所管局等は、気象情報等を所管施設に伝達するとともに、施設の特異性や状況に応じて必要な指示を行い、施設の状況把握に努める。

2 被害状況の報告等

公共施設等の管理者は、施設に被害が発生した場合、利用者の安全対策に万全を期すとともに、所管局等へ直ちに状況報告を行う。

公共施設の所管局等は、災害対策本部に報告する。

3 応急復旧

公共施設の管理者は、被災状況を調査し、速やかに応急復旧を図る。

第3 市民への広報等

本市及び公共施設の管理者は、施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の利用者及び市民に対し広報する等必要な措置を講じる。

第4 避難場所としての対応

施設が避難場所となる場合は、区災害対策本部と連携し、避難場所として十分な対応を図る。

第21節 文教対策

災害が発生した場合には、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、文教施設の保全、応急教育の実施等必要な措置を講じる。

また、災害時において、学校や社会教育施設が被災者の避難場所として使用されることとなった場合、学校教育等に支障を及ぼさないよう適切な運用に努める。

第1 文教対策部の設置《教育委員会総務課》

1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に文教対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、文教対策部の設置の必要があると教育長が特に認めたとき。

2 組織編成及び所掌事務

文教対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第2 学校教育における応急対策

1 学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会施設課・各学校》

- (1) 災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育長に報告する。
- (2) 教育長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

2 生徒等の措置と応急教育の実施

《教育委員会施設課・学事課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

(1) 生徒等の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、授業の継続等が困難である場合、学校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校長の判断により、次の措置を講じる。

ア あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

イ 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、気象状況及び通学路の状況について把握し生徒等の安全を図るものとする。

エ 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、不安感の解消に努める。

オ 災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡がとれないなど生徒等の引渡しができない場合は学校において保護するものとする。

(2) 応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき、授業を実施するよう努める。この場合において、市教育委員会は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、市教育委員会はその旨を県教育委員会に届け出る。

また、応急教育の実施に当たっては、生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

ア 校舎の被害が比較的軽微なとき。

各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき

隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行い、生徒等が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教科書の調達等《教育委員会学事課》

災害により教科書をそう失し、又はき損した生徒等に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を特約供給所へ報告し、あつせん又は確保に努める。

4 教職員の確保《教育委員会教職員課》

学校施設の被害が甚大で復旧に長時間を要するため、生徒等を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。

また、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、教育長は、他校の教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。

5 学校給食の措置《教育委員会施設課・健康教育課・教職員課・各学校》

(1) 給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。

(2) 給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症の蔓延防止等保健衛生対策に万全を期する。

なお、給食施設を被災者炊き出し用に使われなくなった場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。

6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力《各高等学校》

高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。

7 授業料等の減免《教育委員会学事課》

市立幼稚園及び市立高等学校の園児・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。

8 生活避難場所としての対策《教育委員会施設課》

(1) 市教育委員会は、生活避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

生活避難場所の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者の快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難場所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第3 社会教育における応急対策

- 1 **利用者への措置等**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》
災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。
- 2 **地域の避難場所となる場合の対策**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》
公民館等社会教育施設の管理者は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- 3 **文化財対策**《市民局文化振興課》
 - (1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。
 - (2) 市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

（資料編） 3-21-1 指定文化財一覧表

第22節 応急公用負担

《消防局防災課・各消防署警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・農林課・建築課・地域整備課》

第1 公用負担命令権限の委任

- 1 災害応急対策のため緊急の必要があるときは、市長又は消防局長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、災害対策基本法第64条又は水防法第28条の規定による権限を行使できる。
- 2 前項の受任者は、次に示す職員とする。

所 属	職 名
消防署	消防署長、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防係長、救助係長、出張所長、副出張所長
区役所	区長、区政調整課長、地域起こし推進課長、維持管理課長、農林課長、建築課長、地域整備課長

第2 公用負担命令の行使

- 1 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、表3-22-1に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに、表3-22-2に示す公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡して行使する。
- 2 受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を市長に報告する。

表 3 - 22 - 1 公用負担命令権限書

公 用 負 担 命 令 権 限 書	
	年度 第 号
所 属
職 名
氏 名
上記の者、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び水防法第 28 条第 1 項の 権限行使を委任したことを証明する。	
広島市長 印	

表 3 - 22 - 2 公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 書	年度 第 号

	年 月 日
..... 殿	
	広島市長 印
	(事務取扱者)

種 別	員 数	負 担 内 容		
		使 用	収 用	処 分

第 23 節 災害時における要援護者への避難支援等 《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい災害時要援護者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

災害時要援護者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、災害時要援護者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の「要援護者」の安否確認や避難支援、状況把握などの災害時要援護者対策を講じる。

1 要援護者の安否確認と要望の把握

(1) 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

ア 区災害対策本部及び消防局は、災害時要援護者のリストを基に、災害時要援護者の避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要援護者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。

区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

ウ 病院や社会福祉施設等要援護者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

(2) 外国人市民の安否・所在に関する情報収集

外国人学校、領事館、外国人コミュニティ支援団体等と連携して、外国人市民の安否・所在に関する情報の収集を行い、区災害対策本部へ情報提供する。

(3) 避難

ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要援護者の避難の介助に努める。

イ 避難支援プランを整備した場合は、当該避難支援プランに基づき、自主防災組織、町内会、民生委員及び社会福祉協議会などの協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって災害時要援護者の避難支援を行う。

ウ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

(4) 避難場所での災害時要援護者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要援護者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に災害時要援護者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した災害時要援護者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要援護者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させる

ように配慮する。

イ 視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。

なお、外国人への避難支援の充実を図るため、避難場所に「外国人避難者対応シート（仮称）」を配備し、外国人への情報提供に活用する。

ウ 避難場所において、障害者や高齢者等要援護者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ 障害の程度や体力又は病状等により、生活避難場所での生活が困難な者については、市災害対策本部及び区災害対策本部の措置により、福祉避難所や社会福祉施設、集会所等環境条件の良い施設へ移動させる。

(5) 要援護者の実態把握

健康福祉局は、要援護者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（2～3日を目処とする。）に避難場所に避難している要援護者及び在宅の要援護者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要援護者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) 外国人市民の相談窓口

広島国際会議場内に開設している「広島市外国人市民の生活相談コーナー」において、生活相談業務等を実施するとともに、広島県が岡山県国際センターに開設している「外国人総合相談窓口」と連携をとりながら、外国人市民の相談等の充実と外国人市民への周知に努める。

2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要援護者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

(1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要援護者又は被災により在宅で十分に介護できない要援護者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

(2) 在宅援護

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

発災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度で訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣する。

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要援護者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

ウ 補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要援護者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

エ ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、必要に応じ、外出時に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する。

オ ボランティアによる援助

社会福祉協議会等と協力して、ボランティアによる在宅支援活動に努める。

第 24 節 災害救助法の適用等 《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるとき、被災した者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

第 1 災害救助法による応急救助

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、本市の全域又は区の地域において、原則として同一原因により、災害救助法施行令第 1 条第 1 項各号に定める次の程度の災害が発生し、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときに適用される。

- (1) 全壊・全焼及び流失等により住家が滅失した世帯（以下「被災世帯」という。）が、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (H22.10 国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	1,173,843 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を 1 世帯とする。なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは 2 世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは 3 世帯をもって、住家の滅失した 1 世帯とみなす。（以下同じ）
中 区	100	130,482	
東 区	100	120,751	
南 区	100	138,190	
西 区	100	186,985	
安佐南区	100	233,733	
安佐北区	100	149,633	
安 芸 区	80	78,789	
佐 伯 区	100	135,280	

- (2) 被災世帯が上記(1)の世帯数に達しないが、被害が県内の相当広範囲な地域にわたり、県内の被災世帯が 2,000 世帯以上に達した場合で、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	摘 要
全 市	75 世帯	
中 区	50	
東 区	50	
南 区	50	
西 区	50	
安 佐 南 区	50	
安 佐 北 区	50	
安 芸 区	40	
佐 伯 区	50	

- (3) 被災世帯が上記(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被災世帯が 9,000 世帯以上に達

した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- (4) 災害が前各号に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 応急救助の実施

災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。

(1) 救助の種類

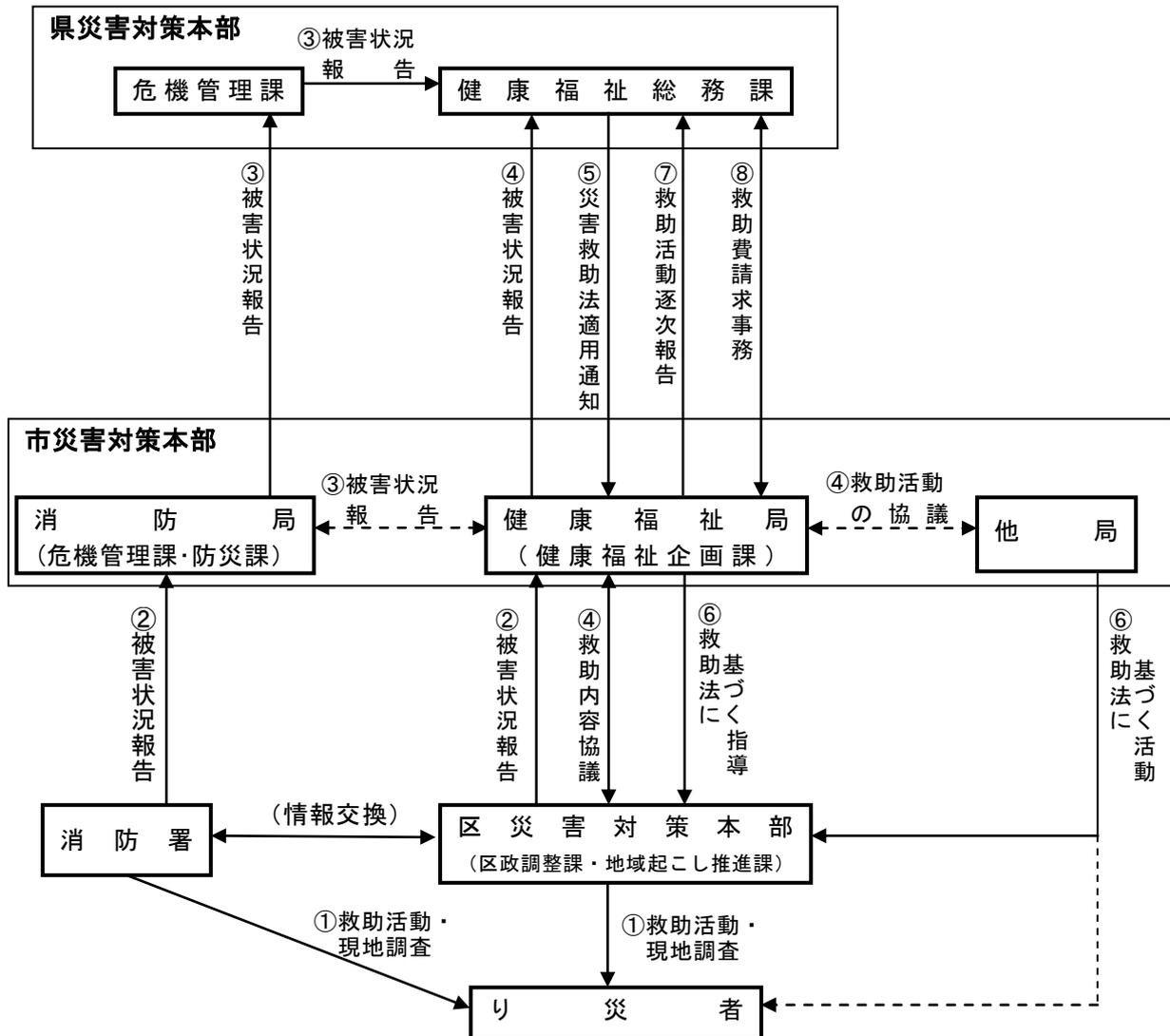
- ア 避難場所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の基準」(資料編 3-24-1) のとおり。

(3) 救助の実施

被害の発生から災害救助法による救助の実施に至るまでの事務を図解すると、次のとおりである。



第2 小規模・中規模災害時の応急救助

1 応急救助の実施及び救助の種類

災害救助法が適用されるに至らない程度の災害の発生に際し、市長は、特に必要があると認めたときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。

- ア 一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

2 災害救助組織の編成方法

災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模・中規模災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。

3 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の基準に準じる。

(資料編) 3-24-1 災害救助法による救助の基準

3-24-2 小規模・中規模災害にかかる応急救援組織の編成要領

第25節 応援要請及び協力要請《各関係課》

災害時における災害応急対策又は災害復旧に当たり、本市の災害対応能力をもって対処し得ない場合には、災害対策基本法や協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関等に応援・協力を要請する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1 協力を要請できる公共的団体等

協力を要請できる公共的団体等は、次のとおりである。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 青年団
- (3) 町内会等住民自治組織
- (4) 自主防災組織
- (5) 社会福祉協議会等社会福祉関係団体
- (6) 財広島市都市整備公社防災部
- (7) 社建設コンサルタンツ協会災害対策中国支部
- (8) 広島市指定上下水道工事業協同組合
- (9) 広島市地域女性団体連絡協議会
- (10) 社広島県バス協会
- (11) 社広島県トラック協会
- (12) 社広島県タクシー協会
- (13) 広島地区旅客船協会
- (14) 広島県石油商業組合
- (15) 広島安全施設業協同組合
- (16) 協同組合広島総合卸センター
- (17) 社日本自動車連盟中国本部
- (18) イオンリテール(株)西日本カンパニー
- (19) マックスバリュ西日本(株)
- (20) 生協ひろしま
- (21) 株イズミ
- (22) 社広島県建設工業協会
- (23) 広島呉地区郵便局長会
- (24) その他

2 協力を求める事項

協力を求める事項は、次のとおりである。

- (1) 救助物資の輸送又は配付に対する協力
- (2) 避難の周知徹底及び避難者への炊出しに対する協力
- (3) 清掃等に対する協力
- (4) 救護活動に対する協力
- (5) その他災害応急対策の実施に対する協力

3 公共的団体等への協力要請手続き

協力要請に当たっては、原則として、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業の種別
- (4) 作業予定時間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所

(7) その他必要事項

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
災害時における応急措置 《水道局配水課》	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考 13
災害時における放送 《消防局予防課》	日本放送協会広島放送局、(株)中国放送、 広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、 (株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 17
災害時における仮設トイレの設置 《環境局業務第二課》	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株) プレコ、エフユーレンタル(株)広島営業 所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョー キ	資料編参考 18
災害時の医療救護活動 《健康福祉局保健医療課》	(社)広島市医師会、(社)安佐医師会、(社)安 芸地区医師会	資料編参考 19
災害応急対策の実施に必要な人員、 資機材等の緊急輸送、被災者の緊急 輸送《道路交通局道路交通企画課、 消防局防災課》	(社)広島県トラック協会、(社)広島県バス 協会、広島地区旅客船協会	資料編参考 20 資料編参考 21 資料編参考 22
応急措置業務に従事する自動車等へ の燃料補給等《消防局防災課》	広島県石油商業組合	資料編参考 23
災害時の公共土木施設等の応急対策 等《道路交通局道路課》	広島安全施設業協同組合	資料編参考 24
災害時における食料、生活必需品の 緊急調達等《経済観光局商業振興課》	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 25
災害時における食料の緊急調達等 《経済観光局農政課》	全国農業協同組合連合会広島県支 部、山崎製パン(株)広島工場、(株)アンデ ルセンサーサービス、広島駅弁当(株)、(株)千 鳥	資料編参考 26
災害時における生鮮食料品の緊急調 達等《経済観光局中央卸売市場》	広島市中央市場連合会、広島市中央卸 売市場東部市場運営協議会、広島市食 肉市場売買参加者組合	資料編参考 27
災害時における遺体安置所の維持管 理等に必要な資材の緊急調達等 《健康福祉局健康福祉企画課》	(社)広島県トラック協会	資料編参考 28
被災車両の撤去等《消防局防災課》	(社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 29
ガス漏れ及びガス爆発事故の防止 《消防局予防課》	広島ガス(株)	資料編 広島市消防計画
災害時における食料・生活必需品の 緊急調達等《経済観光局商業振興課》	イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考 33
	マックスバリュ西日本(株)	資料編参考 34
	生協ひろしま	資料編参考 35
	(株)イズミ	資料編参考 40

福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(財)広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) I G L 学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福) 信々会、(社福) 和楽会、(社福) 広島良城会、(社福) 正仁会、(社福) かつぎ会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 芸南福祉会、(社福) 広島博愛会、(社福) 平和会、(社福) 双樹会	資料編参考 36 資料編参考 38
大規模災害時における応急対策等の協力《消防局防災課》	(社)広島県建設工業協会	資料編参考 41
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《消防局防災課》	広島呉地区郵便局長会	資料編参考 42

第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者（以下「災害協力事業者」という。）への協力要請《各区担当課》

1 協力を求める事項

災害応急対策の実施（台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土のう積み、土砂及び倒木の撤去等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。）

2 応援要請の方法

災害応急対策が必要となったときは、区災害対策本部又は当該災害応急対策を行う担当課は、災害協力事業者のうち、迅速かつ円滑に作業すること及び確実な対応をすることが可能であると認められる事業者に対して、災害応急対策を行うよう要請する。

- (1) 要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請する。電話等で要請した場合においては、その後速やかに要請した旨の文書を交付する。
- (2) 要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は、実施内容を速やかに文書により要請担当課に報告する。

第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》

1 応援要請の基準

市長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- (1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- (3) その他市長が応援要請の必要があると認めた場合

2 応援要請の方法

- (1) 具体的な応援要請については、被害状況の把握ができるかどうか、また、被害状況の把握ができる場合には、応援要請の種類・規模を決定できるかどうかについての判断を行う。

被害状況の把握が全くできないほどの多発的・大規模な被害が生じている場合には、本部長等の事後承諾による応援要請を行うことができる。

- (2) 県及び県内の市町と締結している「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請及び他の特別な協定以外での災害対策基本法第 67 条第 1 項に基づく応援要請については県に対して、中国・四国地区の県庁所在都市と締結している「中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定」に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して、東京都及び各政令指定都市と締結している「20 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して応援要請を行う。

- (3) 応援を要請した都市から派遣された応援部隊が市内の地理に不案内な場合には、各局等において独自に締結している応援協定に基づき集結場所が定まっているものを除き、広島市立大学、広島市総合防災センター、広島港等を応援部隊の第一次集結場所とする。

また、第一次集結場所における本市と応援部隊との連絡は、第一次集結場所の連絡員が行う。

3 応援部隊等の受入体制

- (1) 市長は、他の地方公共団体等への応援要請を行った場合は、応援部隊等の要員や資機材のための宿泊施設・駐車場等について各機関の要請に応じて可能な限り準備・あっ旋を行う。

- (2) 市長は、応援部隊等の要員の受入体制を整えるための一時的な宿泊施設を設置すること等について、旅館業に係る営業許可を免除するなど、宿泊施設の確保に努める。

4 警察の救援部隊の受入れ

県が行う警察の救援部隊の集結場所として、広島県運転免許センターが指定されている。

5 日本郵便株式会社中国支社との相互協力

「災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」又は「災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」に基づき、日本郵便株式会社中国支社と本市は、市域に災害が発生した場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

区分	協力事項
日本郵便株式会社 中国支社	ア 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱事務及び救護対策 イ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請のあった場合の取扱い ウ 業務中に収集した被災者の避難先及び道路等の被害状況などの情報提供 エ 避難場所への臨時郵便差出箱の設置 オ 郵便局ネットワークを活用した広報活動 カ 上記に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

6 国土交通省中国地方整備局との相互協力

「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、国土交通省中国地方整備局と本市は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に掲げる内容の相互協力を行う。

- (1) 被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行う。

- (2) 国土交通省中国地方整備局は、広島市災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めるときは、速やかに当該広島市災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派

遣し、相互に必要な協力体制を整える。

7 西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

(資料編) 参考 6 20 大都市災害時相互応援に関する協定

参考 7 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定

参考 8 災害時の相互応援に関する協定書

参考 9 20 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

参考 10 20 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

参考 11 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

参考 12 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

参考 14 災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 15 災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 30 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

参考 31 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

参考 32 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

参考 37 災害時における相互協力に関する基本協定

参考 39 広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互今協力協定書

第4 自衛隊の災害派遣要請《消防局防災課》

大規模な災害発生により、自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じて、同時に自衛隊に対し派遣要請した旨及び市域に係る被災状況を通知する。

1 情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本市は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供する。

(1) 県危機管理課 電話 082-228-2111（内線 2783～2786）

082-228-2159、082-511-6720（直通）

(2) 陸上自衛隊第 13 旅団

ア 平日 第 46 普通科連隊 第 2 科 電話 082-822-3101（内線 2501・2506）

不在時（内線 2535・2536・2537；第 3 科）

イ 休日及び夜間 第 46 普通科連隊 部隊当直司令室

電話 082-822-3101（内線 2505）

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に行う。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

(1) 被災状況の把握及び通報

(2) 避難の援助

(3) 遭難者の捜索救助

- (4) 消防活動
- (5) 水防活動
- (6) 救助物資の輸送
- (7) 道路及び水路の確保
- (8) 応急の医療・救護・防疫
- (9) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食・給水・入浴支援
- (11) 通信支援
- (12) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (13) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。

なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

様式3-25-1 災害派遣要請依頼書

知 事 様	年 月 日 市 長 名
<p>自衛隊の災害派遣要請依頼について</p> <p>下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由</p> <p>2 派遣を希望する期間</p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）</p> <p>4 その他参考となるべき事項 作業用資材・宿営施設の準備状況</p>	

5 県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合にあつて、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりである。

- (1) 陸上自衛隊第13旅団長
陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部（防衛班） 電話 082-822-3101 内線 2410
(夜間・土日・祝日等) 内線 2440 (当直幕僚)
- (2) 海上自衛隊呉地方総監
海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション 電話 0823-22-5511 内線 2222、2823 (当直)
- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

7 自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣要請をした市長は、次の点に十分留意して、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 本市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供
- ウ 派遣部隊到着後速やかな作業開始ができるよう計画の立案及び資機材等の準備
- エ 現場責任者の指名及び配置
- オ 必要に応じた派遣部隊の宿営適地及び駐車場等の準備（平常時からの宿営候補地の検討を含む。なお、県は、派遣部隊の集結場所として広島広域公園を指定している。）
- カ 臨時ヘリポートの設定（平常時からの臨時ヘリポート候補地の選定を含む。）
- キ 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(2) 災害派遣部隊到着後

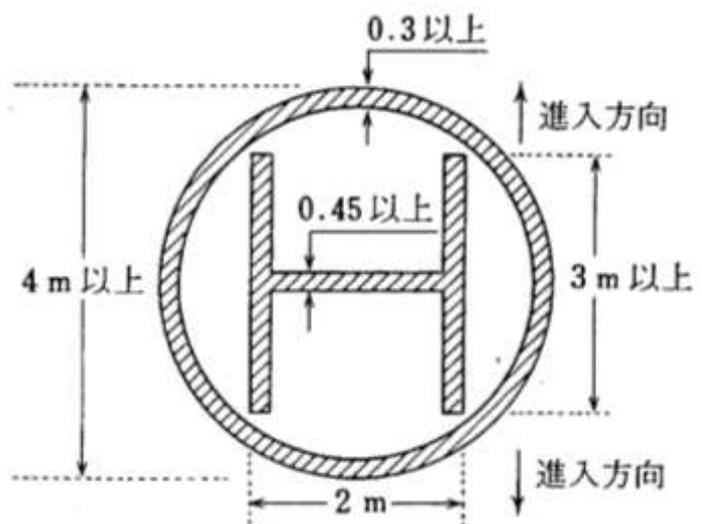
- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ時

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項に留意し、受入態勢に万全を期する。

なお、災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、資料編 3-25-2 に示すとおりである。

- ア 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- イ 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水をしておくこと。また、積雪時は除雪又はてん圧をしておくこと。
- ウ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにすること。
- エ 臨時ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し又は旗を立てること。これが準備できないときは、ヘリコプターの進入方向を示す発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。
- オ 着陸地には ㊦ の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。



斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色

カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備すること。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、県危機管理課及び施設管理者に連絡を行うこと。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除き、本市の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

9 自衛隊の撤収要請手続

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階にはいった場合には、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

(資料編) 3-25-1 臨時ヘリポート可能箇所の目安

3-25-2 災害時の臨時ヘリポート適地

第5 緊急消防援助隊の出動要請《消防局警防課》

1 出動要請の基準

市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、本市において、震度6強以上の大規模地震が発生した場合、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日消防庁第104号消防庁次長通知）に基づき、発災後直ちに、あらかじめ定められた他都市の緊急消防援助隊が出動する体制となっている。

2 出動要請の方法

(1) 出動要請は、総務省消防庁の定める「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく様式により県知事に行く。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対して要請する。

(2) 出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。

- ア 災害の種別・状況
- イ 人的・物的被害の状況
- ウ 道路・交通の被災状況

- エ 応援を必要とする地域
- オ 緊急消防援助隊の進出拠点
- カ 緊急消防援助隊の到着ルート
- キ その他必要な情報

3 受け入れ体制

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配備等を行うため県等に設置される、「消防応援活動調整本部」へ職員を派遣する。
- (2) 市長は、緊急消防援助隊の消防活動に必要な資機材の貸与、燃料補給体制の確保及び野営空地や宿泊施設の準備等、円滑な活動に必要な手配に努める。
- (3) 緊急消防援助隊の第1次集結場所は、「第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請」「2 応援要請の方法(3)」に規定する場所及び消防局航空隊基地とする。
なお、県は進出拠点として広島市立大学を指定している。

第26節 災害ボランティアの受入れ《市民局市民活動推進課・国際交流課、消防局防災課》

災害時における市内外からの多数の災害ボランティアの受入れ体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的に災害ボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう努める。

災害ボランティア関係機関と相互に協力し、以下の項目についての実施を促進し、自発的支援の申入れに対して適切に対応する。

1 平常時における災害ボランティアの組織化

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を要する職員を把握し、本人の意思に基づいて登録するとともに、資格を有する市民の専門ボランティアやボランティア団体の情報についても、県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

2 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設

- (1) 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。
- (2) 次に該当する場合に、連絡調整会議を開催する。
 - ア 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
 - イ 連絡調整会議の議長が開催の必要があると判断したとき。
- (3) 連絡調整会議の開催場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。
 - ア 広島市社会福祉センター
 - イ 広島市まちづくり市民交流プラザ
 - ウ 広島市役所本庁舎会議室

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

災害発生時において、緊急時の広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

4 受付窓口の設置

災害発生時においては、多くの善意の支援の申入れが殺到することが予想されるため、市（区）災害ボランティア本部（センター）に災害ボランティアの受付窓口を設置し、広

島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動の実施を図る。

5 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資機材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

6 海外からの支援の受入れ

(1) 国等から、海外からの支援の受入れ計画が示された場合には、市災害対策本部で受入れの規模・受入れ体制等を決定する。

(2) 海外からの支援の申し出が直接本市にあった場合には、市民局国際交流課を窓口とし、申し出があったことを外務省に報告し、市災害対策本部で受入れの要否を決定する。

第27節 区の応急対策

第1 活動方針《各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時には、その被害状況等に応じて、区は、応急対策実施の要として「区本部」を設置し、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

第2 活動体制《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 組織・運営

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第3 災害警戒本部」及び「第4 災害対策本部」に定めるところによる。

2 職員の動員

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第5 職員の動員」に基づき、区ごとに作成する動員計画による。

3 分掌事務

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第3 災害警戒本部」及び「第4 災害対策本部」に定めるところによる。

第3 被害情報の収集・連絡《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課》

本章「第3節 情報収集及び連絡」に定めるところによる。

第4 災害広報・広聴《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 広報活動

区災害対策本部は、災害に関する正しい情報を区民に提供し、パニック等の混乱を防止するとともに、区民の生命の安全を確保することを目的として、災害発生後直ちに広報活動を開始し、以後応急対策の進展に伴い、適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たって、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、災害時要援護者への十分な配慮を行う。

(1) 広報窓口の設置

災害広報に当たっては、広報窓口を設置して行う。

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に設置し、広報班の統制の

下、各局等及び各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

(2) 広報事項

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 気象・災害に関する情報
- (イ) パニック防止の呼びかけ
- (ウ) 避難の勧告・指示
- (エ) 出火防止の呼びかけ
- (オ) 消火、人命救助の協力呼びかけ
- (カ) 区内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
- (キ) 区の応急対策実施状況
- (ク) その他必要な事項

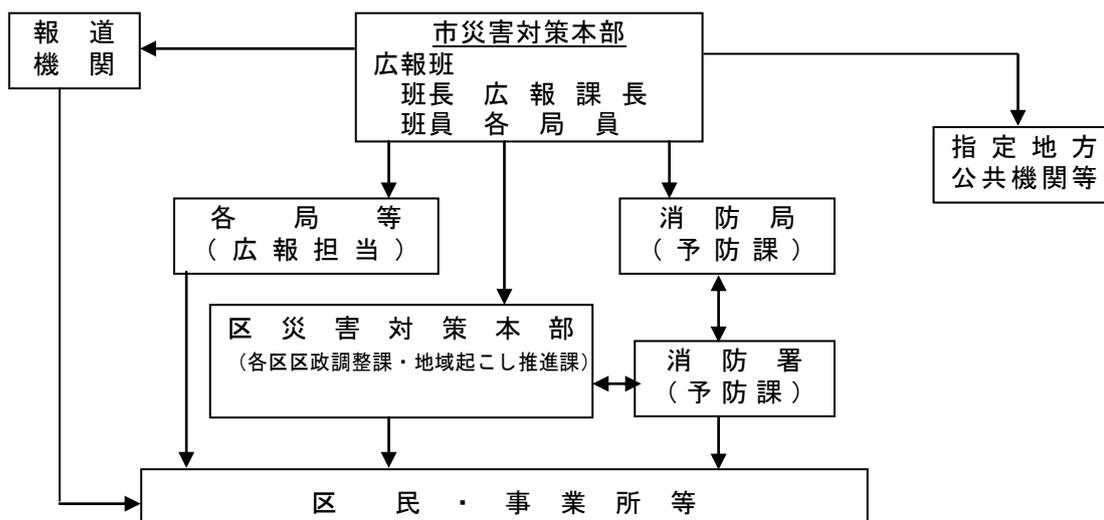
イ 災害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 気象・災害に関する情報
- (イ) 被害状況及び応急対策実施状況
- (ウ) 安心情報
- (エ) 生活関連情報
 - a 電気・ガス・水道
 - b 食料・生活必需品の供給状況
- (オ) 通信施設の復旧状況
- (カ) 道路交通状況
- (キ) 交通機関の運行状況
- (ク) 医療機関の活動状況
- (ケ) ボランティアの活動状況
- (コ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) その他必要な事項

ウ 救援期の広報

- (ア) 避難場所の状況
- (イ) 生活援護情報
 - a 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
 - b 市税の減免等
- (ウ) 企業援護情報
- (エ) 義援金等の支給手続き
- (オ) 公共施設復旧状況
- (カ) り災証明の発行手続き
- (キ) 応急対策実施状況及び今後の見通し
- (ク) 死者・行方不明者の状況
- (ケ) 仮設住宅の設置及び申込手続き
- (コ) その他必要な事項

(3) 広報事項の伝達系統



(4) 広報の方法

ア テレビ・ラジオの利用

区災害対策本部長は、区域内の広範囲に広報する必要がある場合、又はテレビ・ラジオの利用により、その効果が絶大と認められる場合は、市災害対策本部長へ放送の依頼を要請する。

イ 既存の無線放送の利用

既存の無線放送の有効な活用を図る。

ウ 広報車の利用

- (ア) 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。
- (イ) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じてチラシ等の配布も行う。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

オ チラシ等の配布

区災害対策本部は、市災害対策本部の指示により、又は必要に応じ、安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

(5) 報道機関への情報提供

報道機関から、災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

2 広聴活動

区災害対策本部は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 市民相談窓口の設置

区災害対策本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて市有施設等に設置する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係部局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整をするなど、適切な処理に努める。

第5 避難対策《各区区政調整課・地域起こし推進課》

本章「第5節 避難対策」及び「水防計画第4章 避難対策」に定めるところによる。

第6 応急救助活動

区災害対策本部は、災害による災者に対し、次により応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、本章「第24節 災害救助法の適用等」に定めるところによる。

1 応急救助の実施に関する協議・報告《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、応急救助の実施に際し、救助内容等について市災害対策本部（健康福祉局健康福祉企画課）と協議して救助活動を実施するとともに、実施状況・被害状況について報告する。

2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務

(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 調達に関すること。

原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）が行うが、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長が健康福祉局長と協議のうえ行う。

また、衣食等生活必需品供給のための集積場所等については、健康福祉局長・経済観光局長と協議して決めるほか、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行う。

イ 食品の供給に関すること。

(ア) 配給の対象者

- a 避難場所に避難した者
- b 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- c 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- d その他区災害対策本部長が必要と認める者

(イ) 配給基準

1日1人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

ウ 生活必需品の供給に関すること。

(ア) 配給の対象者

- a 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者
- b 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者
- c 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(イ) 被服、寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌 着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事用具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食 器	コップ、皿、箸等
日 用 品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

(ウ) 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、

現物支給を原則とする。

(2) 医療・救護対策《各区健康長寿課・保健福祉課》

ア 医療救護資機材の調達・輸送

区災害対策本部長は、救護所設置に必要な資機材や救援物資を調達し、搬入を行う。

イ 救護所の設置

区災害対策本部長は、健康福祉局長と協議し、避難場所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、本章「第12節 医療・救護対策」に定めるところによる。

(3) 遺体の処理及び火葬対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 遺体の捜索・安置

区災害対策本部長は、行方不明者等の届出並びに遺体安置の要請があれば受理し、受付簿に記録するとともに、速やかに警察、消防等関係機関の協力を得て捜索活動を行い、早期の収容に努めるとともに、死体調書を作成する。

イ 遺体安置所の開設及び管理

区災害対策本部長は、災害により多数の死者を安置する必要がある場合、公共施設等に遺体安置所を開設するとともに、施設の運営・維持管理を行うため職員を派遣し、適切な措置を講じる。

ウ 遺体の搬送及び火葬

区災害対策本部長は、健康福祉局長に対し、遺体安置所別に火葬に付すべき遺体数の報告を行い、健康福祉局長が作成する遺体搬送計画に基づき、火葬場への搬送の手配を行う。また、身元不明の遺体又は遺体引受人のない遺体については、火葬後は区長が当該遺骨を保管する。

第7 応急復旧活動《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

区災害対策本部長は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第8 緊急輸送《各区建築課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合、応援活動のための人員の輸送、物資の運搬を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり緊急輸送車両の確保等を行う。

1 車両等の確保

(1) 区保有車両の確保

区災害対策本部長は、事前に区が保有する車両台数を把握し、市災害対策本部へ実数報告を行うとともに、一定数の車両を待機させる。

(2) 民間車両の活用

区災害対策本部長は、現有車両台数では人員の輸送、物資の運搬が困難と認められる場合は、市災害対策本部へあつせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

2 車両等の配車及び緊急通行車両の表示手続き

区災害対策本部長は、調達車両の適切な配車を実施するため、車両等の用途別配車計画を作成するほか、県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請し、緊急通行車両に掲示する。

第9 応援要請《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合において、応急対策あるいは応急措置を実施するために必要があると認めるときは、市災害対策本部長に応援の要請を行う。

1 職員の応援要請

- (1) 区災害対策本部長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、市災害対策本部長へ職員の応援を要請する。
- (2) 応援職員は、区災害対策本部長の指揮を受けてその指示に従う。

2 他の地方公共団体等及び自衛隊に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、他の地方公共団体等及び自衛隊の応援の要請を依頼する。

3 防災関係団体等に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、防災関係団体等の応援の要請を依頼する。

4 応援隊の受入れ

区災害対策本部長は、応援隊の受入れにあたっては、応援隊の市内進入路、集結地点及び救援物資の受取り場所等を選定し、適切に誘導を行う。

第10 区応急対策実施計画の策定《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、災害時における区災害対策本部の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、本計画に基づき、区応急対策実施計画を策定し、その充実整備に努める。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 目的《消防局防災課》

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることが必要である。

この計画は、災害に対する応急対策を行った後の被災施設の復旧及び被災者の生活又は生業の維持、回復のための資金の確保等について必要な事項を定め、迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを目的とする。

第2節 地域の復旧・復興の方針《消防局防災課》

第1 基本方向の決定

本市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

第2 防災まちづくり

1 基本姿勢

本市は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境の創造を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

これにあたっては、市は、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行う。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 災害に強い都市構造の形成

本市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第3節 生活援護計画

災害により被害を受けた市民に対して生活援護のための措置を講じることにより、市民生活の安定と早期回復を図る。

第1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策《市民局消費生活センター》

本市（市民局）は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のため、次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- 1 価格及び需給動向の監視並びに情報の提供
- 2 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課》

本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

局 等	番号	支 援 策 の 名 称	分類	担 当 課 ・ 係	
企画総務局	1	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	総務課区政係	
財 政 局	2	市税の減免等（市民税、固定資産税等）	①	税制課税制係	
	3	市税証明等の交付手数料の免除	②		
健康福祉局 健康福祉局	4	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係	
	5	被災者生活再建支援補助金	③		
	6	災害援護資金、生活福祉資金貸付制度	②③		
	7	養護老人ホーム入所負担金の減免	②	高齢福祉課福祉係	
	8	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予	②		
	9	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①		
	10	介護保険料の減免	②	介護保険課管理係	
	11	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課認定・給付係	
	12	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課	
	13	障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①		
	14	障害者住宅整備資金償還金の支払猶予	①		
	15	広島市中心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②		
	16	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①	障害自立支援課	
	17	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	②		
	18	補装具費等支給に係る利用者負担額の減免	①		
	19	精神障害者ホームヘルプサービス利用者等負担額の減免	①	精神保健福祉課	
	20	健康相談	—	精神保健福祉センター相談課	
	21	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係	
	22	国民健康保険料の減免	②		
	23	老人保健医療費(75歳以上等)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係	
	24	老人医療費補助(65～69歳の方)の支給要件の緩和	①		
	25	老人医療費補助(65～69歳の方)の一部負担金の減免	②		
	26	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①		
	27	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②		
	28	国民年金保険料の免除	①	保険年金課管理係	
	29	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①		
	こども未来局	30	保育料の減免	②	保育企画課
		31	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	①	こども・家庭支援課家庭支援係
		32	児童福祉施設（保育園を除く）入所者負担金の減免	②	
	33	母子・寡婦福祉資金の貸付制度	②③		
環 境 局	34	被災ごみの処理	①	業務第一課庶務係	
	35	液状一般廃棄物（し尿）処理手数料の減免	①	業務第二課指導係	

経済観光局	36	中小企業特別融資（災害復旧資金）	②	ものづくり支援課
	37	農業災害特別対策資金利子補給	②	農政課
	38	被害漁業者救済資金利子補給	②	水産課
都市整備局	39	応急修繕等に係る建築確認申請の免除	①	建築指導課第二指導係
	40	建築確認申請手数料等の減免	①	
	41	宅地等防災工事資金融資	①	宅地開発指導課指導調整係
	42	宅地造成許可申請手数料の減免	①	
	43	災害復興住宅特別貸付	②	住宅政策課計画係
	44	市営住宅の提供	②	住宅政策課管理係
下水道局	45	下水道使用料の減免	②	管理課使用料係
	46	下水道事業受益者負担金等の徴収猶予	②	計画調整課調整係
	47	水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	②	管理課普及促進係
消防局	48	救急搬送証明書の交付手数料の免除	②	救急課
	49	り災（火災）証明書の交付手数料の免除	②	警防課調査係
	50	り災（火災以外）証明書の交付手数料の免除	②	防災課防災係
	51	ビニールシートの貸与	—	警防課警防企画係
水道局	52	水道料金の減免	②	営業課庶務係
	53	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事各手数料等の免除	②	給水装置課給水装置係
教育委員会	54	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係
	55	市立幼稚園・高等学校授業料減免	②	

【分類の内訳】

- ① 一定の要件を満たせば該当する支援策
- ② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策
- ③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策

第3 被災者等に対する生活相談《各区区政調整課・地域起こし推進課》

各区は、生活援護のための相談窓口を区役所内又は必要に応じて他の公共施設等に設置し、各種の要望・苦情等を聴取するとともに、関係部局及び関係機関に連絡し、必要に応じ調整を行い、適切な処理に努める。

なお、区役所外等に窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

第4 災害弔慰金・見舞金等の支給《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

制度の概要等は次のとおりである。（自然災害の場合）

制 度	適 用 要 件	弔 慰 金	見 舞 金 (品)	
			負 傷 者	住 家 被 害
1 災害弔慰金、災害障害見舞金 (国制度)	①住家が5世帯以上滅失した災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村がある場合 ③上記と同等と認められる災害	災害による死亡者の遺族 生計維持者 500万円 その他 250万円	災害により重度の障害を受けた者 生計維持者 250万円 その他 125万円	制度なし
2 広島市災害弔慰金及び災害見舞金 (市制度)	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象	災害による死亡者の遺族 50万円 ※	1か月以上の加療を要する者 10万円 ※	全壊 30万円 半壊 10万円 床上浸水 5万円

制 度	適 用 要 件	弔 慰 金	見 舞 金 (品)	
			負 傷 者	住 家 被 害
3 広島県災害弔慰金 及び災害見舞金 (県制度)	気象台等の発表する 注意報・警報の発表 に起因する災害等	災害による死亡者の 遺族 50万円 ※	制度なし	全壊 30万円 半壊 10万円
4 日赤災害香華料及 び災害見舞金	暴風、豪雨、洪水、 高潮、地震、津波そ の他異常な自然現象	災害による死亡者の 遺族 2万円 ※	入院2週間以上の 重傷者 1万円 ※	全壊、半壊、床上 浸水 毛布、寝衣、日 用品セット等

(注) ① 住家被害の全壊、半壊は、それぞれ全焼、半焼も含む。

② ※の表示がある項目は、1の法による弔慰金及び見舞金の支給がある場合は除外される。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ・ 住家が5世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内で、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 ・ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害		
災 害 弔 慰 金	災害による死亡者の遺族 〔配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹〕 ※兄弟姉妹については、死亡者と死亡当時同居、 又は生計を同じくしていた者で、死亡者に配偶 者、子、父母、孫、祖父母のいない場合に限る	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災 害 障 害 見 舞 金	災害により、次の障害が残った者 ① 両眼が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に 介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常 に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合におけ る重複障害が、上記と同等以上のもの	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円
支 給	区生活課		
根 拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例		

2 広島市災害弔慰金及び災害見舞金《健康福祉局健康福祉企画課》

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他 異常な自然現象	左記以外の災害	
		単身世帯	複数世帯
災 害 弔 慰 金	災害による死亡者の遺族	50万円	10万円
災 害 見 舞 金	1か月以上の治療を要する者	10万円	3万円
	住家の全壊・全焼・流出世帯	30万円	3万円 4.5万円
	住家の半壊・半焼世帯	10万円	2万円 3万円
	住家の床上浸水世帯	5万円	1万円 1.5万円
支 給	区生活課		
根 拠	広島市災害見舞金等の支給及び応急救助要綱		

※ 上記のうち、災害弔慰金及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

3 広島県災害弔慰金及び災害見舞金

対 象 災 害	広島地方気象台及び大阪管区気象台の発表する注意報及び警報が発表された場合における自然現象に起因して被害が生ずること等	
災 害 弔 慰 金	災害による死亡者の遺族	50 万円
災 害 見 舞 金	住家の全壊・全焼・流出世帯	30 万円
	住家の半壊・半焼世帯	10 万円
支 給	区生活課で市見舞金等の手続きと同時に手続きを行い、県から支給。	
根 拠	広島県災害見舞金等支給要綱	

※ 上記のうち、災害弔慰金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

4 日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象及び日常の火災		
災 害 香 華 料	災害による死亡者の遺族	2 万円	
災 害 見 舞 金	2 週間以上の入院を要する者	1 万円	
災 害 救 援 物 資	住家の全壊・全焼・流出世帯	小災害	①毛布 1 ②バスタオル 1 ③衣 1 ④学用品セット 1 ⑤緊急セット 1 以上 支給の単位は①～④は人、⑤は世帯
		大災害	①毛布 1 ②緊急セット 1 以上
	住家の半壊・半焼・床上浸水世帯	被害の状況を勘案して支給できる。	
支 給	区生活課（日赤広島県支部各地区）		
根 拠	災害による死者・重傷者に対する香華料・見舞金取扱要領 災害救援物資取扱要領		

※ 上記のうち、香華料及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

大災害とは災害救助法適用災害で、小災害はそれ以外の災害である。

第5 被災者生活再建支援金の支給《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

1 被災者生活再建支援金（国制度）

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ① 災害救助法の適用(1号・2号適用のみ)となる災害が発生した市区町村の災害 ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の災害 ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の災害 ④ ①又は②の適用を受ける市区町村を含む都道府県内の市区町村（人口10万人未満に限る。）で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害 ④ ①～③の適用を受ける市区町村に隣接する市区町村(人口10万人未満に限る。)で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害				
対象世帯・支給金額等	支給金額は①、②の合計額 ① 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額 (複数世帯)	100万円	100万円	100万円	50万円
	支給額 (単身世帯)	75万円	75万円	75万円	37万5千円
	② 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）				
	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
	支給額 (複数世帯)	200万円	100万円	50万円	
	支給額 (単身世帯)	150万円	75万円	37万5千円	
受付及び支給	区生活課 〔申請期間 ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内 〕				
根 拠	被災者生活再建支援法				

2 広島市（県）被災者生活再建支援補助金

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ・県内に被災者生活再建支援法が適用される市町村が1以上あり、広島市において法適用がない場合の災害
対象世帯、支給額及び支給要件等	上記国制度に同じ
受付及び支給	上記国制度に同じ
根 拠	広島市（県）被災者生活再建支援補助金交付要綱

第6 貸付制度等《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

1 災害援護資金貸付制度

対 象 災 害	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害	
貸 付 対 象	上記災害により次に掲げる被害を受けた世帯（所得制限有り） ・①療養に要する期間が概ね1か月以上の世帯主の負傷 ・②住居の滅失、③全壊、④半壊又は⑤家財の1/3以上の損害	
貸 付 限 度 額 〔○付き数字は 上記被害程度〕	① ⑤ ④ ③ ②	<p style="text-align: right;">※（ ）は特別の事情がある場合</p>
所 得 制 限	世帯人員 ～ 市町村民税における総所得金額 1人～ 220万円 2人～ 430万円 3人～ 620万円 4人～ 730万円 5人以上は1人増すごとに+30万円	
償 還 期 限 / 据 置 期 間	10年（据置期間を含む。） / 3年（特別の場合5年）	
貸 付 利 子	年3%（据置期間中は無利子） ※利子補給あり（実質無利子）	
受 付	区生活課	
保 証 人	連帯保証人 1人	
申 込 期 間	災害の翌月から3ヶ月以内	
根 拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例	

2 生活福祉資金貸付制度

区 分	災 害 援 護 資 金	住 宅 資 金
対 象 災 害	火災、風水害、地震など	火災、風水害、地震など
貸 付 対 象	低所得世帯（住民税非課税世帯・生活保護需給基準の1.7倍）	低所得世帯、障害者世帯、要介護高齢者世帯
貸 付 限 度 額	150万円（被害の状況に応じ住宅資金との重複貸付で350万円）	150万円（災害時など特別の場合245万円）
据 置 期 間	1年以内（状況に応じ2年以内）	6ヶ月以内（同左2年以内）
償 還 期 限	据置期間経過後7年以内	同左6年以内（特別7年以内）
貸 付 利 子	年3%（据置期間中は無利子） ※利子補給あり（実質無利子）	
受 付	区社会福祉協議会・民生委員（調査書が必要）	
保 証 人	連帯保証人 1人	
申 込 期 間	災害援護資金の申込は、災害の翌月から6ヶ月以内	
根 拠	生活福祉資金貸付制度要綱	

（注）前掲1の制度の対象となる世帯は除く。

3 災害援護資金貸付等利子補給（平成11年6月豪雨災害及び平成13年芸予地震に適用）

支 給 要 件	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付、生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）貸付又は母子・寡婦福祉資金（住宅資金・転宅資金）貸付を受け住宅の補修等を行う者
支 給 額	貸付金支払利子（年3%）相当額

第7 市税の減免等《財政局税制課、各区収納課・課税課》

災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、市民税（県民税を含む。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。

1 市税の減免

(1) 個人の市民税（県民税を含む。）

減免の対象となる者		減免する税額
死亡した者		災害を受けた日の属する年度 (1月1日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度)において同日以後に到来する納期限に係る税額
障害者となった者		(A) の 9 / 10 の額
自己所有の住宅又は家財に損害を受けた者 (控除対象配偶者又は扶養親族を含む)	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の 5/10 以上	前年の合計所得金額が 500 万円以下 " 500 万円を超え 750 万円以下 " 750 万円を超え 1,000 万円以下
	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の 3/10 以上 5/10 未満	" 500 万円以下 " 500 万円を超え 750 万円以下 " 750 万円を超え 1,000 万円以下
		(A) と同じ額
		(A) の 1 / 2 の額
		(A) の 1 / 4 の額
		(A) の 1 / 8 の額

※ 保険金、損害賠償金等によって補てんされるべき金額は含まない。

(2) 固定資産税・都市計画税

減免の対象となる固定資産		減免する税額
土地	被害面積が当該土地の面積の 8 / 10 以上	災害を受けた日の属する年度 (1月2日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度)において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額 (B)
	" 6 / 10 以上 8 / 10 未満	(B) の 8 / 10 の額
	" 4 / 10 以上 6 / 10 未満	(B) の 6 / 10 の額
	" 2 / 10 以上 4 / 10 未満	(B) の 4 / 10 の額
家屋・償却資産	全壊等の場合	(B) と同じ額
	6 / 10 以上の価値を減じた場合	(B) の 8 / 10 の額
	4 / 10 以上 6 / 10 未満の価値を減じた場合	(B) の 6 / 10 の額
	2 / 10 以上 4 / 10 未満の価値を減じた場合	(B) の 4 / 10 の額

(3) 軽自動車税

減免の対象となる軽自動車等	減免する税額
災害により滅失し、又は損壊した軽自動車等で、使用不能となったもの	災害を受けた日の属する年度において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額

(4) 手続き

減免を受けようとする被災者は、納期限前7日までに、減免申請書を区課税課（給与所得に係る特別徴収に係る市民税については財政局市民税課）に提出しなければならない。

2 徴収猶予等

災害のため市税に係る申告書等の書類の提出や市税の納付（納入）を期限までに行うことができない被災者は、期限の延長や徴収猶予が認められる。

申告等の期限の延長を受けようとする者は、区収納課又は課税課（給与所得に係る特別徴収に係る市民税、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税については財政局市民税課）へ、徴収猶予を受けようとする者は、区収納課へ、それぞれ災害がやんだ後、速やかに申請をしなければならない。

第8 住宅復旧融資等

1 広島市災害復興住宅特別貸付要綱による貸付《都市整備局住宅政策課》

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けて、広島市内に自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者に対し、広島市災害復興住宅特別貸付要綱により貸付を行う。

2 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資制度による貸付《都市整備局建築指導課》

災害により住宅が滅失し、又は損傷した場合における住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の貸付が、住宅金融支援機構において行われる。本制度の融資を受けるには、り災地域を管轄する区長（各区地域起こし推進課）が発行するり災証明書が必要となる。

(1) 建設の場合

住宅の構造	建設資金	土地取得資金	整地資金	貸付利率	返済期間	申込場所
耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)	1,460万円	970万円	380万円	2.0%	35年以内	住宅金融支援機構
木造(一般)	1,400万円				25年以内	

(2) 新築住宅購入の場合

住宅の構造	購入資金	土地取得資金	整地資金	貸付利率	返済期間	申込場所
耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)	1,460万円	970万円	-	2.0%	35年以内	住宅金融支援機構
木造(一般)	1,400万円				25年以内	

(3) リ・ユース住宅購入の場合

住宅の構造	購入資金		土地取得資金	整地資金	貸付利率	返済期間	申込場所
	リ・ユース [※] マンション、リ・ユース [※] ス [※] 住宅	左記以外					
耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)	1,460万円	1,160万円	970万円	-	2.0%	25～35年以内 (一戸建て・マンション・住宅の構造等により決定する)	住宅金融支援機構
木造(一般)	-	950万円					

(4) 補修の場合

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金	貸付利率	返済期間	申込場所
耐火構造 準耐火構造 木造	640万円	380万円	380万円	2.0%	20年以内	住宅金融支援機構
	590万円					

※ 利率は、平成22年3月12日現在で、金融情勢によって変更されることがある。

3 災害公営住宅の供与等《都市整備局住宅政策課、住宅整備課》

本市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、市営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、市営住宅の空家を活用する。

さらに、被災者の住宅に対する需要を満たすことができない場合は、関係機関と調整して、本市以外の公営住宅等への特定入居や空家の活用により対応する。

第4節 企業等援護計画

災害により被害を受けた企業等の復旧を促進するための措置を講じることにより、生産力の回復と経営の安定を図る。

第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

災害により被害を受けた農林漁業等の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増強と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫法、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づき融資する。

1 農業関係

平成23年7月1日現在

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設当り300万円(特認600万円)	0.7～1.50%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
	果樹の改植・補植	最低 1件10万円		25年以内	10年以内	
共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%	0.7～1.50%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1件10万円	0.7～1.50%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認年間経費等の12分の3以内)	0.7～0.95%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	個人 200～500万円 (激甚災害の場合250～600万円) 法人 2,000～2,500万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	6年以内 (激甚災害の場合7年以内)	—	農業協同組合
	事業資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合7,500万円)		3年以内	—	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農業災害特別対策資金	県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得に必要な資金	経営資金 個人 200万円 法人 1,000万円	経営資金 3.0% 以内	経営資金 7年以内	経営資金 1年以内	農業協同組合
		施設資金 個人 1,800万円 法人 2億円	施設資金 3.0% 以内	施設資金 7～17年以内	施設資金 2～7年以内	

2 林業関係

平成 24 年 1 月 27 日現在

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	融資を受ける者の負担する額の 80% に相当する額 1施設当たり 300万円 (特認 600万円)	0.55～ 1.30%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	融資を受ける組合等の負担する額の 80% に相当する額	0.55～ 1.30%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	融資を受ける者の負担する額の 80% に相当する額	0.55～ 1.30%	30年以内 (林業経営改善計画による: 40年以内、 森林施業計画による: 50年以内)	20年以内 (林業経営改善計画による: 22年以内、 森林施業計画による: 32年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80% に相当する額	0.55～ 1.30%	15年以内	5年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80% に相当する額	0.55～ 1.30%	20年以内 (林業経営改善計画による: 25年以内)	
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円 特認 年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の 12分の3以内	0.55～ 0.75%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	融資を受ける者の負担する額の 45% に相当する額 (激甚災害の場合 60%) 個人 200万円 (激甚災害の場合 250万円) 法人 2,000万円のどちらか低い額	6.5% 以内で法律の発動度定める	6年以内 (激甚災害の場合 7年以内)	—	森林組合
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金 (県知事の被害認定が必要)		単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)	3年以内	—

3 漁業関係

平成 24 年 1 月 27 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80% に相当する額 1 施設当り 300 万円 (特認 600 万円) (漁船 1,000 万円)	0.55～ 1.30%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80% に相当する額	0.55～ 1.30%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁船資金		漁船の復旧 (原則 20 トン以上の漁船)	融資を受ける者の負担する額の 80% に相当する額 1 隻当り 4 億 5,000 万円	0.55～ 1.15%	12 年以内	2 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80% に相当する額	0.55～ 1.30%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000 万円 (激甚災害の場合 250～5,000 万円) 法人 2,000～5,000 万円	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	6 年以内 (激甚災害適用の場合は 7 年以内)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500 万円 (激甚災害の場合 5,000 万円) 連合会 5,000 万円 (激甚災害の場合 7,500 万円)				
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)		災害等により被害を受けた経営の再建	600 万円 (特認 年間経営費等の 1/2 の 3 以内)	1.15% 以内	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会

第2 中小企業関係の融資《経済観光局ものづくり支援課》

1 株式会社商工組合中央金庫

平成24年4月1日現在

融資対象	使 途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
災害復旧資金 異常な自然現象などにより生じる被害または武力攻撃災害の影響を受けた被災事業者であって、商工中金株主団体及びそのメンバー	○運転資金 ○設備資金 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金	1億 5,000万円 (組合4億 5,000万円)	所定の利率	○運転資金 10年以内 (据置期間 3年以内) ○設備資金 20年以内 (据置期間 3年以内)	商工中金 広島支店、 広島西部支店	

2 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業

平成24年4月1日現在

融資対象	使 途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
災害復旧貸付 別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	○直接貸付 別 枠 1 億 5,000万円 (組 合 4 億 5,000万円) ○代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠 7,500万円 (組 合 2 億 2,500万円)	基準利率 但し、閣議決定により特別利率が適用される場合がある。	10年以内 (据置期間 2年以内)	直接貸付 日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業 代理貸付 代理店	特利適用災害については、市町村長その他の官公署の発行するり災証明を要する。

3 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業

平成24年4月1日現在

融資対象	使 途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
災害貸付 災害により被害を受けた方	災害の復旧に要する運転資金及び設備資金	通常の貸付限度額に 1災害につき 3,000万円を加えた額	各貸付ごとの利率を適用 但し、閣議決定により特別利率が適用される場合がある。	各融資制度の返済期間 以内	直接貸付 日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業 代理貸付 代理店	

4 広島県信用保証協会

平成 24 年 4 月 1 日現在

保証制度名	保証対象	使 途	保証金額の 限 度	保証期間	保証料率	備 考
災害関係特別保証制度	災害救助法が適用された地域または、主務省において指定した地域内に事業所を有し、直接激甚災害を受けた中小企業者、協同組合等	災害からの再建資金	一般保証とは別枠 ○個人・会社 28,000 万円 ○協同組合等 48,000 万円	○運転資金 7 年 ○設備資金 10 年	普通保証・無担保保証 年 0.70% 無担保無保証人保障 年 0.60%	○市町村長のり災証明書が必要 ○申込みは通常の保証申込みと同じ

5 広島市

平成 24 年 4 月 1 日現在

融資対象	使 途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
中小企業特別融資 (災害復旧資金) 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とする方	運転資金及び設備資金 ※設置場所が広島市外である設備についても、これを認める。	運転資金・ 設備資金 7,000 万円 以内	年 1.2%以下	運転資金 7 年以内 (据置期間 1 年以内) 設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内)	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合	市町村長等の発行する「り災証明書」を添付し、保証協会又は金融機関へ申し込む

第 5 節 義援金及び救援物資の受入・配分計画

災害が発生した場合において、市民及び他都市等から寄託された義援金及び救援物資（緊急物資及び民間企業等からの義援物資）を被災者に確実にかつ迅速に配分する。

第 1 義援金の受入の決定

《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・生活課》

- 健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、被災者に対する義援金の必要性を検討し、義援金の受入の適否を決定する。
- 健康福祉局長は、義援金の受入を決定した場合は、災害対策本部が設置されていない場合を除き、企画総務局長へ報告する。
- 受入の決定までの間に、市民（他都市市民及び市民から寄託を受けた自治体を含む。）から義援金の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。
- 受入を行わない場合は、必要に応じ義援金に関する問い合わせ窓口を各区区政調整課（災害対策本部が設置されていない場合は、各区生活課）に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。

第2 義援金の受付及び保管 《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・生活課》

- 1 寄託された義援金は、企画総務局総務課及び区（区政調整課）において受け付けるとともに、寄託者に領収書（義援物資の場合は、受領書）を交付する。
ただし、特定の被災者へ送金するなど条件を付して行われる義援金は受け付けない。
- 2 義援金は、速やかに市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。
- 3 日本赤十字社（所管：健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課）でも義援金の受付を行う場合は、広島市が行う義援金の受付と日本赤十字社が行う義援金の受付のいずれとするかは、申出者の意向を優先する。
- 4 区が義援金を受け付けたときは、寄託者名・金額等を所定様式により、企画総務局へ報告する。
- 5 災害対策本部が設置されていない場合の義援金の受付及び保管については、災害対策本部が設置されている場合に準じて行う。この場合において、「企画総務局総務課」とあるのは「健康福祉局健康福祉企画課」、「区（区政調整課）」とあるのは「区（区生活課）」、「企画総務局」とあるのは「健康福祉局」とする。

第3 救援物資の受入等

《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路交通企画課》

- 1 健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、被災者に対する救援物資の必要性を検討し、救援物資の受入の適否を決定する。
- 2 健康福祉局長は、救援物資の受入を決定した場合は、災害対策本部が設置されていない場合を除き、企画総務局長へ報告する。
- 3 企画総務局は、避難者が必要とする物資を取りまとめ、広島県及び相互応援協定を締結している地方公共団体に連絡する。
- 4 市災害対策本部に、救援物資対策チームを編成するとともに、広島市民球場（マツダスタジアム）防災備蓄倉庫及び集配拠点に担当職員を配置し、下表のとおり業務を行う。

区分	担当部局	主な担当業務	編成時期
救援物資対策チーム	(総括) 健康福祉局健康福祉企画課 (スタッフ) 企画総務局総務課 道路交通局道路交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資受入の統括 ・避難場所ニーズの把握 ・配分計画の決定 ・輸送車両の確保 ・道路等の被害情報、規制情報等の把握 ・救援物資受入に関する広報 ・集配拠点の設置・廃止の決定 ・その他 	市長が必要と認めるとき
広島市民球場（マツダスタジアム）担当	企画総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市民球場（マツダスタジアム）運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・救援物資の払出に係る外部との調整 ・在庫管理 ・集配拠点との連絡調整 ・その他 	

集配拠点担当	企画総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・集配拠点運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・施設管理者との調整 ・広島市民球場（マツダスタジアム）との連絡調整 ・その他 	健康福祉局長が必要と認めるとき
--------	-------	--	-----------------

- 5 健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、救援物資対策チーム等への物流専門家の派遣の必要性を検討し、必要と認めた場合には、広島県にその派遣を要請し、救援物資の配分方法等について助言を受けることとする。
- 6 救援物資のうち、民間企業等からの義援物資の受入については、健康福祉局長が災害の程度、被災地の状況により、その必要性を認めた場合に、物資の品目などを指定して受け入れることとする。ただし、特定の被災者へ搬送するなど条件を付して行われる義援物資は受け入れない。
- 7 発災直後から、救援物資の受入等の状況について、報道機関等を通じて公表する。

第4 義援金及び救援物資の配分 《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路交通企画課》

- 1 義援金の配分に当たっては、健康福祉局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局においてこれを行う。
配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。
- 2 救援物資の配分に当たっては、被災状況等を勘案し、救援物資対策チームが配分方法等を決定し、これに基づき、被災者に対する円滑な配分を行う。
なお、配分方法等を決定するに当たっては、物資の種類に偏りが生じないように努める。

第5 他の市町村が被災した場合の措置 《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

- 1 健康福祉局は、他の市町村が被災した場合、被災地から受入物資及び受入期間等の情報を入手する。
健康福祉局長は、被災地のニーズ、被災地近隣自治体の救援状況により、被災者に対する義援金等の必要性を検討し、義援金等の受入を決定する。この場合において、義援物資の受入の決定に当たっては、事前に被災した市町村の了解を得る。
- 2 受入の決定までの間に、市民から義援金等の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。
- 3 受入を行わない場合は、必要に応じ義援金等に関する問い合わせ窓口を各区生活課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。
- 4 健康福祉局は、義援金等の受付期間及び被災地への送付時期等を報道機関を通じて公表する。
- 5 義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。
- 6 受け付けた義援金等は、適宜、被災地の受入機関に送金又は送付する。

第6節 公共施設災害復旧計画 《各関係課》

1 基本方針

- (1) 本市は、応急対策を実施した後の被災公共施設の復旧にできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
- (2) 公共施設の災害復旧に当たっては、再度災害の原因とならないようにするとともに、

原型復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど、災害対応力の向上に配慮する。

2 復旧計画

- (1) 公共施設の災害復旧に関しては、現存の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工・短期完成を図る。

(2) 公共施設の災害復旧に関する主な法律及び事業は、次のとおりである。

法 律	主 な 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)	公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 (河川、道路、下水道等)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)	農地・農業用施設等災害復旧事業 農業用施設等災害関連事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号)	公立学校施設災害復旧事業
公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)	公営住宅災害復旧事業
水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)	上水道施設災害復旧事業
海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)	海岸保全施設災害復旧事業
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)	道路災害復旧事業
河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	河川災害復旧事業
砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	砂防設備災害復旧事業
地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止施設災害復旧事業
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)	生活保護施設災害復旧事業
児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)	児童福祉施設災害復旧事業
障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号)	障害福祉サービス事業所災害復旧事業
老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)	老人福祉施設災害復旧事業
売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号)	婦人保護施設災害復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	感染症指定医療機関災害復旧事業 感染症予防事業
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年 法律第 150 号)	開拓者施設災害復旧事業 公立社会教育施設災害復旧事業 私立学校施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 湛水排除事業 森林災害復旧事業 公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

第7節 り災証明書の発行《消防局防災課、各区地域起こし推進課》

国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者に対してり災証明書を発行する。

なお、その取扱いについては、り災証明書取扱要領による。

＜り災証明書取扱要領＞

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、震災、風水害その他これらに類する災害によって被災したことの証明(広島市火災調査規程(昭和52年広島市消防局訓令第10号)に定める証明を除く。以下「り災証明」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(り災証明の範囲)

第2条 り災証明は、災害による死傷者、建築物及びその他の物件について、その事実が確認できる場合に限り行うものとする。

(り災証明を行う者等)

第3条 り災証明は、り災場所を管轄する区長が行うものとし、受付窓口を各区の地域起こし推進課に設置する。

2 区長は、被災状況を調査のうえ、り災者台帳(第1号様式)を調製し、保管しておくものとする。

(り災証明の申請)

第4条 り災証明の申請は、り災した本人からり災証明書交付願(第2号様式)を提出させて行うものとする。ただし、死亡等によりやむを得ず本人に申請させることができない場合は、この限りでない。

2 前項のり災証明書交付願は、申請者からこれに代わる書類の提出があった場合は、この様式によらないことができる。

(り災証明書の交付)

第5条 区長は、前条の申請があった場合において、り災者台帳(第1号様式)と照合する等により、被災の事実を確認したときは、り災証明書(第3号様式)を当該申請者に交付するものとする。

2 区長は、り災証明書を交付したときは、り災証明書交付簿(第4号様式)にその旨を記録しておくものとする。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、消防局長が定める。

第1号様式

り 災 者 台 帳

										整理番号 第 号	
①り災日時 年 月 日 午 後 時 分 ごろ											
り災場所 広島市 区 町 丁目 番号								②関係者氏名 生年月日 . .			
り災者の住所											
③ り 災 者		続柄	氏 名	性別	生年月日	④り災状況				その他	
						健在	軽傷	重傷	死亡		
	1	世帯主			. .						
	2				. .						
	3				. .						
	4				. .						
	5				. .						
	6				. .						
	7				. .						
8				. .							
⑤ り 災 建 物	区 分	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家				災 害 種 別	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 震 災 <input type="checkbox"/> 火 災 <input type="checkbox"/> その他				
	程 度	<input type="checkbox"/> 全壊 (流出、埋没、焼失) <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 半壊のうち大規模半壊に該当 <input type="checkbox"/> 床下浸水									
⑥ そ の 他											

調査日時 年 月 日 前 午 後 時 分	⑦ 調査員の職氏名 区(署) 課 係 印
----------------------------	----------------------------

- ①～り災日時が特定できない場合は、関係者の供述に基づき記入する。
- ②～関係者の氏名を記入する。(事業所にあつては、その名称・代表者氏名)
- ③～り災者については、人的被害が発生した場合のみ記入する。
- ④～次の定義に基づき認定し、記入する。
- ア 死者…当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- イ 重傷者…当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
- ウ 軽傷者…当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
- エ 行方不明者…当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。その他の欄に記入する。
- ⑤～次の定義に基づき認定(非住家についても準用する。)し、□欄に✓印を付す。
- ア 住家全壊…住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- イ 住家半壊…住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものとする。
- ウ 大規模半壊…「イ 住家半壊」に該当した住家のうち、損壊部分が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、40%以上50%未満のものについては、被災者生活再建支援制度の「大規模半壊」に該当するため、「半壊」、「大規模半壊」のいずれの□欄にも✓印を付す。
- エ 一部破損…全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のもは除く。
- オ 床上浸水…住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- カ 床下浸水…床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
- ⑥～人、建築物以外の物件について、そのり災状況を記入する。
また、見舞金等の受取人等、事後の事務処理において必要な事項について記入する。
- ⑦～調査を実施しないで、他の調書から転記して調査に代える場合は、その旨を⑥の欄に付記しておくこと。

(参考) 当台帳は、災害見舞金等給付に関するり災者状況調査表を兼ねるものとする。

証明書番号
号

り 災 証 明 書 交 付 願

	年 月 日
区 長 様	
申請者	
住所	
	氏名
	り災世帯主との関係
り災証明書提出先	
り災日時	年 月 日 午 前 時 分 ごろ 後
り災場所	広島市 区 町 丁目 番 号
り災世帯主住所	り災世帯主氏名
り災状況	

証明年月日
年 月 日

受付印

領収書番号

公印

係	係長	課長
---	----	----

太枠欄の中に記入してください。

証明書番号
号

り 災 証 明 書

申請者

住 所

氏 名

り災世帯主
との関係

り災証明書提出先	
----------	--

り災日時
年 月 日 午 前 時 分 ごろ
後

り災場所
広島市 区 町 丁目 番 号

り災世帯主住所	り災世帯主氏名
---------	---------

り災状況	
------	--

上記のとおり相違ないことを認めます。

年 月 日

広島市 区長 印

第4号様式

り 災 証 明 書 交 付 簿

月 日	証明書 番 号	領収書 番 号	申請者の住所 氏 名	り災証明書提出先	摘 要
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					

第5章 公益事業等防災計画

第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所）

中国電力(株)広島営業所・広島電力所・広島北電力所においては、「中国電力防災業務計画」に基づき、電力施設の災害対応及び復旧対策に万全を期する。

1 事業所の現況

中国電力(株)の広島市地域にある事業所は別表1のとおりである。

2 防災組織

(1) 防災組織の編成

本社、営業所及び電力所の業務機関は、担当区域内に非常災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、防災体制を発令する。防災体制には警戒体制と非常体制及び特別非常体制がある。防災体制の発令・解除の基準は別表2のとおりである。

防災体制が発令されると次の表のとおり、本社には状況に応じて各災害対策総本部が、営業所及び電力所には状況に応じて各災害対策本部をそれぞれ編成する。

区 分	本 社	営業所・電力所
警 戒 体 制	災害対策準備総本部	災害対策準備本部
非 常 体 制	災害対策総本部	災害対策本部
特別非常体制	特別災害対策総本部	特別災害対策本部

(2) 各災害対策総本部と各災害対策本部の構成と任務

ア 本社における各本部の組織編成並びに本部長・副本部長の役割は、別表3のとおりである。

イ 営業所・電力所における各災害対策本部の組織編成並びに本部長・副本部長の役割は、別表4のとおりである。

ウ 本社における防災体制下の各班の任務は、別表5のとおりである。

エ 営業所・電力所における防災体制下の各班の任務は、別表6のとおりである。

(3) 防災体制時の動員基準

防災体制時の動員基準は、あらかじめ定めておき、災害の規模・その他の状況により増員を行う。

3 情報連絡体制

情報連絡・報告経路

防災体制下の情報・指令伝達経路は、別表7-1～3のとおりである。

4 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測・予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ・テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図る。

(2) 通信連施設および設備

災害時の情報連絡・指示・報告等のため、必要に応じ諸施設および設備の強化・整備を図る。

5 風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限度にとどめるため、次の対策を講じる。

- (1) 予防広報
 - ・ 断線した電線への接触注意呼び掛け
 - ・ 停電に備えラジオ・懐中電灯等の準備呼び掛け
- (2) 現在設備の被害防止
 - ・ 発・変電所構内及び周辺の臨時巡視
 - ・ 碍子水洗の事前実施
 - ・ 飛散あるいは倒壊による設備被害防止対策実施
 - ・ 窓・扉等開閉部の点検・補修
- (3) 工事中設備の第三者への被害防止
 - ・ 工事中箇所の臨時巡視
 - ・ 工事中設備の飛散・飛来あるいは倒壊による被害防止対策実施
- (4) 復旧資器材の点検・整備
 - ・ 碍子・電線等復旧資材の点検・整備
 - ・ 移動発電機等非常用機器の運転確認
- (5) 長期計画による整備事項
 - ・ 送電線新設ルート決定に際し風の収束する地点の回避
 - ・ 耐塩碍子への取替え推進
 - ・ 電線接近樹木の計画的伐採
 - ・ 耐風強度を持った設備の建設
 - ・ 電線の地中化推進

6 浸水予防対策

高潮等による浸水被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

- (1) 現在設備の被害防止
 - ・ 発・変電所構内及び周辺部の臨時巡視
 - ・ 土のう、排水ポンプ等の点検・整備
 - ・ 漏水が予想される箇所があれば応急修理
- (2) 工事中設備の第三者への被害防止
 - ・ 工事中箇所の臨時巡視
 - ・ 掘削現場（地中埋設管路工事等）の崩壊防止実施
- (3) 復旧資器材の点検・整備
 - ・ 移動発電機等非常用機器の運転確認
- (4) 長期計画による整備事項
 - ・ 防水扉、角落し等浸水対策推進
 - ・ 発・変電所新設時浸水対策の考慮

7 停電応急対策計画

停電の社会的影響の重大さに鑑みライフライン確保を中心に、次の対策を講じる。

- ・ 設備被害に対しては原則として応急の仮復旧工法により早期送電を図る。
- ・ 系統切替・転負荷等停電時の復旧マニュアルを作成する。
- ・ 停電復旧のための支援要請箇所及び連絡方法を整備する。

8 災害広報・広聴計画

災害時のお客さま、報道関係者等に対する停電状況及び復旧状況等の情報周知を迅速・的確に行うとともに、お客さまの要望、苦情、相談等に親切に対応する。

- (1) 広報活動
 - ・ フリーダイヤルによる停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）
 - ・ 広報車両・拡声放送によるお知らせ
 - ・ ラジオ、テレビ、新聞等を活用したタイムリー情報の提供
 - ・ 電話、ポスター、文書等によるお知らせ
- (2) 広聴活動
 - ・ 災害の状況により、営業所等のお客さま対応窓口の拡充を図る。

9 応急復旧活動

- (1) 電力施設の応急復旧

非常災害の防護、復旧の任務は、復旧班が当たるが、対策命令の伝達経路は、社内規程の「組織管理規程」に定める組織系列による。

非常災害が発生した場合は、社内要員は各持場に待機し、応変の活動を行う。また、工事請負者に協力を依頼する。

復旧に際しては、被害の状況、施設の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短時日の復旧に努める。
- (2) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先する。
- (3) 火災発生の場合

火災発生の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。送電を継続することが危険と認められる場合は、送電を停止する等の措置を行う。
- (4) 震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険防止措置を講じる。
- (5) 要員及び資機材の確保
 - ア 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては協会社等及び他の電力会社に応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事車両の駐車場を確保する。
 - イ 復旧資器材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に通融を依頼する。
- (6) 行政機関への協力要請

応急復旧の工事を実施するため必要な用地・資材の緊急確保等については、状況により県知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。
- (7) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣する等連携を緊密にする。

10 広島市との連絡体制

(1) 連絡窓口

区	分	昼 間	夜 間 (休日)
中国電力(株) 広島営業所 (災害対策本部)	設 置 中	支援班 (企画総括課) TEL 545-2106 FAX 545-2127	
	設置されて いない場合	企画総括課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	企画総括課 TEL 090-9507-6815
広島市災害対策本部	設 置 中	災害対策本部/消防局防災課 TEL 546-3490 (消防局庁舎設置時) 又は TEL 504-2595 (市役所本庁舎設置時)	
	設置されて いない場合	消防局防災課 TEL 546-3446	消防局警防課 TEL 546-3456

※停電情報については、中国電力(株)広報環境部門 地域総括担当が専用 FAX により情報提供を行う。

(2) 情報連絡員の派遣

有線の途絶等により広島市 (災害対策本部) から情報連絡員の派遣を要請された場合または中国電力株式会社から派遣すべきと判断した場合に、中国電力株式会社は広島市 (災害対策本部) へ要員派遣を行うものとし、次の任務を行う。

【派遣要員の役割】

- 停電状況・復旧状況等の自治体への情報提供
- 道路等の被災・復旧状況の自治体からの情報収集

別表 1 事業所

名 称	所 在 地
中国電力(株)本社	広島市中区小町 4-33 (082) 241-0211
広島営業所 (中区・南区・西区・東区)	広島市中区竹屋町 2-42 0120-297-510
廿日市営業所 (佐伯区)	廿日市市串戸六丁目 5-12 0120-517-270
広島北営業所 (安佐南区・安佐北区)	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28 0120-516-830
矢野営業所 (安芸区)	広島市安芸区矢野新町二丁目 3-21 0120-525-079
広島電力所	広島市中区竹屋町 2-42 (082) 240-3540
広島北電力所	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30 (082) 810-0200

別表 2

防災体制発令・解除の考え方ならびに発令手順

1. 防災体制発令の考え方

いずれかに該当する場合は、発令するものとする。

区分		発令の考え方
警戒体制	準備 総本部	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合
	事業所 準備本部 (支社を除く)	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	総本部	○ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○ 担当区域に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常 体制	総本部	○ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

(注) 支社対策室は、総本部に準じた発令の考え方とする。

2. 防災体制解除の考え方

区分		解除の考え方
警戒体制	準備 総本部	○ 非常体制が発令されている担当区域の現業機関がなくなり、かつ警戒体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事業所 準備本部 (支社を除く)	○ 応急対応をする必要がなくなり、かつ担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなった場合
非常体制	総本部	○ 特別非常体制が発令されている担当区域の現業機関がなくなり、かつ非常体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○ 担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなり、大規模な応急対応をする必要がなくなった場合
特別非常 体制	総本部	○ 特別非常体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○ 担当区域で新たに甚大な被害が発生する恐れがなくなり、かつ非常に大きい社会的影響がなくなった場合

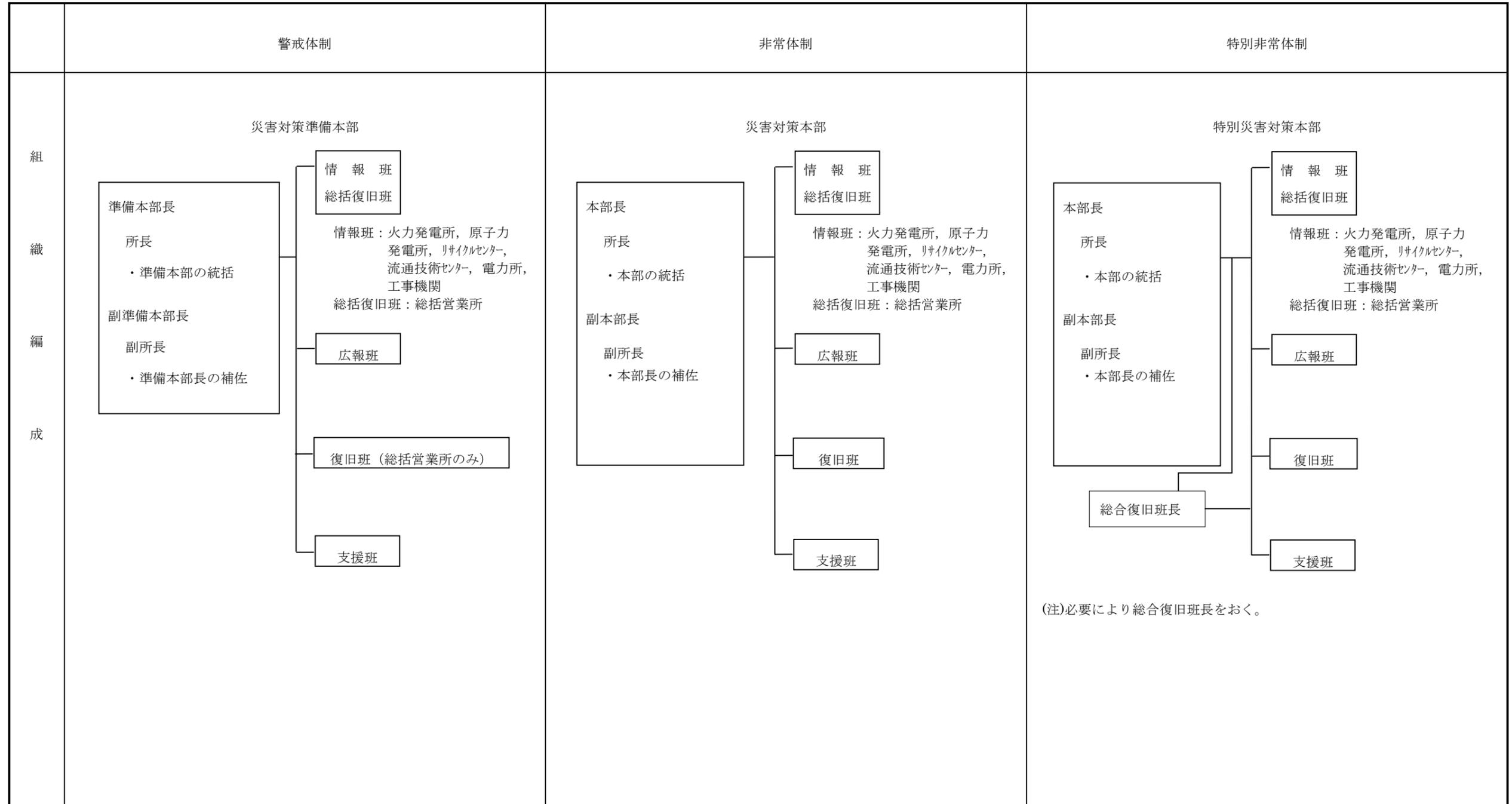
(注) 原則として、特別非常体制を解除した場合は非常体制へ、非常体制を解除した場合は警戒体制へ移行する。

支社対策室は、総本部に準じた解除の考え方とする。

総本部における各体制の組織編成および本部長・副本部長・総合復旧班長・被災従業員支援班長の役割

	警戒体制	非常体制	特別非常体制
組織編成	<p style="text-align: center;">災害対策準備総本部</p> <p>準備総本部長 部長（系統運用） ・準備総本部の統括</p> <p>副準備総本部長 流通事業本部マネージャー ・準備総本部長の補佐</p> <p>情報班 班長：流通事業本部 マネージャー（給電担当）</p> <p>広報班 班長：広報部門 マネージャー（報道担当）</p> <p>復旧班（お客さまサービス本部のみ） 班長：お客さまサービス本部 マネージャー （配線系統技術担当）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門 マネージャー（総務担当）</p>	<p style="text-align: center;">災害対策総本部</p> <p>総本部長 コンプライアンス推進部門長 ・総本部の統括 ・副総本部長の指名 ・総合復旧班長の指名</p> <p>副総本部長 流通事業本部長 お客さまサービス本部長 ・総本部長の補佐</p> <p>情報班 班長：部長（系統運用）</p> <p>広報班 班長：広報部門部長</p> <p>復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長（建築）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門部長 （総務）</p>	<p style="text-align: center;">特別災害対策総本部</p> <p>総本部長 社長 ・総本部の統括 ・副総本部長の指名 ・被災従業員支援班の設置</p> <p>副総本部長 コンプライアンス推進部門長 流通事業本部長 ・総本部長の補佐</p> <p>情報班 班長：部長（系統運用）</p> <p>広報班 班長：広報部門部長</p> <p>復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長（建築）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門部長 （総務）</p> <p>総合復旧班長 お客さまサービス本部長 ・復旧班相互の調整 ・総合的な復旧目標・ 復旧計画の策定</p> <p>被災従業員支援班 ・被災従業員・家族の支援</p> <p>班長：人材活性化部門長 副班長：人材活性化部門部長（労務）</p>
	<p>（注）お客さまサービス本部以外の事業本部・部門も必要により復旧班を設置することがある。 この場合の班の構成等は、非常体制に準ずる。</p>	<p>（注）災害の規模に応じて、総合復旧班長を指名する。 総合復旧班長を指名したときの組織編成は、特別非常体制に準ずる。</p>	<p>（注）総合復旧班長は、必要により事務局員を指名する。</p>

事業所（支社を除く）における各体制の組織編成および本部長・副本部長の役割



※各班の長は，事業所の長が指名するものとする。

総本部における防災体制下の各班の任務

各 班 の 任 務						
	情 報 班	広 報 班	復 旧 班	支 援 班	総合復旧班長事務局	被災従業員支援班
情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報, 停電状況, 事故状況, 設備被害, 復旧状況, 復旧目標等の集約・連絡・報告 ・ 各班情報の総合とりまとめ ・ 原子力安全・保安院, 内閣府, 中国経済産業局, 中国地方整備局, 電力系統利用協議会との対応・報告 ・ 本部の運営・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧対応に必要な設備被害・復旧状況の把握および報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧資機材の調達・輸送情報の集約および報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧班, 支援班との連絡・記録 ・ 総合的な復旧目標・復旧計画の策定に関する事務 	
復旧対応			<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧目標・復旧計画の調整 ・ 本部間の復旧資機材, 要員に関する関係事業所本部間の調整 ・ 応急対策, 復旧方法等の技術的指導・助言 ・ 部門間・他電力への復旧要員応援依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧資機材の確保, 輸送手段の確保 ・ 他電力への復旧資機材応援依頼 ・ 官公庁への応援依頼 ・ 建物被害の復旧対応および車両修理手配 ・ 社宅, 寮, 自宅居住者の家屋被害復旧対応 		
お客さま対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま関係対応(電話対応ほか) ・ お客さま対応要員に関する関係事業所本部間の調整 				
報道対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道資料の関係事業所本部間との調整および報道機関への発表, 対応 				
復旧活動支援				<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の設営および運営の支援 ・ 宿舎・食料等対策要員の支援 ◎従業員・応援者の健康管理 ◎従業員と家族間の安否状況連絡 ◎防疫対策 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通網寸断に伴う通勤対策
被災従業員・家族支援				<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅, 寮, 自宅居住者の家屋被害復旧対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員・家族仮住居の手配 ・ 生活物資の緊急配布 ・ 医療支援 (メンタルヘルスを含む) ・ 被災土地・家屋・財産に関する法律相談 ・ その他必要な支援

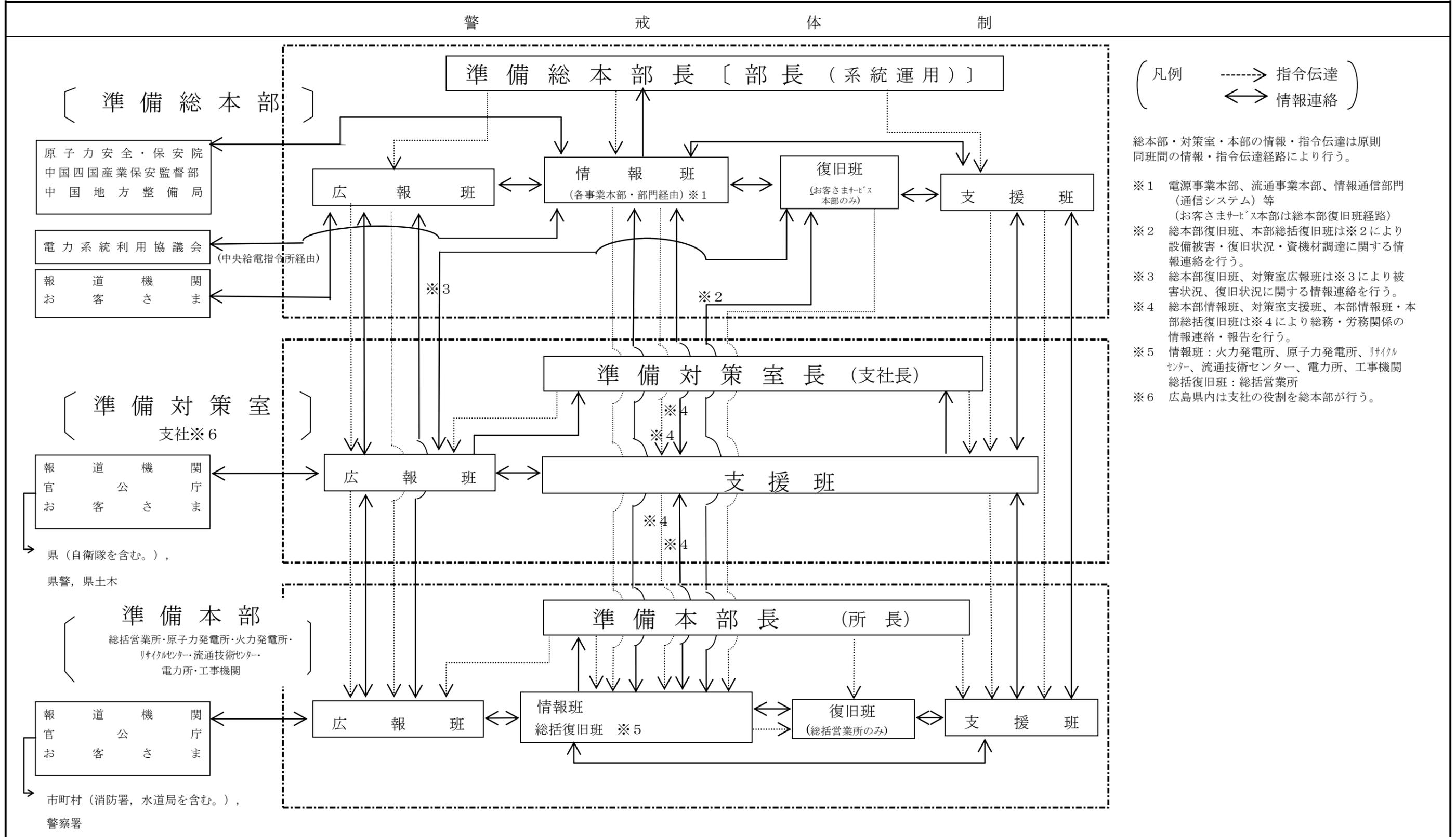
(注)支援班の任務のうち, ◎印については, 被災従業員支援班が設置された場合には任務を引継ぐ。

別表6

事業所（支社を除く）における防災体制下の各班の任務

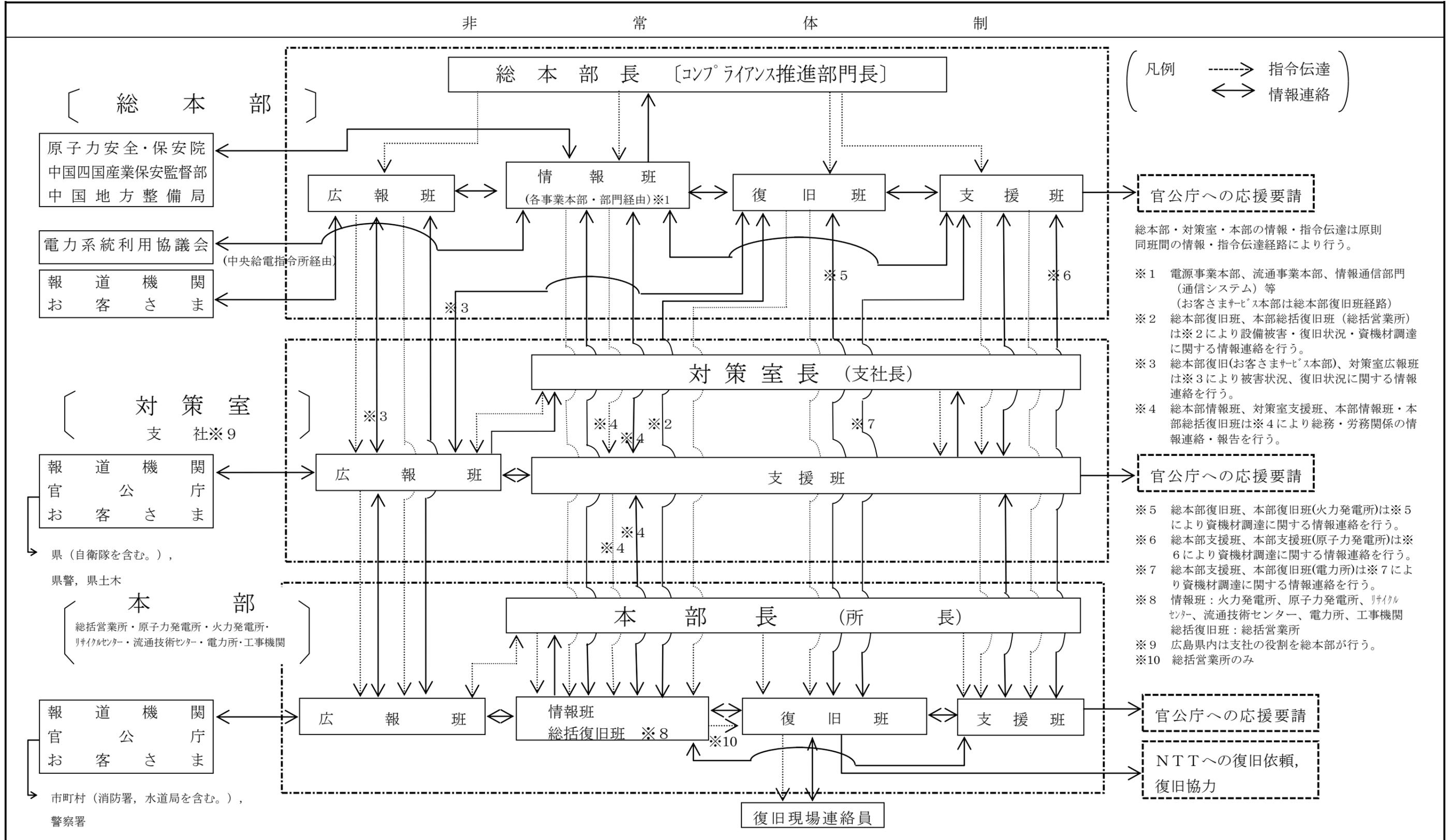
	各班の任務				
	総括復旧班	情報班	広報班	復旧班	支援班
情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> 総括大での気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等の集約・連絡・報告 各班情報の総合とりまとめ 本部の運営・記録 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等の集約・連絡・報告 各班情報の総合とりまとめ 本部の運営・記録 	<ul style="list-style-type: none"> お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 総括営業所は上記に加え以下任務を実施 <ul style="list-style-type: none"> 特別高圧のお客さまの停電状況の集約および報告 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧対応に必要な設備被害・復旧状況の把握および報告 総括営業所は上記に加え以下任務を実施 <ul style="list-style-type: none"> 担当地域の気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等の集約・連絡・報告 	
復旧対応				<ul style="list-style-type: none"> 復旧目標・復旧計画の作成 復旧対応 NTTへの復旧依頼、復旧協力 	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁への応援依頼 建物被害の復旧対応および車両修理手配 社宅、寮、自宅居住者の家屋被害復旧対応
お客さま対応			<ul style="list-style-type: none"> お客さま関係対応(電話対応ほか) 		
報道対応			<ul style="list-style-type: none"> 報道資料の支社広報班との調整 および報道機関への発表、対応 		
復旧活動支援					<ul style="list-style-type: none"> 本部の設営および運営の支援 宿舎・食料等対策要員の支援 従業員・応援者の健康管理 従業員と家族間の安否状況連絡 防疫対策
被災従業員・家族支援					<ul style="list-style-type: none"> 社宅、寮、自宅居住者の家屋被害復旧対応

防災体制下の情報・指令伝達経路 1



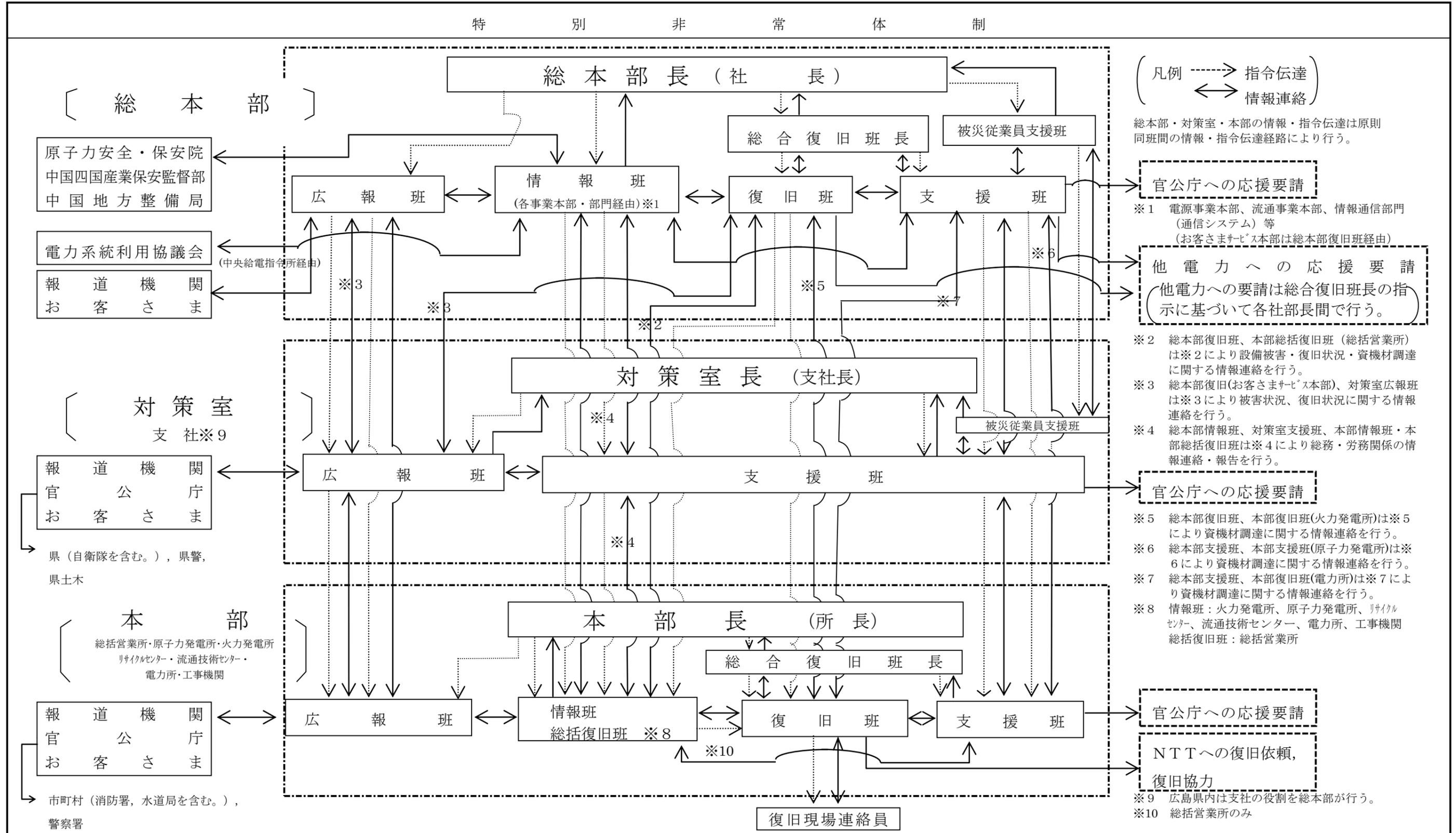
(注) 1. 原子力安全・保安院をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。
 2. 総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は、原則として次による。
 支社…総務担当、総括営業所…配電総括課(当直者)、火力発電所（大崎を除く）…発電課、原子力発電所…発電部、流通技術センター…計画課、電力所…企画課(制御所)、大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所

防災体制下の情報・指令伝達経路2



(注) 1. 原子力安全・保安院をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。
 2. 総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は、原則として次による。
 支社…総務担当、総括営業所…配電総括課(当直者)、火力発電所(大崎を除く)…発電課、原子力発電所…発電部、流通技術センター…計画課、電力所…企画課(制御所)、大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所

防災体制下の情報・指令伝達経路3



(注) 1. 原子力安全・保安院をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。
2. 総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は、原則として次による。

支社…総務担当，総括営業所…配電総括課(当直者)，火力発電所（大崎を除く）…発電課，原子力発電所…発電部，流通技術センター…計画課，電力所…企画課(制御所)，大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる

第2節 ガス施設 (広島ガス株式会社)

災害発生に際し、ガス供給施設を防護し、被害の拡大を防止し、もって市民の安全確保及び被災者に対するガス供給を確保することを目的とする。

1 ガス施設の現況

広島ガスは、広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市及びその周辺の約43万戸のお客さまに対し、導管により都市ガスを供給しており、広島地区お客さま件数は、約35万戸である。

広島地区で使用されるガスは、廿日市工場より天然ガスを供給している。ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の4段方式としており、それぞれの圧力に整圧器を用いて調整されている。

都市ガスの安定供給をめざして、ガス導管の拡充、整備に努めている。

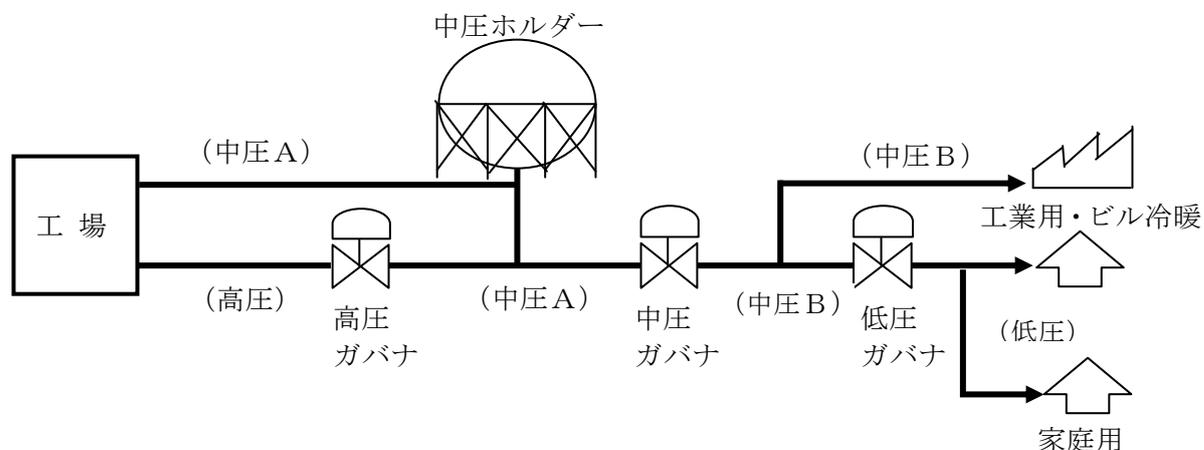
(1) 事務所・事業所等 (広島地区)

名称	所在地 (電話番号)	所管業務
本 社	広島市南区皆実町二丁目 7-1 (082-251-3219)	お客さま対応、供給設備の新設及び維持管理
可部事業所	広島市安佐北区亀山南五丁目 33-1 (090-3176-2795)	お客さま対応、供給設備の維持管理
廿日市工場	廿日市市木材港南 12-20 (0829-32-9802)	都市ガスの製造

(2) ガス導管の延長 (広島地区)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,501
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	265
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	187
高 圧	1.0Mpa 以上	9
合 計		2,962

(3) ガスの供給方式



(4) ガスホルダー設置数

(広島地区)

事業場	型式 (圧力 Mpa/cm ²)	幾何容量 (千 m ³)	所在地
海田	球形 (0.95)	4	安芸郡海田町明神町 2-118
皆実	球形 (0.62)	4	南区皆実町一丁目 10-18
	〃 (0.635)	10	〃
	〃 (0.99)	15	〃
高陽	球形 (0.65)	15	安佐北区亀崎四丁目 24-1
廿日市	球形 (0.95)	15	廿日市市木材港南 12-20

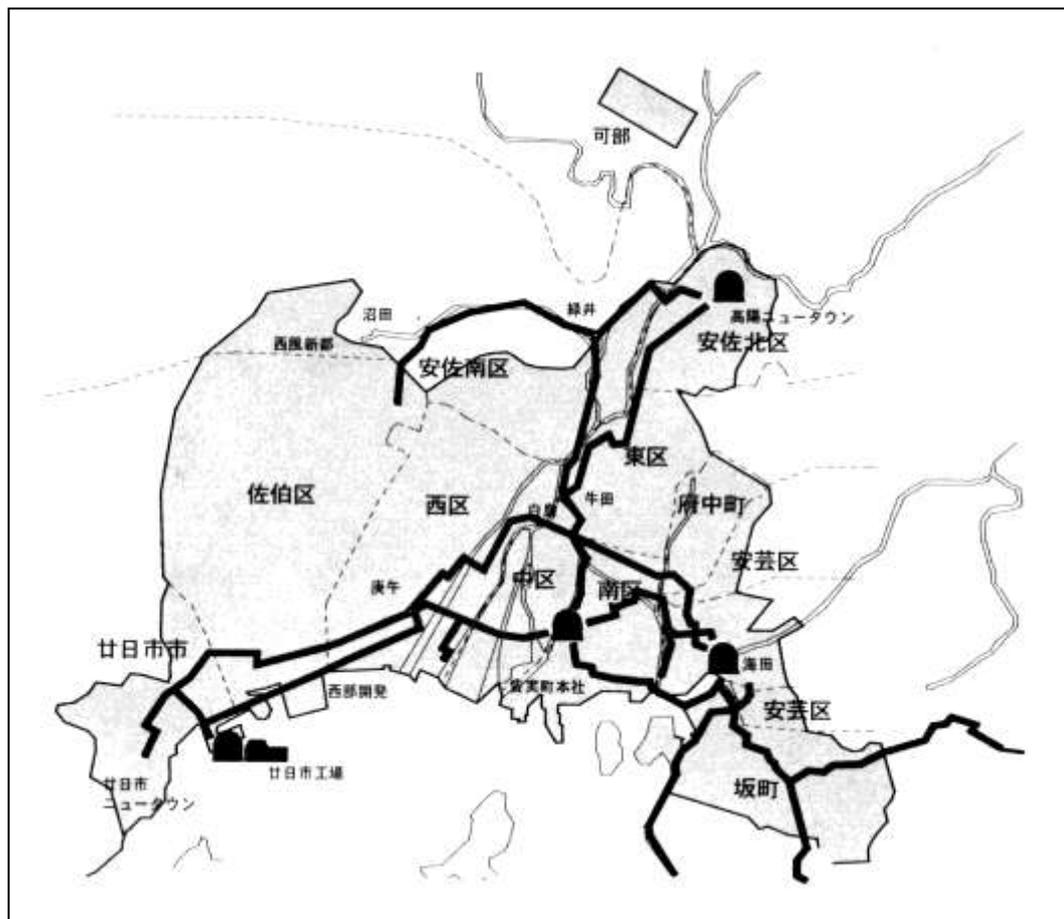
(5) 整圧器設置数

(広島地区)

台数	530 台
箇所数	324 ヶ所

(6) 供給エリア

(広島地区)



2 防災措置

(1) 災害防止のための体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災、その他による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り、迅速な復旧をなす体制を確立するものとする。

災害の発生が予想され又は発生した場合には、災害の程度に応じて速やかに次に掲げる態勢をとるものとし、そのそれぞれの組織及び分担業務は別に定める。

ア 第1非常態勢 被害又は被害予想が軽度又は局部の場合

イ 第2非常態勢 被害又は被害予想が中程度の場合

ウ 第3非常態勢 被害又は被害予想がはなはだしい場合

(2) ガス漏えい及び導管事故等に対する措置

ガス漏えい及び導管事故等の未然防止及びその拡大防止を図るため、お客さま等からのガス漏えい等の通報に対する受付及び連絡を迅速かつ確実に行うものとする。

ガス漏えい及び導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には通報の内容に応じて一般出動、緊急出動又は特別出動により現場に出動し、状況に応じた適切な処理を迅速に講じるものとする。(別表1「事故内容と特別出動体制」参照)

(3) 事故発生時の体制

事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、保安統括者があらかじめ定める事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講じるものとする。(別表2「特別出動体制と役割」参照)

(4) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

3 地震災害への対応

(1) 地震時の考え方

ア 一定震度(震度5弱以上)の地震が発生した場合、社員は速やかに自動出社し、点検あるいは復旧に必要な要員を確保する。

イ ガス設備に被害が発生し、重大な二次災害が予測されるときは、供給停止を行う。ただし、部分的にガスの供給を停止することにより、保安の確保が可能な場合は、バルブを操作する等により導管を遮断することで、これを行う。

ウ ガスの供給停止を行ったときは状況によって中圧導管内残留ガスの大気放散を行う。

(2) 地震発生に対する諸施策

ア 地震計の設置

地震発生時の情報収集のため、地震計を設置している。

イ ブロック化バルブの設置

ガスの供給停止後の早期復旧を図るため、復旧ブロックを前もって設定しブロックバルブを設置している。

ウ ポリエチレン管の敷設

ガス導管の新設及び入替に対し、耐震性を有するポリエチレン管を積極的に敷設している。

エ マイコンメータの設置

震度5弱程度の地震が発生した時に、自動的にガスを遮断する機能を有したマイコンメータを設置している。

オ テレメータ装置による監視

平常時及び地震発生後、供給状態の異常の有無を早期に把握するため、各地区の主要な中央監視制御室にテレメータ装置を設置し、圧力、流量を常時監視している。

カ 無線設備の配備

保安車両に無線設備を配備するとともに、基地局、中継局には非常用自家発電機を設置し、地震等災害による停電時の通信手段を確保している。

(3) 地震発生時の応急措置

ア 地震発生直後、ガスによる二次災害を防止するため、下記の情報を早期に把握するとともに、防災関係機関に通報し、緊急の措置の必要なときは、積極的にガスの供給停止等二次災害の防止に必要な措置を行う。

(ア) 主情報

- ・ テレメータにより収集された供給所、整圧室の流量及び圧力変化の状況
- ・ ラジオ、テレビによる情報
- ・ 県、市災害対策本部からの情報
- ・ 消防、警察からの情報

(イ) 補助情報

- ・ 住民からの情報
- ・ 橋梁、路線巡回のため派遣した調査班からの情報

イ 災害が発生、あるいは発生のおそれがあると判断されるときは、「災害対策本部」を設置し、次の事項を行う。

- ・ 被災情報の収集
- ・ ガス供給停止の要否の判断、停止措置の指示
- ・ 工場の製造量、送出量の調整、停止措置の指示
- ・ ホルダー出入弁の遮断の要否判断及び操作指示
- ・ 工場、整圧器、中圧ラインの放散の要否判断及び操作指示

ウ 広島市災害対策本部との連携

(ア) 災害対策本部を設置し、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は消防局危機管理部）に連絡する。

(イ) 広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区 分		平日・昼間	休日・夜間	備 考
広島ガス(株)	災害対策本部設置前	保安センター TEL 252-3030 〔 導管事業部 供給部 制御指令グループ 〕	TEL 251-3219 〔 宿直 TEL 251-3219 〕	TEL251-3219 はガス漏れ、供給支障専用
	災害対策本部設置後	災害対策本部 TEL 251-2162 TEL 251-2163		災害時優先電話
広島市	災害対策本部設置前	消防局防災課 TEL 546-3446	消防局警防課 TEL 546-3456	災害時優先電話
	災害対策本部設置後	災害対策本部/消防局防災課 TEL 546-3490 (消防局庁舎設置時) 又は TEL 504-2595 (市役所本庁舎設置時)		災害時優先電話

(ウ) 有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

- (エ) 災害対策本部は、次に掲げる事項について随時、市災害対策本部に連絡する。
- ・ 地震によるガス設備の被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）
 - ・ 市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項
 - ・ その他必要と認める事項

(オ) 災害対策本部を解散したときは、広島市災害対策本部（広島市に災害対策本部が設置されていないときは、消防局危機管理部）に連絡する。

(4) 復旧計画

ア 復旧計画の作成

復旧計画の作成には、早期に被害状況を把握する必要があるため、当社の行う被害調査及び行政機関からの被害情報を含めて、被害状況図を作成する。被害状況図をもとに、お客さまの被害の程度及び早期に供給再開可能な導管路線を調査し、復旧順位を決定する。

イ 復旧作業

お客さま、行政機関、他公益事業者との協力を得て、迅速に復旧作業を行う。また、導管の復旧作業中の連絡方法として、移動無線機等を有効活用する。

- ・ 復旧地区のブロック化（ブロックバルブの閉止、導管の切断）
- ・ 需要家メーターガス栓の閉栓
- ・ 復旧ブロック内の漏洩検査
- ・ 本支管、供給管損傷箇所の修理
- ・ 都市ガスの供給再開（需要家ガス供給）
- ・ 内管検査（需要家のガス設備点検、検査）
- ・ 内管損傷箇所の修理
- ・ メーターガス栓の開栓
- ・ ガス器具の燃焼確認

ウ 応援体制

工事関連業者に対しては、震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに自動出社し、責任者は広島ガス㈱導管事業部供給部へ集合するとともに、復旧作業員を確保するよう申し合わせておく。

地震災害によって、お客さまのガスの供給を停止した時、復旧までに長時間を要し、お客さまに大きな影響を及ぼすと判断される場合は、日本ガス協会に対し、必要な救援要請を行い、人員や資機材の確保を行う。

復旧作業時、応援事業者との連絡体制は復旧応援波を活用し、移動無線機による連携を図る。

エ 平常からの準備

地震発生時における広島市公表の震度階分布図、液状化分布図等をもとに、ガス導管の被害想定状況を作成し、復旧規模の算定、応援復旧要員の職能別編成、復旧所要日数の算定を行う。

また、行政が主催する大規模災害を想定した防災訓練に積極的に参画するとともに、関連業者を含めた緊急措置訓練を行う。

別表1 事故内容と特別出動体制

特別出動体制	事故内容				
	中毒・爆発	着火・ガスによる火災	導管の損壊によるガスの噴出	供給支障	その他
第1次	○多数の中毒者 ○地下室の爆発	○低圧本管	○低圧本管	○30～100件	○大規模な火災 ○事故による大規模避難勧告、大規模交通制限、家屋の破壊
第2次	○集合住宅、マンホールの爆発	○中圧管	○中圧管 ○他工事の覆工内の損壊	○101～300件	
第3次	○地下街の爆発		○大規模他工事の覆工内	○301件以上	○第2次で対応できない場合 ○その他大規模な被害のおそれのあるもの

別表2 特別出動体制と役割

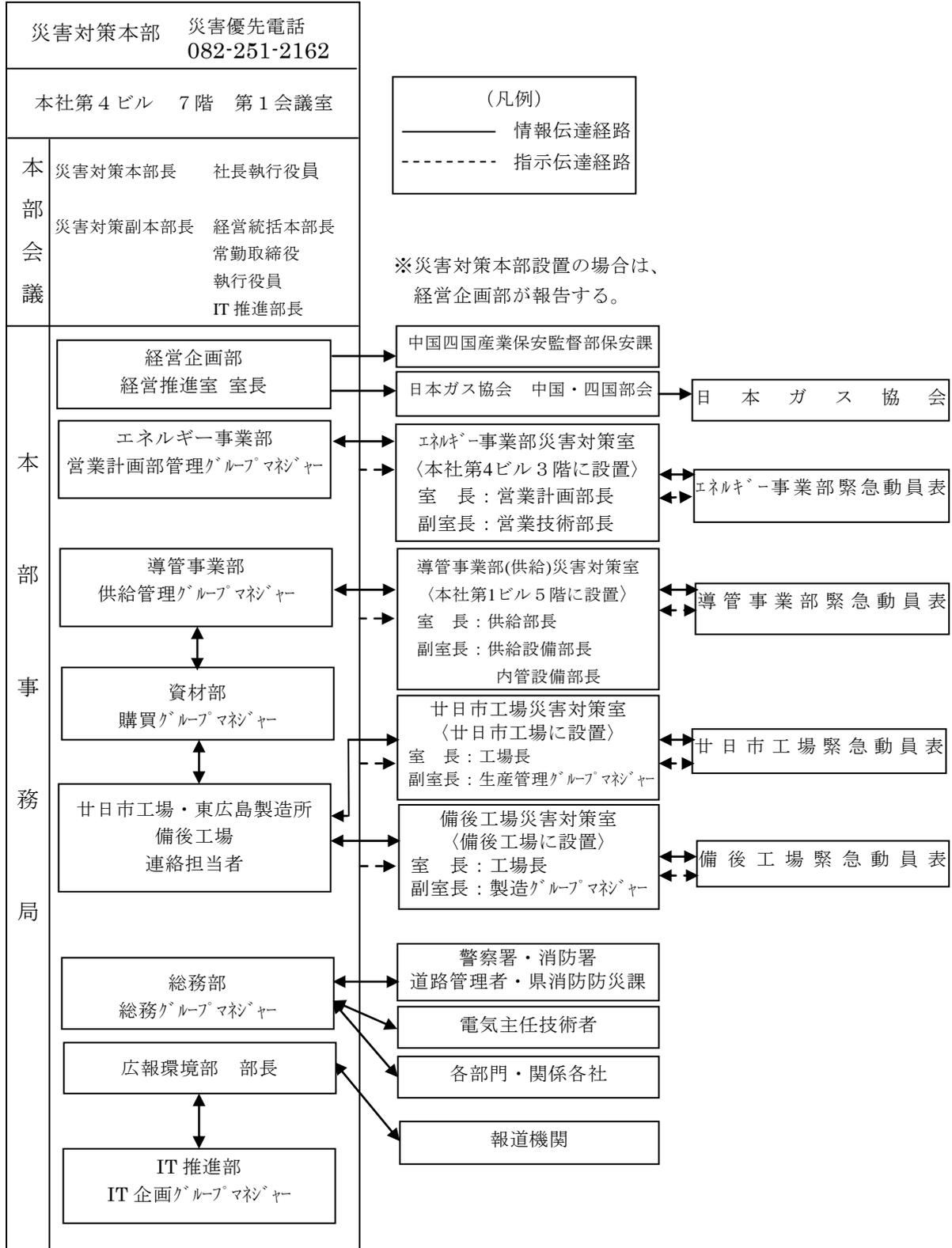
特別出動態勢	体制及び役割
第1次	<p style="text-align: center;">保安主任者 〔担当部長又はマネージャー〕</p> <ul style="list-style-type: none"> — 連絡担当（事業所、消防等との連絡） — 広報担当（報道、広報、情報収集） — 修繕担当（緊急出動、本修理作業） — 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理）
第2次	<p>対策室</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 室長 〔室長 営業計画部長 供給設備部長〕 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 保安統括者 〔保安統括者 供給設備部長 供給部長 営業技術部長〕 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> — 連絡担当（事業所、消防等との連絡） — 広報担当（報道、広報、情報収集） — 修繕担当（緊急出動、本修理作業） — 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理） <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> — 庶務担当（庶務全般） — 被災調査担当（被災状況調査） — 被災対策担当（被災対策） </div> </div>
第3次	<p>対策本部 対策室</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 本部長 社長 副本部長 常務 事務局 常勤取締役 他 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 室長 保安統括者 〔室長 保安統括者〕 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> — 連絡担当（事業所、消防等との連絡） — 広報担当（報道、広報、情報収集） — 修繕担当（緊急出動、本修理作業） — 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理） <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> — 庶務担当（庶務全般） — 被災調査担当（被災状況調査） — 被災対策担当（被災対策） <p>〔第二次編成に同じ〕</p> </div> </div>

（注）必要に応じて事業所間の応援体制等により要員を確保する。

別表3 保安センター（休日夜間における緊急出動体制）

担 当	人 員
保安責任者	1
受付担当者	2
処 理 要 員	8

災害対策本部の組織



第3節 電信電話施設

(西日本電信電話株式会社広島支店、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ中国支社)

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

1 防災組織

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

- ・ 災害対策本部組織 別表1
- ・ 広島市内の事業所 別表2

2 応急対策

(1) 重要通信の確保

ア 通信利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。

- ・ 災害時優先電話指定機関 別表3

※ 通話・緊急通話「102」（非常電報・緊急電報「115」）扱い

(2) 非常通信の確保

ア 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

イ 臨時電話の設置

ウ 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

エ 携帯電話及び衛星携帯電話の貸出し【ドコモ中国支社】

(3) 通信設備の応急復旧

被害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

- ・ 災害対策用機器 別表4

(4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「Web171」の提供

震度6弱以上の地震の発生時及び噴火等の発生により被災地に向けた電話が混み合っかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「Web171」を速やかに運用する。

また、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「Web171」を運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ・ラジオ・防災行政無線等で利用案内を依頼する。

(5) iモード災害用伝言板サービスの運用

震度6弱以上の地震の発生時及びその他の災害等により被災地のドコモ携帯電話に向けた電話が込み合っかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑にするiモード災害用伝言板サービスを速やかに運用する。

また、iモード災害用伝言板サービスを運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を依頼する。

(6) 広報活動

ア 広報車による広報活動を行う。

(イ) 被災地と被災模様

(イ) 復旧のための措置と復旧見込み時期

イ 掲示板等による広報（ホームページによる広報【ドコモ中国支社】）

ウ 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

3 広島市災害対策本部との連携

(1) 広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区 分	昼 間
NTT西日本広島支店	082-505-4800

(2) 有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣の要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

(3) 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは、消防局危機管理部）に連絡する。

(4) 災害対策本部は、次に掲げる事項について随時、広島市災害対策本部に連絡する。

ア 被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）

イ 市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項

ウ その他必要と認める事項

4 情報ネットワークの整備

災害等が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐雪構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 多様な中継交換機を分散設置する。

ウ 大都市において、とう道網（共同溝を含む。）を構築する。

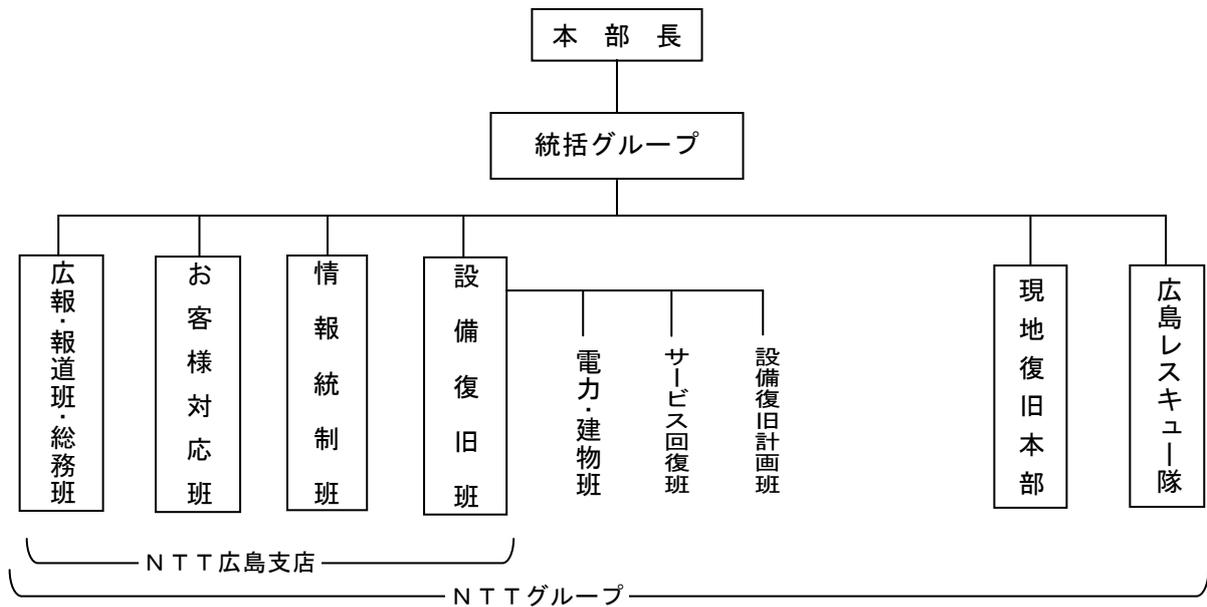
エ 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

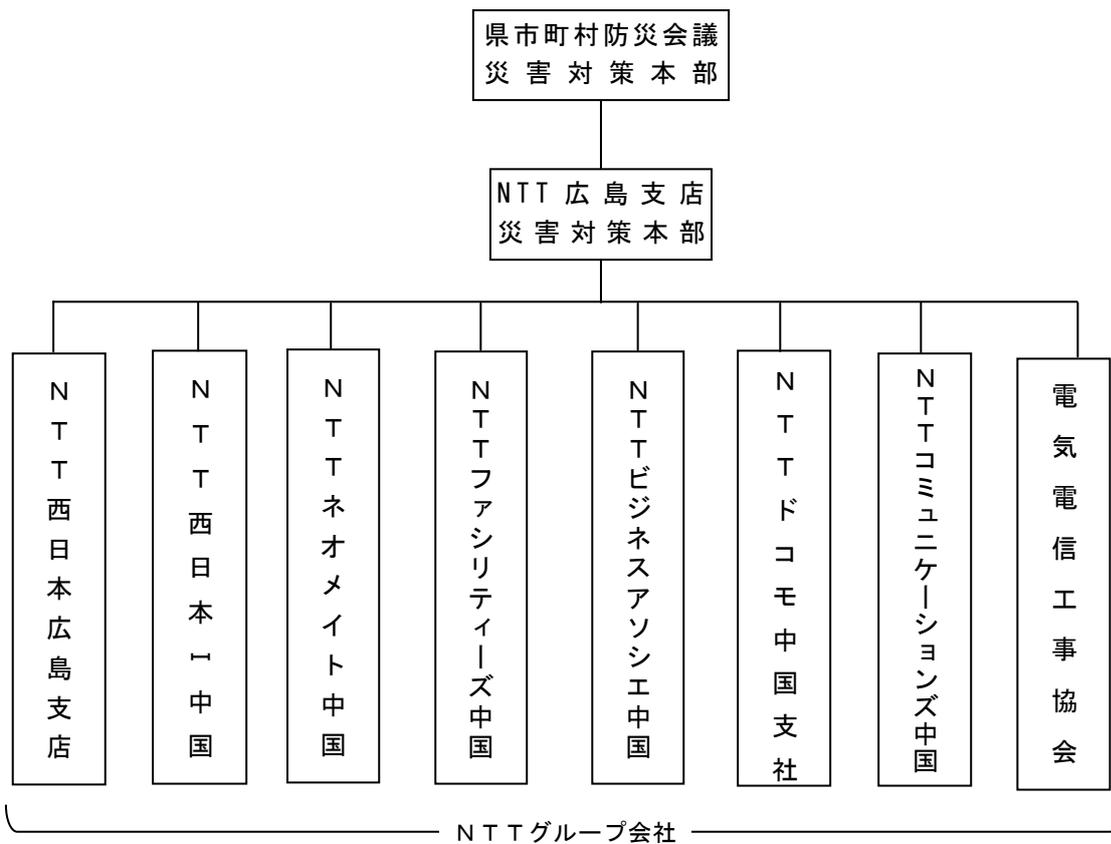
キ 移動体通信設備の高信頼化【ドコモ中国支社】

NTT 広島支店の災害対策本部組織



参考

NTT グループの情報連絡体制



広島市エリアの事業所・電話交換所

区	交換所ビル名	所在地	有・無	緯度・経度
中区	広島支店基町ビル	基町6-77	有人	N:34° 24' 06" E:132° 27' 58"
	白島クレドビル	東白島14-15	有人	N:34° 24' 05" E:132° 27' 58"
	基町通信ビル	基町6-65	有人	N:34° 23' 34" E:132° 27' 32"
	上八丁堀ビル	上八丁堀6-65	有人	N:34° 23' 37" E:132° 27' 33"
	袋町ビル	袋町6-14	有人	N:34° 26' 44" E:132° 28' 16"
	国泰寺ビル	国泰寺1-7-41	有人	N:34° 22' 58" E:132° 27' 33"
	西十日市ビル	西十日市10-15	有人	N:34° 22' 00" E:132° 27' 00"
東区	中山交換所	中山東3-2-6	無人	N:34° 24' 26" E:132° 30' 14"
	福木交換所	福田1-287-2	無人	N:34° 26' 46" E:132° 32' 15"
	戸坂交換所	戸坂2-4-10	有人	N:34° 26' 04" E:132° 29' 25"
南区	宇品神田ビル	宇品神田3-12-11	有人	N:34° 22' 13" E:132° 30' 02"
	仁保通信ビル	仁保2-5-1	無人	N:34° 22' 13" E:132° 30' 01"
	宇品交換所ビル	宇品神田3-11-11	無人	N:34° 21' 19" E:132° 27' 56"
	似島交換所	似島長谷925	無人	N:34° 18' 30" E:132° 26' 08"
	西蟹屋交換所ビル	西蟹屋464-6	無人	N:34° 23' 22" E:132° 28' 47"
	広島大州交換所ビル	大州3-8-16	無人	N:34° 23' 08" E:132° 29' 29"
西区	商工センター交換所ビル	商工センター2-6-1	無人	N:34° 22' 06" E:132° 23' 51"
	庚午交換所ビル	庚午中1-7-24	無人	N:34° 22' 54" E:132° 25' 16"
	三篠交換所ビル	楠木町4-8-26	無人	N:34° 24' 44" E:132° 27' 44"
安佐南区	祇園交換所ビル	西原1-1-6	無人	N:34° 26' 02" E:132° 27' 53"
	安古市交換所ビル	中須1-3-17	無人	N:34° 26' 44" E:132° 28' 16"
	安交換所ビル	上安2-2-40	無人	N:34° 28' 13" E:132° 26' 58"
	八木交換所	八木4-10-6	無人	N:34° 28' 43" E:132° 29' 48"
	伴交換所	沼田町伴3573-6	無人	N:34° 27' 27" E:132° 24' 24"
	戸山交換所	沼田町阿戸358	無人	N:34° 26' 31" E:132° 20' 05"
安佐北区	高陽交換所ビル	落合4-2-1	無人	N:34° 28' 18" E:132° 31' 11"
	狩小川交換所	狩小川662	無人	N:34° 30' 25" E:132° 33' 49"
	白木三田交換所	白木三田2125-3	無人	N:34° 30' 24" E:132° 36' 33"
	白木井原交換所	白木井原4034	無人	N:34° 34' 29" E:132° 40' 42"
	可部交換所ビル	可部3-46-34	無人	N:34° 30' 52" E:132° 30' 57"
	三入交換所ビル	三入5-60-4	無人	N:34° 32' 23" E:132° 32' 03"
	安佐交換所	安佐町飯室1233-1	無人	N:34° 33' 16" E:132° 27' 03"
	久地交換所	久地4053-4	無人	N:34° 31' 06" E:132° 24' 36"
	後山交換所	あさひが丘802	無人	N:34° 30' 02" E:132° 26' 39"
佐伯区	五日市交換所ビル	海老園2-7-36	無人	N:34° 21' 41" E:132° 21' 52"
	寺田交換所ビル	五日市町八幡3-7-5	無人	N:34° 23' 45" E:132° 21' 29"
	石内交換所ビル	五日市町石内今田4604-5	無人	N:34° 25' 06" E:132° 23' 26"
安芸区	海田交換所ビル	船越南3-27-30	無人	N:34° 22' 05" E:132° 31' 41"
	矢野交換所ビル	矢野東2-24-25	無人	N:34° 21' 15" E:132° 32' 18"
	瀬野川交換所	中野3-2-3	無人	N:34° 25' 06" E:132° 36' 43"
	瀬野交換所	上瀬野1-25-12	無人	N:34° 23' 30" E:132° 34' 05"
	畑賀交換所	畑賀3-4-15	無人	N:34° 23' 31" E:132° 33' 08"
	阿戸交換所	阿戸町6495-7	無人	N:34° 22' 23" E:132° 37' 43"

別表 3

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第1順位	気象機関	広島地方気象台
	水防機関	広島県庁、広島市役所、各区役所、各市町役場
	消防機関	広島市消防局、各消防署・出張所、消防団
	防災関係機関	中国総合通信局、中国財務局、広島地域センター、広島森林管理署、中国経済産業局、中国地方整備局、中国運輸局、生活避難場所
	災害救助機関	日本赤十字社広島県支部、広島県、広島市医師会、各医師会、救急指定病院、広島県看護協会
	警察機関	広島県警察本部・各警察署・駐在所
	防衛機関	陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方総監部、第六管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係ある機関	JR西日本(株)、広島空港、広島西飛行場、瀬戸内海汽船(株)、広島県バス協会（広島電鉄(株)等）、広島県トラック協会（日本通運(株)等）
	通信の確保に直接関係ある機関	(株)NTTドコモ中国支社、(株)NTTコミュニケーションズ中国等、KDDI(株)
	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)
第2順位	ガス・水道供給に直接関係ある機関	広島ガス(株)、広島市水道局、各市町水道事業者、各ガス事業者
	選挙管理機関	広島県、広島市選挙管理委員会、各市町選挙管理委員会
	預貯金業務を行う金融機関	日本銀行広島支店、各都市銀行、郵貯、国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	中国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、サンケイ新聞社等 NHK、RCC、HTV、HOME、TSS、FM広島等
	第1順位以外の国又は地方公共団体	各市町の火葬場、港湾（宇品・草津）、下水処理場、し尿処理場、市場（中央・東部）、ゴミ焼却場
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

回線の復旧順位

順位	復旧回線		
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス回線	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 	
パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		
衛星船舶サービス	<ul style="list-style-type: none"> 衛星船舶通信回線1回線以上 		
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス回線	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 	
パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

N T Tグループの災害対策用機器

部門	品名 【保守運用部門】	数量		備考
		広島	島根	
交換機	可搬形デジタル交換機 (改KS-1)【材メイト中国】	一式	—	最大 32,000 加入を救済可能 (最大 18 箱で構成、ヘリコプターで搬送可能)
	非常用可搬形交換機 (RT-BOX)【材メイト中国】	一式	—	最大 1,920 加入を救済可能
	非常用可搬形伝送システム (E-NNI-BOX)【材メイト中国】	一式	—	
	可搬形デジタル交換機 (改KS-2)【材メイト中国】	一式	—	最大 4,910 加入を救済可能 (最大 9 箱で構成、ヘリコプターで搬送可能)
	非常用可搬形交換機 (E-RLCM)【材メイト中国】	一式	—	最大 616 加入を救済可能
無線機	可搬形無線機 (TZ-68)【材メイト中国】	2 対向	2 対向	最大 3 回線を救済可能
	可搬形無線機 (TZ-403)【材メイト中国】	3 対向	6 対向	最大 24 回線を救済可能
	小型衛星通信可搬形端末装置 (KU-1Ch)【材メイト中国】	1 台	1 台	衛星経由の 1 回線を救済可能
	ポータブル衛星通信方式 (ポータブル衛星車載車)【材メイト中国】	1 台	1 台	衛星経由で設定変更により電話は最大 40 回線を救済可能もしくはインターネットは最大 5 回線接続可能
	移動無線基地局車【ドコモ中国支社】	5 台	—	代替基地局及び電源装置として使用
	可搬形小容量デジタル無線方式 (15P-50M)【材メイト中国】	2 対向	2 対向	電話交換最大 627 回線を救済可能
	可搬形小容量デジタル無線方式 (11P-50M)【材メイト中国】	2 対向	2 対向	電話交換最大 627 回線を救済可能
	可搬形小容量デジタル無線方式 ((11P-50M))【材メイト中国】	2 対向	2 対向	電話交換最大 2,016 回線を救済可能
非常用可搬形 D1-SUB【材メイト中国】	1 台	—		
線路	各種アナログ/光ケーブル【材メイト中国】	多数	多数	
	光ケーブル【ドコモ中国支社】	1 条	—	
電力	移動電源車(50KVA)【ファシテイス [®] 中国】	1 台	1 台	
	移動電源車(150KVA)【ファシテイス [®] 中国】	1 台	1 台	
	移動電源車(100KVA)【ファシテイス [®] 中国】	1 台	1 台	
	移動電源車(1000KVA) 【ドコモ中国支社】	1 台	1 台	広島及び岡山へ 1 台
	移動電源車(150KVA) 【ドコモ中国支社】	1 台	1 台	
	各種電源装置【ファシテイス [®] 中国】	多数	多数	
備考 N T Tグループでは、この他にも全国各地にさまざまな災害対策用機器を配備しており、災害時にはこれらを召集し応急復旧を図ります。				

第4節 交通輸送施設

第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

1 施設の概況

広島市内には、山陽新幹線をはじめ山陽本線、芸備線、可部線、呉線の5線が営業しており、駅本屋、橋りょう、トンネル等状況は、別表-1のとおりである。

2 主な現業機関等

広島市内に関係する主な現業機関等は、以下のとおりである。

主な現業機関等

支社名	区所名	所在地	電話番号
広島支社	広島駅	南区松原町 2-37	261-4697
広島支社	広島総合指令所	東区二葉の里三丁目 8-21	261-0033
広島支社	広島保線区	東区上大須賀町 16-1	261-0516
広島支社	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目 8-21	261-2147
広島支社	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目 8-21	263-7545
新幹線管理本部	広島新幹線保線区	南区松原町 1-1	263-6230
新幹線管理本部	広島新幹線土木技術センター	南区松原町 1-1	263-3115
新幹線管理本部	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島 7-16-76	06-7662-0902

3 応急対策

(1) 防災組織

ア 支社対策本部の設置

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るため、必要により支社に災害対策本部を別表-2のとおり設置し、次の業務を行う。

- ① 防災及び災害の情報に関すること。
- ② 災害の未然防止に関すること。
- ③ 被害の拡大防止に関すること。
- ④ 災害復旧及び救護に関すること。
- ⑤ 応急輸送に関すること。
- ⑥ その他の防災に関し必要なこと。

イ 現地復旧本部の構成

事故又は災害が発生した場合、災害の復旧を図るため、必要により現地に災害復旧本部を設置し、別表-3により応急活動を行う。

ウ 自衛消防組織

火災その他の災害発生時に被害を最小限に止めるため、各現業機関毎に自衛消防組織を編成する。

自衛消防隊は構内に火災その他の災害が発生したとき又は発生のおそれのあるときは、直ちに出動して避難及び救出、初期消火等を行う。

(2) 災害時の情報伝達及び出動体制

災害発生時における情報伝達及び出動体制は、別表-4のとおりである。

(3) その他の事項

その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部の内部規程等により対処するものとする。

4 地震に対する対策

(1) 地震計の設置箇所

ア 在来線の設置箇所

設置場所	関係指令	電話番号
東区二葉の里三丁目	広島支社 広島総合指令所	261-0033

イ 新幹線の設置箇所

設置場所	関係指令	電話番号
安芸区畑賀町	新幹線管理本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0902
西区山手町	新幹線管理本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0902

(2) 地震に対する情報収集

地震を感知した場合の駅長、保線区長等、乗務員の対応手順を定めているほか、在来線では運転を取り扱う指令室にある地震計が一定の加速度を検知すると警報が鳴動するシステムを、新幹線では変電所に設置している地震計が一定の加速度を検知すると、指令室に表示されているシステムをとっている。さらに気象台への震度の確認も行うこととしている。

(3) 地震発生時の応急措置

指令又は駅長は、地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保線区長等から要請があった場合は、その区間に進入する列車の乗務員にその旨を通報し、旅客の安全を確保する。また、列車乗務員は、運転中地震を感知したときは、直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めるときは、見通し範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意して運転し、旅客に対する被害を防いでいる。

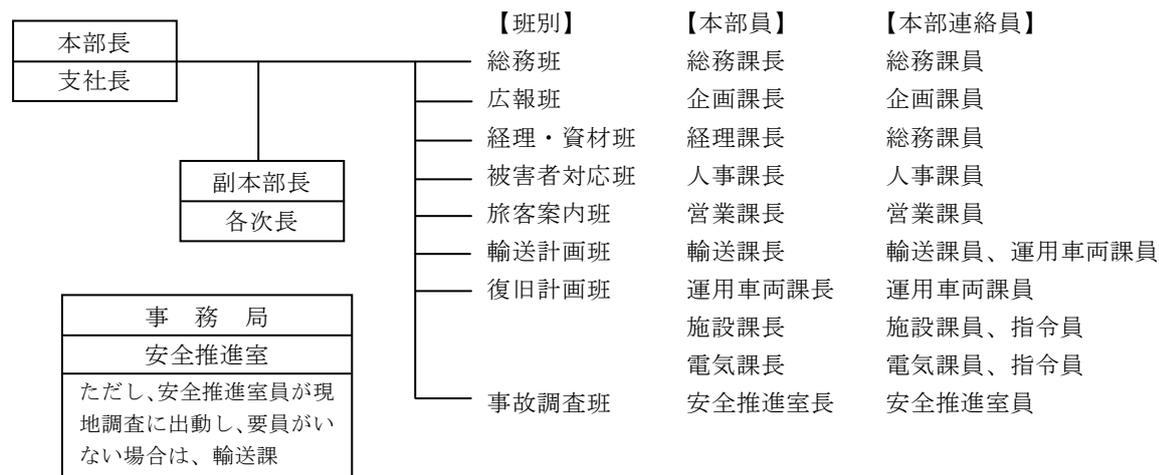
また、新幹線においては、一定の加速度を検知したときは、直ちに送電が停止するシステムを整備して被害を防いでいる。

別表1 JR西日本施設状況表

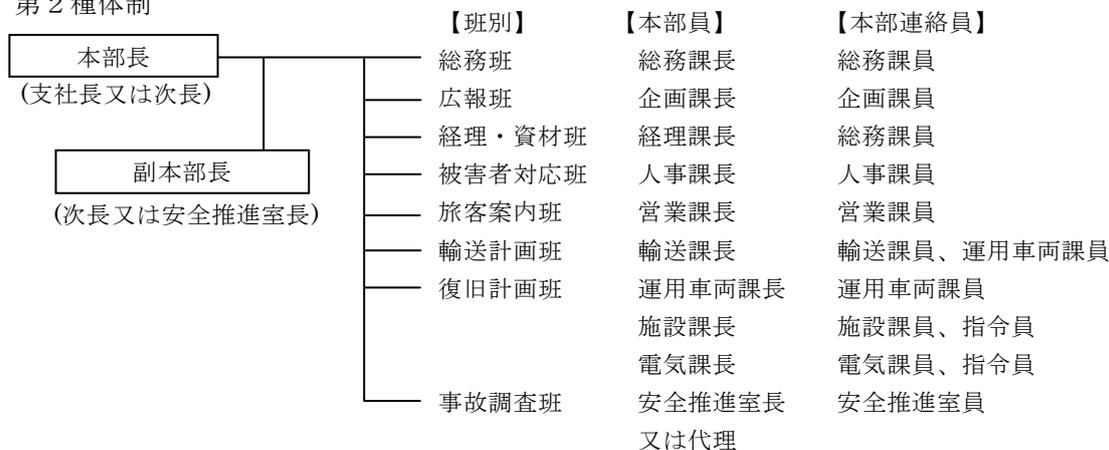
区分	駅名	駅舎(本屋)	線路延長	橋梁	高架橋	トンネル
山陽新幹線	広島	25,771.3 m ²	19.03 km	29ヶ所 2,521m	27ヶ所 6,804m	5ヶ所 12,930m
	瀬野	317.1 m ²				
山陽本線	中野東	254.0 m ²	35.8 km	121ヶ所 1,676.54m	2ヶ所 280.34m	2ヶ所 193.70m
	安芸中野	180.9 m ²				
	海田市	557.0 m ²				
	向洋	408.1 m ²				
	天神川	131.5 m ²				
	広島	16,675.3 m ²				
	横川	82.2 m ²				
	西広島	493.5 m ²				
	新井口	301.4 m ²				
	五日市	390.3 m ²				
呉線	広島	16,675.3 m ²	3.482 km	25ヶ所 225.32m		1ヶ所 215.00m
	天神川	131.5 m ²				
	向洋	408.1 m ²				
	海田市	557.0 m ²				
	矢野	181.9 m ²				
芸備線	広島	16,675.3 m ²	38.56 km	80ヶ所 647.31m		9ヶ所 1,198.71m
	矢賀	176.4 m ²				
	戸坂	76.4 m ²				
	安芸矢口	172.9 m ²				
	玖村	20.0 m ²				
	下深川	318.2 m ²				
	中深川	60.8 m ²				
	上深川	54.6 m ²				
	狩留家	129.6 m ²				
	白木山	16.3 m ²				
	中三田	33.6 m ²				
	上三田	59.0 m ²				
可部線	志和口	183.3 m ²	14,208 km	51ヶ所 1,212.01m	3ヶ所 214.60m	1ヶ所 100.0m
	井原市	81.6 m ²				
	横川	82.2 m ²				
	三滝	98.6 m ²				
	安芸長束	73.9 m ²				
	下祇園	213.2 m ²				
	古市橋	75.4 m ²				
	大町	706.8 m ²				
	緑井	48.6 m ²				
	七軒茶屋	35.3 m ²				
梅林	72.7 m ²					
上八木	22.3 m ²					
中島	33.6 m ²					
可部	363.2 m ²					

事故対策本部の体制

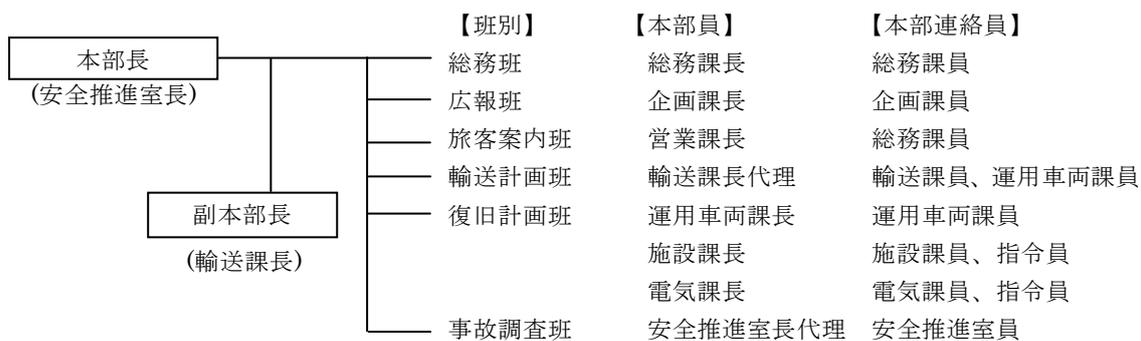
(1) 第1種体制



(2) 第2種体制



(3) 第3種体制



事故対策本部等の種別、設置基準及び召集範囲

種別	設置基準	間接部門 召集範囲	直接部門召集範囲	
			当該箇所	それ以外の箇所
第1種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様に死傷者を発生させた時又はその恐れがある時 ・設備管理に起因して、沿線の住民や通行人等に死傷を及ぼした時又はその恐れがある時 ・新幹線及び主要な線区が長時間不通となる時又はその恐れがある時 ・特に必要と認めた時 	招集可能者 全員	招集可能者 全員	必要最少数の人員を召集し待機する。以後の体制については、事故対策本部長から指示を受ける
第2種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の列車事故が発生した時 ・上記以外の線区において、長時間不通となる恐れがある時 ・特に必要と認めた時 	招集可能者 の半数	関係長が計画した非常召集計画に基いた召集範囲とする	体制については事故対策本部長からの指示を受ける
第3種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により、輸送障害の恐れがある時 ・その他必要と認めた時 	必要最少数		

事故対策本部各班の主な業務

班 別	主 な 担 当 業 務	
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・死傷者等の把握及び死傷者名簿の作成 ・死傷者の家族等への連絡、照会及び回答 ・見舞者、弔問者の派遣及び見舞金等の計画 ・地方自治体及び地域住民対応 ・事故荷物、遺留品等の処理 	
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道関係への情報提供等 	
経理・資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧経費、死傷者等に対する経費の現金出納 ・復旧に必要な物品調達及び輸送手配 	
被害者対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道病院及び部外医療機関への応援要請 ・医療用品の確保、収容病院等の把握 ・救助活動に関する指示 ・死傷者及び家族の対応 ・現地派遣社員動員計画及び本社、他支社への応援要請 	
旅客案内班	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様対応の支援体制の計画 ・お客様への案内、誘導、提示対応の指示 ・旅客に対する給食の斡旋及び毛布等の手配 ・代行輸送の手配 ・お客様の休憩箇所の手配 	
輸送計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業等の輸送計画 ・車両、乗務員の運用手配 	
復旧計画班	車両班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の復旧計画及び指示 ・復旧車両の回送準備
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・線路、構造物、機械設備の復旧計画及び指示 ・試運転の実施及び徐行に関する事
	電気班	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、変電、信号、通信設備の復旧計画及び指示 ・臨時電話機等の仮設 ・試運転の実施及び徐行に関する事
事故調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況、原因の調査及び証拠物件の収集 ・運輸局、警察、消防等関係機関への対応 	

部外機関との情報連絡体制

(広島市との連絡体制)

西日本旅客鉄道株式会社広島支社

運転事故又は災害対策本部設置

電話 (昼) 082-261-1796 (総務企画課)
(夜) 082-261-0033 (輸送指令)
082-261-2143 (施設課)
082-263-7545 (施設指令)

災害対策本部未設置の場合

電話 (昼) 082-261-1796 (総務企画課)
(夜) 082-261-2143 (施設課)
082-263-7545 (施設指令)

西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

運転事故又は災害対策本部設置

電話 (昼) 06-4805-7150 (管理本部対策本部)
06-4805-7054 (総務企画課)
(夜) 06-4805-7150 (管理本部対策本部)
06-4805-7054 (総務企画課)
06-4805-7057 (運輸課)

災害対策本部未設置の場合

電話 (昼) 06-4805-7054 (総務企画課)
(夜) 06-4805-7054 (総務企画課)
06-4805-7057 (運輸課)

広島市連絡窓口

広島市災害対策本部設置

電話 (昼夜) 082-546-3446 (消防局防災課)
082-246-8211

広島市災害対策本部未設置の場合

電話 (昼) 082-546-3446 (消防局防災課)
082-246-8211

電話 (夜・休日) 082-546-3456 (消防局警防課)
082-246-8211

第2 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

防 災 業 務 計 画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社が管理運営する貨物鉄道事業に係わる車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な促進をはかることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本テレコム株式会社（以下「関係会社」という）並びに関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 施設に対する防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第2節 災害対策本部の設営・運営

- 1 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておくものとする。なお、管理職社員は、震度6以上の地震が貨物列車運転区域で発生した場合及び事故・災害等により、多大な輸送障害が想定される場合は、緊急連絡の有無にかかわらず全員出動するものとする。
- 2 事故・災害等が関東地域で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、社長は、本社の機能が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する。この場合、東日本エリア（関東支社以北）は東北支社長が、また西日本エリア（東海・関西支社以南）については関西支社長が、それぞれ社長代行をするものとする。
本社指令機能が回復した時点で、東北及び関西支社長による社長代行は中止する。

第3節 防災業務施設及び設備の整備

関係気象官署との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかるとともに、施設の機能の保全に必要な技術を高度に発揮しうようその体制を整備し、防災対策の計画的推進をはかるものとする。

第2節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行しうよう所要の訓練を行うものとし、総合共同訓練等に積極的に参加させるとともに情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

第3節 防災体制

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、関係機関の長は、これに関する諸基準に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所定の定めをしておくものとする。
- 3 災害時において、ただちに必要となる人力、機器、資機材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立するものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また関係会社、関係行政機関及び地方自治体等と密接な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第2節 広報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害情報等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表しうよう、その体制を定めておくものとする。

第3節 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第4節 建設資材の現状の把握及び運用

当社のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第5節 技術者の現況把握及び活用

災害業務に従事する技術者及び技能者の技術の程度、人員、把握状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第6節 災害時における資材の供給等

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な配給の確保をはかるものとする。

第7節 通信連絡の方法

- 1 災害時においては、その必要に応じ非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約による官公庁通信系の相互活用をはかるものとする。
- 2 大規模災害の発生時においては、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど通信回線の輻輳を回避する必要な措置を講じておくものとする。

第8節 電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置等及び予備電源設備の利用方策を定めておくものとする。

第9節 輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、貨物の引受及び輸送の制限等の輸送対策を策定しておくものとする。

第10節 自衛隊への要請

災害時における復旧を迅速に行うため、自衛隊の効率的な派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣要請等の要領を定めておくものとする。

第11節 非常用食料等の備蓄

発災時に備えて、必要に応じ保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第3 広島高速交通株式会社

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、法令に定めるもののほか、各種運転関係規程及び取扱マニュアルなどに基づき、乗客の生命・身体のプロテクト、運行の安全確保及び施設の保護のため応急対策並びに復旧対策に万全を期する。

1 施設の概況

線名	施設概況		
	駅名	駅舎 (㎡)	
広島新交通1号線 (本通～広域公園前)	本通	3,787	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道延長 18.4km ・構築区分 地下区間 1.9km 高架区間 16.5km ・保有車両 144両 (24編成) ・電気施設 変電所数 受電変電所 2箇所 き電変電所 4箇所 電気室 20箇所 通信機器室 22箇所 電気方式 直流 750V 集電方式 剛体複線式 ・地下防災施設 防災監視盤 3駅 駅内排煙設備 3駅 トンネル排煙設備 6箇所 湧水ポンプ室 3駅 ・車庫内建物 管理棟 (5F) 4,360㎡ 機器棟 (5F) 4,280㎡ 検車棟 (2F) 3,650㎡
	県庁前	6,306	
	城北	2,001	
	白島	1,043	
	牛田	1,105	
	不動院前	1,046	
	祇園新橋北	1,159	
	西原	1,053	
	中筋	970	
	古市	1,359	
	大町	1,162	
	毘沙門台	1,393	
	安東	1,041	
	上安	919	
	高取	1,060	
	長楽寺	880	
	伴	1,003	
	大原	945	
伴中央	1,174		
大塚	1,023		
広域公園前	1,736		

2 防災施設 (設備)

(1) 防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の際表示を行う。

また、地下3駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

(2) 防災設備

ア 中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
地震計	長楽寺車庫機器棟	弱震 (震度3) 中震 (震度4) 強震 (震度5弱以上)
風向風速計 風速計	長楽寺車庫機器棟 祇園新橋・安川橋	20% 25%
火災受信機	各駅 (車庫内含む。)	火災受信機鳴動
満水検知器	地下3駅	湧水槽が一定水量以上

イ 地下駅（本通駅、県庁前駅、城北駅）

- ・ 火災発生時には排煙設備操作を行う操作監視装置を設置
- ・ 自動火災報知設備のほか消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、連結送水管、無線通信補助設備、誘導灯等を設置
- ・ 本通、県庁前駅には浸水防止設備（防潮板等）を設置

ウ 高架駅

- ・ 自動火災報知設備のほか消火器を設置

3 防災体制

(1) 防災組織

台風、地震、火災などの災害や事故に際して、乗客の安全対策、運行の確保及び復旧対策にあたるため、必要により、災害（事故復旧）対策本部を設置する。その組織及び任務は、別表1のとおりである。

(2) 情報連絡体制

災害（事故）発生時の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、迅速・適確な情報連絡体制を確保する。（別表2～※広島市との連絡体制）

(3) 災害（事故）発生時の措置

ア 運行管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに全列車の抑止手配を指示する等適宜の処置をとる。

イ 電力管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに送電停止をする等適宜の処置をとる。

ウ 乗務係員

災害（事故）が発生し、又は運行管理係長からの指令により列車の運転が危険と認められたときは、直ちに列車を停止する等適宜の処置をとる。また、乗客に対し適切な状況説明や必要により避難誘導等も行う。

エ 管理駅長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとるよう関係駅に指示する。

オ 管理駅員

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとる。

カ 保守担当課長（施設課長及び車両課長）

災害（事故）が発生し、又は災害発生時の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各施設の点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。

(4) 列車運転対策

区 分	対 策	記 事	
地震	弱震（震度3）	・特別な運転規制は行わない。	
	中震（震度4）	・全列車一旦停止後、当該区間 20km/h以下の注意運転	・異常がなければ、以後所定運転
	強震（震度5弱以上）	・全列車停止 ・以後、対策本部長の指示	・線路・保安装置点検終了後運転再開
風速	25m以上	・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	・異常がなければ、以後所定運転
火災	駅	・駅舎から乗客の避難誘導 ・駅進入列車の停止手配 ・関係区間の送電停止手配	
	列車	・努めて次駅まで運転 ・送電停止後、避難誘導 ・関係列車の停止手配	
地下駅水害		・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	

4 応急対策

(1) 地震対策

- ア 運行管理係長は、地震を受信したときは各震度に応じた運転の規制等の処置をとる。
- イ 乗務係員は、強い地震を感知するか、又は運行管理係長から地震のため一時停止するよう指示を受けたときは、直ちに停止手配をとる。
- ウ 乗務係員は、運行管理係長から地震により注意運転の指示を受けたときは、途中の線路状態に注意しながら運転する。
- エ 保守担当者は強震以上の場合、線路の巡回点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。
- オ 運行管理係長は、注意運転の結果及び保守担当者から異常なしの報告を受けるまでは、運転の規制を解除しない。

(2) 風速対策

- ア 運行管理係長は、風速計が一定風速以上で表示したときは、必要により運転の規制等の処置をとる。
- イ 乗務係員は、運転の途中で危険であると認めたときは、努めて安全な箇所へ停止する。

(3) 火災対策

- ア 運行管理係長は、火災情報を受信したときは、関係箇所に連絡するとともに、送電停止、列車の抑止手配等の処置をとる。
- イ 乗務係員は、列車に火災が発生した場合は、努めて次駅まで運転するとともに、送電停止要請、乗客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。
- ウ 管理駅員は、駅火災が発生した場合は、旅客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。また、列車火災の場合は、乗務係員の応援体制をとる。

(4) 水害対策（本通駅、県庁前駅、城北駅）

- ア 運行管理係長は、駅内に浸水する恐れのあるときは、列車の抑止手配とともに、当該区間から列車を進出させる等の処置をとる。
- イ 管理駅員は、乗客を避難させるとともに防潮板等の設置等適宜の処置をとる。

(5) 停電対策

- ア 運行管理係長は、電力関係の事故により施設が停電し、列車が運転不能となったときは、関係箇所に連絡する等の処置をとる。
- イ 電力管理係長は、停電情報を受信したときは、原因究明に努めるとともに、早期の送電手配等の処置をとる。
- ウ 乗務係員は、努めて次駅まで運転するとともに、乗客に対し適切な状況説明を行う等車内の秩序維持に努める。
- エ 管理駅員は、旅客に対し適切な状況説明を行う等駅構内の秩序維持に努める。

5 教育及び訓練

社員に対して、次の事項について教育及び訓練を実施し、災害（事故）の未然防止並びに災害（事故）発生時の迅速・適確な対応が図れるようにする。

(1) 教育

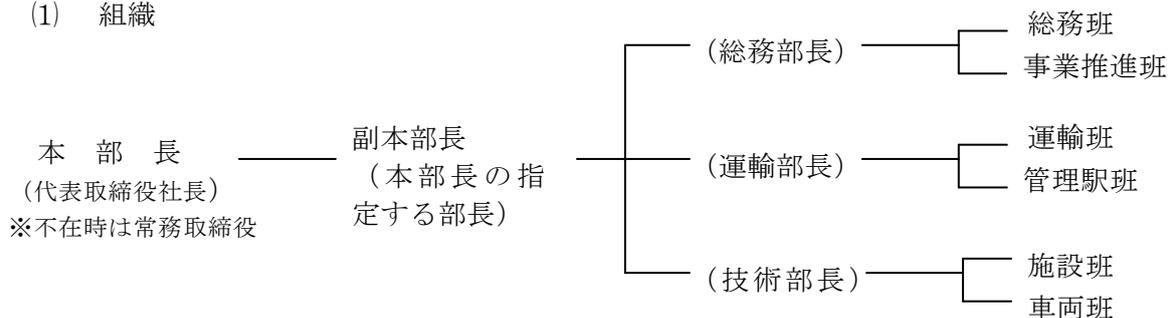
- ア 災害に関する知識
- イ 社員の任務及び具体的措置方
- ウ 乗客の安全対策
- エ 避難誘導経路、避難方法等の内容

(2) 訓練

- ア 情報連絡方
- イ 運行の安全確保
- ウ 乗客の避難誘導・救護

別表1 災害対策本部の組織及び任務

(1) 組織



(注) 各班の班長は、課長とする。

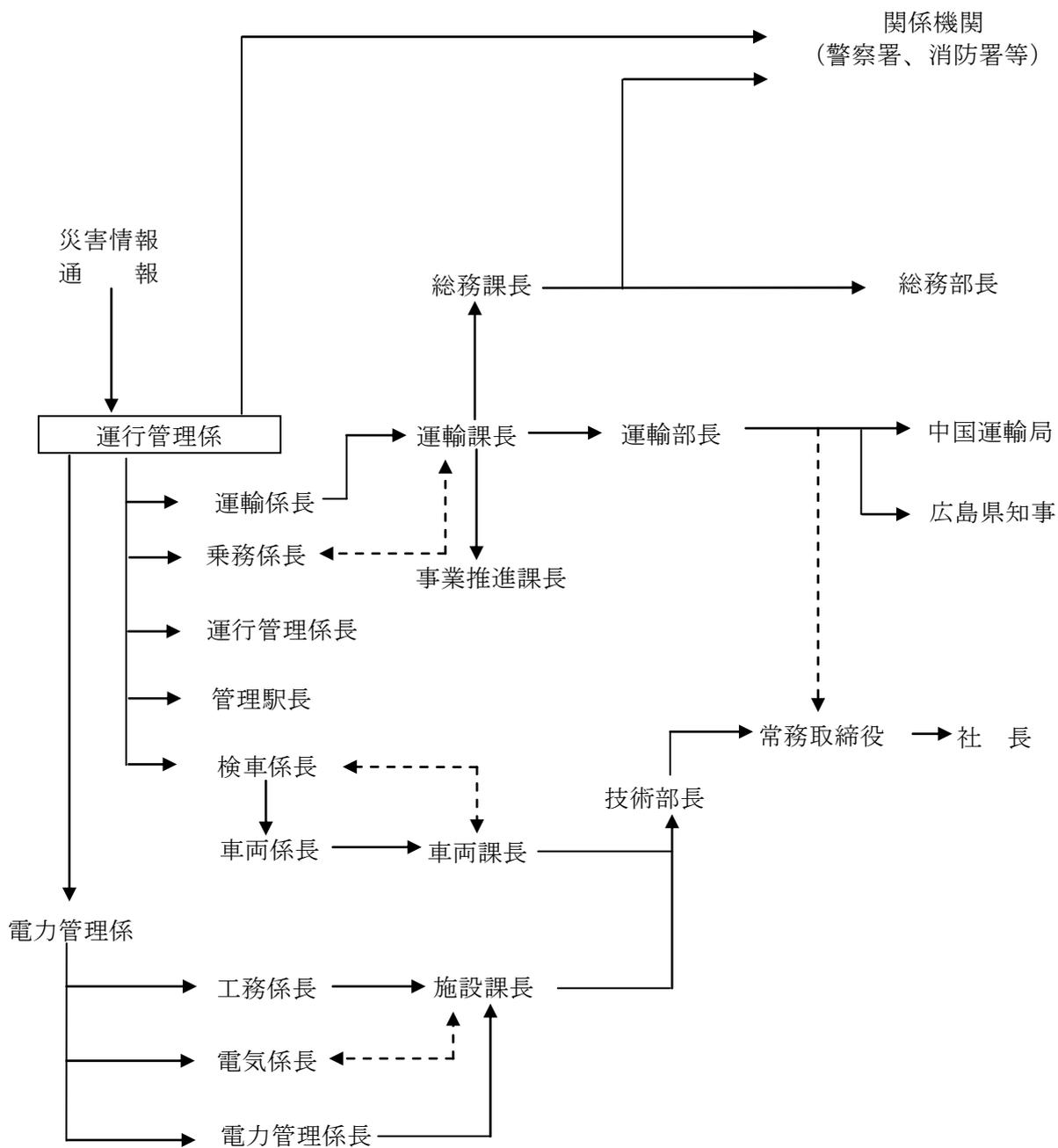
(2) 任務

班		任 務
総務部	総務班 事業推進班	<ul style="list-style-type: none"> 各班の連絡調整 災害対策上の必要品手配 救護関係全般 関係機関連絡 その他総務関係全般、営業関係全般
運輸部	運輸班 管理駅班	<ul style="list-style-type: none"> 乗客の輸送手配 運転計画及び輸送調整 駅設備保全 旅客等への情報伝達、関係機関連絡 その他運転、駅務関係全般
技術部	施設班 車両班	<ul style="list-style-type: none"> 線路、建造物の保全点検 電気関係設備の保全点検 車両保全及び車両調整 その他工務、電気、車両関係全般

別表2 広島市との連絡体制

項 目		平日・昼間	夜 間 (休 日)
広島高速交通株式会社 災害対策本部	設 置 中	災害対策本部 (中央指令室内) 830-3174	災害対策本部 (中央指令室内) 830-3174
	設置されて いないとき	総務課 830-3111	中央指令室 830-3132
広島市災害対策本部	設 置 中	消防局防災課 546-3446 246-8211	
	設置されて いないとき	消防局防災課 546-3446 246-8211	消防局警防課 546-3456

※ 災害情報の伝達経路



注) ----- は、必要により行う伝達経路を示す。

第4 日本通運株式会社

1 計画の目的

この計画は、日本通運株式会社「防災計画」並びに「災害対策規程」及び「災害に伴う緊急対策要綱」に基づき、本支店が、非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し防災業務を円滑的確に実施して、輸送の確保を図ることを目的とする。

2 中国ブロック（中国五県）管内の店所の現況

中国ブロックの店所の現況は、別表1のとおりである。

3 防災に関する組織

防災に関する業務を的確かつ円滑に推進するため、管内全組織を通して必要な体制を有機的に組織する。

A 防災団の編成

災害対策にあたるため、管内各支店及び必要と思われる個所に防災団をおく。防災団の編成及び任務は、別表2のとおりである。

B 災害対策本部

災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めるときは、執行役員広島支店長は防災団のほかに災害対策本部を設ける。災害対策本部は、災害の範囲が管内の統括支店管内に限られるときはその統括支店に、複数以上の統括支店にわたるときは広島支店におく。

- (1) 災害対策本部は、次に掲げる事項をつかさどる。
 - a 管内の防災団を統括すること。
 - b 災害に関する調査を行ない、情報を集め、これを関係個所に連絡報告すること。
 - c 建物、荷役施設、運搬具、その他の社有財産及び保管貨物の安全と輸送の確保を図るため緊急措置をとること。
 - d 社員の生命、財産の保全及び罹災社員の救出について緊急措置をとること。
 - e 災害の状況に応じ速かに輸送及び作業体制の確立を図るため緊急措置をとること。
 - f 緊急措置に要する労務者、施設運搬具、物資等の調達及び輸送等に関する緊急計画を樹立し、かつその実施を推進すること。
 - g 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等の要請に対して速かに体制を整え協力すること。
- (2) 災害対策本部長は、災害の範囲が一統括支店管内に限られるときはその統括支店長が、複数以上の統括支店にわたるときは執行役員広島支店長が、その任にあたる。災害対策本部の構成は、別表3のとおりである。
- (3) 災害対策本部長は、災害の状況に応じて災害対策本部の組織、分掌並びに要員の配置を定める。災害対策本部の役員は、防災団の役員を兼ねることができる。
- (4) 災害対策本部長は、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連絡を密にし、緊急並びに代行輸送体制の確立及び貨物の損害の防止並びに災害復旧に協力し、会社の公共的使命の遂行に万全を期さなければならない。
- (5) 災害対策本部は災害が復旧し、その使命を完了したときに解散する。

4 災害応急対策に関する事項

A 災害応急対策の重点

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の拡大を防止し、又は災害の発生を防止するための物資の緊急輸送を実施する。

B 災害に関する情報の収集

前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等との情報の交換を密接にする。

通信経路の確保についてはすべてに優先して努力し早期回復を図る。

C 情報連絡体制

災害発生時の情報収集連絡は情報班がその任にあたる。広島支店における情報班の構成と任務は、別表4-1～2のとおりである。

D 人員把握及び動員計画

各店所は、復旧業務の円滑を図るため出動可能人員を把握し、出動計画をたて出動対策として連絡車の運行を計画し、運行経路、時間、集合地点等を定めて従業員に周知徹底する。

E 緊急輸送計画

各店所は、社会経済活動の早期回復又は災害を防止するため、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連絡をとり緊急輸送計画を把握し優先取扱の処置をする。このため、緊急輸送の性質上、輸送方法の選定、輸送要請量を詳細に検討し適切に任務を遂行する。

別表 1

中国ブロック管内の店所の現況



別表 2

防災団の構成と任務

- 防災団は、次の班をもって構成する。

構成	任 務
警 備 班	社屋内外の警戒及び巡視
消 火 班	消火、障害物の除去、類焼の防止
退 避 班	退避場所の選定、退避時間の判定、組織的な退避誘導
搬 出 班	非常持出物品の搬出入、搬出後の警戒
救 護 班	負傷者の応急手当、病院との連絡
情 報 班	指令・情報等の伝達監督、官公庁との連絡等
庶 務 班	他の班に属しない事項

- 防災団の役員

防災団に団長及び副団長を、班に班長をおく。

団長は総務部長とする。副団長及び班長は団長の指名した者とする。

別表 3

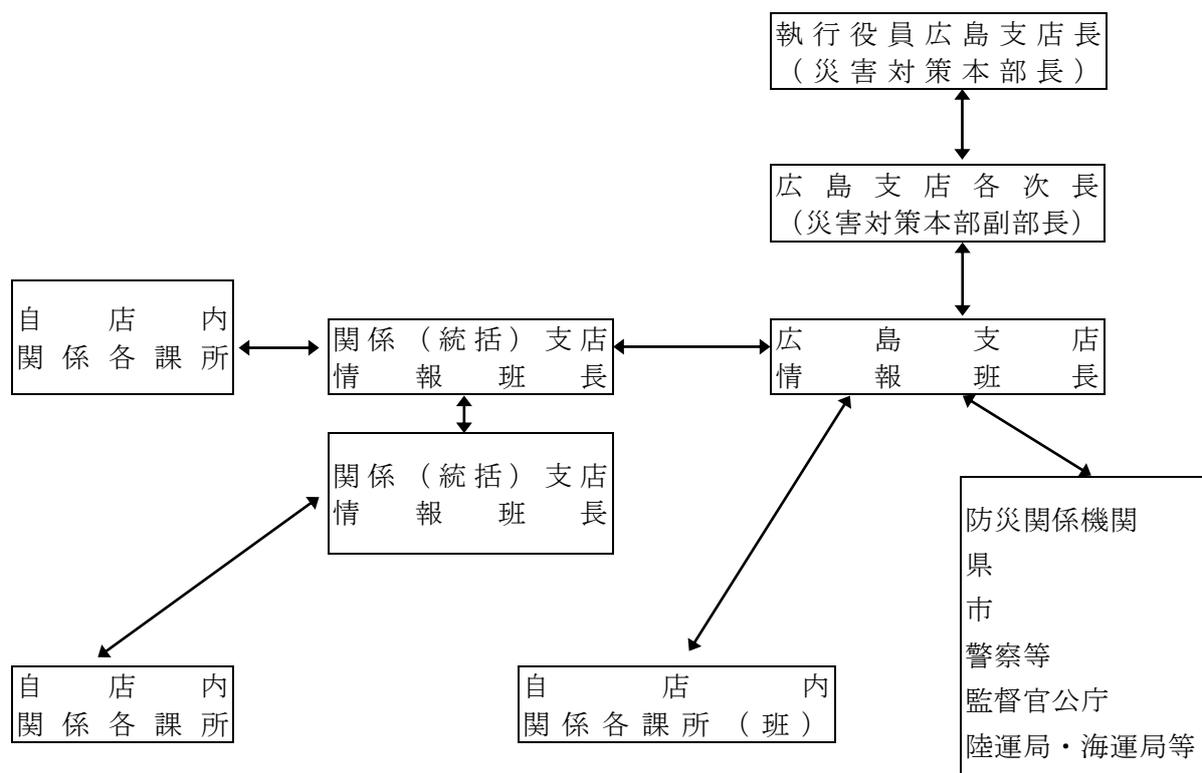
災害対策本部の構成と任務

構 成	任 務
本 部 長 執行役員広島支店長 (統括支店長)	災害対策本部を指揮統轄する。
副本部長 部 長 (次 長)	本部長を補佐し、総本部長に差支えあるときは、その任務を代行する。
本 部 員 次 長 (課 長)	本部長及び副本部長の命を受け、それぞれ各担当員を指揮監督し、非常災害の防護、復旧の任にあたる。

() は、統括支店における構成を示す。

別表 4 - 1

情報連絡の経路



別表 4 - 2

広島支店情報班の構成

区 分	構 成	人員	任 務
班 長	総務課長	1	班の総括
副班長	業務課長 作業管理課長	2	班長の補佐、及び班長に事故ある時の代行、本部との連絡、防護体制の発令・解除の伝達
班 員	総務担当	2	官庁(県、市、警察等)連絡報告、班内庶務事項、社内の情報連絡、情報整理
	業務担当	2	官庁等(陸・海運局、JR西日本等)連絡報告、道路、橋梁、鉄道等交通障害状況の把握と社内関係部門に対する伝達、社有設備施設に関する情報収集

第5 広島電鉄株式会社

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、直ちに応急対策を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

1 施設の概況

(1) 電車カンパニー

ア 営業課運転係の名称・所在地

営業所名	所在地	電話
千田運転係	広島市中区東千田町二丁目 9-29	242-3552
江波運転係	広島市中区江波西一丁目 24-59	232-9823
西広島運転係	広島市西区草津南三丁目 9-1	276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成23年1月31日現在)

車庫名	所在地	車両台数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	35両+19編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	33両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	2両+44編成

(2) バスカンパニー

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成23年1月31日現在)

名称	所在地	車両(バス)台数	電話
曙営業課	広島市東区曙一丁目 7-1	47 (1)	262-1982
仁保営業課	広島市南区仁保沖町 1-92	52 (1)	242-3575
江波営業課	広島市中区江波西一丁目 24-59	62 (1)	232-6455
広島南営業課	広島市中区西白島町 24-9	81 (1)	221-4385
広島北営業課	広島市西区小河南町二丁目 18-1	113 (1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	14 (0)	835-1860

() 内は、貸切で内数である。

2 災害予防計画

鉄道、若しくは道路上を運行する電車(軌道)、バスにおいては、災害発生時の車両のおかれた地理的状況により、地震災害の態様が異なると予想されるため、乗務員による状況に応じた適切な応急対策が被害の未然防止のうえで最も重要となる。

従って、乗務員を中心に職員に対しては適宜防災教育及び訓練を実施して、旅客の安全確保と防災意識の高揚に努める。

(1) 防災教育

各営業所では、従業員に対して定期的に次の事項を教育し、防災知識の普及に努める。

- ① 地震防災対策の現状
- ② 地震災害に関する知識
- ③ 非常事態の性格
- ④ 従業員の果たすべき役割と具体的措置
- ⑤ 旅客の安全対策
- ⑥ 路線に係る危険箇所・広域避難場所、避難道路、緊急指定道路、並びに指定道路の

交通規制内容等の周知徹底

(2) 防災訓練

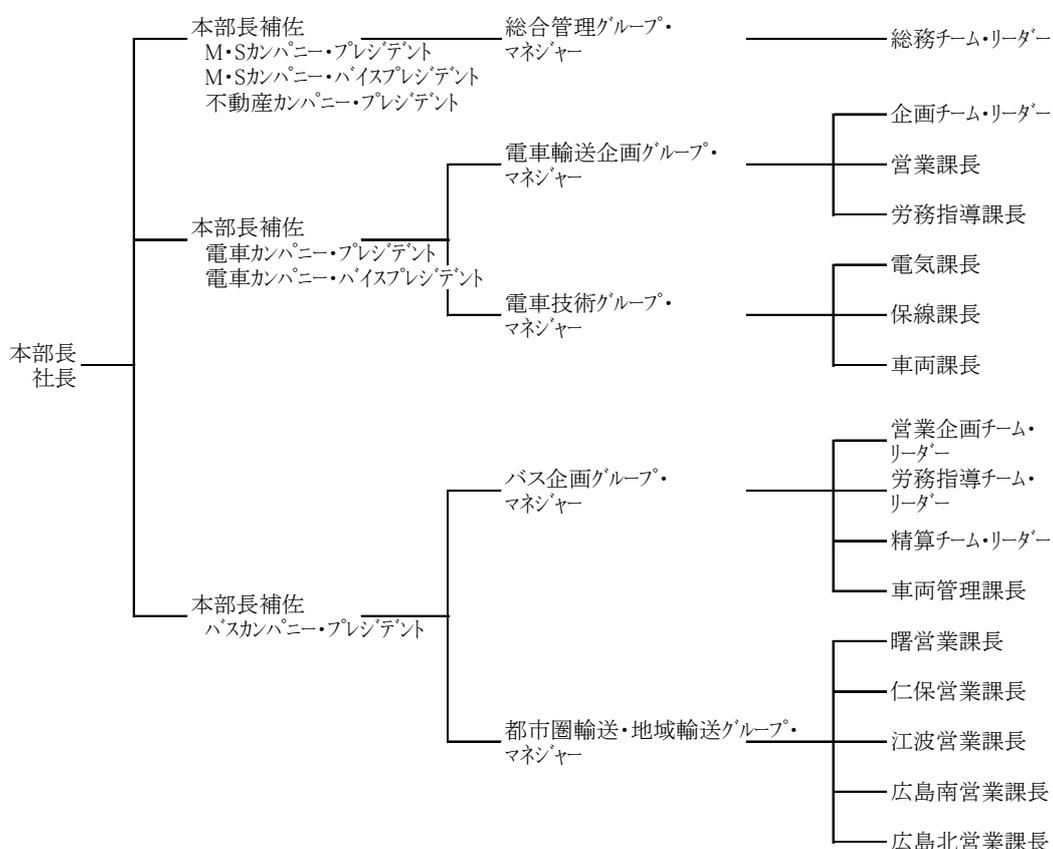
- ① 地震情報の収集及び伝達
- ② 防災組織の編成配備
- ③ 旅客に対する広報
- ④ 防災施設、資機材の緊急点検

3 応急対策

(1) 防災組織

風水害、火災、地震などによる災害に際しては、その被害を最小限にとどめ、速やかに被害の復旧に当たるとともに、輸送を確保するため、災害対策本部を設置する。

○ 災害対策本部の構成

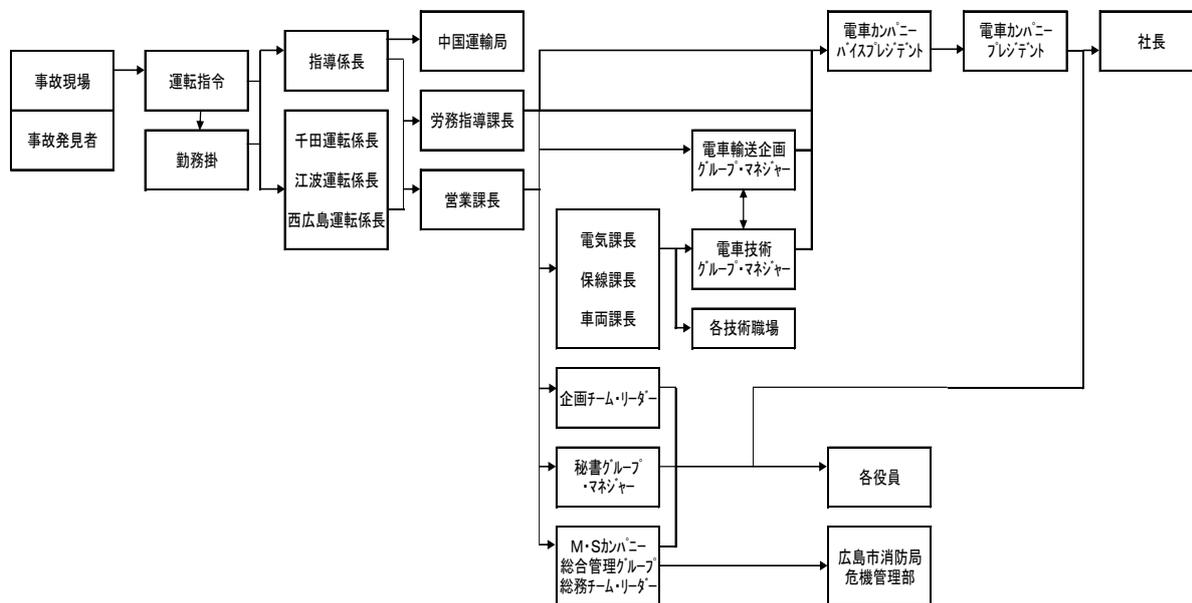


(2) 通報連絡体制

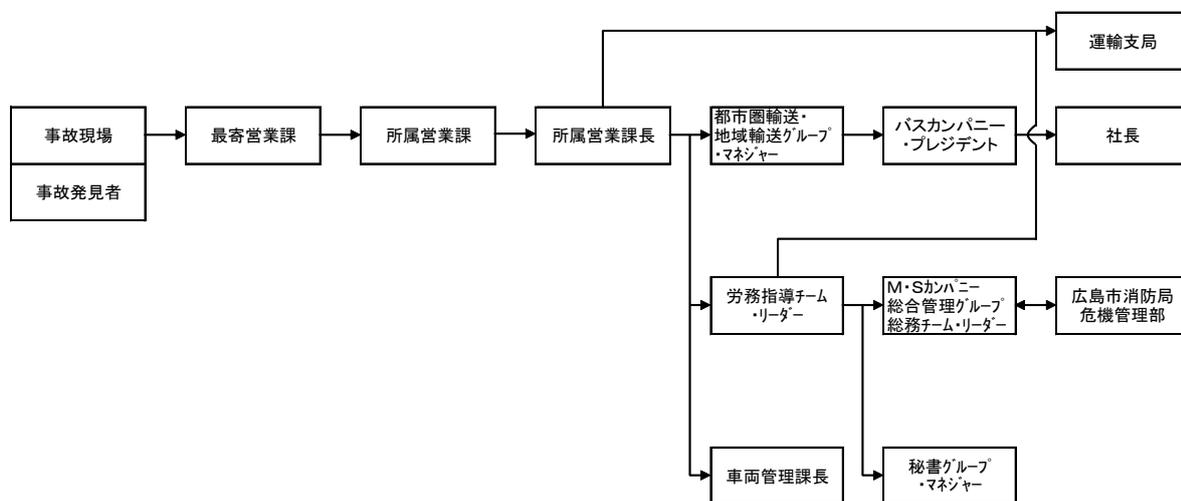
広島市消防局危機管理部との連絡場所をM・Sカンパニー総合管理グループ総務チームとする。

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車カンパニー



イ バスカンパニー



(3) 応急活動計画

- ① 運行状況、災害の状況に関する情報の収集と分析
- ② 運行確保
- ③ 災害復旧対策
- ④ 広報活動
- ⑤ 災害調査及び対策

(4) 従業員の非常招集

状況により、震災対策本部構成員により、対策会議を開催し、要員増強の必要を認められた場合は、非番員の招集を行う。

(5) 旅客に対する伝達

旅客への伝達は駅・ターミナル・停留所等において放送又は掲示その他適切な方法で伝達する。

(6) 運行の調整

ア 非常事態発令後の電車・バスの運転は、原則として減速運転を行う。

イ 電車・バスの運行に当たっては、各該当課において、運転整理を行って、安全かつ効率よい運行確保に努めるが、状況が悪化し、駅・ターミナル・停留所に旅客が滞留するような状態が生じた場合は、震災対策本部で速やかに検討を行い、必要な措置を行う。

ウ 状況が更に悪化し、運転の継続に危険を生じた場合は、運転を中止する。

(7) 施設の緊急点検及び応急補強等

地震発生時の被害・危害を防止するため、施設の点検、整備の再確認と、必要に応じ、応急補強等を行う。

(8) 大規模地震が発生した場合の応急措置

① 電車カンパニー

ア 営業課又は同電車信号所は、直ちに電気課電力係に対し、給電停止の要請をするとともに、列車無線設置列車に対しては一斉に緊急停止の指令を行い、又は助役による手信号、その他の方法で、電車を停止させる。

イ 運転士は、緊急停止の指令又は地震を感知したときは、橋梁等危険な箇所を避けて停止し、運転指令に報告してその指示を受けなければならない。

ウ 車掌は、状況により、運転士と協力して旅客を安全な場所に避難させる。

エ その他、状況により対応した措置をとるとともに、必要な情報伝達及び報告をする。

② バスカンパニー

ア 運転士は、大規模地震を感知した場合、橋梁、崖下、急坂路、その危険箇所を避けて停車させ、旅客に冷静な行動を呼びかけ、混乱防止に努める。

イ 道路障害、火災の発生等により、旅客が危険な場合、若しくは警察官、消防職員から避難又は安全な場所へ避難させる等の応急対策を講じる。

(9) 人命の保護及び救済

旅客等に死傷者のあるときは、救急を最優先とし、医療機関、警察署、消防署への通報、運搬依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

4 災害の復旧及び正常な運行の回復

(1) 公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を早期に達成するため、最善の努力をしなければならない。

(2) 前項の目的を達成するための具体的行動は、緊急対策本部長の命によるものとする。

第6 広島バス株式会社

異常気象時措置計画

風水害、その他天災地変などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、正確に事態の内容を把握し、営業本部長に報告し、その指示に従い、適切な対策及び被害を最小限に止める手段を講ずるとともに、輸送の確保を図ることを目的とする。

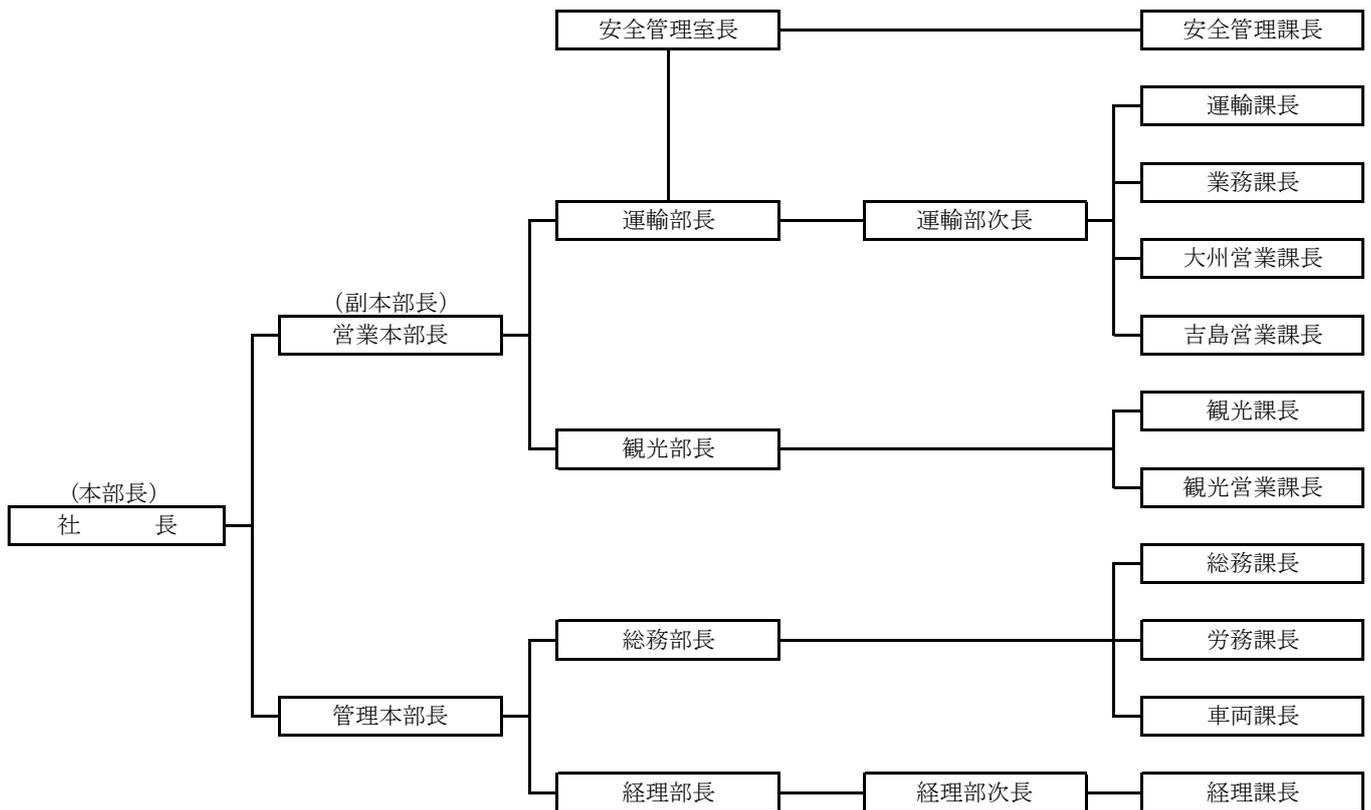
1 施設の概要

名称	所在地	車両数	電話番号
本社	広島市中区光南六丁目 1-68	—	545-7950
大州営業所	広島市南区大州一丁目 5-30	131	281-9148
吉島営業所	広島市中区南吉島二丁目 4-33	103	243-5522
観光営業所	広島市中区光南六丁目 1-68	25	545-7959

2 応急対策

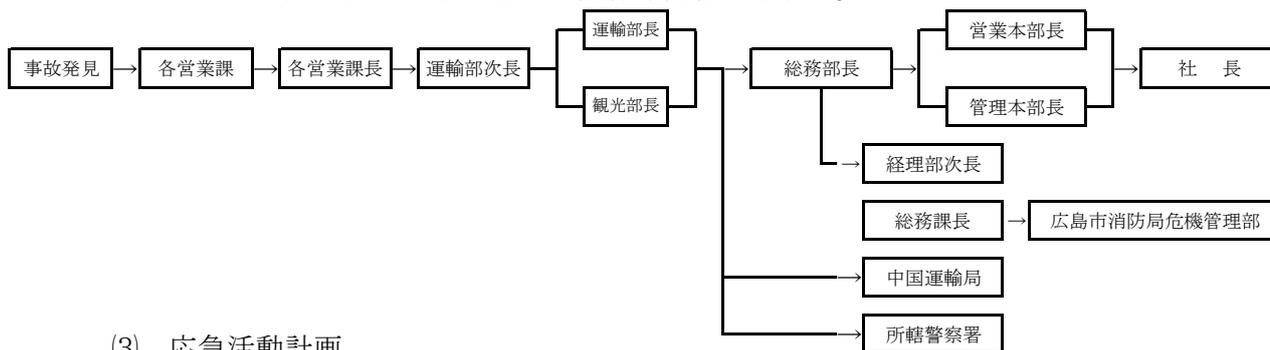
(1) 組織

風水害、その他天災地変の際、その被害の拡大を防ぎ、輸送を確保するため対策本部を設置する。



(2) 連絡体制

広島市消防局防災課との連絡は総務部総務課とする。



(3) 応急活動計画

- ① 運行状況、事故情報の収集
- ② 運行確保
- ③ 広報活動

第7 広島交通株式会社

広島交通株式会社防災対策計画

1 総則

広島交通株式会社（以下「会社」という。）における災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における事業用自動車の運行の安全の確保並びに旅客の生命及び身体の保護のための応急対策は、この計画に定めるところによる。

2 防災対策本部

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合には、会社に別表第1の防災対策本部を設置する。

3 防災情報連絡体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合の情報連絡体制は、別表第2のとおりとする。

4 防災運行管理体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における運行管理体制は、次のとおりとする。

運行管理統括責任者	運行管理責任者	主幹運行管理者	運行管理者
運 輸 部 長	指 導 課 長	勝木営業所長	所属運行管理者
		大林営業所長	所属運行管理者
		緑井営業所長	所属運行管理者
		高陽営業所長	所属運行管理者
		広島営業所長	所属運行管理者

5 防災運行措置基準

(1) 災害の発生が予測されるとき

項目	運行措置基準
運行	運行管理者が運行警報基準により運行警報を発令し、安全確保の予防措置をとる。

(2) 災害が発生した場合

項目	運行措置基準
運行	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運行警報により発令される警報種別により、運行中止、20 km以下又は30 km以下の注意運転を行う。 ◆ 高速自動車国道においては、当該道路管理者の行う交通規制による。

6 防災教育及び訓練

従業員に対し、次の表に掲げる事項について、教育及び訓練を実施して、事業用自動車の運行の安全の確保、旅客の生命及び身体の保護並びに防災意識の高揚を図る。

区分	実施事項
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災対策の現状 ② 災害に対する知識 ③ 従業員の任務及び具体的措置の要領 ④ 旅客の安全対策 ⑤ 路線に係る危険箇所、広域避難場所（避難道路）等の内容
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報の収集及び伝達の要領 ② 事業用自動車の運行の安全確保の要領 ③ 旅客の避難誘導の要領 ④ 旅客の救護の要領 ⑤ 地域で実施される防災訓練への参加

付表 広島交通株式会社施設概要

名称	所在地	自動車台数	電話番号
本社	広島市西区三篠町三丁目 14-17	—	082-238-7755
勝木営業所	広島市安佐北区亀山九丁目 12-30	43	082-815-0131
大林営業所	広島市安佐北区大林三丁目 21-13	43	082-818-0121
緑井営業所	広島市安佐南区緑井六丁目 24-25	55	082-877-0102
高陽営業所	広島市安佐北区倉掛三丁目 1-1	54	082-842-2350
広島営業所	広島市南区大須賀町 17-7	—	082-263-2121

広島市との連絡体制

【連絡窓口】

区 分		昼 間	夜 間 (休 日)
広島交通株式会社 防災対策本部	設 置 中	営業部業務課 TEL 238-7755	
	設置されて いない場合		
広 島 市 災 害 対 策 本 部	設置中	消防局防災課 TEL 546-3446 TEL 246-8211	
	設置されて いない場合	消防局防災課 TEL 546-3446 TEL 246-8211	消防局警防課 TEL 546-3456

【連絡事項等】

事 項	連 絡 時 期
防災対策本部の設置又は廃止	設置又は廃止の都度
被害状況・応急活動状況	随 時 (定期)
市民に伝達 (広報) すべき事項 又は伝達 (広報) した事項	随 時
その他必要と認める事項	随 時

第8 瀬戸内海汽船株式会社

瀬戸内海汽船(株)災害応急対策要綱

1 目的

この要綱は、広島市地域防災計画に基づき、指定地方公共機関の一員として、地域の期待に応えることを目的とする。

2 対象災害

- (1) 暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の異常な自然現象による災害
- (2) 大規模な火災、爆発又は放射性物質の大量放出等の人為的原因により生ずる災害

3 災害応急組織

災害応急組織は、当社「安全管理規程」事故処理基準に定める非常対策本部の組織を準用する。

4 情報連絡

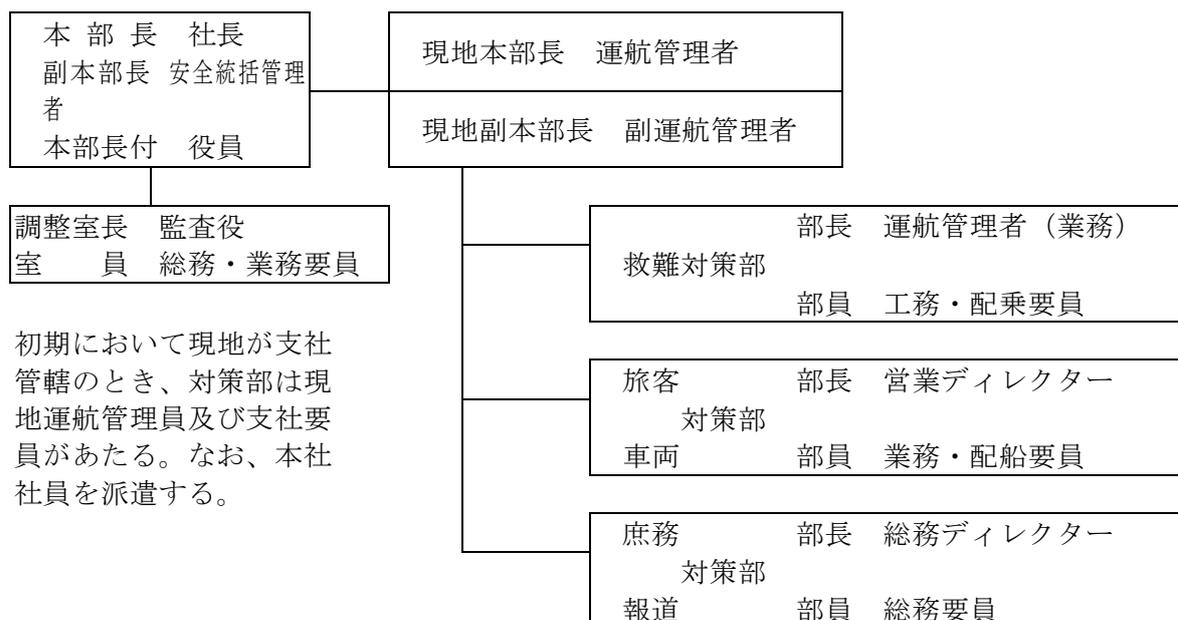
- (1) 災害に際しては広島市（災害対策本部）と密接な連絡をとるものとする。
- (2) 支社、代理店とは密接な連絡をとるものとする。
- (3) 社員は、勤務外の場合、自主的に勤務先との連絡に努め、連絡不能の場合は出勤に努めるものとする。

5 拠点及び主要船舶

- (1) 拠点
原則として本社社屋とする。
- (2) 主要船舶
別表 主要船舶表参照
- (3) 船舶の運航管理
当社の「安全管理規程」による。

(別紙)

非常対策本部



(職務分掌)

非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務並びに室及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1 本社本部員の職務

本 部 長	本部長は、事故処理の基本方針を定め、事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮、監督する。
副 本 部 長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれないときは、その職務を代行する。
本 部 長 付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針に参画するとともに、事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
対 策 部 員	対策部員は、本部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2 現地本部員の職務

現 地 本 部 長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統括し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現 地 副 本 部 長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現 地 各 対 策 部 長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について本部長に報告する。
現 地 対 策 部 員	前項「対策部員」の職務に同じ。

3 室及び各対策部の所掌

調 整 室	(1) 本部及び現地本部の統括事務に関すること。 (2) 非常対策本部の設置、解散及び社内への周知に関すること。 (3) 調整会議の庶務に関すること。 (4) 各種情報の収集及び整理、報告並びに記録に関すること。
救 難 対 策 部	〔救難〕 (1) 事故の実態のは握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 (2) 救難計画の立案及び実施に関すること。 (3) 船長への連絡及び指示に関すること。 (4) 関係機関への手配及び連絡に関すること。(運輸局、海上保安部、消防、警察、港湾管理者、その他) (5) 派遣要員の確認に関すること。(氏名、派遣先、用務、連絡手段等) (6) 携帯電話その他救助資機材の手配に関すること。 (7) 海図、連絡先一覧表等必要資料の整理に関すること。 (8) その他救難に必要な事項に関すること。 〔工務〕 (1) 事故船舶の資料の準備に関すること。(写真、一般配置図、要目表その他) (2) 救助派遣船等の燃料の手配に関すること。 (3) 携帯電話その他救助資機材の調達に関すること。 (4) 船舶の救助、修理の手配に関すること。 〔配船〕 (1) 救助派遣船等の選定に関すること。 (2) ダイヤ調整に関すること。 〔配乗〕 (1) 事故船舶の乗組員名簿、写真、経歴の準備に関すること。 (2) 救助派遣船等の乗組員及び同用食料等の手配並びに同名簿の作成に関すること。

旅客車両対策部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 旅客名簿の作成に関する事。 (2) 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関する事。 (3) 被災者の近親者への事故の発生通知に関する事。 (4) 死傷者に対する応急措置及び救護に関する事。 (5) 被災者及び被災者の近親者の世話に関する事。 (6) 欠航便の旅客処理に関する事。 (7) 運賃の払戻しに関する事。 (8) 旅客に係る補償に関する事。 (9) その他旅客対策に関する事。 (10) 車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関する事。 (11) 車両、貨物、手小荷物及び郵便物に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ① リストの作成に関する事。 ② 損傷及び紛失の状況のは握に関する事。 ③ 引渡しに関する事。 ④ 補償に関する事。 ⑤ その他貨物対策に関する事。
庶務報道対策部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 庶務 <ul style="list-style-type: none"> ① 非常対策本部の設営に関する事（案内表示の作成掲示、受付の設置、腕章の配布等） ② 来訪者の接遇に関する事。 ③ 消耗品の調達に関する事。 ④ 派遣要員の経費前渡に関する事。 ⑤ 非常対策本部の厚生に関する事。（食事、宿泊、健康管理等） ⑥ 見舞い及び弔意に関する事。 ⑦ 写真記録に関する事。 ⑧ 非常対策本部の経理に関する事。 ⑨ その他庶務に関する事。 (2) 報道 <ul style="list-style-type: none"> ① 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ア 資料収集（事故概要、負傷者状況、救助概要、船舶要目、乗組員名簿、船長写真、船長経歴、旅客名簿等） イ 発表用資料作成 ウ 記者専用電話・FAX等の手配 ② その他事故に係る、広報に関する事。

（非常対策本部運用要領）

運航管理者は、非常対策本部を円滑に運用するため、非常対策本部運用要領を別に定めるものとする。（省 略）

別表

瀬戸内海汽船・運航船舶の状況

種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	699 トン	2	300 人（3 時間未満）	広島～松山
高 速 船	190 トン	2	各 153 人（6 時間未満）	広島～松山
旅 客 船	602 トン	1	400 人（1.5 時間未満）	クルーズ

第9 広島県広島西飛行場事務所

広島西飛行場緊急計画

(目的)

第1条 広島西飛行場緊急計画（以下「緊急計画」という。）は、広島西飛行場及び広島西飛行場の周辺における緊急事態等が発生した場合又はその恐れがある場合において、広島西飛行場及び関係 機関相互の協力と緊密な連携により、迅速かつ的確な活動を実施するため、緊急時の通報連絡体制、消火活動、救急活動、医療救護活動、警備・交通規制及びその他の活動に必要な事項を定め、対策を講じることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この緊急計画の適用範囲は、原則として次のとおりとする（以下「緊急事態等」という。）。

- (1) 広島西飛行場又はその周辺で航空機事故が発生した場合
- (2) 広島西飛行場に進入中の航空機に事故が差し迫った状況にあるか、又はそう推測される場合
- (3) 広島西飛行場に進入中の航空機に何らかの異常事態が生じているか、又はそう推測される場合
- (4) 不法奪取された航空機が広島西飛行場に飛来しようとした場合又は飛来した場合
- (5) 広島西飛行場を出発又は到着地とする航空機あるいは広島西飛行場の施設に対して、爆破の脅威が発生した場合
- (6) 広島西飛行場又はその周辺で航空機が含まれない緊急事態が発生した場合
- (7) 広島西飛行場で医療上の緊急事態が生じた場合
- (8) 自然災害が発生した場合
- (9) 広島西飛行場又はその周辺で火災が発生した場合

(関係機関)

第3条 この緊急計画の関係機関は次の機関（以下「関係機関」という。）とし、その構成は別紙1のとおりとする。

- (1) 航空交通機関（飛行情報関係を含む。）
- (2) 救難及び消防機関
- (3) 警察及び警備機関
- (4) 飛行場管理関係機関
- (5) 医療機関
- (6) 航空運送事業者等
- (7) 通信機関
- (8) 飛行場関係事業者

(関係機関の活動分担)

第4条 緊急事態等における関係機関の活動の分担は、原則として別紙2のとおりとする。

(実施要領等の制定)

第5条 広島西飛行場長は、緊急事態等に応じた活動内容の実施にあたり必要な事項について、別に要領等を定めて処理を行うことができる。

(連絡体制)

第6条 緊急事態等が発生した場合の連絡通報を迅速かつ確実に行うため、事前に適用の基準に従った緊急連絡体制（連絡通報先の窓口名、電話番号及びFAX番号を昼夜、休日別に確認整理したもの。以下「緊急連絡体制」という。）を作成する。なお、変更があった場合は速やかに訂正し、関係機関に連絡するものとする。

- 2 緊急連絡体制は、通報を行う場所の見やすい位置に掲示する。
- 3 広島西飛行場長は、執務時間外の突発的な災害の発生に備え、全職員を網羅する連絡経路を明らかにし、職員に周知徹底しておかなければならない。

(緊急事態等の通報)

第7条 広島西飛行場内で緊急事態が発生した場合は、緊急連絡体制により関係機関に対して判明している次の事項を速やかに通報するとともに、必要に応じて消火救難活動の要請を行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類及び規模
- (2) 緊急事態発生時刻
- (3) 緊急事態発生場所
- (4) 緊急事態の具体的内容

- 2 広島西飛行場事務所は、その周辺において航空機を含む緊急事態または火災が発生したことを覚知した場合には、第1項の規定に準じた通報を行うものとする。

(対策本部等)

第8条 緊急事態等が発生した場合において、広島県空港港湾部長は、必要に応じて広島県空港港湾部内に空港港湾部長を本部長とする対策本部を設置する。

- 2 前項の対策本部が設置された場合、広島西飛行場長は、広島西飛行場内に広島西飛行場長を本部長とする現地本部を設置する。
- 3 前2項の対策本部及び現地本部の組織及び業務等は、別紙3による。

(現地連絡調整機関)

第9条 緊急事態等が発生した場合は、必要に応じて現場における関係機関相互の連絡調整を目的とした現地連絡調整機関を組織する。

- 2 原則として現地連絡調整機関は広島西飛行場教育訓練室内に設置する。
- 3 現地連絡調整本部長は広島西飛行場長とする。
- 4 現地連絡調整機関の構成は、災害関係機関からなる。
- 5 前条による対策本部が設置された場合は、同本部の指揮系統及び連絡系統のもとに現地連絡調整機関を運営する。
- 6 現地連絡調整機関には、別に定める要領により緊急電話を設置する。

(自衛隊への災害派遣要請)

第10条 自衛隊への災害派遣要請は、広島県地域防災計画による。

- 2 広島西飛行場長は、知事が自衛隊への災害派遣要請に必要な次の情報を収集し、報告する。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考になるべき事項

(消火救難活動)

第11条 広島西飛行場事務所は、消火救難活動を実施するにあたり、その基準となる要領等を別に定めて行うものとする。

- 2 関係機関相互の協力と緊密な連携を図り、消火救難活動を実施するため、広島西飛行場事務所と消火救難に係る関係機関との間で協定を締結する。

(消火救難隊)

第12条 広島西飛行場事務所は、消火救難活動を迅速かつ円滑に実施するため、飛行場内の各団体の協力を得て、消火救難隊を組織するものとする。

- 2 前項の消火救難隊を組織するため、広島西飛行場事務所と飛行場内の各団体との間で協定

を締結する。

3 広島西飛行場消火救難隊の構成及び業務分担等は、要領等により別に定める。

(負傷者の選別等)

第13条 飛行場管理関係機関、救難及び消防機関、医療機関は、協力して現場付近の適切な場所に救護所等を設置するとともに、被災者についてすみやかに負傷者の選別を行い、必要な救急活動及び医療救護活動を実施する。

(医療救護活動及び傷病者搬送活動)

第14条 医療救護に係る関係機関は、相互の協力と緊密な連携をはかり、必要な地区を設置し、医療救護活動及び傷病者搬送を実施する。

2 広島西飛行場事務所は、次により、「搭乗者待機地区」、「傷病者救護地区」及び「無傷者待機地区」を設置する。

(1) 「搭乗者待機地区」は、関係消防機関及び医療機関が効果的な治療を行うために、搭乗者の傷病の程度を識別する地区とする。

(2) 「傷病者救護地区」は、関係消防機関及び医療機関の協力により、傷病者に対する医療救護活動を行うための地区とする。

(3) 「無傷者待機地区」は、関係消防機関と連携し、搭乗者の把握及び現場における混乱の防止等を適切に行うため、傷病者救護地区から離れた場所に設置する地区とする。

3 関係消防機関は、自衛隊と共同して傷病者救護地区で安定化が図られた傷病者を、後方医療機関へ搬送するため、「傷病者搬送地区」を設置する。

4 第1項の規定の業務を円滑に行うため、広島西飛行場事務所と医療関係機関との間で協定を締結する。

5 遺体の収容等については、広島県地域防災計画に準じた活動とする。

(警備及び交通規制活動等)

第15条 緊急事態等の現場付近における警備及び交通規制等は、原則として次により実施する。

(1) 広島西飛行場内において航空機事故が発生した場合、広島西飛行場長は当該航空機事故の処理が終了するまでの間、飛行場を閉鎖する等必要な措置を行うことができる。

(2) 広島西飛行場事務所は、飛行場内で緊急事態が発生した場合、制限区域内の警備及び入場規制を実施する。

(3) 関係警察機関は、緊急事態発生現場付近の警備及び周辺道路の交通規制を実施する。

(4) 広島海上保安部は、緊急事態発生現場周辺海域の警備及び交通規制を実施する。

(航空機事故等現場保存)

第16条 航空機事故など発生後に原因究明や調査等が必要となる緊急事態等については、人命救助、遺体収容、消火等のために必要がある場合を除き、できる限り忠実な現場保存に努めなければならない。

2 前項の現場の状態を変更させる場合には、写真、見取図又は記録により変更以前の状況を把握し、国土交通省の航空機事故調査担当官等が調査の際の参考となり得るように行うものとする。

(グリッドマップ)

第17条 広島西飛行場事務所は、緊急事態が発生した場合の消火救難活動を迅速かつ適切に実施するため、次により広島西飛行場及びその周辺に係る格子地図(以下「グリッドマップ」という。)を作成し、あらかじめ緊急計画関係機関に配布しておくものとする。

(1) 「広島西飛行場グリッドマップ」

ア 滑走路、誘導路等の基本施設、保安施設、消防施設及び広島西飛行場内の主要施設を標示したものとする。

イ 範囲は、広島西飛行場の告示の範囲とする。

(2) 「広島西飛行場場外グリッドマップ」

- ア 主要な道路、鉄道、学校、病院、警察署、消防署及び河川等を標示したものとする。
- イ 範囲は、広島西飛行場の標点から凡そ半径9 Kmの円内とする。

(訓練)

第18条 広島西飛行場事務所は関係機関の協力のもとに、この緊急計画の実効性を確保するため、次により定期的に訓練を実施する。

- (1) 図上訓練 関係機関又は一部関係機関の訓練担当者による机上の訓練
- (2) 部分訓練 各関係機関の役割分担を中心とした訓練
- (3) 総合訓練 図上訓練及び部分訓練に参加した関係機関が、それぞれの訓練の成果を元に実施する総合的な訓練。

2 訓練を実施した場合は講評を実施する。

(緊急計画に係る協議)

第20条 緊急計画の円滑かつ適切な実施を図るため、緊急計画の諸活動に係る事項及び訓練の計画等について、関係機関において協議する。

(広報業務)

第21条 職員は、業務上知り得た航空機事故等に係る情報又は資料を、次項の規定によるほか、部外者に対し提供してはならない。

- 2 航空機事故等に関する広報業務は、空港港湾部長が指定する者が一元的に行う。
- 3 前項の広報業務を行う場合において、事故調査に関する情報及び事故の原因に関する情報、推測等は、これを提供してはならない。
- 4 前項の広報を行う者は、公表すべき事項がきわめて重大であると認められる場合は、あらかじめ空港港湾部長の承認を受けなければならない。

(その他)

第22条 法令及び地域防災計画等に基づく措置が実施される場合には、この計画にかかわらず当該法令及び計画等によるものとする。

- 2 この計画及びこの計画に基づく要領等に記載する事項は、国土交通省航空局から指示があった場合は、国土交通省航空局の指示を優先する。

附 則

この計画は、平成14年9月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成15年10月31日から施行する。

附 則

この計画は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成20年8月1日から施行する。ただし、組織改正に伴う改正は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成23年3月10日から施行する。

別紙 1

緊急事態等における関係機関

関 係 機 関	構 成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所及び気象庁関西航空地方気象台を含む。) ・ (財)航空機安全運航支援センター
(2) 救難及び消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊 ・ 広島市消防局 (広島西消防署) ・ 消火・救難業務受託者
(3) 警察及び警備機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県警察本部 (広島中央警察署) ・ 飛行場警備受託者 ・ 第六管区海上保安本部 (広島海上保安部)
(4) 飛行場管理関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県、広島市
(5) 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ (社)広島県医師会
(6) 航空機運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一航空(株) ・ 朝日航洋(株) ・ 中日本航空(株) ・ オールニッポンヘリコプター(株) ・ 共立航空撮影(株)
(7) 通信機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ N T T 西日本
(8) 飛行場関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島空港ビルディング(株) ・ マイナミ空港サービス(株)

緊急事態等における関係機関の活動分担

関係機関		活動分担
航空交通機関	国土交通省	ア 航空交通規制 イ その他必要な活動
	(財)航空機安全運航支援センター	ア 臨時ヘリパッド、ヘリ飛行ルートを選定 イ その他必要な活動
救難及び消防機関	自衛隊災害派遣部隊	ア 搭乗者の救助 イ 傷病者の輸送 ウ 行方不明者の捜索 エ その他必要な活動
	救難及び消防機関 消火救難業務受託者	ア 消火活動 イ 搭乗者の救助 ウ 救急活動 エ 傷病者搬送活動 オ その他必要な活動
警察及び警備機関		ア 搭乗者の救助 イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備 ウ 交通規制 エ 医療救護班輸送車両（医師）の先導 オ 遺体の検視と身元確認 カ 行方不明者の捜索 キ その他必要な活動
飛行場管理関係機関	広島県 広島西飛行場事務所	ア 緊急対策現地本部の設置 イ 消火救難活動（委託により消火救難業務受託者が行う） ウ 搭乗者の救助（委託により消火救難業務受託者が行う） エ 搭乗者待機地区の設置 オ 傷病者救護地区の設置及び医療資器材の配置（飛行場内での航空機災害発生の場合） カ 傷病者数及び搭乗者の把握 キ 制限区域内への入場制限 ク 制限区域内の誘導 ケ 航空会社との連絡窓口 コ 現地関係機関との連絡調整 サ その他必要な活動
		ア 緊急対策本部の設置 イ 本庁関係機関との連絡調整 ウ 自衛隊等への災害派遣要請 エ その他必要な活動
	広島市	ア 「広島市地域防災計画 都市災害対策編」に準じた活動 イ 救護地区の設置（飛行場外陸上での航空機災害発生の場合） ウ その他必要な活動
医療機関		ア 救護班の派遣 イ 救急医療活動 ウ その他必要な活動
航空運送事業者等		ア 乗客名簿の作成及び提出 イ 遺体の身元確認 ウ 通訳の配置 エ 放射性物質の積載等危険物の有無に関する報告 オ 被災者及び関係者の水、食事、衣類等必需品及び一時収容所等の手配 カ 油防除の対策
通信機関		ア 通信手段の確保 イ その他必要な活動
飛行場関係事業者		ア 消火救難隊への参画又は協力 イ その他必要な活動

広島西飛行場緊急対策本部及び同現地本部について

1 対策本部等の組織及び業務

「広島西飛行場緊急計画」第8条第1項及び同条第2項に定める対策本部及び現地本部（以下「緊急対策本部等」という。）については、原則として次のとおりとする。ただし、災害対策基本法に基づく広島県災害対策本部が設置されたときは、同本部の指揮・連絡系統及び事務分掌に編入する。

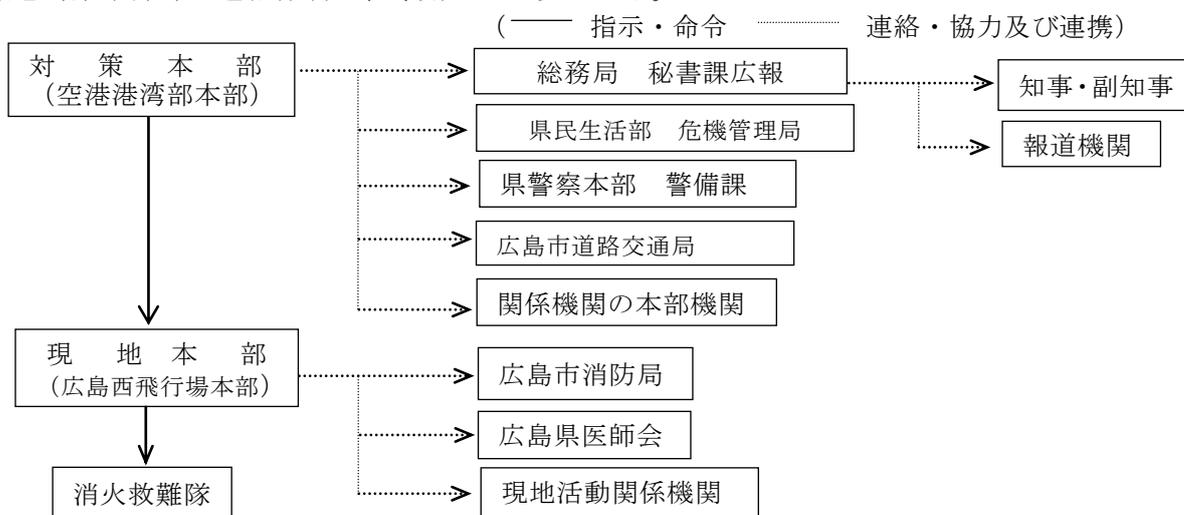
対 策 本 部 (空港港湾部本部)	名 称	広島西飛行場緊急対策本部
	設置場所	広島県空港港湾部内（事務局：空港振興課）
	組 織	本 部 長 広島県空港港湾部長 副本部長 広島県空港振興課長 本 部 員 本部長が指示する職員
	主な業務	・ 緊急事態等の情報収集及び資料作成 ・ 現地対策本部への指示 ・ 関係部局との調整 ・ 報道対応 ・ その他緊急事態等の対策に必要な業務
現 地 本 部 (広島西飛行場本部)	名 称	広島西飛行場緊急対策現地本部
	設置場所	広島西飛行場内（事務局：広島西飛行場事務所総務課）
	組 織	本 部 長 広島西飛行場長 副本部長 広島西飛行場事務所次長 本 部 員 本部長が指示する職員
	主な業務	・ 緊急事態等の情報収集及び報告 ・ 消火救難隊の編成・出動の指示 ・ 対策本部からの指示等の関係機関への連絡 ・ 業務処理に応じた班編成等（総務、消火救難、医療、協力等） ・ その他緊急事態等の対策に必要な業務

2 設置基準

原則として、緊急事態等の発生時において、関係機関等との協力・連携のもとに対策を講じる必要があると認められるときに設置するものとする。（例：被害の恐れがあり広範に影響が見込まれる場合等、あるいは状況によって、広島県災害対策本部の設置が予測される場合など）

3 連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は、原則として次による。



4 緊急連絡体制

初動時の緊急連絡体制については、別に定める。

第5節 放送機関

第1 日本放送協会広島放送局

1 非常災害発生時の応急対策

(1) 緊急報道体制の確立

非常災害が発生した場合は、防災関連機関と連絡を密にし、非常災害時における指定公共機関としての役割を遂行するため、災害に関する報道を優先して放送するよう緊急報道体制を早期に確立する。

(2) 放送施設の措置

非常災害が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 連絡系確保、非常無線通信の利用

イ 施設の応急対策

ウ 必要機材の借用、調達

エ その他電波確保に必要な事項

(3) 非常災害関係情報の報道

非常災害関係情報の放送に当たっては、直接的な災害の防止、社会的混乱等二次災害の防止、被災者の援護・復旧に資するため、正確、迅速な情報の提供に努める。

2 非常災害対策本部の設置

発災時において、広島放送局内に「非常災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。

(1) 組織

非常災害対策本部 本部長 局長 副本部長 副局長 事務局 企画総務室	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する重要事項の審議・決定 ・災害対策の対外折衝 ・本部運営及び各対策部間との連絡・調整 ・災害時における情報の収集・連絡
放送対策部 部長（放送担当）放送部長 部長（技術担当）放送技術部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害放送の実施
放送施設対策部 部長 企画総務室技術部長	<ul style="list-style-type: none"> ・放送設備・電源設備の復旧・防護 ・放送施設の点検・応急復旧等
視聴者・広報対策部 部長 企画総務室広報部長	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・来局者・各種マスコミ対応 ・義援金等の対応と取組み、安否情報処理
営業対策部 部長 営業推進センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へのTV・ラジオの設置 ・被災地受信機の復旧 ・受信料免除のための被災状況調査等
管理対策部 部長 企画総務室長 部長（経理担当）企画総務室 経理部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の経理業務全般

(2) 職務基準

- ア 基本方針策定
- イ 各部間緊急計画の調整と情報交換
- ウ 部外関係機関との折衝と連絡
- エ 部内応援体制の調整
- オ マスコミとの対応

等について審議決定を行う。

(3) 災害時における放送要請に関する協定

広島市との「災害時における放送要請に関する協定書」（昭和 60 年 3 月 1 日締結）に基づき対応することとする。

(4) 部外関係機関との協力

県、市、中国電力、広島ガス、N T T 等関係機関と緊密な連携を保ち、発災後における混乱防止の対策を図る。

3 大規模地震警戒宣言等の伝達及び状況報告

(1) 警戒宣言の発令または警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策にかかわる措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容、その他これに関連する情報についての協会内の伝達は、専用回線を使用し、正確かつ速やかに行う。

(2) 動員及び準備活動

警戒宣言が発令された場合、警戒宣言にかかわる各種情報の伝達、地震発生後の放送送出確保に備え、次の準備活動を行う。

ア 動員

広島放送局においては、本部・地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の動員計画に基づき、各対策部それぞれに応じた非常配備体制をとることとする。

(参考) 市内局所及び施設

局 所 施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
広 島 放 送 局	広島市中区大手町二丁目 11 番 10 号	504-5111	
比治山テレビ放送所	広島市南区比治山公園 5 番 3 号	264-5206	通常無人
祇園ラジオ放送所	広島市安佐南区西原四丁目 42 番 17 号	874-0154	通常無人

第2 株式会社中国放送

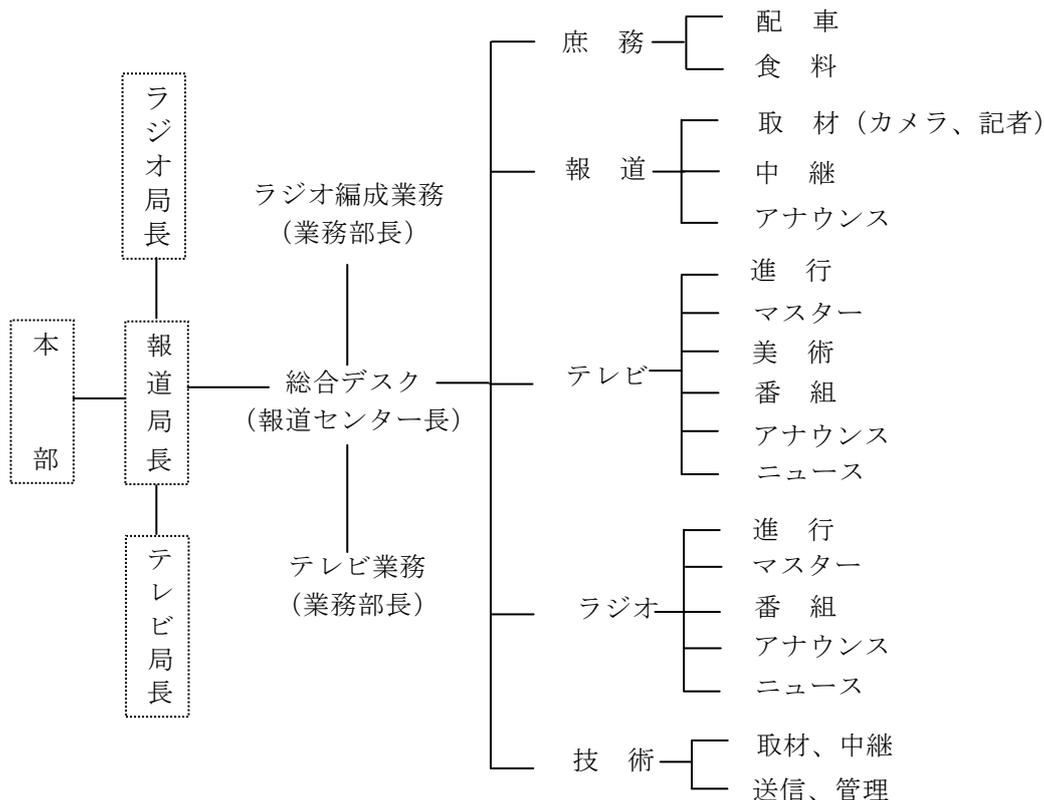
1 災害時における関係情報の受信担当

- A 広島市消防局予防部予防課－中国放送報道センター長
- B 夜間・休日・祝日の場合
報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道センター長

2 災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置



3 災害時の放送番組の編集・放送

災害時にあつては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。

第3 広島テレビ放送株式会社

災害・緊急事態における放送対策要綱

1 基本方針

この要綱は災害、並びに緊急事態の発生に際し、「災害対策基本法」、「放送法」等に基づき放送の社会的使命を達成するため、放送及び放送体制の確保に万全を期すことを目的とする。

注) ①「災害」とは……災害対策基本法第2条及び放送法第6条の2に基づき暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事、その他による災害。

注) ②「緊急事態」とは…災害等の外的事由により平常的な放送及び業務を変更し緊急

取材体制を必要とするもの。

注) ③この要綱は、災害対策基本法にいう「防災計画」とする。

2 災害・緊急事態の種類

区分	緊急取材放送体制の範囲	防災体制の範囲
A級	緊急事態のうち最大級のもので、放送の継続が不能又は番組の全面変更を要する場合 イ 地域社会に大影響を及ぼす災害の発生。(広島県、広島市及び隣接県などに発生した大震災、大火など) ロ 国家情勢に大影響を及ぼす関東大震災級の災害。	本社主要社屋に被害が及び、放送に重大な影響を与えるおそれのある場合
B級	緊急事態のうちA級に次ぐ場合 イ 地域社会に影響を及ぼす災害の発生(エリア内で起った大火、水害、地震、海難、航空機、列車事故など) ロ 新潟地震級の大都市を中心とする大災害	本社主要社屋に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合
C級	緊急事態のうち比較的軽度の場合 イ 地域社会における災害、事故の発生(比較的軽度の台風、地震、公共建築物の火災、交通機関の事故など) ロ 国内社会情勢に影響ある事態の発生。(大都市火災、航空機墜落、緊急金融措置など)	本社以外の主要社屋、設備に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合

(注) 国内海外関係の緊急事態についての対策は、キー局との連携が不可分であり、広島テレビ放送としての対策は、キー局との連絡により行う。

3 災害・緊急事態対策本部の設置

災害・緊急事態が発生し、本要綱のA級を適用するときは、自動的に対策本部が設置される。B・C級の場合も、常勤取締役構成者の判断において、その必要を認めたときは対策本部を設置する。

対策本部は、原則として本社内に設置する。

(対策本部の構成)

対策本部には対策本部長をおく。

対策本部長は、代表取締役の指名した常勤取締役会構成者があたる。

対策本部の構成員は、対策本部長の指名によるものとする。

(対策本部長の機能)

対策本部長は日常の分掌規定、職務権限にかかわらず、番組の決定実施、スポンサー及びネット関係局との折衝において、一切の責任と権限を有する。

4 災害・緊急事態発生時の連絡

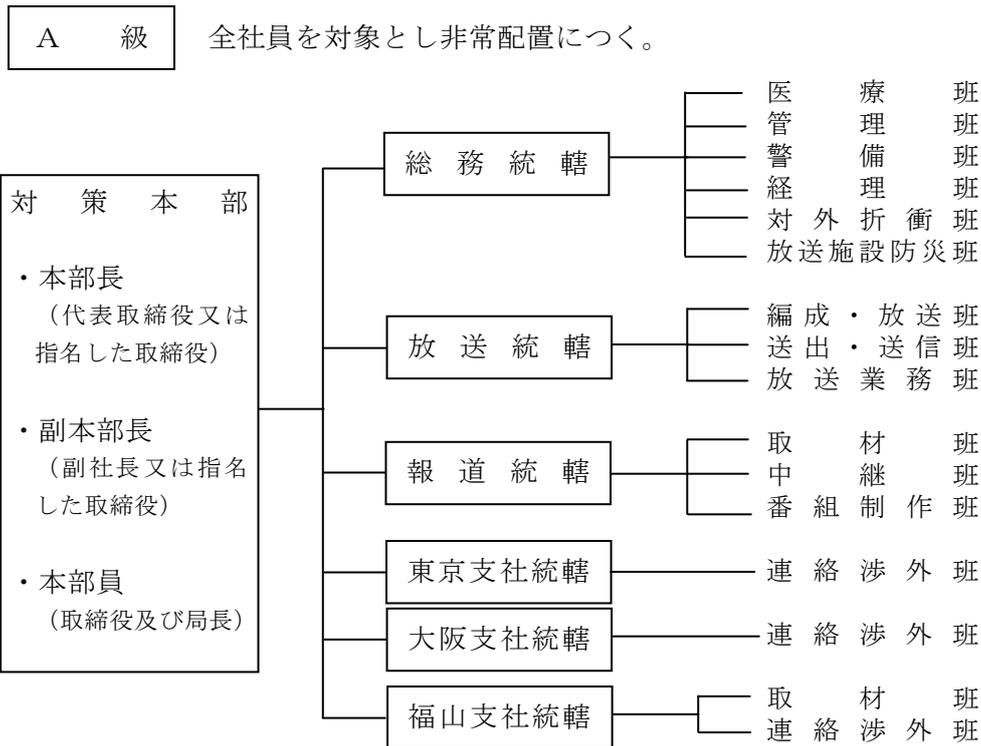
災害・緊急事態が通常勤務の昼間に発生した場合は、報道部門責任者から常勤取締役会構成者にあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡する。

対策本部の設置決定については、総務部門責任者を通じて社内全部局に通達する。

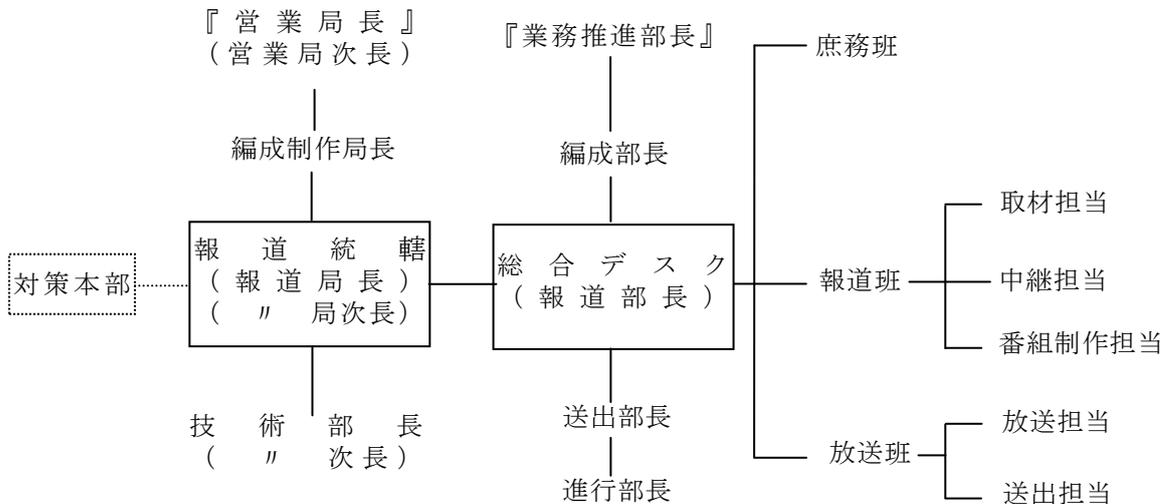
災害・緊急事態が休日及び夜間に発生した場合は、速やかにあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡し、指示を受ける。

5 災害・緊急事態発生時の組織及び放送体制

(1) 災害・緊急放送体制



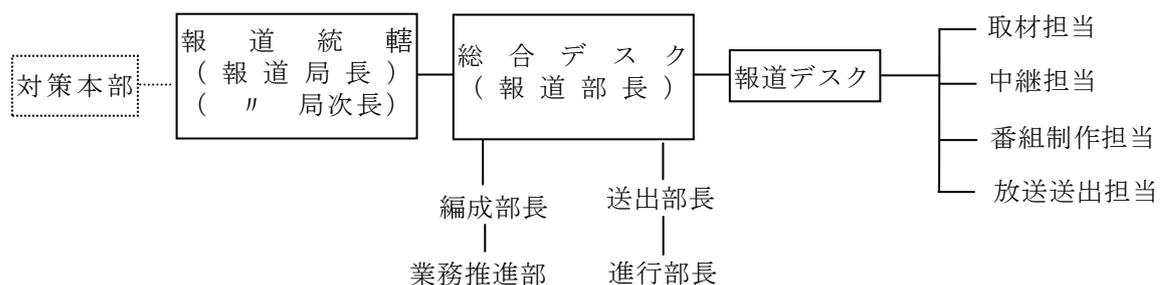
B 級 報道局員を中心に特別編成し、次の配置につく。



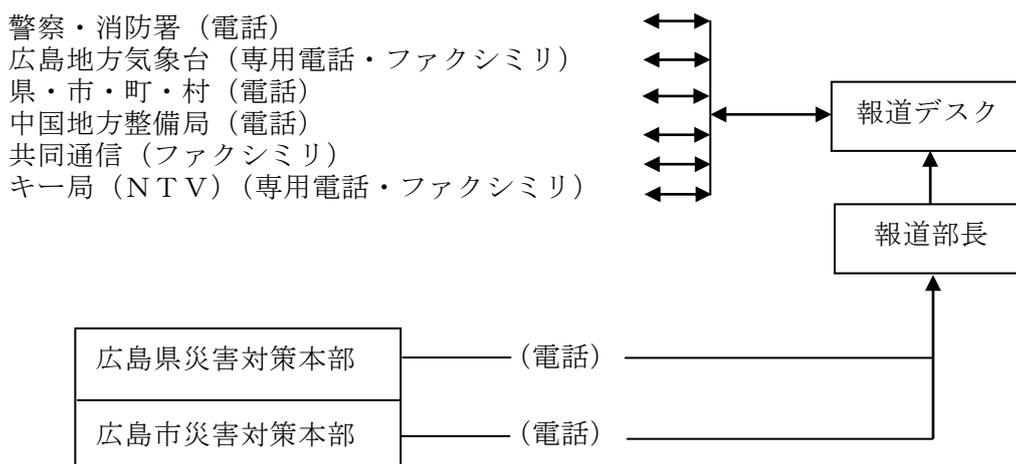
注① 『 』は必要に応じて連絡協議する。

注② 防災体制については、必要に応じて配置する。

C 級 報道局員により次の配置につく。



(4) 災害情報の入手体制



6 災害・緊急事態発生時の特別番組の編成及び緊急警報信号の送出

災害時にあっては、「放送法」と「災害対策基本法」による指定地方公共機関の責務（別紙資料）を遂行するため、災害情報の放送を行う。（緊急警報信号の送出を含む。）

緊急事態下における放送及び番組編成は、公共機関からの連絡、発表事項等を優先して取り扱う。

特に、災害については、被害対策、被害状況、救援対策等の速報にあたり、流言ひ語の類には注意する。

（番組編成措置）

	放 送 内 容
A 級	臨時ニュースの挿入 平常番組の中断 （放送休止時なら直ちに開始準備） レギュラーの枠をはずし、全面特別放送に切り替える。
B 級	臨時ニュースの挿入 （番組の一時中断も可） レギュラーの枠は一応生かすも、適宜特番を組む。 （事態にふさわしくない内容は中止又は変更する）
C 級	臨時ニュースの挿入 （ロールスーパー、ステブレのとりきり、場合によっては音声のみ一時中断も可） レギュラー枠はそのまま生かし、特番あれば枠内で考慮する。

各ランクの適用

発生したる緊急事態の各ランク適用は、常勤役員会構成者の判断（単独若しくは合議）によるものとする。事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

（CMについて）

CMについては、その内容を検討し、挿入、不挿入を決定、緊急事態下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについては、これを削除又は災害見舞い等の内容等に変更することがある。

この場合、スポンサーには可能な限り速やかに了解を求め、やむを得ない場合は、事後了承を求めることとする。但し、C級の場合は、前後に断りのテロップを挿入する。

7 災害・緊急事態時の放送設備の防災対策

（建物の防災対策）

災害時における火災、水害等から本社及び中継局の建物を守るための必要な措置と体制を確立する。

(放送設備の防災対策)

(1) 電源障害

- ア 自家発電装置の点検整備を常時行い、災害時故障なく運転できるようにする。
- イ 自家発電装置の燃料、冷却水を確保する。
- ウ 電力会社と常時連絡をとり、受電確保策の事前打合せをしておく。

(2) 送信機及び空中線障害

- ア 給電線については、災害時に故障なく放送できるよう点検を綿密に行い、予備品等を確保する。
- イ 地震により給電線が破損した時は、送信機への被害を最小限にするため、先ず送信電力を低減し、状態を確認した後対策をたてる。

(3) 中継回線確保

- ア 西日本電信電話㈱と常時連絡をとり、回線確保の事前打合せをしておく。
- イ F P Uを常時整備し、必要の場合無線中継を行う。
(但し、取材中継との使用順位を考慮する。)

(4) 非常持出

物品、重要書類の搬送について体制を確保する。

(5) 放送運行

A P C事故の際、又は頻繁な番組変更のための手動運行態勢をとる。

(6) 暴徒対策

特に送信所など災害便乗の部外者侵入に対する警備を厳重にする。

(7) サテライト局の障害

監視人、関係業者との連絡を周知、確保する。

(8) 支社、キー局関係、報道機関などの連絡確保

- ア 西日本電信電話㈱と常時連絡し、回線確保対策を打合せる。
- イ 本社アマチュア無線局を活用する。

(災害時における協力)

(1) 系列局間応援と協力依頼

- ア 取材、中継対策。
- イ 資材、要員その他の相互協力。

(2) 地域内応援と協力依頼 (鉄塔、局舎、設備その他)

8 防災訓練計画

(社内訓練)

災害・緊急事態発生時には、社員が迅速かつ的確に防災業務を遂行できるよう、次の計画により防災訓練を行う。

(1) 個別訓練

組織動員、情報連絡、放送運行、取材中継、放送施設防災、局舎防災、輸送、宿泊、給食給水、避難救助、非常持出し及び医療救護の各対策について個別に訓練を実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練事項の全部について、総合的に訓練を実施する。

(関係機関との共同訓練)

地方公共団体等の主催する防災訓練、防災研究会等に積極的に参加する。

第4 株式会社広島ホームテレビ

広島ホームテレビ非常事態緊急体制

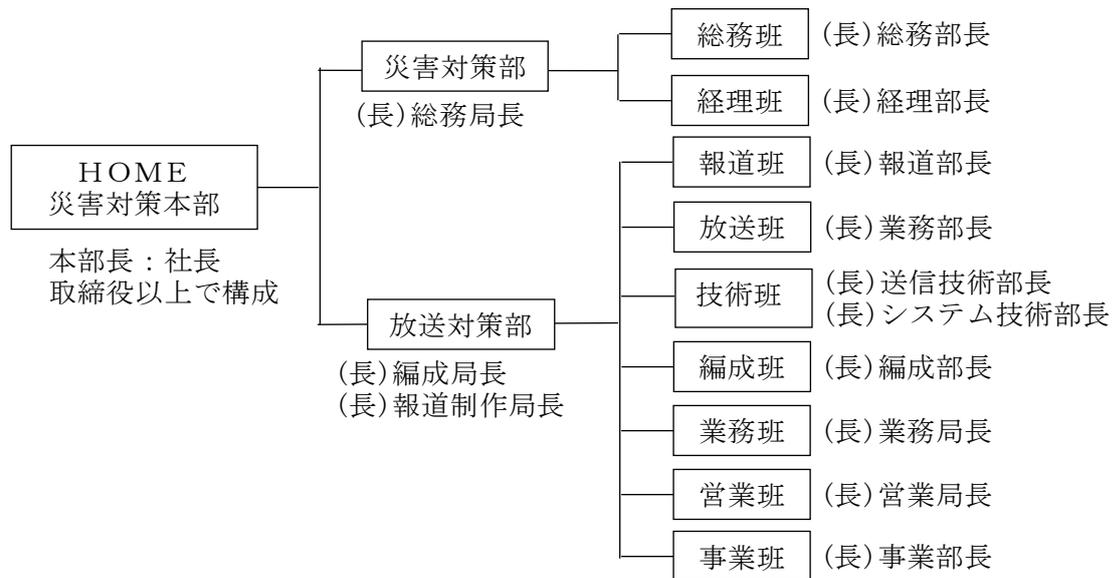
〈目 的〉

非常事態の発生に際し、放送の公共性に鑑み、被害を最小限に止め、放送設備の確保に務め、住民に正確な情報を迅速に伝え地域社会の安全に寄与するとともに、会社機能の円滑な運営を図ることを目的とする。

〈組 織〉

社長は非常災害が発生したときは、災害の規模および状況に応じて災害対策本部を設置する。社長不在の時は、あらかじめ定める順序に従い代行する。

設置場所 本社本館2階総務局



災害対策部

従業員の安全と本社施設を確保し、放送対策部を支援する。

放送対策部

放送手段を確保し、災害放送を実施する。

編成班(編成局編成部、放送番組審議会事務局)

- ・災害特別番組の編成、ネットワーク間の連絡とネットタイムの番組編成。
- ・視聴者からの問い合わせ対応、情報の収集を行う。

業務班(業務局業務部、東京支社業務部)

- ・災害特別番組の編成に伴い、営業班に番組、CMの休止や移動の連絡を行う。

営業班(営業局営業部、東京支社営業部、大阪支社営業部、福山支社営業部、福岡支社)

- ・スポンサーや広告代理店に対し、災害放送実施状況の説明・連絡とスポンサーの被害状況などの情報収集。

報道班(報道制作局、報道部福山支局、アナウンス室、業務局メディア戦略部)

- ・災害放送を実施、取材活動、情報の社内伝達を行う。

技術班(技術局)

- ・放送手段を確保し、報道班とともに災害放送を行う。

事業班(営業局事業部)

- ・業務班と連携し、事業イベントの連絡を行う。

〈任 務〉

本部長は、全般を統括し、班長を指揮する。

班長は、本部長の指揮に従い、部員に命令する。

部員は、班長の命令に従い、行動する。

〈体 制〉

一次体制「連絡本部」の設置

非常事態の発生に伴い、第一報を受けた部署が連絡本部となる。

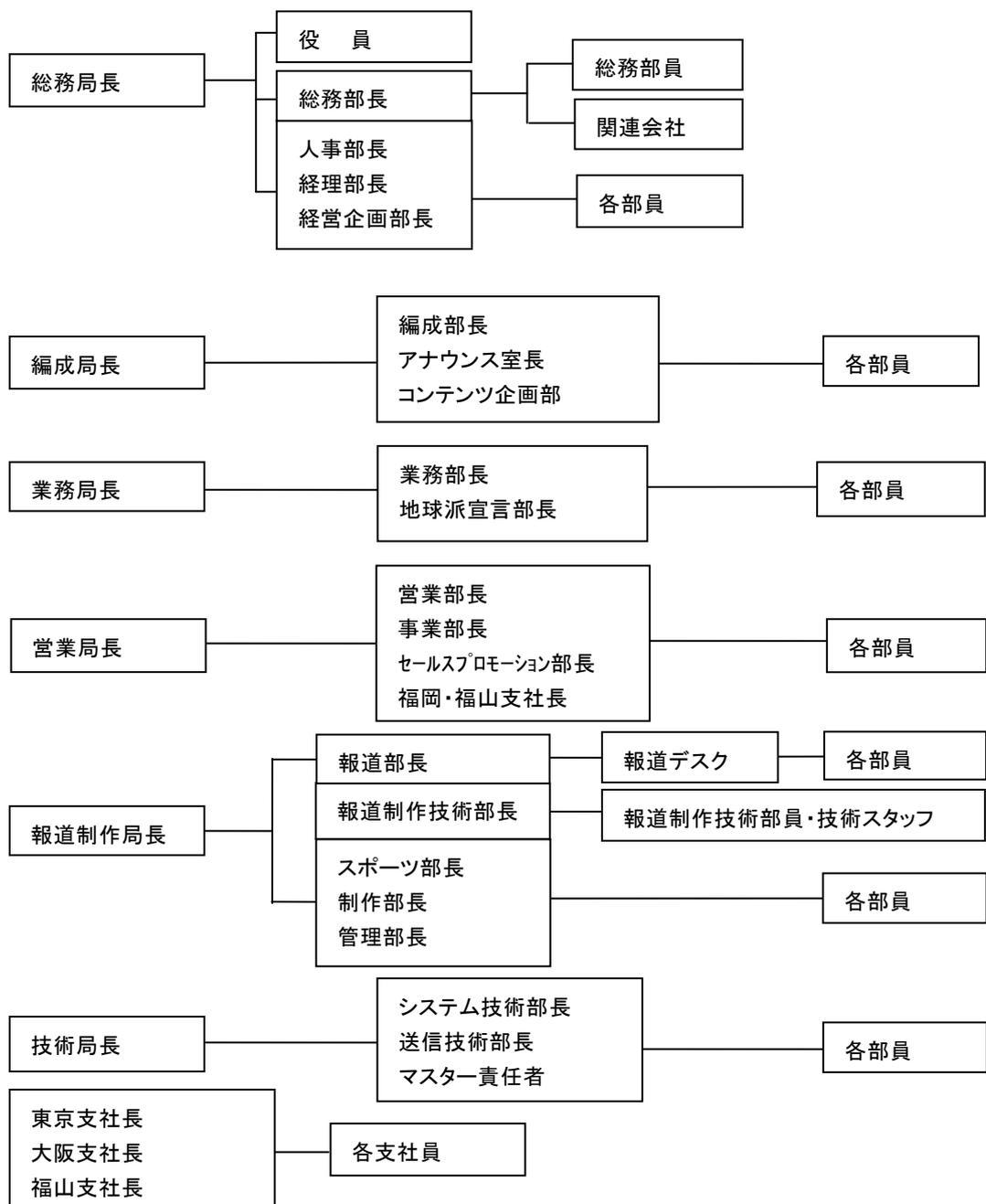
二次体制「対策本部」の設置

社長は非常事態の態様により、必要と認めたときは、「緊急事態対策本部」を設置する。

それまでは、「連絡本部」がその役割を代行する。

1 伝達系統

■緊急連絡網■



2 取材活動

報道部を主力とした取材チームが県、県警、消防、自治体等へ出動し取材する。

3 緊急放送の実施

緊急事態が発生したときは、本部は必要により通常番組を緊急事態番組に切り替えて放送する。放送については、緊急事態における放送番組の編成措置基準に準じる。

〈緊急事態時における放送番組の編成措置基準〉

(緊急事態の区別)

- 1 非常緊急事態とは、災害等の外的事由により経常的放送実施に変更を要する場合を示し、その事態を次の内容に区分する。
 - (1) A 級 緊急事態のうち最大級のもので、番組の全面変更を要するもの。
(放送の継続が不能となった場合を含む。)
 - (2) B 級 緊急事態がA級に次ぐ程度(性質)のもの。
 - (3) C 級 緊急事態のうち比較的軽度のもの。

(緊急事態下の放送番組編成措置)

- 2 緊急度の区分に応じて、次のとおり編成する。

- (1) 緊急度 A級

ア 臨時ニュースの挿入

発生と同時に通常番組を中断し、臨時ニュースを挿入する。

イ 特別報道番組を組む

以後通常番組を休止し、全面特別番組に切り換える。

(CMについて)

CMはその内容を検討し、挿入、不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うが、やむを得ない場合は、事後連絡をする。

- (2) 緊急度 B級

ア 臨時ニュースの挿入

A級に同じ

イ 特別報道番組(又はワイドニュース)を組む

以後の通常番組は、一応生かすが、適宜特別番組(又はワイドニュース)にする。

ウ 速報キャンペーンの実施

災害等の場合は、被害状況、救助対策の速報、救援キャンペーンを実施する。

(CMについて)

A級に同じ

- (3) 緊急度 C級

ア 臨時ニュース(又はニュース速報)の挿入

ロールスーパー、ステブレのとりきり、場合によっては音声のみ一時中断する。

イ 特別番組(又は報道番組)を組む

以後の通常番組は、事件の内容に対して不適当な娯楽番組のみ中止し、特別番組(又は報道番組)に切り換える。

(CMについて)

A級に同じ。ただし、この場合、前後に断りのテロップを挿入する。

- 3 放送番組の編成措置の細目については、各班において事態に応じ所属長の判断により実施する。

第5 株式会社テレビ新広島

災害緊急放送の実施

テレビ新広島は、「非常災害時基本マニュアル」に基づき、放送機器と設備を確保し、正確かつ迅速な災害放送の実施により、テレビ放送の公共的使命を果たす。

1. 非常災害への即応体制

緊急災害が発生した場合は、まず基本方針に従い全社員一致して災害放送をする。

- (1) 緊急放送部を組織
- (2) ニュース速報や情報提供などの緊急災害放送を実施

2. 総合対策本部の設置

社長を本部長とし、「放送対策部」「営業対策部」「災害対策部」で構成する総合対策本部を本社内に設置する。

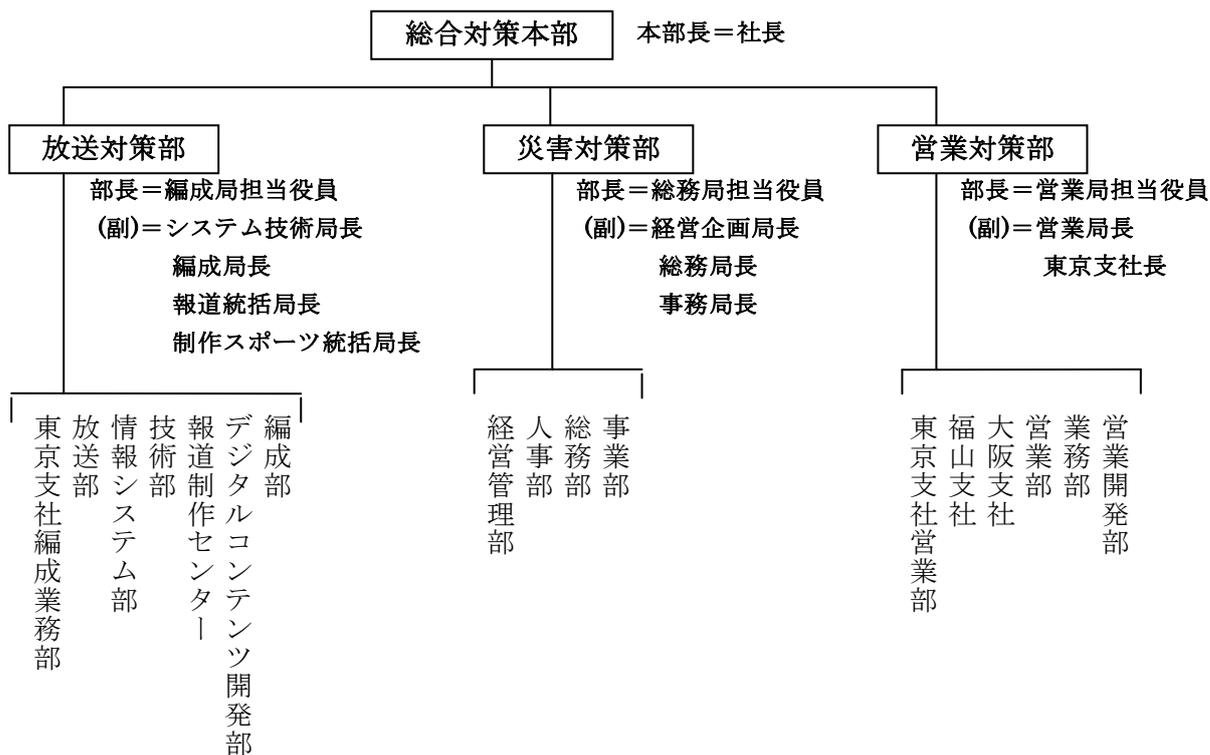
各班の任務は以下のとおり

- ・放送対策班…災害状況を正確に把握して、特別番組を速やかに編成する
- ・営業対策部…スポンサーや広告代理店など渉外連絡にあたる
- ・災害対策部…本社施設と社員の安全を確保し、他部の活動を支援する

3. 訓練の実施

災害発生に備え定期的に取材・放送訓練を実施する。

<組織図>



第6 広島エフエム放送株式会社

広島エフエム放送緊急事態対策要綱

第1章 本則

第1条（目的）

この要綱は、緊急事態が発生したときまたは発生するおそれがあるときの対策を定め、わが社の社会的使命を達成することを目的とする。

第2条（定義）

緊急事態とは、災害、事故、その他の事由により、通常の放送および業務の変更を要する場合をいう。

第3条（緊急事態発生連絡）

緊急事態の発生、または発生のおそれがあることを知った者は、直ちに所属部長にその内容を連絡し、所属部長は直ちに担当常務に連絡する。この場合所属部長、担当常務不在のときは、他の部長、常務に連絡する。連絡を受けた常務は、直ちに社長に連絡すると共に幹部会を召集する。

第4条（緊急事態対策本部の設置）

- 1 幹部会はその判断により緊急事態対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部に本部長をおく。
本部長は社長（社長不在のときは社長の指名した役員）がこれにあたる。
- 3 本部の構成員は、本部長の指名による。

第5条（本部の機能）

- 1 本部長は社の業務一般ならびに放送番組の編成、放送の実施およびスポンサー・広告代理店、ネット関係局との折衝において一切の権限と責任をもつ。
- 2 本部は、緊急事態の状況に応じて、臨時に緊急放送体制と緊急防災体制の組織を編成する。

第6条（社員の行動）

社員はすべて本部の指示のもとに行動し、これを拒んではならない。

第7条（本部の解散）

本部は、本部長の判断により解散する。

第2章 想定事例

第1 緊急事態およびこれに対応する放送及び緊急放送体制を例示すれば次のとおりである。

1 緊急事態

- (イ) 地域社会に重大な影響をおよぼす災害の発生（広島県および隣接県などに発生した大震災、大火、爆発、水害、および列車、船舶、航空機の大事故など）
- (ロ) 天皇・皇后および皇位継承者のご死去
- (ハ) 首相および国内要人の急死
- (ニ) わが国に重大な影響を与える戦争、動乱、クーデターの発生など
- (ホ) わが国に重大な影響を与える災害の発生
- (ヘ) わが国に重大な影響を与える政治的・経済的変事の発生
- (ト) 社会的不安を惹起する大事件の発生

2 対応放送

- (イ) 臨時ニュースの挿入
発生と同時に番組を中断し、臨時ニュースを放送する。
- (ロ) 特別番組の編成
以後のレギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

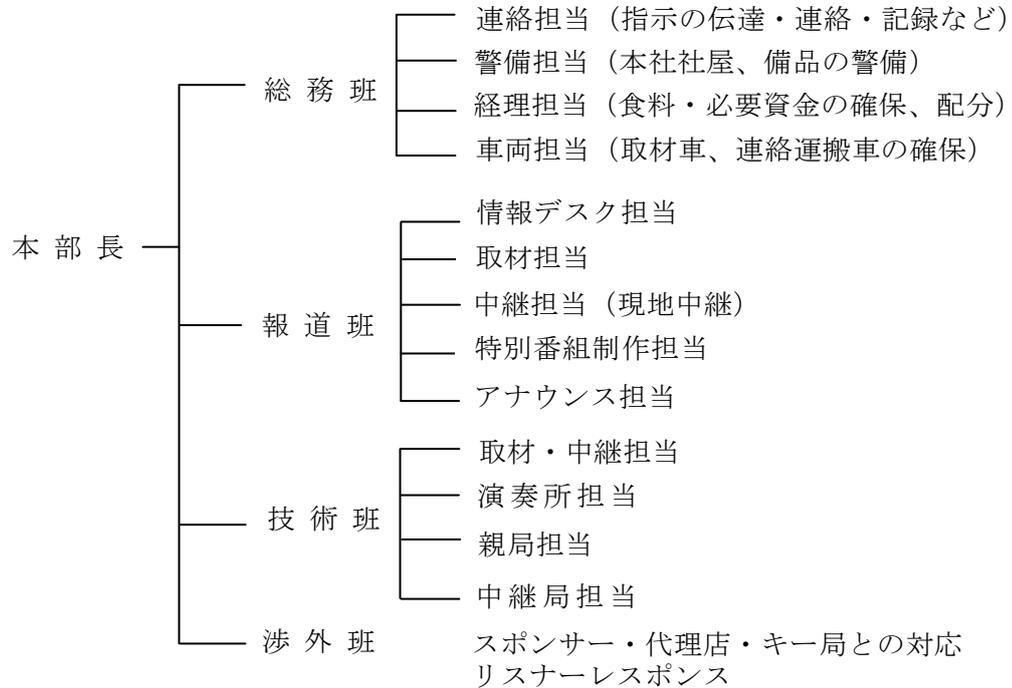
(ハ) ワイドニュースの放送

以後のレギュラー枠は一応生かすが、適宜ワイドニュースを放送する。

(ニ) 速報

災害時の場合は、被害状況、救護対策を速報する。

3 緊急放送体制

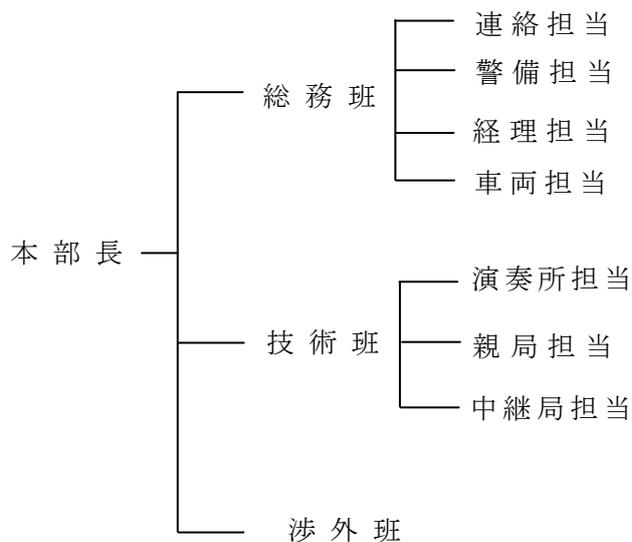


第2 緊急事態及びこれに対応する緊急防災体制を例示すれば次のとおりである。

1 緊急事態

天災または人災などにより本社又は親局若しくは中継局に被害が及び、放送停止の状態が長時間に及んだとき、またはそのおそれのあるとき

2 緊急防災体制



参考 風水害等対策の時系列一覧表

地域防災計画上の項目等		平常時	警戒時	発災時	発 災 後			復旧・復興	
					6 時間	24 時間	3 日後	1 週間	1 か月
予 防 対 策	洪水、高潮・津波対策	対応マニュアル作成・ 訓練実施・ 各災害対策 事業推進等	気象情報 収集・施設 点検等						
	土砂・宅地災害等対策								
	風害対策								
	震災対策								
応 急 対 策	災害警戒・対策本部の設置		設 置						
	職員の配備・動員		配 備 ・ 動 員						
	情報の収集及び連絡		情報収集・連絡						
	災害広報・広聴の実施		広 報	広 聴					
	避難対策		避 難 ・ 誘 導						
	衣食等生活必需品供給			生活必需品供給					
	給水及び上水道施設応急対策			応 急 給 水					
	停電応急対策			情報収集等					
	消防活動			消 防 活 動					
	水防活動		水 防 活 動						
	救難対策			救 難 活 動					
	医療・救護			医 療 ・ 救 護					
	遺体の捜索、処理及び火葬			捜 索	埋 葬				
	防疫及び保健衛生				防 疫				
	清掃			清 掃					
	下水道施設応急対策			応 急 復 旧					
	輸送対策			緊急輸送・緊急輸送道路確保					
	警備対策			警 備 対 策					
	住宅等応急対策				一次収容施設供与・仮設住宅建設				
	公共施設等応急対策				応 急 復 旧				
文教対策		生徒等の避難			応 急 教 育				
災害救助法の適用			災 害 救 助 法 適 用						
応援要請及び協力要請			応 援 ・ 協 力 要 請						
災害ボランティアとの連携			受 入 れ						
災 害 復 旧	被災者支援策			メニューの検討・実施					
	生活援護				生 活 援 護				
	企業等援護				企 業 等 援 護				
	義援金・救援物資の受入れ、配分			救援物資受入・配分等	義 援 金 配 分				
	り災証明書発行				り 災 証 明 書 発 行				
公共施設災害復旧					公 共 施 設 復 旧				
公 益 事 業 等	電力施設			応 急 対 策					
	ガス施設			応 急 対 策					
	電信電話施設			応 急 対 策					
	交通輸送施設			応 急 対 策					
	放送機関			応 急 対 策					

※ それぞれの範囲については、概ねの着手時期を示す。

目 次

【地域防災計画～震災対策編】

第1章 総 則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置付け	1
第3 計画の構成及び内容	1
第4 計画の修正	1
第5 細部計画の策定	1
第6 計画の習熟	1
第2節 本市の概況	2
第1 自然条件等	2
第2 既往の地震等	2
第3 地震災害からみた地域特性	3
第3節 地震被害の想定	5
第1 「地震被害想定調査」の見直し	5
第2 「平成19年度広島市地震被害想定調査」の結果一覧	6
第3 5つの想定地震別の区ごと（小学校ごと）の被害想定結果	8
第4 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による調査・検討	25
第5 広島県津波浸水予測図	25
第6 想定地震の今後の発生確率	27
第2章 震災予防計画	33
第1節 方 針	33
第1 想定する地震及び事業推進	33
第2 市民と行政が一体となった取組み	33
【地震に強い都市構造の形成に関する計画】	35
第2節 土地利用の合理的な規制・誘導	36
第1 合理的な土地利用の推進	36
第2 建築物の不燃化の促進	36
第3 開発計画の規制・誘導	37
第4 防災に配慮した宅地造成	37
第3節 市街地の整備	38
第1 新市街地及び市街化進行地域の整備	38
第2 既成市街地の整備	38
第4節 道路・公園緑地・河川等の公共施設の整備	38
第1 道路・橋梁	38
第2 河川	39
第3 海岸保全施設	39
第4 公園緑地	39
第5 農道・水路・ため池等農林業用施設	40
第5節 地盤災害による被災の防止	40
第1 液状化対策	40
第2 地震に伴うがけ崩れ等による建築物等の被災防止対策	41
第6節 ライフライン施設等の整備	41
第1 上水道施設の整備	42

第2	下水道施設の整備	44
第3	電力施設の整備	44
第4	ガス施設の整備	45
第5	通信施設の整備	45
第6	ライフライン共同収容施設等の整備	45
第7	ライフライン事業者と関連業者等の連携	45
第8	廃棄物処理施設の整備	45
第9	交通信号機の改修	46
第7節	建築物の耐震性の向上	46
第1	建築物等の耐震性の向上	46
第2	付属設備等の改修促進	47
第3	建築物の防災性能の向上	47
	【地震に強い組織体制の整備に関する計画】	48
第8節	情報の収集・連絡体制の整備	48
第1	情報の収集	48
第2	通信手段の確保	48
第3	被災者等への的確な情報伝達	49
第9節	災害応急体制の整備	49
第1	職員参集体制の整備等	49
第2	職員の防災研修の実施	49
第3	消防団の充実強化	49
第4	応急復旧体制・資機材の整備等	50
第5	防災拠点施設等の機能確保	50
第6	防災関係機関相互の連携体制の確保	52
第7	緊急輸送体制の整備	53
第10節	救助・救急及び消火活動体制の整備	57
第1	救助・救急活動体制の整備	57
第2	消火活動体制の整備	58
第11節	医療救護体制の整備	58
第12節	保健衛生・ごみ処理・防疫・遺体の処理体制の整備	59
第1	保健衛生活動・ごみ処理体制の整備	59
第2	防疫活動体制の整備	59
第3	遺体の処理体制の確立	60
第13節	避難体制の整備	60
第1	避難システムと避難場所の定義	60
第2	避難場所に必要な機能	61
第3	避難場所の選定	61
第4	避難場所の整備	66
第5	避難場所の防災機能の強化	66
第6	避難路の整備	67
第7	避難場所の周知	70
第8	生活避難場所運営マニュアルの作成	70
第9	応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	70
第10	食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	70
第14節	災害復旧・復興体制への備え	72
第1	各種データの整備保存	72
第2	災害廃棄物の処理体制の整備	72
第3	被災者等の生活支援の確立	72

第4	復興対策の検討・研究	73
第15節	災害時要援護者に係る災害の予防対策	73
第1	災害時要援護者の現況	73
第2	災害時要援護者に係る災害の予防対策	73
	【地震に強い市民活動の推進に関する計画】	75
第16節	防災まちづくり	75
第1	防災まちづくりの概要	75
第2	防災まちづくりのステップ	76
第17節	防災知識の普及	76
第1	災害危険に関する情報提供	76
第2	市民に対する防災広報	76
第3	学校における防災教育	77
第4	津波災害の予防対策	77
第18節	自主防災体制の整備・防災訓練の実施	79
第1	自主防災組織の実践活動の促進	79
第2	防災訓練の実施・指導	80
第3	火災防止対策の推進	81
第4	自主防犯組織の育成強化	81
第19節	防災まちづくりの実践	82
第20節	企業防災活動の促進	82
第21節	災害ボランティア活動の環境整備	84
第1	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	84
第2	広島県社会福祉協議会との連携	84
第3	災害ボランティアの受入体制	84
第4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等	85
第5	専門ボランティアと登録制度	85
第6	ボランティア保険制度	85
第22節	帰宅困難者対策	85
第23節	安否確認対策	85
第24節	広域的な受援計画の策定	86
第25節	業務継続計画の策定	86
	【調査研究に関する計画】	86
第26節	震災に関する調査研究	86
第3章	震災応急対策	87
第1節	方針	87
第2節	災害応急組織の編成・運用	87
第1	本市の災害応急組織	87
第2	災害警戒本部	87
第3	災害対策本部	91
第4	職員の動員	113
第5	本部及び区本部間の相互応援	116
第3節	情報の収集及び伝達	118
第1	情報の収集・伝達体制	118
第2	津波警報、地震・津波に関する情報の伝達	124
第3	災害情報の収集、伝達及び報告	128
第4節	災害広報・広聴の実施	156
第1	広報活動	156
第2	広聴活動	158

第3	広報・広聴状況の報告	158
第5節	避難対策	158
第1	避難者の行動と避難場所の関係	158
第2	避難の勧告・指示	159
第3	避難誘導	161
第4	避難路の確保	161
第5	生活避難場所の開設等	161
第6節	衣食等生活必需品の供給	162
第1	物資の調達	163
第2	食品の供給	164
第3	生活必需品の供給	165
第7節	給水及び上水道施設応急対策	166
第1	実施責任者	166
第2	応急活動の方針	166
第3	組織及び体制	166
第4	被害状況の把握	167
第5	水質の保持	168
第6	給水対策	168
第7	施設の応急対策	169
第8	広報対策	170
第8節	停電応急対策	171
第9節	消防活動対策	173
第1	活動方針	173
第2	初動体制の確立	173
第3	情報の収集・伝達	174
第4	消防部隊の運用	174
第5	無線通信の運用	175
第6	消防活動	175
第7	避難誘導	180
第8	応援隊との連携	180
第9	被害調査	180
第10	火災調査	180
第11	消防団の活動	181
第12	惨事ストレス対策	181
第10節	水防活動対策	181
第1	確保すべき体制	181
第2	水防活動	182
第3	応援要請	182
第11節	救難対策	182
第1	被災者の救出	182
第2	水難救助の措置	182
第12節	医療・救護対策	183
第1	医療救護班の編成及び活動	183
第2	医療機関等への応援要請	185
第3	災害拠点病院	186
第13節	遺体の捜索・処理及び火葬対策	186
第1	遺体の捜索・収容	186
第2	遺体安置所の開設及び管理	187

第3	遺体の検案	187
第4	遺体の搬送	187
第5	遺体の火葬	188
第14節	防疫及び保健衛生対策	191
第1	防疫対策	191
第2	被災者の心身の健康管理	192
第3	食品衛生・環境衛生の監視	193
第4	特定動物の監視	194
第5	愛護動物の保護管理	194
第15節	清掃対策	195
第1	特別清掃対策部の設置	195
第2	特別清掃活動	195
第16節	下水道施設応急対策	198
第1	下水道対策部の設置	198
第2	施設の応急対策	198
第3	下水のひ門の操作	199
第17節	輸送対策	199
第1	緊急輸送の対象範囲	199
第2	緊急輸送車両等の確保等	199
第3	緊急通行車両の確認手続き	201
第4	海上緊急輸送の実施	206
第5	輸送拠点の開設等	206
第6	緊急輸送道路の確保	207
第18節	警備対策	208
第1	警備対策	208
第2	交通規制・交通確保対策	209
第19節	住宅等応急対策	211
第1	応急仮設住宅の建設	211
第2	一時的な収容施設の供与	212
第3	住宅の応急修理	212
第4	被災建築物に関する指導・相談	213
第5	被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定	213
第20節	公共施設等応急対策	214
第1	応急復旧優先度	214
第2	市民への広報等	214
第21節	文教対策	215
第1	文教対策部の設置	215
第2	学校教育における応急対策	215
第3	社会教育における応急対策	217
第22節	応急公用負担	218
第1	公用負担命令権限の委任	218
第2	公用負担命令の行使	218
第23節	災害時における要援護者への避難支援等	220
第24節	災害救助法の適用等	222
第1	災害救助法による応急救助	222
第2	小規模・中規模災害時の応急救助	224
第25節	応援要請及び協力要請	225
第1	民間団体等への協力要請	225

第2	広島市災害応急対策に係る協力事業者への協力要請	227
第3	国及び他の地方公共団体等への応援要請	227
第4	自衛隊の災害派遣要請	229
第5	緊急消防援助隊の出動要請	233
第26節	災害ボランティアとの連携	234
第27節	区の応急対策	235
第1	活動方針	235
第2	活動体制	235
第3	被害情報の収集・連絡	235
第4	災害広報・広聴	235
第5	避難対策	237
第6	応急救助活動	237
第7	応急復旧活動	239
第8	緊急輸送	239
第9	応援要請	239
第10	区応急対策実施計画の策定	239
第4章	津波災害対策	240
第1節	想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	240
第2節	津波に強いまちづくり	240
第1	総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	240
第2	津波に強いまちづくり	240
参考	震災対策の時系列一覧表	242

第 1 章 総 則 《消防局防災課》

第 1 節 計画の方針

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処するため、広島市防災会議が作成する計画であり、市域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策に関して、本市及び防災関係機関等が行うべき事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の位置付け

- 1 この計画は、地震災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、広島市地域防災計画の「震災対策編」として位置付ける。
- 2 この計画は、平成 18 年度に広島県が公表した「広島県地震被害想定調査」を参考に実施した「平成 19 年度広島市地震被害想定調査」において想定された地震災害に対処するための基本的な計画であり、その活動の指針となるものである。

第 3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）によるものとする。

1 総 則

想定する地震災害等について定める。

2 震災予防計画

地震災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

3 震災応急対策

地震発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として本市災害対策本部がとるべき措置等について定める。

第 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第 5 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくこととし、かつ、今後、関係機関等との連携を図りながら、適宜修正・見直しを行っていくこととする。

第 6 計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるものとする。

第2節 本市の概況

第1 自然条件等

本市は、中国山地を背にし、瀬戸内海に面した都市であり、平地部の面積は市域面積の約17%に満たない。

平地部は、太田川デルタとその上流に続く沖積低地が主体であり、その他の平地部は、八幡川・瀬野川・安川等に沿って分布する。臨海部には、藩政時代の干拓、明治以降の埋立てによって造成された人工平地が広がる。そこは満潮位以下になる、いわゆる「ゼロメートル地帯」であり、かつ軟弱地盤に砂層がのる「液状化危険地帯」である。また、デルタ地域は、太田川の6本の派川によって分断されている。

山地部・丘陵部の大部分は、花崗岩類とこの花崗岩類に貫入された古生層の流紋岩類からなるが、防災上特に問題なのは風化しやすい花崗岩類である。平地部周辺の丘陵地では、深層風化によって脆くなった風化花崗岩「真砂土」が厚く分布しているため、集中豪雨等によって斜面崩壊や土石流が発生しやすい。

第2 既往の地震等

1 有感地震

本市における有感地震（人体に感じる地震）は、平成11年までは年平均5～6回程度であったが、平成12年10月に発生した「鳥取県西部地震」及び平成13年3月に発生した「芸予地震」の余震活動により、平成12～13年は30～40回程度に増えた。平成14年以降は、余震活動も減衰し、10回から20回程度となっている。

1920年以降において、一般的に市民が恐怖を感じる震度4以上の地震は、1921年（大正10年）、1978年（昭和53年）、1983年（昭和58年）、2000年（平成12年）、2001年（平成13年）に発生した。最近では、2006年（平成18年）に大分県西部を震源とした地震により震度4を観測した。

注) 1. 1996年（平成8年）4月から震度観測は体感による観測から計測震度計による観測となり、有感地震（震度1以上）としている。

2. 広島市域での震度観測点は、広島地方気象台のみから1998年（平成10年）10月から9地点、2004年（平成16年）1月から12地点、2011年（平成23年）1月からは10地点となっている。

2 被害地震

本市における既往の被害地震についてみると、有史以来10数回記録している。

このうち、資料が明らかで最大の被害があったのは、1905年（明治38年）6月2日に発生した芸予地震である。

広島市における被害地震

発生年月日	震源地 又は地震名	震源要素等			広島市の状況			全体の津波の状況
		北緯	東経	マグニチュード	震度	震央距離	被害程度	
684.11.19	南海道沖	32.3～33.3°	133.5～135.0°	8.3	5	230	不明	10～20m
887.8.26	南海道沖	33.0°	135.0°	8.0～8.5	5	286	不明	10～20m
1099.2.22	南海道沖	32.5～33.5°	135.0～136.5°	8.0～8.3	5	325	不明	-
1361.8.3	南海道沖	33.0°	135.0°	8.0～8.5	5	286	不明	10～20m
1605.2.3	南海道沖	33.0°	134.9°	7.9	5	278	不明	10～20m
1649.3.17	安芸・伊予	33.7°	132.5°	7.0±1/4	5以上	83	家屋倒壊はまれ	無し
1686.1.4	安芸・伊予	34.0°	132.6°	7.0～7.4	5以上	43	家屋倒壊はまれ	無し
1707.10.28	宝永地震	33.2°	135.9°	8.4	5	347	家屋倒壊はまれ	30m以上
1854.12.24	安政南海地震	33.0	135.0	8.4	5以上	323	家屋倒壊はまれ	30m以上
1854.12.26	伊予西部	33.3	132.0	7.3～7.5	-	-	不明	無し
1857.10.12	安芸・伊予	34.0	132.5	7 1/4±0.5	5程度	56	家屋倒壊はまれ	無し

1872. 3.14	島根県西部	35.2°	132.1°	7.1±0.2	5	72	家屋倒壊はまれ	無し
1905. 6. 2	安芸灘	34.1°	132.5°	7 1/4	5 以上	31	家屋倒壊かなりあり。県内死者11名	無し
1946.12.21	南海道沖	33.0°	135.6°	8.0	4 程度	353	負傷者あり。家屋、道路の被害	4~6m
1949. 7.12	安芸灘	34.1°	132.7°	6.2	3	48	県内死者2名。道路の亀裂多し	無し
2000.10. 6	鳥取県西部	35°17′	133°21′	7.3	4	126	軽傷者あり。ガラス窓・壁破損、屋根瓦被害	無し
2001. 3.24	安芸灘	34°07′	132°43′	6.7	5 強	38	半壊112棟。一部損壊6,715棟。重傷10名、軽傷18名など	無し
2006. 6.12	大分県西部	33°08′	131°26′	6.2	4	—	軽傷2名	無し
2011.11.21	広島県北部	34.9°	132.9°	5.4	3	71	軽傷1名	無し

第3 地震災害からみた地域特性

1 地盤の概要

本市の地形は、平地と山地に大きく二分でき、それぞれの地形に対応する特徴的な地盤が見られる。

太田川沿いに広がる平地は、地形の性質上、可部付近から太田川放水路への分岐点付近までを太田川下流低地、より下流部を太田川三角州地帯と呼び区分される。

(1) 太田川三角州地帯

太田川三角州地帯には、広島市の市街地の主要部が立地している。太田川三角州を構成する地盤は花崗岩を基盤とし、その上にある地盤の構成層は下位から順に、基底砂礫層、下部砂層又は流積マサ土層、上部粘土層、上部砂礫層、最上部層に区分される。下部砂層から上位の層は沖積層であり、基底砂礫層は洪積層である。基盤となる花崗岩は中生代以前の貫入岩で、山地を構成する花崗岩と同じものであるが、風化が進んでおり、地下に分布する場合でも10m以上も風化層をもつことがある。

(2) 太田川下流低地

太田川下流低地では、可部付近から下流に扇状地性の低地が分布し、堆積物のほとんどは砂礫からなり、表層部に薄く砂又はシルト質砂層がのっている。この扇状地性の低地は、JR可部線の古市橋付近まで達しているが、高瀬大橋付近の狭さく部より下流では、表層部の砂質堆積物がやや厚く、5m～6mになる。

一方、祇園より下流部は、地盤という点では、太田川三角州の延長部の性格をもつが、細粒な堆積物からなる最上部層が厚いため、表層部の地盤は、太田川三角州よりも悪い。

祇園付近と古市橋付近の間や安古市付近は、扇状地性低地と三角州の延長部との中間的な性質をもつ。

(3) 瀬野川三角州地帯の地盤

瀬野川三角州地帯は、ほとんどが海田町に入るが、縁辺部が広島市域に入っている。北縁の船越南付近では、基底面は-30mを超えるところがあり、基底面は基底砂礫層の上面で、より上部の地盤は、太田川三角州地帯と似ている。南縁部は、矢野川の低地で、基底面は浅く、砂層や砂礫層が卓越する。

(4) 佐伯区の三角州性低地

八幡川と岡の下川で囲まれる三角州性低地は、太田川三角州地帯と同様に、地盤は砂質となり、沖積層は厚くなっている。

(5) その他の地域の特性

比較的規模が大きく、傾斜があまり大きくない谷底地（三篠川などの谷底低地）では、河床堆積物である砂礫がよく発達し、細粒の堆積物は砂質なものが薄くのだけであることが多い。これに対して、傾斜がかなりあり、扇状地状を呈する地域では、表層部に礫まじりの砂層が比較的厚くのことが多い。

一方、山麓緩斜面や丘陵地の一部などでは、基盤岩の風化物質が厚くなっており、特に、花崗岩からなる地域で著しい。

2 地盤構造からみた地震災害の危険性

(1) 砂質地盤の液状化危険

太田川河口のデルタ地帯には地表面下-30mに達する軟弱な粘土層があり、その粘土層の上に存在する厚さ数メートルの上部砂層は、N値が一般に20以下であり、しかも地下水位が高くなっていることもあって、地震時の液状化という観点からみると、極めて危険度の高い地層となっている。

この上部砂層は、1m前後の表土層のすぐ下から7m~10mくらいの深さまで存在するが、太田川河口のデルタ地帯の扇のかなめである戸坂より上流側を除いては10mを大幅に超えるところはない。

このような地盤条件からみて、新潟、仙台、秋田等における最近の経験を併せて考慮すると、デルタ市街地の大部分は液状化危険地帯であると判断され、特に南部においてその危険性が高い。

(2) 斜面崩壊の危険

降雨による斜面崩壊の危険箇所は、そのまま地震時の危険斜面と考えられる。市域周辺の斜面の大部分は、降雨によって崩壊しやすい風化花崗岩からなっている。

地質的に見て、危険斜面を主に含むものと思われる花崗岩地帯、特に、そのうち風化が深く及んでいると思われる地域は、市域全域にわたっている。

(3) 宅地造成地の危険

山腹を切り盛りして住宅団地を造成すると、普通、一番下に高い擁壁によるひな段式の宅地が造成され、最も高い場所の上に長大切取斜面が残される。地震時に最も危険と思われるのは、この高い擁壁と長大法面の両者である。

また、高盛土が行われた旧谷筋では、降雨時に地下水が集まって流れていることが多いので、盛土の締め固めが不十分な所では、降雨後に地震が発生すると、液状化の危険性が高いと考えられる。

(4) 水害の危険

広島デルタ地帯のほとんどは明治以前の古い干拓地であるため、最近の沿岸埋立地以外はいわゆる海拔「ゼロメートル地帯」が多くなっている。このため、大規模な地震が発生した場合、海岸寄りの地域が広い範囲にわたって液状化現象による災害を受ける可能性があり、この結果、海岸及び河川堤防の破壊による水害の問題が想定される。

第3節 地震被害の想定

本市域に影響を及ぼす地震の想定とこれに基づく被害の予測を行い、震災対策の基礎資料とするため、平成18年度広島県が公表した「広島県地震被害想定調査」を参考に、「平成19年度広島市地震被害想定調査」を実施し、行政区又は小学校区ごとの詳細分析を行った。

なお、「東南海・南海地震」については、平成13~15年度に中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が被害想定を調査・検討し、平成16年度に広島県が「津波浸水予測図」を作成している。

第1 「地震被害想定調査」の見直し

平成16年(2004年)2月、文部科学省の地震調査研究推進本部(以下「地震調査本部」という。)は、広島県西部の五日市、己斐、岩国の3つの活断層について長期評価を行い、岩国断層の30年以内の発生確率は0.03~2%であり、日本の主な活断層の中でやや高いグループに属するとした。しかし五日市断層については、総延長は約20km、想定される地震規模はM7.0であるが、己斐断層と同様に、活動間隔が不明であることから地震発生の長期確率は不明であるとした。

また、地震調査本部は平成18年(2006年)3月、新たな地震被害想定手法を用いて東海地震、東南海・南海地震による被害想定調査等を公表し、従来別個に発生するとしていた東

南海地震と南海地震は、同時に発生する可能性が高く、地震規模は M8.5 の巨大地震になり、南海地震単独で発生した場合の M8.4 から上方修正をした。

これをうけて、広島県は平成 19 年（2007 年）3 月、五日市断層など 7 つの想定地震について、地震調査本部の地震被害想定手法を用いた「広島県地震被害想定調査報告書（平成 19 年（2007 年）3 月）」を公表した。これによって、広島市域に最も大きな被害を与える可能性の高い地震は、「五日市断層による地震」であるとされた。

このため、新潟県中越地震（平成 16 年（2004 年）10 月）や福岡県西方沖の地震（平成 17 年（2005 年）3 月）など、これまで想定されていなかった地域において活断層による大規模地震が相次いでいることも踏まえ、これまで本市が「災害に強いまちづくり」において想定地震としてきた「芸予地震」以外の地震、すなわち、五日市断層や己斐断層による地震等についても、本市に甚大な被害をもたらす可能性のある地震として調査することとし、平成 19 年度に次の基準で選定した 5 つの想定地震について、「広島県地震被害想定調査報告書」を基に、それぞれの地震によってもたらされる想定被害を区別並びに小学校区別に調査した。

《想定地震の選定基準》

- ① 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ② 国（文部科学省）の地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「基盤的調査観測対象活断層」（98断層）による地震
- ③ 地震規模及び本市と震源との距離から、発生した際に本市に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

《想定地震と規模》

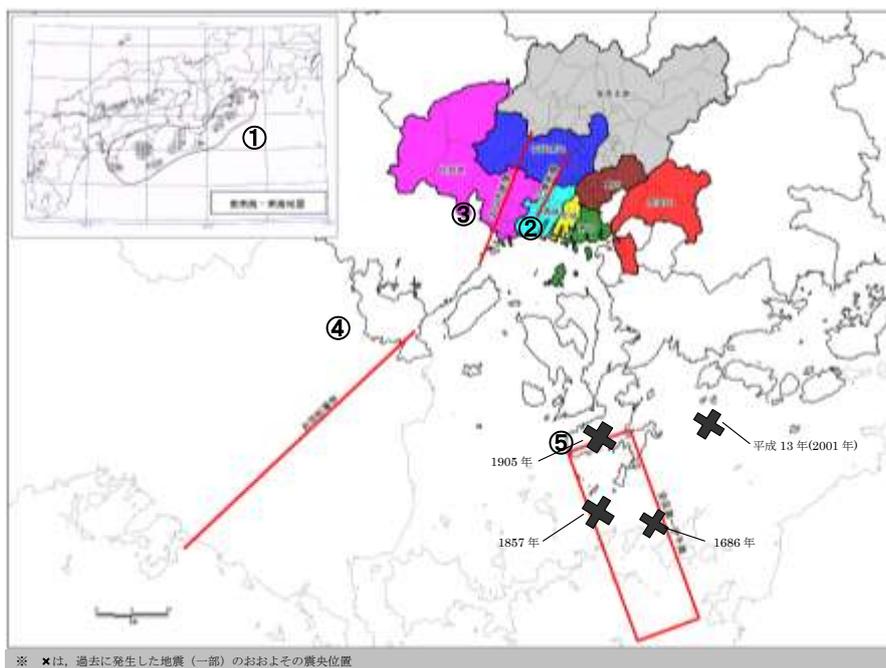
想定地震	地震タイプ	地震発生確率 (30年以内)		気象庁 マグニチュード M
		南海地震	50%程度	
東南海・南海地震	プレート間	東南海地震	60%~70%程度	8.5
		南海地震	50%程度	
己斐断層による地震	地殻内	不明		6.5
五日市断層による地震	地殻内	不明		7.0
岩国断層帯による地震	地殻内	0.03%~2%		7.6
安芸灘～伊予灘の地震	プレート内	40%程度		7.25

※ 地震調査研究推進本部の平成 20 年 1 月 1 日現在の公表値

図 1 5 つの想定地震の震源位置

《想定地震》

- ① 東南海・南海地震
- ② 己斐断層による地震
- ③ 五日市断層による地震
- ④ 岩国断層帯による地震
- ⑤ 安芸灘～伊予灘の地震



※ x は、過去に発生した地震（一部）のおおよその震央位置

第2 「平成19年度広島市地震被害想定調査」の結果一覧

「平成19年度広島市地震被害想定調査」の結果は、次表のとおりである。この表を利用するにあたっては、次の事項に注意を要する。

- (1) 想定地震の選定は、地震調査本部の「基盤的調査観測対象活断層」や広島県の「広島県地震被害想定調査報告書（平成19年（2007年）3月）」等から、本市に及ぼす被害が甚大となる可能性の高い地震を対象としていること。
- (2) 地震被害の様相と規模は地震発生の季節、時刻によって著しく異なる。そのため、表では想定地震ごとに、被害が甚大となると思われる季節－時刻ケースに分けて示していること。
- (3) 被害想定とは、最悪の条件を設定したうえで、過去の被害から学術的に導かれる被害の最大値である。現実には悪条件すべてがかかわることは稀有であるから、実際に起こる被害は、ほとんどの場合、ここで示される数値より小さく現れることに留意する必要がある。被害想定の数値は、数値そのものに意味があるのではなく、当該地域にとってどのような種類の被害が、どの程度に起こり得るかの目安として、それに対してどのような対策がなされるべきかといった指針として利用するのが望ましいこと。
- (4) 被害想定結果の数値は、主に500mメッシュ単位で試算しているとともに、区ごと又は小学校区ごとに、その面積に応じて按分・積算していることから、少数点が積み重ねられたものであること。

平成 19 年度広島市地震被害想定調査結果(概要)

想定項目	被害量	東南海・南海地震	己斐断層による地震	五日市断層による地震	岩国断層帯による地震	安芸灘～伊予灘の地震	
建物被害	被害総数	建物被害が最大となる季節・時間帯	冬の夕方 18 時，風速 15m/s				
		全壊棟数	395	16,581	26,240	5,897	1,553
	揺れ	全壊棟数	0	11,559	17,641	2,581	299
	液状化	全壊棟数	262	3,206	3,517	2,736	965
	土砂災害	全壊棟数	24	946	1,146	310	249
	火災	焼失棟数	0	870	3,936	270	40
	津波	全壊棟数	109	0	0	0	0
人的被害	被害総数	死者数が最大となる季節・時間帯	冬の早朝 5 時 風速 15m/s	冬の早朝 5 時 風速 15m/s	冬の夕方 18 時 風速 15m/s	冬の早朝 5 時 風速 15m/s	冬の夕方 18 時 風速 15m/s
		死者数(人)	7	647	1,043	152	43
	建物倒壊	死者数(人)	6	572	584	128	16
	屋内収容物移動・転倒	死者数(人)	(6)	(26)	(31)	(18)	(13)
	土砂災害	死者数(人)	1	73	72	24	15
	火災	死者数(人)	0	1	363	0	0
	津波	死者数(人)	0	0	0	0	0
	ブロック塀等の倒壊	死者数(人)	0	0	24	0	11
屋外落下物	危険性	非常に低い					
ライフライン施設被害	上水道	断水人口(人)	2,448	521,436	594,484	367,441	147,803
	下水道	管きよ被害延長(km)	366	830	863	750	648
	電力	建物被害が最大となる季節・時間帯	冬の夕方 18 時，風速 15m/s				
		停電軒数	2,427	227,232	307,413	50,713	16,694
	通信	建物被害が最大となる季節・時間帯	冬の夕方 18 時，風速 15m/s				
		不通回線数	0	3,202	8,459	862	110
ガス	供給停止件数	0	265,510	259,701	5,921	0	
その他の被害	緊急輸送道路	被害箇所数	3	10	17	9	8
	避難者	建物被害が最大となる季節・時間帯	冬の夕方 18 時，風速 15m/s				
避難者数(避難所滞在者)		1,311	78,947	109,577	33,929	12,693	
経済被害	被害総数	建物被害が最大となる季節・時間帯	冬の夕方 18 時，風速 15m/s				
		被害額(億円)	1,442	25,471	31,869	15,276	5,914
	直接被害(建物倒壊)	被害額(億円)	431	15,253	19,375	7,876	2,604
	直接被害(社会基盤)	被害額(億円)	246	1,751	2,968	1,288	1,056
	間接被害	被害額(億円)	765	8,467	9,526	6,112	2,254

※屋内収容物移動・転倒による死者数は、「建物倒壊による人的被害」の内数

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

第3 5つの想定地震別の区ごと（小学校区ごと）の被害想定結果

本市域の地形・地質は地域的に細切れかつ複雑な分布を示し、それがために揺れ（震度）分布等はきわめて複雑である。これまでの「災害に強いまちづくり」では、全市一律で安芸灘～伊予灘を震源とする地震を想定して小学校区を基本単位として生活避難場所の運営マニュアルの作成等のソフト対策を講じてきている。

今回の地震被害想定調査では、5つの想定地震を対象として、揺れ（震度）分布や液状化危険度のほか、小学校区ごとに建物被害棟数や死者数などを試算している。

地域住民としては、自分たちのまちが、どの想定地震による被害が最も大きく、どのような対策を講じていくのかが重要であることから、区ごとの被害想定結果や小学校区ごとの総合危険度評価等を参考に、それぞれの地域特性に応じて震災対策を立案する必要がある。

1 区ごとの揺れ（震度）の分布と液状化危険度

(1) 5つの想定地震による揺れ（震度）の分布（図2）

ア 東南海・南海地震

本市域における最大震度は5強であり、安佐北区を除く7区に分布する。震度5強の面積率は、市全域の4.7%、南区で最大の50.2%となる。

イ 己斐断層による地震

本市域における最大震度は6強であり、中区、東区、西区、安佐南区、佐伯区の5区に分布する。震度6強の面積率は、市全域で4.7%、西区で最大の67.5%となる。

ウ 五日市断層による地震

本市域における最大震度は7であり、佐伯区のみ分布する。震度7の面積率は市全域の0.3%、震度6強以上の面積率は、市全域の11.2%、西区で最大の55.7%となる。

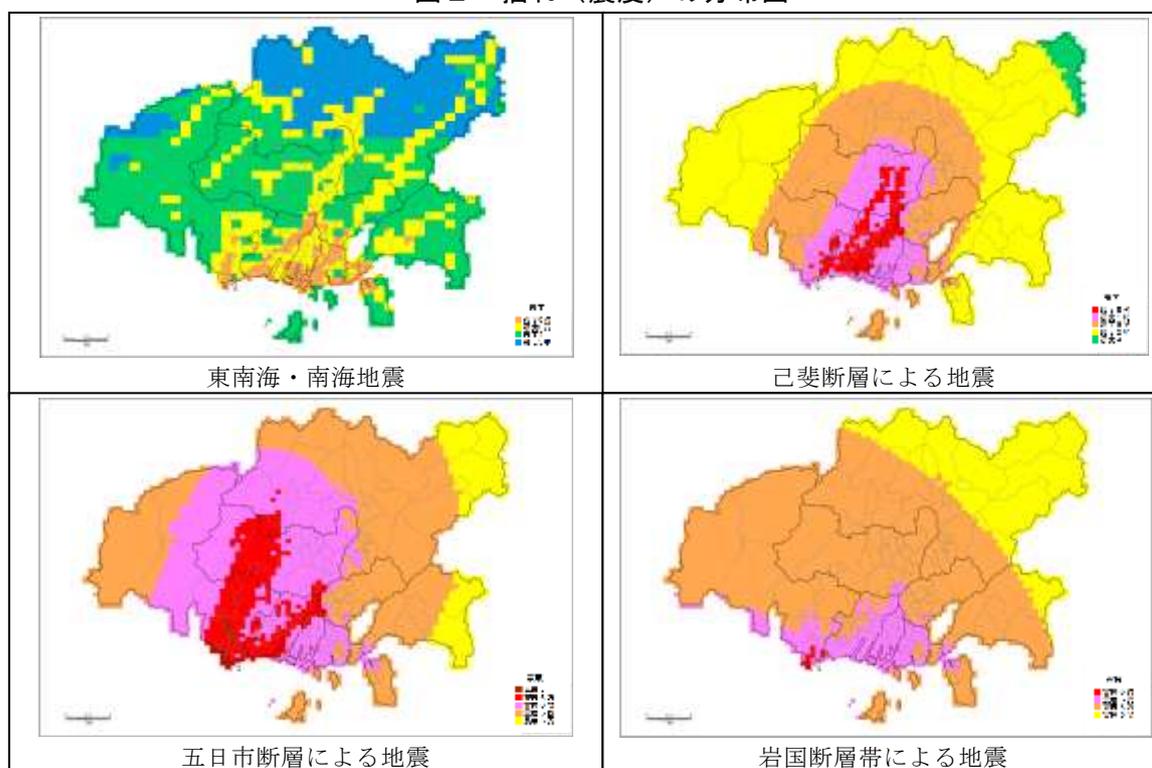
エ 岩国断層帯による地震

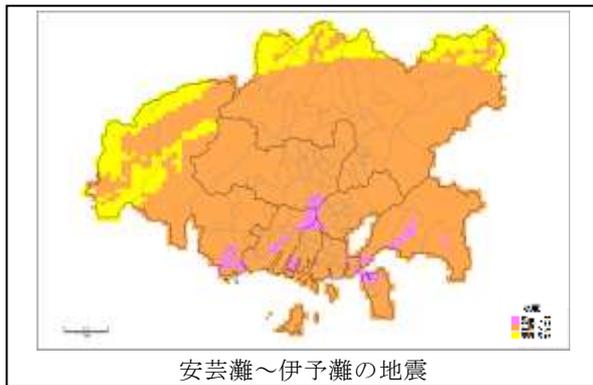
本市域における最大震度は6強であり、佐伯区のみ分布する。震度6強の面積率は市全域の0.2%、佐伯区で0.9%となる。

オ 安芸灘～伊予灘の地震

本市域における最大震度は6弱であり、安佐北区を除く7区に分布する。震度6弱の面積率は、市全域の2.5%、中区で最大の18.1%となる。

図2 揺れ（震度）の分布図





(2) 5つの想定地震による液状化危険度 (図3)

ア 東南海・南海地震

危険度が極めて高い (PLが30.0以上) 領域は、南区のみに分布する。その面積率は、市全域の0.1%、南区で最大の2.1%となる。他の想定地震に比べて震度が小さい割に危険度が高いのは、当該地震は、地震の継続時間が長く、繰り返し回数が多い特徴を有するプレート間地震のためである。

イ 己斐断層による地震

危険度が極めて高い (PLが30.0以上) 領域は、中区、東区、南区、西区、安佐南区、佐伯区の6区に分布する。その面積率は、市全域で6.5%、中区で最大の93.0%となる。

ウ 五日市断層による地震

危険度が極めて高い (PLが30.0以上) 領域は、中区、東区、南区、西区、安佐南区、佐伯区の6区に分布する。その面積率は市全域の7.1%、中区で最大の91.5%となる。

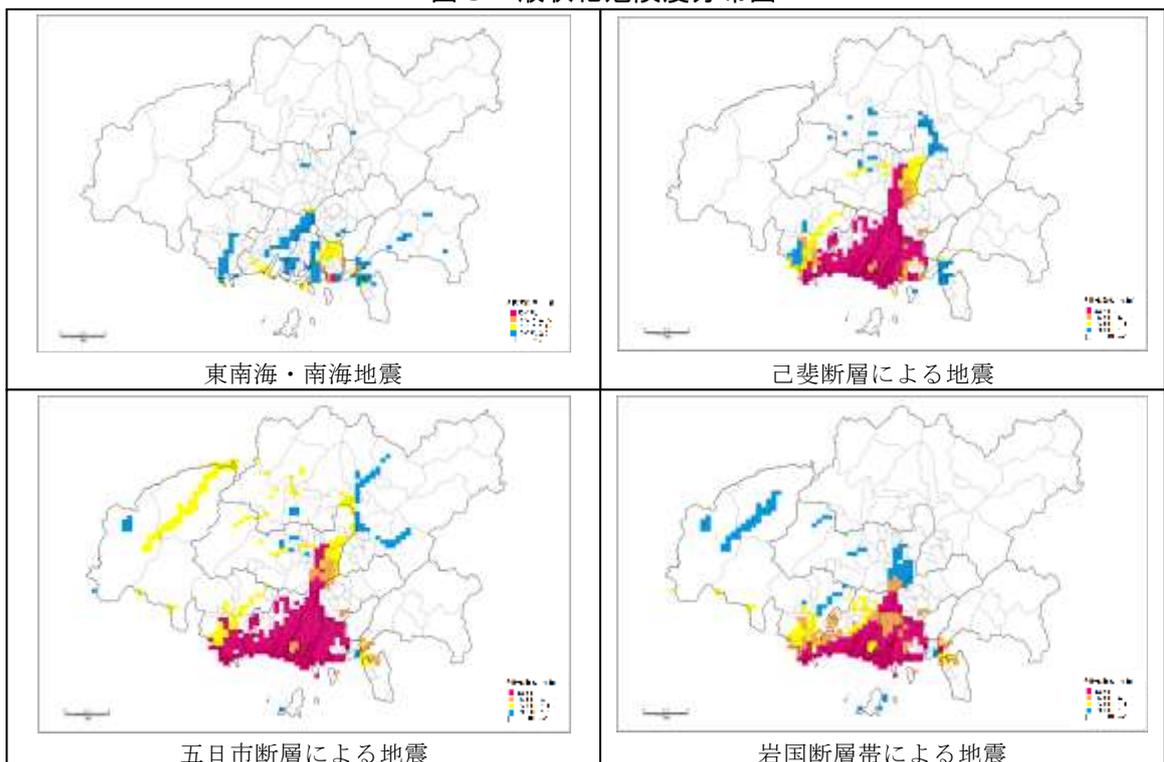
エ 岩国断層帯による地震

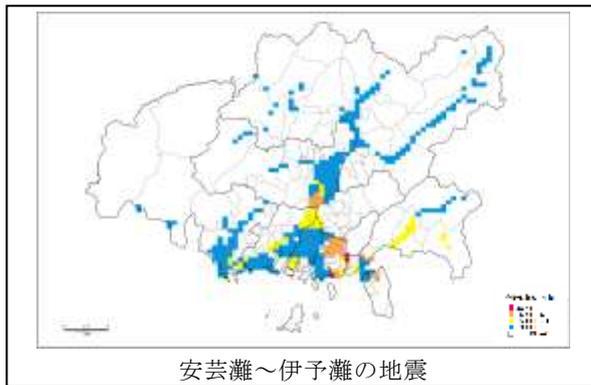
危険度が極めて高い (PLが30.0以上) 領域は、中区、東区、南区、西区、安芸区、佐伯区の6区に分布する。その面積率は市全域の4.1%、中区で最大の55.9%となる。

オ 安芸灘～伊予灘の地震

危険度が極めて高い (PLが30.0以上) 領域は、南区のみに分布する。その面積率は、市全域の0.1%、南区で2.5%となる。

図3 液状化危険度分布図





2 区ごとの被害

(1) 建物被害 (冬の夕方 18 時、風速 15m/s)

揺れ、液状化、土砂災害、津波、火災を原因とする全壊、半壊棟数について示す。

五日市断層による地震で最大の被害が生じ、全壊・半壊あわせて約 8 万 3 千棟となる。そのときの全壊棟数を被害原因別に見ると、揺れ 67%、火災 15%、液状化 13%、土砂災害 4%の順である。

ア 東南海・南海地震

(単位：棟)

区名	全壊棟数 (木造+非木造)					合計	半壊棟数 (木造+非木造)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災		揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
中区	0	27	0	26	0	54	15	38	1	18	71
東区	0	6	7	0	0	13	16	9	17	0	43
南区	0	127	4	11	0	142	33	182	10	21	246
西区	0	41	3	23	0	67	26	59	7	14	105
安佐南区	0	6	3	0	0	9	3	9	7	0	19
安佐北区	0	1	2	0	0	3	0	2	4	0	6
安芸区	0	26	4	0	0	30	20	38	9	1	68
佐伯区	0	29	1	49	0	79	6	45	2	0	53
合計	0	262	24	109	0	395	118	382	57	54	611

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

イ 己斐断層による地震

(単位：棟)

区名	全壊棟数 (木造+非木造)					合計	半壊棟数 (木造+非木造)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災		揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
中区	1,138	590	6	0	49	1,783	5,035	816	13	0	5,864
東区	172	125	58	0	0	354	1,227	189	135	0	1,551
南区	164	627	69	0	20	880	2,138	899	160	0	3,197
西区	5,135	855	301	0	382	6,673	12,003	1,260	703	0	13,966
安佐南区	3,586	534	414	0	263	4,797	12,479	835	965	0	14,279
安佐北区	83	18	44	0	20	165	772	29	102	0	903
安芸区	2	12	6	0	0	20	161	17	13	0	191
佐伯区	1,280	445	50	0	136	1,910	5,436	709	116	0	6,261
合計	11,559	3,206	946	0	870	16,581	39,250	4,754	2,209	0	46,212

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

ウ 五日市断層による地震

(単位：棟)

区名	全壊棟数 (木造+非木造)					合計	半壊棟数 (木造+非木造)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災		揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
中区	1,174	590	3	0	141	1,908	5,208	816	6	0	6,029
東区	182	125	55	0	82	444	1,538	189	128	0	1,854
南区	323	652	69	0	22	1,066	3,182	936	160	0	4,278
西区	3,472	855	223	0	1,712	6,262	10,433	1,260	521	0	12,215
安佐南区	2,612	537	339	0	458	3,946	11,201	839	790	0	12,830
安佐北区	832	68	113	0	79	1,091	3,607	106	264	0	3,978
安芸区	39	122	25	0	5	191	601	177	59	0	836
佐伯区	9,008	569	319	0	1,436	11,332	13,403	903	745	0	15,051
合計	17,641	3,517	1,146	0	3,936	26,240	49,173	5,225	2,673	0	57,070

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

エ 岩国断層帯による地震

(単位：棟)

区名	全壊棟数(木造+非木造)						半壊棟数(木造+非木造)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
中区	386	525	3	0	22	935	3,375	721	6	0	4,101
東区	47	91	45	0	10	194	626	135	106	0	866
南区	200	652	69	0	55	975	2,461	936	160	0	3,557
西区	747	683	40	0	75	1,544	4,810	995	93	0	5,898
安佐南区	64	163	57	0	10	294	881	251	133	0	1,265
安佐北区	9	0	32	0	0	41	92	0	76	0	168
安芸区	55	123	28	0	10	217	743	179	66	0	988
佐伯区	1,074	499	36	0	88	1,697	5,181	797	85	0	6,062
合計	2,581	2,736	310	0	270	5,897	18,169	4,012	724	0	22,905

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

オ 安芸灘～伊予灘の地震

(単位：棟)

区名	全壊棟数(木造+非木造)						半壊棟数(木造+非木造)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
中区	23	77	2	0	0	102	969	107	5	0	1,081
東区	14	27	42	0	0	83	510	39	98	0	648
南区	7	276	14	0	5	301	966	398	32	0	1,396
西区	66	108	29	0	10	213	1,251	156	67	0	1,473
安佐南区	81	201	57	0	15	354	1,363	310	133	0	1,806
安佐北区	25	48	43	0	0	117	540	73	102	0	715
安芸区	35	158	31	0	0	224	1,182	235	72	0	1,488
佐伯区	48	72	30	0	10	160	978	112	70	0	1,160
合計	299	965	249	0	40	1,553	7,758	1,428	581	0	9,766

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(2) 人的被害(風速 15m/s)

建物倒壊、土砂災害、火災、津波を原因とする死者、負傷者、重傷者(負傷者の内数)と死者数の原因内訳(各想定地震で最大の死者数が発生する時間帯のみ)を示す。

死者数が最大となるのは五日市断層による地震が夕方 18 時に発生する場合で、死者数は 1,043 人を数える。死者数を原因別に見ると、建物倒壊 56%、火災 35%、土砂災害 7%、ブロック塀等の倒壊 2%となる。

【死者数・負傷者数・重傷者数】

ア 東南海・南海地震

(単位：人)

区名	冬の早朝 5 時			冬の夕方 18 時			秋の昼 12 時		
	死者	負傷者(うち重傷者)		死者	負傷者(うち重傷者)		死者	負傷者(うち重傷者)	
中区	1	20	(4)	1	35	(9)	1	37	(9)
東区	1	12	(3)	1	17	(6)	1	13	(4)
南区	1	22	(5)	1	35	(10)	1	29	(7)
西区	1	24	(5)	1	35	(11)	1	29	(7)
安佐南区	1	15	(3)	0	19	(5)	0	13	(4)
安佐北区	0	9	(2)	0	15	(4)	0	11	(3)
安芸区	1	9	(2)	1	17	(6)	1	12	(3)
佐伯区	1	16	(3)	1	25	(7)	1	17	(5)
合計	7	128	(27)	6	197	(58)	6	159	(41)

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

イ 己斐断層による地震

(単位：人)

区名	冬の早朝 5 時			冬の夕方 18 時			秋の昼 12 時		
	死者	負傷者(うち重傷者)		死者	負傷者(うち重傷者)		死者	負傷者(うち重傷者)	
中区	53	2,586	(184)	44	2,298	(184)	38	2,142	(170)
東区	14	423	(23)	11	319	(33)	8	216	(21)
南区	13	722	(24)	12	580	(40)	10	455	(29)
西区	275	3,181	(542)	193	2,487	(446)	135	1,963	(320)
安佐南区	215	3,097	(290)	153	2,219	(276)	106	1,503	(182)
安佐北区	8	170	(11)	7	168	(31)	6	102	(18)
安芸区	1	32	(3)	1	38	(8)	1	24	(5)

佐伯区	68	1,535	(94)	48	1,083	(104)	31	706	(64)
合計	647	11,746	(1,171)	468	9,191	(1,123)	333	7,111	(809)

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

ウ 五日市断層による地震

(単位：人)

区名	冬の早朝5時		冬の夕方18時		秋の昼12時				
	死者	負傷者(うち重傷者)	死者	負傷者(うち重傷者)	死者	負傷者(うち重傷者)			
中区	55	3,220	(213)	58	2,832	(217)	40	2,589	(201)
東区	14	575	(25)	19	426	(38)	8	281	(23)
南区	20	1,275	(45)	19	975	(59)	13	747	(44)
西区	186	4,576	(429)	287	3,437	(397)	95	2,468	(265)
安佐南区	159	3,415	(217)	157	2,421	(233)	82	1,595	(148)
安佐北区	52	653	(50)	45	526	(77)	27	329	(46)
安芸区	4	136	(6)	5	119	(16)	3	78	(10)
佐伯区	476	2,046	(781)	453	1,878	(655)	221	1,442	(434)
合計	967	15,895	(1,766)	1,043	12,614	(1,691)	489	9,529	(1,171)

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

エ 岩国断層帯による地震

(単位：人)

区名	冬の早朝5時		冬の夕方18時		秋の昼12時				
	死者	負傷者(うち重傷者)	死者	負傷者(うち重傷者)	死者	負傷者(うち重傷者)			
中区	18	1,143	(55)	15	1,005	(65)	12	918	(56)
東区	7	134	(9)	6	124	(20)	5	85	(13)
南区	15	559	(27)	13	466	(43)	10	358	(30)
西区	39	1,250	(77)	29	958	(88)	20	715	(60)
安佐南区	9	149	(13)	9	168	(37)	6	106	(22)
安佐北区	4	33	(8)	4	67	(23)	3	43	(14)
安芸区	6	104	(7)	5	101	(17)	3	66	(10)
佐伯区	57	1,032	(85)	40	772	(96)	26	519	(60)
合計	152	4,404	(281)	121	3,661	(389)	84	2,809	(264)

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

オ 安芸灘～伊予灘の地震

(単位：人)

区名	冬の早朝5時		冬の夕方18時		秋の昼12時				
	死者	負傷者(うち重傷者)	死者	負傷者(うち重傷者)	死者	負傷者(うち重傷者)			
中区	2	309	(8)	3	285	(20)	3	252	(17)
東区	5	102	(8)	5	106	(20)	4	68	(13)
南区	3	203	(7)	4	186	(22)	3	133	(15)
西区	6	324	(13)	6	274	(29)	5	196	(20)
安佐南区	9	257	(15)	10	247	(42)	7	158	(25)
安佐北区	6	74	(9)	6	112	(31)	4	67	(19)
安芸区	4	155	(6)	4	146	(22)	3	94	(13)
佐伯区	5	170	(9)	6	170	(29)	4	109	(17)
合計	40	1,594	(74)	43	1,525	(215)	33	1,076	(139)

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

【死者数の原因内訳】

単位：人

区分	東南海・南海地震	己斐断層による地震	五日市断層による地震	岩国断層帯による地震	安芸灘～伊予灘の地震
死者数が最大となる季節・時間帯	冬の早朝5時 風速 15m/s	冬の早朝5時 風速 15m/s	冬の夕方18時 風速 15m/s	冬の早朝5時 風速 15m/s	冬の夕方18時 風速 15m/s
建物倒壊	6	572	584	128	16
屋内収容物移動・転倒	(6)	(26)	(31)	(18)	(13)
土砂災害	1	73	72	24	15
火災	0	1	363	0	0
津波	0	0	0	0	0
ブロック塀等の倒壊	0	0	24	0	11
計	7	647	1,043	152	43

※屋内収容物移動・転倒の()は、建物倒壊の内数

(3) ライフライン施設被害

上水道、下水道、電力、通信(加入電話)、ガス(都市ガス)の地震発生翌日の被害について示す。

上水道、下水道、電力及び通信施設で最大の被害を受ける地震は、五日市断層による地震で、上水道断水率 52.2%(断水人口約 59 万 5 千人)、下水道管きよ被害率 29.4%(被害延長約 860km)、停電率 45.6%(停電軒数約 30 万 7 千軒)、通信不通率 1.6%(約 8 千回線)となる。

ガス(都市ガス)で最大の被害を受ける地震は、己斐断層による地震で、ガス供給停止率 90.4%(供給停止件数約 26 万件)となる。

ア 上水道

(単位：km, か所, %)

区名	総延長	東南海・南海地震		己斐断層による地震		五日市断層による地震		岩国断層帯による地震		安芸灘～伊予灘の地震	
		被害箇所	断水率	被害箇所	断水率	被害箇所	断水率	被害箇所	断水率	被害箇所	断水率
中区	305	1	0.2	366	78.0	378	79.0	220	66.5	34	18.7
東区	375	1	0.2	70	28.6	79	31.9	37	18.0	21	10.5
南区	422	2	0.7	147	45.5	203	54.6	161	49.2	50	21.5
西区	588	1	0.3	922	84.4	767	80.8	302	57.6	49	16.6
安佐南区	853	0	0.0	353	50.1	304	47.2	32	8.0	41	10.6
安佐北区	960	0	0.0	25	5.6	97	15.3	4	0.8	21	3.7
安芸区	381	1	0.3	2	1.4	16	10.2	19	12.0	29	15.7
佐伯区	570	0	0.1	184	43.9	730	78.3	174	46.1	23	8.8
合計	4,455	5	0.2	2,069	45.8	2,573	52.2	948	32.2	269	13.0

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

イ 下水道

(単位：km, %)

区名	総延長	東南海・南海地震		己斐断層による地震		五日市断層による地震		岩国断層帯による地震		安芸灘～伊予灘の地震	
		被害延長	管きよ被害率	被害延長	管きよ被害率	被害延長	管きよ被害率	被害延長	管きよ被害率	被害延長	管きよ被害率
中区	318	37	11.7	84	26.3	83	26.2	78	24.6	51	15.9
東区	301	32	10.7	80	26.4	80	26.4	75	24.8	72	23.8
南区	392	63	16.2	105	26.9	106	27.2	106	27.2	81	20.6
西区	516	83	16.1	190	36.8	186	36.0	152	29.5	121	23.5
安佐南区	526	56	10.7	173	33.0	169	32.1	130	24.8	130	24.8
安佐北区	391	25	6.4	77	19.6	83	21.3	73	18.6	74	19.0
安芸区	188	29	15.2	35	18.5	49	26.0	49	26.0	50	26.7
佐伯区	308	40	13.1	87	28.1	107	34.8	86	27.9	69	22.4
合計	2,941	366	12.5	830	28.2	863	29.4	750	25.5	648	22.0

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

ウ 電力(冬の夕方 18 時、風速 15m/s)

(単位：軒, %)

区名	電灯軒数	東南海・南海地震		己斐断層による地震		五日市断層による地震		岩国断層帯による地震		安芸灘～伊予灘の地震	
		停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
中区	80,112	347	0.4	36,655	45.8	43,491	54.3	10,301	12.9	1,468	1.8
東区	72,349	209	0.3	8,598	11.9	10,867	15.0	2,075	2.9	1,250	1.7
南区	84,289	354	0.4	14,343	17.0	20,382	24.2	6,620	7.9	657	0.8
西区	110,831	429	0.4	60,644	54.7	66,706	60.2	12,937	11.7	3,591	3.2
安佐南区	117,113	394	0.3	63,336	54.1	66,754	57.0	4,518	3.9	3,709	3.2
安佐北区	88,530	233	0.3	13,146	14.8	26,646	30.1	1,900	2.1	1,979	2.2
安芸区	47,685	154	0.3	904	1.9	2,949	6.2	1,271	2.7	1,341	2.8
佐伯区	73,048	307	0.4	29,606	40.5	69,618	95.3	11,090	15.2	2,698	3.7
合計	673,956	2,427	0.4	227,232	33.7	307,413	45.6	50,713	7.5	16,694	2.5

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

※件数は、地震発生 1 日後のものである。

エ 通信 (冬の夕方 18 時、風速 15m/s)

(単位：回線、%)

区 名	回線数	東南海・南海地震		己斐断層による地震		五日市断層による地震		岩国断層帯による地震		安芸灘～伊予灘の地震	
		不通回線数	不通率	不通回線数	不通率	不通回線数	不通率	不通回線数	不通率	不通回線数	不通率
中 区	67,903	0	0.0	526	0.8	919	1.4	168	0.2	7	0.0
東 区	61,450	0	0.0	37	0.1	309	0.5	24	0.0	3	0.0
南 区	70,523	0	0.0	87	0.1	183	0.3	124	0.2	12	0.0
西 区	92,946	0	0.0	1,660	1.8	3,766	4.1	302	0.3	37	0.0
安佐南区	75,530	0	0.0	604	0.8	768	1.0	16	0.0	23	0.0
安佐北区	61,287	0	0.0	33	0.1	112	0.2	1	0.0	3	0.0
安 芸 区	40,133	0	0.0	1	0.0	19	0.0	19	0.0	7	0.0
佐 伯 区	51,091	0	0.0	254	0.5	2,382	4.7	207	0.4	19	0.0
合 計	520,862	0	0.0	3,202	0.6	8,459	1.6	862	0.2	110	0.0

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

オ ガス (広島ガス㈱)

(単位：件、%)

区 名	供給件数	東南海・南海地震		己斐断層による地震		五日市断層による地震		岩国断層帯による地震		安芸灘～伊予灘の地震	
		供給停止件数	供給停止率	供給停止件数	供給停止率	供給停止件数	供給停止率	供給停止件数	供給停止率	供給停止件数	供給停止率
中 区	71,164	0	0.0	71,164	100.0	71,164	100.0	0	0.0	0	0.0
東 区	34,802	0	0.0	34,775	99.9	34,775	99.9	0	0.0	0	0.0
南 区	54,535	0	0.0	54,535	100.0	54,535	100.0	0	0.0	0	0.0
西 区	72,425	0	0.0	72,425	100.0	72,425	100.0	0	0.0	0	0.0
安佐南区	16,122	0	0.0	14,237	88.3	1,885	11.7	0	0.0	0	0.0
安佐北区	15,187	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安 芸 区	7,236	0	0.0	2,635	36.4	2,635	36.4	0	0.0	0	0.0
佐 伯 区	22,282	0	0.0	15,739	70.6	22,282	100.0	5,921	26.6	0	0.0
合 計	293,753	0	0.0	265,510	90.4	259,701	88.4	5,921	2.0	0	0.0

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(4) 交通施設被害 (緊急輸送道路)

緊急輸送道路のうち、広島市および広島県が管理する橋りょう (橋長 15m以上)、トンネル・切土等の被害箇所数を示す。

(単位：か所)

区 名	東南海・南海地震			己斐断層による地震			五日市断層による地震			岩国断層帯による地震			安芸灘～伊予灘の地震		
	橋梁	切土・斜面等	合計	橋梁	切土・斜面等	合計	橋梁	切土・斜面等	合計	橋梁	切土・斜面等	合計	橋梁	切土・斜面等	合計
中 区	0.348	0.030	0.378	1.628	0.050	1.678	1.458	0.050	1.508	1.008	0.050	1.058	0.627	0.050	0.677
東 区	0.145	0.000	0.145	0.734	0.000	0.734	0.734	0.000	0.734	0.509	0.000	0.509	0.509	0.000	0.509
南 区	0.186	0.034	0.220	0.471	0.060	0.531	0.471	0.060	0.531	0.471	0.060	0.531	0.322	0.034	0.357
西 区	0.630	0.020	0.650	2.839	0.100	2.939	2.669	0.050	2.720	1.401	0.030	1.432	0.955	0.030	0.986
安 佐 南 区	0.000	0.000	0.000	0.161	0.000	0.161	0.462	0.000	0.462	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
安 佐 北 区	0.560	0.227	0.787	1.198	0.556	1.755	1.808	1.147	2.955	1.250	0.681	1.932	1.470	0.785	2.256
安 芸 区	0.000	0.002	0.002	0.000	0.002	0.002	0.010	0.003	0.013	0.010	0.003	0.013	0.010	0.003	0.013
佐 伯 区	0.552	0.506	1.057	1.199	1.393	2.592	4.918	3.061	7.978	1.421	2.150	3.571	1.123	1.798	2.921
合 計	2.421	0.819	3.239	8.230	2.161	10.392	12.53	4.371	16.901	6.070	2.974	9.046	5.016	2.700	7.719

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(5) 避難者 (冬の夕方 18 時、風速 15m/s)

自宅の倒壊等により避難所での宿泊を余儀なくされる者 (避難所滞在者) や断水により避難所を利用する者又は親類宅等に疎開を強いられる者など住居制約者を避難者とみなして、地震発生 1 日後の人数を示す。

避難者数が最も多くなるのは五日市断層による地震であり、避難所滞在者だけでも地震発生 1 日後で約 10 万 9 千人となる。

(単位：人)

区名	東南海・南海地震		己斐断層による地震		五日市断層による地震		岩国断層帯による地震		安芸灘～伊予灘の地震	
	総数	避難所滞在者数	総数	避難所滞在者数	総数	避難所滞在者数	総数	避難所滞在者数	総数	避難所滞在者数
中区	422	207	50,188	12,923	51,713	14,522	39,813	7,577	11,304	1,818
東区	178	65	15,830	2,417	18,042	3,081	9,657	1,210	5,788	837
南区	1,056	488	29,382	5,234	35,544	7,243	31,169	5,396	13,544	2,111
西区	596	259	83,949	28,727	81,630	28,766	48,437	9,344	13,962	2,276
安佐南区	67	25	62,279	20,281	57,643	17,838	8,492	1,525	11,331	2,373
安佐北区	10	6	4,770	901	13,976	3,713	716	149	3,057	603
安芸区	190	76	691	162	4,300	925	4,887	956	6,395	1,392
佐伯区	321	185	31,527	8,302	72,786	33,489	31,761	7,772	6,165	1,283
合計	2,840	1,311	278,616	78,947	335,634	109,577	174,932	33,929	71,546	12,693

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(6) 経済被害【直接被害・間接被害】(冬の夕方18時、風速15m/s)

地震による経済被害は、施設・資産に対する物理的な被害「直接被害」と、生産活動の低下をもたらす生産の低下「間接被害」からなる。間接被害の想定は、①事業所・生産設備、労働力の損失による生産活動の低下、②産業基盤の機能支障による生産活動の麻痺・低下、③取引関係を通じた市内全体に対する波及的な生産活動の低下を積算して行なった。

経済被害が最も大きい五日市断層による地震を例にとると、直接経済被害は約2兆2,300億円(総額の70%)、間接被害は被災後5年間の累計で約9,500億円(同30%)と想定された。

五日市断層及び己斐断層による地震は、断層近傍の西区及び佐伯区に甚大な経済被害を与えるが、その他の地震では製造業の総生産額が市全体の約50%を占める南区や、非製造業の総生産額が市全体の約50%を占める中区で最大の被害額を示す。

(単位：百万円)

区名	東南海・南海地震			己斐断層による地震			五日市断層による地震		
	直接被害	間接被害	合計	直接被害	間接被害	合計	直接被害	間接被害	合計
中区	7,283	20,940	28,223	267,025	359,628	626,654	273,425	383,423	656,849
東区	3,527	1,767	5,294	48,986	19,405	68,391	55,090	21,758	76,848
南区	25,556	36,043	61,598	183,720	162,187	345,907	217,820	191,613	409,433
西区	11,598	5,964	17,562	589,143	176,069	765,212	524,153	165,544	689,697
安佐南区	3,542	2,339	5,881	392,653	65,034	457,688	359,378	62,272	421,650
安佐北区	3,786	4,262	8,049	34,111	21,817	55,928	116,678	32,006	148,685
安芸区	4,036	2,762	6,797	5,612	11,084	16,695	25,765	16,322	42,087
佐伯区	8,411	2,383	10,795	179,228	31,430	210,658	662,009	79,669	741,679
合計	67,738	76,459	144,198	1,700,478	846,654	2,547,132	2,234,318	952,609	3,186,927

区名	岩国断層帯による地震			安芸灘～伊予灘の地震		
	直接被害	間接被害	合計	直接被害	間接被害	合計
中区	180,977	263,709	444,686	35,901	70,649	106,550
東区	30,417	13,754	44,171	21,569	6,345	27,913
南区	196,612	168,171	364,784	74,047	84,302	158,350
西区	224,994	84,760	309,754	51,465	21,885	73,350
安佐南区	45,941	19,877	65,819	55,776	12,973	68,749
安佐北区	21,175	18,971	40,146	34,543	11,627	46,170
安芸区	29,560	13,814	43,374	37,103	10,055	47,159
佐伯区	186,720	28,111	214,830	55,610	7,551	63,161
合計	916,396	611,168	1,527,564	366,015	225,387	591,401

※少数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

3 小学校区別の総合危険度評価

(1) 危険度の評価基準

本市は、「平成 7・8 年度大規模地震被害想定調査」において小学校区別に建物、火災、人的、避難の 4 指標について危険度評価を行い、それらの結果をレーダーチャートで総合的に表現し、区単位や自主防災組織の防災まちづくりの活動に生かしてきた。本調査においてもこれを踏襲し、5 つの想定地震ごとに建物被害、人的被害、避難者数、ライフライン施設被害の 4 指標について危険度評価（5 段階のランク付け）を行った。各項目の評価基準は以下のとおりである。

危険度	ランク	建物被害	人的被害	避難者数	ライフライン施設被害
低い  高い	1	0% ≤ 被害率 ≤ 10%	0% ≤ 被害率 ≤ 0.3%	0% ≤ 避難者率 ≤ 15%	0% ≤ 被害率 ≤ 50%
	2	10% < 被害率 ≤ 20%	0.3% < 被害率 ≤ 0.6%	15% < 避難者率 ≤ 30%	50% < 被害率 ≤ 100%
	3	20% < 被害率 ≤ 30%	0.6% < 被害率 ≤ 0.9%	30% < 避難者率 ≤ 45%	100% < 被害率 ≤ 150%
	4	30% < 被害率 ≤ 40%	0.9% < 被害率 ≤ 1.2%	45% < 避難者率 ≤ 60%	150% < 被害率 ≤ 200%
	5	40% < 被害率	1.2% < 被害率	60% < 避難者率	200% < 被害率

※建物被害率={建物被害棟数(全壊+半壊/2)} / 建物棟数

※人的被害率=(死者数+重傷者数) / 人口(18:00)

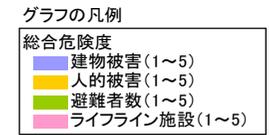
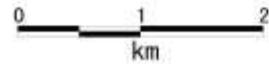
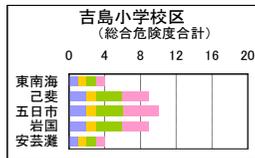
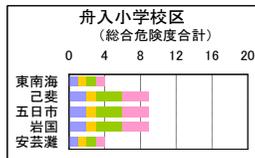
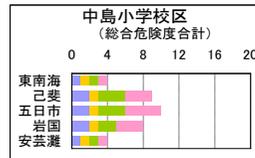
※避難者率=避難者数 / 夜間人口

※ライフライン被害率=(断水率+停電率+不通回線率+下水道管被害率)

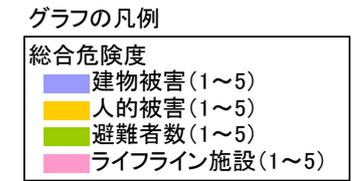
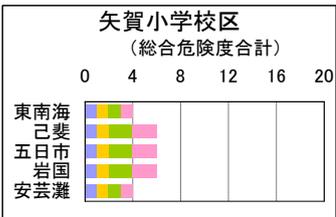
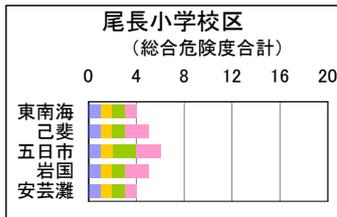
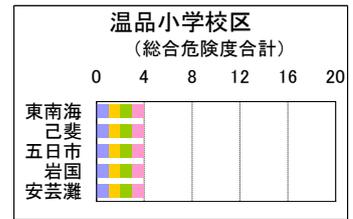
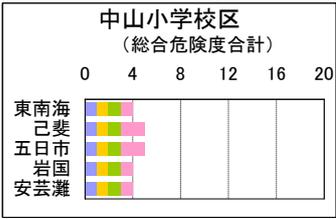
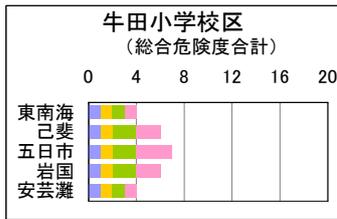
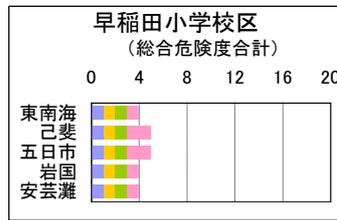
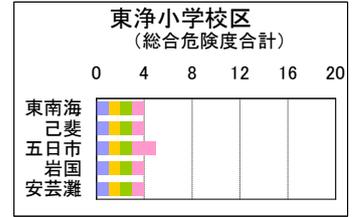
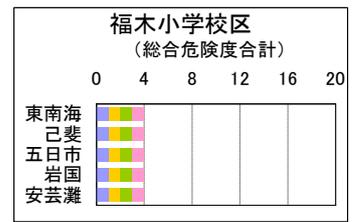
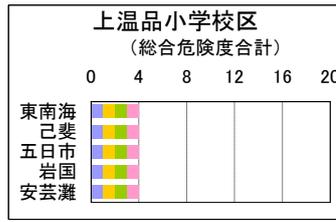
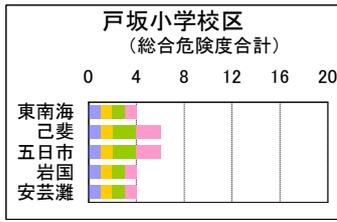
(2) 棒グラフの見方

小学校区ごとに行った前述の 4 指標の危険度評価ランク（1～5）を全て合計し、5 つの想定地震ごとに棒グラフとして表示した。棒グラフが長いほど総合危険度が相対的に高い（最大値 20）。

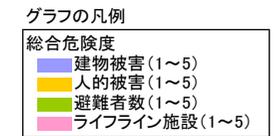
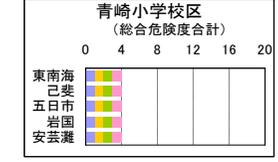
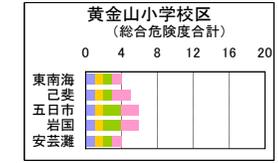
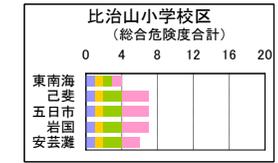
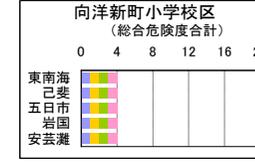
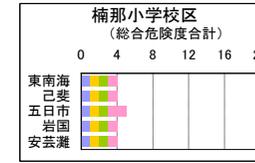
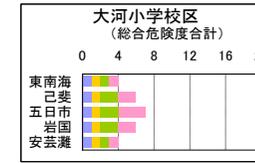
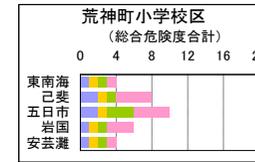
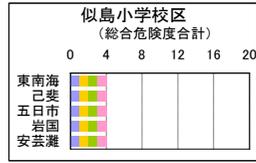
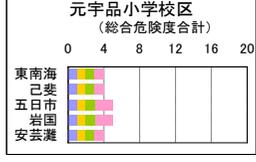
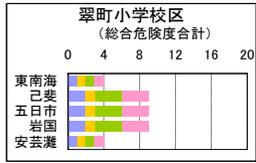
小学校区ごとに 5 つの想定地震が起こった場合、どのような被害に遭いやすいのか、事前にどのような対策をとる必要があるかなど、総合的に考える資料として活用してもらいたい。



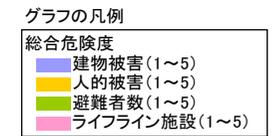
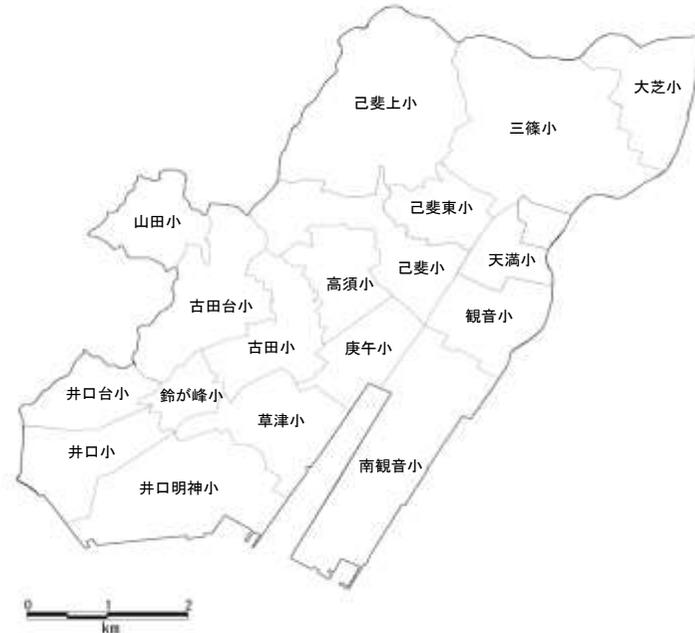
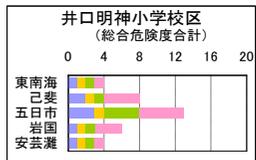
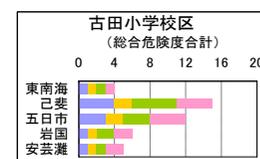
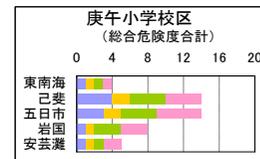
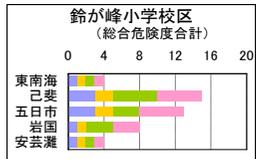
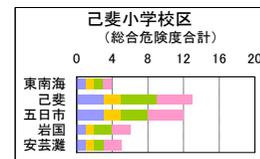
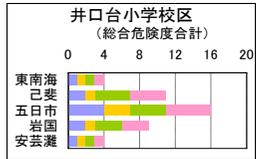
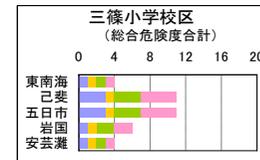
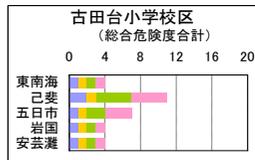
想定5地震による総合危険度評価 (中区)



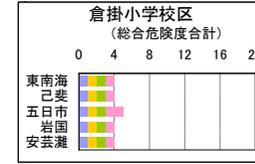
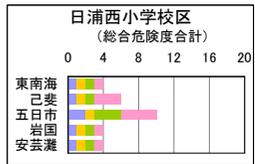
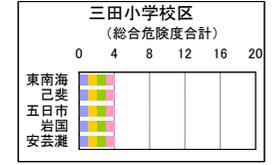
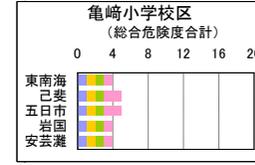
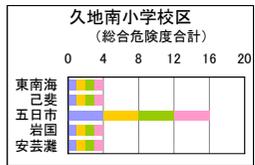
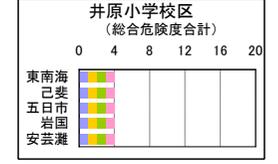
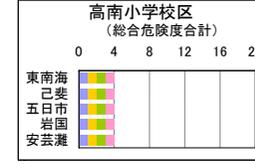
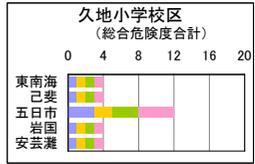
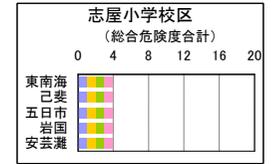
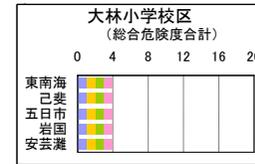
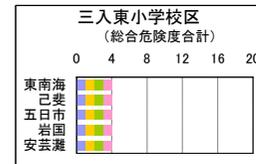
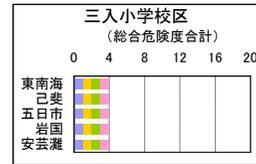
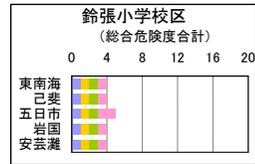
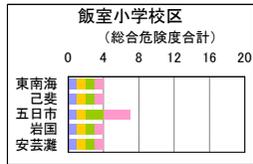
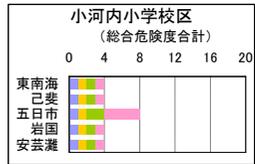
想定5地震による総合危険度評価(東区)



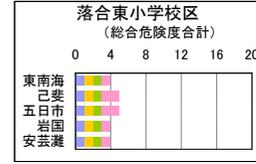
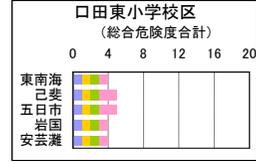
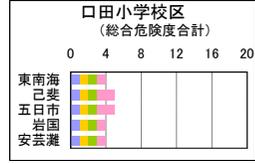
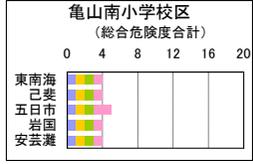
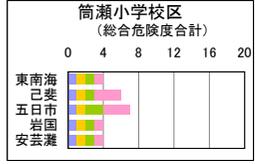
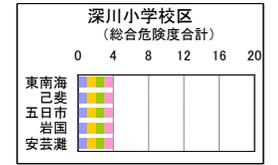
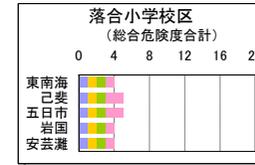
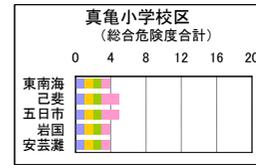
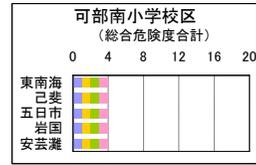
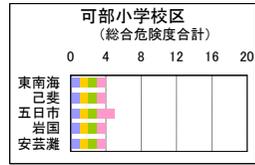
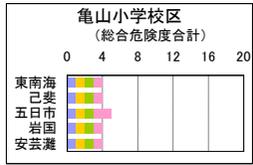
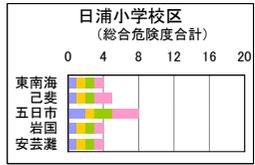
想定5地震による総合危険度評価（南区）



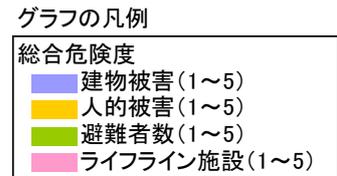
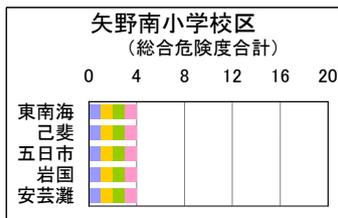
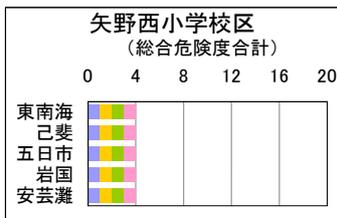
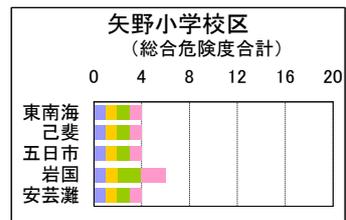
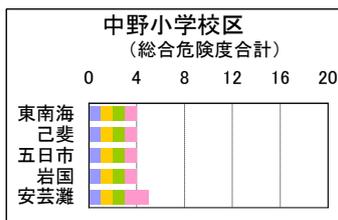
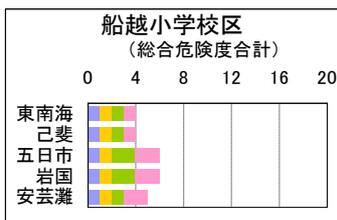
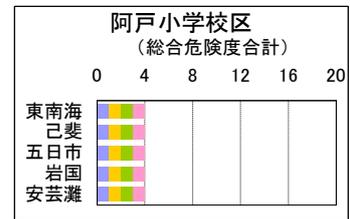
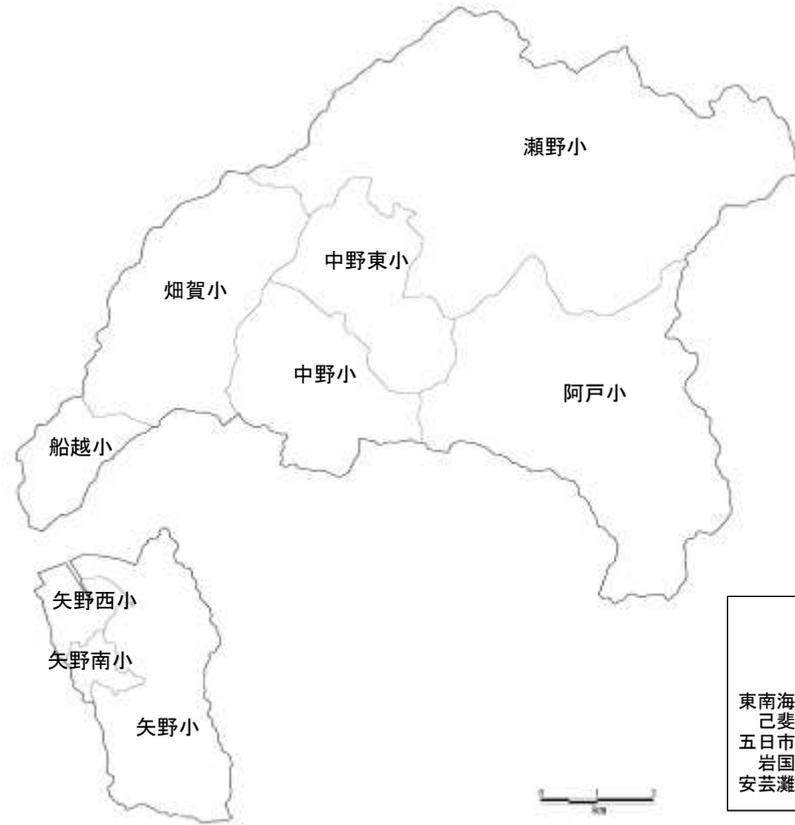
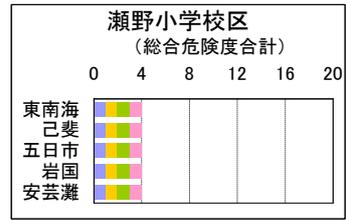
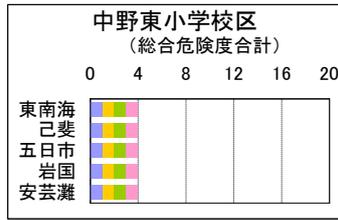
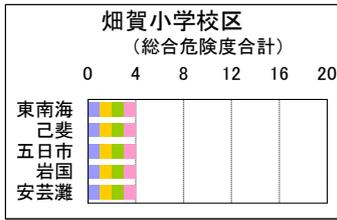
想定5地震による総合危険度評価(西区)



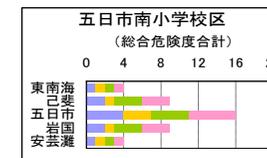
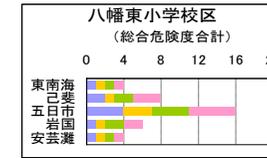
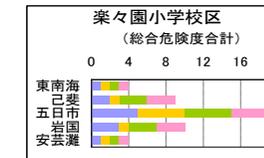
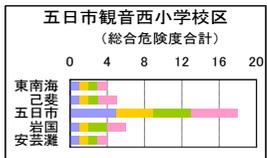
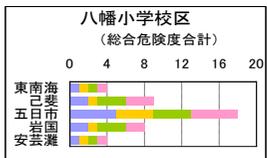
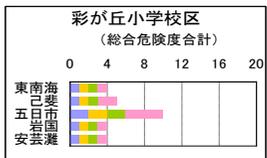
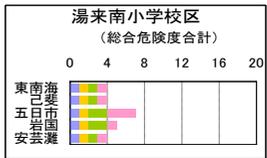
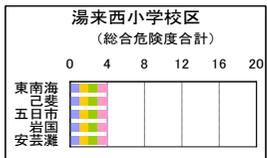
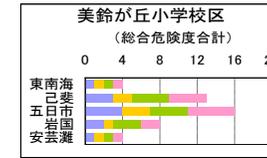
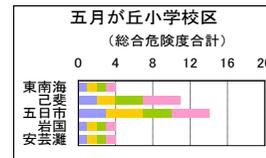
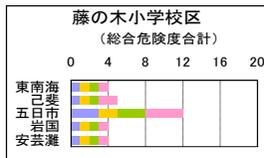
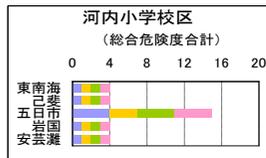
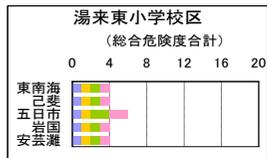
(総合危険度合計)



想定5地震による総合危険度評価(安佐北区)



想定5地震による総合危険度評価（安芸区）



想定5地震による総合危険度評価（佐伯区）

第4 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による調査・検討

東南海地震と南海地震が同時発生した場合の調査・検討結果は次のとおり

区 分		全 国	広 島 県
地 震 規 模		マグニチュード 8.6	
最 大 震 度		6強以上	5強
人的被害（死者） ※5時に発生 した場合	揺 れ	約 6,600 人	—
	津 波	約 3,300 人 ～約 8,600 人	—
	斜 面 災 害	約 2,100 人	約 30 人
	火 災	約 100 人 ～約 500 人	—
	計	約 12,100 人 ～約 17,800 人	約 30 人
	水門の閉鎖不能等を考慮した場合の津波の死者増加	約 3,200 人	—
	合計（最大）	約 21,000 人	約 30 人
建物被害（全壊） ※18時に発生 した場合	揺 れ	約 170,200 棟	—
	液 状 化	約 83,100 棟	約 3,100 棟
	津 波	約 40,500 棟	約 600 棟
	斜 面 災 害	約 21,700 棟	約 300 棟
	火 災	約 119,200 棟 ～約 313,200 棟	—
	計	約 434,700 棟 ～約 628,700 棟	約 4,000 棟

※ 人的被害の津波は、避難意識の高低を考慮し、人的被害と建物被害の火災は、風速を考慮し、それぞれ幅をもって示している。

第5 広島県津波浸水予測図

東南海地震と南海地震が同時発生した場合の津波による浸水予測図（広島市ホームページ（URL：<http://www.city.hiroshima.lg.jp>）参照）

1 津波浸水予測図の種類

種 類	想 定
堤防が機能する場合	現況の海岸施設が津波に対して有効に機能し、越波しない限りは津波を防ぎうることを想定したもの。
堤防が機能しない場合	地震により海岸施設が機能不全となり、全く機能をなさない最悪の場合を想定したもの。

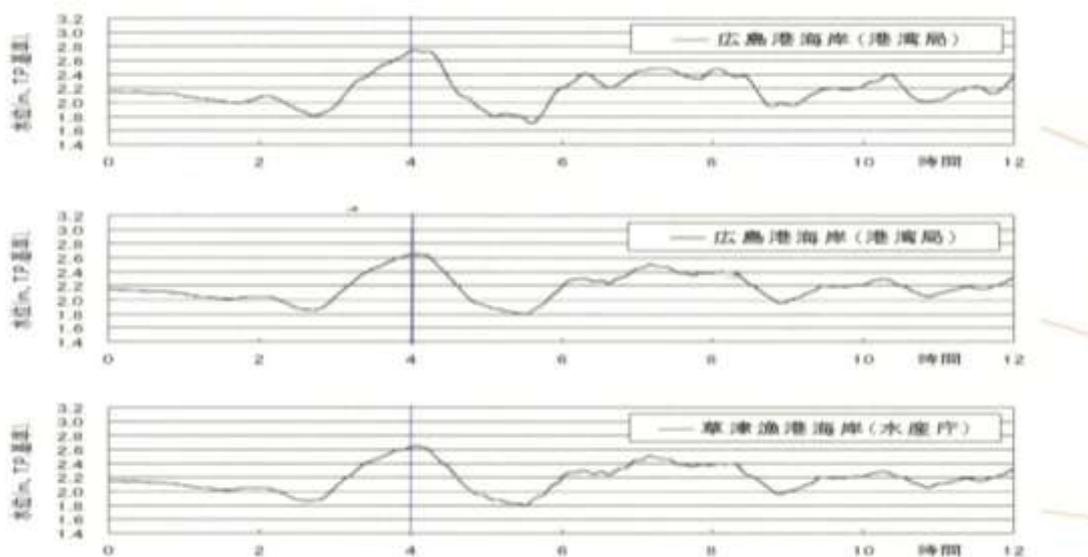
2 津波の特徴

本市域を含む海域（大竹市～呉市音戸の瀬戸）では、全体的に水位変化の周期は長く、顕著な第1波で特徴付けられる。

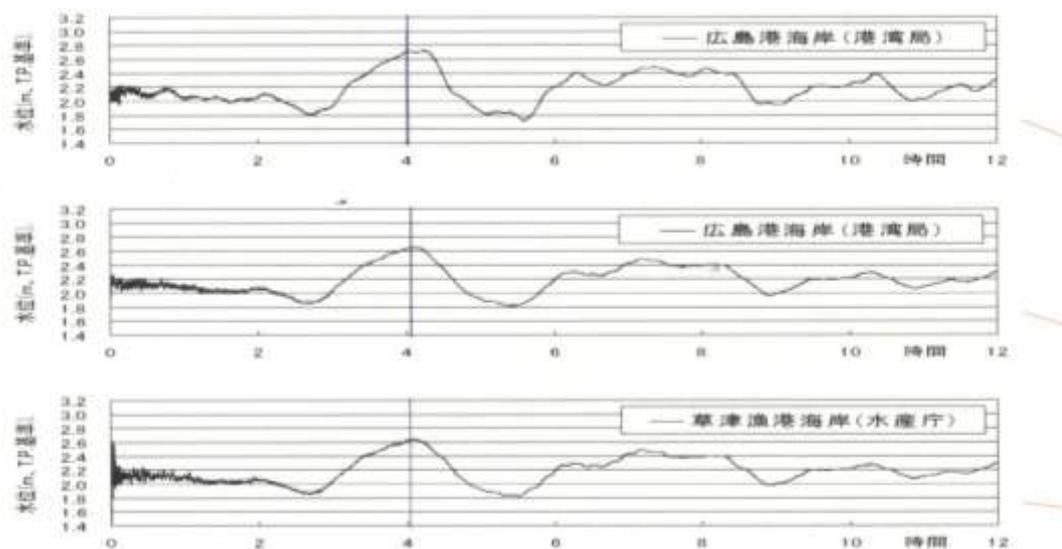
地震発生から2時間30分頃までは引き波であり、ゆっくりと水位は低下する。その後、豊後水道を通ってきた第1波が到達して水位は上昇に転じ、地震発生からおおよそ4時間後に最大水位となる。第1波は大竹市から本市に進むにつれてその波高（波形の谷から山までの最大振幅）も高くなり、広島港や呉港では、波高約1mとなる。第1波後も長周期の水位変動が継続する。

3 波形

(1) 堤防が機能する場合



(2) 堤防が機能しない場合



第6 想定地震の今後の発生確率

地震調査研究推進本部地震調査委員会が評価した今後の地震発生確率は次のとおり。

1 プレート内地震、海溝型地震

想定地震	今後の発生確率			平均発生間隔 最新発生年月日
	10年以内	30年以内	50年以内	
安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震	10%程度	40%程度	50%程度	約67年 —
南海地震	20%程度	60%程度	90%程度	約114年 65年前
東南海地震	20%程度	70%程度	90%程度もしくはそれ以上	約111.6年 67.1年前

※ 評価時点は、平成24年(2012年)1月1日

2 活断層型地震

想定地震	今後の発生確率			平均発生間隔
	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
五日市断層帯地震 (五日市断層)	平均活動間隔が判明していないため、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。			不明
五日市断層帯地震(注) (己斐-広島西縁断層帯)				7-12世紀
岩国断層帯による地震	0.03%~2%	0.05%~3%	0.1%~6%	不明
				約23,000年前以前
				約9,000年-18,000年
				約11,000年前-10,000年前

※ 評価時点は、平成24年(2012年)1月1日

(注)「平成19年度広島市地震被害想定調査」の「己斐断層」を示す。

【参考】

本市に関係する新たな活断層型地震

断層帯名	今後の発生確率			平均発生間隔
	30年以内	50年以内	100年以内	最新発生年月日
安芸灘断層群地震 (主部)	0.1%~10%	0.2%~20%	0.4%~30%	2,300年-6,400年程度 約5600年前-3,600年前
安芸灘断層群地震 (広島湾-岩国沖断層帯)	平均活動間隔が判明していないため、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。			不明
				不明

※ 評価時点は、平成24年(2012年)1月1日

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第2章 震災予防計画

第1節 方針 《消防局防災課》

第1 想定する地震及び事業推進

1 平成19年度に実施した現行の地震被害想定を踏まえた対応

第1章第3節では、想定地震として「東南海・南海地震」「己斐断層による地震」「五日市断層による地震」「岩国断層帯による地震」及び「安芸灘～伊予灘の地震」の5つを掲げている。

平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災以降、これまで想定されていなかった活断層等によって新潟県中越地震(平成16年(2004年)10月23日)、新潟県中越沖地震(平成19年(2007年)7月16日)、岩手・宮城内陸地震(平成20年(2008年)6月14日)など、震度6弱以上を記録する大規模地震が相次いで発生しており、いつでも、どこでも地震に遭う可能性がある。

さらに、東南海・南海地震にあっては、その発生が極めて切迫している状況と言われている。

このことから、本市としては最悪の事態を想定する必要があるため、「平成19年度広島市地震被害想定調査」結果を踏まえ、本市に大きな被害が及ぶ可能性のある5つの想定地震(①東南海・南海地震、②己斐断層による地震、③五日市断層による地震、④岩国断層帯による地震、⑤安芸灘～伊予灘の地震)により、小学校区ごとに被害が最も大きくなるものを想定した予防計画を取りまとめる。

なお、具体的な事業については、県が策定した「第4次地震防災緊急事業五箇年計画(平成23～27年度)」及び本市が別に定める「災害に強いまちづくりプラン(平成22年度改定)」(以下この章において「災害に強いまちづくりプラン」という。)等に基づき、計画的に推進するものとする。

2 東日本大震災を踏まえた対応

平成23年(2011年)3月11日に、岩手県沖から茨城県沖までを震源域としたマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、これまで国が個別の震源として想定していた地震が連動したことから、想定を上回る巨大地震となり、広域にわたり甚大な被害をもたらした。

このため、国が行う検証作業等の内容を踏まえ、国・県等と連携し、本市における地震被害想定の実証を実施するとともに、その結果を本計画に反映させることとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査し、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。

また、本市が大規模な被害を受けた場合の、他の自治体からの受援計画や、国など関係機関との連携方法、災害情報の収集・伝達方法などについて、防災上の業務継続計画の策定に取り組む。

第2 市民と行政が一体となった取組み

震災(災害)に強いまちづくりは、行政機関・公的機関の責務として取り組まなければならないものであるが、一方、防災の主体は市民自身であり、「わが身は自分で守る」という市民の自覚があってこそ実現できるものである。

したがって、「災害に強いまちづくり」のアプローチとして、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を前提にするものである。

1 防災まちづくり

「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」を「防災まちづくり」と定義し、安心して暮らせる住み良い『万人の故郷広島』の創造——すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島の創造——を目標とする。

2 市民と行政の役割分担

震災（災害）予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列的な局面ごとに整理した場合、次のとおりとなる。【風水害時等を含む。】

(1) 地震（災害）による被害を出さないために

区 分	市 民	広 島 市
個別建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転 	<ul style="list-style-type: none"> ○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○住宅耐震診断補助制度の実施 ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防災まちづくり事業への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導

(2) 地震（災害）による被害を軽減するために～人命救助・救護

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○救急セット（包帯・三角巾・消毒薬等）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○救助隊・救急隊の整備 ○医療・救護体制の整備 ○自主防災組織用救助資機材の配備
訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○救助資機材を用いた救助訓練の実施 ○応急手当訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○救助訓練に対する助言・指導 ○応急手当講習の開催
協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣の災害時要援護者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の地方公共団体等との応援協定の締結 ○民間団体等との協力協定の締結 ○災害時要援護者情報の把握体制の整備
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・分析・連絡体制の整備 ○建築物応急危険度判定士の育成 ○専門家等との連携体制の確保

(3) 地震（災害）による被害を軽減するために～消火活動

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器の整備 ○バケツ等の共同整備 ○自衛消防隊の編成・資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防力の整備 ○消防水利の多様化
訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器・バケツリレー等による消火訓練の実施 ○自衛消防隊の消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織と事業所との応援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の消防本部等との応援協定の締結

(4) 安全に避難するために

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯ラジオ・懐中電灯等の整備 	
訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導訓練の実施 ○避難場所・避難経路等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導訓練に対する助言・指導

協力体制の整備	○自主防災組織と事業所等との応援協定の締結 ○近隣の災害時要援護者の把握 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○民間団体等との協力協定の締結 ○災害時要援護者情報の把握体制の整備 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
その他	○家族等との緊急時連絡方法等の確認	○災害情報の提供体制の整備 ○避難場所・避難路の整備 ○市民の防災意識の啓発

(5) 避難場所での円滑な生活を過ごすために

区分	市 民	広 島 市
市街地等の整備		○輸送拠点の整備 ○緊急輸送道路の整備
資機材等の整備	○食料・飲料水、衣類等の非常持ち出しの準備	○食料・生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 ○応急給水体制の整備 ○ごみ処理体制・し尿処理体制の整備 ○防疫体制の整備 ○被災者の心身の健康保持体制の整備
訓練等の実施	○生活避難場所運営マニュアルの検証訓練の実施	○生活避難場所運営マニュアルの検証訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○生活避難場所運営マニュアルの整備 ○災害ボランティア活動への参加	○生活避難場所運営マニュアルの整備に対する助言・指導 ○災害ボランティアとの連携・支援体制の整備

(6) 正常な市民生活の回復のために

区分	市 民	広 島 市
ライフラインの復旧		○ライフライン復旧体制の整備
応急仮設住宅の設置		○応急仮設住宅の設置場所の適地選定
生活の援護	○現金・貯金通帳・印鑑・保険証等の非常持ち出しの準備	○り災証明書の発行体制の整備 ○災害救助法等に基づく援護施策の実施
被災地域の復旧・復興	○被災地域の復旧・復興事業への協力及び被災建築物等の再建	○被災した公共施設の早期復旧 ○被災地域の復旧・復興事業の実施

【地震に強い都市構造の形成に関する計画】

都市が膨張し、都市活動が活発化、複雑化するにつれて、地震災害の危険要因が増大し、多種多様な災害の発生が懸念される。

本市においては、都心部では雑居ビルや高層ビル等が相次いで建設され、また、周辺地域では宅地造成等による新しい市街地の形成が行われており、大規模地震が発生した場合、建築物の倒壊、火災の同時多発、宅地造成地の崩壊、ライフライン施設等の寸断など大災害の発生が予想される。

こうしたことから、災害の未然防止と都市の安全性の向上を目的とした都市の整備は重要な課題であるといえる。

そこで、本市では、地震に強い都市構造を形成するため、土地利用の合理的な規制・誘導、計画的な市街地の整備を進め、避難路・避難場所等の整備、ライフライン施設の機能確保等本市の防災力の向上に資する施設の整備を積極的に推進する。

第2節 土地利用の合理的な規制・誘導

道路・公園等の防災空間の効率的な配置、市街地の面的不燃化の促進など、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

第1 合理的な土地利用の推進《都市整備局都市計画課・宅地開発指導課》

本市の市域は、中国山地を背にし、瀬戸内海に面している。

平地部は、太田川の河口に形成された三角州（デルタ）を中心とし、北部に向かって、太田川沿いに細長く開けている。一方、市域面積の約3分の2に当たる部分は、比較的急峻で、崩壊しやすい風化花崗岩質の山地部で占められている。

このような都市的利用可能地（平坦地）が狭あいであるという地形的制約は、デルタを中心とする既成市街地の密集化と周辺部へのスプロール化を進行させた。

これらの経緯及び状況を踏まえ、都市の防災性の向上を図り、機能的な都市活動及び安全で快適な市民生活の確保を実現するためには、以下の事項に配慮しながら、合理的な土地利用を推進していくことが重要である。

- 1 無秩序な市街化を防止し、計画的かつ健全な市街地形成が行われるよう、市街化区域及び市街化調整区域の適正な指定を行うとともに、開発許可制度等の適切な運用により、良好な市街地整備の誘導を図る。
- 2 市街化区域については、都市基盤施設の整備を効率的に推進するとともに、市街地形成の現況及び動向を踏まえ、用途地域の適切な指定を行い、建築活動を適正に規制・誘導することによって、健全な市街地形成を図る。
- 3 既成市街地における木造老朽家屋の密集地区など、都市機能や居住環境上等の問題に併せて、防災上の問題を抱える地区については、適切な再開発を積極的に推進する。
- 4 建築物の密集化が著しいデルタ地域をはじめとする既成市街地においては、地震発生時に同時多発する火災の延焼拡大が予想され、また、丘陵部の住宅団地等においても、交通の途絶等による孤立化が考えられる。

このため、道路・公園等の防災空間の効率的な配置及び整備を推進するとともに、市街地の面的不燃化を促進するため、防火地域・準防火地域の適正な指定を行う。

第2 建築物の不燃化の促進《都市整備局都市計画課、消防局指導課》

本市の既成市街地では、近年、土地の高度利用に伴う高密度化の進展とともに、建造物の複雑化や石油・ガスといった危険物数量の増加など、災害発生の要因と危険性が著しく増大し、かつ、多様化する状況にあり、地震時に同時多発する火災の延焼拡大が危惧されている。

都市計画における「防火地域」及び「準防火地域」は、建築物の構造を規制することによって、市街地の不燃化を促進し、火災の延焼危険を防除するために定めるものであり、次の考え方にに基づき、その積極的な活用を図り、「火災に強いまちづくり」を推進する。

- 1 「防火地域」の指定は、不特定多数の人々が集中する商業業務地や官公庁などの中枢管理施設が集中する地区、避難場所の周辺地区及び避難路としての機能を有する広幅員道路の沿道地区を対象として、耐火建築物が占める割合や火災発生の際の延焼拡大の危険性などの要素を勘案したうえで行う。
- 2 「準防火地域」の指定は、不特定多数の人々が集まる商業地や近隣商業地及び建物の密集化が著しいデルタ地域内で火災発生の際の延焼拡大の危険性が高い地区などを対象として行う。

《面的な不燃化を促進する地区》

区名	番号	地区名	面積 (ha)	備考 (区域内の主要施設等)
中区	1	都心地区	約 319	市役所、中区役所、県庁、広島合同庁舎、バスセンター、大規模施設群
	2	都心地区(中島・住吉周辺)	約 27	アステールプラザ、広島市文化交流会館
	3	都心地区(十日市・舟入周辺)	約 107	事務所ビル等

東区・南区	4	広島駅周辺地区	約 95	JR 広島駅、東区役所、大規模商業施設
南区	5	南区役所周辺・京橋・段原地区	約 73	南区役所、事務所ビル等
	6	宇品地区	約 49	広島港旅客ターミナル
西区	7	横川駅周辺・西区役所周辺・中広・観音地区	約 114	JR 横川駅、西区役所
	8	西広島駅周辺地区	約 15	JR 西広島駅
	9	井口明神・草津新町・商工センター地区	約 5	広島サンプラザ、大規模商業施設
安佐南区	10	緑井駅周辺地区	約 4	JR 緑井駅
	11	安佐南区役所周辺地区	約 14	安佐南区役所
	12	西風新都中央線沿道地区	約 52	事務所ビル等
安佐北区	13	安佐北区役所周辺地区	約 32	安佐北区役所、可部合同庁舎
安芸区	14	安芸区役所周辺地区	約 16	安芸区役所
佐伯区	15	五日市地区	約 50	JR 五日市駅、佐伯区役所

第3 開発計画の規制・誘導《都市整備局都市計画課・西風新都整備部・宅地開発指導課》

都市周辺部における無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備を促進することが必要である。

このため、開発行爲の許可に当たっては、開発申請者に対し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や広島市宅地開発指導要綱等に基づき、生活環境の悪化、崖崩れ、溢水等の災害を防止するために適切な措置を講じさせるとともに、一定水準の道路・公園等の公共施設等の設置を義務付け、かつ、当該造成工事による災害の発生を未然に防止するために必要な条件を付すものとする。

また、市街化調整区域における開発については、地区計画制度により、開発目的に沿った用途の誘導を行うとともに、周辺の土地利用状況に応じた計画的な土地利用を推進する。

第4 防災に配慮した宅地造成《都市整備局宅地開発指導課》

宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生じるおそれ大きい区域については、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき宅地造成工事規制区域として市域の約 65 パーセントを指定しており、宅地造成に伴う災害の防止のため、必要な規制と指導を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。

すなわち、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成等規制法施行細則等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。

また、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害を未然に防止する必要があると認められた場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁又は排水施設等の設置又は改造その他防災上必要な措置を勧告又は命令している。

なお、擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構及び本市（宅地開発指導課）において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。

第3節 市街地の整備

第1 新市街地及び市街化進行地域の整備《都市整備局公園整備課、道路交通局道路課》

新市街地や市街化進行地域のうち、山麓部では既存集落を避けながら大規模な開発が行われており、また、平地部では農地が小規模な開発により宅地化され、スプロール的に市街化が進行している。

市街化進行地域での開発は、道路・公園・下水道といった都市基盤施設の整備計画と十分な調整が図られていないなど、良好な市街地を形成しているとは言い難く、防災面からの問題を抱えた地区もある。

このため、スプロール的な市街化が進行している地区、市街化があまり進行していない地区、相当の宅地化が進み面的整備の実施が困難な地区などは、各々の地区の状況に応じた手法で、道路・公園等を適切に配置し、避難場所の確保及び建て詰まりの解消等を図る。

新市街地については、その地域特性を最大限に活用し、隣接未整備市街地等との一体的な公共公益施設の整備を行うことにより、良好な市街地形成を促進する。

第2 既成市街地の整備《都市整備局都市計画課・青崎地区区画整理事務所・段原再開発部計画課、道路交通局街路課》

一方、既成市街地においては、都市機能上、居住環境上及び防災上からも、早急に改善を必要とする地区が数多く存在する。このため、それぞれの地区の現況及び特性に応じ、「市街地の整備」を促進し、良好な市街地の形成を図る。

現在、整備の進められている段原東部地区については、引き続き、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業及び公共下水道事業を推進することによりまた、青崎地区については、土地区画整理事業及び公共下水道事業を推進することにより、都市基盤及び居住環境の一体的な整備を図る。

吉島・江波地区をはじめ既成市街地の周辺部に広範に広がる宅地基盤の未整備な地区については、土地区画整理事業等既存事業手法あるいは地区計画制度等規制誘導方策を適所に活用し、宅地基盤の改善に努める。また、特に国道2号以南に多く存在する木造老朽住宅の密集地区については、老朽住宅の建替えを促進し、住宅の共同化・不燃化及び公共施設の整備による住環境全体の改善を図る。

第4節 道路・公園緑地・河川等の公共施設の整備

地震による道路・河川等の公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策等に大きな障害となり、市民の社会・経済活動上計り知れない影響を及ぼすことが想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前に予防措置を講じることの方がより重要かつ有効である。

このため、これら施設の耐震性の強化など被害を最小限にとどめるよう諸施策を展開する。

第1 道路・橋梁《道路交通局道路課・街路課・都市交通部》

道路は、市民生活を支える基本的な都市施設であり、交通機能のほか、空間機能、都市形成機能といった多くの機能を有しており、快適な生活環境や都市基盤の整備を図るうえで重要な役割を担っている。

特にこの空間機能は、地震災害時における火災の延焼防止、避難路確保といった都市防災の役目を果たしている。

このため、地震災害時において、その機能が失われることなく十分発揮できるように広域的な主要幹線道路、地方公共団体の庁舎所在地や救援物資等の輸送拠点等を相互に連絡する道路等の緊急輸送道路については、路面下の空洞化及び路体の緩みの調査並びにトンネル点検を行い、異常が発見された場合には早急に対策を講じる。他の道路についても、順次点検を行う。

既設の橋梁については、昭和55年以前の道路橋示方書により設計した橋長15メートル以上の橋梁で、緊急輸送道路上の橋梁、国土交通省が規定する優先整備路線上の橋梁及び単柱を有する跨線橋・跨道橋について、順次耐震対策工事を行う。他の既設の橋梁についても、基準の見直しを受け緊急度の高いものから適切な対策を講じる。

また、アストラムラインのインフラ施設（高架橋）について、落橋防止システムを設置するなどの耐震化を進める。

都市計画道路については、特に都市防災上、①避難場所への安全な移転のための避難路、②消火・救護のための通行路としての機能等を有する重要な道路であることから、これらに

十分配慮して整備を行う。

第2 河川《下水道局河川課》

宅地開発及び市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対処し、豪雨時の浸水被害を防止するための河川改修については、今後とも、国、県及び本市が連携を図りながら、河川構造物等の耐震化を含めて、河川整備を推進する。

また、河川水・海水を緊急時の消火用水や生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

1 一級河川・二級河川の整備

市内を流下する一級河川・二級河川については、これを管理する国土交通省、県に河川整備の促進を要望している。また、県が管理する河川のうち比較的小規模で早期改修の必要性の高い河川については、都市基盤河川改修事業として、県に代わって改修工事を行い、河川整備の促進を図る。

2 準用河川・普通河川等の整備

本市が管理する準用河川・普通河川については、緊急度の高いものから整備を推進するとともに、既設の河川等についても機能維持に努める。

第3 海岸保全施設《国土交通省広島港湾・空港整備事務所、県港湾企画整備課》

海岸保全施設整備については、これまでの県施行事業に加え、平成17年度からは国直轄事業（国土交通省）の導入により、未整備区間や老朽化し天端高不足の護岸について所要の天端高を確保するよう緊急度を考慮しながら整備を促進する。

また、地震による液状化への対応や、堤防決壊による二次災害を防止するため、ゼロメートル地帯等を中心とした海岸の堤防について、堤防強化による耐震性向上対策を実施する。さらに、海水を緊急時の消火用水として活用するため、階段護岸の整備を図る。

第4 公園緑地《都市整備局公園整備課》

公園・緑地は、地震災害時において、避難場所、避難路、あるいは火災の延焼防止のための空間地として重要な役割を担っている。

すなわち、街区公園や近隣公園は近隣避難場所としての機能を、都市基幹公園等は広域避難場所としての機能を、緑道等の歩行者動線は避難路として重要な機能を担っており、都市の防災機能を強化するため、引き続き、これら公園・緑地の整備を推進する。特に、地震災害時に応急活動の拠点となり、避難場所として機能する防災性に優れた公園・緑地については、計画的な配置を行う。

また、市街地を貫流する河川の河岸緑地及び河川敷は、火災の延焼を防止する空間地として重要な機能を有しているため、その整備を推進するとともに、保全を図る。

第5 農道・水路・ため池等農林業用施設《経済観光局農林整備課》

地震時における水路・ため池等の農業用施設の被害は、施設そのものの損壊にとどまらず、周辺地域への洪水、土石流の流下被害等をもたらす二次災害の要因となることから、農業用施設の被害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、その整備を積極的に推進する。特に、ため池については、老朽化による決壊を防止するため、改修を推進するとともに、その巡回・点検に努める。

また、農林道についても、地震震災時において防災機能が十分に発揮できるよう整備を推進する。

第5節 地盤災害による被災の防止

地震による地盤の液状化や崖崩れ等は、被害の拡大や二次災害を発生させるおそれがあるこ

とから、これらを防止するための対策を講じる。

第1 液状化対策《防災関係部局》

地震による地盤の液状化現象に伴う被害は、昭和39年の新潟地震以来クローズアップされてきた。

本市においては、多くの都市機能が集中している太田川等のデルタ地帯や臨海部は、地震時に液状化の危険性が高いとされている。

このため、国土交通省が、東日本大震災における各社会基盤施設等の液状化の被害実態把握や発生メカニズムの確認等を行い、各分野に共通する技術的事項の検討を進め、液状化対策の検討につなげる目的で設置した「液状化対策技術検討会議」の検討成果や、平成19年度に実施した現行の地震被害想定の見直し結果を踏まえ、次の事項について研究・検討等を行っていくものとする。

- 1 各局等で実施し、保有している地盤地質情報（ボーリング柱状図、土質データ）等を集集し、その集中管理を行う。
- 2 液状化の危険性のある地域内の既存土木構造物については、老朽化、塩害、疲労等が想定されるものの実態を調査し、耐震補強を検討する。また、新設の土木構造物の設計については、液状化対策を検討する。
- 3 液状化の危険性の特に高い地域を表す液状化危険度分布図等をホームページなどにより引き続き情報提供し、市民の意識啓発を図り、安全対策上の検討を促す。
- 4 地下埋設物については、復旧対策が重点となるが、重要な幹線で復旧困難が予想される箇所については、地盤の改良、杭基礎、埋設物の構造等可能な対策を検討する。
- 5 施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっても関係機関と十分な連絡・調整を図りながら対応する。
- 6 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図る。

第2 地震に伴う崖崩れ等による建築物等の被災防止対策

1 山地災害危険地区《経済観光局農林整備課》

本市における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、3,816地区となっている。

こうした状況を踏まえ、県に対し、治山事業等の推進を働きかけるとともに、今後、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。

2 急傾斜地崩壊危険箇所《下水道局河川課、消防局防災課》

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、県の調査結果によれば、3,634か所となっている。

こうした状況を踏まえ、事業規模に応じて県・市が役割分担して対策事業を積極的に推進する。

また、急傾斜地の災害防止・復旧を促進するため、一定の要件を満たす当該急傾斜地の所有者等が実施する災害防止・復旧工事費に対する無利子融資を行う。

さらには、毎年6月のがけ崩れ防災週間及び土砂災害防止月間には、県と本市で合同パトロール及び広報活動を実施するとともに、関係住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、危険箇所の周知徹底及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の必要性と効用についてパンフレットの配付等により啓発運動を展開する。

3 土石流危険溪流《下水道局河川課、消防局防災課》

本市における土石流危険溪流は、県の調査結果によれば、2,402溪流となっている。

こうした状況を踏まえ、国・県に対し、砂防事業の促進を働きかけるとともに、関係住民への周知徹底を図るため、当該溪流が危険である旨の表示板等の設置を促進する。

また、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配付等を積極的に推進する。さらに、地震発生に伴う警戒避難基準及び避難システムの確立等を検討し、早期に土石流危険溪流周辺の警戒避難体制の整備を図る。

4 地すべり危険箇所《下水道局河川課、消防局防災課》

本市における地すべり危険箇所は、県の調査によれば、4か所となっている。

こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の促進を働きかけるとともに、地すべり危険箇所の住民への周知、並びに災害時の警戒避難体制の整備を図る。

5 交通危険箇所《道路交通局道路課》

道路に隣接する急傾斜法面で崩壊の危険があると思われる箇所については、災害時の道路機能の確保を図るため、特に緊急性の高いものから整備しており、今後も、この方針のもとに整備を行う。

第6節 ライフライン施設等の整備

上水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保のほか、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

また、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図るとともに、市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行うため、広島市ライフライン連絡調整会議を設置する。

第1 上水道施設の整備

近年の市民生活及び都市機能は、水の常時供給を前提に成り立っており、震災時においても、水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り生活用水を確保する必要がある。

このため、水道施設の耐震化とバックアップ機能の強化、さらには応急給水・応急復旧等の応急対策のシステム化を図るとともに、機動的な水道システムの構築に努める。

なお、これらの実施に当たっては、水道施設の耐震調査及び被害想定に基づき、整備・拡充を図る。

1 ライフラインの確保

水道施設については、地震等災害時においても必要な機能が発揮できるよう基幹施設の拡充整備を行うとともに、配水施設整備事業等により、配水管の新設・改良等を行う。

(1) 配水池等の耐震化《水道局計画課》

災害時においても安定給水を確保するため、重要度の高い基幹施設から、耐震診断を実施したうえで、耐震性が不足している施設について、順次、耐震補強工事を実施する。

(2) 取水・浄水・配水施設の設備機器等の整備《水道局設備課》

ア 電気・機械設備及び建築物の整備

老朽化した取水・浄水・配水施設の電気・機械設備の改良・更新を行い、機能の向上・充実を図るとともに、取水・浄水施設の建築物の耐震化を図り、水道施設の安全・安定・信頼性を確保する。

イ 自家発電設備の整備

主要な取水場・浄水場の電力供給については、震災時の長時間停電を考慮して、自家発電設備を整備してきたが、今後においても、残る施設の整備について検討する。

(3) 送・配水管路の耐震化

送・配水管路は、給水区域内全域に網目状に敷設されており、地震によりこれらの管路の破裂、漏水が想定されることから、次のような耐震化等の対策を講じる。

ア 耐震継手管の拡大使用《水道局計画課》

耐震継手管については、昭和54年度から盛土部、軟弱地盤、主要管路に使用するとともに、大規模地震被害想定調査結果に基づき、液状化危険地域内の配管整備及び救急告示病院、広域避難場所など重要公共施設等への配管ルートにも使用範囲を拡大してきたところであり、引き続き整備推進を図る。

イ 老朽管の敷設替え《水道局配水課》

老朽管については、昭和40年度から施行している配水施設整備事業等において新

設管への敷設替えを行っており、引き続き、これら老朽管の敷設替えを優先度の高いものから積極的に推進する。

ウ 配水幹線の相互連絡管の整備《水道局計画課》

配水幹線をループ化（環状化）することにより、地震災害時においても給水可能となるよう整備する。

エ 配水監視システムの構築《水道局計画課》

平成元年度から平常時の水配分を主な目的として配水幹線に監視装置（水量・水圧）を設置しているが、被災状況の把握にも大きな効力を発揮することから、太田川デルタ部を中心に、引き続き整備推進を図る。

オ 配水管網のブロック化《水道局配水課》

給水区域は、各配水池を拠点とした配水ブロック化を図っており、また、配水管網については、拡張事業及び配水施設整備事業等で整備を行い、安定的に給水できる管網を形成している。

今後は、きめ細やかなライフラインの確保という観点から、断水範囲を最小限にとどめるとともに、復旧の迅速化を図るため、配水管網のブロック化を検討する。

カ 配水コントロールシステムの導入《水道局配水課》

被災地区を早期に把握し、応急給水及び応急復旧活動の迅速化を図るため、配水ブロック化と合わせて配水コントロールシステムの導入について検討する。

(4) 給水装置の耐震化《水道局給水装置課》

配水管からの分岐部分は、地盤変動に柔軟に対応できる可とう式サドル付分水栓を使用し耐震性を高めるとともに、給水管については、平成 11 年度から、耐震性や可とう性に優れているポリエチレン管を給水管として採用したところであり、引き続き給水装置の耐震化を図る。

(5) 水道施設情報管理システムの充実《水道局配水課》

平成 7 年 10 月に図面管理を中心とした水道施設情報管理システムの運用を開始している。

今後は、応急対策の迅速化に資するため、非常時の断水予測や統計・集計機能、シミュレーション機能等を付加し、システムの充実を図る。

(6) 保守点検の強化《水道局配水課・設備課》

法で定める保守点検のほか、局が定める管理指針等に基づき保守点検及び日常の施設パトロールを強化し、安全性の確保に努める。

2 飲料水の確保

地震による送・配水管路の被害は避けられないと想定されることから、震災時の飲料水を確保するため、次のとおり対処する。

(1) 配水池容量の増強《水道局計画課》

配水池の貯留時間を確保するため、配水施設整備事業等により、容量を 14 時間分に計画的に増強しており、今後とも配水池容量の増強を図る。

(2) 配水池等への緊急遮断弁の設置《水道局計画課・設備課》

災害時給水拠点となる容量の大きい配水池 19 池に緊急遮断弁を設置する。

◆緊急遮断弁設置計画の主要配水池等

【東 区】	馬木調整池、(中山第二調整池)	2 池
【南 区】	黄金山配水池、似島調整池	2 池
【西 区】	己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池	3 池
【安佐南区】	高取第一調整池、沼田調整池、(別所調整池)、(沼田調整池増設)	4 池
【安佐北区】	亀山調整池、桐陽台第二調整池	2 池
【安芸 区】	瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池	3 池
【佐伯 区】	坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池	3 池

(注) カッコ内は今後設置予定のもの

3 応急対策用資器材の確保《水道局配水課》〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕

応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、緊急用資器材の確保及び整備に努める。

(1) 現在、主要資器材については、突発事故の復旧に必要な最小限の資器材を備蓄しているが、将来的には貯蔵品支給材料の活用を含め、見直しを行い整備を図る。

(2) 非常用飲料水パック装置を活用するほか、既存の給水タンク、ポリ容器も含めて応急給水体制の整備を図る。

4 応援体制の確立《水道局企画総務課》

現在、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱、日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱及び広島市指定上下水道工事業協同組合との応援協定の締結により、市内外からの応援体制は確立されている。

今後は、初動体制の強化と応援体制の組織化等について検討し、応援体制のシステム化を図る。

第2 下水道施設の整備

下水道施設等の被害を最小限にとどめ、その機能の保持を図るため、計画的な点検及び必要に応じた耐震調査を実施し、施設の補修や補強等必要な整備を進めるほか、広島県の津波浸水予測の見直し結果に基づき、施設の耐浪性の確保を図ることにより、地震・津波に強いシステムづくりに努める。

また、被害が予想される箇所等のマップ等を作成し、災害予防及び早期復旧に努める。

1 管路施設《下水道局管路課》

(1) 管路施設については、点検による損傷箇所等の早期発見とその補強に重点をおいて対処する。特に被害が予想される軟弱地盤箇所や地盤急変箇所及び構造物との接合部分については、老朽化の著しいものから補強・布設替えを行う。

(2) 避難場所におけるトイレ機能確保のため、仮設トイレのし尿を直接公共下水道に排除する公共下水道接続型仮設トイレ受入施設の整備を行う。

2 ポンプ場及び水資源再生センター《下水道局維持課・各水資源再生センター》

施設や設備に応じて、日常点検及び定期点検を計画的に行い、損傷箇所等の補修、補強を行うとともに、震災時に適切な対応ができるよう動線の整備を図る。

(1) ポンプ場及び水資源再生センターの構造物については、不等沈下、ひび割れ、漏水、劣化及び浸水の可能性のある場所等の点検を行い、必要な補強・補修を行う。

(2) 構造物と機械及び電気設備の接合部は、滑動、転倒、落下等を防止するため、基礎や固定金具等の点検と整備に努める。

(3) 自家発電設備及び緊急用ゲートは定期的に保守運転を行うとともに、常に稼働できるように手動運転操作の習熟に努める。

(4) 危険物及び有害物については、保管・貯蔵方法等の点検・整理を行うとともに、配管や器具についても点検・整備を行い、二次災害の防止に努める。

3 下水道BCPの策定による災害復旧の迅速化《下水道局計画調整課》

大規模地震が発生し、下水道施設が被災した場合でも、従来よりも速やかに下水道の機能を復旧・維持する「減災対策」として下水道BCP[※]の策定を進める。その後は下水道BCPに基づく災害訓練等を繰り返し実施することで、改善・見直しなどを行い、速やかな復旧に対応できるよう目指す。

※BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)とは、災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

4 応援体制《下水道局計画調整課》

20大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を、また、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」を制定しており、大規模災害時における下水道施設等の迅速かつ円滑な復旧を図るための応援体制は確立されている。

第3 電力施設の整備《中国電力株式会社》

1 耐震性の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等にお

ける電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

また、送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力を勘案して設計する。

なお、地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

2 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

第4 ガス施設の整備《広島ガス株式会社》

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進めることとし、特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により耐震性の強化を図る。既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて補強・更新を行う。また、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行うほか、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を図る。

第5 通信施設の整備《西日本電信電話株式会社》

1 ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

2 ケーブルの地下化・洞道への収容替え

地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。

3 中継ケーブルの信頼性向上

交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについて、洞道等地下化・2ルート化・ループ化を推進するとともに、無線方式の併用により、さらに信頼性の向上を図る。

4 移動体通信設備の信頼性向上《株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社》

移動体通信設備については、機動性に優れ、地震・火災等の災害時にも利用可能であることから、利用エリア拡大の推進及び伝送路のループ化、洞道への収容替え等により、さらに信頼性の向上を図る。

第6 ライフライン共同収容施設等の整備《道路交通局道路課・街路課》

災害時における水道、ガス、電気、通信等のライフラインの安全性・信頼性を確保するため、当面、都市部において幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第7 ライフライン事業者と関連業者等の連携《各ライフライン事業者》

各ライフライン事業者は、応急対策の実施にあたって関連業者との連携が重要不可欠であることに鑑み、平素から関連業者と災害時の連絡方法や連携方法を申し合わせるなど、速やかに応急対策が実施できる体制の整備を図るものとする。

第8 廃棄物処理施設の整備〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕《環境局施設課・工務課・産業廃棄物指導課》

1 耐震性の向上

廃棄物処理施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう計画的な点検を行うとともに、施設等の耐震性を向上させるため、補修・補強等必要な整備に努める。

また、民間処分施設に対しても、耐震性の向上に努めるよう指導を行う。

2 ライフラインの寸断への対応

(1) 清掃工場の炉の立ち上げに必要な非常用自家発電機の確保を検討する。

(2) 清掃工場内全使用量の発電出力を有する蒸気タービンの確保を検討する。

- (3) 海水を淡水化し、清掃工場内に供給する海水淡水化供給設備の確保及び清掃工場内使用水の再利用化設備の確保を検討する。
- (4) その他、ライフラインの寸断を想定し、廃棄物処理施設の運転に必要な資機材の確保を検討する。

3 応援体制の確立

廃棄物処理施設の損壊等により対応が困難となった場合を想定し、他の地方公共団体等との応援体制の確立に努める。

第9 交通信号機の改修《県警察本部》

地震災害による停電等により商用電源が停止した場合において、市域の交通混乱を防止するため、主要な交差点に交通信号機用自動起動式発動発電機を設置する。

第7節 建築物の耐震性の向上

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画を策定するとともに、建築物等の耐震補強、ブロック塀等の改修促進、窓ガラス・外装材等及び屋外広告物の落下防止、家具の転倒防止、崖崩れ等による建築物等の被災防止等に努める。

第1 建築物等の耐震性の向上

1 防災拠点の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》

災害に強いまちづくりプランの中で規定している「市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン」に基づき、市庁舎、消防署、区役所などの災害応急対策の指揮・情報伝達等のための施設及び病院などの医療・救護等施設、並びに危険物を貯蔵又は使用する施設については、災害発生後も十分な機能確保が図られるよう積極的に耐震性の向上を推進する。

また、学校や区スポーツセンターなど避難場所として位置付けられている施設については、人命の安全確保に加えて避難機能の確保が図られるよう積極的に耐震性の向上を推進する。

2 防災拠点以外の市有建築物の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》

多数の者が利用する施設を中心に、人命の安全確保に加えて本来の機能確保が図られるよう耐震性の向上を図る。

また、市街地の防災性の向上を図るため、老朽市営住宅の建替えを推進するとともに、昭和56年（1981年）の新耐震基準施行前に建築された市営住宅のうち、柱梁構造の住宅について、耐震診断未了のものは耐震診断を行い、耐震診断の結果、補強が必要な住宅については耐震化を進める。

3 市有建築物の備品の転倒・落下防止策《市有建築物管理担当課》

学校、公民館、社会福祉施設など、不特定多数の市民が利用する施設を中心に、児童・生徒、施設利用者等の安全確保を図るため、市有建築物内に設置している保管庫、収納戸棚等備品の転倒・落下防止策を計画的に実施する。

4 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》

多数の者が利用する建築物のうち、新耐震基準以前のもので3階以上かつ床面積が1,000㎡以上など、一定規模以上の建築物等については、パンフレット等による耐震診断・耐震改修に関する意識啓発や指導・助言等を行う。

それ以外の一般建築物については、相談窓口を設置するなど市民の相談に応じるとともに、建築関係団体を通じてパンフレット等を配付し、意識啓発を行う。

民間住宅の耐震化を促進するため、建物所有者等が実施する耐震診断経費、耐震設計経費等に対する助成を行う。

- 5 文化財及び文化施設等の耐震性の向上《市有建築物管理担当課、都市整備局建築指導課、各課建築課》
文化財及びこれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震診断や耐震補強をはじめとした各種の耐震対策を推進・指導する。
また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。
特に、世界遺産に指定された原爆ドームについては、保存整備計画に基づく調整を行い、地震に対する保存措置を講じる。

第2 付属設備等の改修促進

- 1 ブロック塀等の改修促進《都市整備局都市計画課・建築指導課、各区建築課》
- (1) 点検・指導
ブロック塀や石塀等の倒壊による被害を防止するため、建築物防災週間等に点検査察を実施し、改善指導を行う。また、所有者による自主的な点検補強が図られるよう技術的な相談及び指導並びにパンフレット等による啓発を行い、危険なブロック塀等の改修促進に努める。
- (2) 建築・緑地協定制度及び地区計画制度の活用
建築・緑地協定制度及び地区計画制度の市民への普及に努めるとともに、これら制度の活用により、ブロック塀等の高さ制限や生け垣の整備を促進し、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図る。
- (3) 融資制度の活用
危険なブロック塀等の改修に当たっては、住宅金融支援機構融資制度の活用を図る。
- 2 屋外広告物・外装材等の落下防止《都市整備局都市計画課・建築指導課》
屋外広告物・外装材等の破損落下や飛散による被害を防止するため、建築物防災週間等を活用して、その実態を把握し、危険なものについては改善指導に努めるとともに、所有者及び管理者に対して維持管理を徹底するよう指導する。
- 3 家具の転倒防止《都市整備局建築指導課・消防局防災課》
家具の移動や転倒による被害を防止するため、家具の転倒等による被害防止策の必要性を市民に周知するとともに、家具の固定方法や配置等について情報提供に努める。

第3 建築物の防災性能の向上〔「災害に強い市民活動の推進」関連事業〕《都市整備局建築指導課、各区建築課》

地震時の二次災害である火災による被害の拡大を防止するため、主として次の対策を推進する。

- 1 特殊建築物の定期報告
百貨店や劇場など不特定多数の人が利用する一定規模以上の特殊建築物について、防災上、避難上の安全確保の維持管理を周知徹底するため、定期報告書の提出を義務付ける。
- 2 防災査察と改善指導
既設の特殊建築物について防災査察を実施し、防災上、避難上の安全確保の改善指導を行い、建築物の維持管理の周知徹底を図る。防災改修を行う者に対しては、他の行政機関による指導と連携して適切な改修が図られるよう指導・助言を行う。

【地震に強い組織体制の整備に関する計画】

災害対策基本法第5条の規定により、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有している。

大規模な地震災害が発生した場合、行政の震災応急対策の対応力を超える分野又は行政の対応が困難な分野については、ボランティア等の自発的支援による役割も阪神・淡路大震災以後

大きくなっているが、その前提として、行政が行う震災応急対策及び震災復旧・復興対策が充分になされていないとすることは当然である。

そこで、本市では、地震直後の初動対応から復旧・復興に至るまで、行政が十全な応急対策及び復旧・復興対策を行うため、地震に強い組織体制の整備に積極的に取り組む。

第8節 情報の収集・連絡体制の整備

地震災害発生時の初期情報等の迅速・的確な収集・連絡体制の整備に努める。

第1 情報の収集《消防局防災課》

大規模な地震が発生した場合において、被害の大きい地域からの情報が入らないことによる初動対応の遅延を回避するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や各区及び旧湯来町に震度計が設置されている広島県震度情報ネットワークシステムを活用して震度情報を得るとともに、総務省消防庁消防研究所が開発した簡易型地震被害想定システムを活用することにより、積極的な情報収集を行う。

また、機動的な情報収集活動を行うために、市役所本庁舎屋上のカメラから市街地の被災状況を監視する画像伝送システム（平成8年度運用開始）やヘリコプターテレビ電送システム、道路情報提供装置等を活用し、情報収集を行う。

第2 通信手段の確保《消防局防災課》

地震による被害が本市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県、国その他防災関係機関との相互連絡を迅速かつ確実にを行うための防災行政無線については、使用周波数の変更に伴う更新に併せて、高度情報化に対応するためのデジタル化及び回線の途絶防止を図るための2ルート化を行っている。

今後は、災害初期における児童・生徒等の安否確認や避難場所の被害情報、救援情報等の相互連絡機能の確保を図るため、ボランティアによるアマチュア無線との連携についても検討する。

災害時の通信手段を確保するため、防災行政無線の施設及び地域衛星通信ネットワーク施設の耐震性の強化並びに停電対策・補完回線の確保等の情報通信施設の危険分散等に努めるとともに、画像伝送システムの通信手段を防災行政無線に変換するなど、他システムとのネットワーク化による災害情報の一元化を図る。

また、防災行政無線及び地域衛星通信を災害時に使用するためには、平常時からの機器操作の習熟が必要であるため、本市職員は、平常時の行政連絡についても、防災行政無線又は地域衛星通信を使用するよう努める。

さらに、機器の総点検を定期的実施するとともに、防災関係機関と連携した通信訓練、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練等を定期的実施する。

第3 被災者等への的確な情報伝達《消防局防災課》

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、報道機関との相互連携をより一層強化し、正確で有効な災害情報の提供体制や緊急情報連絡システムを活用した広報体制の充実・強化を図る。さらに、市民からの問い合わせ等に対応するため、災害情報窓口の設置等を推進する。

第9節 災害応急体制の整備

地震災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するため

の体制を整備する。

第1 職員参集体制の整備等《消防局防災課》

連絡手段（携帯電話等）・参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保等について検討するとともに、夜間・休日において対応できる体制の整備を図るなど、災害状況に応じた本部体制の確立及び職員の非常参集体制の整備を図る。

また、災害の推移に応じたマニュアルを各部局ごとに作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を実施し、災害時の活動手順、使用資機材や装備の使用方法の習熟、他の防災関係機関等との連携等について徹底を図る。

加えて、救急救命士、被災建築物応急危険度判定士等の養成等防災活動上必要な資格の取得を推進するとともに、実践的な防災活動に対応できる職員を育成する。

第2 職員の防災研修の実施《消防局防災課》

本市職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。このためには、日頃から震災に関する一般的な知識を習得するとともに、職員自身が本計画で規定されている所属する局部課等の分掌事務のマニュアルを通じて、当該局部課等が災害発生時に行うべきこと、職員自身が災害発生時に行うべきことを十分に理解しておかなければならない。

さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、次の事項を中心として実践的な研修を行い、災害発生時に適切な措置がとれるようにする。

- 1 地震及び津波に関すること。
- 2 地震防災対策として、現在講じられている施策に関すること。
- 3 災害発生時に職員の所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきこと。
- 4 応急手当に関すること。
- 5 「防災まちづくり」のための地域の防災リーダーの役割に関すること。

第3 消防団の充実強化《消防局消防団室》

消防団については、消火・救助活動や地域の防災活動のリーダーとしての役割に対する期待は大きいものがあり、防災情報と災害発生に関連や安全管理等に関する研修の充実、消防団施設、災害活動及び安全対策並びに情報連絡に関する装備等の充実、公務員・農協職員のほか大学生などの若年層や女性の団員への参加促進等により、消防団の活性化の推進を図る。また、地域と一体となった防災訓練や各種行事の実施等により地域との連携を強化する。

第4 応急復旧体制・資機材の整備等《各市有建築物管理担当課》

本市及び公共機関は、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制や資機材を整備しておくものとする。また、災害対応マニュアルの見直しをはじめ、機器の総点検の定期的実施、実践的訓練の定期的実施や、非常時における運用計画の策定等を行うとともに、緊急用の資機材や自家発電設備等の整備及び代替エネルギーの導入等についても検討し、災害応急対策の迅速な実施に努める。

特に、平和記念資料館、区民文化センター等多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等の社会公共施設等の管理者は、地震災害発生時にとるべき応急対策として、概ね次の事項について、あらかじめ計画を定めておくものとする。

- 1 利用者の安全対策
- 2 出火防止措置
- 3 避難誘導
- 4 施設の点検
- 5 被害状況の報告

- 6 二次災害の防止措置
- 7 施設の開閉基準
- 8 その他必要と認める応急対策事項

また、これらの施設の管理者は、平常時から防災訓練等を通じて、地震災害発生時の応急対策について、習熟に努めるものとする。

第5 防災拠点施設等の機能確保 《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。

1 防災拠点施設

(1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局工事事務所、浄水場、広島市総合防災センター、生活避難場所、広域避難場所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 防疫等の衛生管理機能 ○ 遺体の処理機能 ○ 障害児への支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所	○ 避難地としての機能 ○ 避難者の収容機能	近隣避難場所、生活避難場所、広域避難場所
輸送拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入れ及び集配場としての機能	広島市民球場（マツダスタジアム）、県立広島産業会館、中小企業会館、東区スポーツセンター、安佐北区スポーツセンター、安芸区スポーツセンター、広島サンプラザホール、東部市場、中央市場、草津岸壁、草津漁港、広島西飛行場、広島港宇品地区、宇品内港地区、城南中学校、太田川河川敷
備蓄拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	生活避難場所となる市立小学校、広島市総合防災センター等
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市まちづくり市民交流プラザ、地域福祉センター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、生活避難場所、広域避難場所

(3) 「災害復旧に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
廃棄物処理拠点	○ 生活ゴミや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、焼却場、清掃工場、資源ゴミ処理施設、大型ゴミ破碎処理施設、埋立地、し尿処理場

2 防災拠点施設・設備等の安全性の確保

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、地震に強い施設整備を行うとともに、耐震診断や耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度1】：最も緊急性の高い施設とし、上記1防災拠点の種類、機能及び施設の一覧表（以下「一覧表」という。）の(1)「発災直後から災害対応の中核となる施設」とする。

【優先度2】：緊急性の高い施設とし、一覧表の(2)「被災市民の生活維持に必要な施設」とする。

【優先度3】：一覧表の(3)「災害復旧に必要な施設」とする。

3 災害対策本部機能の確保

市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び消防局庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。

今後、平成19年度に実施した現行の地震被害想定の見直し結果等を踏まえ、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。

4 給水の確保対策

防災拠点施設、避難場所及び医療施設等における給水の確保対策は、各々の拠点となる防災関係機関と水道事業管理者が次のとおり分担して行う。

(1) 防災関係機関

ア 自己の所有する給水装置について、耐震性の再点検を行い、必要に応じて補強対策を講じるよう努める。

イ 大規模地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、平常時から飲料水の備蓄・調達体制の整備に努める。

ウ 広域避難場所に飲料水兼用型耐震性貯水槽を設置するよう努める。

エ 避難場所及び医療施設等には、仮設水槽、ポリ容器、飲料水用ポリ袋等をあらかじめ常備し、応急給水の受入れに万全を期すよう努める。

なお、建物内の受水槽で応急給水を受けようとする場合には、非常用発電機、揚水設備、応急給水用具等をあらかじめ常備しておく必要がある。

オ 人命に係わる救急告示病院及び人工透析が必要な患者を診療する医療機関については、給水管に耐震管を布設する等の措置を講じるよう努める。

(2) 水道事業管理者《水道局企画総務課》

応急活動のシステム化と広域的応援体制の確立を図り、迅速な応急活動に努める。

5 停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

また、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、建物の更新時等に自家発電設備の浸水対策等を行う。

第6 防災関係機関相互の連携体制の確保

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、応急活動、復旧活動に関し、次の点に留意し、相互応援協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。

1 一般的な防災関係機関相互の連携体制

《道路交通局道路課、広島市民病院・舟入病院・安佐市民病院、消防局防災課・警防課》

(1) 人的な応援体制だけでなく、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の確立を図る。

(2) 緊急消防援助隊及び大規模災害消防応援部隊による消火・救急・救助に係る全国的な応援・受援体制を整備する。

(3) 防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、救援活動拠点として、ヘリポート、待機所等の確保に努める。

(4) 道路啓開や被災者の輸送等、災害応急対策に必要な特別な技能・資機材・物資を保有している企業・民間団体に対して、災害時の応援・協力協定の締結を働きかける。

(5) 防災関係機関等との合同訓練の実施等により連携体制の強化に努める。

2 ライフラインの応急復旧に係わる関係機関の連携体制《各ライフライン事業者》

(1) ライフライン施設の応急復旧体制の確立

電気、ガス、水道等のライフライン事業者は、地震発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 関係機関との調整

広島市ライフライン連絡調整会議を設置し、災害発生時の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図り、広島市災害対策本部及びライフライン関係機関の情報交換、協議調整等を行う。

(3) 復旧活動支援拠点の候補地の確保

大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおり候補地を指定する。

なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区 分	候補地
南 区	広島競輪場（駐車場）
西 区	多目的広場（扇二丁目）
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場（太田川右岸・安佐大橋下流側） 広島修道大学第一駐車場
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場（太田川左岸・口田南一丁目） 中国電力楸原研修所（多目的グラウンド等）
安 芸 区	矢野第二中学校（仮称）建設予定地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊 野 町	熊野町民グラウンド

(注) 廿日市市が被災した場合は多目的広場（扇二丁目）を、熊野町が被災した場合は矢野第二中学校（仮称）建設予定地を候補地と位置付ける。

(4) 道路管理者における道路占用物件の情報管理《道路交通局道路管理課・道路課》

道路管理者は、ライフライン事業者が占有している物件について、本市と道路管理センターをオンラインで結ぶ道路情報管理システムの利用等を通じて、道路占用物件の管理の一元化を行い、緊急時にも即応できる情報収集体制の確立を図る。

第7 緊急輸送体制の整備〔「災害に強い都市構造の推進」関連事業〕

地震災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点や緊急輸送道路の指定等緊急輸送ネットワークの整備を図る。

なお、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定する計画を、緊急輸送道路の見直しに反映させる。

1 輸送拠点の指定《企画総務局総務課、道路交通局道路課、消防局防災課》

災害発生時に救援物資の受け渡しの接点となる輸送拠点は、広島市民球場（マツダスタジアム）、県立広島産業会館、中小企業会館、東区スポーツセンター、安佐北区スポーツセンター、安芸区スポーツセンター、広島サンプラザホール、東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島西飛行場、広島港宇品地区・宇品内港地区、城南中学校・太田川河川敷とする。

これらの施設を管理する機関及び輸送路を管理する機関と協議し、陸上輸送のみならず、海上輸送及び航空輸送を含めた緊急輸送ネットワークの確立に努める。また、輸送拠点と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、通信連絡手段の整備に努める。

2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》

(1) 第1次緊急輸送道路

他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定

する。

- 中国自動車道
- 広島自動車道
- 山陽自動車道
- 広島呉道路
- 国道 2 号
- 国道 31 号
- 国道 183 号
- 国道 54 号
- 国道 191 号 (幕の内通り・加計街道)
- 国道 261 号 (鈴張街道)
- 国道 433 号
- 国道 487 号
- 国道 2 号 (宮島街道)
- 矢野安浦線バイパス・広島熊野道路
- 広島三次線 (比治山通り・城北通り・高陽中央通り・白木街道)
- 五日市筒賀線 (西広島バイパス～湯来町)
- 広島中島線 (温品通り、温品バイパス～広島東 I C)
- 広島湯来線 (西広島バイパス～五日市 I C)
- 翠町仁保線 (宇品通り～国道 2 号)
- 南観音観音線 (空港通り)
- 矢野海田線 (海田大橋～矢野安浦線)
- 西風新都中央線
- 外環状線
- 広島高速 4 号線
- 臨港道路五日市線
- 臨港道路廿日市草津線 (新八幡川橋～広島はつかいち大橋)
- 西 5 区観音井口線 (西部水資源再生センター～新八幡川橋)
- 西 4 区 210 号線 (庚午橋～西部水資源再生センター)
- 臨港道路出島 1 号線
- 臨港道路出島 2 号線
- 臨港道路出島海田線 (海田大橋)
- 広島高速 3 号線 (仁保～宇品)
- 広島高速 1 号線
- 国道 2 号 (東広島バイパス)
- 国道 54 号 (可部バイパス)
- 鷹野橋宇品線 (鷹野橋～広島港)
- 駅前吉島線 (広島駅～国道 2 号)
- 中広宇品線 (広島高速 4 号線入口～広島女子大学)
- 南 4 区 470 号線 (広島女子大学～広島競輪場)
- 草津鈴が峰線 (西広島バイパス～商工センター)
- 原田五日市線
- 鈴が峰田方線
- 国道 488 号
- 五日市筒賀線 (国道 488 号～北広島市)
- 安芸 1 区押出線
- 安佐北 3 区 533 号線
- 南 4 区 843 号線
- 白島牛田線 (広島三次線～常磐橋大芝線)

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路の補完及び市町村相互の連携を図るため、次の道路を第2次緊急輸送道路に指定する。

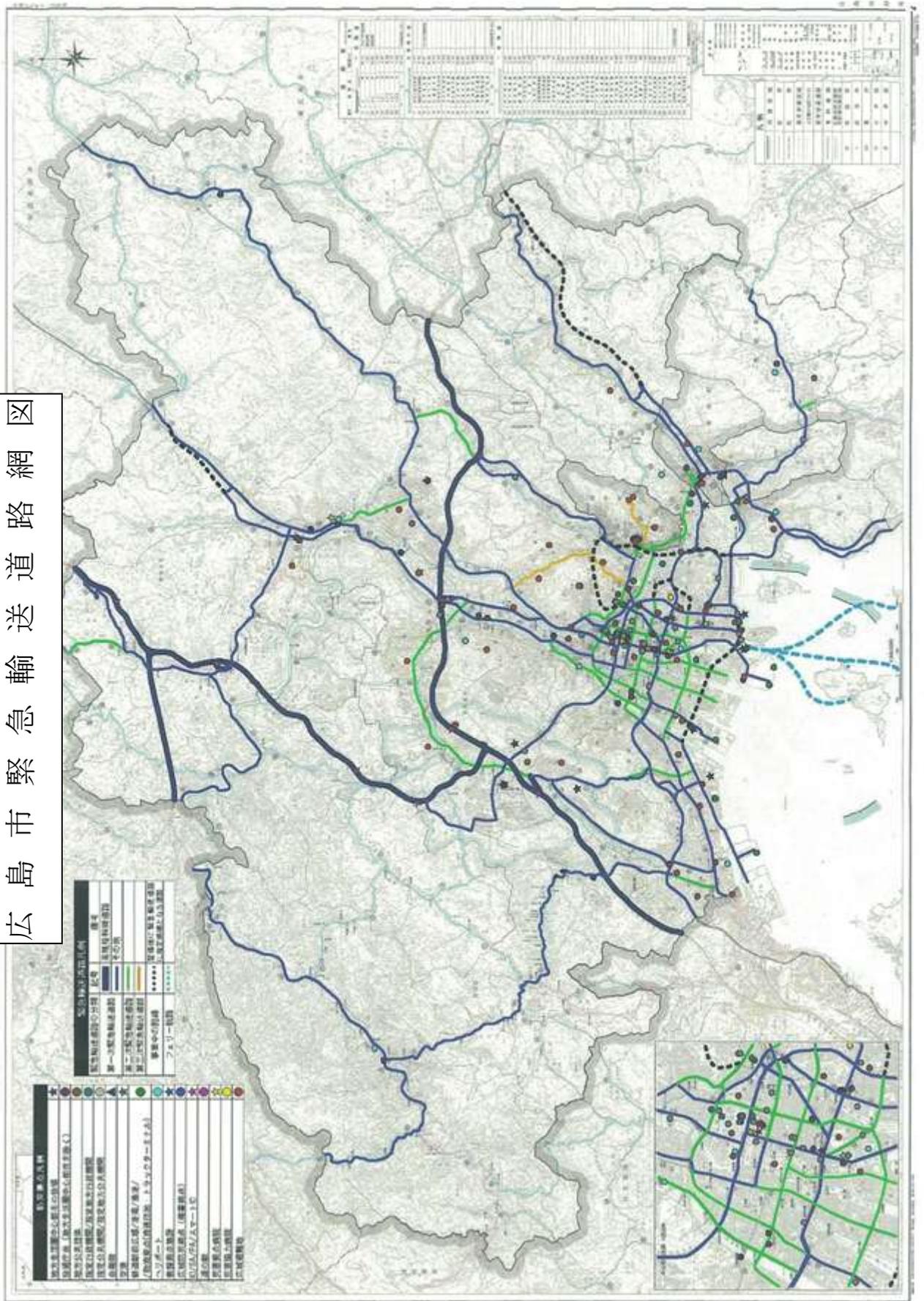
- 安佐豊平芸北線（国道261号～豊平町）
- 五日市筒賀線（宮島街道～西広島バイパス）
- 広島中島線（広島東IC～広島三次線）
- 広島湯来線（五日市IC～奥畑別れ）
- 東海田広島線（国道183号～府中町）
- 広島豊平線（国道183号～伴広島線）
- 広島海田線（的場交差点～国道54号）
- 広島港線（国道2号～霞庚午線）
- 伴広島線（広島豊平線～奥畑別れ）
- 霞庚午線（国道2号宮島街道～中広宇品線）
- 横川江波線（国道183号～三菱重工江波工場）
- 中島吉島線（平和記念公園～中環境事業所）
- 比治山庚午線（広島三次線～西広島駅）
- 駅前観音線（国道183号～国道2号）
- 草津沼田線（草津沼田有料道路入口～商工センター）
- 高陽可部線（広島三次線～国道54号）
- 安佐南2区高陽沼田線（国道183号～国道54号）
- 緊急用河川敷道路（祇園大橋～旭橋）
- 常磐橋大芝線（白島牛田線～東海田広島線）
- 御幸橋三篠線（東海田広島線～霞庚午線）
- 比治山東雲線（広島三次線～中広宇品線）
- 広島海田線（荒神交差点～海田町）
- 西3区82号線（比治山庚午線～国道2号）

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路を補完するため、次の道路を第3次緊急輸送道路に指定する。

- ア 広島中島線（広島駅～二葉通り）
- イ 府中祇園線（安芸大橋～中山踏切）
- ウ 中山尾長線（二葉通り～大内峠通り～中山踏切）

広島市緊急輸送道路ネットワーク図



- 3 **臨時ヘリポートの指定等**《消防局警防課》
施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートを指定し、緊急輸送ネットワークに組み入れるとともに、必要資機材を備蓄する。
- 4 **輸送施設・輸送拠点の耐震性の確保**《関係施設管理者、消防局防災課》
緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設・拠点の耐震性の確保に配慮する。
- 5 **道路交通関連施設の耐震性の確保等**《道路交通局道路管理課・道路課》
緊急時の交通管制機能を保持するため、信号機、道路情報板等の道路交通関連施設の耐震性を確保するとともに、警察及び各道路管理者が連携し、災害時の交通規制や迂回路設定等の道路交通管理体制を確立する。
- 6 **道路啓開・応急復旧等に係る体制の整備**《道路交通局道路課、消防局防災課》
災害時の道路啓開体制をマニュアル化するとともに、災害時の道路の障害物除去、応急復旧に必要な人員・資機材を確保するため、広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、市域内の関係団体等と協力協定を締結するなど、道路啓開・応急復旧等に係る体制を整備する。
- 7 **緊急輸送に係る体制の整備**《道路交通局道路交通企画課、消防局防災課》
災害発生時において、円滑な緊急輸送を行うに当たり、市有車両が不足する場合等に備え、車両・船舶や車両等の燃料を確保するため、広島市域内の関係団体等と協力協定を締結するなど、緊急輸送に係る体制を整備する。

第10節 救助・救急及び消火活動体制の整備

地震時に発生する災害は、建物・ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下をはじめ、火災・浸水等により、多数の救助・救急事故の発生が予想される。そこで、地震災害時における応急対策に万全を期するため、消防力等の整備、自主防災組織等との連携強化などを図る。

第1 救助・救急活動体制の整備《消防局警防課・救急課》

災害状況に応じた救助・救急活動体制と必要な資機材を整備する。

1 震災対策用資機材の整備

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした負傷者、被災者に対し、救助・救急活動を行うため、高度救助資機材及び高度救命処置資機材等を積載する救助工作車及び救急車等を整備する。

2 救急搬送体制の確立

重症者等をヘリコプターを使用して広域医療機関等へ搬送する体制を関係機関と協力して構築する。

また、負傷者を迅速かつ適切に医療機関に搬送するため、関係機関と連携して災害時に即応し得る搬送体制を確立する。

3 救助体制の確立

効率的な救助活動の展開を図るため、情報の一元化、指揮系統・地域分担等の調整など、平素から他機関との連絡・連携体制を確立するとともに、定期的に合同訓練を実施する。

また、重量物の移動等を必要とする場合、大型重機等を要請し有効な救助活動が展開できるよう配慮する。

4 ヘリコプターの運航の充実強化

ヘリコプターの機動性を有効に活用して被災状況の把握、救急患者搬送、人員・物資搬送等の業務に当たる。特に、大規模地震災害時には支援ヘリコプター等が多数飛来するため、活動拠点となる臨時ヘリポートの確保及び燃料補給等の後方支援体制を充実強化するとともに、指揮命令系統並びに他機関との連絡・連携体制を確立する。

5 消防団・自主防災組織等との連携強化

市民等による自主的な救助・救急活動が行えるよう、訓練等を通じて連携強化を図るとともに、救助方法や応急手当の知識・技術の普及を図る。

第2 消火活動体制の整備《消防局総務課・消防団室・防災課・警防課》

地震時に発生する火災は、被害を飛躍的に拡大させることから、地震対策の中でも火災対策は最も重要な対策である。そこで、地震火災時における応急対策の万全を期するため、消防力等の整備を図る。

また、広域消防応援体制を確立するとともに、消防水利の多様化と適正配置、自主防災組織等と連携した消防体制を推進強化する。

1 広域消防応援体制の確立

同時多発火災発生時には、単独自治体のみでは、消火活動体制に限界があることから、広域的な消防応援体制を確立する必要がある。

(1) 現在、県内において災害が発生した場合に、各市町及び消防組合が保有する消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とし、各市町及び消防組合との間で、広島県内広域消防相互応援協定並びに広島県内高速道路消防相互応援協定を、また、各市町との間で広島県内航空消防応援協定を締結している。

(2) 全国的には、国の組織する緊急消防援助隊に参画するとともに、応援受援に関する運用マニュアルに基づき、協定市町村等と合同訓練を実施する。

2 消防機動力の強化

地震時には、家屋の倒壊、道路の寸断等により消防隊の現場到着は遅れ、現場での活動も濃煙・炎の発生、群集パニック等により大きく制限されると予想される。

このため、情報収集体制の整備を行い、全市域の被災状況を早期に把握し、消火活動と人命救助活動を併せた消防活動を展開する。

また、このような状況下においても、有効な消防活動を行うため、ヘリコプターの有効活用はもとより悪条件下での災害対応性能に優れている車両その他各種装備・資機材等を整備し、消防機動力を強化する。

3 消防水利の多様化及び適正配置

市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発生時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想される。

したがって、耐震性を有する防火水槽を整備し、また、海水、河川等の自然水利、プール、ため池等の指定消防水利及び下水道等を活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、大規模地震被害想定調査結果に基づき家屋密集地、軟弱地盤地域、広域避難場所等における適正な配置を図る。

4 消防団・自主防災組織等との連携強化

地震時の同時多発火災に適切に対応するため、別に定める消防活動マニュアルに基づき、消防署、消防団及び自主防災組織がその担当区分に従って、連携活動を行う体制の推進強化を図る。

第11節 医療救護体制の整備《健康福祉局保健医療課、広島市民病院・舟入病院・安佐市民病院》

平成19年度広島市地震被害想定調査結果を基にして、県・近隣市町村・地区医師会・日本赤十字社等とも連携し応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄を促進するとともに、災害時に拠点となる医療施設の選定、他の政令指定都市等との相互応援体制の充実など救急医療体制の整備に努める。

1 医療品等医療資機材の備蓄

蘇生、骨折等災害時の初期治療用救急医療セットを広島市民病院・舟入病院・安佐市民病院に各1セットずつ整備するとともに、必要に応じて更新を行う。

また、大規模地震時の大量の負傷者の搬送治療の優先順位を判別するトリアージ・タッグを芸予地震の想定死傷者数に基づき整備し、救急車内や病院、保健センター等に備蓄する。

2 医薬品の調達体制の確立

医薬品の現物備蓄については、管理・保存方法で困難な面があるため、原則として、医療救護班が持参するものと流通備蓄で対応する。

3 情報連絡網等の整備

消防と医療機関及び医療機関相互の情報連絡網等を整備し、連携を強化するとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第12節 保健衛生・ごみ処理・防疫・遺体の処理体制の整備

生活避難場所を中心とした被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制及び多数の死者が生じた場合の遺体の処理体制等を整備する。

第1 保健衛生活動・ごみ処理体制の整備

1 被災者の健康の保持《健康福祉局保健医療課》

保健師等による訪問指導・健康相談など被災者の健康を保持するための体制づくりを行う。

2 生活環境の確保《環境局業務第一課・業務第二課、消防局防災課》

(1) 生活避難場所の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結するとともに、設置までの間に使用するための簡易トイレについて、本章第13節第10に定めるとおり、生活避難場所となる小学校等を中心に備蓄を行う。

(2) 被災地の衛生状態の保持のため、し尿、生活ごみを迅速に収集・処理するための特別し尿処理班及び特別ごみ処理班をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。

し尿、生活ごみの排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。

第2 防疫活動体制の整備《健康福祉局保健医療課》

生活避難場所を中心とした被災地の衛生環境を確保するため、生活避難場所周辺の消毒等防疫に必要な資機材や薬品の調達体制を整備するとともに、県、県内市町、政令指定都市、自衛隊、厚生労働省等への応援要請のための情報収集体制の整備など、防疫活動体制の整備を図る。

また、感染症等の発生に備え、即時に対応できるための体制づくりを行う。

第3 遺体の処理体制の確立《健康福祉局環境衛生課》

多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場及び五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合の遺体の処理等について、県及び周辺市町村等の協力を得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。

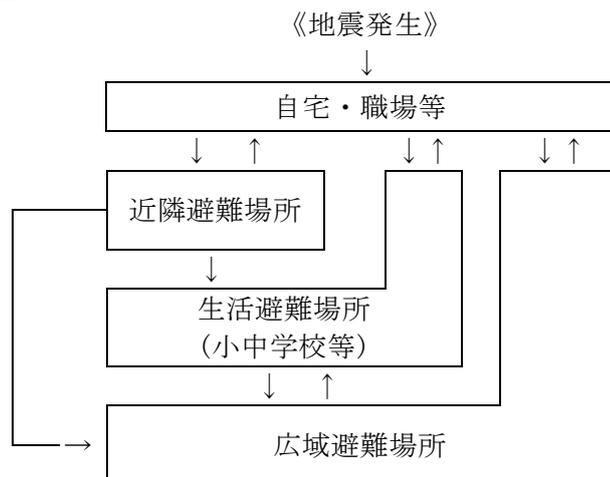
第13節 避難体制の整備

地震が発生した場合、火災等の差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的な生活をする事ができるよう、あらかじめ避難場所の確保、避難地・避難路の整備等を推進する。

第1 避難システムと避難場所の定義《消防局防災課》

阪神・淡路大震災の教訓から、大規模地震時の避難システムについては、次の図のとおりとし、避難場所は、近隣避難場所、生活避難場所及び広域避難場所に区分する。

●避難システム



1 近隣避難場所

指定された生活避難場所に限らず、地震発生直後に住民等が緊急に避難する、自宅や職場等の近くの公園、広場、空き地等の広くて安全な場所である。

2 生活避難場所

地震直後の緊急避難に充てられるとともに、危険が去った段階には家屋の倒壊・焼失等により生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な物資が供給される。

3 広域避難場所

近隣避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能も合わせ持つ。ただし、延焼火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。

第2 避難場所に必要な機能《消防局防災課》

避難場所に必要な機能は、次の表のとおりである。

区 分	近隣避難場所	生活避難場所	広域避難場所
① 避難機能	○	○	○
② 情報収集・伝達機能		○	○
③ 保健・医療・救護機能		○	
④ 応急対策活動支援機能	○	○	○
⑤ 備蓄機能		○	○
⑥ 物資供給機能		○	
⑦ 災害ボランティア活動機能		○	
⑧ その他の機能（臨時レポート・駐車場）		○	○

第3 避難場所の選定《消防局防災課》

1 近隣避難場所

近隣避難場所は、地震発生直後に住民等が緊急に避難する場所であることから、本市による選定は行わず、市民の責務として、平常時の家庭での防災会議等で市民自らが確認しておくものとする。地震時の大火に備え、面積が概ね 1,000 m²以上である場所が望ましい。

2 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が、当該小学校区内の避難場所へ避難できることを基本に、本市が選定するものとする。

小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋等により島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位に必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合には、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、地震による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、地域防災計画に定める避難場所の候補施設（公民館・集会所等）を生活避難場所として開設することができるものとする。

【避難場所滞存者数】	小学校区別に5つの地震で最も被害が大きくなる避難場所滞存者数の和	119,716人
【収容力】	避難場所として使用できる面積 ÷ 避難場所滞存者数1人当たり占有面積	(2.0 m ²)

生活避難場所一覧

区分	市立小学校	収容人員	市立中学校	収容人員	その他	収容人員
中 区 24 箇所 25,132 人	●白島小学校	1,438	●職町中学校	1,298	●中区スポーツセンター	1,062
	●基町小学校	967	●国泰寺中学校	1,496	●国際会議場	1,069
	●職町小学校	813	●吉島中学校	1,146	●アステールプラザ	1,215
	●袋町小学校	867	●江波中学校	1,367	●吉島体育館	261
	●竹屋小学校	813			●市立舟入高等学校	1,733
	●千田小学校	1,051			●安田女子中学校・高等学校	677
	●中島小学校	795				
	●吉島東小学校	1,090				
	●吉島小学校	829				
	●広瀬小学校	488				
	●本川小学校	1,013				
	●神崎小学校	836				
	●舟入小学校	1,316				
	●江波小学校	1,492				
	14 箇所	13,808	4 箇所	5,307	6 箇所	6,017
東 区 14 箇所 16,175 人	●福木小学校	1,278	●牛田中学校	1,463		
	●温品小学校	1,324	●早稲田中学校	871		
	●上温品小学校	811				
	●戸坂小学校	1,396				
	●戸坂城山小学校	945				
	●東浄小学校	1,060				
	●中山小学校	925				
	●牛田新町小学校	905				
	●早稲田小学校	992				
	●牛田小学校	1,985				
	●尾長小学校	1,428				
	●矢賀小学校	792				
		12 箇所	13,841	2 箇所	2,334	

区 分	市立小学校	収容人員	市立中学校	収容人員	そ の 他	収容人員
南 区 32 箇所 31,236 人	●荒神町小学校 ●大州小学校 ●青崎小学校 ●向洋新町小学校 ●段原小学校 ●比治山小学校 ●皆実小学校 ●翠町小学校 ●大河小学校 ●黄金山小学校 ●仁保小学校 ●楠那小学校 ●宇品東小学校 ●宇品小学校 ●元宇品小学校 ●似島小学校	608 720 991 472 814 1,366 1,120 1,099 1,160 806 1,264 742 1,280 1,442 453 534	●大州中学校 ●段原中学校 ●翠町中学校 ●仁保中学校 ●楠那中学校 ●宇品中学校	821 1,202 1,148 889 513 1,334	●広島大学附属東雲小・ 中学校 ●広島大学附属小・中・ 高等学校 ●県立広島皆実高等学校 ●県立広島工業高等学校 ●市立広島工業高等学校 ●県立広島大学広島キャンパス ●中国郵政研修センター ●南区民文化センター ●南区スポーツセンター ●南区スポーツセンター 宇品体育館	1,032 361 1,570 1,357 1,960 1,600 893 389 901 395
	16 箇所	14,871	6 箇所	5,907	10 箇所	10,458
西 区 36 箇所 37,829 人	●大芝小学校 ●三篠小学校 ●天満小学校 ●観音小学校 ●南観音小学校 ●己斐小学校 ●己斐上小学校 ●己斐東小学校 ●山田小学校 ●古田小学校 ●古田台小学校 ●高須小学校 ●庚午小学校 ●草津小学校 ●鈴が峰小学校 ●井口台小学校 ●井口小学校 ●井口明神小学校	1,149 1,169 1,058 1,349 1,636 1,050 1,459 416 568 1,561 1,104 364 1,336 1,219 1,248 1,039 1,217 902	●中広中学校 ●観音中学校 ●己斐中学校 ●庚午中学校 ●己斐上中学校 ●古田中学校 ●井口台中学校 ●井口中学校	2,584 1,648 1,212 1,218 963 1,303 1,307 962	●三滝少年自然の家 ●県立広島観音高等学校 ●西区スポーツセンター ●崇徳高等学校 ●山陽高等学校 ●南観音公民館 ●ノートルダム清心中・ 高等学校 ●草津公民館・集会所 ●井口公民館 ●広島工業大学高等学校	255 984 560 2,374 270 235 813 251 329 717
	18 箇所	19,844	8 箇所	11,197	10 箇所	6,788
安佐南区 33 箇所 34,289 人	●梅林小学校 ●八木小学校 ●川内小学校 ●緑井小学校 ●中筋小学校 ●東野小学校 ●古市小学校 ●大町小学校 ●毘沙門台小学校 ●安東小学校 ●安小学校 ●上安小学校 ●安北小学校 ●安西小学校 ●原南小学校 ●原小学校 ●祇園小学校 ●山本小学校 ●長東小学校 ●長東西小学校 ●戸山小学校 ●伴小学校 ●大塚小学校 ●伴東小学校 ●伴南小学校 ●春日野小学校	1,074 995 1,231 1,009 1,249 1,030 939 1,140 969 1,254 1,045 939 1,071 1,215 874 1,150 1,178 1,235 1,203 850 512 1,008 1,120 1,089 1,317 1,318	●安佐中学校 ●祇園東中学校 ●祇園中学校	1,417 1,165 1,097	●安東公民館 ●安公民館 ●祇園公民館 ●安佐南区スポーツセンター	335 550 431 1,280
	26 箇所	28,014	3 箇所	3,679	4 箇所	2,596

区 分	市立小学校	収容人員	市立中学校	収容人員	そ の 他	収容人員
安佐北区 28 箇所 22,858 人	●井原小学校	429			●毛木集会所	87
	●志屋小学校	446				
	●高南小学校	753				
	●三田小学校	671				
	●狩小川小学校	625				
	●深川小学校	755				
	●亀崎小学校	994				
	●倉掛小学校	925				
	●真亀小学校	1,171				
	●落合東小学校	1,277				
	●落合小学校	763				
	●口田東小学校	1,171				
	●口田小学校	1,002				
	●大林小学校	463				
	●三入小学校	870				
	●三入東小学校	890				
	●可部小学校	1,234				
	●可部南小学校	1,120				
	●亀山小学校	1,122				
	●亀山南小学校	1,231				
●鈴張小学校	641					
●小河内小学校	406					
●飯室小学校	648					
●久地小学校	572					
●久地南小学校	909					
●筒瀬小学校	393					
●日浦小学校	1,290					
	27 箇所	22,771			1 箇所	87
安芸区 13 箇所 13,060 人	●瀬野小学校	987	●船越中学校	737	●県立安芸南高等学校	1,153
	●中野小学校	1,060	●矢野中学校	1,089		
	●中野東小学校	1,019				
	●畑賀小学校	714				
	●阿戸小学校	183				
	●船越小学校	1,273				
	●矢野西小学校	1,006				
	●矢野小学校	1,131				
	●矢野南小学校	1,246				
	●みどり坂小学校	1,462				
	10 箇所	10,081	2 箇所	1,826	1 箇所	1,153
佐伯区 32 箇所 34,788 人	●湯来東小学校	354	●城山中学校	909	●県立五日市高等学校	1,655
	●湯来西小学校	331	●三和中学校	1,325	●五日市公民館・	1,493
	●湯来南小学校	598	●五日市観音中学校	1,102	佐伯勤労青少年ホーム	
	●石内小学校	567	●五日市中学校	1,856	●佐伯区民文化センター	643
	●藤の木小学校	1,101	●五日市南中学校	1,205	●佐伯区スポーツセンター	1,102
	●河内小学校	797	●美鈴が丘中学校	2,049	●石内福祉センター	356
	●彩が丘小学校	1,000			●河内公民館	124
	●八幡小学校	1,453			●河内体育館	183
	●八幡東小学校	1,615			●広島工業大学	1,533
	●五日市観音西小学校	1,063				
	●五日市観音小学校	1,157				
	●五月が丘小学校	1,241				
	●美鈴が丘小学校	1,574				
	●五日市中央小学校	1,241				
	●五日市小学校	1,293				
	●五日市東小学校	1,076				
	●五日市南小学校	1,611				
	●楽々園小学校	1,181				
	18 箇所	19,253	6 箇所	8,446	8 箇所	7,089
全市計 212 箇所 215,367 人	141 箇所	142,483	31 箇所	38,696	40 箇所	34,188

3 広域避難場所

広域避難場所は、火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。

(1) 広域避難場所を必要とする地域は、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。

- (2) 大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね1 ha以上確保できる場所である。
- (3) 避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。
- (4) 避難空地として概ね2 ha以上の平らな土地の塊としてある。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。
- ア 空地間に通抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路が専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。
- イ フェンス・塀等により区画され、相互に通行ができない場合。
- (5) 広域避難場所の収容人員の算定については、有効面積1 m²当たり1人とする。
- (6) 広域避難場所の避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であることから指定しない。
- (7) 広域避難場所の選定にあつては、避難可能区域の目安を歩行距離2 km以内とする。

広域避難場所一覧

区分	番号	広域避難場所の名称	区分	番号	広域避難場所の名称	
中区	1	中央公園（芝生広場・自由広場）	安佐南区	23	安田女子大学グラウンド	
	2	広島城跡		24	広島経済大学グラウンド	
	3	縮景園		25	広島修道大学グラウンド	
	4	平和記念公園		26	広陵高等学校グラウンド	
	5	東千田公園		27	市立沼田高等学校グラウンド	
	6	吉島公園		28	祇園東中学校・太田川高水敷	
東区	7	戸坂中学校グラウンド 戸坂庭球場 戸坂運動広場		安佐北区	29	城南中学校・川内第二公園
	8	広島城北学園グラウンド			30	亀山中学校グラウンド 亀山南小学校グラウンド
	9	広島女学院大学グラウンド			31	中山公園
	10	高天原墓園	32		寺迫公園	
	11	新牛田公園	33		県消防学校グラウンド 市総合防災センターグラウンド	
南区	12	比治山公園	安芸区		34	寺山公園
	13	県立広島皆実高等学校グラウンド 県立広島工業高等学校グラウンド			35	瀬野川中学校グラウンド
	14	淵崎公園	佐伯区		36	県立安芸南高等学校グラウンド
	15	広島競輪場			37	広島工業大学グラウンド
	16	出島西公園		38	五日市中学校グラウンド 造幣局広島支局グラウンド	
	17	宇品第一公園		39	五月が丘小学校グラウンド 五月が丘中学校グラウンド	
18	広島市民球場（マツダスタジアム）	40		県立廿日市高等学校グラウンド		
19	交通ランド・大芝公園					
西区	20	県総合グラウンド	計	40箇所		
	21	草津公園				
	22	県立広島井口高等学校グラウンド 井口中学校グラウンド 西部埋立第二公園				

第4 避難場所の整備《消防局防災課》

1 近隣避難場所

近隣避難場所は、現況市街地におけるオープンスペースの配置状況や規模等を考慮するとともに、平成19年度広島市地震被害想定調査結果等を踏まえ、公園事業等により整備・確保する。

2 広域避難場所

人口集中地区を対象として配置バランスを考慮しながら、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準ずる地域等に、広域避難場所を整備・確保する。

広域避難場所の整備は、公園事業等により行う。

第5 避難場所の防災機能の強化《消防局防災課・警防課・予防課》

1 近隣避難場所

(1) 整備機能

避難機能、応急対策活動支援機能

(2) 施設整備の基本方針

ア 地震発生直後に緊急避難する被災住民の安全を確保するため、オープンスペースを確保するとともに防火植樹を行う。

イ 消火活動を支援するため、火災危険度の高い地区に防火水槽を整備する。

ウ 自らの管理を前提に自主防災組織が整備を要望した場合、自主防災組織が行う救助活動を支援するための資機材を格納する倉庫を整備する。

(3) 施設整備メニュー

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防火水槽 (40t)	消防局	消防局	消防局	消防水利不足地域で火災危険度の高い地区から整備
救助資機材	消防局	自主防災組織	自主防災組織 災害ボランティア等	自主防災組織の要望する近隣避難場所に数セットを基本
資機材倉庫	消防局	自主防災組織	自主防災組織 災害ボランティア等	自主防災組織の要望する近隣避難場所に数セットを基本

(注) 救助資機材は、スコープ5、テコパール2、万能おの1、のこぎり1、ロープ(30m)1、担架1、ボルトクリッパー1を1セットとする。

2 生活避難場所

(1) 整備機能

避難機能、情報収集・伝達機能、保健・医療・救護機能、応急対策活動支援機能、備蓄機能、物資供給機能、災害ボランティア活動機能等

(2) 施設整備の基本方針

ア 避難場所と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、防災行政無線を整備する。

イ 飲料水や消火用水を確保するため、断水する危険性の高いデルタ部を中心に飲料水兼用型耐震性防火水槽を整備する。

ウ 被災者の避難生活を支援するため、食料、毛布、簡易トイレ、自主防災組織が行う救助活動を支援するための資機材等を格納する備蓄倉庫を整備する。

(3) 施設整備メニュー

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防災行政無線	消防局	消防局	区役所	全避難場所に1セットずつを基本
飲料水兼用型 耐震性防火水槽	消防局	消防局 水道局	区役所 消防局 水道局 自主防災組織 災害ボランティア等	断水想定世帯の多い小学校に1基ずつを基本
備蓄物資	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	市立小学校に約500人分、その他の生活避難場所に約200人分、1セットずつを基本
備蓄倉庫	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1基を基本
救助資機材	消防局	消防局	自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1セットずつを基本
防災資機材	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1セットずつを基本

(注1) 救助資機材は、スコープ5、テコパール2、万能おの1、のこぎり1、ロープ(30m)1、担架1、ボルトクリッパー1を1セットとする。

(注2) 防災資機材は、折りたたみ式リヤカー1台、手回し充電ラジオライト1台、発電機・投光器・コードリール1セット、目隠しテント2張、簡易トイレ用手すり2セットを1セットとする。

3 広域避難場所

(1) 整備機能

避難機能、情報収集・伝達機能、応急対策活動支援機能、備蓄機能等

(2) 施設整備の基本方針

ア 避難場所と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、火災危険度の高い地区を中心に防災行政無線同報系を整備する。

イ 飲料水や消火用水を確保するため、断水する危険性の高いデルタ部を中心に飲料水兼用型耐震性防火水槽を整備する。

(3) 施設整備メニュー

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防災行政無線 (同報系)	消防局	消防局	消防局 区役所	全避難場所に1基ずつを基本
飲料水兼用型 耐震性防火水槽	消防局	消防局 水道局	区役所 消防局 水道局 自主防災組織 災害ボランティア等	配水池の近接場所、水道水揚水不可能地区を除く全避難場所に1基ずつを基本

第6 避難路の整備〔「災害に強い都市構造の推進」関連事業〕

1 避難路の定義《都市整備局都市計画課》

避難路を「生活避難路」と「広域避難路」に区分し、以下のとおり定義する。

(1) 生活避難路

生活避難路は、近隣避難場所や生活避難場所へ至る日常生活に密着した身近な道路で、消防活動や避難行動などに支障のない幅員（6m以上）を有する道路等である。

(2) 広域避難路

広域避難路は、延焼拡大のおそれのある市街地から広域避難場所へ至る避難路で、広域避難上支障のない幅員（原則として15m以上）を有する道路等である。

2 避難路の整備《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課》

(1) 生活避難路

生活避難路については、日頃から市民自らが「まち探検」等の防災点検を実施することにより、自宅から避難場所に至る避難経路を確認するとともに、必要に応じて道路拡幅等の道路改良を行う。

(2) 広域避難路

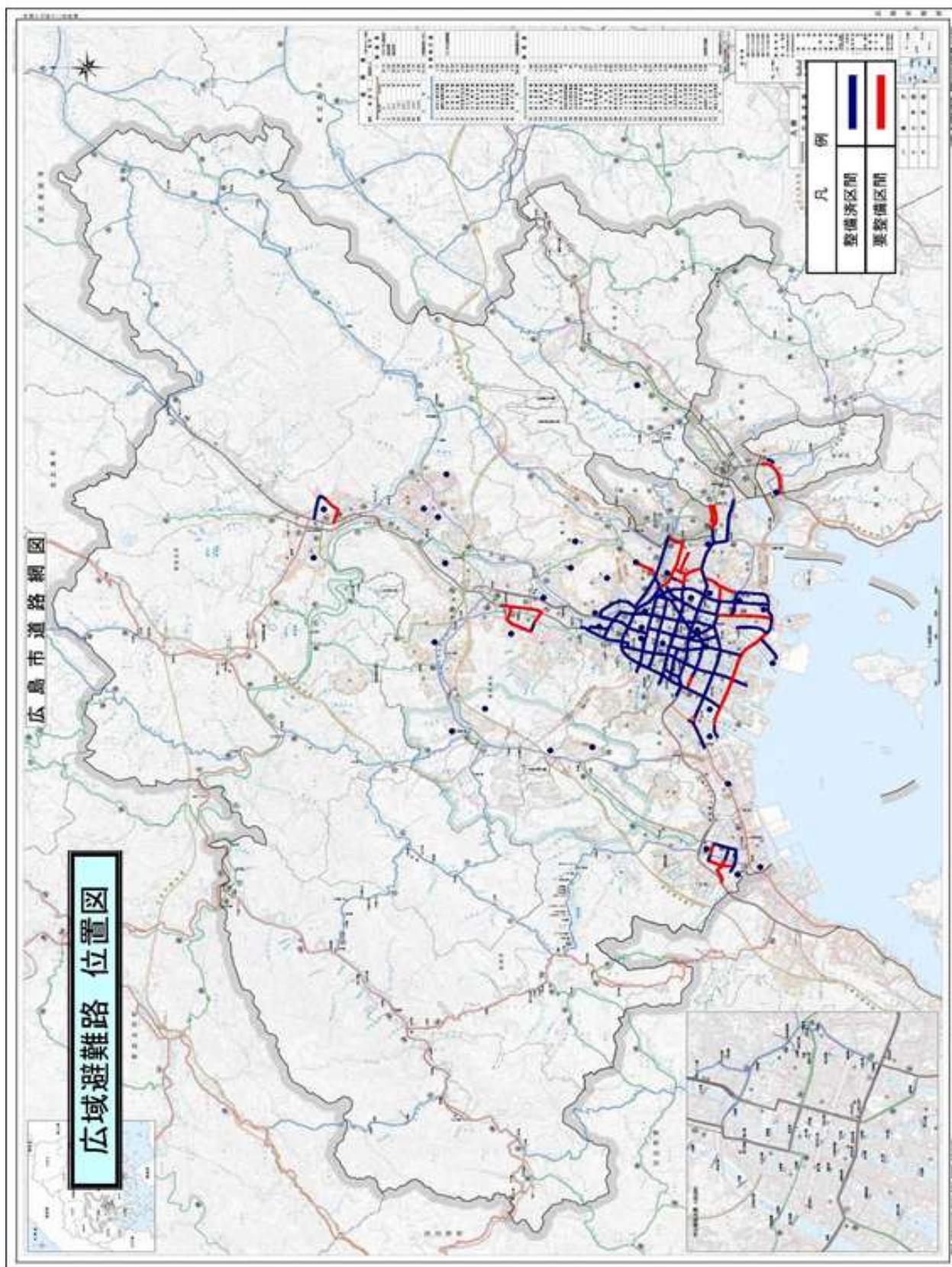
広域避難路については、延焼拡大時に広域避難場所へ安全に避難できるよう、都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。

また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。

- (都) 宇品観音線
- (都) 霞庚午線
- (都) 駅前大州線
- (都) 青崎池尻線
- (都) 観音井口線
- (都) 長束八木線
- (都) 可部大毛寺線
- (都) 吉見倉重線
- (県道) 中山尾長線
- (都) 比治山東雲線
- (都) 矢賀大州線
- (都) 青崎中店線
- (都) 吉島観音線
- (都) 西原山本線
- (都) 高陽可部線
- (都) 畑口寺田線
- (都) 松川宇品線
- (都) 東雲大州線
- (都) 青崎草津線
- 南3区129号線
- (都) 横川八木線
- (都) 東野北下安線
- (都) 矢野坂線
- (都) 寿老地中地線

[参考]整備済み路線

- (都) 駅前観音線
- 国道2号
- (都) 常盤橋大芝線
- (都) 基町佐東線
- 南4区659号線
- 西2区28号線
- (都) 中央線
- (都) 鷹野橋宇品線
- (都) 中広宇品線
- 安芸4区103号線
- (都) 天満矢賀線
- (都) 翠町東雲線
- (都) 御幸橋三篠線
- (都) 駅前吉島線
- (都) 中島吉島線
- 西2区9号線
- (都) 未新開佐方線
- (都) 横川江波線
- (都) 中広線
- (都) 比治山庚午線
- (都) 常盤橋若草線
- (都) 三篠橋大芝線
- (都) 比治山蟹屋線
- 中3区74号線
- (都) 紙屋町御幸橋線
- (都) 旭町広島港線
- (都) 宇品海岸線
- (都) 段原蟹屋線



第7 避難場所の周知《消防局防災課》

生活避難場所及び広域避難場所等の避難場所や防災拠点などの所在地等について各種ハザードマップや広報紙、地理情報システム（GIS）、市ホームページ等に掲載し、家庭での防災会議等の開催を呼びかけて、市民へ避難場所の周知を図る。また、広域避難場所等やその周辺道路に案内標識・誘導標識等の設置を図る。

第8 生活避難場所運営マニュアルの作成《各区地域起こし推進課》

避難者が生活避難場所において快適で円滑な生活を営むため、生活避難場所ごとに、地域の自主防災組織を中心とし、区職員及び生活避難場所となる施設の職員（学校教職員等）等と連携して、あらかじめ生活避難場所の運営についての具体的なマニュアルを定めておくものとする。

第9 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備

1 建設用資機材の調達・供給体制の整備《都市整備局営繕課・設備課》

企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

2 建設可能用地の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。

応急仮設住宅建設候補地

区分	建設候補地
中区	中央公園自由広場・芝生広場、千田公園、東千田公園、吉島東公園
東区	新牛田公園、福木公園
南区	出島公園、広島みなと公園、競輪場・周辺用地、湊崎公園、出島西公園
西区	西部水資源再生センター予定用地、西部開発・運輸関連施設用地、食肉市場跡地、大芝公園、西部埋立第二公園
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園
安芸区	矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園
佐伯区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場

第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。

なお、備蓄の基本的な考え方については、県が平成9年11月に策定した「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に準じるものとする。

1 備蓄体制の整備《消防局防災課》

(1) 備蓄対象者数

備蓄対象者数は、平成19年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている五日市断層による地震の想定避難所滞在者数約11万人を対象とする。

(2) 備蓄対象期間

備蓄対象期間は、地震発生後2日間とし、食料については、「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に基づき、1日2食、2日間で4食分を備蓄する。

地震発生後、3日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。

(3) 県と本市の役割分担

2日分の備蓄に係る県と本市の役割分担は、次のとおりとする。

本市：発災直後の1日分。このうち食料については、発災直後の2食分。

県：本市対応後の1日分。このうち食料については、本市対応後の2食分。

なお、市民自らの責務として、3日分程度の食料・飲料水について備蓄しておくよう啓発に努める。

(4) 備蓄物資と備蓄数量

ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、避難場所の運営にあたり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。

具体的には、次の表の品目及び数量を備蓄する。

種別	品 目	数 量	備 考
食料	乾 パ ン	160,793 食	市立小学校に約 500 人分、その他の
	ア ル フ ァ 化 米	56,257 食	生活避難場所に約 200 人分を基本
	粉 ミ ル ク ・ 哺 乳 瓶	152 缶	市立保育園で循環備蓄
防災資機材	折りたたみリヤカー	212 台	生活避難場所に 1 台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212 個	生活避難場所に 1 台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212 セット	生活避難場所に 1 セットずつ
	目 隠 し テ ン ト	424 張	生活避難場所に 2 張ずつ
生活必需品	簡 易 ト イ レ 用 手 す り	424 セット	生活避難場所に 2 セットずつ
	保 温 シ ー ト	22,000 セット	市立小学校に 100 セットずつ
	毛 布	59,487 枚	市立小学校に約 500 人分、その他の 生活避難場所に約 200 人分を基本
	生 理 用 品	31,686 個	
	紙 お む つ	17,302 枚	
	簡 易 ト イ レ	1,096 セット	
トイレットペーパー	4,383 ロール		
自主防災組織用救助資機材		147 セット	生活避難場所に 1 セットずつ

イ 備蓄物資については、数量や保管状況等の点検に努めるとともに、保存期限等を踏まえて、適切に管理するものとする。

(5) 備蓄場所等

地震による橋梁の損傷や交通渋滞の発生による輸送の困難性及び発災直後の輸送人員の確保の困難性から、備蓄物資については、原則、避難者が生活する生活避難場所に順次分散備蓄するとともに、備蓄方法については、コンテナ式備蓄倉庫等の設置又は余裕教室の利用で対応する。

また、分散備蓄で収容しきれない備蓄物資については、広島市総合防災センター等において集中的に備蓄する。

なお、粉ミルク・哺乳瓶については、市立保育園（大町第二保育園を除く。）で備蓄しているものにより対応する。

2 調達体制の確立《経済観光局商業振興課・農政課、消防局防災課》

地震発生後3日目以降の物資を避難者に供給するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図り、物資調達体制を確立する。

3 応急給水体制の確保《健康福祉局環境衛生課、消防局防災課、水道局計画課》

飲料水については、備蓄が困難なことから、広域避難場所又は小学校に整備する 100 トン又は 60 トンの容量を持つ飲料水兼用型耐震性防火水槽とともに、3箇所の浄水場、19池の緊急遮断弁付き配水池で対応する。

また、自主防災組織・ボランティアの協力を含めた各給水拠点からの配給体制を整備するとともに、生活用水については、緊急時の遊休井戸等の活用に努める。

(資料編) 2-5-2 食料・生活必需品の備蓄状況

第14節 災害復旧・復興体制への備え

第1 各種データの整備保全《市有財産管理者》

- 1 災害復旧・復興の円滑化を図るため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全に努める。また、企業等に対しても、安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
 - (1) 住民基本台帳、市税、福祉、国保・年金等の重要情報は、必要に応じてデータを複製し遠隔地で保管するなどのバックアップ体制を整備し、被災・滅失の防止対策を図る。
 - (2) 市有施設等の財産管理者は、電子化やシステム化により管理台帳や図面等のデータの整備保全を図るとともに、施設の早期復旧のためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 公共土木施設の財産管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、複製やマイクロフィルム等により別途保存を図り、資料の被災の回避に努める。

第2 災害廃棄物の処理体制の整備

1 関係機関との連絡体制の確立

《環境局環境政策課・業務第一課・産業廃棄物指導課、道路交通局道路課》

関係機関の範囲及びその役割を明確化し、地震災害発生時における連絡体制を確立する。

2 資機材・人員の確保《環境局業務第一課・産業廃棄物指導課》

災害廃棄物の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。

3 仮置場・処分場の確保《環境局環境政策課・施設課》

地震災害時に発生する多量の災害廃棄物を的確に処分するための災害廃棄物の処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。

- (1) 処分場の候補地
玖谷埋立地
- (2) 仮置場の候補地

西区竜王公園	安佐南区広島広域公園	安佐北区可部運動公園
安芸区瀬野川公園	佐伯区佐伯運動公園	

4 災害廃棄物の処分方法《環境局業務第一課》

災害廃棄物の処分にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。

第3 被災者等の生活支援の確立

地震災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等の財政的支援をはじめ、被災証明の交付手続きの迅速化、被災者の恒久的な住宅確保のための支援施策等を確立する。

また、被災者の生活環境を保護するため、社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動等の支援施策を推進し、被災者の生活支援に備える。

1 生活関連物資の価格監視調査《市民局消費生活センター》

地震震災時における生活関連物資の便乗値上げ等に的確な対応が図られるよう、普段から継続して物価の価格監視を行う。

2 社会秩序の維持《市民局市民安全推進課》

警察、行政機関や防犯組合等との連携の下、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を通じ、市内の安全確保や環境浄化活動等による社会秩序の維持に努める。

第4 復興対策の検討・研究《関係部局》

本市及び関係機関は、被災住民の生活再建や被災中小企業の経済的自立を図るため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金のあり方等災害復興対策についての検討・研究を行う。

また、平成19年度に実施した現行の地震被害想定調査の見直し結果等を踏まえ、復興の

理念や考え方、復興計画の策定に至るまでの行動手順や留意事項など、事前の復興計画を検討する。

第15節 災害時要援護者に係る災害の予防対策

災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、在日外国人、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。

本計画では、「災害時要援護者」の定義は、災害時において自分の身体・生命を守るための判断や対応力が不十分な者とする。

「災害時要援護者」を災害から保護するため、すべての人がが市民として助け合いながら地域社会の中で共に生活できるよう、災害予防対策の推進を図る。

第1 災害時要援護者の現況

本市における災害時要援護者の現況は、以下のとおりである。

最も多いのは、高齢者である。今後、確実に進展していく高齢社会に備え、家庭や地域を基準とした対策の推進が必要である。

種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (0～6歳)	78,558	住民基本台帳 (H24. 3. 31)
高 齢 者 (65歳以上)	238,431	住民基本台帳 (H24. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	37,528	高 齢 福 祉 課 (H23. 4. 1)
心 身 障 害 者 ・ 児	※1 48,464	障 害 福 祉 課 (H24. 3. 31)
精 神 障 害 者	※2 10,208	精神保健福祉課 (H24. 3. 31)
外 国 人	15,902	外 国 人 登 録 (H24. 3. 31)
合 計	429,091	ただし一部重複して集計

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

第2 災害時要援護者に係る災害の予防対策

1 災害時要援護者世帯における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》

(1) 防災指導の実施

在宅ひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした防火訪問を実施し、個別指導を行う。

(2) 住宅用防災機器等の普及促進

緊急連絡器具、防災器具及び防災製品等の普及の促進を図る。

2 社会福祉施設・病院における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課・指導課》

(1) 防災設備の設置促進等

実態に即した消防用設備等の設置促進及び維持管理の適正化を指導する。

(2) 防火管理体制の強化

夜間を想定した避難訓練等の実施を指導し、夜間における防火管理体制の強化を図る。

3 外国人市民に対する防災対策の推進《市民局人権啓発課、消防局防災課・予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、避難場所標識の英字併記などの整備を進めるとともに、救急・防災パンフレットを活用した外国人市民対象の防災講習会や新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブックなどにより防災情報の提供を積極的に推進する。

また、避難場所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うため「外国人避難者対応シート(仮称)」を作成し、避難場所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載し周知・啓発する。

4 避難救護体制の整備 《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課・予防課》

(1) 連絡・通報体制の整備

非常通報装置の設置、ファックスの貸与・設置等により、緊急時の通報の迅速化を図り、速やかな避難・救護体制を整備する。

(2) 災害時要援護者情報伝達体制の整備

災害時要援護者の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、災害時要援護者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。

(3) 避難場所の整備

災害時要援護者のため特別に配慮された避難場所(福祉避難所)を整備するとともに、必要に応じて一般の避難場所に区画されたスペースを設けるなど、災害時要援護者に配慮した避難場所の確保に努める。

(4) 避難路の整備・管理

災害時要援護者が避難場所まで安全に避難できるよう、安全施設等の整備を進めるとともに、避難を阻害している物的条件の適正化を図る。

(5) 支援体制の確立

ア 災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な災害時要援護者については、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、自主防災組織、町内会、民生委員、社会福祉協議会などの協力のもと、災害時要援護者一人ひとりについて、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、災害時要援護者の状況などを整理した避難支援プランの作成を推進し、避難救護体制の確立を図る。

イ 災害時要援護者のリストを作成するとともに、関係部局で共有し、当該リストを活用した安否確認体制等の確立を図る。

5 バリアフリー化の推進 《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課、道路交通局道路課・都市交通部、各市有建築物管理担当課》

(1) 都市環境のバリアフリー化の推進

障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが安全かつ円滑に避難し、利用できるよう、公共建築物・道路・公園等における段差の解消、スロープや手すりの設置など、都市環境のバリアフリー化を積極的に推進する。

また、公共交通機関等のバリアフリー化の促進指導に努める。

(2) 市民意識の啓発

民間建築物や住宅等のバリアフリー化を一層促進するため、民間事業者や市民の意識啓発に努める。

また、市民相互が助け合い、障害がある人もない人も、高齢の人も、若い人も、共に住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会づくりに向けた市民の介護支援意識の醸成を図る。

【地震に強い市民活動の推進に関する計画】

地震災害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、防災関係機関の地震対策の推進はもちろん、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、その後においても、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者の介助や避難場所での自主的な活動などを行うことが重要である。

また、地震発生後の被害の拡大を防止するためだけではなく、街そのものを根本的に地震に強いものにするためには、住民が主体的に考えていくことが望まれる。

このため、第1節に定めるとおり、「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」により、安心して暮らせる住み良い『万人の故郷広島』の創造を目標とした「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を中心に、地震に強い市民活動を推進する。

第16節 防災まちづくり

第1 防災まちづくりの概要

1 防災まちづくりの定義と目標

「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」を〔防災まちづくり〕と定義し、安心して暮らせる住み良い『万人の故郷広島』の創造——すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島の創造——を目標とする。

2 防災まちづくりの必要性

災害時における地域住民の自主防災活動の体制づくりや家庭内で行う防災対策等についての従来からの自主防災組織の育成指導に加え、長期的な災害に強いまちづくり活動を推進するといった視点から、自主防災組織が主体となって防災まちづくりに取り組めるよう支援する必要がある。

また、自主防災組織の活動が活発になり、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修、防災訓練等の防災まちづくり活動だけではなく、地区住民が協同して道路環境の整備や面的基盤整備等の防災まちづくり事業に取り組もうという機運が高まった地区については、防災まちづくりについて検討する地元組織の設立を促し、その活動や各種事業を支援する必要がある。

第2 防災まちづくりのステップ

以下の4段階に分けて住民主体の防災まちづくりを推進する。

第1段階	《災害危険に関する情報の理解》 (平成19年度広島市地震被害想定調査結果等の情報収集及び理解、地震・防災マップの作成・公表) 行政支援担当：消防局防災課、都市整備局建築指導課
第2段階	《家庭内で行う防災対策や防災技術の習得、防災まちづくり活動への参加意欲の高揚》 (防災講習会・訓練への参加等自主防災活動への参加) 行政支援担当：消防局防災課・予防課・消防署
第3段階	《防災まちづくりの実践1》 (自主防災組織による「わがまちの防災マップ」作成、防災まちづくり方策の検討、防災まちづくり活動(注1)の実施、生活避難場所運営マニュアルの作成等) 行政支援担当：消防局防災課・予防課・消防署、各区地域起こし推進課、教育委員会教職員課、小中学校等
第4段階	《防災まちづくりの実践2》 (地元組織による防災まちづくり方策の検討、関係部局による助言・指導、防災まちづくり事業(注2)の展開等) 行政支援担当：面的整備関係部局、道路関係部局、公園関係部局、建築関係部局等

(注1)《防災まちづくり活動の具体例》

- 家庭内で行う防災対策(非常持ち出し品の準備、家具の固定、風呂水のため置き、水・食料等の備蓄等)の実施
- 建築物等の耐震化・不燃化(耐震改修、建替等)
- 住民個々による防災性の向上策(ブロック塀の生け垣化、防火植栽、建替時のセットバック等)の実施
- 住民の自主的・組織的な防災活動(防災資機材使用訓練・避難訓練・避難生活訓練等防災訓練、近隣企業との相互支援体制の確立、災害時要援護者対応、防災広報活動等)の実施

(注2)《防災まちづくり事業の具体例》

- 建築物の共同化・協調建替
- 小空地、広場の確保・整備
- 地区内道路環境の整備(細街路の拡幅、歩道の設置、角切り等街路の部分改良等)
- 防災空間の確保(延焼遮断帯、避難路、避難場所の整備等)
- 市街地の面的不燃化(面的基盤整備、不燃化の促進事業、防火地域・準防火地域の指定等)

第17節 防災知識の普及

第1 災害危険に関する情報提供《消防局防災課》

平成19年度広島市地震被害想定調査及び活断層調査の結果を広く市民に分かりやすく伝えることにより、災害危険に関する市民の理解を深め、防災意識の高揚を図る必要がある。

このため、要望のある自主防災組織等の研修会には積極的に職員を派遣し、市民への浸透に努める。

また、各種の災害危険に関する情報や避難場所などについての情報を市民に提供するとともに、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」等、市民と行政の連携の下、中・長期的視点に立った理念や基本方針等を取りまとめた災害に強いまちづくりプランについて、市ホームページに掲載する。

第2 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課・各消防署、各区分政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、3日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、具体的な事例等を盛り込んだ「市民防災対応マニュアル」や各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島地域の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上に努める。

1 広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地震に関する一般知識（地震のメカニズム、本市の地震環境等）
- (2) 地震に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、食料等の備蓄・非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所の確認等）
- (3) 地震時における心得・地震時にとるべき行動（身の安全の確保、火の始末等）
- (4) その他必要な事項

2 広報の方法

主な広報の方法は、次のとおりとする。なお、高齢者・障害者等災害時要援護者への広報に十分配慮する。

- (1) 本市の広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」及び社会教育施設の発行する広報紙等の活用
- (2) 本市ホームページ、地理情報システム（GIS）の防災情報の活用
- (3) 本市のテレビ・ラジオ広報番組及びニューメディアの活用
- (4) テレビ・ラジオ、新聞等の報道機関への依頼
- (5) 各種ハザードマップ・パンフレット等印刷物の配布
- (6) 防災講演会・防災教室等の開催
- (7) 疑似体験装置等の活用
- (8) 広島地域の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVDの活用

第3 学校における防災教育《教育委員会健康教育課》

地震防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で地震の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。その際、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。

また、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人ひとりが防災行動力を身に付けることができるように努める。

さらに、地域における避難場所等や、そこでの役割等についても児童生徒に指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。

第4 津波災害の予防対策《消防局防災課》

1 津波に対する防災意識の啓発等

(1) 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であることを市民等に周知する。

(2) 津波災害に関する知識の普及

ア 津波災害の危険性等の周知

市政出前講座の開催のほか、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を通じ、市民に対して、津波災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

(イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(ウ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

イ 津波想定 of 正確な理解

津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等ができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

(3) 浸水時避難計画マップ等の活用

津波等による被害軽減を図るため、広島県津波浸水予測図による浸水予測区域や浸水想定区域が存在する地区において住民が主体となって作成する浸水時避難計画マップや浸水時緊急退避施設等の周知による防災知識の普及を積極的に推進する。

ア 浸水時避難計画マップの作成

浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

イ 浸水時緊急退避施設の指定等

津波等による浸水想定区域内に所在する、次の要件に適合する建築物の管理者等との協定締結により浸水時緊急退避施設を指定し、緊急退避先である旨を表す標識の設置等により周知を図る。

(ア) 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建以上の建築物であること。

(イ) 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震

診断等により耐震性が確認された建築物であること。

(ウ) 地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100㎡以上）を有すること。

(エ) 緊急退避時に、容易に退避可能な構造または管理体制等を有すること。

(4) 津波に対する心得

「強い地震等を感じたら、住民や漁業及び港湾関係者等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に退避すること」を基本として、次の「津波に対する心得」に基づき、津波に対する警戒意識の啓発を図る。

津波に対する心得	
〈一般編〉	
1	強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	避難場所など遠方への避難に危険が伴う場合は、近くの堅固な建築物の上階等へ一時的に避難する。
4	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
5	津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
6	津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
〈船舶編〉	
1	強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外の水深の深い、広い海域へ退避する。
2	地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外へ退避する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
4	港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

2 津波に対する避難訓練の実施

(1) 実践的な避難訓練の実施

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時刻の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、浸水時避難計画マップ等を活用して地域の特性に応じた実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(2) 津波情報伝達訓練の実施

沿岸地域を重点として、防災関係機関、市民、事業所が一体となって必要に応じて津波情報伝達訓練を実施し、誤伝達や伝達洩れの防止等を図る。

第18節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施

防災講習会の開催や防災訓練の実施等自主防災組織の育成・指導を通じて、地区住民による家庭内で行う防災対策や防災技術の習得を促進するとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民の連携意識を醸成する。

第1 自主防災組織の実践活動の促進《消防局防災課・予防課・各消防署、各区地域起こし推進課、(財)広島市都市整備公社》

1 防災知識等の普及・啓発

地震発生時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知する必要があることから、「市民防災対応マニュアル」、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム(GIS)の活用による防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地

域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 自主防災活動体制の充実強化

地震による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

このため、生活避難場所に整備する防災備蓄倉庫に救出・救急救護活動に使用する下表の救助資機材を整備し、この救助資機材や初期消火に必要な資機材を活用した実践的な訓練を指導する。

また、地域の消防団や自主防災組織相互の連携強化、活動支援等により防災活動力の向上を図るとともに、自主防災組織と事業所・社会福祉施設との協定の締結等により、連携・協力体制を強化する。

生活避難場所備蓄倉庫に整備している自主防災組織用救助資機材

資機材名	セット数	資機材名	セット数
テコバール	2	のこぎり	1
万能おの	1	スコップ	5
ロープ(30m)	1	ボルトクリッパー	1
担架	1		

3 自主防災組織のリーダーの育成

自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」の発行等によりリーダーの養成を図る。

4 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織の継続的かつ活発な活動を促進するためには、自主防災組織が活動しやすい環境を整備する必要がある。

このため、昭和61年度からスタートした自主防災組織育成基金制度の充実・発展に努めるとともに、地域における防災活動の拠点施設として、コミュニティ消防センターの整備を推進する。

5 自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、住民の防災意識を高め、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり、災害発生時における素早い活動による被害軽減が期待できる「わがまち防災マップ」の作成、「生活避難場所運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

なお、「生活避難場所運営マニュアル」については、災害時要援護者や男女双方の視点に十分配慮するため、災害時要援護者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり福祉避難所との連携を図る。

第2 防災訓練の実施・指導《消防局防災課・予防課・各消防署》

震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の普及・啓発を行う。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関等との共同訓練の実施など必要な措置を講じる。

1 個別訓練の実施

水防訓練、消防訓練、海上防災訓練等地震に起因する個別の災害を想定した訓練を繰り返す。

返し実施し、防災関係機関の防災技術の錬磨を図る。

2 総合防災訓練の実施

本市、防災関係機関、災害ボランティア、市民及び事業所等が連携・協同して「市民主体による避難所運営」、「救援物資の受入・配送」など大規模災害時に想定される内容を盛り込んだ各種の訓練を総合的に実施し、震災時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。

3 区防災訓練の実施

区役所、防災関係機関、災害ボランティア、区民及び事業所等が連携・協同して各種の訓練を実施し、震災時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制を確立するとともに、区民の防災意識の高揚を図る。

4 学校での防災訓練の実施

地域の特性を踏まえ、必要に応じて校外への避難訓練を行うなど、より実践的な防災訓練を実施し、学校・家庭・地域等における防災について児童生徒の実践的な能力と態度の養成を図る。

また、災害発生時における保護者への児童生徒の引渡し方法等についても学校の危機管理マニュアルに定め、保護者への周知徹底を図る。

5 防災訓練の指導・協力

防災関係機関は、市民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

第3 火災防止対策の推進《消防局防災課・予防課・各消防署》

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒・落下・接触などにより、広域にわたって同時に火災が発生し、これが大火災となって延焼し、被害の規模を大きく助長する危険がある。特に、事業所はもとより、各家庭においては、自分の家から火災を出さない、拡大させないための工夫と身を守るための防衛策を日頃から講じておくことが大切である。

また、復興過程においては、特に停電後の通電再開による電気器具等からの出火危険もあるため、地震火災の防災対策を十分に考慮しておく必要がある。

1 出火防止対策

地震発生時には、火気使用設備・器具等が転倒落下あるいは可燃物がこれらに接触したり、また、強い衝撃によりスイッチが入ったり、破損した電気器具に通電し出火することがあることから、地震発生直後に出火防止のための処置を行うことで、地震火災の危険性は大幅に低減する。

このため、平常時における市民の火気取扱いに係る意識の向上はもちろんのこと、地震時の心得として「グラッときたら身の安全」を確保し、「すばやい消火 火の始末」を行うことを市民に徹底すべく、あらゆる機会を通じて広報に努めるとともに、安全暖房器具や防災製品等住宅用防災機器の普及を図る。

2 初期消火対策

地震時に万が一出火した場合は、出火直後に、市民、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等による初期消火活動が非常に重要である。

このため、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の普及を図るとともに、出火時に円滑な初期消火活動が行えるよう、地域や事業所における初期消火訓練等の指導を強化する。

第4 自主防犯組織の育成強化《市民局市民安全推進課》

地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

第19節 防災まちづくりの実践

1 防災まちづくり活動の促進《市民局市民活動推進課、消防局防災課・予防課》

地区の防災上の課題を地区住民が認識できるように、消防局において「小学校区別の防災診断」を自主防災組織に提示し、地区住民自らが、自宅の耐震性や自宅から避難場所までの道路の安全性などをチェックしながら、自分が住んでいるまち（小学校区）の災害危険度を診断して歩く「まち探検（タウンウォッチング）」の実施を促すとともに、各種ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した自主防災組織による「わがまちの防災マップ」の作成や防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。

また、その検討を踏まえ、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修、ブロック塀の生け垣化、防火植栽、建替時のセットバック、防災訓練等住民が独自に取り組める防災対策の積極的な推進を促すものとする。

併せて、円滑な避難行動ができるよう、自主防災組織は、高齢者・障害者・外国人・乳幼児等の災害時要援護者のうち、災害時の介助を必要とする災害時要援護者の把握に努めるものとする。

さらに、災害時の生活避難場所の運営を自主的かつ円滑に行うことができるよう、自主防災組織、学校、区役所等が協同して、生活避難場所運営マニュアルを作成するものとする。

自主防災組織の活動が活発になり、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修等地区住民が独自に取り組める防災まちづくり活動だけではなく、地区住民が協同して道路の拡張等の整備や再開発事業等の面的整備等の防災まちづくり事業に取り組もうという機運が高まった地区に対しては、防災まちづくりについて自主的に検討する新たな地元組織の設立を促すものとする。

2 防災まちづくり事業の推進《関係部課》

設立された地元組織による防災まちづくり方策の検討に当たっては、道路整備や面的整備等に係る関係部局が適切な助言や指導を行い、事業の具体化に向けた地区住民の取組を支援する。

さらに、土地区画整理事業、道路事業、都市防災構造化推進事業など、本市が主体となって実施する具体的な事業に発展した場合には、当該事業の関係部局は事業の推進に積極的に取り組む。

第20節 企業防災活動の促進《消防局防災課・予防課・指導課》

企業の防災意識の高揚を図り、地震災害時における初期消火、避難誘導等を行う自衛消防隊の育成・強化等、企業の防災活動の促進を図るとともに、平常時においても防災に対するあらゆる備えを企業自らが行っておくものとする。

1 企業の果たすべき役割と責任

企業は、地震災害発生時においては、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、さらには、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、企業として果たすべき重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、地震災害時の活動マニュアル等を作成し、災害時の対応を職員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、本市は、企業のトップから一般職員に至る防災意識の高揚を図るため、優良企業

表彰制度及び企業防災マニュアルの作成等を検討・実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

2 企業の自衛消防活動の促進

地震時においては、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物、高圧ガス及び火薬類（以下本編において「危険物等」という。）二次災害の危険性がある。企業にあっては、その職種や規模は千差万別であるが、使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、地震時における発災の危険性はより大きい。

このため、建物の構造や用途、使用状況等から起こり得る発災の危険を排除し、被害の軽減を図るべく事業所における防災対策の強化に努めるものとする。

(1) 消防計画の整備

企業の自主防災体制をより一層充実するため、災害時における発災の防止又は大規模地震等の被害の軽減等を盛り込んだ消防計画の整備を図り、災害時の対応に万全を期すよう指導する。

(2) 防災訓練の指導

企業の自衛消防組織が地震時において迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識や技術を身に付けておくことが大切である。

また、企業の自衛消防組織は、自衛のための活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うことが被害軽減のために効果的である。

消防局では、企業が定期的に行う初期消火、通報避難等の訓練に出向するとともに、企業の自衛消防組織により消火技術を競う自衛消防隊消防競技大会を毎年開催し、防災訓練や消防技術の指導を行ってきたところである。

今後も、企業の自衛消防組織の訓練指導を実施するとともに、地域との連携活動が促進されるよう指導を図る。

(3) 防災意識の高揚

消防局では、企業が行う定期的な自衛消防訓練に合わせて、企業の参加職員に対して防災上必要な知識等について指導を行うとともに、防火管理講習会、専科講習会、危険物保安講習会等各種講習会を通じて、企業の防災意識の高揚を図ってきたところである。

今後とも、企業の防災意識をより一層高めるため、防災訓練や講習会等あらゆる機会を通じて啓発を図る。

(4) 予防査察の強化

企業における出火危険及び延焼拡大危険を排除するため、消防法に基づく予防査察を通じ、火気使用設備器具の安全管理、消火設備や避難施設の適正管理等について企業に対する指導を強化する。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物等を保有する企業における発災を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従業員の保安教育・訓練等による危険物取扱い等に対する保安意識の向上に努めるよう企業を指導する。

特に、法令で予防規程又は危害予防規程の制定が義務付けられている危険物施設等に関しては、震災対策の実効性の確保を図るよう指導する。

3 事業継続計画の策定・運用の促進

企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。

本市は、地震被害想定調査に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。

第 21 節 災害ボランティア活動の環境整備 《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課》

災害時において個人・団体等の市民ボランティアや企業等によるボランティア活動が円滑に行われるよう、日本赤十字社や社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

第 1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

1 目的

大規模災害時における被災者の安全確保や生活支援、行政の業務支援等のボランティア活動に係る諸問題の検討並びに相互の連携を強化し、災害時における円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、災害時におけるボランティアの効率的な活動に資することを目的とする。

2 審議事項

- (1) ボランティア活動の役割・内容に関する事項
- (2) ボランティアコーディネートに関する事項
- (3) ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
- (4) ボランティア活動の支援に関する事項
- (5) ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
- (6) 災害発生時における市災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの開設等に関する事項

3 会議のメンバー

社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、ボーイスカウト広島県連盟、ガールスカウト広島県連盟、広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島・広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター、SeRV広島、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市 等

第 2 広島県社会福祉協議会との連携

災害発生時において、広島県社会福祉協議会が広島県被災者生活サポートボランティアセンターを設置した場合には、同センターと連携のうえ、特別な資格・技能を要する災害ボランティアの調整などが行えるよう、平常時から広島県社会福祉協議会等との情報交換などに努める。

第 3 災害ボランティアの受入体制

災害発生時において、ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、市災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンター（8区）を必要に応じて開設するものとする。

市災害ボランティア本部は、「広島市社会福祉センター」（中区千田町一丁目 9 番 43 号・3 階市民福祉サロン）に置き、区災害ボランティアセンターは、各区の地域福祉センターに置くものとする。

市災害ボランティア本部においては、市（区）災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握したうえ、各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする。

第 4 災害ボランティアの安全確保

市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの安全確保に関する事務を定め、円滑な災害ボランティア活動が行われるよう環境整備を図るものとする。

第5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎、公民館等の一部を災害ボランティア相互の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの各種資機材の貸出しを行う。

第6 専門ボランティアと登録制度

特別の資格・技能を有する専門ボランティアについては、登録制度を含め、広島県や関係機関等と連携を図りながら、検討するものとする。

第7 ボランティア保険制度

避難所における被災者支援等危険を伴わないボランティア活動中の事故による負傷等については、広島市市民活動保険制度により対応する。災害の状況、活動内容によっては、当該保険の対象とならない場合もあるので、別途、これらも対象となるボランティア保険への加入が必要となる。

第22節 災害教訓の伝承 《消防局防災課》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第23節 帰宅困難者対策 《道路交通局都市交通部、消防局防災課》

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。

このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。

- 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごとの備えの大切さについて広報する。
- 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。
- 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。
- 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。
- 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。
- 6 一時滞在施設の確保に努める。
- 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。

第 24 節 安否確認対策 《消防局防災課》

大規模災害が発生した場合に、家族・友人等の安否や事業所等における従業員や顧客、従業員の家族等の安否を確認する手段として、電気通信事業者の「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板サービス」、「災害用音声お届けサービス」などの活用方法について、市ホームページや防災パンフレット等により周知し、利用促進を図る。

第 25 節 広域的な受援計画の策定 《消防局防災課》

大規模災害により、本市が被災した場合に、大都市等との応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れが効果的に行えるよう、情報連絡体制に関することや、参集場所及び活動拠点に関すること、宿泊場所などについて受援計画の策定に取り組む。

第 26 節 業務継続計画の策定 《消防局防災課》

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。

策定に当たっては、本市が被災した場合に、業務継続するために他都市等から応援してもらい受援計画を、各局等で設定した非常時優先業務や開始目標時間等に基づき策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うものとする。

【調査研究に関する計画】

第 27 節 震災に関する調査研究 《消防局防災課》

地震災害は、構造物の破壊、火災、水害等の複合する災害であり、とりわけ都市部における被害の大きさは、計り知れないものがあり、地震災害の発生原因、各種被害の態様、被害の予測及びその防止対策等について科学的かつ総合的に調査研究することにより、少しでも被害を軽減するための震災対策を推進していく必要がある。

このため、本市では、昭和 57～60 年度にかけて「広島市地震被害想定調査」を実施し、また、その後の社会・自然条件の変化、己斐断層による直下型地震の可能性、ライフラインの被害等を勘案した「広島市大規模地震被害想定調査」を平成 7～8 年度において行った。

さらに、平成 19 年度において、五日市断層の断層距離の修正や新たな被害想定手法の確立等を踏まえ、平成 18 年度広島県が発表した「広島県地震被害想定調査」を基に、行政区又は小学校区ごとの詳細分析をするため、「平成 19 年度広島市地震被害想定調査」を実施した。

その調査結果については、震災対策の基礎データとして、本計画及び災害に強いまちづくりプランに反映させるとともに、市民報告会等を通じて市民への情報提供を積極的に行ってきた。

今後は、東日本大震災を受けて、国が行う地震の被害想定や、地震・津波基準の見直しをふまえて、本市の地震被害想定について検証を行うなど、引き続き震災対策の推進に必要な調査研究に努める。

第3章 震災応急対策

第1節 方針 《消防局防災課》

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生を防ぎよ又は拡大防止に関して迅速かつ実効ある措置を期するために必要な諸対策について計画するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第2節 災害応急組織の編成・運用

市域における地震災害に対する警戒及び応急対策の実施に当たっては、本市の応急組織を編成して対処する。

第1 本市の災害応急組織 《消防局防災課》

次の応急組織を全市単位又は区単位に編成する。

1 災害警戒本部

消防局長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、地震災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、地震発生後の情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

2 災害対策本部

市長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、地震災害に対処するために設置し、人命救助その他の震災応急活動を行う。

第2 災害警戒本部 《消防局防災課》

1 設置及び廃止

(1) 設置

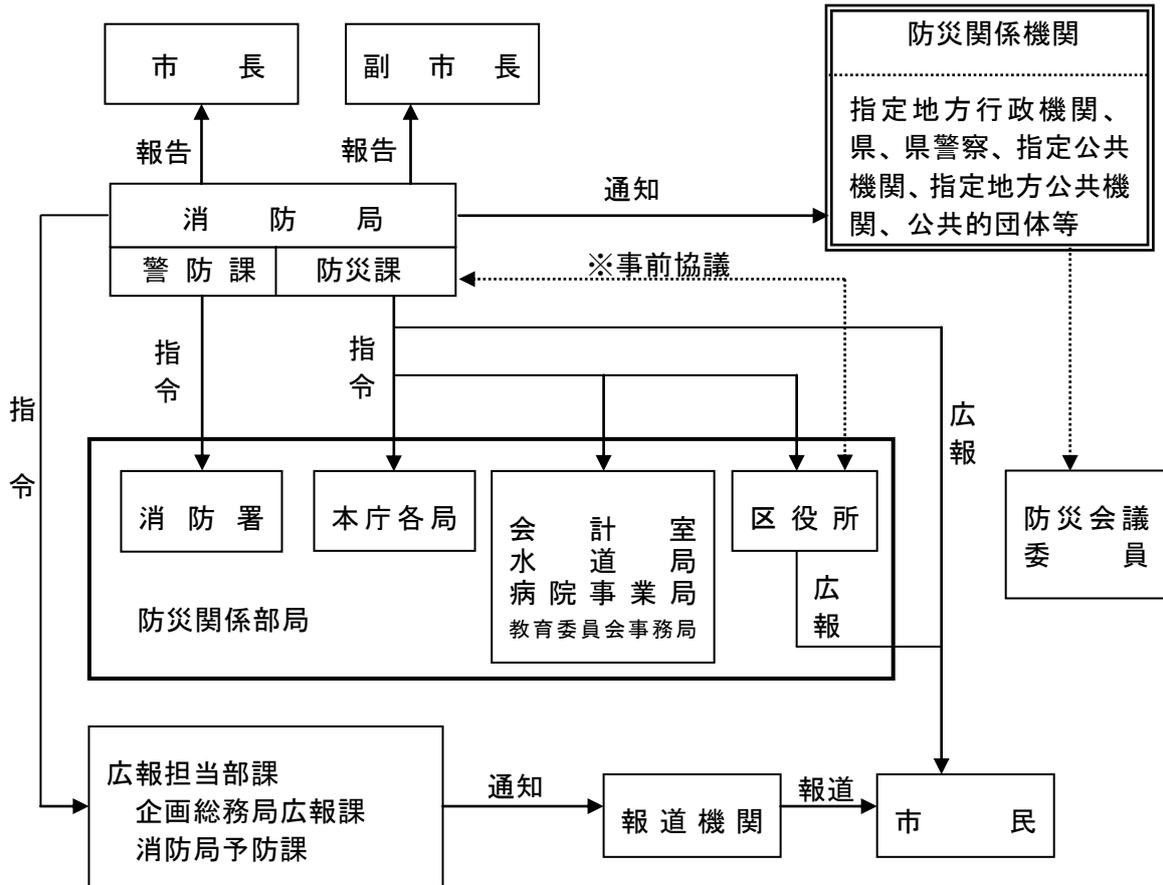
消防局長は、市域において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部並びに必要なと認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、消防局長に事故があるときは、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

消防局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

(2) 設置基準

基 準	ア 市域に震度4の地震が発生したとき。 イ 気象庁が広島県に「津波注意」の津波注意報を発表したとき。 ウ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。
摘 要	① 発令は、自動発令とする（ウを除く。）。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 広島県に「津波注意」の注意報の発表のみの場合は、安佐北区を除く。

災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



※区単位で警戒活動が必要と認めるとき。

(3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者へ連絡する。

(イ) 前記(ア)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害警戒本部及び区災害警戒本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ 連絡の方法は次のいずれかによる。

(ア) 電話、防災行政無線、携帯電話等の活用

(イ) 庁用自動車等の利用

(ウ) 必要に応じて、消防局からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

(4) 廃止

消防局長は、市域において地震災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。災害警戒本部の廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に廃止するものとする。

2 任務

災害警戒本部は、地震による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。

3 組織の構成及び分掌事務

(1) 本部長及び副本部長

ア 市災害警戒本部

(ア) 本部長は消防局長とし、市災害警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長は危機管理部長とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 区災害警戒本部

(ア) 区本部長は市民部長とし、区災害警戒本部の事務を統括し区本部の職員を指揮監督するとともに、市災害警戒本部長の命を受けて必要な措置を講じる。

(イ) 区副本部長は、あらかじめ区長が指名する者とし、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(2) 本部の庶務

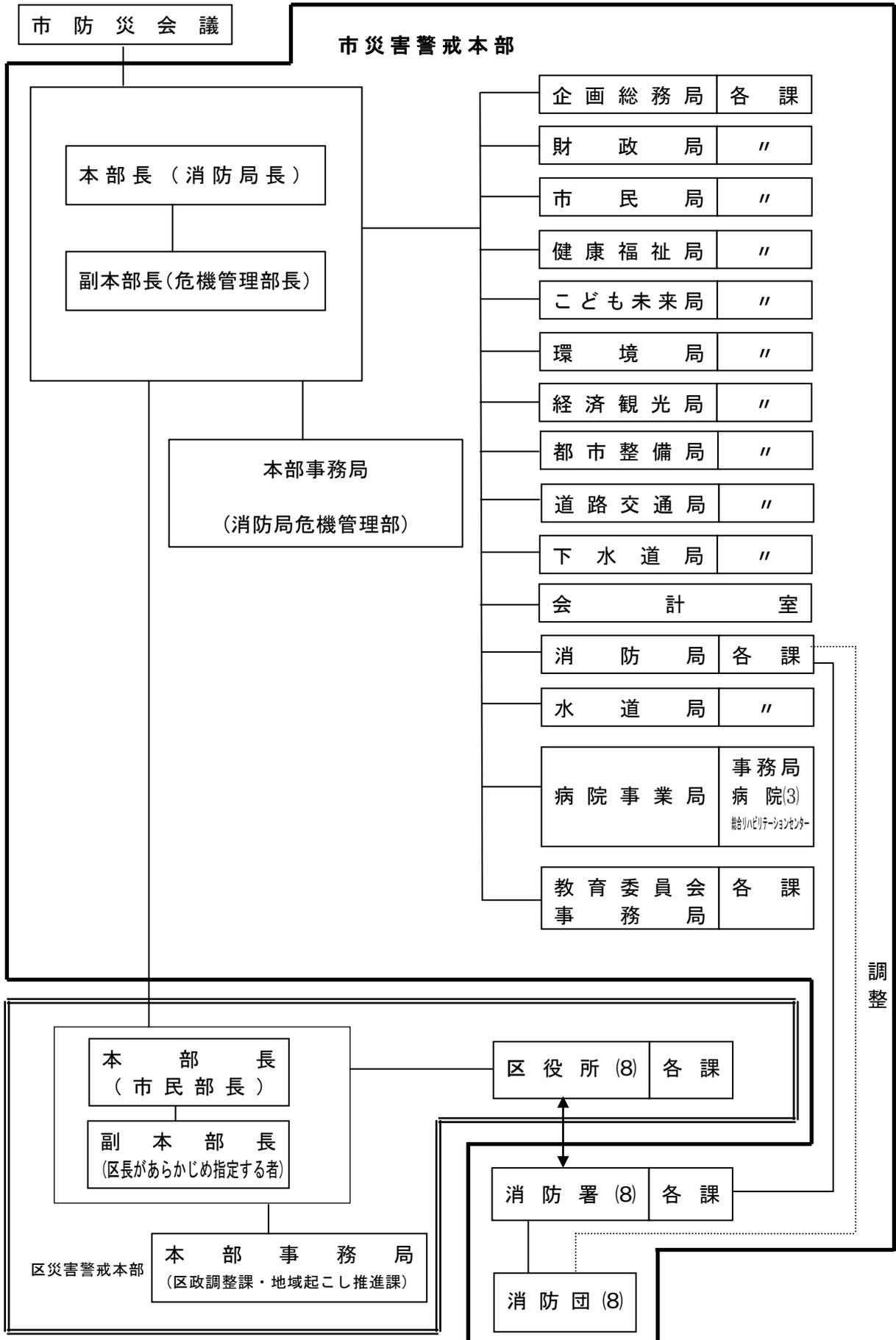
ア 市災害警戒本部の庶務は、消防局防災課が担当する。

イ 区災害警戒本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

(3) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

災害警戒本部の組織



調整

(4) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

局・区等	分掌事務
消 防 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒本部の統括に関する事。 2 被害情報・気象情報の収集及び伝達に関する事。 3 関係機関への通報及び連絡に関する事。 4 災害対策本部の設置準備に関する事。 5 他の部課等の所管に属さない事。
各 消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関する事。 3 雨量・水位・潮位の観測に関する事。 4 警戒巡視・広報活動に関する事。 5 災害応急対策活動に関する事。 6 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。
各消防団事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の運用調整の準備に関する事。
企 画 総 務 局 財 政 局 市 民 局 健 康 福 祉 局 こ ども 未 来 局 環 境 局 経 済 観 光 局 都 市 整 備 局 道 路 交 通 局 下 水 道 局 会 計 室 水 道 局 病 院 事 業 局 教 育 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関する事。 3 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。
各 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び連絡に関する事。 3 警戒巡視・広報活動に関する事。 4 区災害対策本部の設置準備に関する事。 5 区災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。

第3 災害対策本部《消防局防災課》

1 設置及び廃止

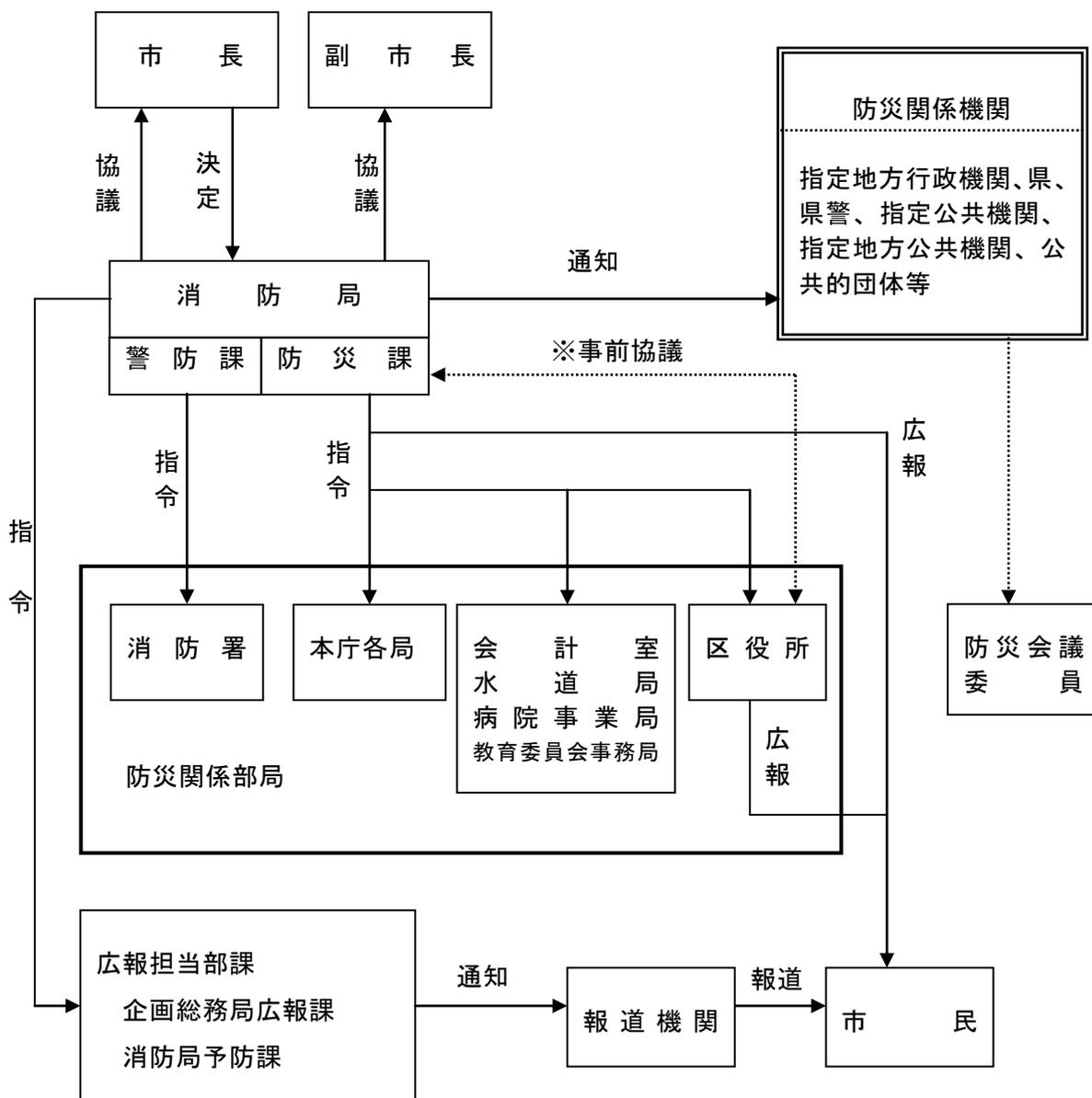
(1) 設置

市長は、市域において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、消防局長、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

また、本部長（市長）は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長（市長）が定める。

災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



※区単位で警戒活動が必要と認めるとき。

(2) 体制及び設置基準

災害対策本部は、地震災害の発生又は発生のおそれのある場合に予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。

体制	設 置 基 準
第三次体制	ア <u>市域に震度5弱の地震が発生したとき。</u> イ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第四次体制	ア <u>市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</u> イ <u>気象庁が広島県に「津波」又は「大津波」の津波警報を公表したとき。</u> ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。

(3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ) 前記(ア)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害対策本部及び区災害対策本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ 連絡の方法は次のいずれかによる。

(ア) 電話、防災行政無線、携帯電話等の活用

(イ) 庁用自動車等の利用

(ウ) 必要に応じて、消防局からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

(4) 廃止

市長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部の廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

2 任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画及びその他法令の定めるところにより、関係指定地方行政機関等と連携し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

3 組織及び運営《消防局防災課、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例6号）及び市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 本部の組織及び指揮の概要

ア 本部の組織及び指揮の概要は、表3-2-1のとおりとする。

イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。

(2) 本部長及び副本部長

ア 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

イ 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- ウ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- エ 本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。
- (ア) 消防局担任副市長をもって充てる副本部長
- (イ) その他の副市長をもって充てる副本部長
- (3) 本部員
- ア 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- イ 本部員は、広島市事務分掌条例（昭和 50 年広島市条例第 81 号）第 1 条に規定する局長の長、会計管理者、消防局長、水道局長、病院事業局長、議会事務局長、教育長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長並びに都市整備局指導担当局長をもって充てる。
- ウ 本部長は、前記イに掲げる者のほか、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。
- エ 本部員は、自己に事故がある場合において、その職務を代理する者をあらかじめ指定しておくものとする。
- (4) 本部員会議
- ア 本部に本部員会議を置く。
- イ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動に係る基本的事項について協議する。
- なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。
- (ア) 体制に関すること。
- (イ) 避難勧告又は指示に関すること。
- (ウ) 職員の応援に関すること。
- (エ) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。
- (オ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。
- (カ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。
- (キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (ク) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
- (ケ) 応急公用負担に関すること。
- (コ) 被災市民等に対する支援策に関すること。
- (サ) 義援金及び救援物資の募集及び配分に関すること。
- (シ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。
- (ス) 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。
- (セ) その他各局等又は区本部の長から特に申し出のあった事項に関すること。
- ウ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- エ 本部員会議の庶務は、消防局防災課が担当する。
- (5) 区本部
- ア 本部長は、災害の規模、被害の程度等により総合的な応急対策を必要と認める区に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。
- イ 区本部は、区役所に設置する。
- ウ 区本部に、区本部長、区副本部長その他の職員を置く。
- エ 区本部長は区長、区副本部長は区の部長をもって充てる。
- オ 区本部長は、区本部を統轄し、区副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、本部長の命を受けて必要な措置をとるものとする。
- カ 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理

する。

この場合において、その職務を代理する区副本部長の順序は、次のとおりとする。

- (ア) 市民部長をもって充てる区副本部長
- (イ) 建設部長又は農林建設部長をもって充てる区副本部長
- (ウ) 厚生部長をもって充てる区副本部長

キ 区本部長は、災害応急対策に当たっては、消防署、警察署その他公共的団体等と常に密接な連絡を保ち、相互の協力を図る。

ク 区本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

(6) 細部計画

各局等及び区本部の長は、その所管事務の実施について必要な細部計画を定めておくものとする。

(7) 本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員

ア 災害対策本部を円滑に運営するため、表3-2-3のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。

イ 本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。

当該専門職員は、統制班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。

ウ 区域内の災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、表3-2-4のとおり、区本部及び消防署に情報連絡員を置く。

エ 情報の連絡系統は、概ね図3-2-1のとおりとする。

(8) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、災害対策本部への職員派遣その他の必要な協力を求める。

(9) 本部の表示

本部及び区本部を設置したときは、その庁舎の玄関に本部標識板又は区本部標識板を掲出する。

4 平常業務の取扱い

(1) 平常業務は、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。

(2) 災害時においても継続すべき必要最小限度の市民サービス業務について、各局等又は区本部の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

- (資料編)
- 参考1 広島市防災会議条例
 - 参考2 広島市防災会議運営規程
 - 参考3 広島市災害対策本部条例
 - 参考4 広島市災害対策本部運営要綱

表 3 - 2 - 1 災害対策本部の組織及び指揮の概要

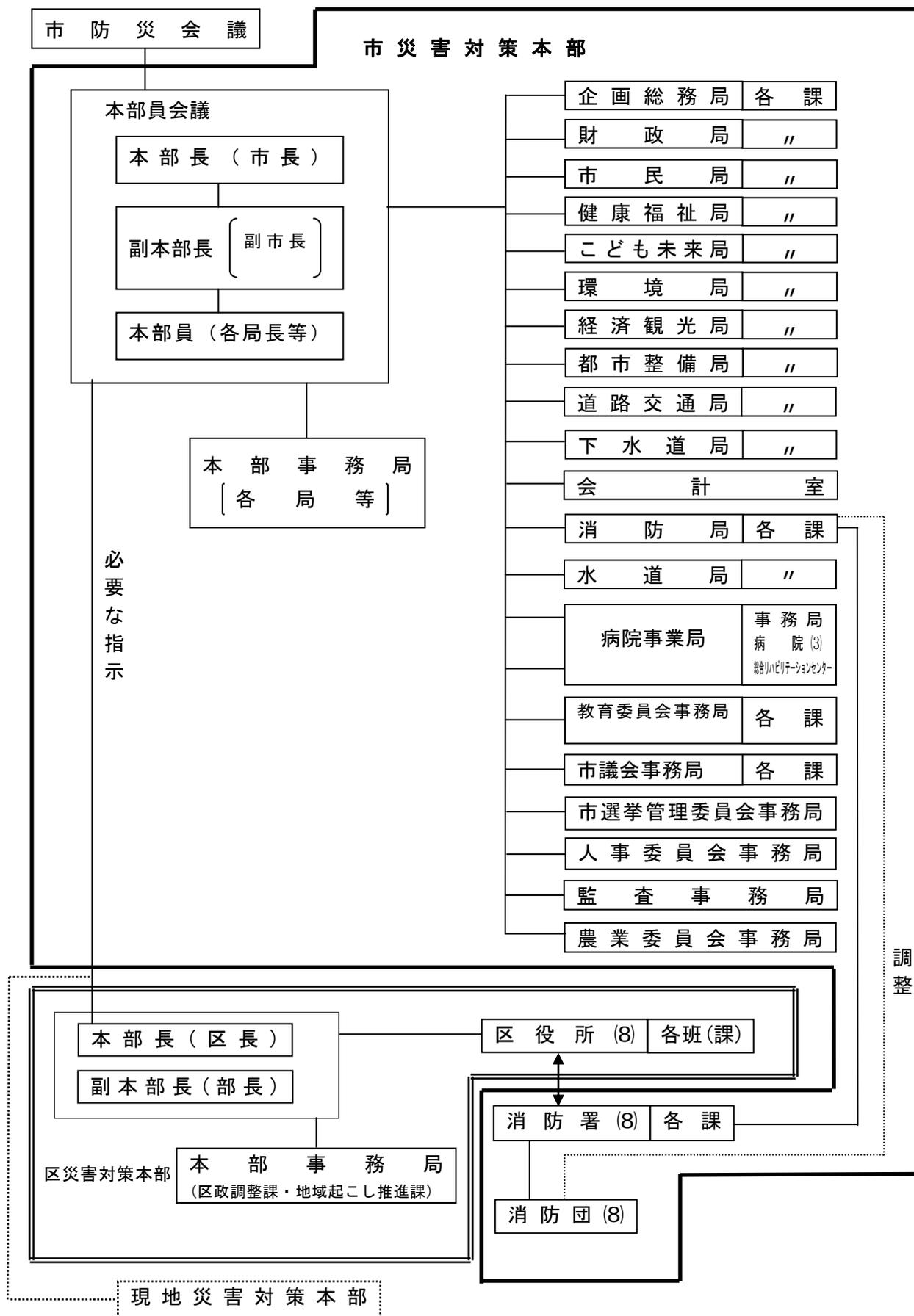


表 3 - 2 - 2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班 名 等		要 員	分 掌 事 務
庶務部	庶務班	消防局総務課職員	1 災害活動に必要な資機材等の緊急購入・調達に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。
	動員班	消防局職員課職員 企画総務局人事課職員	1 災害対策本部要員の給与に関すること。 2 災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関すること。
	配車班	消防局施設課職員	1 災害対策本部の配車に関すること。
統制部	統制班	統制担当 消防局防災課長 消防局防災課職員 企画総務局総務課職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長命令の進言及び伝達に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 4 他の主管に属さない事項に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
		検討担当 消防局危機管理課長 消防局危機管理課職員	1 防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 自衛隊の派遣要請に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
		収集・伝達担当 消防局防災課長 消防局防災課職員	1 災害に関する諸情報の統括に関すること。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関すること。 3 気象情報、水防情報の収集及び記録に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
連絡部	広報班	企画総務局広報課職員 消防局予防課職員	1 災害諸情報の広報に関すること。 2 報道機関による避難広報に関すること。 3 報道機関への放送の要請に関すること。
	被害集計班	消防局指導課職員 企画総務局職員	1 被害状況の収集及び集計に関すること。
	各局・委員会 情報連絡班	各局係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。
	各区等情報 連絡班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局及び消防局の職員	1 各区等からの被害報告の受信に関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。

(2) 災害対策本部の分掌事務

- 凡例 ●～防災上主要な部課
 ▲～防災に特に関係のある部課
 ■～防災に関係のある部課

局等	部課等	分掌事務	
企画総務局	●総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 市長事務部局の総括及び調整に関する事。 3 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 4 義援金及び救援物資の出納、保管及び配分に関する事。 5 局に属する職員の召集に関する事。 6 所管施設の防護に関する事。 7 局の庶務に関する事。 8 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 9 その他特命事項に関する事。	
	公文書館	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。	
	法務課	1 他課の応援に関する事。	
	●秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事。 3 庁用自動車（秘書課に配置のものに限る。）の配車に関する事。	
	東京事務所	1 国・関係機関との連絡調整に関する事。	
	●広報課	1 災害広報の総括に関する事。 2 報道機関への情報提供に関する事。 3 被害者救済制度等の広報に関する事。	
	●市民相談センター	1 災害対策活動に係る市民の苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関する事。 2 市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関する事。	
	企画調整部	企画調整課	1 他課の応援に関する事。
		分権・行政改革推進課	1 他課の応援に関する事。
	情報政策部	▲情報政策課 ▲情報システム課	1 情報システム（他課等の所掌に属するものを除く。）の整備及び管理運用に関する事。
	人事部	■人事課	1 職員の局・区等間の応援調整に関する事。
		■給与課	1 職員の給与に関する事。 2 他課の応援に関する事。
		■福利課	1 災害対策本部要員の食糧に関する事。 2 他課の応援に関する事。
研修センター		1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。	
財政局	●財政課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 災害関係の予算及び資金に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 局の庶務に関する事。 6 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 7 他課の応援に関する事。	
	▲管財課	1 市有財産（普通財産）の防護に関する事。 2 市有財産（普通財産）の緊急使用に関する事。	
	契約部	▲物品契約課	1 災害に係る資機材、器具等の緊急購入に関する事。
		▲工事契約課	1 災害に係る応急復旧工事の発注の調整に関する事。
	税務部	税制課 納税推進課 特別滞納整理課 市民税課 固定資産税課	1 他課の応援に関する事。

局等	部課等	分掌事務	
市民局	●市民活動推進課	<ol style="list-style-type: none"> 局内の要員に係る調整に関すること。 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 局に属する職員の召集に関すること。 局の庶務に関すること。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 災害ボランティアへの情報提供に関すること。 所管施設の防護に関すること。 他課の応援に関すること。 	
	▲生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。 各種社会教育関係団体の支援に関すること。 	
	▲市民安全推進課	<ol style="list-style-type: none"> 他課の応援に関すること。 	
	■消費生活センター	<ol style="list-style-type: none"> 生活関連物資の便乗値上げ等への監視体制の強化・防止に関すること。 消費生活に関する苦情・相談処理に関すること。 	
	文化スポーツ部	▲文化振興課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。 文化財の保護及び災害応急対策に関すること。
		■スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。
	国際平和推進部	平和推進課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。 他課の応援に関すること。
		国際交流課	<ol style="list-style-type: none"> 海外からの支援に関すること。 所管施設の防護に関すること。
	人権啓発部	人権啓発課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。 外国人市民の安否・所在の情報収集に関すること。 他課の応援に関すること。
		地域交流センター	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。
		男女共同参画課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。 他課の応援に関すること。
健康福祉局	●健康福祉企画課	<ol style="list-style-type: none"> 局内の要員に係る調整に関すること。 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 局に属する職員の召集に関すること。 民生・衛生事業について、他の政令指定都市等への応援要請に関すること。 救助物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること。 被災者、避難者等の収容についての連絡調整に関すること。 日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること。 災害救助法に基づく救助活動の事務処理に関すること。 被災者生活再建支援法に関すること。 義援金及び救援物資の配分計画に関すること。 被災者の支援に関する取りまとめに関すること。 所管施設の防護、応急対策に関すること。 災害時要援護者対策に関すること。 局の庶務に関すること。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 	
	監査指導室	<ol style="list-style-type: none"> 他課の応援に関すること。 	
	高齢福祉部	▲高齢福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護・応急対策に関すること。 災害時要援護者対策に関すること。 他課の応援に関すること。
		介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> 他課の応援に関すること。
	障害福祉部	▲障害福祉課 ▲障害自立支援課 ▲精神保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護・応急対策に関すること。 災害時要援護者対策に関すること。 他課の応援に関すること。
		知的障害者更生相談所	<ol style="list-style-type: none"> 他課の応援に関すること。

局等	部課等	分掌事務	
健康福祉局	▲精神保健福祉センター	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 災害時要援護者対策に関すること。 3 他課の応援に関すること。	
	保険年金課	1 他課の応援に関すること。	
	原爆被害対策部	調査課 援護課	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	保健部	▲保健医療課 ▲食品保健課 ▲食品指導課 ▲環境衛生課	1 保健センターの業務の連携調整に関すること。 2 医療救護に関すること。 3 医薬品等の調達に関すること。 4 被災地の防疫に関すること。 5 環境衛生及び食品衛生の指導に関すること。 6 遺体の検案・火葬に関すること。 7 所管施設の防護に関すること。
		■食肉衛生検査所	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
		■動物管理センター	1 特定動物の監視に関すること。 2 愛護動物の保護管理に関すること。 3 所管施設の防護に関すること。
	■衛生研究所	1 衛生試験検査に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。	
■看護専門学校	1 被災者の医療救護の応援に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。		
いづも未来局	●こども未来調整課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 局に属する職員の召集に関すること。 5 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 6 局の庶務に関すること。	
	保育園 ▲保育企画課 ▲保育指導課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 所管施設被災児童の保護に関すること。 3 災害時要援護者対策に関すること。	
	▲こども・家庭支援課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 所管施設被災児童等の保護に関すること。 3 災害時要援護者対策に関すること。	
	児童相談所	相談課 支援課	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
環境局	●環境政策課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 災害時の清掃事務の連絡調整に関すること。 4 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 5 局に属する職員の召集に関すること。 6 局の庶務に関すること。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。	
	温暖化対策課	1 他課の応援に関すること。	
	●環境保全課	1 災害による環境汚染の情報収集・調査に関すること。 2 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。	
	施設部	▲施設課 ■玖谷埋立地管理事務所	1 関係施設の連絡調整に関すること。 2 施設の防護及び復旧に関すること。 3 ごみの埋立処分に関すること。
		■工務課	1 関係施設の防護及び復旧に関すること。
		■各工場	1 ごみの焼却処分に関すること。 2 ごみの破碎処分に関すること（安佐南工場に限る。）。 3 施設の防護及び復旧に関すること。
■恵下埋立地建設事務所		1 施設の防護及び復旧に関すること。	

局等	部課等		分掌事務
環境局	業務部	▲業務第一課	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃業務実施のための機器・器具・資材等の整備に関すること。 2 ごみの収集等に関する広報の総括に関すること。 3 災害時のごみ処理計画に関すること。 4 災害時のごみの処理作業の指導に関すること。 5 ごみの収集車両の配車に関すること。 6 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲業務第二課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時のし尿処理計画に関すること。 2 災害時のし尿処理作業の指導に関すること。 3 し尿収集車両の配車に関すること。 4 仮設便所の設置に関すること（マンホールトイレシステムを除く。）。 5 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲産業廃棄物指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		■各環境事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内のごみの収集運搬に関すること。 2 管内のごみの処理作業の指導に関すること。 3 管内のごみの収集等に関する広報に関すること。
経済観光局	●経済企画・雇用促進課		<ol style="list-style-type: none"> 1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 被服、寝具その他生活必需品及び食料品の緊急集荷及び搬送の総括に関すること。 5 所管施設の防護に関すること。 6 局に属する職員の召集に関すること。 7 局の庶務に関すること。 8 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	計量検査所		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	競輪事務局		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	産業振興部	商業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被服、寝具その他生活必需品の緊急集荷及び搬送に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。 3 他課の応援に関すること。
		ものづくり支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 他課の応援に関すること。
		産業立地推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 他課の応援に関すること。
		工業技術センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	関東圏企業誘致センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 国・関係機関との連絡調整に関すること。
	観光政策部		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	農林水産部	▲農政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 主食品（米・パン等）の緊急集荷及び搬送並びに取扱機関との連絡に関すること。 2 農畜産物、農畜産施設の被害状況の調査確認に関すること。 3 農畜産施設等の災害復旧に関すること。 4 所管施設の防護に関すること。
		▲農林整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 2 農地及び農業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 3 林業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 4 林業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 5 林地崩壊及び木材流出に関する被害状況の調査確認に関すること。 6 市有林の防護に関すること。 7 所管施設の防護に関すること。
		▲水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物及び水産施設並びに漁船の被災状況の調査確認に関すること。 2 水産施設等の災害復旧に関すること。 3 所管施設の防護に関すること。

局等	部課等		分掌事務
経済観光局	中央卸売市場	■中央市場	1 災害時の中央卸売市場業務の総合調整に関する事。 2 所管施設の防護に関する事。 3 生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関する事。
		■東部市場	1 所管施設の防護に関する事。 2 生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関する事。
		■食肉市場	1 所管施設の防護に関する事。 2 食肉の緊急集荷及び搬送に関する事
都市整備局	●都市整備調整課		1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 5 所管市有地の災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関する事。 6 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 7 既造成の市有地の被害調査・確認に関する事。 8 局に属する職員の召集に関する事。 9 局の庶務に関する事。 10 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	技術管理課		1 他課の応援に関する事。
	都市計画課		1 他課の応援に関する事。
	区画整理課		1 所管市有地の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	青崎地区区画整理事務所		1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	●みなと振興課		1 市営さん橋等施設の災害予防及び災害復旧に関する事。 2 市営さん橋等施設の被害調査及び確認に関する事。 3 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 4 港湾関係機関との連絡調整に関する事。
	■都市機能調整部		1 所管施設の防護に関する事。 2 所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 3 所管施設に関する関係機関との連絡調整に関する事。 4 他課の応援に関する事。
	段原再開発部	●計画課 ●工務課	1 所管施設の防護に関する事。 2 工事関係者等への協力依頼に関する事。 3 他課の応援に関する事。
	▲西風新都整備部		1 西風新都整備部所管の公共土木施設の災害予防及び災害復旧に関する事。 2 西風新都整備部所管の公共土木施設の被害調査及び確認に関する事。
緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課	1 公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関する事。 2 工事関係者への協力依頼に関する事。	

局等	部課等		分掌事務
都市整備局	指導部	■ 建築指導課	<ol style="list-style-type: none"> 被災建築物（民間建築物に限る。）の応急危険度判定の実施体制に関すること。 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること。
		▲ 宅地開発指導課	<ol style="list-style-type: none"> 造成地及び人工崖等の防災指導に関すること。 被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	営繕部	▲ 営繕課	<ol style="list-style-type: none"> 庁舎・学校教育関係建築物その他市有一般建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関すること。 被災市有建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関すること。 応急仮設住宅の建設に関すること。 工事関係者への協力依頼に関すること。
		▲ 設備課	<ol style="list-style-type: none"> 庁舎・学校教育関係建築物その他市有一般建築物（環境局・下水道局所管のものを除く。）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関すること。 応急仮設住宅の建設に関すること。 工事関係者への協力依頼に関すること。
住宅部	▲ 住宅政策課 ▲ 住宅整備課	<ol style="list-style-type: none"> 市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関すること。 被災した市営住宅の応急危険度判定に関すること。 工事関係者への協力依頼に関すること。 	
道路交通局	● 道路交通企画課		<ol style="list-style-type: none"> 局内の要員に係る調整に関すること。 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること。 局に属する職員の召集に関すること。 局の庶務に関すること。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	自転車都市づくり推進課		<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関すること。 他課の応援に関すること。
	● 道路管理課		<ol style="list-style-type: none"> 異常気象時の指定路線の通行規制に関すること。 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること。 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。 市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること。
	用地部	▲ 用地監理課 ▲ 用地補償課	<ol style="list-style-type: none"> 事業代替地の防護及び災害復旧に関すること。 事業代替地の被害調査及び確認に関すること。 他課の応援に関すること。
	道路部	● 道路計画課 ● 道路課 ● 街路課	<ol style="list-style-type: none"> 異常気象時の指定路線の通行規制に関すること。 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること。 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
	● 都市交通部		<ol style="list-style-type: none"> アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること。 バスターミナル及び広島西飛行場の防護に関すること。 公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること。

局等	部課等	分掌事務	
下水道局	●経営企画課 ●計画調整課	<ol style="list-style-type: none"> 局内の要員に係る調整に関する事。 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 局に属する職員の召集に関する事。 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事。 災害関係の予算及び資金に関する事。 緊急を要する他の課への応援に関する事。 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事。 局の庶務に関する事。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 	
	●河川課	<ol style="list-style-type: none"> 河川等施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 河川等施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 	
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の被災状況の調査及び報告に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護及び応急処理・復旧に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事。 所管の樋門の操作に関する事。 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事。 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事。 緊急を要する他の課への応援に関する事。
	施設部	●管路課 ●施設課	<ol style="list-style-type: none"> 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所の被災状況の調査及び報告に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所の防護及び災害応急修理・復旧に関する事。 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事。 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事。 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事。 緊急を要する他の課への応援に関する事。 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事。
●会計室		<ol style="list-style-type: none"> 災害関係会計事務（義援金品の出納保管を除く。）に関する事。 室の職員の召集に関する事。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 	
消防局	●総務課	<ol style="list-style-type: none"> 局の総合調整に関する事。 消防局の予算及び資金の処置に関する事。 局の庶務に関する事。 災害対策本部事務局の庶務班に関する事。 その他特命事項に関する事。 	
	●消防団室	<ol style="list-style-type: none"> 消防団事務局の総括に関する事。 	
	●職員課	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部事務局の動員班に関する事。 その他特命事項に関する事。 	
	●施設課	<ol style="list-style-type: none"> 消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関する事。 所管財産の被害状況の取りまとめに関する事。 所管財産の復旧作業計画の総括に関する事。 災害対策本部事務局の配車班に関する事。 その他特命事項に関する事。 	
	危機管理部	●危機管理課 ●防災課	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部事務局の統制班に関する事。 その他特命事項に関する事。

局等	部課等		分掌事務
消防局	警防部	●警防課	1 警防部の総括・調整に関すること。 2 消防部隊（救急隊を除く。）の運用調整の統括に関すること。 3 現地情報の収集・伝達に関すること。 4 有線・無線による情報の収集及び伝達に関すること。 5 消防部隊の指令管制に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
		●救急課	1 救急隊の運用調整に関すること。 2 現地情報の収集・伝達に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	予防部	●予防課	1 予防部の総括・調整に関すること。 2 災害対策本部事務局の広報班に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
		●指導課	1 災害対策本部事務局の被害集計班に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	●各消防署	1 気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること。 2 区災害対策本部、消防団その他関係機関との連絡調整に関すること。 3 水位・潮位及び雨量の観測等気象・地象の把握に関すること。 4 管内の警戒巡視及び広報等に関すること。 5 被害状況の調査・集計に関すること。 6 災害状況の広報及び記録に関すること。 7 り災証明の資料収集に関すること。 8 応急措置の実施等災害現場活動に関すること。 9 所掌に係る応急資機材の管理に関すること。 10 応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること。 11 避難の勧告・指示又は誘導に関すること。 12 署の庶務に関すること。 13 その他特命事項に関すること。	
	●消防団事務局	1 消防団の運用調整に関すること。 2 団員の召集に関すること。 3 団員の出務報酬に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	
	●各分団	1 管内の警戒巡視に関すること。 2 応急措置の実施等災害現場活動に関すること。 3 応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること。 4 災害広報及び避難誘導に関すること。 5 団員の召集・出動指令等に関すること。 6 その他特命事項に関すること。	
	水道局	●企画総務課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4 気象状況等の情報収集及び提供に関すること。 5 各課の活動状況の取りまとめ及び各課への情報提供に関すること。 6 公社、他部局及び他都市への協力要請に関すること。 7 市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 報道機関への対応に関すること。 9 局に属する職員の召集に関すること。 10 局の庶務に関すること。 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
		■財務課	1 資器材及び車両・船舶の調達に関すること。 2 職員の食糧の調達及び輸送に関すること（現地調達できない場合）。 3 職員の寝具等の調達に関すること。 4 事故対応前渡資金の支出に関すること。
		▲人事課	1 職員の勤務状況の把握に関すること。 2 他課の応援をする職員の動員・配置計画の作成に関すること。

局等	部課等		分掌事務
水道局	営業部	▲営業課	1 電算機器の被害の調査及び報告に関する事 2 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事 3 応急給水の連絡調整に関する事 4 部内各課の連絡調整に関する事
		■各営業所	1 住民からの問い合わせに関する事 2 応急給水の実施に関する事 3 区災害対策本部との連絡調整に関する事
	施設部	▲計画課	1 部所管施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 部内各課の連絡調整に関する事 3 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事 4 施設の応急復旧の実施に関する事
		■施設課	1 所管施設の被害の調査及び報告に関する事 2 施設の応急復旧の実施に関する事
		▲設備課	1 浄水場所管の被害状況の取りまとめに関する事 2 資器材及び車両の配備に関する事 3 浄水場の連絡調整に関する事 4 水運用計画の調整に関する事 5 停電時の中国電力(株)との連絡調整及び協力依頼に関する事 6 復旧作業計画及び実施に関する事
		■水質管理課	1 水質の監視・検査に関する事
		■各浄水場	1 所管施設の被害の調査及び報告に関する事 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事 3 水質汚染の拡大防止に関する事 4 水運用の計画作成及び実施に関する事
	配水部	▲配水課	1 部所管施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 資器材及び配車の配備に関する事 3 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事 4 広島市指定上下水道工事業協同組合への協力要請に関する事 5 部内各課の連絡調整に関する事 6 復旧作業計画(配水部)の総括に関する事 7 応急給水の総括に関する事 8 水運用計画の総括に関する事
		■維持課 ■管路設計課 ■給水装置課	1 所管施設の被害の状況及び報告に関する事 2 施設の応急復旧の実施に関する事
	配水部	■各工事事務所	1 所管施設の被害の調査及び報告に関する事 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事 3 区災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 4 応急給水の計画立案に関する事 5 給水装置の応急修理に関する事 6 故障メーターの取替に関する事 7 災害区域内の住民に対する広報に関する事 8 住民からの電話対応に関する事
	各課共通		1 課の活動状況の記録及び報告に関する事 2 他課の応援に関する事 3 食料の調達決定に関する事(現地調達できる場合)

局等	部課等	分掌事務
病院事業局	事務局 ●経営管理課 ●財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 局に属する職員の召集に関すること。 5 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 6 各病院の活動状況の取りまとめ及び病院への状況提供に関すること。 7 電子計算組織の管理運営に関すること。 8 医療救護活動に要する経費の支出に関すること。 9 医療救護活動に係る物品等の購入及び調達に関すること。 10 病院との連絡調整に関すること。 11 報道機関の対応に関すること。 12 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 13 他局等への応援要請に関すること。 14 医療救護班の編成の総括に関すること。 15 他課の所管に属さないこと。
	■診療科・看護部等	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災患者の医療・助産及び救護に関すること。 2 医療機器の管理に関すること。 3 医薬品の調達及び院内での被災者等への配布に関すること。 4 医療救護班の編成に関すること。 5 感染症患者の治療に関すること（舟入病院）。 6 遺体の検案に関すること。 7 入院患者等の食料確保に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	広島市民病院・舟入病院・安佐市民病院 ●事務室庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 院内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の院内の伝達に関すること。 3 院内に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 病院に属する職員の召集に関すること。 5 病院事業事務局及び関係機関との連絡に関すること。 6 医療救護活動に係る物品等の準備に関すること。 7 病院施設の防護に関すること。 8 病院に属する職員の召集等命令及び指示等の伝達並びに連絡に関すること。 9 保育室の管理運営に関すること。 10 医療救護班の編成の庶務に関すること。 11 病院の庶務に関すること。
	●事務室医事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 トリアージに関すること。 2 被災患者の外来及び入院に関すること。 3 被災患者の診療録の保存及び整理に関すること。
	総合リハビリテーションセンター ■診療科・看護科	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災患者の医療及び救護に関すること。 2 医療機器の管理に関すること。 3 医薬品の調達及びセンター内での被災者等への配布に関すること。 4 医療救護班の編成に関すること。 5 遺体の検案に関すること。 6 入院患者等の食料確保に関すること。 7 その他特命事項に関すること。

局等	部課等		分掌事務
病院事業局	総合リハビリテーションセンター	●事務室	1 センター内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令のセンター内の伝達に関する事。 3 センター内に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 センター内に属する職員の召集に関する事。 5 病院事業局及び関係機関との連絡に関する事。 6 医療救護活動に係る物品等の準備に関する事。 7 センター施設の防護に関する事。 8 センターに属する職員の召集等命令及び指示等の伝達並びに連絡に関する事。 9 医療救護班の編成の庶務に関する事。 10 センター庶務に関する事。
		■総合相談室	1 トリアージに関する事。 2 被災患者の外来及び入院に関する事。 3 被災患者の診療録の保存及び整理に関する事。
市議会事務局			1 事務局に属する職員の召集に関する事。 2 事務局の庶務に関する事。 3 災害に係る議会活動に関する事。 4 他課の応援に関する事。
教育委員会事務局	●総務課		1 事務局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 事務局職員の活動計画並びに命令の伝達及び局内各課の連絡調整に関する事。 4 事務局の所掌事務に係る情報の取りまとめ及び報告に関する事。 5 事務局に属する職員の召集に関する事。 6 事務局の庶務に関する事。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 8 事務局の所掌事務に係る災害関係の予算及び資金に関する事。
		安佐南地区学校事務センター	1 所管施設の防護に関する事。
	▲施設課		1 学校施設の防護及び復旧計画に関する事。 2 学校施設の使用及び収容に関する事。 3 学校施設の被災状況の調査に関する事。 4 通学路に係る被害状況の取りまとめに関する事。
		青少年育成部	▲育成課 1 被災した児童・生徒の総合相談等に関する事。 2 所管施設の防護に関する事。 ▲放課後対策課 1 所管施設の防護に関する事。
	学校教育部	▲教職員課	1 被災後における部内の総合調整に関する事。 2 教職員の防災体制計画に関する事。
		▲学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関する事。 2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関する事。 3 被災した園児・生徒の授業料の減免・徴収猶予に関する事。 4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関する事。 5 二部授業の届出に関する事。 6 学校物品の被災状況の調査に関する事。
		▲健康教育課	1 児童・生徒の避難指導に関する事。 2 学校における保健衛生に関する事。 3 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関する事。 4 給食施設・設備の衛生管理に関する事。
		学校給食センター	1 所管施設の防護に関する事。
		▲指導第一課	1 被災後における学校教育に係る企画及び調整に関する事。 2 被災後における学校教育の指導計画に関する事。
		▲指導第二課 ▲特別支援教育課 ▲生徒指導課	1 被災後における学校教育の指導計画に関する事。
		教育センター	1 所管施設の防護に関する事。

局等	部課等	分掌事務
教育機関		1 所管施設の防護に関する事。
市選挙管理委員会事務局		1 事務局に属する職員の召集に関する事。 2 事務局の庶務に関する事。 3 他課の応援に関する事。
人事委員会事務局		
監査事務局		
農業委員会事務局		

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部の総括に関する事。 2 命令の伝達に関する事。 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関する事。 4 市本部要員の応援要請に関する事。 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関する事。 6 各課への連絡及び調整に関する事。 7 区に係る予算、経理及び出納に関する事。 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 9 り災証明に関する事。 10 情報の収集及び伝達に関する事。 11 避難の勧告・指示に関する事。 12 災害広報及び広聴に関する事。 13 市民相談に関する事。 14 通信施設機材の整備及び点検に関する事。 15 地区災害協力団体との連絡に関する事。 16 被災宅地の応急危険度判定の実施の協力に関する事。 17 区の庶務に関する事。 18 他課の所管に属さないこと。
避難収容班	▲収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明の資料の収集に関する事。 2 避難者に係る連絡及び調整に関する事。 3 被災者の避難誘導及び収容に関する事。
	■課税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間建築物の被害状況の調査に関する事。 2 り災証明の資料の収集に関する事。 3 避難者に係る連絡及び調整に関する事。 4 被災者の避難誘導及び収容に関する事。
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> ■市民課 ▲保険年金課 ▲生活課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の収容及び処理に関する事。 2 埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事。 3 被災者の救援及び救助に関する事。 4 救援物資等の保管、調達及び配給に関する事。 5 食料の調達及び配給に関する事。 6 炊出しに関する事。 7 応急給水に関する事。
	▲健康長寿課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事。 2 区医師会の医療救護対策本部に関する事。 3 医薬品等の調達に関する事。 4 防疫に関する事。 5 臨時予防接種に関する事。
	▲保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者等の安否確認及び援護等に関する事。 2 福祉施設の被災状況に関する事。 3 地域医療情報の伝達等に関する事。
輸送班	▲建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送車両等の集中管理、運用及び調達に関する事。 2 応急資機材、救援物資及び人員の輸送に関する事。 3 応急仮設住宅の入居に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事。
調査・応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の被害状況の調査（被害額の算定を含む。）、集計及び報告に関する事。 2 災害状況の記録及び写真撮影等に関する事。 3 管内の警戒巡視、被害情報の収集等に関する事。 4 道路交通の規制及び道路情報に関する事。 5 災害現地における技術指導に関する事。 6 応急措置及び応急復旧の実施に関する事。 7 下水施設の維持及び防護に関する事。 8 下水の浸水防止及び排水に関する事。 9 樋門等の操作に関する事。
摘要		課の編成及び分掌事務については、区長において実情に応じて組み替えできる。

表 3 - 2 - 3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担 当 部 局 等	
庶務部	庶務班	消防局総務課(2)	
	動員班	消防局職員課(2)、企画総務局人事課(2)	
	配車班	消防局施設課(2)	
統制部	統制班	統制担当	消防局防災課(6)、企画総務局総務課(2) 専門職員(必要に応じた人数)
		検討担当	消防局危機管理課(6)
	収集・伝達担当	消防局防災課(4)	
連絡部	広報班	消防局予防課(3)、企画総務局広報課(2)	
	被害集計班	消防局指導課(5)、企画総務局(2)	
	各局・委員会 情報連絡班	広島市事務分掌条例(昭和50年広島市条例第81号)第1条に規定する局及び会計室、消防局、水道局、病院事業局、教育委員会事務局 (各1)(各局係長相当職以上の職員)	
	各区等情報連絡班	中区担当 : 都市整備局(2) 東区担当 : 健康福祉局(1)、都市整備局(1) 南区担当 : 環境局(1)、経済観光局(1) 西区担当 : 財政局(1)、都市整備局(1) 安佐南区担当 : 財政局(2) 安佐北区担当 : 市民局(2) 安芸区担当 : 企画総務局(2) 佐伯区担当 : 企画総務局(2) 特命担当 : 消防局総務課(2)、消防局消防団室(1)、 消防局予防課(2)	

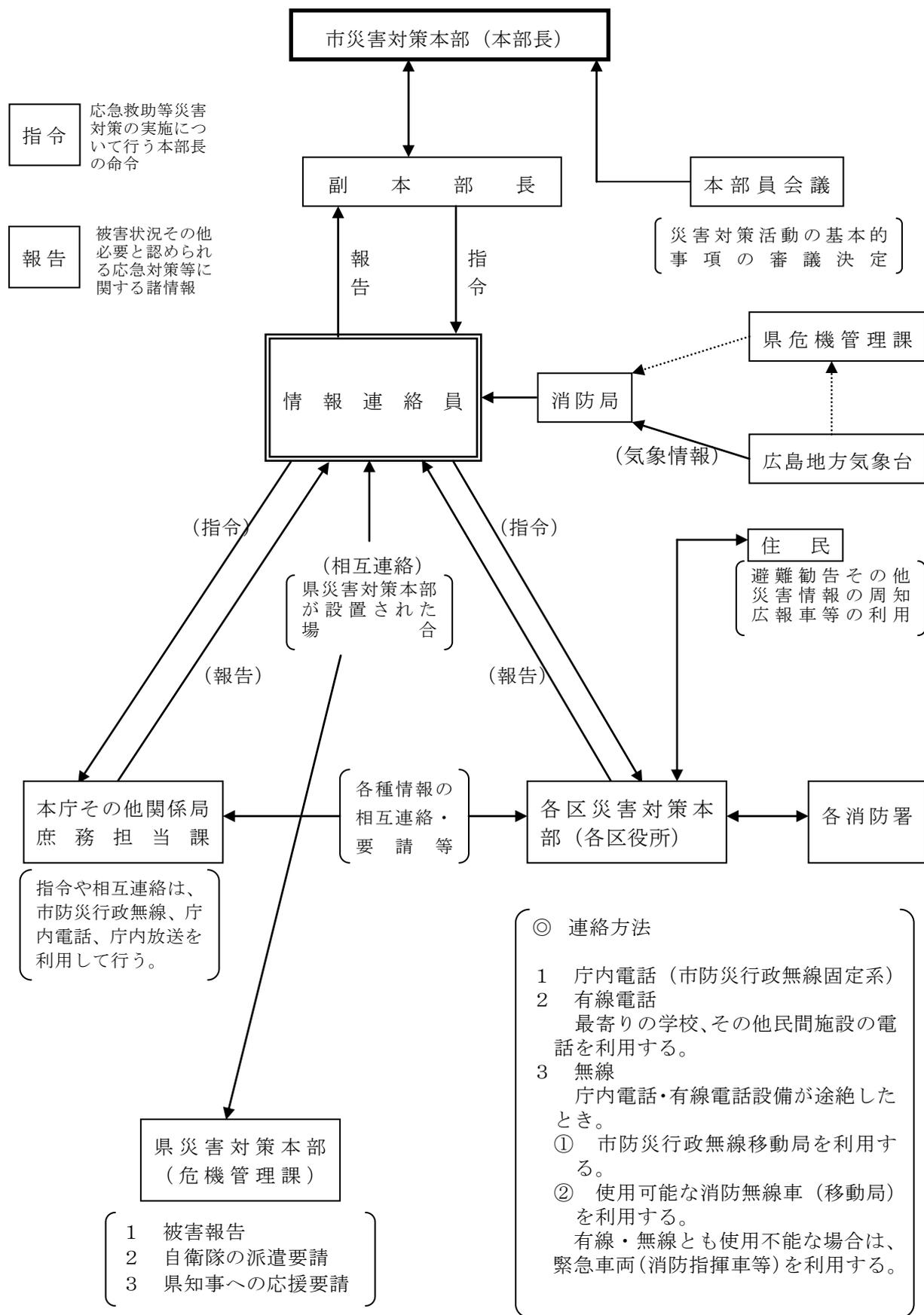
(注) () 内は派遣人数を示す。

表 3 - 2 - 4 情報連絡員となるべき者の職等、所掌事務及び配置場所

情報連絡員となるべき者の職等		所 掌 事 務	配置場所
局 等	職		
各区役所	係長相当職以上の職員	消防署との情報連絡に関すること。	消 防 署
各消防署	係長相当職以上の職員	区役所との情報連絡に関すること。	区 災 害 対策本部

- (備考) 1 災害対策本部が設置されたときは、情報連絡員は表中の配置場所又は本部長が指定する場所に参集する。
 2 情報連絡員は、その属する局の各課員と常に連絡を保ち、情報の把握に努める。
 3 情報連絡員は、その得た情報を本部長、副本部長又は本部員に報告するとともに、何らかの応急措置を必要とするときは、その旨を合わせて報告し、指示を受けて、実施担当課へ伝達する。

図 3-2-1 情報連絡系統図



第4 職員の動員《消防局防災課、各局等、各区》

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

職員の動員は、災害警戒本部又は災害対策本部の各体制の発令に応じて次の基準により、各局等及び区本部の長が行う。ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。なお、動員に当たっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動員の時期	動 員 基 準				動員場所	動 員 の 連 絡 者
	防災上主要な 部 課 (●印の部課)	防災に特に 関係のある 部 課 (▲印の部課)	防災に関係の ある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
災害警戒本部 の設置が発令 された時	必要な職員				原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
災害対策本部 第三次体制が発令された時	全 員	全 員	責任ある職員 及び必要な職員 (4名以上)	責任ある職員 及び必要な職員 (4名以上)		
災害対策本部 第四次体制が発令された時	全 員	全 員	全 員	全 員		
※ ●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。						

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局等及び区本部の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿(様式3-2-1)を備え、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した計画とするほか、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) 動員名簿の報告

各局等及び区本部の長は、前号の動員名簿の作成又は見直しを行ったときは、消防局防災課に報告する。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。

動員対象者が休務の場合にあつては、各自がテレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、若しくは広島県に津波注意報又は津波警報が発表された場合には自動参集する。

なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。

(2) 勤務時間外の場合

動員対象者はテレビ・ラジオ等により、気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、若しくは広島県に津波注意報又は津波警報が発表された場合には、自動参集する。

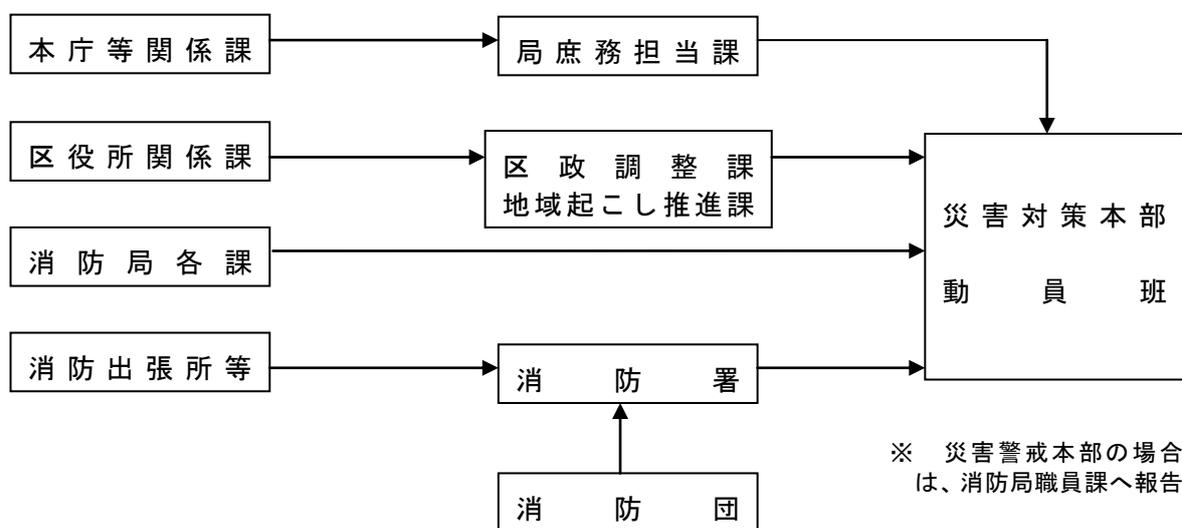
なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

- (1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。
- (2) 災害対策本部第4次体制が発令された時点でのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、避難場所の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

- (1) 各局等及び区本部の長は、体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を消防局に報告する。
- (2) 各局等及び区本部において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、動員及び災害の状況を消防局に報告し、応急対策の連携を確保する。
- (3) 動員の報告は、様式3-2-2による。
- (4) 動員報告の時期は、原則として、次のとおり行う。
 - ア 体制が発令されたとき。
 - イ 体制が解除されたとき。
 - ウ その他本部長が報告を求めたとき。
- (5) 動員報告系統



月 日 時 分現在

体制区分	所属区分 (班区分)	動員状況 (上段：動員対象者 中段：動員完了者 下段：動員未了者)				配備時間数(到着→現在) —勤務時間外の場合のみ—				
		計	課長 以上	係長等	課員	1時間	2時間	3時間	4時間	時間
		名	名	名	名	名	名	名	名	名

第5 本部及び区本部間の相互応援 《企画総務局人事課、消防局職員課、各局庶務担当課、各区政調整課・地域起こし推進課》

1 応援の要請

各局等及び区本部の長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、様式3-2-3により災害対策本部長（人事課）に要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、書類は事後に提出することができる。

なお、「他課の応援」を任務とする職員が、最寄りの区役所に参集した場合は、前記における応援要請に基づき派遣されたものとみなし、事後処理を行う。

2 応援の決定

災害対策本部長は、職員の参集状況、応急対策の実施等を勘案し、応援の可否を決定するとともに、その旨を応援要請した局等又は区本部の長に通知する。

3 応援職員の指揮

応援職員は、応援要請した局等又は区本部の長の指揮を受けて活動する。

様式 3-2-3 応援要請依頼書

年 月 日

本 部 長 様

局等又は区本部の長

応援を要する理由	
期 間	
従 事 場 所	
従 事 内 容	
必 要 人 員 (職 種 別 ・ 男 女 別)	
携 行 品	
集 合 日 時 ・ 場 所	
その他要請に必要な事項	

第3節 情報の収集及び伝達

地震災害が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、津波警報等、地震及び津波に関する情報等（以下「津波警報等」という。）並びに災害情報等各種の情報を迅速かつ確実に収集、伝達及び報告を行う。

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区 分	概 要
津波警報等	気象庁本庁が発表する津波警報、津波注意報及び津波予報
地震に関する情報	広島地方気象台等が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等
津波に関する情報	広島地方気象台等が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等
災 害 情 報	火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、避難勧告、自主避難、避難場所の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報等

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》

地震災害時においては、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、消防局防災課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

通 信 施 設		参照資料編番号	担 当 部 署
1	電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2	ホームページ	—	〃
3	eメール	—	〃
4	市防災行政無線	3-3-3(1)	消防局防災課
5	広島県震度情報ネットワークシステム	—	〃
6	移動無線機（MCA無線）	—	〃
7	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	—	〃
8	防災行政無線映像伝送端末等	—	〃
9	画像伝送システム	—	〃
10	ヘリコプターテレビ電送システム	—	消防局警防課
11	消防無線	3-3-3(2)	〃
12	水道無線	3-3-3(3)	水道局配水課
13	広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）	3-3-4	消防局防災課
14	広島県防災情報システム	—	〃
15	防災相互通信用無線局	—	〃
16	衛星携帯電話	—	〃
17	アマチュア無線	—	〃
18	タクシー会社等民間無線通信施設	—	〃
19	その他	—	〃

(1) 電話及びFAX

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図（資料編3-3-1参照）のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等に当たり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けて

おくものとする。(資料編3-3-2参照)

申 込 先	電 話 番 号
116センタ	116

※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話(株)広島支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、災害時等において、「災害時優先電話」間の通話がつながりにくい場合には、当該電話から次の番号をダイヤルし、手動接続の申込みを行う。

区 分	電話番号	応 答 先	申込みに必要な事項等
通 話	102	情報案内センタ	・通信種別(通話・電報) ・発信機関名(発信者の氏名を含む。)
電 報	115	電報センタ	・発信番号、通話先番号 ・通信内容その他必要事項

(2) ホームページ

ア ホームページにより、国、県、防災関係機関が発信する情報を収集する。

- (ア) 気象庁 URL: <http://www.jma.go.jp/>
- (イ) 国土交通省 川の防災情報 URL: <http://www.river.go.jp/>
- (ウ) 広島県防災Web URL: <http://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>
- (エ) 土砂災害ポータルひろしま URL: <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>
- (オ) その他の防災情報入手先

広島市ホームページ「防災情報提供機関へのリンク」から防災情報提供機関先ホームページを参照する。

イ 国、県、防災関係機関への情報伝達においては、防災拠点施設や危険箇所等の位置特定に地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。)を活用する。

(3) eメール

eメールにより、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 市防災行政無線

ア 通信系統

資料編3-3-3(1)に示すとおり。

イ 通信統制

市防災行政無線局の通信統制は、統制局(ぼうさいひろしまし)が行う。

(5) 広島県震度情報ネットワークシステム

県内100箇所に設置した震度計(本市内9箇所)で観測した震度情報を市町に配信するシステムで、震度情報を消防局の専用端末のほか、庁内ランのパソコンで迅速に確認することができる。

(6) 移動無線機(MCA無線)

移動無線機(MCA無線)により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。

(7) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

全国瞬時警報システム(J-ALERT)により緊急情報の収集を行い、防災行政無線同報系を利用し情報伝達を行う。

(8) 防災行政無線映像伝送端末等

区災害対策本部設置以降において、市役所、区役所、消防局及び消防署に設置された映像伝送端末を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。

なお、市災害対策本部長(市長)、副本部長(副市長)及び本部員(各局長等)並びに各区災害対策本部長(区長)のテレビ会議は基本的にWEB会議システムにより行う。

(9) 画像伝送システム

市役所本庁舎屋上に設置した監視カメラで捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局との通信を行うことができる。

- (10) ヘリコプターテレビ伝電システム
ヘリコプターに搭載したテレビカメラで捉えた映像により、被害状況を広域的に収集とともに、画像伝送システムを利用して即時に国等へ伝送する。
- (11) 消防無線
災害により有線通信施設の機能を失った場合は、各消防署所のすべての無線局を開局し、消防無線連絡網を確立する。
ア 通信系統
資料編 3-3-3(2)に示すとおり。
イ 通信統制
広島市消防無線局の通信統制は、基地局（ひろしましょうぼう）が行う。
- (12) 水道無線
ア 通信系統
資料編 3-3-3(3)に示すとおり。
イ 通信統制
広島市水道局無線局の通信統制は、基地局（ひろしますいどうほんぶ）が行う。
- (13) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）
ア 通信系統
資料編 3-3-4に示すとおり。
イ 通信統制
広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。
- (14) 広島県防災情報システム
常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集及び人的被害等を県に報告する。
- (15) 防災相互通信用無線局
災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。
- (16) 衛星携帯電話
災害時における広島県と県内市町の災害対策本部間の連絡体制を確保する。
- (17) アマチュア無線（電波法第 52 条第 4 号）
アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。なお、災害時の連絡に当たっては、必要に応じて、次のアマチュア無線局に協力を依頼する。

コールサイン	氏 名
JA4ZCN	広島市役所アマチュア無線クラブ

- (18) タクシー会社等民間無線通信施設
タクシー会社等民間の無線通信施設の協力を得て、被害状況の収集に努める。
- (19) その他
ア 通信設備の優先利用
災害時において、一般加入電話を利用することが困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、中国電力、JR西日本広島支社、県警察その他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により優先利用する。
この使用の手続きについては、その機関と協議して定めるものとするが、協議の内容には、概ね次の事項を定めておくものとする。
(ア) 使用の目的
(イ) 優先利用できる通信施設・設備
(ウ) 使用申込み
a 使用しようとする通信設備
b 使用する理由

- c 通信の内容
- d 発信者及び受信者
- (エ) 通信の取扱順位
- (オ) その他必要な事項

県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

イ 非常無線通信の利用

非常時における緊急連絡のため、特別に必要な場合は非常用周波数を有する次の無線局により通信を確保する。

災害時における緊急通信対象機関名

機 関 名	設 置 場 所
第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸 3-10-17
中国地方整備局	広島市中区上八丁堀 6-30

ウ 非常通信協議会の活用

非常通信協議会では、県・市町村の防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自衛通信設備を利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

非常通信を確保するために必要な場合は、中国非常通信協議会に取り扱いを依頼する。

エ 災害対策用移動通信機器の借用

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動通信機器

種 類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

電気通信事業者等が使用する通信機器

種 類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による。(基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

オ 災害対策用移動電源車の借用

災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動電源車

種 類	貸与条件等
中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要

3 住民等への防災情報の伝達

災害時における住民への防災情報の伝達手段は、防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、デジタルサイネージ（電子看板）、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ（インターネット）、雨量情報表示盤、広報車等移動体、サイレン・警鐘等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。また、聴覚障害者（申請によりFAX登録した者）に対しては、必要に応じてFAXにより情報提供を行う。

なお、市ホームページにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、アクセス負荷分散サービスを活用する。

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)
(株)ひろしまケーブルテレビ	(株)ふれあいチャンネル

4 放送機関に対する放送の要請

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより、次に掲げる放送機関に災害対策基本法第 56 条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。(本市の連絡責任者は、消防局予防部予防課長) この場合、緊急情報連絡システムの積極的活用を図る。

災害時における放送要請に関する協定締結機関

放送機関名	連絡責任者
日本放送協会広島放送局	放送部長
(株)中国放送	報道部長
広島テレビ放送(株)	報道部長
(株)広島ホームテレビ	報道部長
(株)テレビ新広島	報道部長
広島エフエム放送(株)	制作担当部長

5 通信施設等が使用不能な場合の対処

通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に從事させることができる。

なお、伝令員として指名された者は、自転車、バイク、車両、船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

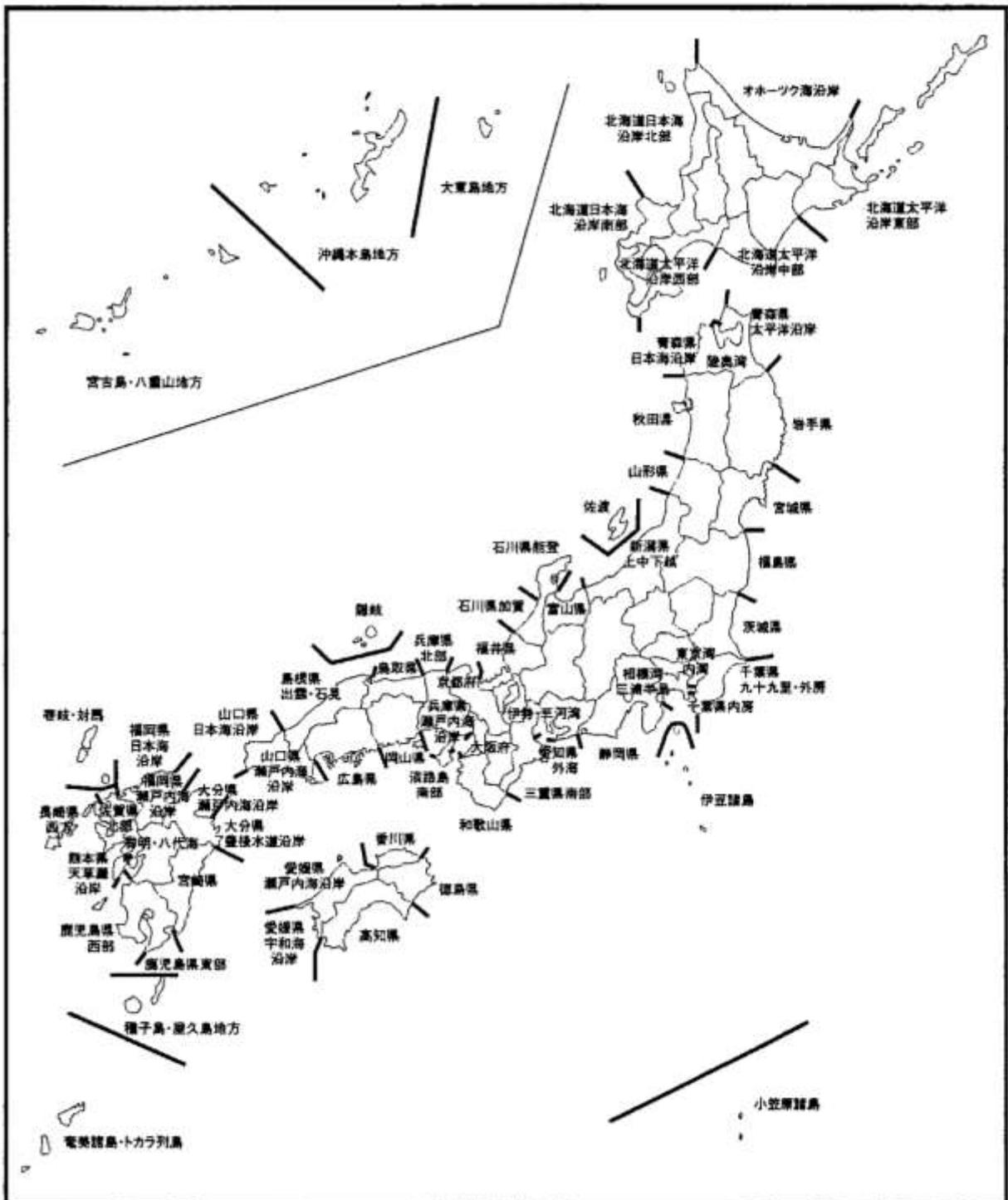
- (資料編) 3-3-1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図
- 3-3-2 災害時優先電話番号一覧表
- 3-3-3 広島市関係通信施設
- 3-3-4 広島県総合行政通信網回線系統図
- 参考 16 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定
- 参考 17 災害時における放送要請に関する協定

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《消防局防災課》

1 津波予報区

日本の沿岸は、次のとおり 66 の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。

広島県は、全域が一つの予報区であり、その名称は「広島県」である。



2 津波警報等の種類及び内容

気象庁から発表される津波警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(1) 種類

- ア 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- イ 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ	
一般の利用に適合するもの	津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
		津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
	津波注意報		予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m未満である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m
水防活動の用に適合するもの	水防活動用津波警報	津波警報	一般の利用に適合する津波警報と同じ。		
	水防活動用津波注意報	津波注意報	一般に利用に適合する津波注意報と同じ。		

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 水防活動の利用に適合する津波警報・注意報は、一般の利用に適合する津波注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

イ 津波予報

種類	発表基準	解説
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては、十分な留意が必要である旨を発表

3 広島地方気象台から発表される地震及び津波に関する情報の種類と内容

(1) 発表基準

- ア 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- イ 「広島県」に津波警報等が発表されたとき。
- ウ その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

また、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁、大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

(2) 種類及び内容

地震・津波に関する情報の種類と内容は、次のとおりである。

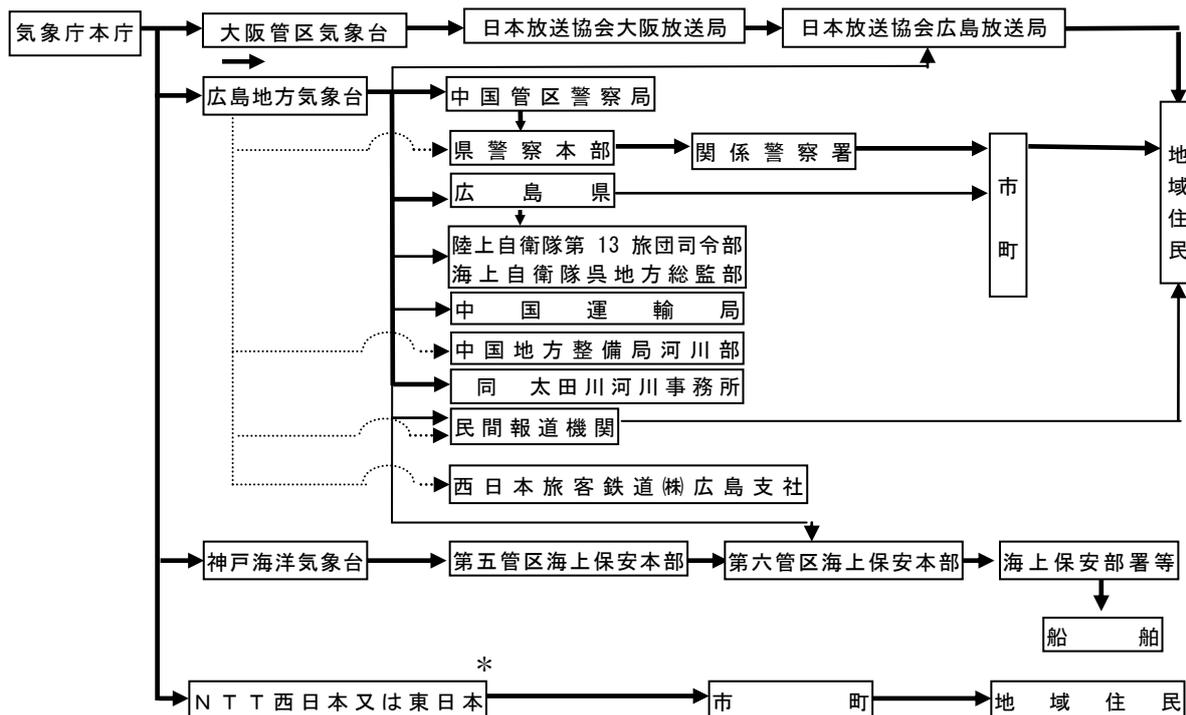
種 類		内 容
地震情報 (注1)	震度速報	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国188に区分)と地震の揺れの発現時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
津波情報 (注2)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

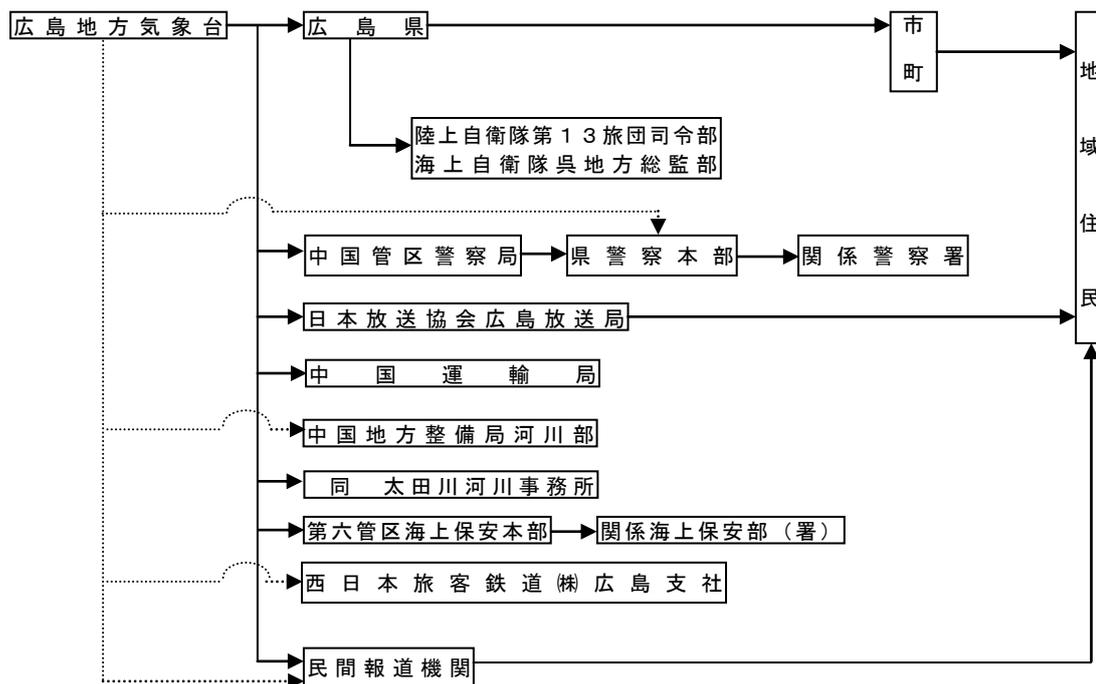
(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

4 津波警報等の伝達経路

(1) 津波警報等の伝達経路



(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路



(注) (1)(2)共通

- ・ 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- ・ 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- ・ *印は、津波警報(同解除を含む)のみオンラインによる伝達である。
- ・ 日本放送協会広島放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。
- ・ 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島FM放送(株)・中国新聞(株)である。
- ・ 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)を意味する。

5 情報の収集等

近地の地震においては、津波の到達までの時間が短く、津波予報の入手を待って対策を講じていたのでは、間に合わない場合がある。

このため、臨海部の区災害対策本部、消防署及びその他の公所においては、震度4以上の地震を感じた場合、直ちに次の措置をとる。

- (1) 地震及び津波に関する情報をテレビ・ラジオより入手するよう努めること。
- (2) 気象官署等から何らかの情報が届くまで、少なくとも30分間高台等から海面の状態を監視すること。

6 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）

区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

第3 災害情報の収集、伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡《消防局防災課》

市災害対策本部は、災害活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、防災関係機関等との連絡を密にし、災害情報の迅速・的確な収集・伝達を図る。

また、緊急迅速な災害応急対策を行うためには、市災害対策本部を通さずに直接防災関係機関相互の情報交換を行う必要もある。

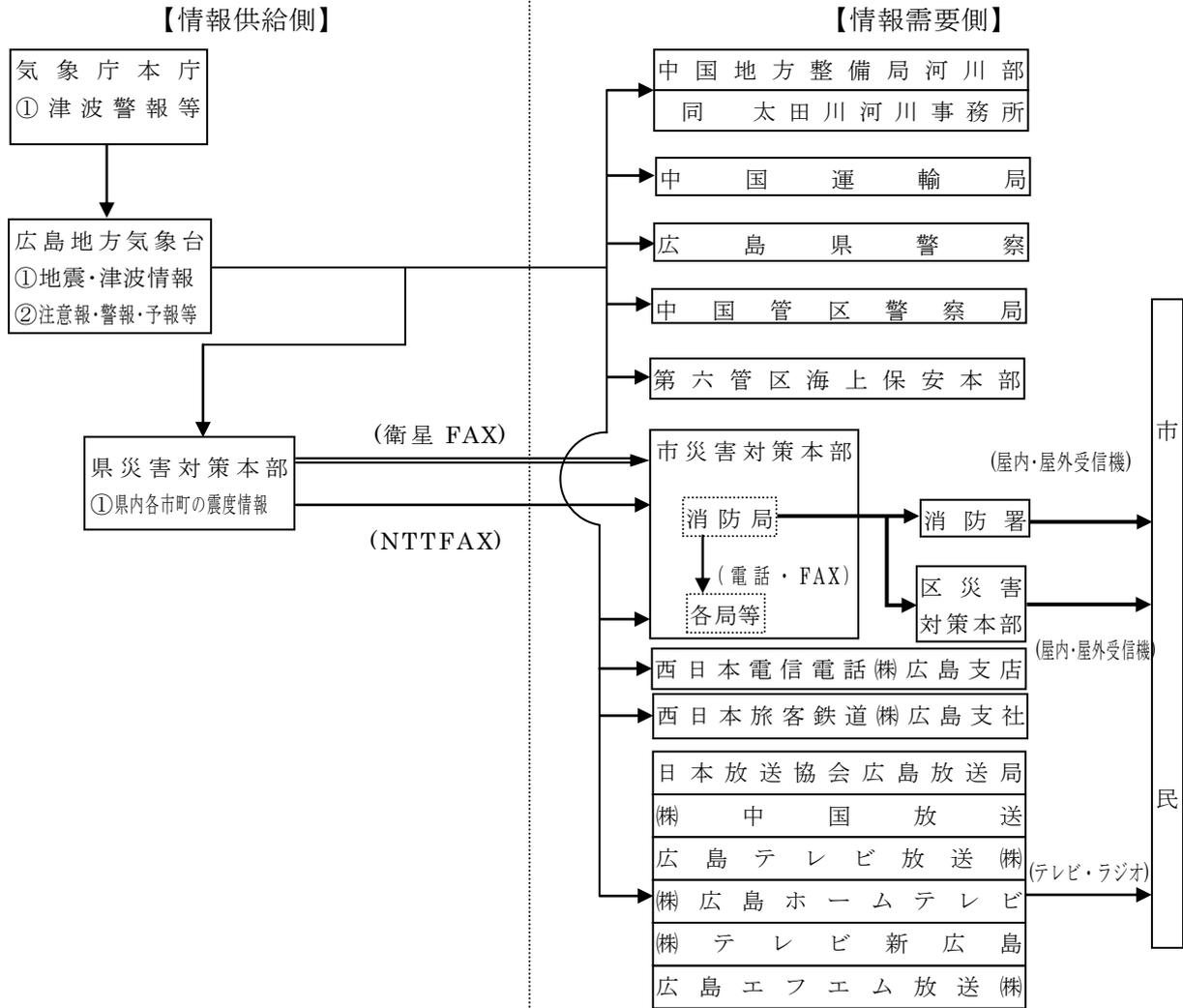
この場合における各種情報の体系は、次のとおりである。（ただし、この体系は、情報を把握している機関と情報を必要としている機関を示したものであり、情報を把握している機関が情報を送らなければならないことを示すものではない。）

なお、連絡窓口等については、他の計画に定めるもののほか、資料編（防災関係機関連絡窓口）による。

- (1) 防災関係機関から収集する情報
電気、ガス、水道、通信等ライフラインの停止、公共交通機関の運行状況等市民生活へ影響があると考えられる情報等
- (2) 本市での情報の活用
災害応急活動等に活用する。
- (3) 住民への伝達等
市民生活等に必要情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム等により住民等へ周知する。

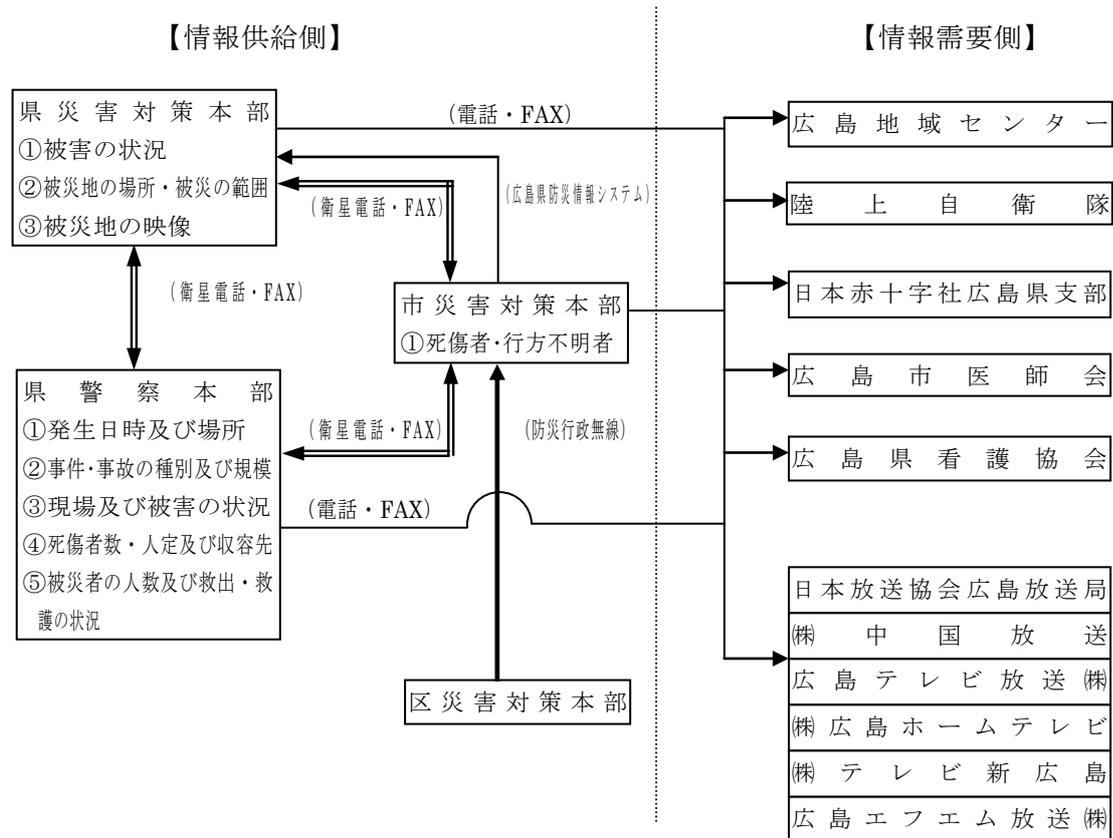
（資料編） 防災関係機関連絡窓口

津波警報等、地震・津波情報体系



- 凡例
- ====> 県総合行政通信網 (衛星回線)
 - ====> 市防災行政無線
 - ====> その他の通信手段

人的被害情報体系



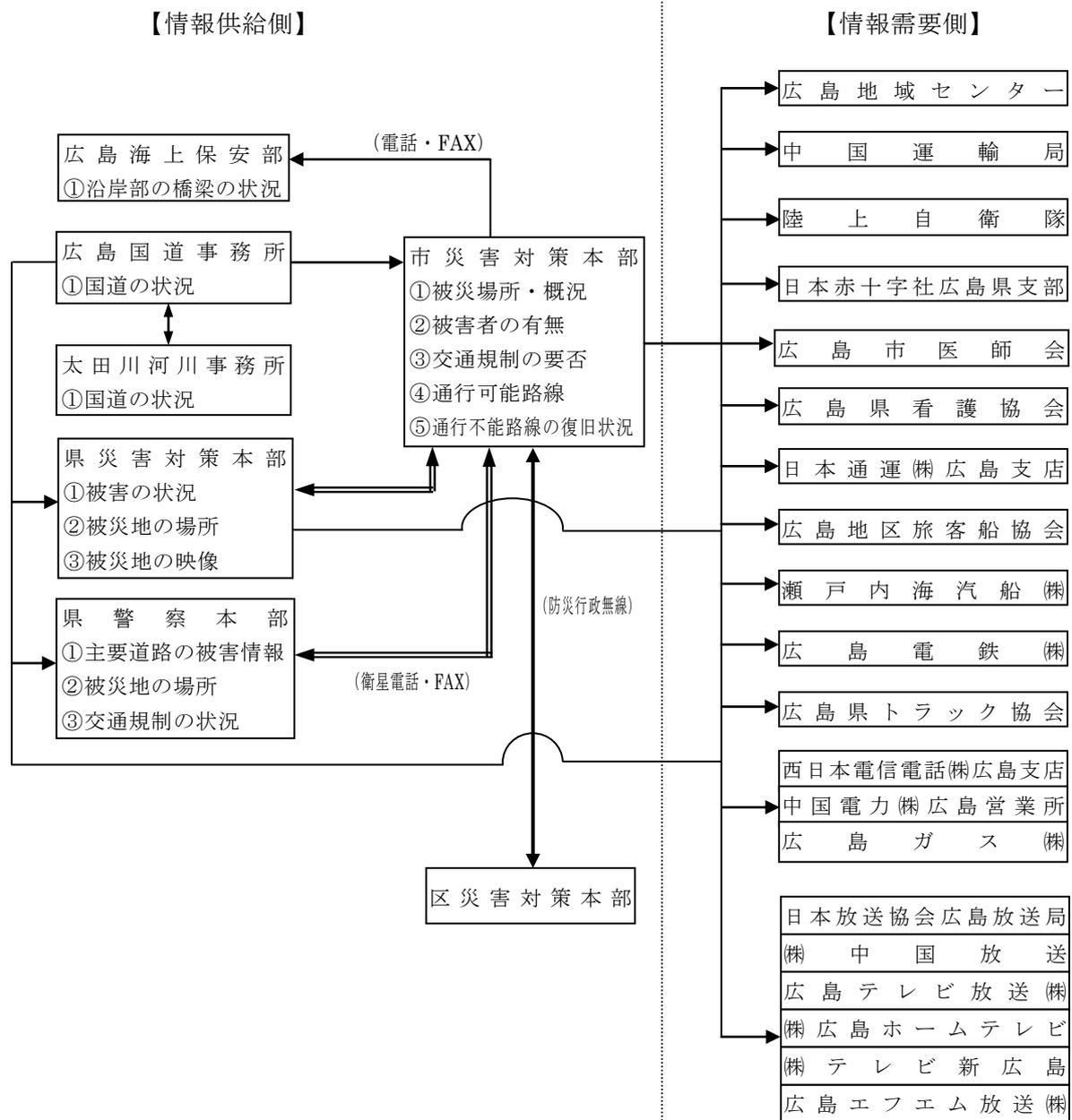
凡 例

====> 県総合行政通信網（衛星回線）

————> 市防災行政無線

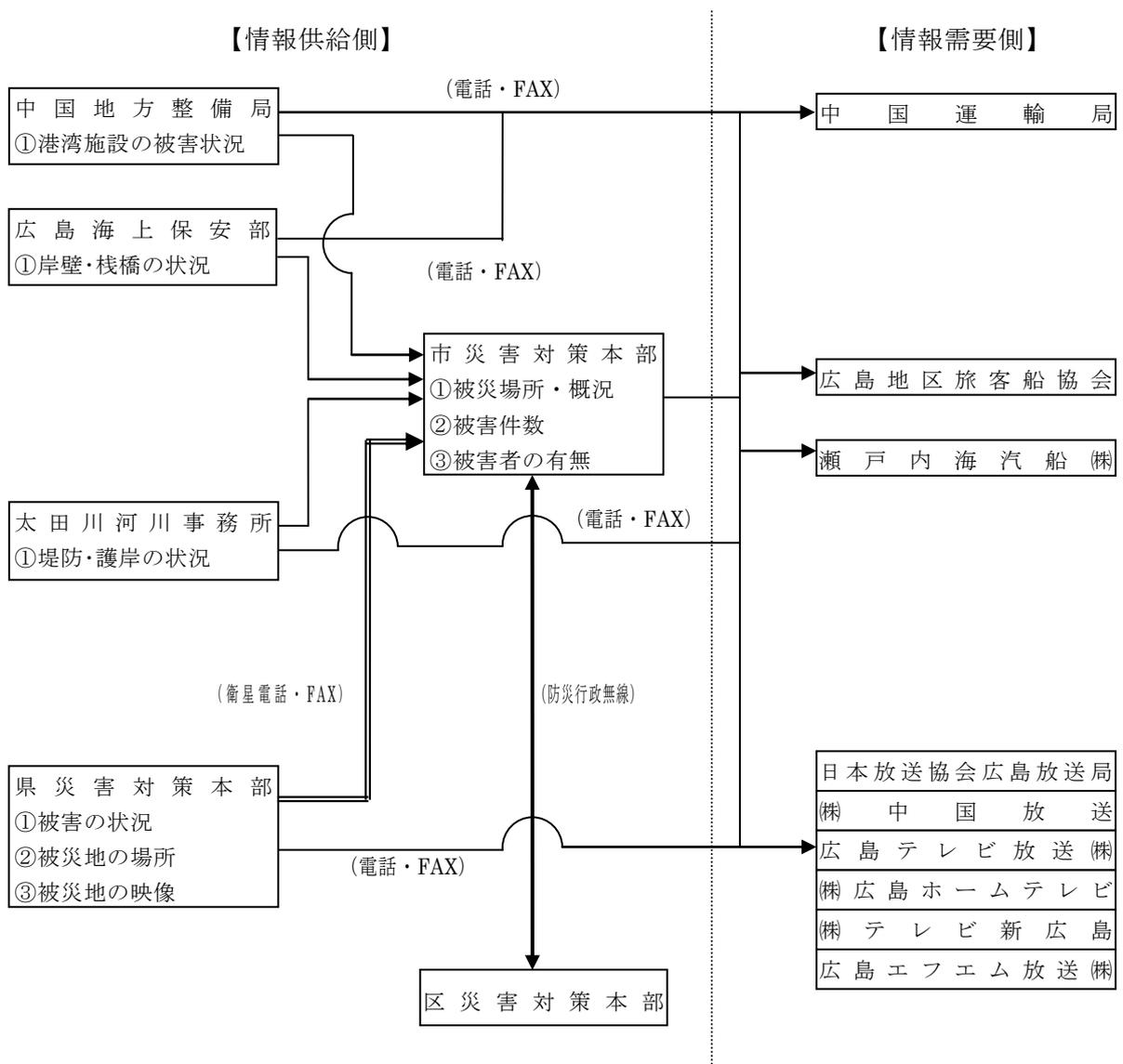
- - - -> その他の通信手段

道路・橋梁情報体系



- 凡例
- ====> 県総合行政通信網(衛星回線)
 - ====> 市防災行政無線
 - ====> その他の通信手段

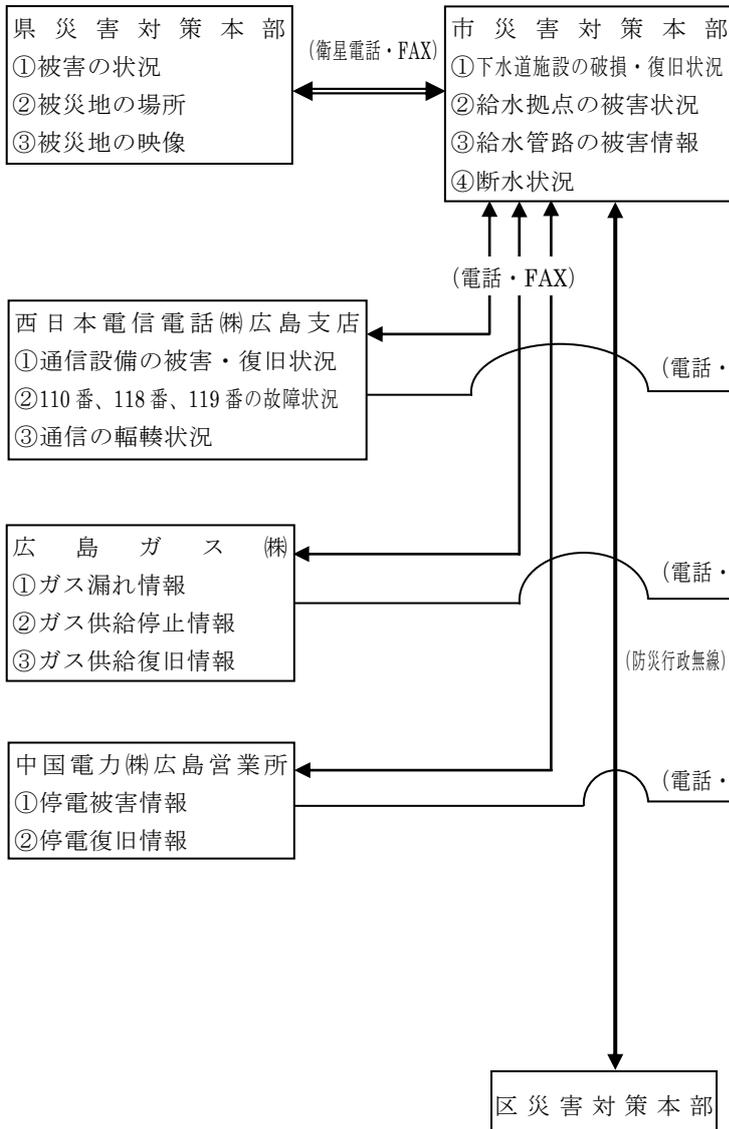
堤防・護岸・棧橋等施設情報体系



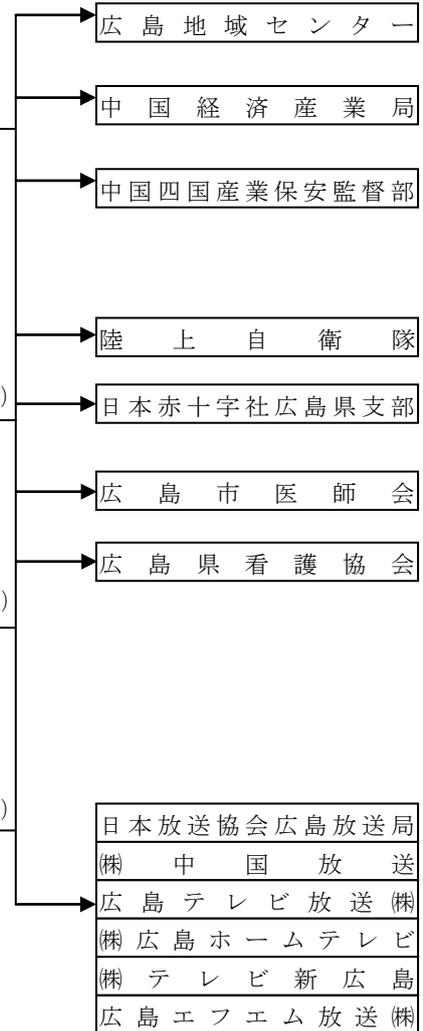
- 凡例
- ====> 県総合行政通信網（衛星回線）
 - > 市防災行政無線
 - > その他の通信手段

ライフライン情報体系

【情報供給側】



【情報需要側】



凡例

-  県総合行政通信網（衛星回線）
-  市防災行政無線
-  その他の通信手段

2 被害状況の報告《各局庶務担当課、各区政調整課・地域起こし推進課》

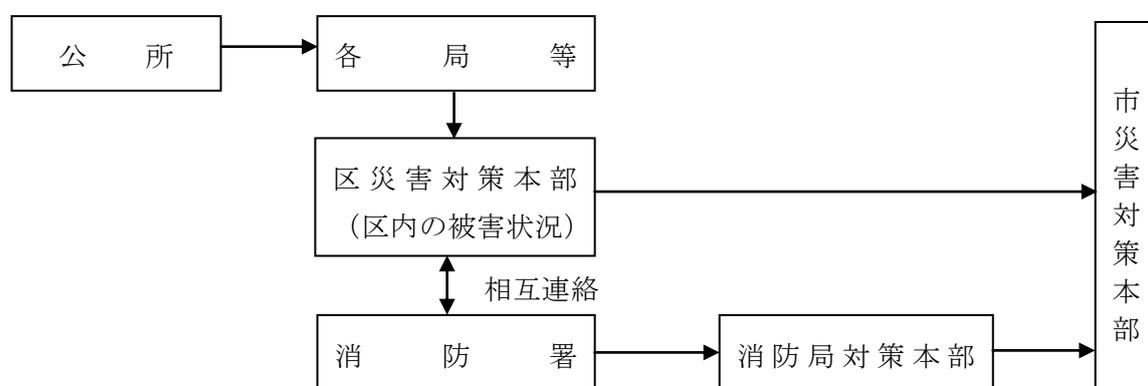
災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を消防局（災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。）へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。

(1) 被害報告要領

ア 概況報告

災害発生後概ね1時間～2時間以内に住民からの通報、警察署・各局等その他の公所の間での情報交換、庁舎周辺の状況の確認、参集職員から参集途上の状況聴取等により市内の被害状況の概要を全般的に把握し、迅速を第一に様式3-3-1により報告する。

この場合、全般的な被害の概要が明らかでないときは、判明した情報について報告を行うこととし、その後は本部の指示により随時報告する。報告の経路は、次のとおりとする。



イ 被害発生報告（被害速報）

(ア) 人的被害

区長又は消防署長は、人的被害の発生を覚知したときは、知り得た情報を直ちに消防局へ報告し、その後新たな情報を入手する都度報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

(イ) その他の被害

区長は、区域内の被害状況を表3-3-1に基づき確認できる範囲内で消防局へ報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

ウ 被害集計報告

(ア) 中間報告

区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、様式3-3-2に基づき区域内の被害状況を集計し、逐次消防局へ報告する。

(イ) 確定報告

被害状況の確定後は、各局等の長は、速やかに前記アの要領により、消防局へ報告する。なお、災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事項については健康福祉局を通じて消防局へ報告する。

エ 119番通報等が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、119番通報等が殺到した場合、消防局は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に対し報告する。

この場合、速報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

(2) 被害情報の区分及び種別

種々の情報を緊急の災害対応に必要なとする情報又は市災害対策本部で集約し整理する

必要のある情報など、その緊急度・重要度を勘案し、3段階に区分し、区分ごとの適正な伝達経路を確立することにより、迅速かつ的確な情報伝達を確保する。

ア 情報の区分

区 分	内 容	伝 達 先
A 情報	緊急に災害応急対策を要する情報 (人命に係る情報、防災拠点の被害状況、緊急輸送道路・通信施設等の被害状況)	災害対策本部及び 本庁等所管課
B 情報	災害対策本部の運営に係る情報 (被害速報、災害対策本部の運営に必要な情報)	災害対策本部 (災害対策本部事務局 を経由して所管課 へ伝達する情報)
C 情報	その他の情報 (災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報)	

イ 情報の種別

(ア) 緊急に収集・伝達する情報

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
人 命 に 係 る 情 報	A・大規模又は集中的な被害発生	B・消防隊等出動状況
	A・要救出者情報	B・応援要請(他都市・自衛隊等)
	A・負傷者情報	B・救助出動、救助者状況
	A・要避難勧告情報	B・救急出動、負傷者状況
	A・地震(各区震度)・津波情報	B・避難勧告対象者情報
防 災 拠 点 の 被 害 状 況	A・気象情報(二次災害の防止)	B・避難勧告の状況
	A・防災拠点の被害状況	B・防災拠点の応急復旧状況
緊 急 輸 送 道 路 ・ 通 信 施 設 等 の 被 害 状 況	A・市有施設(優先度1)の被害状況	B・生活避難場所の応急復旧状況
	A・緊急輸送道路の被害状況	A・緊急輸送道路の迂回路の設定
	A・通信施設等の被害状況	B・緊急輸送道路の応急復旧状況
		B・緊急輸送の手配
		B・道路交通の規制
		B・通信施設等の応急復旧状況

(イ) 順次収集・伝達する情報

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
被害速報	B・被災者数（り災世帯数・人員） B・生活避難場所への避難者数 B・死者数、行方不明者数、死者氏名 B・負傷者数（負傷程度別） B・ライフラインの被害状況 B・市内一般建物の倒壊等の被害状況（程度） B・一般道路の被害状況	B・区災害対策本部の設置 B・区災害対策本部動員状況 C・捜索体制、捜索状況、身元確認 C・遺体安置場所の設置 B・救護所等の設置 B・ライフラインの応急復旧状況 C・工事関係者への要請 C・一般道路の応急復旧状況 C・一般道路のう迴路の設定
災害対策本部の運営に必要な情報	B・本部要員の過不足 B・職員の安否	B・応援派遣（本部・区本部要員等） C・職員の動員状況
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	C・市有施設（優先度2及び3）の被害状況 C・医薬品、医療資機材の要請 C・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） C・市民からの要望、苦情、相談 C・猛獣の逃走 C・下水道施設の被害状況 C・伝染病発生 C・食中毒発生 C・世界遺産の被害状況 C・ボランティアへのニーズ C・社会福祉施設の被害状況 C・仮設便所の設置要請 C・し尿の収集要請 C・ごみの収集要請 C・消毒必要箇所 C・災害対策本部要員用食糧等の必要数等	C・市有施設の復旧状況 C・医薬品、医療資機材の調達状況 C・食糧、物資等の調達・配給状況 C・広報状況 C・捕獲対策状況 C・下水道施設の応急復旧状況 C・患者隔離、消毒の状況 C・健康診断、予防接種の状況 C・食中毒患者の状況 C・食中毒予防広報の実施状況 C・地区災害協力団体の状況 C・社会福祉施設の応急復旧状況 C・仮設便所の設置 C・し尿の収集体制、収集状況 C・ごみの収集体制、収集状況 C・消毒の状況 C・公用負担命令の措置状況 C・り災証明書の発行状況 C・埋火葬許可の状況 C・本部要員用食糧等の確保状況 C・学校の休校・再開情報 C・義援金配分情報 C・仮設住宅情報 C・営業店舗・銭湯の情報 C・交通機関情報（運休・運行情報） C・ボランティアの活動情報等

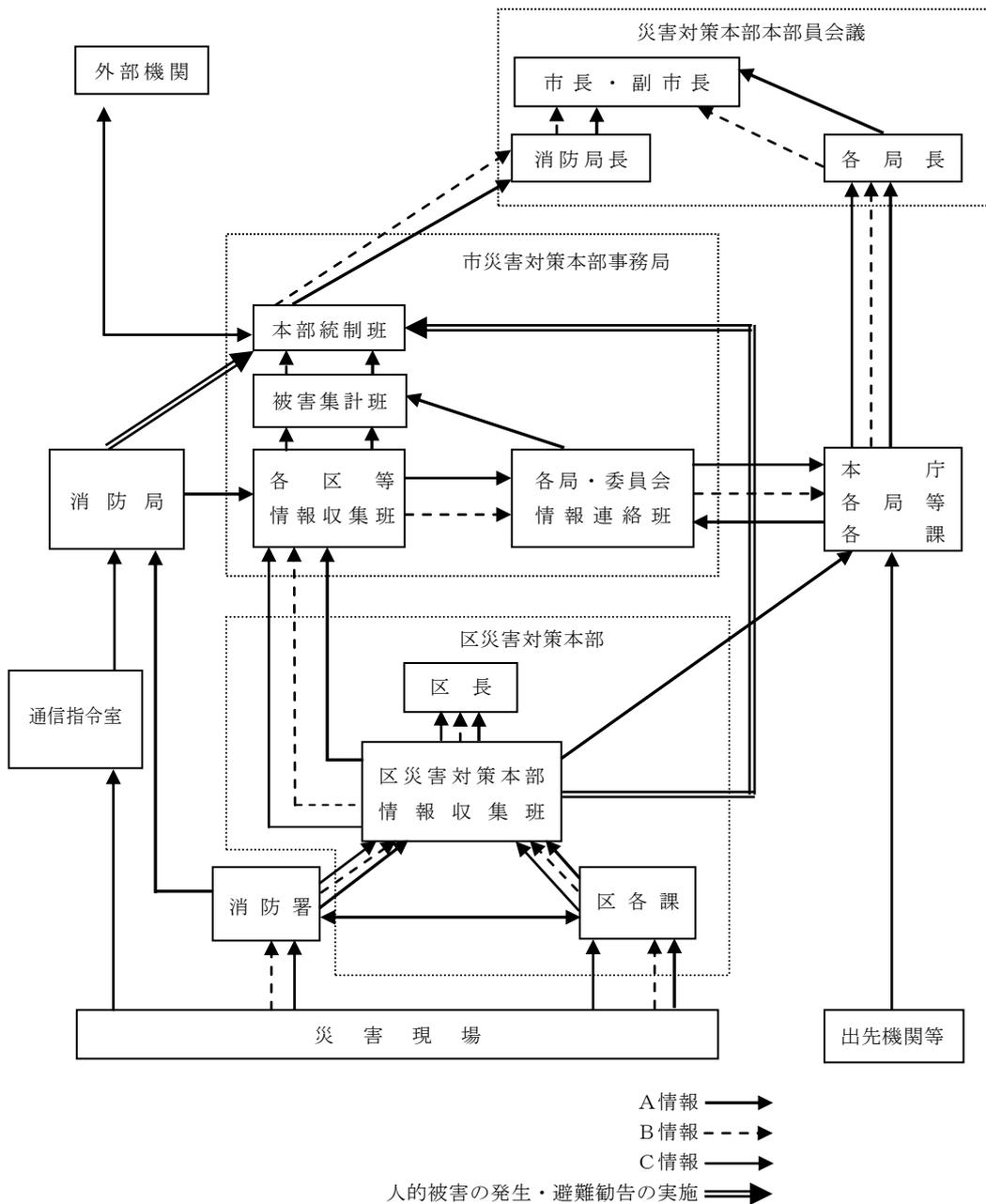
※ 被害状況確定後の被害集計は、各局等庶務担当課で取りまとめて報告する。

ウ 災害情報の流れ

各情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難の勧告・指示を行うときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。



(3) 国及び県への報告

災害対策基本法第53条第1項、同法施行令第21条及び同法施行規則第2条の規定並びに県地域防災計画に基づく国・県への被害状況報告については、消防局が分掌する。

なお、市域で震度5強以上を観測した場合は、被害状況等を総務省消防庁へ報告する。また、県との通信の途絶等により県に報告できない場合には、総務省消防庁に対して報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

1 人的被害情報の伝達経路

- ① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・ 市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各局・委員会情報連絡班へ報告）
 - ・ [付属様式1]、[付属様式1-2]を確認できる範囲で作成及び提出（統制担当 92-560～563（消防局6階講堂）、81-6903～6906（市役所2階講堂））
- ② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。
- ③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・ 市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各区等情報連絡班へ報告）
 - ・ [様式1-2]、[様式3]を確認できる範囲で作成及び提出（統制担当 92-560～563（消防局6階講堂）、81-6903～6906（市役所2階講堂））
- ④ 人的被害の通報報告を受けた統制班統制担当は、(1)統制班収集伝達担当、(2)統制班検討担当、(3)広報班、(4)被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑤ 統制班収集伝達担当は、県防災情報システムに人的被害情報を入力する。
- ⑥ 統制班検討担当は、[様式1]及び[様式3]の情報により、人的被害情報を県防災行政無線FAXにより、県危機管理課へ報告[様式2]するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。
- ⑦ 広報班は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道用Fネットにより報道機関へ情報提供を行う。
- ⑧ 被害集計班は、毎正時に被害集計表[様式4]を作成し、統制班統制担当へ報告する。
- ⑨ 各区等情報連絡班は、上記④により周知された人的被害情報を関係する区に、直ちに電話報告する。

2 その他の被害情報の伝達経路

- ⑩ 区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ、区域内の被害情報を確認できる範囲内で、その都度、[様式3]を作成し、市災害対策本部・各区等情報連絡班へ報告する。
- ⑪ 各区等情報連絡班は、受信した被害情報を[様式4]及び[様式5～5-6]にとりまとめ、被害集計班へ報告する。
- ⑫ 被害集計班は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、毎正時に被害集計表[様式4]及び[様式5～5-6]を作成し、統制班統制担当へ報告する。
- ⑬ 統制班統制担当は、必要に応じ、(1)統制班収集伝達担当、(2)統制班検討担当、(3)広報班、(4)被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑭ 広報班は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、報道用Fネットにより報道機関へ情報提供を行う。
- ⑮ 統制班収集伝達担当は、各局・区・署等へ一斉FAXにより情報提供を行う。（被害集計表[様式4]）
- ⑯ 統制班検討担当は、県危機管理課へ原則として広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して報告するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。
- ⑰ 各局・委員会は、各局等に属する情報及び被害状況を各局・委員会情報連絡班へ報告する。
- ⑱ 各局・委員会情報連絡班は、各局等から受信した被害状況等を、被害集計班へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑲ 統制班検討担当は、中国電力、NTTから被害状況を受信した場合は、統制班統制担当へ伝達するとともに、事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑳ 統制班統制担当は、必要に応じ、上記⑱及び⑲の情報を関係部署へ伝達する。

人的被害の概要

番号	覚知時分	復旧(救出)完了時分	災害発生場所	事案の概要	活動状況	措置・被害の状況	活動機関・人員	活動資機材
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	

人の被害情報速報（個表）

受信日時	月 日 時 分	受信者	
発信者所属(住所) 氏名・電話			
発生日時	月 日 時 分		
発生場所			
被災者	姓 名	男・女	
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 (満 才)	
	世帯主との続柄		
	住 所		
程度及び 状況	死 亡、重 傷、入 院 (病院・医院)		
	行方不明、軽 傷、通 院 全治 月		
世帯主	姓 名	男・女	
	年 齢		

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【人の被害】

番号	日 時	発 生 場 所	原 因	被 害 状 況	備 考
	受信日時			死亡 人 行方不明 人 重傷 人 軽傷 人	
	発生日時				
	受信日時			死亡 人 行方不明 人 重傷 人 軽傷 人	
	発生日時				
	受信日時			死亡 人 行方不明 人 重傷 人 軽傷 人	
	発生日時				
	受信日時			死亡 人 行方不明 人 重傷 人 軽傷 人	
	発生日時				
言十		箇所		死亡 人 行方不明 人 重傷 人 軽傷 人	

※ 死亡、行方不明者、重傷者については、状況が判明次第、別紙個表を作成し報告すること。

平成 年 月 日	区 号	被害速報	水防計画附図番号	縦	横
----------	-----	------	----------	---	---

1 情報入手

通報者	(1)通行人・付近者 (2)本人 (3)親族・友人・関係者	(4)警察官 (5)その他	住所 氏名 電話番号	受信 時 分	受信者	最重要項目 <input type="checkbox"/> 人的被害有り (名) <input type="checkbox"/> 住家被害有り (棟) <input type="checkbox"/> 避難要有り (世帯)
時 分頃 区 町 丁目 方(目標) 付近の() が()により()したため()被害が 発生したので直ちに調査してください。						

2 調査結果(被害状況)

				調査時分 (出勤) 時 分	調査者(区・署・出張所)								
発生時分		発生場所		目 標		関係者		氏名 生年月日					
時 分						住所 職業 TEL							
人	死 者	行方不明	重傷者	軽傷者	被害者氏名その他必要事項								
	男												
	女												
家屋	住家	区 分	棟	世帯	人員	公共建物等	区 分	管理	棟	建面	延面		
		全壊(流出・埋没・焼失)					小・中・高校 その他学校	全壊(流出・埋没・焼失)					
		半壊(埋没・焼失)					官公庁等	半壊(埋没・焼失)					
		一部破損(埋没・焼失)					神社・仏閣	一部破損(埋没・焼失)					
	非住家	床上浸水					文化財	床上浸水					
		床下浸水					福祉施設	一部破損(埋没・焼失)					
		全壊(流出・埋没・焼失)					病院施設	床上浸水					
		半壊(埋没・焼失)					宿泊施設	床下浸水					
		一部破損(埋没・焼失)											
		床上浸水											
床下浸水													
公共土木施設	道路	管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ	通行の可否	河川 堤防 護岸	管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ
	橋梁	国	流 出				通行可否		国	決 壊			
		県	損 壊				大型車 可		県	欠け崩れ			
		市	冠 水				普通車 可		市	越水溢水			
その他	土砂流入				人のみ 可	その他	その他						
その他	砂防施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・海岸施設(被害状況)												
農地農林 水産施設	被害区分	田	畑	田 畑 以 外	区 分	被害区分	箇所数	延長	巾・奥行	高さ			
	流 失				農道、林道	路面決壊							
	埋 没				溜池、水路、頭首工	橋梁流失							
	冠 水				農林水産施設								
山 がけ崩れ	区 分				被 害 区 分				延長	巾・奥行	高さ		
	自然・人工	山・がけ	宅地・その他		崩壊・流失・腹出し・キレツ								
その他	鉄軌道	路線名	流失	冠水	船舶	流失	沈没	大破	小破				
	木材流失・山林焼失・通信施設・工業用水 水道施設・環境関係施設・商工業関係施設 都市施設(街路・公園等)・自然公園施設 その他()					状況							

3 判断

応急措置の要否	1 要なし 2 要あるも措置方法なし 3 工作隊で処理する	措置方法(工法等)			人 員		資 機 材 等 の 使 用			
					消防職員	名	車 両	品 名	数 量	倉 庫
					市・区職員	名				
		時間経過	出動	時 分	消防団員	名				
				開始	時 分	警察官				
			終了	時 分		名				
計	時 分				名					

避難 要否	避難 対象	世帯数			避 難	開始 時 分	世帯数			自主 勧告・指示	公用負担
		人員				完了 時 分	男	女	計		
		男	女	計		避難先・救援措置・その他					

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【住家の被害】
〔全壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

- (注) 1 把握した都度、県に速報する。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔半壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

- (注) 1 把握した都度、県に速報する。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔一部破損〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

- (注) 1 把握した都度、県に速報する。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔床上浸水〕

発 生 場 所	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
合計	地区	棟	世帯	人	

(注) 把握した都度、県に速報する。

〔床下浸水〕

発 生 場 所	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
合計	地区	棟	世帯	人	

(注) 把握した都度、県に速報する。

被害状況 (避難指示・勧告・自主避難)

平成 年 月 日 時 分現在

_____ 区

報告者	市町村名	
	所属・職	
	氏名	
	電話番号	
	報告時刻	

No	地域名	発令等日時 月 日 時 分	避難世帯	避難人員	避難所		理由	解除日時	備考
					場所	開設日時 月 日 時 分			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※ 備考欄は、避難者の健康状態等を記入

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【河川の状況】(月 日 : 現在)

場 所	河 川 名	発 生 日 時	被 害 の 状 況	概 算 被 害 額 (千円)

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【環境関係施設の状況】(月 日 : 現在)

場 所	施 設 名	発 生 日 時	被 害 の 状 況	概 算 被 害 額 (千円)

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【商工業関係の被害】(単位：箇所・棟)

部 門	全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	概算被害額(千円)
商業関係						
工業関係						
合 計						

〔その内訳〕

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【宿泊施設の被害】

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	人的被害
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 1 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。
2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【福祉施設の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額 (千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【病院施設の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額 (千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【市町村水道 (簡易水道) の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額 (千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

様式 3-3-1 災害発生報告

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況				
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線				
受信者	情報連絡班 班	氏名		15 破堤溢水 した河川 海岸ため池				
1 調査 日時				16 その他の 被 害				
2 発生 場所				災害に 対してと っている 措置	17 災害対策 本部設置			
人 の 被 害	3 死 者	人	氏名 (生年月日)		18 避 難 の 指 示 ・ 勸告状況	地区名	避難場所	人員 人
	4行 方 不 明 者	〃	〃 〃					
	5 重 傷 者	〃	〃 〃					
	6 軽 傷 者	〃	〃 〃					
住 家 の 被 害	7全 壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人	19 消 防 職 員			
	8半 壊 (半焼)	〃	〃	〃	20 消 防 団 員			
	9 床上浸水	〃	〃	〃	21 警 察 官			
	10 床下浸水	〃	〃	〃	22 そ の 他			
非 住 家 の 被 害	11 学 校 等 公 共 施 設			23 その他の 応急措置	計			
	12 そ の 他							

式3-3-2 被害総括表

月		日		時		分現在		() 市町村	
被害区分		被害内容		被害区分		被害内容		被害額 (千円)	
① 人	ア	死者	人		④ 公共建物	キ	幼稚園	公	棟
	イ	行方不明者	〃			私	〃		
	ウ	重傷者	〃			ク	専修学校	公	〃
	エ	軽傷者	〃			私	各種学校	私	〃
② 住家	ア	全壊 (全壊・焼失)	棟	世帯	人	コ	病院		〃
	イ	半壊 (半焼)	〃	〃	〃	サ	官公庁その他		〃
	ウ	一部破損	〃	〃	〃	⑤	神社・仏閣・文化財		〃
	エ	床上浸水	〃	〃	〃	ア	道路被害		か所
	オ	床下浸水	〃	〃	〃	イ	橋梁被害		橋
③ 非住家	ア	全壊 (全壊・焼失)	公共建物		棟	ウ	河川被害		か所
			その他		〃	エ	砂防設備被害		〃
	イ	半壊 (半焼)	公共建物		〃	オ	地すべり防止施設被害		〃
			その他		〃	カ	急傾斜地崩壊防止施設被害		〃
④ 公共建物	ア	小学校	公共建物		か所	キ	治山施設被害		〃
			私		〃	ク	港湾施設被害		〃
	イ	中学校	公共建物		〃	ケ	漁港施設被害		〃
			私		〃	コ	海岸施設被害		〃
	ウ	高等学校	公共建物		〃	サ	その他		〃
			私		〃	ア	流失・埋没		ha
	エ	大学	公共建物		〃	田	冠水		〃
			私		〃	イ	流失・埋没		〃
	オ	高等専門学校		〃		畑	冠水		〃
	カ	特別支援学校		〃		ウ	農道決壊		か所
						エ	溜池・水路決壊		〃
						オ	頭首工被害		〃

被害区分			被害内容	被害額 (千円)	被害区分			被害内容	被害額 (千円)		
⑦ 農林水産施設	カ 林道	路面決壊	か所		⑧	ナ	ブロック塀等被害	か所			
		橋梁流失	橋			ニ	その他				
	キ	水産施設被害	か所		り災世帯数			世帯			
	ク	その他			り災者数			人			
⑧ その他	ア	農産被害			被害総額			千円			
	イ	林産被害			⑨ 火災発生	ア	建物	件			
	ウ	水産被害				イ	危険物	〃			
	エ	商工被害				ウ	その他	〃			
	オ	山くずれ	山腹崩壊			災害対策本部設置	月 日 時 分				
			ha								
		溪	流								
		〃									
	カ	地すべり	か所		避難の指示・勧告状況		地区名	避難場所	世帯数	人数	
	キ	がけ崩れ	〃								
	ク	木材流失	m ³								
	ケ	山林焼失	ha				合計				
	コ	鉄軌道被害	か所				消防職員等出動状況	消防職員			人
	サ 船舶	沈没	隻					消防団員			〃
		流失	〃					警察官			〃
		破損	〃					その他			〃
	シ	清掃施設被害	か所					計			〃
	ス	都市施設被害	〃					その他			
	セ	自然	〃								
	ソ	工業用水被害	〃								
タ	水道施設被害	〃									
チ	水道 (断水)	戸									
ツ	電話 (不通)	回線									
テ	電気 (停電)	戸									
ト	ガス (停止)	〃									

表3-3-1 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が減員で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊(半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
	(注) ① 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 ② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法という地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

公共土木施設	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
その他	各項に該当しない被害とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

第4節 災害広報・広聴の実施 《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

地震災害時において、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民や報道関係者等に対し、地震に関する情報や対策等を迅速かつ的確に周知徹底するとともに、地震災害に関する要望、苦情、相談等に応じる。

第1 広報活動

地震災害時における広報活動は、地震発生後速やかに開始し、以後応急活動の進展に伴い、適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たっては、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、災害時要援護者への十分な配慮を行う。

1 広報窓口の設置

災害広報に当たっては、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、それぞれの所管する広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して行う。

2 広報事項

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震（余震も含む。）・津波・気象に関する情報
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難の勧告・指示
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 消火、人命救助の協力呼びかけ
- カ 市域被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
- キ 本市の応急対策実施状況
- ク その他必要な事項

(2) 災害の状況が静穏化した段階の広報

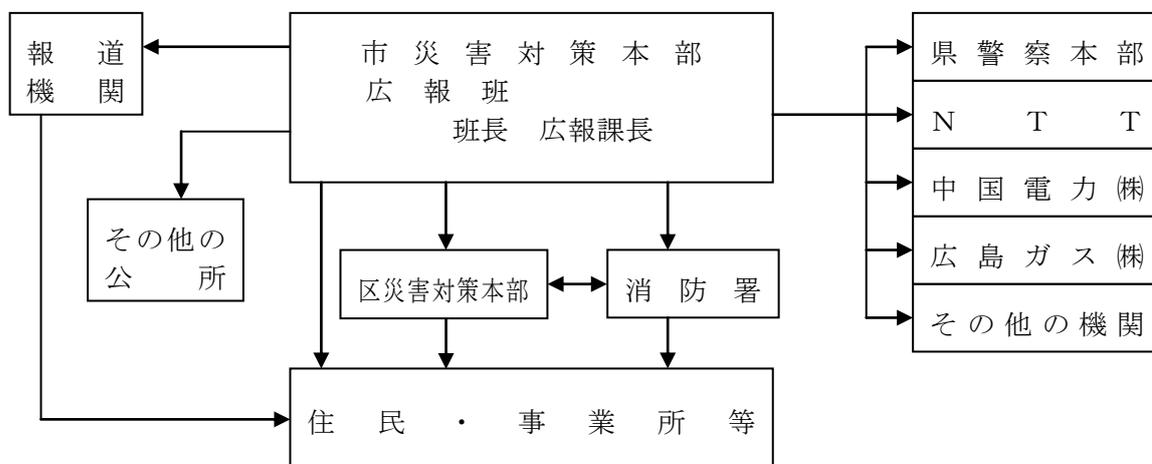
- ア 地震・津波に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施情報
- ウ 安心情報
- エ 生活関連情報
 - (ア) 電気・ガス・水道
 - (イ) 食料・生活必需品の供給状況
- オ 通信施設の復旧状況
- カ 道路交通状況
- キ 交通機関の運行状況
- ク 医療機関の活動状況
- ケ ボランティアの活動状況
- コ 臨時相談所に関する情報
- サ その他必要な事項

(3) 救援期の広報

- ア 避難場所の状況
- イ 生活援護情報
 - (ア) 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
 - (イ) 市税の減免等
- ウ 企業援護情報
- エ 義援金等の支給手続き
- オ 公共施設の復旧状況
- カ り災証明の発行手続き
- キ 本市の応急対策実施状況及び今後の見通し

- ク 死者、行方不明者の状況
- ケ 仮設住宅の設置及び申込み手続き
- コ その他必要事項

3 広報事項の伝達系統



4 広報窓口の設置方法

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に関係部局・各区に設置し、広報班の統制の下、関係部局・各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

5 広報の方法

(1) テレビ・ラジオの利用

- ア 報道機関に依頼して行う方法
- イ 緊急情報連絡システムの利用
- ウ 市政広報番組の利用
- エ 西日本文字多重放送の利用
- オ 特別報道番組の要請

(2) 市ホームページ（インターネット）の利用

(3) 広島市防災情報メール配信システムの利用

(4) 既存の無線放送の利用

区災害対策本部は、既存の無線放送の活用を図る。

(5) 広報車の利用

ア 区災害対策本部は、災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。

イ 広報車による広報は、音声のみならず、場合によっては食料・医療・避難場所等に関する情報紙の配布も行う。

ウ 市災害対策本部は、必要に応じて広報車等を確保し、必要とする地区へ派遣する。

(6) 航空機の利用

市災害対策本部は、必要に応じて消防局航空機を派遣して、広報を実施する。

(7) 職員による広報

区災害対策本部は、広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣して広報を行う。

(8) チラシ等の配布

市災害対策本部及び区災害対策本部は、必要に応じて安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

6 報道機関への情報提供

(1) 市災害対策本部は、災害発生後において知り得た市域の被害発生状況の概要を速やかに報道機関に発表する。その後の被害状況・対策情報等についても、引き続き適時適切に提供する。

(2) 市災害対策本部及び区災害対策本部は、報道機関から災害報道のための資料提供、放

送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

- (3) 市災害対策本部は、庁舎内に臨時放送用スペース等を確保するなど、報道体制について報道機関から要請があった場合は、必要な便宜を図るように努める。

第2 広聴活動

市災害対策本部及び区災害対策本部は、被災者の要望等を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

1 市民相談窓口の設置

市災害対策本部及び区災害対策本部は、市民相談窓口を必要と認められる市有施設等に設置する。

2 要望等の処理

聴取した要望等については、企画総務局市民相談センターのほか対応部局又は各区が、関係部局及び防災関係機関と相互に連携をとり、必要に応じて調整を行い、適切な処理に努める。

第3 広報・広聴状況の報告

広報を実施した場合又は市民からの要望、苦情、相談等について、関係部局等の長は、その状況を企画総務局長へ報告する。

(資料編) 3-4-1 要望・苦情・相談等の所管課一覧

第5節 避難対策

地震災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合に、差し迫った危険から住民の生命又は身体を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を保護するため、避難の勧告・指示、避難誘導、生活避難場所の開設等避難対策を講じる。

第1 避難者の行動と避難場所の関係《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

地震発生直後、住民は自宅又は職場にいたことが危険と判断した場合には、直近の近隣避難場所、生活避難場所、広域避難場所に避難し、しばらく余震の状況等をみることになる。また、近隣避難場所、生活避難場所が市街地の大火により延焼の危険が迫ってきた場合には、独自に、あるいは自主防災組織等の誘導により、広域避難場所に避難する。

延焼危険や他の危険が収まって、緊急の危険がなくなった場合において、住民は各避難場所から各自の住家等の状況を確認することとなるが、住家等の倒壊・焼失等により生活の場を失った住民は、臨時的な宿泊・滞在の場所である生活避難場所へ避難する。広域避難場所は他の応急対策に利用できるようにするため、危険が去った後も広域避難場所にとどまる住民に対しては、生活避難場所へ避難するよう誘導を行う。

第2 避難の勧告・指示《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

1 避難の勧告・指示の発令者

地震災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他被害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。こうした避難の勧告・指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。なお、市長が避難の勧告・

指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施することができる。

実施者	勧告・指示の区分	災害の種類	根拠法
市長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条
知事及び知事の命を受けた職員	指示	洪水・津波・高潮・地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者(市長)	指示	洪水・津波・高潮	水防法第 29 条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条

2 避難の勧告・指示の実施

- (1) 実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）
- (2) 避難の勧告・指示の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	地震災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき	(ア) 発令者 (イ) 避難すべき理由 (ウ) 避難の時期 (エ) 避難場所 (オ) 避難の経路 (カ) 危険区域及び危険の度合	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ア) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (イ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ウ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (エ) F A X（聴覚障害者用） (オ) 市ホームページ（インターネット）の利用 (カ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (キ) 緊急速報メールの利用 (ク) 緊急情報連絡システムの利用 (ケ) 航空機の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき		

（注）津波に対する避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第 4 章第 4 節による。

- (3) 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示を発令し、事後速やかに市長に報告する。
- (4) 市長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示の実施について協力を要請する。
- (5) 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示を実施する場合は、必要に応じて警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- (6) 避難の勧告・指示を伝達する場合は、要避難地域の住民に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第 4 信号とする。
また、自主防災組織の代表者等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など災害時要援護者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。なお、聴覚障害者（申請により F A X 登録した者）に対しては、上記の方法に加え、F A X を併用する。
- (7) 市長は、避難の勧告・指示の周知を図るため、必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定書」（資料編参考 17）に基づき放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- (8) 避難の勧告・指示を実施した場合の立退き先は、広域避難場所、生活避難場所及び地域防災計画資料編に定める避難場所の中から選定する。
なお、津波に係る避難場所は、予想される津波の高さ等を勘案のうえ、高潮又は洪水を対象とする施設の中から選定する。（これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき危険性がないと見込まれる施設は、避難場所として選定できるものとする。）

- (9) 区長、消防局長又は消防署長は、要避難者を避難させた場合は、当該区域について避難の必要がなくなるまでの間、警戒区域を設定し、立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

3 報告及び公表

市長は、避難の勧告・指示を行ったときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。
また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

第3 避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課、各消防署》

- 1 避難誘導は、消防職員、区職員、消防団員、警察官等が要避難者の近くにいるときは、自主防災組織等と連携を密にし、要避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。要避難者の近くに消防職員等がいないときには、自主防災組織等が中心となって、あらかじめ各自が作成したマニュアル等に従って、避難誘導を行うものとする。
- 2 避難場所、避難路沿いの要所等に、誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、要避難者の速やかな避難誘導を行う。また、帰宅途上者に対しては交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な避難場所へ避難を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先することとし、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなどの支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- 4 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- 5 避難誘導に当たる本市職員、防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第4 避難路の確保《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、災害協力事業者等に対し、協力を要請する。

第5 生活避難場所の開設等《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

1 生活避難場所・広域避難場所の開錠

区長は、地震発生後、区民が避難する必要があると認める場合には、施錠している区内の生活避難場所及び広域避難場所を開錠する。緊急に避難が必要で区長の判断を待ついとまがないと認められる場合には、生活避難場所あるいは広域避難場所の施設の管理者又は生活避難場所運営マニュアルに定められた者が開錠を行う。

2 生活避難場所の開設等

- (1) 区長は、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、生活避難場所を開設し、原則として職員を管理要員として当該生活避難場所へ派遣する。なお、開設についての区長の判断を待ついとまがないと認められる場合には、生活避難場所の施設の管理者又は生活避難場所運営マニュアルに定められた者が開錠を行う。
- (2) 生活避難場所の開設に当たっては、その開設の前に、避難場所となる建築物について、被災建築物応急危険度判定士による判定を行う。ただし、建築物等に外傷がなく、多数の要避難者が避難場所を求めているといった緊急の状況でやむを得ない場合には、開設後に判定を行うことができる。
- (3) 生活避難場所を開設したときは、区長は直ちにその旨を市長（健康福祉局健康福祉企画課）に報告する。

3 生活避難場所の運営

- (1) 区長は、管理要員を通じて、あるいは電話等を通じて、避難者に正確な情報の提供を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。
- (2) 管理要員は、当該生活避難場所の施設の管理者及び避難者の自主防災組織等と連携し

て、施設のうち、使用できる場所・立入り禁止区域等を設定し、避難者に知らせる。避難者はそれに基づき、占有場所を決めることとなるが、その際、災害時要援護者については、占有場所について配慮する。管理要員が派遣されていない生活避難場所については、施設の管理者及び自主防災組織等が連携して設定し、自主防災組織等が避難者に知らせるものとする。

- (3) 管理要員は、自主防災組織等の協力を得て、避難者名簿を作成し、区長に報告する。管理要員が派遣されていない生活避難場所においては、自主防災組織等が避難者名簿を作成する。
- (4) 区長は、報告を受けた避難者名簿に基づき、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を生活避難場所別に取りまとめ、市長（健康福祉局健康福祉企画課）へ報告する。
- (5) 区長は、避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて避難者のプライバシーの確保や様々なニーズの把握に努める。
- (6) 管理要員、自主防災組織等及び施設の管理者は、生活避難場所の運営に必要な次の項目について協議を行い、その協議結果に基づいて、生活避難場所の運営を行う。
 - ① 食料・生活必需品の分配方法
 - ② 給水体制・分配方法
 - ③ し尿・ゴミ等の処理方法
 - ④ 生活避難場所内の連絡方法
 - ⑤ 災害ボランティアとの協力体制
 - ⑥ 災害時要援護者への対応
 - ⑦ その他生活避難場所の円滑な運営に資する事項
- (7) 生活避難場所での生活が困難と認められる災害時要援護者については区災害対策本部へ連絡したうえで福祉避難所又は被害のない社会福祉施設等へ、傷病者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、被害のない社会福祉施設・病院等への二次避難を行う。

4 広域避難場所等に避難した者の生活避難場所への誘導

生活避難場所において、給水、食料・生活必需品の配付を行うことから、広域避難場所や公民館・集会所等に避難した者に対しては、危険が去った段階で、防災行政無線、広報車、航空機を使っての広報や、「災害時における放送要請に関する協定」（資料編参考 19）に基づき、放送機関に対する放送要請等により、生活避難場所に移動するよう呼びかけを行う。

第6 市域外への避難者の受入要請《消防局防災課》

1 県内他市町への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）あてに協議する。

県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (2) 協議先の市町における受入施設の決定及び通知
市長は、協議先市町長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに報告する。
- (3) 本市避難者への情報提供
本市避難者に対しては、避難先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。
- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合
市長は、本市避難者の市域外における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、県知事あてに報告する。

2 県外市町村への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県外市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、県知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市避難者の受入について協議することを求める。
- (2) 県外市町村における受入施設の決定及び通知
市長は、県知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。
- (3) 本市避難者への情報提供
本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。
- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合
市長は、本市避難者の県外市町村における一時的な滞在がなくなつた場合は、速やかにその旨を県知事に報告し、及びその他の内閣府令で定める者に通知する。

第6節 衣食等生活必需品の供給

地震災害によって、多数の市民が家屋の倒壊・焼失等により食料・自炊手段・被服寝具その他生活必需品を失った場合、り災者に対し速やかにこれらの応急配給を行う。

第1 物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課、経済観光局経済企画・雇用推進課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 備蓄物資の優先活用

市民が日頃から備蓄している食料・生活必需品等の消費を最優先するとともに、市立小学校及び広島市総合防災センター等に震災対策用として備蓄している食料・生活必需品等の活用を図る。

2 物資の調達

地震災害時における食品等必要物資の調達は、原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済観光局経済企画・雇用推進課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した供給協力協定に基づき行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行う。

なお、備蓄物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請し、又は求めるものとする。

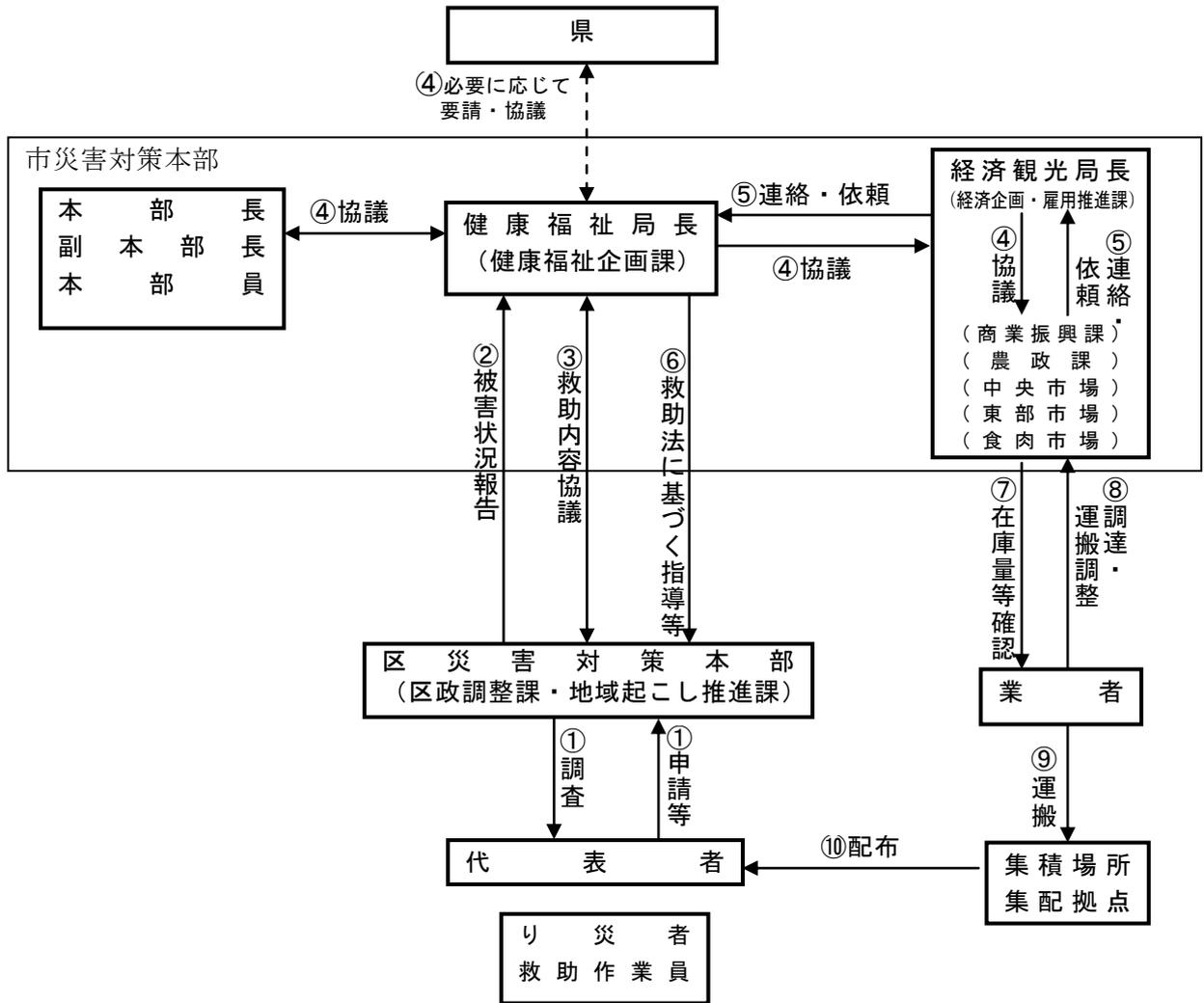
また、大規模災害の発生により本市が機能喪失した場合などに、県が本市の要請又は要求を待たずに供給する物資又は資材の受入場所は、事前に県と協議し決定した場所とする。

3 物資の供給フロー

物資の供給は、次のフロー図による。

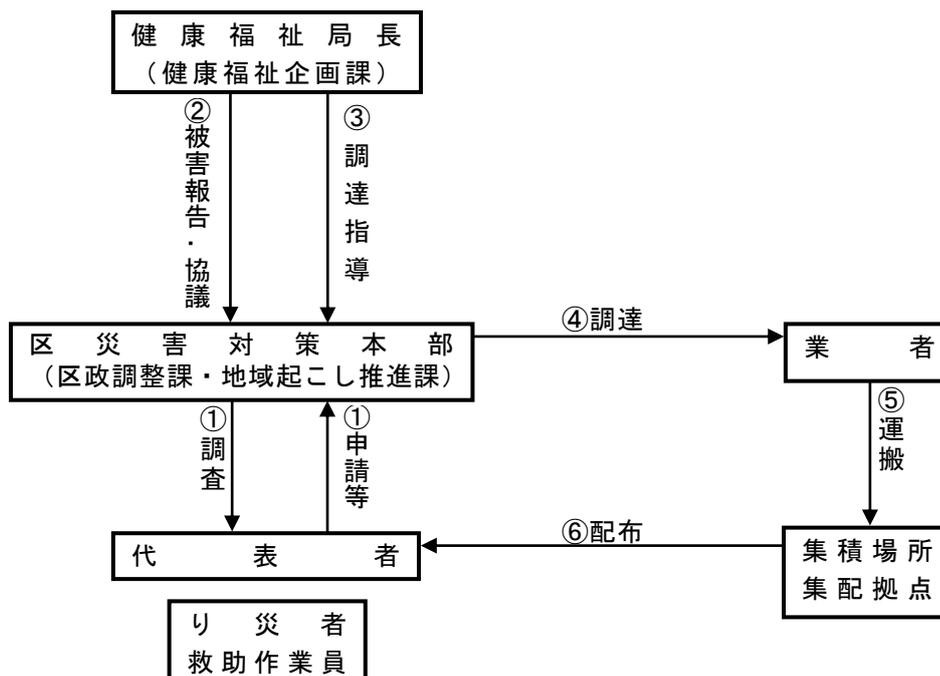
なお、救援物資の受入・配分については、広島市地域防災計画（基本・風水害編）「第4章第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画」の定めるところによる。

(1) 市災害対策本部長が行う場合



- (注) ① り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
 ⑦⑧ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。
 ⑨ 集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすか、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



(注)③ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。

④ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。

4 中国経済産業局への要請

生活必需品の調達について、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、中国経済産業局に必要な措置を講じることを要請する。

5 農林水産省への要請

米穀、その他の主要食品の調達については、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、農林水産省に必要な措置を講じることを要請する。

- (資料編)
- 参考 25 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
 - 参考 26 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
 - 参考 27 災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
 - 参考 33 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
(イオンリテール(株)西日本カンパニー)
 - 参考 34 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
(マックスバリュ西日本(株))
 - 参考 35 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
(生協ひろしま)
 - 参考 40 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
(株イズミ)

第2 食品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 応急配給

市災害対策本部長が災害の状況を踏まえ、必要と認めた場合に応急配給を行う。

- (1) り災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災により米穀の配給機関が通常の配給を行うことができない場合
- (3) 災害時における救助作業、災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して配給を行う必要がある場合

2 配給対象

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して配給を行う。

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- (3) 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者
- (4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

3 配給基準

- (1) 1人1日当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。
- (2) 方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

第3 生活必需品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 衣料・生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水した者
- (2) 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品目	内 容 (例)
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌 着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食 器	コップ、皿、箸等
日 用 品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

3 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

第7節 給水及び上水道施設応急対策

地震災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急資器材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

第1 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の義務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事 (市長※)	災害救助法第23条、30条 災害救助法施行令第23条
市長が飲料水等の家庭用水の使用禁止を命じた場合で、その期間の供給を市長が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条

※知事が実施を委任した場合

なお、災害救助法等が適用される前において、水道により水を供給しているときは、水道事業管理者が供給の義務を有する。

第2 応急活動の方針《水道局配水課》

応急活動の実施に際しては、被災者が暖かさを感じるきめ細やかさに配慮するとともに、1日も早い応急復旧を目指す。

- 1 発災後24時間以内では、避難場所、医療機関等への水の供給に全力をあげる。また、応急給水による飲料水の供給や水道施設の応急復旧のための広域的応援体制の確立に努める。
- 2 発災後72時間以内で、水道施設の復旧に着手するよう努める。
- 3 発災後10日以内で、応急復旧した水道施設により生活用水の供給を開始するよう努める。
- 4 発災後4週間以内で応急復旧を終えるよう努める。

第3 組織及び体制《水道局企画総務課》

1 事故対策本部の設置

- (1) 非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、水道事業管理者を本部長とする事故対策本部を設置する。なお、本部が設置された場合には、広島市水道局事故対策要綱に基づく指令室を設置する。
- (2) 水道事業管理者が事故や不在等の非常時には、副本部長である水道技術管理者、本部長である局次長、営業部長、施設部長、配水部長の順に、その職務を代理する。
- (3) 本部は、庁舎の被災状況により、基町庁舎、高陽庁舎、緑井庁舎の順位で設置する。

2 初動体制の強化

職員は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、直ちに自発的に自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、二次災害の防止、被害状況の把握、応急給水及び応急復旧の準備等の初期活動を展開する。

3 応急復旧体制の確立

- (1) 迅速な復旧作業を推進するため、広島市指定上下水道工事業協同組合、漏水調査会社、水道用資器材生産業者及び各種設備機器の専門メーカー等に応援の要請を行う。
- (2) 電源供給が停止の場合には、中国電力㈱に早期復電の要請を行う。
- (3) 電話回線が不通の場合には、西日本電信電話㈱に早期復旧の要請を行う。

4 広域的応援体制の確立

- (1) 被害の程度により広域的な応援体制が必要と判断される場合には、水道局事故対策本部が市災害対策本部と連携をとりつつ、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書（資料編参考11）、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱及び日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱（資料編参考30及び31）に基づき、応援の要請を行う。
- (2) 協定を締結していない他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路㈱等の防災関係機関への応援要請は、市災害対策本部長（市長）が県知事を通して行う。

5 緊急水源の確保

必要に応じて、呉市との災害時における水道水の相互融通に関する協定（資料編参考12）に基づき、給水の応援要請を行う。なお、協定に定めている相互融通地点と方法は、次のとおりである。

- (1) 相互融通地点
 - ア 安芸郡坂町小屋浦～呉市天応福浦町
 - イ 安芸郡坂町平成ヶ浜～呉市天応西条・大浜
 - ウ 広島市安芸区矢野町～呉市焼山泉ヶ丘
- (2) 水道水の融通方法
連絡管及び消火栓による相互融通

第4 被害状況の把握

浄水場及び工事事務所を中心に被害調査班を編成し、情報収集を行う。なお、発災直後においては、徒歩、自転車又はバイクを利用して実施する。

1 調査の方法

- (1) 初期活動要員の参集途中で知り得た情報の収集《水道局企画総務課》
- (2) 太田川・三篠川・根谷川・八幡川及び取水口における水源監視調査《水道局設備課》
- (3) テレメータ・集中監視装置等による配水池及びポンプ所の稼働状況調査及び配水池水位の低下状況調査《水道局設備課》
- (4) 配水幹線の流量及び水圧測定調査《水道局配水課・設備課》
- (5) 施設パトロールによる目視調査《水道局設備課》
- (6) 管路パトロール、音聴漏水調査《水道局配水課》
- (7) 関係機関からの情報収集《水道局企画総務課》
- (8) 住民からの通報《水道局企画総務課》

2 調査の優先順位

あらかじめ被害想定調査に基づき定めた点検箇所を重点に、二次災害のおそれや水供給の影響度等を考慮して、順次実施する。

3 緊急の措置《水道局配水課・設備課》

- (1) 被害が甚大と判断される区域については、所管の浄水場及び工事事務所に連絡し、配水池及び配水本管のバルブを閉止する等の措置を講じる。二次災害のおそれがある場合も同様とする。なお、連絡するいとまがないと認められる場合には、自己の判断により臨機の措置を講じ、直ちに所管の浄水場及び工事事務所に報告する。
- (2) 200 ミリメートル以下の配水管の破損を発見した場合、バルブを閉止し、所管の工事事務所に報告する。
- (3) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、主要配水池の緊急遮断弁が正常に作動していることを確認し、全閉になっていない場合には、初動体制で参集した職員が手動により閉止し、所管の浄水場へ連絡する。

4 防災拠点施設等の調査《水道局配水課》

避難場所、救急病院等の防災上重要な施設や福祉施設等の災害時要援護者の施設については、所管する各局等が情報収集を行い、市災害対策本部へ被害状況と応急給水の必要性について報告する。

第5 水質の保持《水道局設備課》

広範囲な断水後、給水を開始する時には、給水を開始する水に残留塩素が確保できるように浄水場出口での消毒を強化する。

第6 給水対策《水道局配水課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。

1 応急給水の目標

発災後3日間は1人1日3ℓとする。それ以後は、生活用水の確保に向けて運搬距離を短くするよう配慮し、応急復旧の各段階において、次の方法により水量の拡大に努める。

(1) 第一段階

タンク車による運搬給水及び飲料水兼用型耐震性防火水槽からの給水

- (2) 第二段階
配水幹線付近での仮設給水栓の設置
- (3) 第三段階
配水支管上での仮設給水栓の設置
- (4) 第四段階
仮配管からの各戸給水及び共用栓による給水

2 飲料水の確保

- (1) 給水場所までの運搬距離が2 km程度となるよう運搬給水基地を定め、発災後10日分の水量を確保する。なお、輸送ルートについては、工事事務所で速やかに作成する。
- (2) 給水車等で自己確保しようとする水道使用者に対しては、浄水場内に専用の給水基地を設け、極力その要請に応じるよう努める。
- (3) 住民・企業においても、可能な限り、飲料水の確保・備蓄に努める。

3 給水方法

- (1) 給水タンク等の応急給水用資器材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局事故対策本部の指定する場所において給水する。
なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。

ア 避難場所

飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。

イ 医療機関等

災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。

- (2) 応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上での仮設給水栓の設置等を行い、市民の水運搬距離を短くするよう配慮する。なお、この管理運営については地域住民が行う。

4 応急給水用資器材の調達

水道局並びに避難場所、医療機関、福祉施設又は各局が保有する応急給水用資器材を使用する。また、他都市の応援を得ながら確保するとともに、必要に応じて業者からも調達する。

(資料編) 3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表
3-7-2 広域避難場所と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図
参考 12 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

第7 施設の応急対策《水道局配水課・設備課》

1 施設の応急復旧順位

施設の応急復旧順位は、次のとおりとする。

- (1) 取水・導水・浄水施設
- (2) 送配水施設
- (3) 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、一栓だけ水が出る範囲内とする。

2 配水管路の応急復旧順位

配水管路の応急復旧順位については、原則として次のとおりとする。ただし、災害応急活動の円滑な実施を図るため、若しくは市民活動の早急な回復を図るため、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設・地区が定められた場合には、その結論に配慮する。

- (1) 配水幹線及び配水本管（300 ミリメートル以上）
- (2) 防災関係業務の実施機関に至るまでの配水管
- (3) 避難場所、救急病院、人工透析が必要な患者を診療する医療機関に至るまでの配水管
- (4) 指定した福祉施設に至るまでの配水管

- (5) 住民が多数利用する施設（駅・港・バスセンター・空港・公衆浴場）に至るまでの配水管
- (6) 復興に向けて早期復旧を図る必要があると認められる地区の配水管
- (7) その他の配水管

3 応急復旧の方法

- (1) 水道局は、取水口～浄水場～配水池に至るまでの間に主力を傾注し、応援都市には主として配水管以降の復旧を要請する。
- (2) 被災地域を大ブロック・中ブロック・小ブロックに分割し、各々指揮者を定め実施する。
- (3) 管路の復旧に際しては、応急復旧の優先順位により路線選定をあらかじめ行い通水していく。
- (4) 必要に応じて、路上又は浅い土被りによる仮設配管の布設、仮設給水栓を設けるための消火栓の設置、通水範囲拡大のための中間バルブの設置、共用栓の設置等のあらゆる処置を講じて、早期仮復旧を図る。
- (5) 被害が甚大と判断される区域の復旧に際しては、ブロックに分割して行うものとし、次の手順により通水範囲の拡大を図る。
 - ア ブロック分割作業
 - イ 止水栓閉止作業
 - ウ 通水作業
 - エ 音聴漏水調査作業
 - オ 応急復旧作業
- (6) 水質検査班を逐次編成し、通水区域における水質を確認する。

4 応急復旧用資器材等の調達

- (1) 応急復旧用資器材
配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資器材を調達する。
 - ア 250 ミリメートル以下の鋳鉄管及び給水装置材料
 - (ア) 鋳鉄管は、水道局保有のものを使用する。
 - (イ) 給水装置材料については、全指定工事店の手持分による。
 - イ 300 ミリメートル以上の鋳鉄管
水道局保有のものを使用するが、必要量をまかなえない場合は、他都市及び生産業者から調達する。
- (2) 応急復旧用機械・器具
応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。

5 作業の報告

- 次の報告及び要請については、定められた様式により所管の工事事務所へ提出する。
- (1) 漏水調査報告
 - (2) 漏水修理報告（道路上・宅地内）
 - (3) 通水管路路線報告
 - (4) 水圧測定報告
 - (5) 仕切弁開閉報告
 - (6) 止水栓閉止報告
 - (7) バルブ・消火栓・止水栓設置要請及び報告
 - (8) 水質検査報告
 - (9) 道路上ガレキ撤去要請

6 作業上の留意事項

- (1) ブロック分割作業
バルブを閉止した場合、スピンドルキャップにビニルパイプをセットする。

- (2) 止水栓閉止作業
 - ア 住民に周知するためチラシを配布するとともに、鉄蓋にスプレー（赤色）でマーキングを行う。
 - イ ケレップ磨耗等のため止水栓が閉止できない場合、新たに止水栓を設置する。
- (3) 断水作業
 - 修理場所、管口径、管種、断水予定時間を所管の工事事務所へ連絡し実施する。
- (4) 通水作業
 - ア 通水しても給水する家屋がない場合、通水しない。
 - イ 中間バルブを設置すれば通水が可能な場合、配水管にバルブを設置する。
- (5) 水圧測定調査
 - 作業完了までの間、必要に応じてブロック毎に同一の消火栓で行う。
- (6) 水圧調整
 - 給水可能量に制約がある場合、水道局事故対策本部から別途指示する。（0.1MPa のバルブ調整等）

- (資料編) 参考 11 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
 参考 13 災害時における応急措置の協力に関する協定
 参考 30 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
 参考 31 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

第 8 広報対策《水道局企画総務課》

住民に理解と協力を呼びかけるため、市災害対策本部と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。なお、実施に当たっては、災害時要援護者への十分な配慮を行う。

- 1 広報の内容〈応急復旧時の広報〉
 - (1) 水道の復旧に関する情報（通水状況と断水期間の目途等）
 - (2) 応急給水場所の位置等に関する情報
 - (3) 飲用時における衛生上の注意に関する情報
 - (4) 受水槽の活用に関する情報
- 2 広報の方法
 - (1) 広報車による広報
 - (2) 有線放送による広報
 - (3) 新聞チラシによる広報
 - (4) 窓口による広報
 - (5) 市災害対策本部に対する広報の要請

第 8 節 停電応急対策

長時間にわたる停電は、単に電気だけでなく、水、交通、通信などのライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、市民生活に不安と混乱を招くことに鑑み、停電時における都市機能の確保と市民生活の安定を図る。

1 停電状況等の情報収集及び伝達《消防局防災課》

中国電力㈱は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、本市及び関係機関に定期的に報告・通報するとともに、報道機関への情報提供、市民への広報活動を積極的に実施するものとする。

本市は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図る。また、市民に対し、適時適切な情報提供を行い、市民生活の不安と混乱の解消を図るものとする。

2 公共施設の機能確保《市有建築物管理担当課》

市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。

3 応急給水活動《水道局配水課》

飲料水・生活用水等の供給については、本章第7節「給水及び上水道施設応急対策」に定めるところにより対応するとともに、関係機関等と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、拠点・運搬・仮設給水方式による応急給水を実施する。

4 交通輸送機能の確保《道路交通局道路管理課》

信号機停止に伴う交通輸送の混乱の解消については、県公安委員会、警察署と密接な連携を保ちながら、早急な対応を図る。また、公共輸送機関の協力を得て輸送機能の確保を図る。

5 通信機能の確保《消防局防災課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話㈱に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が使用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

(1) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要 請 先	応 答 先
082-505-4800	NTT西日本広島支店災害対策室

(2) 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区 分	申込み先ダイヤル番号	応 答 先
臨時電話等	116	116センタ

※ 一般の電話申込みもこの番号である。

(3) 臨時携帯電話（有償）の申込み先（NTTドコモ）

臨時携帯電話の申込み先	電 話 番 号
ドコモ モバイル	082-501-2127

6 医療機関の機能確保《健康福祉局保健医療課》

医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。また、民間医療機関については、県、医師会、病院協会の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

7 災害時要援護者対策

《健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課》

ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者や身体障害者などの災害時要援護者については、次により二次的な被害の防止を図る。

- (1) 戸別訪問、電話等による安否確認
- (2) 非常通報装置等の機能確認
- (3) 近隣居住者、自主防災組織への支援協力要請
- (4) 救護のための職員等の派遣
- (5) 社会福祉施設等の状況の把握

8 衛生対策《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課、各区生活衛生担当》

停電・断水等に伴う食品衛生上の注意を市民に呼びかけるとともに、食品取扱い施設、流通食品等の衛生監視・指導並びに環境衛生の監視・指導を徹底する。

9 清掃対策《環境局環境政策課・施設課・業務第一課》

災害により副次的に生じたごみの収集、運搬、処分については、本章第15節「清掃対

策」に定めるところにより、迅速な対応を図る。

10 文教対策《教育委員会健康教育課》

信号機の停止に伴う児童生徒の通学時の安全確保を図るため、主要交差点での交通安全指導等必要な対応を行う。

11 消防・救急救助体制の強化《消防局警防課・救急課・予防課》

出動体制の強化、通信連絡機能の確保、貯留水利の確保により災害対応に万全を期する。
また、警戒巡視の実施により出火防止を図るとともに、医療機関と密接な連携を保ちながら、救急救助事案への迅速な対応を図る。

12 食料品・生活関連用品の確保

《市民局消費生活センター、経済観光局経済企画・雇用推進課・中央卸売市場》

- (1) 食料品及び照明器具、乾電池、燃料等の確保並びに安定供給について関連業者への協力要請、指導を行うとともに、便乗値上げ等への監視体制を強化し、その防止を図る。
- (2) 食料品の確保が困難な市民に対しては、食料品の供与等の便宜を図る。

13 支援協力の実施《各関係課》

(1) 防災関係機関等への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設など、その機能の維持・確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市の保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

(2) 市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため早急に実施する必要があるものについては、本市の保有する資機材等の活用、必要資機材の斡旋などの支援協力を積極的に実施する。

14 広報・広聴活動《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

広報・広聴活動については、本章第4節「災害広報・広聴の実施」に定めるところにより、適時適切に実施する。

第9節 消防活動対策

地震が発生した場合、火災等から市民の生命・身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、消防の施設・装備・人員を最大限に活用し、迅速な消防活動の展開を図る。

第1 活動方針《消防局防災課》

大規模地震発生時には、家屋の倒壊等によるほか、同時多発火災による極めて大きな人命危険が予想されるため、総力をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るとともに、効率的な救助・救急活動を実施する。

第2 初動体制の確立

1 消防局の体制

(1) 警防本部の強化《消防局警防課》

消防部隊の災害活動を総括的に処理するため消防局長が必要と認めたときは、警防本部機能を強化する。

(2) 指令・通信体制の確立《消防局警防課》

通信指令室は、通信設備の機能検査を行い、指令及び通信体制の確立に当たるものとし、各消防署所のすべての無線局を開局させる。

(3) 航空機出動体制の確立《消防局警防課》

ア 航空機の保守を第一とし、直ちに出動体制を整える。

イ 航空機が格納庫にある場合は、速やかに駐機場へ移動する。

ウ 航空機が飛行中の場合は、上空偵察に移行し、必要により基地に帰る。

(4) 被害状況の把握《消防局警防課》

消防局（警防課）及び消防署所は、火災発生及び被害状況等の情報収集を行う。

- ア 航空機・船舶による情報収集
- イ 画像伝送システムによる情報収集
- ウ バイク・自転車を活用した情報収集
- エ 署所の屋上から見分
- オ 署所付近の高層建物から見分
- カ 出動消防職員からの聴取
- キ 区災害対策本部派遣職員からの聴取
- ク 参集消防職員からの聴取
- ケ 消防団員からの聴取
- コ 住民等からの聴取
- サ 関係機関からの聴取

(5) 医療機関情報の収集《健康福祉局保健医療課、消防局警防課・救急課》

広島県救急医療情報ネットワーク及び救急無線・救急自動車電話等の活用により医療機関受入れ体制に関する情報収集を行う。

2 消防署の体制《各消防署》

(1) 署本部の強化

署内の災害活動を総括的に処理するため消防局長が必要と認めたときは、署本部機能を強化する。

(2) 出動体制の確立

発災後における消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動し、無線を開局するなど、出動に万全を期する。

(3) 消防部隊の編成及び報告

当務者、非常招集者により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び職員の招集状況並びに職員が参集途上に知り得た被害状況を警防本部に報告する。

(4) 通信連絡体制の確立

消防署所においては、通信指令室と連絡調整のうえ、通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立に当たるものとし、消防署所の無線は自動的に開局する。

(5) 火災等監視体制の確立

消防署所においては、必要に応じて、管内の火災等の被害状況を確認するため、職員に管内を巡回させる。

(6) 区災害対策本部への職員の派遣

消防署長は、署と区の情報連絡を密にするため、区災害対策本部に職員を派遣する。この場合、派遣する職員には携帯無線を携行させる。

第3 情報の収集・伝達《消防局警防課》

1 情報の収集及び伝達順位

情報の収集・伝達は、有線電話の途絶、無線施設の障害、無線統制等により極度に制限されることが予想されるので、これを迅速、的確に実施するため、別に定める「情報収集の優先順位及び伝達順位表」により実施する。

特に、情報が多岐に渡るため、内容ごとの伝達先及び優先順位には特に注意する。

また、関係機関の対応状況確認が、局又は署所において重複することのないよう情報入手時に留意する。

2 出火防止の広報

被害状況に応じて、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、消防隊等を出動させ、出火防止の広報を行う。

第4 消防部隊の運用《消防局警防課・救急課・各消防署》

1 部隊運用

部隊運用は、出動計画に基づき消防局長（通信指令室）が一括統制することを基本とする。ただし、状況に応じて消防局長が部隊管理を行い、消防署長が部隊運用を行う。

(1) 消防局長が直接部隊運用を行う場合

災害の規模にかかわらず、比較的災害発生件数が少ない場合は、消防局長が部隊運用を行う。

(2) 消防局長が部隊管理を行い、署長が部隊運用を行う場合

ア 災害発生件数が多く、消防隊等を通常の台数出動させることが適当でない場合（消防局長が決定し下命する。）は、消防署長が部隊運用を行う。

イ 救急隊の運用は、署本部警備班と連携を密にし、救急波を使用して通信指令室が行う。

ウ 地震の発生を覚知した外出中の隊は、所属署所に直ちに帰隊する。

エ 緊急車両通行障害排除のため災害対策基本法第76条の3第4項に基づく命令・措置等を行う場合は、現地最高指揮者が必要と判断した時点とし、写真撮影等の措置をとるとともに、直ちに管轄する警察署長に通知する。

2 避難路及び避難地の安全確保

避難勧告・指示が出された場合、火災の延焼状況及び部隊の運用状況を勘案し、災害対策本部、県警察本部等の関係機関に必要な情報を通報するとともに、避難路及び避難地の安全確保に全力を尽くす。

3 消防艇の運用

原則として、陸上での災害に対応するための消防艇の運用は一時休止し、陸上災害の応急活動を優先するが次の場合は消防艇の運用を行う。

(1) 陸上災害の発生状況等の把握のため、消防艇を運用する必要があると消防局長が判断した場合。

ただし、広島県津波警報が発表された場合は、直ちに安全な場所へ避難措置を講じる。

(2) 消防局長が、沿岸火災等の防ぎょ活動上消防艇が必要と判断した場合。

(3) 大規模火災が発生し大量放水の必要が生じ、消防局長が水源艇としての支援活動が必要と判断した場合。

第5 無線通信の運用《消防局警防課》

1 無線通信系統

無線通信系統は、資料編3-3-3(2)による。

2 無線運用

有線の途絶等により、無線の幅奏・混乱が予想されるため、次により統制のとれた無線運用を行う。

(1) 無線統制

同時多発火災・救助事案には、重要かつ危険度の高い地域を優先に無線運用を図る必要があるため、通信指令室において無線統制(150MHz 帯)を行う。

(2) 署活系無線

現場の無線交信は、署活系無線(400MHz 帯)を活用する。

(3) 無線交信

消防無線(150MHz 帯)の交信は、応援要請や出動・引き揚げの報告のほか、緊急を要する場合を除き必要最小限の交信にとどめる。

(4) 署による無線運用

同時多発災害の発生により部隊運用を署長が行う場合（前記第4参照）は、消防無線(150MHz 帯)の運用は署で行う。

第6 消防活動《消防局警防課・救急課・各消防署》

消防活動は、火災の鎮圧及び人命救助を第一とする。

なお、震災に伴う水防活動は、消火、救急救助活動に支障のない範囲で行う。

1 初期消火活動の原則

大火災への拡大を防止するため、木造家屋密集地域等の火災現場へ優先的に出動するほか、初期消火活動は次による。

(1) 重要対象物優先の原則

同様な地域で、重要対象物周辺とそれ以外の場所で同規模の災害が発生した場合は、重要対象物周辺を優先して消防活動を行う。

(2) 消火可能地域優先の原則

同様な地域に複数の火災が発生した場合は、消火可能な災害を優先して消火活動を行う。

(3) 重要地域優先の原則

同時多発火災を確認した場合は、重要かつ危険度の高い地域の火災を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災優先の原則

大工場や大量危険物施設からの火災等多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を行う。ただし、高層建物火災等周辺地域への延焼危険が少ないものについては、特殊車等を活用して当該建物の消防活動を行う。

(5) 避難地・避難路確保優先の原則

火災が多発し拡大している場合は、避難地や避難路を確保するための消火活動を実施する。

2 火災出動の原則

前記第4 部隊運用中(2)「消防局長が部隊管理を行い、消防署長が部隊運用を行う場合」の災害出動にあたっては、消防車両の出動を消防署長が指令、以後他地域の状況及び招集状況を考慮して増加出動を指令する。

(1) 火災出動指令後、消防隊到着前に優先順位の高い地域での火災が覚知された場合は、出動指令場所の変更を行う。

(2) 延焼拡大状況や他地域での火災発生状況を総合的に判断し、転戦を指示する。

(3) 火災出動時に他の災害を覚知した場合は、指令された火災に出動し、その旨を消防無線で通報する。

(4) 中型車及び普通車は、小型動力ポンプを積載し出動する。

(5) 出動経路付近の住民に対し、火の始末、初期消火の徹底を呼びかける。

3 火災現場の原則

(1) 水利部署及び中継

ア 水利の選定

水利部署は、消火栓以外を原則とし、大規模火災には、河川又は海水を水利とし、小規模火災には、防火水槽又はタンク水を活用する。

なお、防火水槽等有限水利に部署した場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間を判断し、早期の充水を考慮する。

イ 部署位置

(ア) 消防力が優勢な場合は、努めて挾撃できる位置とする。

(イ) 消防力が劣勢な場合は、風向、風速を考慮し火勢を阻止する側とする。

ウ 中継

(ア) 無定量水利（河川、海等）に部署した部隊から中継送水を受ける。

(イ) 大規模火災において大量の消火水を必要とする場合は、取水可能範囲において、海水利用型消防水利システムは消防艇からの海水の中継送水を要請する。

(2) 消火活動

ア 消火活動の心得

現地最高指揮者、出動隊の隊長及び隊員は、限られた消防力を最大限に活用するため、消火活動中の火災は、現状出動隊の責任で鎮圧するよう心掛ける。

イ 消火活動の原則

(ア) 原則として屋内進入は行わない。

(イ) 消防力が優勢で攻撃的消火活動が可能な場合は、延焼危険大なる方面から順次包囲体制をとり、一挙鎮圧を図る。

(ウ) 消防力が劣勢であると判断した場合は、住民の安全確保を優先し、道路や河川を延焼阻止線として守備的な防ぎよ活動を行う。

(エ) 火災態様、風向、風速等に留意し、常に転戦路を確保する。

ウ 注水

(ア) 注水部署は、十分な余裕ホースを取り、死角のない広範囲な防ぎよができる位置とする。

(イ) 放水は、大量放水ができるもの（放水銃、大口径ノズル）とする。

エ 飛火警戒

現地最高指揮者は、飛火火災が発生するおそれがあると判断した場合は、消防団員、自主防災組織に対し、飛火の警戒と即時消火を指示徹底させる。特に、延焼阻止を行っている場合は、十分警戒する。

オ 残火処理

消防団員や自主防災組織の協力を得て活動するとともに、ある程度火災の延焼危険が少なくなれば、残火処理は消防団等に依頼し、次の災害出動に備える。

(3) 転戦要領

ア 転戦の時期

他への延焼危険がなくなった鎮圧の時期又は住民により鎮圧まで至ると判断された時期とする。

イ 本部命令による転戦

現地最高指揮者は、転戦を命令された場合は、延焼阻止前であっても所要の措置をした後転戦する。ただし、継続して消火活動を行う必要があると判断した場合は、その旨を報告し、指示を受ける。

ウ 現地最高指揮者の判断による転戦

現地最高指揮者は、優先順位の高い延焼火災を認知し、自己隊が転戦する必要があると判断した場合は、所要の報告を行い、延焼阻止前であっても転戦することができる。

(4) 補水措置

防火水槽等有限水利を使用した場合は、消防団又は自主防災組織の協力を得て早期に直近の自然水利から補水しておく。

4 救急救助活動

消防部隊の主力は、火災の鎮圧に充てることとし、救急救助活動は、原則として、現有の救急隊及び救助隊の活動範囲にとどめる。

(1) 救急救助活動方針

ア 救命活動優先の原則

救助隊、救急隊は、人命の救助及び救命活動を優先して行う。

イ 重症者優先の原則

救命措置が必要な傷病者を優先し、その他の傷病者はできるだけ自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携し、救助救急活動を行う。

ウ 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助現場が併発した場合は、火災現場付近の救急救助活動を優先的に行う。

なお、火災の拡大状況から総合的に判断し、救助・救急の時機を失することのないよう十分留意する。

エ 多数人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の現場がある場合は、多数の人命救護ができる現場を優先的に行う。

- オ 救命効率優先の原則
同時に小規模な救急救助現場が併発した場合は、救命効率の高い現場を優先的に行う。
- (2) 救急救助の活動体制
- ア 発災初期の活動体制
地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急を行い、大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入れ体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。
- イ 火災が少ない場合の体制
火災が少なく救助・救急事象が多い場合は早期に多数の部隊を災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。
- (3) 救助活動の原則
- ア 救助事象別の活動
現場指揮者は、災害の様相から部隊、救助資機材等に不足が生じると判断したときは、所要事項を付加して増強要請する。
- イ 現場活動
- (ア) 救出の順位と効率の重視
救助は救命措置を必要とする者を優先して救出し、軽傷者は消防団、自主防災組織及び付近地域住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし短時間に1人でも多く救出する。
- (イ) 火災現場付近における救出
救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- (ウ) 関係機関との連携
地域防災計画に基づく関係機関と連携を密にして、効率的な救助活動を行う。
- (エ) 消防団員、自主防災組織及び一般住民への協力要請
救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は消防団員、自主防災組織及び付近住民に依頼し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。
- (オ) 救助業務終了後、本部に連絡し、次の現場に向かう。現場付近での住民情報による救助活動は原則的には行わない。
- (4) 救急活動の原則
- ア 傷病者の搬送は、救命を必要としている者を優先し、安全かつ傷病に適応する医療機関に搬送する。
- イ 救命処置を必要としない傷病者は、消防団員及び自主防災組織の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。この場合、できる限り救急資機材を支給するとともに、収容可能な医療機関等を指示し、自主的な搬送を依頼する。
- ウ 傷病者が多く発生した場合は、現場仮救護所を開設し、救護活動を行うとともに、医師等の派遣を要請する。
- エ 傷病者搬送時に軽傷者が割込み、救急車が占領されることがないように毅然たる態度で活動する。
なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避けるようにする。
- オ 現場仮救護所を設置する場合は、災害状況を判断して歩行可能者と歩行不能者と区分することができ、かつ応急処置を行うに十分な空地を選定し、出動隊と連携を密にして効率的な救護活動を行う。
- カ 救命処置を必要とする傷病者が多数発生している場合は、地域防災計画に基づき編成する医療救護班等関係機関と連携を密にし、効率的な救護活動を行う。
- キ 救急活動中においては、必要に応じて積載する簡易な救助器具を活用して小規模な

救助活動を行う。

(5) 仮救護所の設置

ア 署所仮救護所

(ア) 署所仮救護所は、救急隊が編成されている署所又はその付近に開設する。

(イ) 要員は、発災当初は当番救急隊員を中心にあて、傷病者数に応じて順次参集した救急有資格者をもって増強する。

イ 署所仮救護所の任務等

(ア) 署所仮救護所には設置と同時に救急資機材を準備し、次の措置を行う。

- a 傷病者に対する観察、応急処置
- b 救急資機材の貸与
- c その他応急救護上必要な措置

(イ) 地域防災計画に基づく救護所と署所仮救護所が近接している場合は、署所仮救護所は閉鎖する。

(6) 現場仮救護所の設置

ア 現場仮救護所の設置要領

(ア) 傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置し救護活動を行う。

(イ) 現場仮救護所の要員は、初期においては、先着救急隊を中心にあて、災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強する。

イ 現場仮救護所の任務等

(ア) 現場仮救護所は、効果的な傷病者の救命を図るため、次の任務を行う。

- a 傷病者の傷病程度選別
- b 傷病者に対する救命処置
- c 傷病者の搬送順位及び搬送医療機関等の決定
- d 傷病者数、氏名、年令、性別等の記録

(イ) 現場仮救護所には、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

(ウ) 傷病者の搬送は、医療機関又は仮設救護所の受入れ体制が可能であることを確認した後に行う。

(7) 航空隊活動原則

航空隊にあつては、特命により次の活動を実施する。

ア 情報収集及び報告

(ア) 情報収集は、被害甚大地域を重点に行い、次により報告する。

情報収集項目と報告要領

火災発生場所	発見火災順に、その町丁目又は目標と目標からの方向及び距離を報告する。
火災の程度	延焼火災は、延焼方向、棟数、消防隊の着手の有無等を報告する。
他の災害	火災以外の災害は、上空から視認した範囲で報告する。

(イ) 初期の段階においては、火点の位置、程度、消防隊の着手の有無を優先して収集し報告する。

(ウ) 初期以降においては、火災の拡大状況、延焼方向、避難路、避難地の状況を収集して報告する。

(エ) 避難命令が発令された場合は、避難に関する情報を優先する。

(オ) 局長等から命令があった事項については、優先して処理する。

イ 人命救助活動

火災及び建物の損壊により屋上等にとり残された者を緊急に救助の必要があると認められた場合は、陸上部隊と連携をとり航空隊により救助する。

ウ 負傷者及び救助・救急用資機材の搬送

(ア) 負傷者の緊急搬送

重症者の緊急搬送に当たっては、できるかぎり医師・看護師の同乗を求める。

(イ) 救助・救急用資機材の搬送

局長等から資機材、医薬品及び隊員等の搬送命令があった場合は、資機材等の積み降ろしについて着陸の要否と品名、形状、重量、受取人を確認して搬送する。

(ウ) 着陸場所の決定

着陸場所の空地面積、周囲の状況等により機長が離着陸の最終判断を行う。

第7 避難誘導《各区、各消防署》

警防本部及び署本部においては、広域避難場所への避難が必要となり、又はこれへの避難が開始された場合は、他の事項に優先して避難の誘導に当たる。この場合、市災害対策本部及び区災害対策本部と密接な連絡調整を図り、特に次の事項の把握・連絡に努める。

- 1 火災により避難が必要である場合、当該火災の発生場所及び延焼拡大の状況
- 2 避難誘導に対応できる区災害対策本部職員、消防職員、消防団員等の状況
- 3 避難者の数

第8 応援隊との連携《消防局警防課》

1 消防応援隊との連携

広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援隊及び緊急消防援助隊は、警防本部において重要方面に配置し、署本部と連携協力して、消火・救急・救助活動を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 警察及び自衛隊

大規模又は同時多発救助に際しては、災害現地において、警察、自衛隊の指揮者と救助活動範囲の区分を調整する。

(2) 海上保安部

臨海部の陸上火災においては、必要に応じて海上保安部の協力を求める。

第9 被害調査《消防局警防課》

被害調査に当たっては、前記「第2 初動体制の確立、1 消防局の体制、(4)被害状況の把握」及び災害活動を実施し判明した人及び建物の被害の状況に重点を置いて調査する。

1 被害調査要領

- (1) 前記「第2 初動体制の確立、1 消防局の体制、(4)被害状況の把握」での情報収集時に、災害活動に必要となる被害の状況についても調査する。
- (2) 災害活動に出動した部隊は、活動状況及び活動に際して判明した被害の状況を通信指令室へ通報するとともに、帰隊後は署本部へ報告する。
- (3) 被害の集中した地域に対し、被害調査のため特に必要があると消防局長が認めた場合は、被害の軽微な地域の消防隊又は警防本部員で被害調査班を編成し、被害調査に当たる。

2 被害集計

- (1) 署本部は、被害状況の取りまとめを行い、30分毎に警防本部へ報告する。
- (2) 報告された被害状況は、警防本部において集計する。

第10 火災調査《消防局警防課》

震災時の火災調査については、広島市火災調査規程「第17章 震災時の火災調査」に定めるところにより行う。

第11 消防団の活動《消防局消防団室》

1 消防団本部・分団本部の設置

消防団の指揮連絡体制を確立するため、消防団長は、消防署に消防団本部を設置し、また、必要に応じ、消防出張所又は分団車庫に分団本部を設置する。

2 出動体制の確立

震度4以上の地震が発生したときは、車庫・車両等の点検を実施し、出動体制を整える。

3 消防団の任務

(1) 初期消火活動

火災を発見したときは、時期を失することなく、自主防災組織、付近住民等と協力し、初期消火の徹底を図る。

(2) 人命救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、自主防災組織、付近住民等と協力し、人命救助を行う。

(3) 水防活動

破堤等により水害が発生し、又は発生しようとしているときは、速やかに応急工作を実施し、被害の拡大防止、又は発生防止に努める。

(4) 出火防止の広報

発災と同時に、区域内において出火防止の徹底を図るため、あらゆる施設及び自主防災組織等を有効に活用し、広報の効率化に努める。

(5) 避難の支援活動

住民を避難させる必要があるときは、区職員、消防職員、警察官、自主防災組織等と協力し、指定された場所に安全に誘導する。

4 区域外への応援

消防局長又は消防署長の命令があるときは、消防団管轄区域外であっても行動するものとする。

第12 惨事ストレス対策

1 消防局長及び消防団長は、消防職員、消防団員が受けたストレスの緩和のため、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

2 消防局長及び消防団長は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(資料編) 広島市消防計画

第10節 水防活動対策

地震が発生した場合、水害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、迅速に水防活動を展開する。

第1 確保すべき体制《消防局防災課・警防課、水防関係部課》

- 1 水防上必要な巡視の体制
- 2 水門・ひ門等に対する操作の体制
- 3 危険箇所に対する応急工作の体制
- 4 水防上必要な資機材の調達

第2 水防活動《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

1 河川・海岸・急傾斜地等の調査

地震が発生した場合、各区は、所管区域内の河川、海岸、急傾斜地の指定区域、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査するとともに、調査結果を速やかに各河川管理者等へ連絡し、併せてその旨を市災害対策本部へ報告する。

2 水門・ひ門等の操作

(1) 水門・ひ門等の管理者（操作員を含む。）は、震度5弱以上の地震の発生及び広島県に津波警報が発表された場合は、直ちに全門を閉鎖し、以後、水位の変動及び状況に応じて、門扉等の適正な開閉を行う。

(2) 水門・ひ門等の管理者は、地震が発生し、津波の恐れがある場合は、水位の変動等に注意し、状況に応じて直ちに門扉等の適正な開閉が行えるよう準備を行う。

3 応急工作の実施

市災害対策本部より応急工作出動の指令を受けた水防要員は、地震により堤防が被害を受け、危険と思われる場合は、応急工作を講じ、その旨を河川管理者等へ連絡する。この場合、応急工作の実施に当たり特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導するため、あらかじめ指名した職員を派遣する。

4 資機材の調達

原則として水防倉庫にある資機材を使用する。不足する場合は、現地調達により対応する。

第3 応援要請《消防局防災課》

- 1 市災害対策本部長は、水防上必要があるときは、隣接水防管理者に対し、応援を要請する。
- 2 市災害対策本部長は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第11節 救難対策

地震災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防活動マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。

第1 被災者の救出《各消防署》

災害の程度	実施内容	実施担当機関
通常の場合	住民の生命、身体及び財産に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察の協力のもとに行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上

第2 水難救助の措置《各消防署》

本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。

第12節 医療・救護対策

地震災害時において、医療体制の混乱、傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災住民に対して、応急的に医療又は助産活動を実施する。

第1 医療救護班の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班の編成機関及び編成班数

編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
広島市民病院	3	病院事業局経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
舟入病院	2	〃	
安佐市民病院	2	〃	
総合リハビリテーションセンター	1	〃	
中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	
東区 〃	1	〃	
南区 〃	1	〃	
西区 〃	1	〃	
安佐南区 〃	1	〃	
安佐北区 〃	1	〃	
安芸区 〃	1	〃	
佐伯区 〃	1	〃	
精神保健福祉センター	1	相談課	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局保健医療課は、各医療救護班の取りまとめを行う。

2 医療救護班の編成基準

1班当たり医師1名、看護師又は助産師2名、事務職員1名、必要に応じて薬剤師1名を原則とする。

3 医療救護班の活動範囲

区分	医療	助産
活動範囲 (任務)	ア 診察・トリアージの実施(傷病者の治療及び搬送優先順位の選別)	ア 分べんの介助
	イ 薬剤又は治療材料の支給	イ 分べん前後の処置
	ウ 処置、手術その他の治療及び施術、救急隊員への指導	ウ 衛生材料の支給
	エ 病院又は診療所への収容(傷病者搬送中における車内管理の指導)	エ 病院、診療所又は助産所への収容(搬送中における車内管理の指導)
	オ 看護の実施	オ 看護の実施

4 医療救護班の装備する医薬品・衛生材料等

- 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。
- 医療救護班が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。
- 医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係業者等から速やかに調達する。

5 医療救護資機材の調達・輸送

区分	調達	輸送
医療救護班の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班の編成機関 (広島市民病院、舟入病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター)	次のいずれかによる。 ①医療救護班の編成機関の車両 ②区災害対策本部(輸送班)の車両 ③消防局の車両・船舶・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部(救護班)	区災害対策本部(輸送班)の車両

6 救護活動

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるときは、医療救護班に出動を命じる。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

7 救護所の設置

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と協議し、避難場所その他必要と認められる場所に救護所を設置する。
- (2) 区災害対策本部長は、救護所が設置された場合は、住民に対し救護所開設の広報を行う。

8 救護の方法

(1) 第1次救護

第1次救護は、医療救護班による。さらに手当の必要なものは、第2次救護機関へ移送する。

(2) 第2次救護

第2次救護は、公的医療機関や民間医療機関の協力を得て行う。

(3) 患者の移送

第2次救護機関への患者の移送は、消防局救急隊等により行う。

重症患者等で航空機を使用した方が有効と判断される場合は消防局航空隊等により行う。また、車両による移送が困難であり、海上移送が有効と判断される場合は、消防局の船艇・海上保安部の巡視船艇等により行う。

なお、救護所から医療機関へ搬送する場合で、本市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(4) 緊急に対応を要する個別疾患患者の救護

人工透析等に必要な医療情報を提供し、受療の確保を図る。

第2 医療機関等への応援要請 《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な地震災害の発生により、本市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、次により応援要請する。

要 請 機 関	要請内容	摘 要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編 3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・ 救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県(健康福祉総務課)を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県(健康福祉総務課)に要請した旨を報告。	健康福祉局 健康福祉企画課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「市内医師会との協定書」という。資料編参考19)に基づき、本市より要請。	健康福祉局 保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 中区富士見町 11-9 244-2662	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		
安佐歯科医師会 安佐北区可部 2-7-21 815-3211			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町 19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会 佐伯区城山 1-15-8 921-2652			
広島市薬剤師会 中区富士見町 11-42 244-4899	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		
安佐薬剤師会 安佐南区古市 2-18-12 (加藤古市薬局内) 879-3360			
安芸地区薬剤師会 安芸郡附町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			
災害医療派遣チーム(DMAT)	医療・救護全般	県を通じて要請。	
広島県看護協会 中区広瀬北町 9-2 293-3362	看護師・助産師等の派遣		
国及び地方公共団体	医療・救護全般	県(危機管理課)を通じて要請。ただし、県に要請できない場合は、本市より自衛隊に状況を通知し、事後速やかに県知事に要請した旨を連絡。	消防局 防災課
陸上自衛隊第13旅団 安芸郡海田町寿町 2-1 822-3101	(原則として、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合)		
海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町三丁目 8-1 0823-22-5511			

第3 災害拠点病院《病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

- 1 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。
- 2 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。
- 3 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。
- 4 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点病院に応援を要請するものとする。
- 5 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入に対応するものとする。
- 6 自院がDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受け入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

（資料編） 3-12-1 救急告示病院等一覧表

参考 19 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

第13節 遺体の搜索・処理及び火葬対策

地震災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の搜索・収容、検視場所の確保等及び遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。

第1 遺体の搜索・収容《各区市民課・保険年金課・生活課、各消防署》

1 搜索の対象

搜索の対象は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）とする。

2 収容の対象

収容の対象は、災害により死亡した者のうち、次の一に該当する遺体とする。

- (1) 身元不明の遺体
- (2) 遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない死体
- (3) 住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理・火葬）の要請があった遺体
- (4) その他区災害対策本部長が特に必要と認める遺体

3 行方不明者・死者の届出の受理等

行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区災害対策本部において受理し、住所、氏名、年齢、性別、着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式3-13-1）により記録する。

4 行方不明者の搜索活動

行方不明者の搜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、自主防災組織等の協力を得て、可能な限り早期の収容に努める。

5 遺体発見時の措置

人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、区災害対策本部及び所轄警察署に連絡するとともに、身元確認を行う。

6 死体調書の作成

区災害対策本部は、死体調書（様式3-13-2）に、遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。

第2 検視場所の確保等《各區市民課・保険年金課・生活課》

災害により多数の死者が発生した場合、区災害対策本部長は遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

第3 遺体安置所の開設及び管理《各區市民課・保険年金課・生活課》

- 1 災害により多数の死者が発生し、遺体の収容・安置が必要なときは、区災害対策本部長は、公共施設等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。
- 2 区災害対策本部は、遺体安置所の維持・管理等に必要な資材等の購入を行う。
- 3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。
 - (1) 遺体を収容するに当たり、多数死体見分調書及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。
 - (2) 見分（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署と連絡を取り、見分（検視）を受け、検案を行う。
 - (3) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として上半身の写真を撮る。
 - (4) 見分（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配慮し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。
 - (5) 遺族等から遺体引き受けの申し出があった場合は、見分（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。
 - (6) 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。
 - (7) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで一時保存する。

（資料編） 参考 28 災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

第4 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

1 検案班の編成

- (1) 災害により死者が多数発生した場合は、県警察と協議のうえ、健康福祉局において、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。
- (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。
- (3) 医師が不足する場合は、広島市医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

2 検案の実施

- (1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として見分（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視場所又は遺体安置所において実施する。
- (2) 上記以外の遺体の検案は、原則として区災害対策本部長からの要請に基づき実施する。

3 検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第5 遺体の搬送《健康福祉局環境衛生課、各區市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

- 1 区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に健康福祉局長に報告する。
- 2 健康福祉局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。
- 3 区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害対策本部長が民間葬祭業者等に委託して行う。
- 4 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先とし、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。

- 5 健康福祉局長は、民間葬祭業者等の搬送が困難な場合は、県と連携し、周辺市町村等への協力を依頼する。

第6 遺体の火葬《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

- 1 遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。
死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。
- 2 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、区長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬する。
なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。
- 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場を使用する。
永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、健康福祉局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

様式 3-13-1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他					受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者 氏 名
本 籍						届出人 (氏名)
現住所						(住所)
死体の 現 場						(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						
種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他					受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者 氏 名
本 籍						届出人 (氏名)
現住所						(住所)
死体の 現 場						(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						

様式 3-13-2 死体調書

		番 号						
搜索収容者	所属・機関等名		代表者 氏 名					
死体の種別	1 身元不明の死体		2 死体引受人のない死体		3 その他			
死体発見日時	年		月		日		時 分	
死体発見場所								
死体の身元	本 籍							
	現 住 所							
	氏 名		身元不明者の の 符 号		性 別	男・女	年 齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺族その他の関係者	現 住 所 (電話)							
	氏 名 (死者との続柄)							
	死体の引受け	可 .. 不可		(引渡し		年 月 日)		
	遺骨の引取り	可 .. 不可		(引渡し		年 月 日)		
見分(検視)日時	月 日		時 分		見分者(検視)			
検案日時	月 日		時 分		(検案医師)			
火葬許可証交付日	年 月 日		(死体発見現場の概略図)					
火葬日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

* 写真は裏面に貼り付けてください。

第14節 防疫及び保健衛生対策

地震災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、感染症のまん延の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。

第1 防疫対策

1 防疫対策本部の設置《健康福祉局保健医療課》

(1) 設置時期

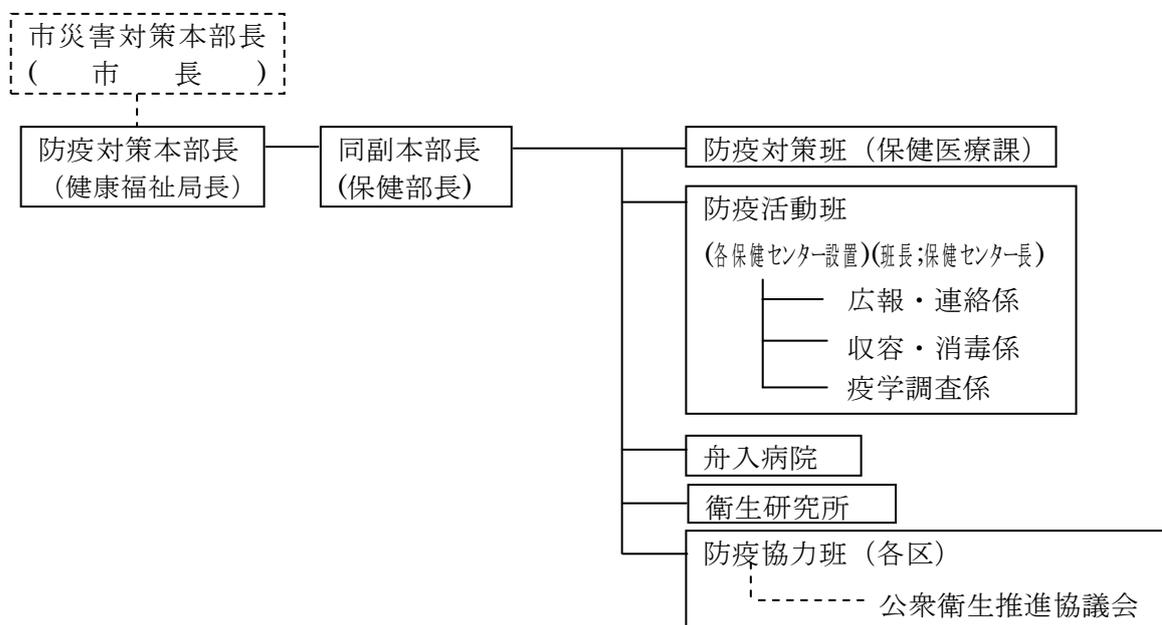
次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に防疫対策本部を設置する。

ア 災害対策本部が設置され、防疫の必要性があると市長が認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されない場合で、防疫の必要性があると健康福祉局長が認めたとき。

(2) 組織編成

防疫対策本部の組織編成は、次のとおりとする。



2 防疫活動

生活環境の悪化等による感染症の発生や感染拡大を防止するため、家屋内外の消毒、疫学調査等の防疫活動を実施する。

また、住民も地域の清掃・消毒を実施し、生活環境の悪化を防止するよう努めるものとする。

(1) 防疫対策班《健康福祉局保健医療課》

防疫対策班は、舟入病院、衛生研究所、各区役所の連絡調整を行う。また、各保健センター防疫活動班からの要請により資機材・薬品の調達、他の保健センター防疫活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県、自衛隊、厚生労働省への応援要請を行う。

なお、感染症患者の多発により、舟入病院へ入院できない場合は、他の医療機関へ入院措置を行う。

(2) 防疫活動班《健康福祉局各保健センター》

防疫活動班は、次の係を編成し、防疫活動を実施する。

ア 広報・連絡係

(ア) 感染症まん延防止のため、その予防方法等について広報活動を行う。

(イ) 感染症予防に必要な資機材・薬品の確保、防疫活動に必要な人員の派遣要請、区

への協力要請を行う。また、消毒薬品の配布については、区を通じ公衆衛生推進協議会等へ配布する。

イ 収容・消毒係

- (ア) 患者が発生した場合は、直ちに保健センター長の指示に基づき、舟入病院又はその他の適当な施設へ入院勧告（措置）を行う。
- (イ) 患者家屋、患者発生場所、感染症発生のおそれのある場所（避難場所等）の消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

ウ 疫学調査係

感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路、接触者状況の調査、及び接触者、感染症の患者と思われる者、感染のおそれのある者について検便採取、健康状態のチェック等を実施する。疫学調査の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

(3) 舟入病院

感染症患者の入院・治療を行う。

(4) 衛生研究所

保健センター防疫活動班から運搬された検便等の検査を実施し、直ちに結果を防疫活動班に還元する。

3 資機材・薬品等の備蓄

防疫活動の初期に使用する資機材及び薬品等については、各保健センターに備蓄しておく。

4 関係機関への協力要請等

要 請 機 関	要 請 内 容	連 絡 担 当	備 考
陸 上 自 衛 隊	衛生隊の派遣	消防局防災課	県（危機管理課）を通じて要請
公衆衛生推進協議会	消毒活動	保健センター → 区役所	消毒薬を供与
広 島 県	防疫活動要員の派遣	健康福祉局保健部保健医療課	
県 内 市 町	防疫活動要員の派遣		
他の政令指定都市	防疫活動要員の派遣		
他 の 都 道 府 県	防疫活動要員の派遣		
国（厚生労働省）	隣接県の防疫員の派遣		

5 予防接種

インフルエンザ等感染症が蔓延するおそれがある場合は、広島県と協議のうえ予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種について、これを実施する。

第2 被災者の心身の健康管理《健康福祉局保健医療課・各保健センター、こども未来局こども・家庭支援課》

生活状態の悪化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、市民の健康を維持・管理するための保健活動は、次のとおりとする。

1 保健活動の範囲

- (1) 在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者・要介護高齢者・障害者・難病患者等の安否確認と訪問指導
- (2) 避難場所における障害児やその保護者に対する相談支援
- (3) 避難場所の衛生環境の整備及び被災者の健康調査と必要な処置
- (4) 市民の医療・保健ニーズの把握とそれに基づいた保健指導
 - ア 疾病の予防・健康の保持増進のための健康教育や健康相談等
 - イ エコノミークラス症候群等災害の二次被害防止のための正しい知識の普及等
 - ウ 被災者のストレスに対する心のケアと心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、

専門家による心理的なカウンセリングの実施

2 保健対策班・保健活動班の編成

防疫対策本部の中に、保健対策班（保健部保健医療課）及び保健センター保健活動班（各保健センター）を組織する。

保健対策班は、防疫対策班とともに各区との連絡調整や、他の保健センター保健活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等への保健活動要員の派遣要請を行う。保健センター保健活動班員は、保健師・栄養士等とし、必要に応じ医療救護班とする。

第3 食品衛生・環境衛生の監視《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課》

衛生状態の悪化等により危害の発生するおそれのある飲食、理容業・美容業、公衆浴場業及び旅館業の営業等について、衛生状態による危害発生等を防止するための監視活動等は、次のとおりとする。

1 食品衛生監視の活動範囲

避難場所・臨時営業施設等に対する監視指導

- (1) 食品の取扱いに関する指導及び不良食品の排除
- (2) 消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保
- (3) 食品衛生上の注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発
- (4) 食中毒発生時の調査・指導

2 環境衛生監視の活動範囲

- (1) 避難場所等における飲料水の衛生指導

ア 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保
イ 飲料水に関する注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発
ウ 貯水槽の浸水汚染の調査・指導

- (2) 避難場所・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導

ア 使用機材の消毒等の指導
イ 従事者等の手指消毒の指導

- (3) 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

- (4) 公衆浴場への指導・支援

ア 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導
イ 建築専門家との合同調査に基づいた応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

- (5) 宿泊施設の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

3 緊急時の営業許可・開設届出の取扱い

区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合に限る。
	給 食 施 設		不要	緊急時に設置される仮設設備に限る。
環 境 衛 生	理 容 業 ・ 美 容 業	不要		施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	ク リ ー ニ ン グ 業	要		施設の所在場所を変更して開設する場合は該当する。
	公 衆 浴 場 業		免除	緊急時に設置される仮設設備に限る。
	旅 館 業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。

※ 被災により施設の所在場所を変更することなく部分使用する場合や仮設使用の場合は、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。

なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

4 監視班の編成

原則として、保健所食品保健課・食品指導課及び環境衛生課ごとに編成することとし、班員は食品衛生監視員及び環境衛生監視員とする。

5 その他

検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。
また、必要に応じて、水道局等と連携して実施するための連絡調整等を行う。

第4 特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

1 監視活動の範囲

- (1) 災害発生時における特定動物の飼養状況の監視
- (2) 逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報
- (3) 逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

2 監視班の編成

動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。

3 その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。
なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第5 愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

第15節 清掃対策

地震災害が発生した場合、被災地域の生活環境の保全を図るため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）のうち、産業廃棄物以外の物並びに液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集・運搬・処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。

第1 特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課》

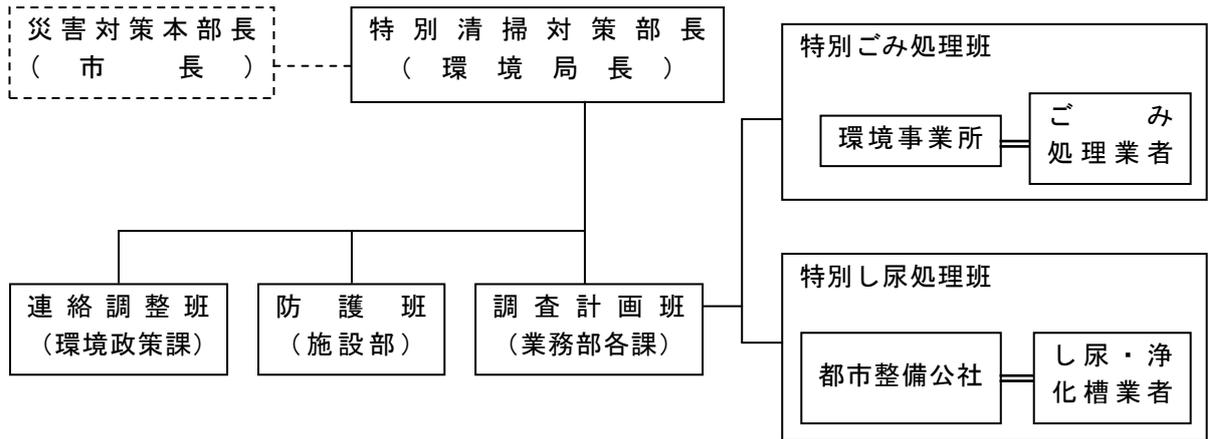
1 設置時期

地震災害により多量のごみ及び災害廃棄物が排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは生活避難場所等に多数の仮設便所を設置する必要がある場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

2 組織編成と所掌事務

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第2 特別清掃活動

1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課》

- (1) 特別清掃対策部は、地震災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。
- (2) 特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

2 ごみ及び災害廃棄物の収集・運搬体制《環境局業務第一課・各環境事業所》

ごみ及び産業廃棄物以外の災害廃棄物の収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。

(1) 特別ごみ処理班の編成と区域

編成機関	収集・運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	委託業者 中区、東区 南区 西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区	1 編成数は各地域のごみの排出量に応じて特別清掃対策部長が指示する。 2 収集・運搬の所管区域は災害状況に応じて特別清掃対策部長が調整する。
南環境事業所		
西環境事業所		
安佐南環境事業所		
安佐北環境事業所		
安芸環境事業所		
佐伯環境事業所		

(2) 収集・運搬車両

ごみ及び災害廃棄物の収集・運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、土木業者等へ応援を依頼する。

3 ごみ及び災害廃棄物の処理

《環境局業務第一課・産業廃棄物指導課・各環境事業所・各清掃工場・玖谷埋立地》

地震によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定されるため、ごみ及び災害廃棄物の処理を、被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施する。

(1) 第一次対策

ア 一般家庭や生活避難場所等から排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかに処理を必要とするごみについて、収集・運搬・処分を行う。

なお、住民及び事業者には、可能な限りごみの分別排出の協力を求める。

イ ごみ焼却施設及び埋立地によって、短期間で大量のごみを処理することができない場合には、公有地等を利用して、臨時の集積場を指定し、ごみを搬入する。

ウ 伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

(2) 第二次対策

臨時の集積場に搬入したごみを、ごみ焼却施設及び埋立地へ逐次運搬し、処分する。

(3) 第三次対策

ア 公有地を利用して臨時の災害廃棄物仮置場を確保し、建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別収集し、運搬・処分する。

イ 事業系建築物の所有者に対し、事業系建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬・処分するよう指導する。この場合、処分先等を指示できるものとする。

ウ 災害廃棄物については、可能な限りリサイクルを進める。

エ 災害廃棄物のうち、アスベストを使用している建築物のがれきの収集・運搬・処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って実施する。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

オ 災害廃棄物の処分については、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。

4 し尿の処理《環境局業務第二課》

(1) 生活避難場所等への仮設便所の設置

特別清掃対策部長は、生活避難場所等に仮設便所設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」(資料編参考 18)に基づき、仮設便所レンタル業者に対し、所要の仮設便所の確保及び設置の協力を要請する。

設置された仮設便所の清掃等の衛生管理は、原則として、避難した住民の自主防災組織等が中心となって行うものとする。

また、仮設便所を設置するまでの間の避難生活では、原則として、避難した住民の自主防災組織等が中心となって、生活避難場所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。

なお、仮設便所の確保が困難な場合においては、県に対して仮設便所のあっせんを要請する。

(2) 特別し尿処理班の編成

特別清掃対策部長は、浸水地域におけるし尿の応急収集及び生活避難場所等に設置した仮設便所のし尿収集を行うため、次により「特別し尿処理班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要 請	財団法人 広島市都市 整備公社	浄化槽 清掃業者 許可業者	中区 東区(旧安芸町を除く) 南区 西区(新庄町を除く)	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき、特別清掃対策部長が要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③ 東区(旧安芸町)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
			西区(新庄町) 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合	東区(旧安芸町) 安芸区		

(3) し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿処理班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り(5～6割程度)を実施し、各戸の便所の使用を可能とする。

また、生活避難場所等に仮設便所を設置した場合は、生活避難場所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

(4) し尿の運搬

し尿の運搬は、財団法人広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両に

より行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

(5) し尿の処分

被災地から収集したし尿の処分は、本市の西部水資源再生センター及び安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターで行う。なお、各施設の処理能力を超えて搬入された場合は、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。さらに処理能力を超えて搬入された場合は、近隣市町等に処理を依頼する。

5 有害物質の飛散防止対策《有害物質の取扱を指導する関係課》

有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

(資料編) 3-15-1 環境事業所施設等一覧表
参考 18 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第 16 節 下水道施設応急対策

地震・津波災害が発生した場合において、雨水・汚水の疎通に支障のないよう下水道施設の応急復旧を行い、平常時の機能を維持する。

第 1 下水道対策部の設置《下水道局経営企画課》

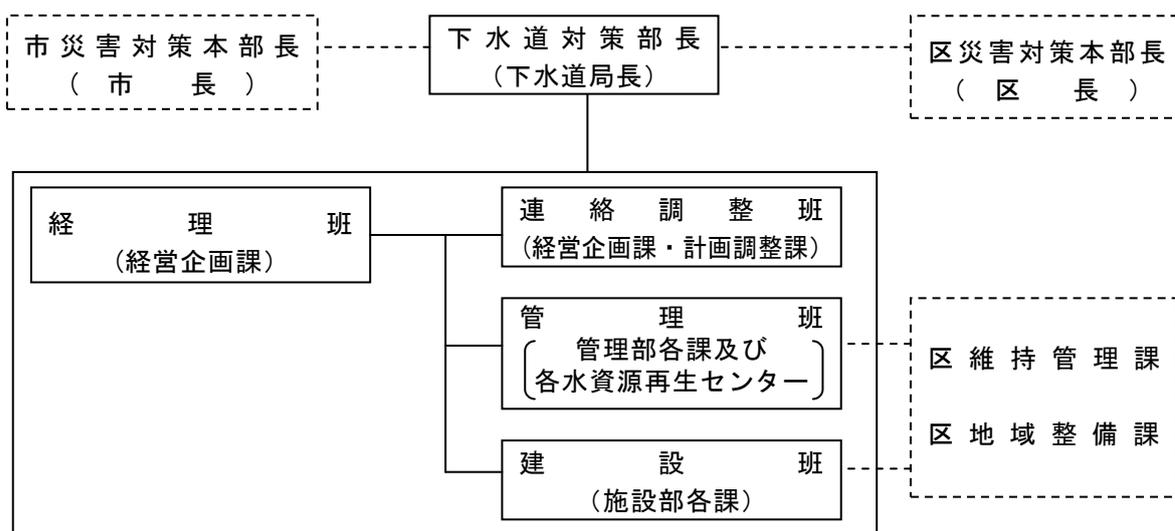
1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。

2 組織編成

下水道対策部の組織編成は、次のとおりとする。



第 2 施設の応急対策《下水道局維持課・管路課・施設課・各水資源再生センター》

下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。

- 1 水資源再生センター、ポンプ場等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を使用し、下水処理及び排除に万全を期する。
- 2 使用燃料及び冷却水の緊急確保を図る。

- 3 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう、その他の工法等により、浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理及び排除を行う。
- 4 管渠の破損、水資源再生センター・ポンプ場の機器類等の破損により、排水不能の事態が生じた場合には、移動式ポンプ等により仮排水を行い、応急復旧に努める。
- 5 多量の塵芥等により、管渠の閉そく又は流下が阻害された場合は、速やかに仮排水等を行い、応急復旧に努める。
- 6 工事施工中の箇所においては、請負業者とともに工事現場の安全確保及び復旧に努める。
- 7 施設・地区ごとの応急復旧の優先順位については、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設・地区が定められた場合には、その結論に配慮するものとする。
- 8 応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、関係業者から緊急調達を行う。
- 9 下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ・ラジオによる放送を報道機関に依頼する。
- 10 その他被害の想定できない事態が発生した場合は、最良の方法を検討し、速やかに応急復旧に努める。

第3 下水のひ門の操作《下水道局維持課・各水資源再生センター》

- 1 ひ門の管理者（操作員を含む。）は、震度5弱以上の地震の発生及び広島県に津波警報が発表された場合は、直ちに全門を閉鎖し、以後、水位の変動及び状況に応じて、門扉等の適正な開閉を行う。
- 2 ひ門の管理者は、地震が発生し津波のおそれがある場合は、水位の変動等に注意し、状況に応じて、直ちに門扉等の適正な開閉が行えるよう準備を行う。

第17節 輸送対策

地震災害が発生した場合、災害応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の緊急輸送体制を確保するため、輸送車両等の確保、緊急輸送道路の確保等必要な対策を講じる。

第1 緊急輸送の対象範囲《消防局防災課》

- 1 被災者
- 2 災害対策要員
- 3 救助用物資・資機材
- 4 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- 5 飲料水、食料、生活必需品等
- 6 応急復旧用資機材
- 7 その他救助・救急活動、医療活動や応急復旧等に必要な人員・物資等

第2 緊急輸送車両等の確保等

1 緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

- (1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両等による。
- (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものにあつては道路交通局が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。

なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。

- (3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、

用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あつせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。

- (4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。
- (5) 市災害対策本部は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、社団法人広島県トラック協会に対し、「大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定」(資料編参考 20)に基づき、災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送を、社団法人広島県バス協会に対し、「大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定」(資料編参考 21)に基づき、災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送を、広島地区旅客船協会に対し、「災害時における船舶輸送に関する協定」(資料編参考 22)に基づき、災害応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の緊急海上輸送を、それぞれ要請する。
- (6) 前記(5)の協力要請を行っても、所要車両等が不足し、緊急輸送に支障をきたす場合には、市災害対策本部は、緊急輸送を行うため、次に掲げる機関に連絡し、あつせんを依頼し、緊急輸送の確保に努める。

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、その他関係機関(県、他市町村等)
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、その他関係機関(県、他市町村等)
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、県広島西飛行場事務所

- (7) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

2 緊急輸送車両等の配車《道路交通局道路管理課》

- (1) 市有車両及び民間車両

道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。

- (2) 船舶・航空機等

船舶・航空機等については、車両と同様の手続きによる。

なお、船舶等については陸上輸送と接続する場合があるので、調達を依頼した局等及び区災害対策本部の長は、陸上輸送と行き違いのないよう、市災害対策本部と十分連絡調整を図りながら対応する。

3 緊急輸送車両等の燃料の確保《消防局防災課》

緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」(資料編参考 23)に基づき、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。

なお、不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。

(資料編) 3-17-4 広島市有自動車等一覧表

参考 20 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(トラック輸送)

参考 21 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(バス輸送)

参考 22 災害時における船舶輸送に関する協定

参考 23 大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定

第3 緊急通行車両の確認手続き

1 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》

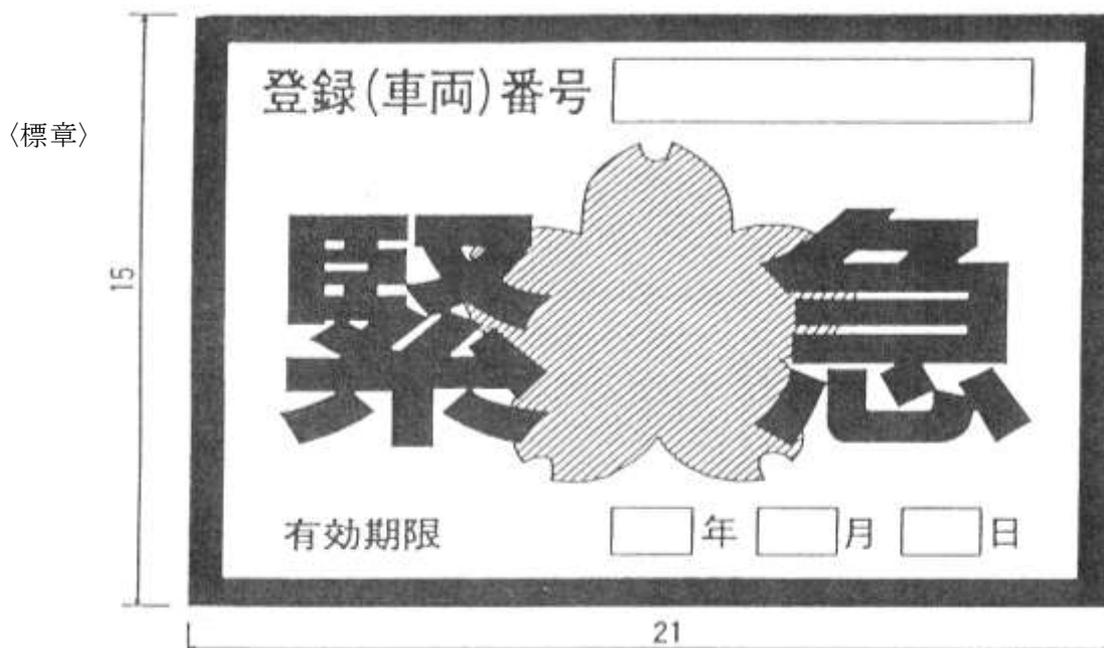
県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。

- (1) 県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請する。
 - (2) 交付を受けた標章は、当該車両の運転席と反対側前面の見えやすい箇所に掲示する。
- 2 事前届出による確認手続き《消防局防災課》

災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。

その手続は、次のとおりである。

- (1) 対象車両
本市が保有する車両、契約等により常時本市の活動のために専用で使用される車両及び災害時に本市が調達する車両のいずれかに該当し、災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両
- (2) 事前届出者
関係課長等（総務担当又は緊急通行に係る業務担当の責任者）
- (3) 事前届出先
緊急通行車両として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課
- (4) 必要書類
ア 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）
イ 緊急通行車両事前届出書
- (5) 緊急通行車両事前届出済証の交付等
ア 緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両事前届出済証が交付されるので、自動車検査証と一括保管しておく。
イ 災害発生時には、緊急通行車両事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。



- (備考) ① 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- ② 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印			
公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又 は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

(上申書作成例)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

については、当該車両の緊急通行車両事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

- 1 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台 (別紙事前届出車両一覧表参照)
- 2 送付書類
 - ① 緊急通行車両事前届出書 各 2 通 (計○○通)
 - ② 輸送協定書の写し ○通
- 3 その他

別紙

事前届出車両一覧表

【広島市】

番号	登録(車両)番号	車両の使用者(氏名)	用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)
1	広島 88 い 1234	広島 太郎	施設応急復旧(法第 50 条第 1 項第 5 号)
2	広島 88 い 5678	広島市(総務課長)	防疫(同第 6 号)、○○社と契約

※ 緊急通行車両事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課(係)の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

緊急通行車両事前届出書 平成 年 月 日 広島県公安委員会 様 申請者住所 印		第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 広島県公安委員会 印
番号標に標示されている番号		(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して確認証明書及び標章の交付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、広島県公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 4 本届出済証は、自動車検査証と一緒に保管してください。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

第4 海上緊急輸送の実施《広島海上保安部、消防局防災課》

1 広島湾内の被害情報の収集

広島海上保安部及び本市は、大規模災害発生後、直ちに海上から広島湾内の護岸、栈橋等の被害状況及び船舶接岸可能地点、船舶航行の障害物等の調査を行い、相互に情報を提供する。

2 発着地点の決定

道路・橋梁等の被害又は交通渋滞等のため、陸上輸送よりも海上輸送の効率が良いと認められる場合は、本市は、輸送に係る船舶の発着地点、その他安全かつ効率の良い海上輸送航行について広島海上保安部と協議のうえ、船舶により被災者、災害応急要員、救援物資、食糧、飲料水等を海上輸送する。

3 海上緊急輸送の実施

広島海上保安部は、本市の行う海上緊急輸送に協力するとともに、同輸送が迅速に行うことができるよう他の船舶の航行を誘導又は制限する等の措置を講じる。

第5 輸送拠点の開設等《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、消防局防災課》

1 輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入のため、救援物資の受渡し拠点となる候補施設を定め、救援物資の輸送・受入及び被災地への配送の迅速・円滑な実施を図る。

施設名	機能		受入手段			接続する直近緊急輸送道路
	受入	配送	陸	海	空	
集配拠点	広島市民球場(マツダスタジアム)	○	○	○		広島海田線
	県立広島産業会館	○	○	○		国道2号
	中小企業会館	○	○	○		西4区210号線
	城南中学校	○	○	○		国道54号
	東区スポーツセンター	○	○	○		国道54号
	安佐北区スポーツセンター	○	○	○		高陽可部線
	安芸区スポーツセンター	○	○	○		国道2号
広島サンプラザホール	○	○	○		草津鈴が峰線、西4区210号線	
東部市場	○	○	○		国道2号	
中央市場・草津岸壁・草津漁港 ※	○	○	○	○	西4区210号線	
広島西飛行場	○				○	南観音線
広島港宇品地区・宇品内港地区 ※	○	○		○		国道487号
太田川河川敷	○				○	国道54号

※ 「中央市場・草津岸壁・草津漁港」及び「広島港宇品地区・宇品内港地区」は、それぞれ一つの輸送拠点として集配を行う。

2 輸送拠点の開設

市災害対策本部は、輸送拠点を開設するときは、関係機関等に通知するとともに、配送等に要する人員・車両等を確保する。

3 県との連携

県西部の救援物資の輸送拠点として、県が広島広域公園と宇品港を指定している。本市としては、必要に応じて運営に協力するなど、県と連携を取りながら円滑に業務を行う。

第6 緊急輸送道路の確保

1 道路被害情報の収集《道路交通局道路管理課・道路課・街路課》

本市（道路交通局）は、区の道路パトロール、参集職員からの情報収集その他の方法により（警察署等からの情報等を含む。）、道路に関する被害情報を収集する。この場合、収集した情報を市災害対策本部及び各道路管理者へ報告する。

2 道路交通規制《道路交通局道路管理課・道路課》

地震により道路が被害を受け、交通が危険であると認められる場合、又は道路応急復旧作業のためやむを得ないと認められる場合は、次の要領により、区間を定めて交通規制を行う。

- (1) 区は、所轄警察署長の意見を聞いて、う回等交通規制に係る応急対策を講じる。ただし、所轄警察署長の意見を聞くいとまのない場合は、区長独自の判断で応急対策を講じた後、所轄警察署長に通知する。

なお、大規模な道路被害により広範囲（特に2行政区以上にまたがる場合）に交通規制を行う必要がある場合は、県警察に依頼し、必要な措置を講じる。

- (2) 本市（道路交通局）は、区役所及び県警察から交通規制の情報を受けた場合は、速やかに市災害対策本部へ報告する。

3 応急復旧活動《道路交通局道路課》

- (1) 応急復旧担当部局

ア 本市及び市長が管理する国・県・市道	道路交通局
イ 本市及び市長が管理する農・林道	経済観光局
ウ 上記以外の道路	各道路管理者

- (2) 応急復旧順位

地震により道路が被害を受けた場合は、緊急輸送道路を優先的に応急復旧することとし、必要に応じてその他の道路の応急復旧を行う。

- (3) 応急復旧目標

緊急輸送道路は、原則として、2車線の通行が確保できるように応急復旧を行う。

- (4) 応急復旧方法

ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

イ 路面の大きな沈下については、土砂、碎石等により盛土する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。

エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル、クラムシェル等）により崩壊土の除去を行う。

オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積後、速やかに撤去する。

カ 落橋した場合については、次により応急復旧を行う。

(ア) 落橋部分にH型鋼を架けわたし、覆工板等により応急復旧する。なお、状況によっては、中間に仮橋脚を設ける。

(イ) 上記(ア)による方法が困難な場合は、使用できる橋までのう回道路の応急復旧を行う。

- (5) 協力要請

道路管理者のみで応急復旧活動を行うことが困難である場合又は緊急に応急復旧しなければならない場合には、災害協力事業者等に対して、協力要請を行う。

4 道路占有者との相互協力《道路交通局道路課》

- (1) 地震により緊急輸送道路の道路施設及び占有物件が損壊した場合は、ライフライン連絡調整会議において被害状況、応急復旧等の情報を交換又は協議する。

- (2) 公益企業（電気、ガス、上・下水道、電話）の道路占有者は、自己所管以外の施設の被害を発見した場合は、相互に通報し、直ちに応急措置をとるよう協力するものとする。

- (3) 道路占有者は、占有物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、速やかに道路管理者及び所轄警察署長に規制の依頼を行う。

5 他の道路管理者との相互協力《道路交通局道路管理課・道路課》

- (1) 本市（道路交通局）は、地震により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、道路復旧に係る情報交換及び必要な資機材の確保等について、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所及び県と協力し合う。

- (2) 本市（道路交通局）は、周辺市町と緊急道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

- (資料編) 3-17-1 道路現況表
3-17-2 広島市緊急輸送道路網図
3-17-3 異常気象時における道路通行規制要領
参考 24 災害時における公共土木施設等の応援対策の協力に関する協定

第 18 節 警備対策

地震災害時において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡・連携を図り、警備活動を実施するとともに、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

第 1 警備対策《県警察本部、広島海上保安部》

1 県警察の警備対策

県警察は、関係機関及び自主防犯組織等と密接な連絡・連携を図り、迅速・的確かつ効果的な警備対策を推進し、被災地及びその周辺における住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防・検挙その他公共の安全と秩序を維持して、治安対策に万全を期するものとする。

(1) 警備活動

県警察は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める活動を行うため、次の警備体制等をとるものとする。

ア 警備要員の参集

県警察職員は、大規模地震の発生を知ったときは、県警察本部長の定めるところにより自動的に参集し、災害警備活動に従事する。

イ 災害警備対策本部等の設置

県警察は、大規模地震が発生した場合には、県警察本部に県警察本部長を長とする災害警備対策本部を、また、各警察署に署長を長とする署災害警備対策本部等を設置し、警備体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成及び運用

大規模地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県警察本部長の定めるところにより警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行うものとする。

2 広島海上保安部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 巡視船艇等を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(2) 巡視船艇等により警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

第 2 交通規制・交通確保対策

1 陸上交通《県公安委員会、道路交通局道路課》

(1) 交通規制の実施

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、区域又は区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法「昭和 35 年法律第 105 号」第 39 条第 1 項の緊急自動車及び災害対策基本法施行令で定める車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及びその周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急交通路として指定するとともに、発災後は、区域又は区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

ウ 県内への車両の流入の制限

隣接県に通じる中国自動車道、広島自動車道、山陽自動車道、国道2号及び国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路各インターチェンジ等必要な箇所に検問所を設置する。

(2) 運転者のとるべき措置

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間や迂回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導・広報を行う。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止・制限区間又は区域以外の場所に移動させる。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車する。

(イ) 移動・駐車後は、カーラジオ等により地震情報、交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓は閉め、ドアロックはしない。

イ 避難のための車両

避難は原則として徒歩で行い、車両は使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該措置をとることができる。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対して立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、中国管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について徹底した広報を実施するものとする。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、道路管理者等の関係機関、警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとする。

- イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体は一致協力して、その解消のため適切な対応措置を講じるものとする。
- ウ 通行妨害車両等の排除については、(社)日本自動車連盟中国本部広島支部(以下「JAF」という。)と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAF に対して協力を要請する。

2 海上交通《広島海上保安部》

(1) 交通規制の実施

広島海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

ア 避難勧告・入港制限等

津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対しては、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港の制限又は港内停泊中の船舶に対する移動を命じる等の規制を行うものとする。

イ 交通整理・指導

船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

ウ 交通の制限及び禁止

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。

(2) 航路の障害物除去等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導の下、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、震災時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

イ 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるものとする。また、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

ウ 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

エ 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに六管区地域航行警報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知するものとする。

オ 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、六管区地域航行警報、安全通報並びに船舶及び航空機による巡回等により速やかに周知するものとする。

3 航空交通《国土交通省大阪航空局広島空港事務所》

国土交通省が作成した「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保するものとする。

第 19 節 住宅等応急対策

地震災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設するとともに、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

また、被災建築物の応急危険度判定を実施し、必要な指導・相談等を行う。

第 1 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課》

1 建設の決定

応急仮設住宅の建設は、市災害対策本部長の決定に基づき都市整備局が建設する。

2 建設方法

応急仮設住宅は、災害救助法に準じ建設する。ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が建設する。なお、県知事が直接建設することが困難な場合は、市長がその委任を受けて建設する。

(1) 建設基準

ア 構造及び規模

軽量鉄骨プレハブ造・連戸式

1戸当たり規模 29.7 m² (9坪) を基準とする。

イ 住宅の概要

間取り 4.5 + 6 帖 (タタミ数)、押入、台所 (流し取付)、便所、
ユニットバス (UB)

基礎 柱下コンクリートブロック据付又は木杭打

屋根 鉄板葺、下地木製パネル

外壁 鉄板張、下地木製パネル

建具 木製建具 (内部)、アルミサッシ (外部)

内部 床：和室…タタミ敷、台所…ベニヤ板張り 12m/m + ビニールシート張り
壁：ベニヤ板、一部フレキシブルボード張り

界壁：石膏ボード 12.5m/m (両面張) + ベニア板、グラスウール

天井：ベニヤ板張り、一部フレキシブルボード張り

電灯 和室 2 灯、台所・便所・UB 各 1 灯、計 5 灯

その他 コンセント 9 か所、換気扇 3 か所、

テレビ端子・電話引き込み口各 1 か所

給水 共同水栓… 4 戸当たり 1 か所

設備 給排水：台所、便所、UB、屋外洗濯機置場

給湯：台所、UB (給湯器 1 台)

ガス：台所 (二口ガスコック 1 個、ガスコンロ 1 台)

衛生器具：洋風大便器・洗面器各 1 か所

冷暖房：ルームエアコン和室 1 か所

ウ 工事費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(2) 着工時期

原則として災害発生の日から 20 日以内とする。

3 建設予定地

(1) 応急仮設住宅は、あらかじめ把握している建設可能用地の中の適地 (公園その他公有地) に建設する。ただし、これによりがたい場合には、市災害対策本部長が決定した用地とする。

(2) 建設予定地は、応急仮設住宅の建築面積の 2 倍程度とし、当該予定地については、財政

局（管財課）及び都市整備局が協議して選定する。

4 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、応急仮設住宅の管理を行う。

(1) 供与の期間

供与の期間は、災害救助法の定める2年以内で、必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合には、市災害対策本部長が決定した期間とする。

(2) 入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、住宅の必要度の高い順に、抽選その他の方法により入居者を決定する。

第2 一時的な収容施設の供与《都市整備局住宅政策課》

市長は、市営住宅の空家を、応急仮設住宅の供与対象者に一時的な収容施設として可能な限り供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設を、一時的な収容施設として可能な限り提供するように協力要請する。

第3 住宅の応急修理《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法が適用された場合には、市長は県知事の委任を受けて、県知事の定める基準に基づき、その他の場合には、これに準じて住家の応急修理を行う。

1 対象住宅の調査及び決定

対象住宅の調査及び決定については、県知事の定める危険住宅判定調査・修理対象基準により決定する。

2 応急修理戸数等

(1) 戸数

災害救助法が適用された場合には、県知事が決定した配分戸数とし、その他の場合には、市災害対策本部長が必要と決定した戸数とする。

(2) 修理費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(3) 実施期間

災害発生の日から1か月以内とする。

第4 被災建築物に関する指導・相談《都市整備局建築指導課、各区建築課》

被災建築物の復旧等に関する技術的指導及び融資に関する相談を行うため、その窓口を市役所本庁及び必要な区役所に設置する。

第5 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定《都市整備局建築指導課・営繕課・宅地開発指導課・住宅整備課、各区建築課》

1 被災建築物の応急危険度判定

地震により被災した倒壊危険等のある建築物が使用・放置されれば、多くの住民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

このため、震災後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定士により、被災建築物の倒壊の危険性及び落下物の危険性等を調査し、被災建築物の使用の可否について判定を行う。

また、被災状況に応じ、被災建築物応急危険度判定体制を速やかに確保するため、県に対し当該有資格職員の派遣要請、関係機関等への協力依頼等を行う。

2 被災宅地の応急危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、宅地の危険度判定を実施し、二次災害を防止、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

また、被災状況に応じ必要と認められる場合には、県に対して当該資格者の派遣等を要請する。

第 20 節 公共施設等応急対策

防災拠点となる施設は、震災後の災害応急活動の円滑かつ確実な実施に資する必要があるため、優先順位を定め、被害状況の把握、施設及びライフライン機能の復旧を行う。

第 1 応急復旧優先度《消防局防災課》

防災拠点の機能を回復するための応急復旧の優先度については、発災直後から災害対応の中核となる施設を最優先とし、次に、被災市民の生活維持に必要な施設、災害復旧に必要な施設の順とする。

優先度 1 「発災直後から災害対応の中核となる施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局工事事務所、浄水場、広島市総合防災センター、生活避難場所、広域避難場所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 防疫等の衛生管理機能 ○ 遺体の処理機能 ○ 障害児への支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

優先度 2 「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所	○ 避難地としての機能 ○ 避難者の収容機能	近隣避難場所、生活避難場所、広域避難場所
輸送拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入れ及び集配場としての機能	広島市民球場（マツダスタジアム）、県立広島産業会館、中小企業会館、東区スポーツセンター、安佐北区スポーツセンター、安芸区スポーツセンター、広島サンプラザホール、東部市場、中央市場、草津岸壁、草津漁港、広島西飛行場、広島港宇品地区、宇品内港地区、城南中学校、太田川河川敷
備蓄拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	生活避難場所となる市立小学校、広島市総合防災センター等
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市まちづくり市民交流プラザ、地域福祉センター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、生活避難場所、広域避難場所

優先度 3 「災害復旧に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
廃棄物処理拠点	○ 生活ゴミや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、焼却場、清掃工場、資源ゴミ処理施設、大型ゴミ破砕処理施設、埋立地、し尿処理場

第 2 市民への広報等《市有建築物管理担当課》

本市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合は、市民に対し広報する等必要な措置を講じる。

第 21 節 文教対策

地震災害が発生した場合には、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、文教施設の保全、応急教育の実施等必要な措置を講じる。

また、地震災害時において、学校や社会教育施設が被災者の避難場所として使用されることとなった場合、学校教育等に支障を及ぼさないよう適切な運用に努める。

第 1 文教対策部の設置《教育委員会総務課》

1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に文教対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、文教対策部の設置の必要があると教育長が特に認めたとき。

2 組織編成及び所掌事務

文教対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第 2 学校教育における応急対策

1 学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会施設課・各学校》

- (1) 地震災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育長に報告する。
- (2) 教育長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

2 生徒等の措置と応急教育の実施

《教育委員会施設課・学事課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

(1) 生徒等の措置

地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、学校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校長の判断により、下記の措置を講じる。

ア あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

イ 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。

エ 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。

オ 地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

(2) 応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき、授業を実施するよう努める。この場合において、市教育委員会は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、市教育委員会はその旨を県教育委員会に届け出る。

また、応急教育の実施に当たっては、生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

- ア 校舎の被害が比較的軽微なとき
各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当に甚大なとき
残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
 - ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき
臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導を行う。
 - エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき
隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行い、生徒等が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。
- 3 教科書の調達等《教育委員会学事課》**
地震災害により教科書をそう失し、又はき損した生徒等に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を特約供給所へ報告し、あっせん又は確保に努める。
- 4 教職員の確保《教育委員会教職員課》**
学校施設の被害が甚大で復旧に長時間を要するため、生徒等を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。
また、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、教育長は、他校の教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。
- 5 学校給食の措置《教育委員会施設課・健康教育課・教職員課・各学校》**
- (1) 給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。
 - (2) 給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症の蔓延防止等保健衛生対策に万全を期する。
なお、給食施設を被災者炊き出し用に使用しなければならなくなった場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。
- 6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力《各高等学校》**
高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。
- 7 授業料等の減免《教育委員会学事課》**
市立幼稚園及び市立高等学校の園児・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。
- 8 生活避難場所としての対策《教育委員会施設課》**
- (1) 市教育委員会は、生活避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。また、市災害対策本部は、生活避難場所となる学校等に対しては、最優先に被災建築物応急危険度判定を行うものとする。
生活避難場所の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者のより快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。
さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。
 - (2) 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難場所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第3 社会教育における応急対策

1 利用者への措置等《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。

2 地域の避難場所となる場合の対策《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

公民館等社会教育施設の管理者は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

3 文化財対策《市民局文化振興課》

(1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。

(2) 市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

(資料編) 3-21-1 指定文化財一覧表

第22節 応急公用負担 《消防局防災課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進

課・維持管理課・農林課・建築課・地域整備課》

第1 公用負担命令権限の委任

1 災害応急対策のため緊急の必要があるときは、市長又は消防局長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、災害対策基本法第64条又は水防法第28条の規定による権限を行使できる。

2 前項の受任者は、次に示す職員とする。

所 属	職 名
消防署	消防署長、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防係長、救助係長、出張所長、副出張所長
区役所	区長、区政調整課長、地域起こし推進課長、維持管理課長、農林課長、建築課長、地域整備課長

第2 公用負担命令の行使

1 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、表3-22-1に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに、表3-22-2に示す公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡して行使する。

2 受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を市長に報告する。

表 3 - 22 - 1 公用負担命令権限書

公 用 負 担 命 令 権 限 書		
		年度 第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
<p>上記の者、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び水防法第 28 条第 1 項の 権限行使を委任したことを証明する。</p>		
広島市長		印

表 3 - 22 - 2 公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 書	年度 第 号
	年 月 日
----- 殿	
	広 島 市 長 印
	(事務取扱者)

種 別	員 数	負 担 内 容		
		使 用	収 用	処 分

第 23 節 災害時における要援護者への避難支援等 《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保健企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生した場合、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい災害時要援護者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

災害時要援護者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、災害時要援護者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の「要援護者」の安否確認や避難支援、状況把握などの災害時要援護者対策を講じる。

1 要援護者の安否確認と要望の把握

- (1) 介護を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

ア 区災害対策本部及び消防局は、災害時要援護者のリストを基に、災害時要援護者の避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要援護者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。

区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

ウ 病院や社会福祉施設等要援護者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

- (2) 外国人市民の安否・所在に関する情報収集

外国人学校、領事館、外国人コミュニティ支援団体等と連携して、外国人市民の安否・所在に関する情報の収集を行い、区災害対策本部へ情報提供する。

- (3) 避難

ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要援護者の避難の介助に努める。

イ 避難支援プランを整備した場合は、当該避難支援プランに基づき、自主防災組織、町内会、民生委員及び社会福祉協議会などの協力のもとに、あらかじめ定める避難支援者が中心となって災害時要援護者の避難支援を行う。

ウ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

- (4) 避難場所での災害時要援護者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要援護者の実態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に災害時要援護者に配慮した支援を行うとともに、生活避難場所に避難した災害時要援護者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要援護者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。

イ 視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。

なお、外国人への避難支援の充実を図るため、避難場所に「外国人避難者対応シート（仮称）」を配備し、外国人への情報提供に活用する。

ウ 生活避難場所において、障害者や高齢者等要援護者が避難生活を行う上での障害をで

きるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ 障害の程度や体力又は病状等により、生活避難場所での生活が困難な者については、市災害対策本部及び区災害対策本部の措置により、福祉避難所、社会福祉施設や集会所等環境条件の良い施設へ移動させる。

(5) 要援護者の実態調査

健康福祉局は、要援護者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、震災後早期（2～3日を目処とする。）に、生活避難場所に避難している要援護者及び在宅の要援護者の健康状態、生活状況等の状態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、生活避難場所や在宅の要援護者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) 外国人市民の相談窓口

広島国際会議場内に開設している「広島市外国人市民の生活相談コーナー」において、生活相談業務等を実施するとともに、広島県が（財）ひろしま国際センターに開設している「外国人総合相談窓口」と連携をとりながら、外国人市民の相談等の充実と外国人市民への周知に努める。

2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要援護者の状態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

(1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要援護者又は被災により在宅で十分に介護できない要援護者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

(2) 在宅援護

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

震災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度で訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣する。

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要援護者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

ウ 補装具費及び日常生活用具の支給・給付

盲人安全つえ（白杖）等要援護者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に支給・給付することに努める。

エ ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、必要に応じ、外出時に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する。

オ ボランティアによる援助

社会福祉協議会等と協力して、ボランティアによる在宅支援活動に努める。

第 24 節 災害救助法の適用等 《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるとき、被災した者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

第1 災害救助法による応急救助

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、本市の全域又は区の地域において、原則として同一原因により、災害救助法施行令第1条第1項各号に定める次の程度の地震による被害が発生し、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときに適用される。

- (1) 全壊・全焼及び流失等により住家が滅失した世帯（以下「被災世帯」という。）が、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (H22.10 国調)	摘 要
全 市	150 世帯	1,173,843 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を1世帯とする。なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは3世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなす。（以下同じ。）
中 区	100	130,482	
東 区	100	120,751	
南 区	100	138,190	
西 区	100	186,985	
安佐南区	100	233,733	
安佐北区	100	149,633	
安 芸 区	80	78,789	
佐 伯 区	100	135,280	

- (2) 被災世帯が上記(1)の世帯数に達しないが、被害が県内の相当広範囲な地域にわたり、県内の被災世帯が2,000世帯以上に達した場合で、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	摘 要
全 市	75 世帯	
中 区	50	
東 区	50	
南 区	50	
西 区	50	
安佐南区	50	
安佐北区	50	
安 芸 区	40	
佐 伯 区	50	

- (3) 被災世帯が上記(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被災世帯が9,000世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、地震災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 地震災害が前各号に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 応急救助の実施

災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

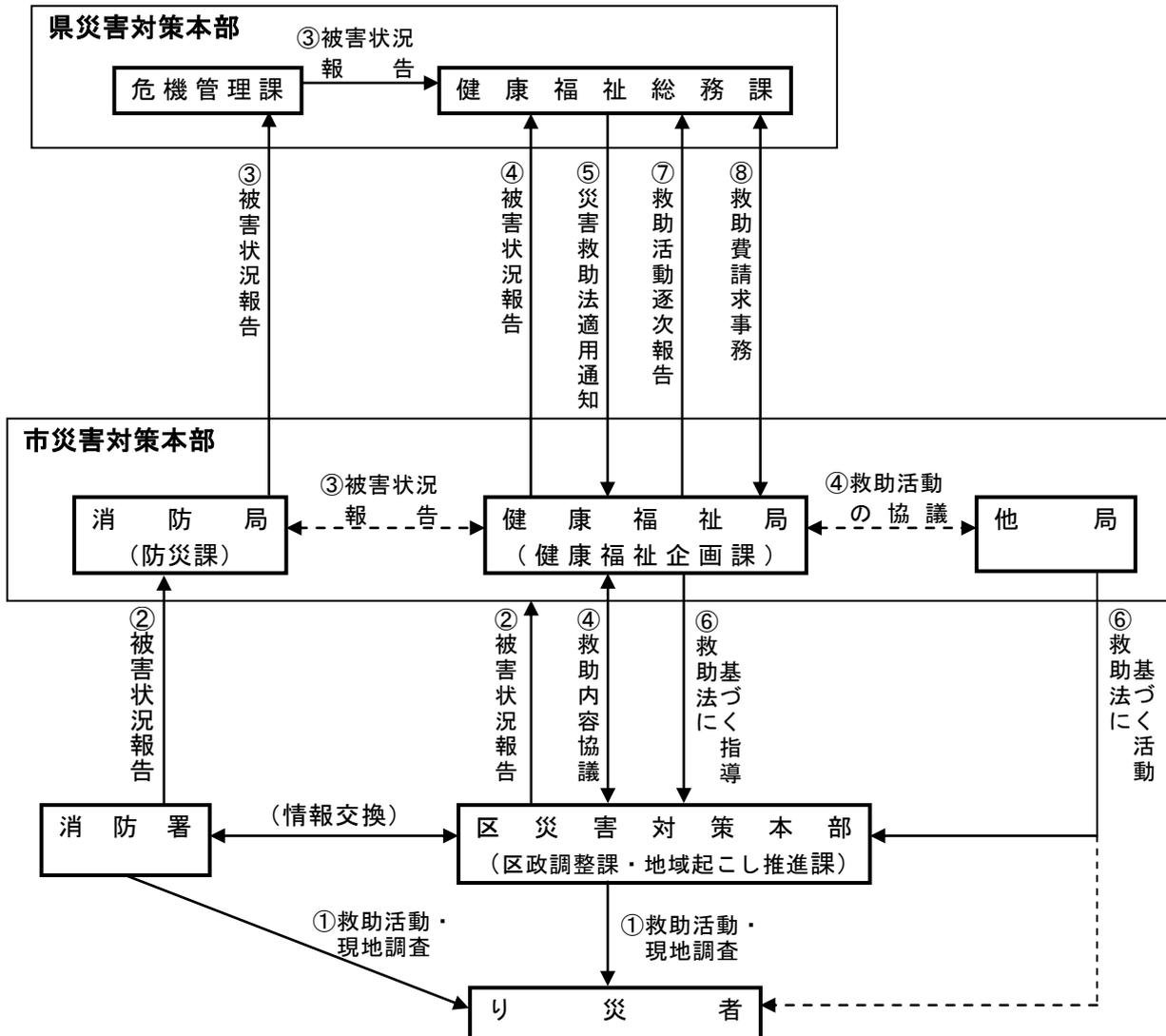
このうち、県知事がその職権の一部を市長に行わせることとした業務については、市長がこれを実施する。

(1) 救助の種類

- ア 避難場所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬

- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救助の程度、方法及び期間
「災害救助法による救助の基準（資料編3-24-1）」のとおり
- (3) 救助の実施
被害の発生から災害救助法による救助の実施に至るまでの事務を図解すると、次のとおりである。

災 害 救 助 法 適 用 事 務



第2 小規模・中規模災害時の応急救助

1 応急救助の実施及び救助の種類

災害救助法が適用されるに至らない程度の災害の発生に際し、市長は、特に必要があると認めるときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。この場合において、市長が必要と認めるときは、これらの救助に替えて金銭を支給してこれを行うことがある。

- ア 一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

2 災害救助組織の編成方法

災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模・中規模災害に係る応急
救援組織の編成要領」（資料編 3-24-2）による。

3 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の基準に準じる。

（資料編） 3-24-1 災害救助法による救助の基準

3-24-2 小規模・中規模災害にかかる応急救援組織の編成要領

第 25 節 応援要請及び協力要請

地震災害時における災害応急対策又は災害復旧に当たり、本市の災害対応能力をもって対処し
得ない場合には、災害対策基本法や協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関等に
応援・協力を要請する。

第 1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1 協力を要請できる公共的団体等

協力を要請できる公共的団体等は、次のとおりである。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 青年団
- (3) 町内会等住民自治組織
- (4) 自主防災組織
- (5) 社会福祉協議会等社会福祉関係団体
- (6) 財広島市都市整備公社防災部
- (7) ㈱建設コンサルタンツ協会災害対策中国支部
- (8) 広島市指定上下水道工事業協同組合
- (9) 広島市地域女性団体連絡協議会
- (10) ㈱広島県バス協会
- (11) ㈱広島県トラック協会
- (12) ㈱広島県タクシー協会
- (13) 広島地区旅客船協会
- (14) 広島県石油商業組合
- (15) 広島安全施設業協同組合
- (16) 協同組合広島総合卸センター
- (17) ㈱日本自動車連盟中国本部
- (18) イオンリテール(株)西日本カンパニー
- (19) マックスバリュ西日本(株)
- (20) 生協ひろしま
- (21) ㈱イズミ
- (22) ㈱広島県建設工業協会
- (23) 広島呉地区郵便局長会
- (24) その他

2 協力を求める事項

協力を求める事項は、次のとおりである。

- (1) 救助物資の輸送又は配付に対する協力
- (2) 避難の周知徹底及び避難者への炊出しに対する協力
- (3) 清掃等に対する協力
- (4) 救護活動に対する協力

(5) その他災害応急対策の実施に対する協力

3 公共的団体等への協力要請手続き

協力要請に当たっては、原則として、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業の種別
- (4) 作業予定時間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他必要事項

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
災害時における応急措置 《水道局配水課》	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考 13
災害時における放送 《消防局予防課》	日本放送協会広島放送局、(株)中国放送、 広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、 (株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 17
災害時における仮設トイレの設置 《環境局業務第二課》	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレ コ、エフユーレンタル(株)広島営業所、日野 興業(株)広島営業所、(株)リョーキ	資料編参考 18
災害時の医療救護活動 《健康福祉局保健医療課》	(社)広島市医師会、(社)安佐医師会、(社)安芸地 区医師会	資料編参考 19
災害応急対策の実施に必要な人員、資機 材等の緊急輸送、被災者の緊急輸送《道 路交通局道路交通企画課、消防局防災課》	(社)広島県トラック協会、(社)広島県バス協会、 広島地区旅客船協会	資料編参考 20 資料編参考 21 資料編参考 22
応急措置業務に従事する自動車等への燃 料補給等《消防局防災課》	広島県石油商業組合	資料編参考 23
災害時の公共土木施設等の応急対策等 《道路交通局道路課》	広島安全施設業協同組合	資料編参考 24
災害時における食料、生活必需品の緊急 調達等《経済観光局商業振興課》	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 25
災害時における食料の緊急調達等 《経済観光局農政課》	全国農業協同組合連合会広島県本部、山崎 製パン(株)広島工場、(株)アンデルセンサービ ス、広島駅弁当(株)、(株)千鳥	資料編参考 26
災害時における生鮮食料品の緊急調達等 《経済観光局中央卸売市場》	広島市中央市場連合会、広島市中央卸売市 場東部市場運営協議会、広島市食肉市場売 買参加者組合	資料編参考 27
災害時における遺体安置所の維持管理等 に必要な資材の緊急調達等 《健康福祉局健康福祉企画課》	(社)広島県トラック協会	資料編参考 28
被災車両の撤去等《消防局防災課》	(社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 29
ガス漏れ及びガス爆発事故の防止 《消防局予防課》	広島ガス(株)	資料編 広島市消防計画
災害時における食料・生活必需品の緊急 調達等《経済観光局商業振興課》	イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考 33
	マックスバリュ西日本(株)	資料編参考 34
	生協ひろしま	資料編参考 35
	(株)イズミ	資料編参考 40

福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) IGL学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福) 信々会、(社福) 和楽会、(社福) 広島良城会、(社福) 正仁会、(社福) かつぎ会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 芸南福祉会、(社福) 広島博愛会、(社福) 平和会、(社福) 双樹会	資料編参考 36 資料編参考 38
大規模災害時における応急対策等の協力 《消防局防災課》	(社) 広島県建設工業協会	資料編参考 41
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力 《消防局防災課》	広島県地区郵便局長会	資料編参考 42

第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者（以下「災害協力事業者」という。）への協力要請 《各区担当課》

1 協力を求める事項

災害応急対策の実施（台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土のう積み、土砂及び倒木の撤去等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。）

2 応援要請の方法

災害応急対策が必要となったときは、区災害対策本部又は当該災害応急対策を行う担当課は、災害協力事業者のうち、迅速かつ円滑に作業すること及び確実な対応をすることが可能であると認められる事業者に対して、災害応急対策を行うよう要請する。

- (1) 要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請する。電話等で要請した場合においては、その後速やかに要請した旨の文書を交付する。
- (2) 要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は、実施内容を速やかに文書により要請担当課に報告する。

第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》

1 応援要請の基準

市長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- (1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- (3) その他市長が応援要請の必要があると認めた場合

2 応援要請の方法

(1) 具体的な応援要請については、被害状況の把握ができるかどうか、また、被害状況の把握ができる場合には、応援要請の種類・規模を決定できるかどうかについての判断を行う。

被害状況の把握が全くできないほどの多発的・大規模な被害が生じている場合には、本部長等の事後承諾による応援要請を行うことができる。

- (2) 県及び県内の市町と締結している「災害時の相互応援に関する協定書」（資料編参考8）

に基づく応援要請及び他の特別な協定以外での災害対策基本法第 67 条第 1 項に基づく応援要請については県に対して、中国・四国地区の県庁所在都市と締結している「中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定」（資料編参考 7）に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して、東京都及び各政令指定都市と締結している「20大都市災害時相互応援に関する協定」（資料編参考 6）に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して応援要請を行う。

- (3) 応援を要請した都市から派遣された応援部隊が市内の地理に不案内な場合には、各局等において独自に締結している応援協定に基づき集結場所が定まっているものを除き、広島市立大学、広島市総合防災センター、広島港等を応援部隊の第一次集結場所とする。

また、第一次集結場所における本市と応援部隊との連絡は、第一次集結場所の連絡員が行う。

3 応援部隊等の受入体制

- (1) 市長は、他の地方公共団体等への応援要請を行った場合は、応援部隊等の要員や資機材のための宿泊施設・駐車場等について各機関の要請に応じて可能な限り準備・あっ旋を行う。
- (2) 市長は、応援部隊等の要員の受入体制を整えるための一時的な宿泊施設を設置すること等について、旅館業に係る営業許可を免除するなど、宿泊施設の確保に努める。

4 警察の救援部隊の受入れ

県が行う警察の救援部隊の集結場所として、広島県運転免許センターが指定されている。

5 日本郵便株式会社中国支社との相互協力

「災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」又は「災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」に基づき、日本郵便株式会社と本市は、市域に災害が発生した場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

区分	協力事項
日本郵便株式会社 中国支社	ア 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱事務及び救護対策 イ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請のあった場合の取扱い ウ 業務中に収集した被災者の避難先及び道路等の被害状況などの情報提供 エ 避難場所への臨時郵便差出箱の設置 オ 郵便局ネットワークを活用した広報活動 カ 上記に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

6 国土交通省中国地方整備局との相互協力

「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、国土交通省中国地方整備局と本市は、市域に大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、次に掲げる内容の相互協力を行う。

- (1) 被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行う。
- (2) 国土交通省中国地方整備局は、広島市災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めるときは、速やかに当該広島市災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、相互に必要な協力体制を整える。

7 西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

(資料編)	参考 6	20 大都市災害時相互応援に関する協定
	参考 7	中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定
	参考 8	災害時の相互応援に関する協定書
	参考 9	20 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書
	参考 10	20 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書
	参考 11	18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
	参考 12	地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定
	参考 14	災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定
	参考 15	災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定
	参考 30	日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
	参考 31	日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱
	参考 32	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定
	参考 37	災害時における相互協力に関する基本協定
	参考 39	広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

第4 自衛隊の災害派遣要請《消防局防災課》

大規模な地震災害の発生により、自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じて、同時に自衛隊に対し派遣要請した旨及び市域に係る被災状況を通知する。

1 情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本市は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供する。

(1) 県危機管理課 電話 082-228-2111（内線 2784～2786）
082-228-2159, 082-511-6720（直通）

(2) 陸上自衛隊第 13 旅団

ア 平日 第 46 普通科連隊 第 2 科

電話 082-822-3101（内線 2502・2506）

不在時（内線 2535・2536・2537；第 3 科）

イ 休日及び夜間 第 46 普通科連隊 部隊当直司令室

電話 082-822-3101（内線 2505）

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に行う。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被災状況の把握及び通報
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助
- (4) 消防活動
- (5) 水防活動
- (6) 救助物資の輸送
- (7) 道路及び水路の確保
- (8) 応急の医療・救護・防疫
- (9) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食・給水・入浴支援
- (11) 通信支援
- (12) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (13) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式 3-25-1 の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。

なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

様式 3-25-1 災害派遣要請依頼書

年 月 日
知 事 様
市 長 名
自衛隊の災害派遣要請依頼について
下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）
4 その他参考となるべき事項 作業用資材、宿営施設の準備状況

5 県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合にあつて、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりである。

- (1) 陸上自衛隊第 13 旅団長
陸上自衛隊第 13 旅団司令部 安芸郡海田町寿町 2-1
第 3 部（防衛班） 電話 082-822-3101 内線 2410
(夜間・土日・祝日等) 内線 2440 (当直幕僚)
- (2) 海上自衛隊呉地方総監
海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町 8-1
オペレーション 電話 0823-22-5511 内線 2222、2823 (当直)
- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官
航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町 3-3-1
司令部防衛部運用課 電話 092-581-4031 内線 2348
(課業時間外) 内線 2203 (SOC 当直)

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

7 自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣要請をした市長は、次の点に十分留意して、派遣部隊

の活動が十分行えるよう努める。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 本市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供
- ウ 派遣部隊到着後速やかな作業開始ができるよう計画の立案及び資機材等の準備
- エ 現場責任者の指名及び配置
- オ 必要に応じた派遣部隊の宿営適地及び駐車場等の準備（平常時からの宿営候補地の検討を含む。なお、県は、派遣部隊の集結場所として広島広域公園を指定している。）
- カ 臨時ヘリポートの設定（平常時からの臨時ヘリポート候補地の選定を含む。）
- キ 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(2) 災害派遣部隊到着後

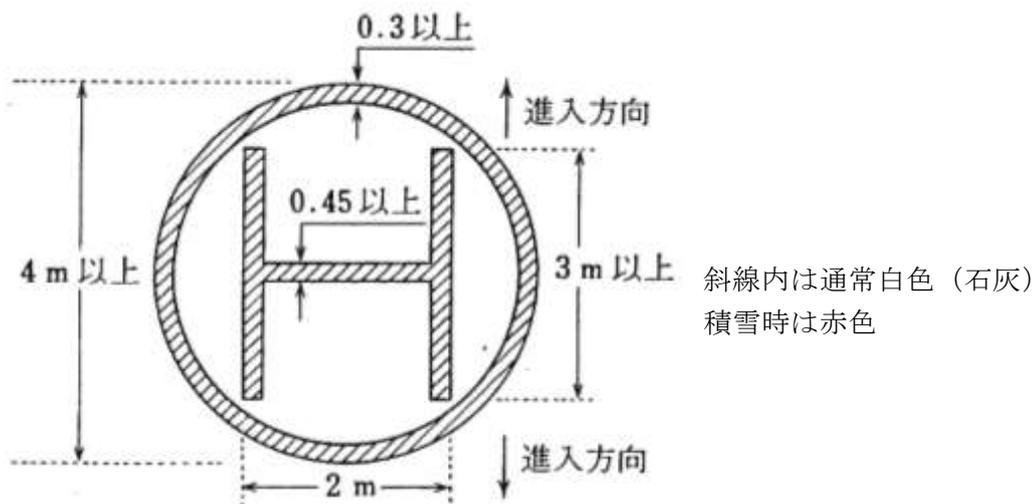
- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ時

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項に留意し、受入態勢に万全を期する。

なお、災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、資料編3-25-2に示すとおりである。

- ア 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- イ 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水をしておくこと。また、積雪時は除雪又はてん圧をしておくこと。
- ウ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにすること。
- エ 臨時ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し又は旗を立てること。これが準備できないときは、ヘリコプターの進入方向を示す発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。
- オ 着陸地には㊦の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。



- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備すること。
- キ 臨時ヘリポート使用に当たっては、県危機管理課及び施設管理者に連絡を行うこと。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除き、本市の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

9 自衛隊の撤収要請手続

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階にはいった場合には、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

（資料編） 3-25-1 臨時ヘリポート可能箇所の目安

3-25-2 災害時の臨時ヘリポート適地

第5 緊急消防援助隊の出動要請《消防局警防課》

1 出動要請の基準

市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、本市において、震度6強以上の大規模地震が発生した場合、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日消防庁第104号消防庁次長通知）に基づき、発災後直ちに、あらかじめ定められた他都市の緊急消防援助隊が出動する体制となっている。

2 出動要請の方法

- (1) 出動要請の連絡は、総務省消防庁の定める「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく様式により県知事に行く。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対して要請する。
- (2) 出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。
 - ア 災害の種別・状況
 - イ 人的・物的被害の状況
 - ウ 道路・交通の被災状況
 - エ 応援を必要とする地域
 - オ 緊急消防援助隊の進出拠点
 - カ 緊急消防援助隊の到達ルート
 - キ その他必要な情報

3 受け入れ体制

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配備等を行うため県等に設置される、「消防応援活動調整本部」へ職員を派遣する。
- (2) 市長は、緊急消防援助隊の消防活動に必要な資機材の貸与、燃料補給体制の確保及び野営空地や宿泊施設の準備等、円滑な活動に必要な手配に努める。
- (3) 緊急消防援助隊の第1次集結場所は、「第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請、2 応援要請の方法(3)」に規定する場所及び消防局航空隊基地とする。
なお、県は進出拠点として広島市立大学を指定している。

第26節 災害ボランティアの受入れ《市民局市民活動推進課・国際交流課、消防局防災課》

地震災害時における市内外からの多数の災害ボランティアの受入れ体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的に災害ボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう努める。

災害ボランティア関係機関と相互に協力し、以下の項目についての実施を促進し、自発的支援の申入れに対して適切に対応する。

1 平常時における災害ボランティアの組織化

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を要する職員を把握し、本人の意思に基づいて登録するとともに、資格を有する市民の専門ボランティアやボランティア団体の情報についても、県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

2 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設

(1) 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。

(2) 次に該当する場合に、連絡調整会議を開催する。

ア 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。

イ 連絡調整会議の議長が開催の必要があると判断したとき。

(3) 連絡調整会議の開催場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。

ア 広島市社会福祉センター

イ 広島市まちづくり市民交流プラザ

ウ 広島市役所本庁舎会議室

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

地震災害発生時において、緊急時の広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

4 受付窓口の設置

地震災害発生時においては、多くの善意の支援の申入れが殺到することが予想されるため、市（区）災害ボランティア本部（センター）に災害ボランティアの受付窓口を設置し、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、迅速かつ円滑なボランティア活動の実施を図る。

5 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資機材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

6 海外からの支援の受入れ

(1) 国等から、海外からの支援の受入れ計画が示された場合には、市災害対策本部で受入れの規模・受入れ体制等を決定する。

(2) 海外からの支援の申し出が直接本市にあった場合には、市民局国際交流課を窓口とし、申し出があったことを外務省に報告し、市災害対策本部で受入れの可否を決定する。

第27節 区の応急対策

第1 活動方針《各区区政調整課・地域起こし推進課》

地震災害発生時には、その被害状況等に応じて、区は、応急対策実施の要として「区災害対策本部」を設置し、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

第2 活動体制《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 組織・運営

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第2 災害警戒本部」及び「第3 災害

対策本部」に定めるところによる。

2 職員の動員

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第4 職員の動員」に基づき、各区ごとに作成する動員計画による。

3 分掌事務

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第2 災害警戒本部」及び「第3 災害対策本部」に定めるところによる。

第3 被害情報の収集・連絡《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課》

本章「第3節 情報の収集及び連絡」に定めるところによる。

第4 災害広報・広聴《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 広報活動

区災害対策本部は、地震に関する正しい情報を区民に提供するとともに、パニック等の混乱の防止、区民の生命の安全確保を目的として、地震発生後直ちに広報活動を開始し、以後応急対策の進展に伴い、適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たっては、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、災害時要援護者への十分な配慮を行う。

(1) 広報窓口の設置

災害広報に当たっては、広報窓口を設置して行う。

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に設置し、広報班の統制の下、各局等及び各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

(2) 広報事項

ア 地震発生直後の広報

- (ア) 地震（余震も含む。）・津波・気象に関する情報
- (イ) パニック防止の呼びかけ
- (ウ) 避難の勧告・指示
- (エ) 出火防止の呼びかけ
- (オ) 消火、人命救助の協力呼びかけ
- (カ) 区内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
- (キ) 区の応急対策実施状況
- (ク) その他必要な事項

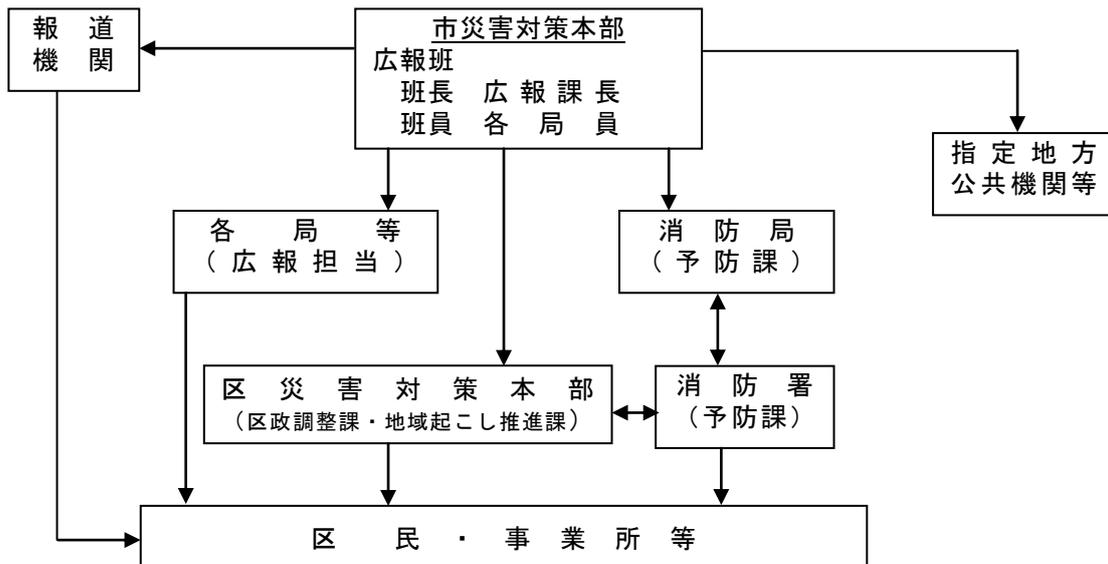
イ 災害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 地震・津波に関する情報
- (イ) 被害状況及び応急対策実施状況
- (ウ) 安心情報
- (エ) 生活関連情報
 - a 電気・ガス・水道
 - b 食料・生活必需品の供給状況
- (オ) 通信施設の復旧状況
- (カ) 道路交通状況
- (キ) 交通機関の運行状況
- (ク) 医療機関の活動状況
- (ケ) ボランティアの活動状況
- (コ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) その他必要な事項

ウ 救援期の広報

- (ア) 避難場所の状況
- (イ) 生活援護情報

- a 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
 - b 市税の減免等
 - (ウ) 企業援護情報
 - (エ) 義援金等の支給手続き
 - (オ) 公共施設復旧状況
 - (カ) かり災証明の発行手続き
 - (キ) 応急対策実施状況及び今後の見通し
 - (ク) 死者・行方不明者の状況
 - (ケ) 仮設住宅の設置及び申込手続き
 - (コ) その他必要な事項
- (3) 広報事項の伝達系統



(4) 広報の方法

ア テレビ・ラジオの利用

区災害対策本部長は、区域内の広範囲に広報する必要がある場合、又はテレビ・ラジオの利用により、その効果が絶大と認められる場合は、市災害対策本部長へ放送の依頼を要請する。

イ 既存の無線放送の利用

既存の無線放送の有効な活用を図る。

ウ 広報車の利用

(ア) 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。

(イ) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じてチラシ等の配布も行う。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

オ チラシ等の配布

区災害対策本部は、市災害対策本部の指示により、又は必要に応じ、安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

(5) 報道機関への情報提供

報道機関から、災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

2 広聴活動

区災害対策本部は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化した段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 市民相談窓口の設置

区災害対策本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて市有施設等に設置する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係部局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整をするなど、適切な処理に努める。

第5 避難対策《各区区政調整課・地域起こし推進課》

本章「第5節 避難対策」及び「水防計画第4章 避難対策」に定めるところによる。

第6 応急救助活動

区災害対策本部は、地震災害によるり災者に対し、次により応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、本章「第24節 災害救助法の適用等」に定めるところによる。

1 応急救助の実施に関する協議・報告《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、応急救助の実施に際し、救助内容等について市災害対策本部（健康福祉局健康福祉企画課）と協議して救助活動を実施するとともに、実施状況・被害状況について報告する。

2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務

(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 調達に関すること。

原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）が行うが、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長が健康福祉局長と協議のうえ行う。

また、衣食等生活必需品供給のための集積場所等については、健康福祉局長・経済観光局長と協議して決めるほか、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行う。

イ 食品の供給に関すること。

(ア) 配給の対象者

- a 避難場所に避難した者
- b 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- c 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- d その他各区災害対策本部長が必要と認める者

(イ) 配給基準

1日1人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

ウ 生活必需品の供給に関すること。

(ア) 配給の対象者

- a 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者
- b 被服・寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者
- c 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(イ) 被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌 着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊 事 用 具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食 器	コップ、皿、箸等

日用品	トイレトペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

(ウ) 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

(2) 医療・救護対策《各区健康長寿課・保健福祉課》

ア 医療救護資機材の調達・輸送

区災害対策本部長は、救護所設置に必要な資機材や救援物資を調達し、搬入を行う。

イ 救護所の設置

区災害対策本部長は、健康福祉局長と協議し、避難場所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、本章「第12節 医療・救護対策」に定めるところによる。

(3) 遺体の処理及び火葬対策《各市区市民課・保険年金課・生活課》

ア 遺体の捜索・安置

区災害対策本部長は、行方不明者等の届出並びに遺体安置の要請があれば受理し、受付簿に記録するとともに、速やかに警察、消防等関係機関の協力を得て捜索活動を行い、早期の収容に努めるとともに、死体調書を作成する。

イ 遺体安置所の開設及び管理

区災害対策本部長は、災害により多数の遺体を安置する必要がある場合、公共施設等に遺体安置所を開設するとともに、施設の運営・維持管理を行うため職員を派遣し、適切な措置を講じる。

ウ 遺体の搬送及び火葬

区災害対策本部長は、健康福祉局長に対し、遺体安置所別に火葬に付すべき遺体数の報告を行い、健康福祉局長が作成する遺体搬送計画に基づき、火葬場への搬送の手配を行う。また、身元不明の遺体又は遺体引受人のない死体については、火葬後は区長が当該遺骨を保管する。

第7 応急復旧活動《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

区災害対策本部長は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第8 緊急輸送《各区建築課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合、応援活動のための人員の輸送、物資の運搬を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり緊急輸送車両の確保等を行う。

1 車両等の確保

(1) 区保有車両の確保

区災害対策本部長は、事前に区が保有する車両台数を把握し、市災害対策本部へ実数報告を行うとともに、一定数の車両を待機させる。

(2) 民間車両の活用

区災害対策本部長は、現有車両台数では人員の輸送、物資の運搬が困難と認められる場合は、市災害対策本部へあつせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

2 車両等の配車及び緊急通行車両の表示手続き

区災害対策本部長は、調達車両の適切な配車を実施するため、車両等の用途別配車計画を作成するほか、県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請し、緊急通行車両に掲示する。

第9 応援要請《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、地震災害が発生した場合において、応急対策あるいは応急措置を実施するために必要があると認めるときは、市災害対策本部長に応援の要請を行う。

1 職員の応援要請

- (1) 区災害対策本部長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、市災害対策本部長へ職員の応援を要請する。
- (2) 応援職員は、区災害対策本部長の指揮を受けてその指示に従う。

2 他の地方公共団体等及び自衛隊に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、他の地方公共団体等及び自衛隊の応援の要請を依頼する。

3 防災関係団体等に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、防災関係団体等の応援の要請を依頼する。

4 応援隊の受入れ

区災害対策本部長は、応援隊の受入れに当たっては、応援隊の市内進入路、集結地点及び救援物資の受取り場所等を選定し、適切に誘導を行う。

第10 区応急対策実施計画の策定《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、地震災害時における区災害対策本部の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、本計画に基づき、区応急対策実施計画を策定し、その充実整備に努める。

第4章 津波災害対策

第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

本市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、津波波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

中央防災会議の専門調査会（南海トラフの巨大地震モデル検討会）においては、東日本大震災の発生を受け、南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）について、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の検討を行っており、平成23年12月には、想定震源域・想定津波波源域を約2倍に拡大し、地震規模を暫定値でマグニチュード9.0に設定する内容（検討会中間とりまとめ）を公表した。今後は、地震動・津波高等の推計結果や被害想定が順次公表される予定となっている。

こうした国の検討状況等を踏まえ、広島県等関係機関とも連携を図りながら、地震被害想定調査の実施を予定することとしており、この中で、津波高等の想定を見直していく必要がある。

第2節 津波に強いまちづくり

第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・浸水時緊急退避施設等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、国、県、市の役割に応じて地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

第2 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での

計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の防災情報等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

2 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

なお、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

3 災害応急対策等への備え

津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

目 次

【地域防災計画～都市災害対策編】

第1章 総 則	301
第1 計画の目的	301
第2 計画の位置付け	301
第3 計画の構成及び内容	301
第4 災害の想定	301
第5 計画の修正	302
第6 細部計画の策定	302
第7 計画の習熟	302
第2章 海上災害対策	303
第1節 海上災害の特徴	303
第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	304
第3節 対象とする海上災害	305
第4節 災害予防計画	306
第1 大規模な油等流出事故の予防対策	306
第2 船舶火災の予防対策	307
第3 危険物積載船舶の保安対策	307
第4 船舶の安全運航の確保	307
第5節 災害応急対策	308
第1 災害対策本部の体制	308
第2 応援要請	308
第3 関係機関との情報連絡系統	308
第4 関係機関の災害応急活動	309
第5 大規模な油等流出対策	309
第6 海難事故等対策	312
第7 海上交通の安全確保	313
第3章 航空機災害対策	336
第1節 航空機災害の特徴	336
第2節 市域における飛行場施設等の現況	336
第3節 対象とする航空機災害	337
第4節 災害予防計画	338
第1 航空機の安全運航の確保	338
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	338
第3 防災訓練の実施	338
第5節 災害応急対策	339
第1 災害対策本部の体制	339
第2 応援要請	339
第3 関係機関との情報連絡系統	339
第4 関係機関の災害応急活動	340
第5 情報の収集及び広報	340
第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	340
第7 航空機火災への対応	341
第8 救護所の設置と医療救護班の派遣	341

第9	トリアージの実施	341
第10	一時収容場所又は避難場所等の開設	341
第4章	鉄道災害対策	343
第1節	鉄道災害の特徴	343
第2節	市域における鉄道施設等の現況	343
第3節	対象とする鉄道災害	343
第4節	災害予防計画	344
第1	鉄軌道の安全運行の確保	344
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	344
第3	防災訓練の実施	344
第5節	災害応急対策	344
第1	災害対策本部の体制	344
第2	応援要請	344
第3	関係機関との情報連絡系統	345
第4	関係機関の災害応急活動	345
第5	情報の収集及び広報	346
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	346
第7	危険物・毒物劇物等の流出への対応	346
第8	救護所の設置と医療救護班の派遣	346
第9	トリアージの実施	346
第10	一時収容場所又は避難場所等の開設	347
第5章	道路災害対策	350
第1節	道路災害の特徴	350
第2節	市域における道路施設の現況	350
第3節	対象とする道路災害	350
第4節	災害予防計画	351
第1	道路の安全運行の確保	351
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	351
第3	防災訓練の実施	351
第5節	災害応急対策	352
第1	災害対策本部の体制	352
第2	応援要請	352
第3	関係機関との情報連絡系統	352
第4	関係機関の災害応急活動	353
第5	情報の収集及び広報	353
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	353
第7	危険物・毒物劇物等の流出への対応	353
第8	救護所の設置と医療救護班の派遣	354
第9	トリアージの実施	354
第10	一時収容場所又は避難場所等の開設	354
第6章	大規模火事災害対策	359
第1節	大規模火事災害の特徴	359
第2節	市域における大規模施設等の現況	359
第3節	対象とする大規模火事災害	360
第4節	災害予防計画	361

第1	火災に強い地域づくり	361
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	361
第3	防災訓練の実施	362
第5節	災害応急対策	362
第1	災害対策本部の体制	362
第2	応援要請	362
第3	関係機関との情報連絡系統	363
第4	関係機関の災害応急活動	363
第5	情報の収集及び広報	363
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	364
第7	活動上の安全管理	364
第8	救護所の設置と医療救護班の派遣	364
第9	トリアージの実施	364
第10	一時収容場所又は避難場所等の開設	364
第7章	危険物等災害対策	371
第1節	危険物等災害の特徴	371
第2節	市域における危険物等施設の現況	371
第3節	対象とする危険物等災害	373
第4節	災害予防計画	374
第1	危険物等の安全確保	374
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	375
第3	防災訓練の実施	375
第5節	災害応急対策	376
第1	災害対策本部の体制	376
第2	応援要請	376
第3	関係機関との情報連絡系統	376
第4	関係機関の災害応急活動	377
第5	情報の収集及び広報	377
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	377
第7	活動上の安全管理	378
第8	救護所の設置と医療救護班の派遣	378
第9	トリアージの実施	378
第10	一時収容場所又は避難場所等の開設	378
第8章	放射性物質災害対策	385
第1節	放射性物質災害の特徴	385
第2節	市域における放射性物質使用施設等の現況	385
第3節	対象とする放射性物質災害	386
第4節	災害予防計画	386
第1	放射性物質の安全規制	386
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	386
第3	防災訓練の実施	387
第5節	災害応急対策	387
第1	災害対策本部の体制	387
第2	応援要請	387
第3	関係機関との情報連絡系統	388
第4	関係機関の災害応急活動	388

第5	情報の収集及び広報	389
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	389
第7	活動上の安全管理	390
第8	救護所の設置と医療救護班の派遣	390
第9	トリアージの実施	390
第10	一時収容場所又は避難場所等の開設	390
第11	市域外における放射性物質災害への対応	390
第9章	ライフライン災害対策	392
第1節	ライフライン災害の特徴	392
第2節	市域におけるライフライン施設等の現況	392
第3節	対象とするライフライン災害	394
第4節	災害予防計画	395
第1	ライフライン機能の確保	395
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	395
第3	防災訓練の実施	395
第5節	災害応急対策	395
第1	災害対策本部の体制	395
第2	応援要請	396
第3	関係機関との情報連絡系統	396
第4	関係機関の災害応急活動	396
第5	大規模停電対策	397
第6	大規模断水対策	397
第7	大規模情報通信途絶対策	398
第8	大規模ガス漏洩・爆発対策	399

第1章 総 則 《消防局防災課》

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大規模な都市災害に対処するため、広島市防災会議が作成する計画であり、市域における都市災害に係る災害予防、災害応急対策に関して、本市及び防災関係機関等が行うべき事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を都市災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、都市災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、広島市地域防災計画の「都市災害対策編」として位置付ける。

第3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、広島市地域防災計画「基本・風水害対策編」によるものとする。

1 総 則

想定する都市災害等について定める。

2 個別災害対応計画

想定する都市災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

第4 災害の想定

この計画において想定する都市災害は、次のとおりとする。

1 海上災害

大規模な油等の流出による海洋汚染の発生又は船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没による多数の死傷者等の発生といった海上災害

2 航空機災害

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空機災害

3 鉄道災害

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害

4 道路災害

道路構造物の損壊や運転者の不注意等を原因とした車両の衝突等による多数の死傷者等の発生といった道路災害

5 大規模火事災害

大規模施設の火災、大規模な林野火災等による多数の死傷者等の発生といった大規模火事災害

6 危険物等災害

危険物等施設における危険物等の漏洩・爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害

7 放射性物質災害

放射性同位元素等取扱施設における放射性物質の大量漏洩等による多数の死傷者等の発生といった放射性物質災害

8 ライフライン災害

大規模な停電・断水・情報通信の途絶・ガス爆発等により広範囲にわたり市民生活に重大な支障を及ぼすようなライフライン災害

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第6 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくこととし、かつ、今後、関係機関等との連携を図りながら、適宜修正・見直しを行っていくこととする。

第7 計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるものとする。

第2章 海上災害対策

第1節 海上災害の特徴 《消防局防災課》

海上災害の特徴として、陸上で発生した災害に比べ、災害現場が特定しにくいこと、災害現場に近づくために船舶等を必要とすること、災害実態の把握や人命救助・捜索、消火活動に制約があること、気象や海象条件の変化などにより災害の態様が急変し、その対応に困難をきたす場合もあることなどが挙げられる。

また、海上災害は、国内船に限らず、外国船においても同様に発生し得るものであるが、その場合は治外法権や言葉の障害などにより、迅速かつ的確な対応を取り得ないことも考えられる。

さらに、海上災害は船舶における被害にとどまらず、海域の魚介類等の水産物や水質・大気・生物等の環境へ直接的な被害を与え、また、水産物の汚染等を介して間接的に人体へ被害を及ぼすことも懸念される。

海上災害は、海洋汚染事故と船舶の事故に大別され、それぞれ次のような発生態様がある。

1 油等の流出

- (1) 海上に流出した油等は、船舶の航行や風・潮流などの影響により、不整形の状態を示し、細長い帯状あるいは斑状となって断続的に漂流・拡散する。また、油の粘度等により拡散速度が異なる（一般的に粘度が低い油ほど拡散速度が速い）。
- (2) 流出油等による被害は、局地にとどまらず広範に拡大し、また、長期間にわたって影響を及ぼすことがある。
- (3) 油等の性状等によっては、大気汚染や海面火災等の二次災害の危険性が高い。

2 船舶の火災・爆発

- (1) 船内は、一般的に構造が立体的で多層、狭隘かつ閉鎖的であり、通路も複雑である。また、規模・用途、乗船者数、積載物の種類・数量等も多種多様であり、発災時点での早期把握が困難であることから、消火・救助活動上の制約が多く、船舶の火災・爆発は多数の死傷者を伴う危険性がある。
- (2) 船体は、開口部が少なく、ほぼ密閉された状態で火災の燃焼が続き、船内に熱気、濃煙が充満しやすく、消火・救助活動に支障をきたすことが多い。
- (3) 船舶の爆発は、船内清掃中、整備作業中、荷役中等に発生する 경우가多く、状況によっては、大規模火災へ拡大するおそれがある。

3 船舶の衝突・座礁

- (1) 船位の不確認、居眠り、見張り不十分などの人為的原因により、多く発生している。
- (2) 港内及びその沿岸水域に集中して発生している。
- (3) 危険物を積載したタンカー等が衝突・座礁した場合、爆発、火災又は危険物の流出による海洋汚染等を併発することがある。

第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況 《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所》

1 広島港港湾区域

広島港港湾区域とは、次の区域をいう。(港湾法(昭和31年6月8日運輸省告示第326号、変更昭和45年10月14日広島県告示第870号))

<p>観音崎、峠島南端及び似島南東端を順次結んだ線、同島地獄鼻、大カクマ島南端及び大カクマ島南端と沖山ノ鼻を結んだ線上、同南端から4,950メートルの地点を順次結んだ線、同地点から318度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに天満川昭和大橋、旧太田川舟入橋、元安川南大橋、京橋川御幸橋、猿猴川黄金橋各下流の河川水面。ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)により指定された草津漁港及び五日市漁港の区域を除く。</p>
<p>資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図</p>

2 港湾施設

(1) 航路

(単位：m)

名称	位置	水深	延長	幅員	備考
第一航路	<p>第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 長森三角点(152メートル)(北緯34度20分37秒東経132度29分58秒)から260度30分2530メートルの地点</p> <p>二 長森三角点から245度30分2860メートルの地点</p> <p>三 長森三角点から256度30分7060メートルの地点</p> <p>四 長森三角点から256度10050メートルの地点</p> <p>五 長森三角点から262度30分2820メートルの地点</p> <p>六 長森三角点から254度30分3540メートルの地点</p> <p>七 長森三角点から260度7090メートルの地点</p> <p>八 長森三角点から258度10070メートルの地点</p>	-11.0 ～ -14.0	7,400	300 ～ 400	港則法第12条による命の定める航路(港則法施行規則第8条の別表第2による。)
第四航路	廿日市木材港300,000D/Wバースの沖1,500メートルまでの海面	-12.0	1,500	250	
第五航路	五日市—11m海岸の沖 1,350メートルまでの海面	-12.0	13,000	250	
第六航路	出島—14m海岸の沖 第一航路までの海面	-14.0	1,000	400	
廿日市航路	昭北新開物揚前から佐方川河口までの海面	-3.0	1,300	60	
宇品内港泊地	西防波堤灯台と東防波堤灯台を結ぶ線で閉じられた海面	-4.0	—	—	
資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図					

(2) 施設状況

資料1「港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図」及び資料2「公共けい留施設の現況」のとおり。

(3) 利用状況

ア 入港船舶種別表 (平成22年)

(単位: 隻・トン)

区分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合計
隻数	1,324	27,393	21,007	155	49,879
総トン数	15,820,346	8,133,631	9,615,331	154,783	33,724,091

※ 商船とは、客船、貨客船、貨物船（各種専用船及びコンテナ船を含む。）及び油送船をいう。

※ 外航とは、外国航路に就航している船舶を、内航とは内国航路に就航している船舶をいう。

イ 入港船舶階級別表 (平成22年)

(単位: 隻)

区分	10,000 総 トン以上	6,000以上 10,00未満	3,000以上 6,000未満	1,000以上 3,000未満	500以上 1,000未満	500 総ト ン未満	合計
外航	317	301	629	66	10	1	1,324
内航	2	16	706	441	6,862	40,528	48,555

ウ 船舶乗降人員 (平成22年)

(単位: 人)

乗込人員	上陸人員	計
985,649	1,017,685	2,003,334

エ 大型旅客船の入港状況

資料3「大型旅客船の入港状況」のとおり。

3 定期航路の就航状況

資料4「コンテナ等定期航路の就航状況」のとおり。

第3節 対象とする海上災害 《消防局防災課》

本章で対象とする海上災害は、広島港港湾区域及びその周辺海域（以下「広島市海上区域一円」という。）等において、多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような海上災害とする。

1 大規模な油等流出（海洋汚染）

《災害対応上の特性》

- ・ 広島地区排出油等防除協議会との連携
- ・ 大規模な流出油等の防除・回収
- ・ 流出油等への引火、海面火災に対する警戒
- ・ 回収油等の処理（運搬、焼却・廃棄等）
- ・ 環境汚染対策、水産物被害対策
- ・ 沿岸住民の避難
- ・ 船舶の撤去・えい航

2 船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没（海難事故等）

《災害対応上の特性》

（旅客船の場合）

- ・ 多数の負傷者等の救助活動及び医療・救護
- ・ 多数の行方不明者の捜索
- ・ 海上への燃料流出・拡散防止
- ・ 船舶の撤去・えい航

（タンカーの場合）

- ・ 大規模な消火活動
- ・ 積載油等の流出・拡散防止
- ・ 流出油等への引火、海面火災に対する警戒
- ・ 船舶の撤去・えい航

3 その他の大規模な海上災害

第4節 災害予防計画

第1 大規模な油等流出事故の予防対策《広島海上保安部、消防局防災課・警防課・南消防署》

1 排出油等防除協議会

広島湾において大規模な油等流出事故等が発生した場合の防除活動について、関係機関が必要な事項を協議・実施するため、次のとおり排出油等防除協議会が組織されており、本市もこの協議会に参画している。

区分	広島地区排出油等防除協議会	広島湾排出油等防除協議会連合会
対象区域	広島海上保安部の管轄区域内の海域のうち、広島県海域（大竹港を除く。）及びその隣接海域	広島湾
業務内容	1 排出油等防除計画の策定 ① 排出油等防除マニュアルの作成 ② 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の促進 ③ 排出油等の防除活動の実施の推進 2 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施 3 油処理剤の使用に関する事項 4 その他排出油等防除に必要な事項	1 合同防除活動の実施の推進 2 排出油等防除に係る自主基準の作成 3 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施 4 その他排出油等防除に関すること
	資料5 広島湾排出油等防除協議会連合会会則	
	資料6 広島地区排出油等防除協議会会則	

2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

広島市海上区域一円における大規模な油等の流出に備え、関係機関（第5節第4を参照）が連携して次の対策を実施する。

項目	実施内容	実施機関
関係機関との協力体制の確立	1 大規模な油等流出事故等に備え、広島地区排出油等防除協議会を通じて関係機関との緊密な協力体制を確立する。 2 必要な資機材及び数量等をあらかじめ把握する。	広島海上保安部
油等防除訓練の実施	毎年1回以上、海上消防訓練にあわせて実施する。	広島海上保安部、国、県、市及び関係機関
防除資機材等の整備	オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。	
資料7 海上流出油対策用資機材等の保有状況（広島港湾関係）		

第2 船舶火災の予防対策《広島海上保安部、消防局警防課・予防課、南消防署》

- 1 広島市海上区域一円における船舶火災に備え、関係機関が連携して次の対策を実施する。

項目	実施対象等	実施内容	実施機関
消防設備の整備促進	第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカー並びに小型船舶	・消防設備の整備に関する指導及び取締り	広島海上保安部、 消防局
海上火災予防運動の推進 (年2回、春・秋)	港内就航船舶及び旅客船、タンカー、漁船等	・消火設備及び火気管理状況の点検等 ・火災予防思想の高揚と防火についての注意事項の周知徹底 ・危険物荷役船舶の事故防止対策の徹底及びこれらに関連する活動・訓練	
海上消防訓練の実施 (毎年1回以上)	油槽船及び油槽所等の事故による火災及び離島火災を想定	・海上消防訓練 ・離島における火災に対する消防訓練	
摘要	<p>1 第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカーとは、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）に規定する第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカーをいう。</p> <p>2 小型船舶とは、小型船舶安全規則に規定する総トン数20トン未満の船舶であって、国際航海に従事する旅客船以外のものをいう。</p>		

- 2 消防局は、船舶火災における消防活動が円滑に行われるよう、必要な細部計画（災害対応マニュアル）を定めておくものとする。

第3 危険物積載船舶の保安対策《広島海上保安部、消防局指導課・南消防署》

広島港に入港する危険物積載船舶の保安確保のため、次の対策を実施する。

項目	内容	実施責任者（根拠法令）
指示・命令・荷役規制	<p>広島港に入港する危険物積載船舶の錨泊、けい留又は移動に当たり、保安確保のため必要な指示又は命令を行う。</p> <p>港内に船舶ふくそう度、岸壁、棧橋等のけい留施設の現状等に応じ、棧橋・岸壁に荷役許容量を定め、これに基づいて荷役規制を行う。</p>	<p>広島港長</p> <p>〔 ・港則法 ・危険物船舶運送及び 貯蔵規則 〕</p>
監視・指導	<p>危険物荷役現場及び危険物積載船舶に、職員を随時派遣して、法令の励行状況を確認するとともに、荷役状況を監視及び指導する。</p>	<p>広島港長・消防局長</p> <p>〔 ・港則法 ・危険物船舶運送及び 貯蔵規則 ・消防法 〕</p>

第4 船舶の安全運航の確保《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所》

- 1 港湾管理者は、船舶の安全な運航を確保するため、港湾区域及び管理する港湾施設を良好な状態に維持するものとする。
- 2 海上運送事業者等は、関係法令・規則等に基づき船舶の整備・点検を適切に実施するとともに、安全な運航に努めるものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

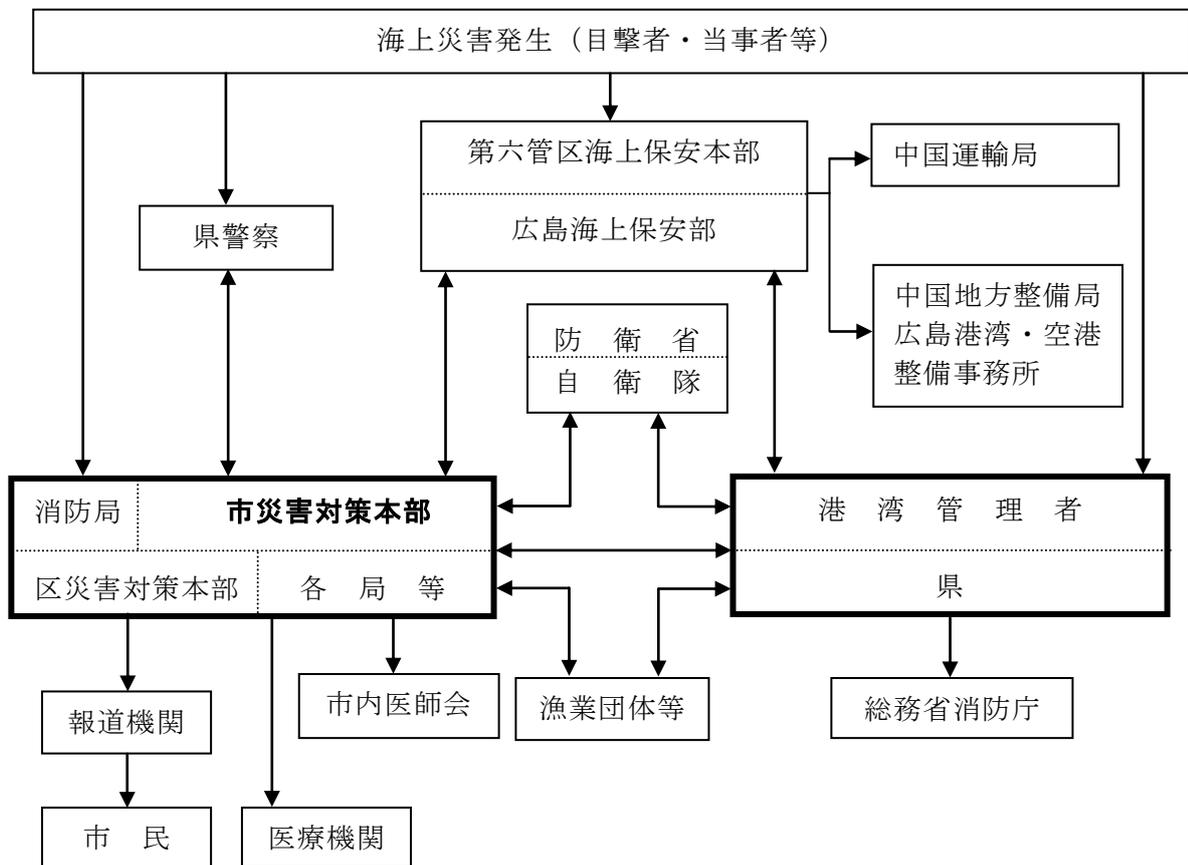
海上災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統



第4 関係機関の災害応急活動《消防局防災課》

区 分	港湾管理者	船舶使用者	排出油等防除 協議会	広島海上 保安部	県	県警察	消防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置				○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定				○		△	○	○	○
人命救助・捜索		○		○	△	○	○	○	○
消 火 活 動		○		○			○		
避 難 誘 導		○		○	△	△	○		○
救急・医療救護		○		○	△		○	○	
海上交通の安全確保	○			○					
火気の使用制限等				○			○		
流出(漂着)油の防除	○	○	○	○	○	○	○	○	
回収油等の処理	○	○			○			○	
汚染水産物対策								○	
被災者の支援		○						○	○
群 衆 整 理						○			
道 路 交 通 整 理						○			
市 民 相 談						△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 大規模な油等流出対策《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、消防局防災課・警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

災害現場において活動を行う広島海上保安部、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

なお、排出油等防除協議会に総合調整本部が設置された場合には、市災害対策本部は、情報収集及び連絡調整を行うため、職員（消防局現地指揮者等）を派遣する。

※ 市災害対策本部における情報の収集方法・項目

ア 情報の収集方法

- ・ 船主、運航者、荷主、乗員等への確認
- ・ 広島海上保安部（排出油等防除協議会）への確認
- ・ 県への確認
- ・ 消防ヘリコプター、消防艇及び救助艇による情報収集 等

イ 情報の収集項目

- ・ 発生日時、場所及び付近の状況
- ・ 船籍、船名、種別、規模（トン数）、構造、船会社及び荷主
- ・ 流出油等の種類及び成分（引火性・毒性）
- ・ 全体の積載量及び流出量
- ・ 流出油等の拡散方向
- ・ 風向及び潮流等の気象・海象状況
- ・ 乗客・乗員数、要救助者、負傷者及び不明者の有無
- ・ 火災危険及び爆発危険の有無
- ・ 緊急措置の状況
- ・ 予想される防除活動の基準 等

(2) 情報の伝達

収集した情報により、流出油等が毒性を有するなど、二次災害の危険性が高い油等であることが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底するものとする。

2 流出油等及び海面の監視

広島市海上区域一円に流出油等による影響があると認められるときは、次により流出油等の監視を行うものとする。

- (1) 消防ヘリコプターは、上空からの海面監視を行う。
- (2) 消防艇及び救助艇は、海面監視を行うとともに、関係者等から情報を収集し火災の発生や油等処理・回収作業に備える。なお、消防局は、流出油等の拡散等に応じて、消防隊を現地に応援出動させる。
- (3) 区災害対策本部は、流出油等の拡散等に応じて、必要な沿岸区域へ職員を派遣して海面監視を行う。

3 火災に対する警戒等

流出油等による海上火災のおそれがある場合には、次の措置を講じるものとする。

内 容	要 件	対象者	実 施 者 (根拠法令)
喫煙又は火気取扱の制限・禁止	港内に引火性の液体が浮遊している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるとき。	当該水域にある者	広島港長 (港則法第36条の2)
火気の使用制限・禁止 退去・進入中止	排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるとき。	火災が発生するおそれがある海域等にある者	広島海上保安部長 (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の5)
火災警戒区域の設定及び火気の使用 禁止 退去・出入禁止・ 出入制限	流出等の事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	火災警戒区域内にある者	消防局長、消防署長 (吏員)、警察署長等 (消防法第23条の2)

4 臭気及び大気汚染調査《環境局環境保全課、各区》

流出油等の気化、海上火災による臭気（毒性）及び大気汚染等が認められるときは、次により対応するものとする。

- (1) 海面監視に派遣された職員は、自ら周辺に異常な臭気があるかどうかを確認するとともに、住民等からの情報収集を行い、その結果を区災害対策本部へ報告する。
- (2) 区災害対策本部は、臭気に関する情報の収集を行い、市災害対策本部（情報連絡班）へ報告する。
- (3) 臭気調査によって、臭気が確認されたときには、環境局は、必要に応じて臭気の拡散状況の把握・監視及び成分の分析等の大気汚染調査を行い、その結果を市災害対策本部（情報連絡班）へ報告する。

5 流出油等の防除、処理及び回収《広島海上保安部、消防局防災課・警防課・南消防署》

(1) 排出油等防除協議会等との連携

消防局現地指揮者は、排出油等防除協議会からの情報収集及び連絡調整を行う。

また、必要に応じて、関係者等から油等の成分や性質等を聴取するとともに、効果的な回収・処理方法について広島海上保安部等と協議を行う。

(2) オイルフェンスの展張、流出油等の処理等の実施

ア オイルフェンスの展張、流出油等の処理等に際しては、排出油等防除協議会（総合調整本部）において関係機関と連絡調整が行われ、活動方針が決定されることから、この活動方針に従い、同協議会と連絡調整を行いながら活動する。

イ 防除活動は、各機関の固有の指揮系統の下に実施するものとし、消防局は保有するオイルフェンスの展張、油処理剤、油吸着材の散布を行う。

なお、油処理剤の散布は、水産資源の成育環境等に影響を及ぼすこともあることから、必ず関係漁業協同組合の同意を得たうえで行うとともに、散布の量に注意を要する。

6 回収油等の処理・運搬《環境局業務第一課・産業廃棄物指導課》

回収油等の処理は、原因者が実施することが原則であるが、原因者が特定されない等やむを得ないときは、広島海上保安部、県（港湾管理者）及び排出油等防除協議会等との協議のうえ、次により回収油等の処理を行うものとする。

- (1) 環境局は、焼却処理可能量、産業廃棄物処理業者等の受入れ可能量及び運搬方法、その他処理に必要な事項を検討して、回収油等処理計画を策定する。

このとき、陸揚げされた油の一時保管が必要なときは、一時保管場所の確保に努める。

- (2) 環境局は、処理が困難又は所管工場の処理能力を超える場合には、県（環境県民局）と協議し、近隣市町等への応援要請等の措置を講じる。

7 水産物対策《健康福祉局保健部、環境局環境保全課、経済観光局水産課》

- (1) 水質汚染状況の把握及び広報

水質汚染等が発生し、水産物に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、次により対応するものとする。

ア 環境局は、健康福祉局及び経済観光局と連携し、必要に応じて水質汚染の状況の把握・監視及び検査等を行い、市災害対策本部（情報連絡班）に報告する。

イ 環境局及び経済観光局は、魚釣りや貝掘り等の禁止、釣り魚等を食べないなど、広報車やチラシ等により、港湾・漁港利用者や市民への注意喚起等の広報を行う。

- (2) 漁業団体及び民間施設等への情報提供

ア 経済観光局は、関係漁業協同組合に対して、情報の提供及び収集を行う。

イ 経済観光局等の関係局及び区災害対策本部は、沿岸部に所在する関連の民間施設等に対して、情報の提供及び収集を行う。

- (3) 汚染水産物の流通防止

ア 健康福祉局は、魚介類販売店やスーパー等に対して、食品衛生に係る監視・指導を強化し、汚染が疑われる水産物の流通を防止するとともに、広報車やチラシ、報道機関等を通じ、市民への注意喚起等の広報を行う。

イ 経済観光局は、水産荷受会社、仲卸業者等に対して、汚染が疑われる水産物の排除等を指導し流通を防止する。

8 市民への情報提供及び市民等相談窓口の開設《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・予防課》

- (1) 市（区）災害対策本部は、収集した情報、臭気調査結果など市民への迅速かつ適切な情報提供を行うものとする。

- (2) 市（区）災害対策本部は、必要に応じて臭気・大気汚染及び健康被害等に関する市民等相談窓口を開設する。

9 避難勧告・指示《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

流出油等の漂着及び気化等により、沿岸住民等に健康被害が生じると認められる場合には、区長は、避難場所（一時収容場所）を開設し、沿岸危険区域内の住民等に対して避難勧告・指示を行うとともに、適切な避難誘導を行うものとする。

10 災害ボランティアとの連携《市民局市民活動推進課、消防局防災課》

本市沿岸部へ油等が漂着し、災害ボランティアの活動支援が必要であると認めるときは、市民局は、市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催を要請するものとする。

11 防除活動経費の請求《消防局防災課》

市災害対策本部は、同本部の防除活動全般に係る物件費及び人件費等の経費を、油濁損害賠償保障法に基づき、原因者に対して請求するものとする。

第6 海難事故等対策《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、消防局防災課・警防課・予防課・南消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 情報の収集・伝達及び広報

(1) 情報の収集

災害現場において活動を行う広島海上保安部、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

※ 市災害対策本部における情報の収集方法・項目

ア 情報の収集方法

- ・ 船主、運航者、乗員への確認
- ・ 広島海上保安部への確認
- ・ 県への確認
- ・ 広島港さん橋管理事務所への確認
- ・ 消防ヘリコプター、消防艇及び救助艇による情報収集 等

イ 情報の収集項目

- ・ 発生日時、場所及び付近の状況
- ・ 船籍、船名、種別、規模（トン数）、構造、船会社及び荷主
- ・ 出火場所（船艙、客室、船員室、機関室等）及び火災規模
- ・ 乗客・乗員数、要救助者、負傷者及び不明者の有無
- ・ 風向及び潮流等の気象・海象状況
- ・ 衝突・座礁、沈没事故の場合における火災危険及び爆発危険の有無 等

(2) 情報の伝達

収集した情報により、危険物の積載等、二次災害が発生する危険性が高いことが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底するものとする。

(3) 広報活動

海難事故等（船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没）は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市（区）災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

(1) 広島海上保安部、消防等は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。

(2) 合同の現地指揮所は、災害現場が全般的に把握できる場所や搬送拠点に使用するけい留施設等の直近など、海上との連携が取りやすい場所に設置する。

(3) 警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現地活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

(4) 船舶火災における指揮権は、広島海上保安部と広島市との相互応援協定（消防業務協定）に基づくものとする。

3 警戒区域の設定

海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その区域の住民等の保護のため必要と認めるときは、市（区）長又は広島海上保安部長は、警戒区域を設定するとともに、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止を行うものとする。

4 救護所の設置と医療救護班の派遣《健康福祉局保健医療課、各市立病院》

(1) 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、健康福祉局長は、必要に応じて救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。また、派遣する医療救護班は、負傷者数等の状況に応じて追加派遣する。

なお、沖合で事故等が発生した場合には、消防艇その他の船舶により負傷者等の往復搬

送を行うことから、搬送拠点として使用するけい留施設等の直近に救護所を設置するものとする。

- (2) 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。

5 トリアージの実施

《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》

- (1) 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に応じて救急搬送を行うものとする。
- (2) 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

6 一時収容場所又は避難場所等の開設

《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

- (1) 一時収容場所又は避難場所等の開設

ア 区長は、船舶の乗客等多数の被災者の一時収容が必要であると認めた場合は、一時収容（避難）場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。

イ 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否情報の問い合わせ等に対応するものとする。

- (2) 外国人に対する対応

ア 市災害対策本部（統制班）は、人命の危険があり、救助・避難のために入国審査等を終えていない外国人を緊急上陸させたときには、広島入国管理局入国在留審査部門（082-221-4412）へ連絡するとともに、必要に応じて入国管理局職員の現地出向を要請するものとする。

イ 区災害対策本部は、警察等と協力し外国人の安全確保を行い、必要に応じて一時収容場所への避難誘導を行うものとする。このとき、外国人が日本語を理解できない場合には、通訳者の手配を行う。

第7 海上交通の安全確保《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、消防局防災課》

海上交通に著しい危険を及ぼす海難事故等が発生した場合は、海上交通の安全を確保するため、市災害対策本部は、次の措置を講じるよう要請する。

1 県知事（港湾管理者）による安全確保

項目	内容	根拠法令
漂流物、廃船その他の航路障害物の除去	港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去等に努めるとともに、港湾施設の利用者（原因者）に回復措置を求める。	港湾法第34条（第12条を準用）

2 広島海上保安部長（広島港長）による安全確保

項 目	内 容	根拠法令
船舶交通の整理・指導	船舶交通にふくそうが予想されるときに、必要に応じて巡視艇等により船舶交通の整理及び指導を行う。	
漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去	漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者等に対し、これらの除去を命じる。	港則法第26条
船舶交通の制限等	海難の発生、その他の事情により船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがあるときは、船舶交通を制限し、又は禁止する。	港則法第37条
航行警報の周知	航路障害物の発生、航路標識の異状など船舶交通に安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。また、大量の油流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすと認められるときは、航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回を行い、速やかに周知する。	

3 事故船舶等の撤去

座礁又は沈没船等の撤去については、船主がその責務を有することから、市災害対策本部は、広島海上保安部などを通じて船主に対して撤去を要請する。

資料2 公共けい留施設の現況

平成24年4月1日現在

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面推進 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
海田	海田-7.5m岸壁	650	-7.5	5,000	5	
	海田-5.5m岸壁	720	-5.5	2,000	8	
	海田物揚場	212	-4.0	500		
向洋・仁保	柞木物揚場	95	-0.5			
	仁保物揚場	32	-0.5			
	丹那物揚場	177	-1.0			
船越	船越物揚場	200	-2.0			
宇品	宇品外貿ふ頭岸壁	955	-10.0	15,000	5	
	宇品外貿ドルフィン	95	-10.0			
	通船栈橋	120	-4.0			通船用
	事務所前栈橋	35	-4.0			工事監督用
	御幸松物揚場浮栈橋	292	-3.5			
	御幸松防波堤物揚場	30	-3.5			
	広島港栈橋(1号)	124	-4.5	1000G/T		フェリー用
	広島港栈橋(1号)	48	-4.0	1000G/T		フェリー用
	広島港統合栈橋	200	-4.0~-6.0			旅客用
	広島港第4号栈橋(直轄栈橋)	300	-4.0~-6.0	5000G/T		旅客用
	広島港第4号栈橋(島嶼部フェリー栈橋)	140	-4.0			フェリー用
	元宇品栈橋	13	-2.0			
	元宇品東物揚場	333	-3.0			
元宇品浮栈橋	80	-3.0			旅客用	
元宇品2号浮栈橋	75	-3.0				
出島	出島-14岸壁	330	-14.0	50,000	1	コンテナ用
	出島-7.5岸壁1バース	150	-7.5	5,000	1	
	出島-7.5岸壁2バース	150	-7.5	5,000	1	
	出島-5.5岸壁	110	-5.5	2,000	1	
	出島東1号岸壁	160	-7.5	5,000	1	
	出島東2号岸壁	180	-4.5	700	3	
	出島西1号岸壁	480	-4.5	700	8	
	出島西2号岸壁	685	-5.5	2,000	7	
吉島	南吉島1号物揚場	100	-2.0			モーターボート・ヨット用
	光南物揚場	197	-2.0			改修中
	BP広島A~Nバース	1,282	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP広島一時係留栈橋	66	-2.0			モーターボート・ヨット用
江波	江波南浮栈橋	35	-2.3			
観音	浮栈橋A~Gバース	1,186	-7.0			モーターボート・ヨット用
	ビジター栈橋	347	-7.0			モーターボート・ヨット用
	サービス栈橋	100	-7.0			デインギョット用
	デインギョ栈橋	60	-7.0			デインギョット用
	マリーナ物揚場	85	-3.0			モーターボート・ヨット用
	観音旅客浮栈橋	98	-7.0			旅客用
似島	似島栈橋	95	-3.8		2	フェリー用(港内)
	似島学園前栈橋	70	-3.5		3	フェリー用(港内)
	似島家下-2m前栈橋	44	-2.0			
	似島大黃浮栈橋	49	-3.0			
	似島西浮栈橋	20	-3.0			
	似島物揚場	36	-2.0			
五日市	五日市地区岸壁(-12m)	270	-12.0	30,000	1	耐震強化岸壁
	五日市地区岸壁(-11m)	190	-11.0	18,000	1	
	五日市1号岸壁	390	-7.5	5,000	3	
	五日市2号岸壁	450	-5.5	2,000	5	
	五日市3号岸壁	70	-4.5		1	

五日市	五日市PBS	583	-2.0			モーターボート・ヨット用
廿日市	廿日市木材港1号けい船杭	240	-12.0	30,000	1	
	廿日市木材港2～4号けい船杭	585	-10.0	15,000	3	
	昭南岸壁	371	-10.0	15,000	2	
	廿日市-7.5m岸壁	190	-7.5	5,000		
	住吉新開物揚場	122	-3.0			
	貯木場物揚場	60	-1.5			
	桜尾新開物揚場	43	-1.0			
	昭南新開物揚場	351	-2.0			
	昭北新開物揚場	140	-3.0			
	昭北新開2号物揚場	140	-4.0			
	昭北1号浮棧橋	50	-4.0			
廿日市BP	917.5	-5.0			モーターボート・ヨット用	

※ D/Wとは載貨重量トン数を、G/Tとは総トン数を示す。

資料3 大型旅客船の入港状況

区 分	外 航		内 航		計
	隻数	最大船舶（総トン数）	隻数	最大船舶（総トン数）	
平成14年	15	リーガルプリンセス 70,285	10	ばしふいっくびいなす 26,518	25
平成15年	10	オーロラ 76,152	12	飛鳥 28,717	22
平成16年	18	クリスタルセレニティー 68,870	7	ふじ丸 23,235	25
平成17年	8	クリスタルハーモニー 48,621	9	飛鳥 28,717	17
平成18年	24	セブンシーズマリナー 48,075	12	飛鳥Ⅱ 50,142	36
平成19年	15	クリスタル・シンフォニー 51,044	14	飛鳥Ⅱ 50,142	29
平成20年	26	タヒチアン・プリンセス 30,277	21	飛鳥Ⅱ 50,142	47
平成21年	22	クリスタル・シンフォニー 51,044	11	飛鳥Ⅱ 50,142	33
平成22年	10	オーロラ 76,152	12	飛鳥Ⅱ 50,142	22
平成23年	10	アルテミス 44,588	11	ばしふいっくびいなす※ 26,594	21

※ ばしふいっくびいなすの総トン数の増加は、船内の改造に伴うものである。

資料4 コンテナ等定期航路の就航状況

平成24年4月1日現在

(海外定期航路)

航路	船会社	開設年月	運数	寄港地	左の航路を利用する の主な輸出入先
韓国航路	興亜海運	1990.3	2/週 (火・金)	釜山	<ul style="list-style-type: none"> 韓国 中国 東南アジア 北アメリカ ヨーロッパ 西アジア
	Pan-Continental Shipping	2001.8	1/週 (火)	釜山 蔚山	
	カメラライン	1996.4	2/週 (月・金)	釜山	
	Sinokor Merchant Marine Co. Ltd	2008.4	1/週 (土)	釜山	
	Namsung Shipping Co. Ltd	2010.6	1/週 (火)	釜山	
	KMTC	1995.4	2/週 (水・木)	釜山・蔚山	<ul style="list-style-type: none"> 韓国 中国(華南)
中国航路	神原汽船	2003.3	2/週 (火・水)	大連・青島・寧波・上海	<ul style="list-style-type: none"> 中国
		1996.1	1/週 (土)	上海	
	民生輪船有限公司	2002.2	1/週 (火)	大連・青島	
		2005.9	1/週 (水)	上海	
		2001.12	1/週 (金)	上海	
韓国・台湾・東南アジア航路	陽明海運	2009.10	1/週 (金)	釜山・光陽・基隆・高雄・香港・蛇口・厦門	<ul style="list-style-type: none"> 韓国, 台湾, 東南アジア
韓国・台湾・東南アジア航路	ワンハイラインズ	2009.10	1/週 (土)	釜山・高雄 香港・ハイフォン・塩田	<ul style="list-style-type: none"> 韓国, 台湾, 東南アジア
台湾・マニラ航路	東京船舶愛媛 オーシャンライン	2004.5	1/週 (水)	基隆 高雄 マニラ	台湾・マニラ
北米航路	イースタン・ カーライナー	2005.9	1/月	エバレット ロングビーチ バンクーバー	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ合衆国 カナダ

(国内定期航路)

航 路	船会社	便数	開設年月	寄 港 地	備 考
千葉航路	マロックス	3/週 (月・水・金)	1989.7	千葉	
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1/週 (木)	2009.3	広島, 神戸	その他の寄港地(和歌山、徳島、岩国他)
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1/週 (土)	2009.5	広島, 徳山, 神戸	その他の寄港地(ひびき、門司、宇部他)
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1/週 (火)	2009.5	広島, 神戸	その他の寄港地(徳山、中関、細島、志布志他)
阪神 (フィーダー)	マロックス 井本商運	4/週 (月・水・ 木・金)	—	広島, 神戸 大阪	

(フェリー・旅客船航路)

(便数: 便/日)

航 路	経 営 者	便数	就航船型
広島～プリンスホテル前～宮島(宮島港)	瀬戸内シーライン(株)	8	高速
広島～江田島(三高)	江田島汽船(株)	16	フェリー
広島～能美(高田・中町)	江田島市企業局交通課	27	高速
広島～江田島(切串)	上村汽船(株)	22	フェリー
広島～江田島(切串)	瀬戸内シーライン(株)	9	フェリー
広島～江田島(小用)		20	高速
広島～呉(呉港)～松山	石崎汽船(株)	10	フェリー
		13	高速
広島～似島	似島汽船	13	フェリー
広島(市営棧橋)～プリンスホテル前～金輪島	金輪島会	11	旅客

資料5 広島湾排出油等防除協議会連合会会則 《第六管区海上保安本部》

(目的)

第1条 広島湾（広島及び呉海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物質の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれがある海域が、広島地区排出油等防除協議会、呉地区大量排出油等防除協議会及び岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称は「広島湾排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

(業務)

第3条 連合会は、次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他排出油等防除に関すること。

(組織)

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

(会議)

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 防除活動の実施の推進に関すること。
 - (2) 連合会の事業計画に関すること。
 - (3) その他連合会の重要事項に関すること。

(訓練)

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い必要と認める場合にあっては、広島湾排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。

3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、広島県及び山口県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。

4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。

5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4号各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

第10条 連合会会長は、広島湾において大量の油又は有害液体物資の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出油事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

2 応援を行う他の連合会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の連合会会則に定めるところによる。

(広島湾外への応援のための出動調整)

第11条 連合会会長は、広島湾外において発生した大量の油または有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協

議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年12月4日から施行する。

資料6 広島地区排出油等防除協議会会則《広島海上保安部》

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6に基づく協議会として、広島地区（広島湾及び付近海域をいう。以下同じ。）における排出油等の防除に関する事項を協議し、これを推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 前条の協議会は、「広島地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

(1) 排出油等防除計画の策定

① 排出油等防除マニュアルの作成

イ 情報の共有

ロ 人員、船艇及び防除資材の動員

ハ 出動船艇相互の通信連絡

ニ その他必要事項

② ①に基づく排出油等の防除活動に必要な資材の整備の推進

③ ①に基づく排出油等の防除活動の連携の推進

(2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施

(4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 地区協議会は、別表に掲げる機関で組織し、会長、幹事及び会計監事をおく。

2 会長は、会務を統括し、広島海上保安部長をあてる。

3 幹事は、会長が会員から指名した者をあてる。

4 会計監事は、幹事の互選とする。

5 会長は、排出油等の防除に関する技術的事項の調査及び事故発生時における技術的事項に関する助言を得るため、技術専門委員会をおくことができる。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者を地区協議会の同意を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議、臨時会議及び幹事会とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議、幹事会は、会長が必要と認める場合、開催する。

第2章 排出油等の防除活動

(情報の提供)

第6条 会員は、大量の油若しくは有害液体物質が排出した、又は排出のおそれがある場合、速やかにその情報を会員に通知するものとする。

(排出油等の防除活動)

第7条 会員は、法第39条各項により、排出油等の防除活動を行うものとする。この場合において、会員は、各会員の指揮系統のもと、当該活動を行うものとする。

- 2 会員である国、地方公共団体及びその機関は、固有の事務又は法第41条の2に基づく要請により、排出油等の防除活動及び二次災害の防止対策を実施するものとする。
- 3 会員は、排出油等により自衛が必要と認められた場合、排出油等の防除活動及び二次災害の防止措置を講じるものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出した、又は排出のおそれがある場合、総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や防除措置の状況の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な調整を行うものとする。

- 2 第7条により防除活動を実施する会員は、前項の総合調整本部が設置された場合、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(訓練)

第9条 地区協議会は、排出油等の防除にかかる会員の防除活動を演連するため、共同訓練(図上演習を含む。)を毎年1回以上行うものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員毎に処理することを原則とする。

(災害補償)

第11条 防除活動を実施した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

第3章 雑則

(資料の提出)

第12条 会員は、3月末現在における次の各号の資料を4月10日までに会長に提出する。

- (1) 防除器材の整備・保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号及びFAX番号)
- (3) その他必要事項

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 地区協議会は、法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合、広島地区にかかる法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保

安庁長官に対し、意見を述べることができる。

(会則に関する協議)

第14条 地区協議会は、この会則に疑義が生じた場合又は定められていない事項について協議の必要がある場合、第5条の会議を経て決定するものとする。

(経費等)

第15条 地区協議会の運営に必要な経費は、会員（国、地方公共団体及びその機関の会員を除く。）が協議のうえ、徴収する会費をもってあてる。

ただし、国、地方公共団体及びその機関の各会員は、その負担を免除する。

- 2 地区協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。
- 3 年度毎の会計に関する会員への報告は、会計監事による会計監査を受けて行うものとする。
- 4 会計事務は、海上保安協会広島支部が行うものとする。

(排出油等防除マニュアル)

第16条 地区協議会は、本会則第3条第1号①に基づき、同第6条から第8条の排出油等の防除活動に必要な事項を排出油等防除マニュアルに定めるものとする。

- 2 会員は、前項のマニュアルに記載する事項に変更を認めた場合、速やかに地区協議会の庶務に通知するものとする。
- 3 会長は、速やかに前項変更事項を会員に通知する。

(庶務)

第17条 地区協議会の庶務は、広島海上保安部警備救難課において行うものとする。

附 則

この会則は、昭和50年6月11日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年7月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年7月6日から施行する。

別表

広島地区排出油等防除協議会会員名簿

平成24年7月1日現在(44機関)

区分	機関の名称	代表者	連絡者	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
国の機関	広島海上保安部	部長	警備救難課長	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111	082-253-0027
	中国運輸局海上安全環境部	船舶安全環境課長	専門官	730-8544	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-8794	082-228-3468
	中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所	所長	沿岸防災対策官	734-0011	広島市南区宇品海岸3-10-28	082-254-6414	082-505-0107
地方公共団体及びその機関	広島県警察本部	地域課長	専門官	730-8507	広島市中区基町9-42	082-228-0110	082-223-1555
	広島南警察署	署長	地域課長	734-0003	広島市南区宇品東4-1-34	082-255-0110	082-255-6629
	広島中央警察署	署長	地域課長	730-0011	広島市中区基町9-48	082-224-0110	082-225-3596
	広島西警察署	署長	地域課長	733-0833	広島市西区商工センター4-1-3	082-279-0110	082-279-0090
	廿日市警察署	署長	地域課長	738-0015	廿日市市本町1-10	0829-31-0110	0829-32-4529
	海田警察署	署長	地域課長	736-0051	広島県安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110	082-822-3119
	広島県広島港湾振興事務所	所長	港営課長	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-53	082-251-7997	082-253-8250
	広島県西部建設事務所	所長	管理課長	732-0816	広島市南区比治山本町16-12	082-250-8150	082-255-3010
	広島県西部建設事務所 廿日市支所	支所長	管理用地課長	738-0005	廿日市市桜尾本町11-1	0829-32-1141	0829-32-0641
	広島県西部農林水産事務所	所長	水産課長	730-0011	広島市中区基町10-52	082-513-5421	082-223-4909
	広島県西部厚生環境事務所	所長	環境管理課長	738-0004	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181	0829-32-0640
	広島県西部厚生環境事務所 呉支所	支所長	衛生環境課長	737-0811	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	0823-25-9511
	広島市消防局	消防局長	防災課長	730-0051	広島市中区大手町5-20-12	082-546-3446	082-247-1645
	坂町	町長	環境防災課長	731-4393	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
江田島市	市長	危機管理課長	737-2392	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2218	0823-45-3301	
廿日市市消防本部	消防長	警防課長	738-0033	廿日市市串戸1-9-33	0829-32-8111	0829-31-2739	
江田島市消防本部	消防長	警防課長	737-2133	江田島市江田島町鷺部2-16-12	0823-40-0119	0823-42-1965	
海田町	町長	生活安全課長	736-8601	広島県安芸郡海田町上市14-18	082-823-9208	082-823-7927	

区分	機 関 の 名 称	代 表 者	連 絡 者	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
公 共 団 体 及 び 民 間 企 業	(社)広島県清港会	会 長	事務局 長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-12-72	082-254-4093	082-254-4093
	出光興産(株)広島油槽所	所 長	所長又は代理	734-0054	広島市南区月見町2244-2	082-282-6151	082-285-6521
	東西オイルターミナル(株)広島油槽所	所 長	所 長	734-0054	広島市南区月見町2244	082-281-3158	082-285-1199
	EMGマーケティング広島油槽所	所 長	所長又は副所長	739-0443	廿日市市沖塩屋4-4-79	0829-55-2311	0829-55-3516
	昭和シェル石油(株)広島油槽所	所 長	所 長 代 理	731-4331	広島県安芸郡坂町小屋浦1-5-19	082-886-8011	082-886-0115
	総合エナジー(株)坂油槽所	所 長	副所長又は課長	731-4300	広島県安芸郡坂町亀石山1279	082-884-0015	082-820-1590
	鹿川ターミナル(株)	代表取締役	運営管理部長	737-2302	江田島市能美町鹿川31-5	0823-45-2511	0823-45-2515
	広島ガス(株)廿日市工場	工 場 長	生産管理GPマネージャー	738-0022	廿日市市木材港南12-20	0829-32-9802	0829-32-9858
	マツダ(株)	安健防部長	安健防部主幹	735-0028	広島県安芸郡府中町新地3-1	082-565-1590	082-287-5228
	三菱重工業(株)広島製作所	所 長	安全環境課長	733-8553	広島市西区観音新町4-6-22	082-291-2116	082-294-0323
	(株)新来島宇品どつく	代表取締役社長	営 業 部	734-0016	広島市南区宇品町金輪384	082-885-2102	082-885-3175
	広島みなと振興会	会 長	船舶部 会長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-9-13	082-253-2111	082-253-2110
	広島地区港運協会	会 長	事務局 長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-11-17	082-253-3019	082-251-7751
	広島地区旅客船協会	会 長	専 務 理 事	734-0011	広島市南区宇品海岸1-13-26	082-253-6907	082-253-6951
	廿日市木材港運送協議会	会 長	事 務 局	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-27 (広島荷役(株)内)	082-253-7517	082-253-7517
	(社)中国小型船舶工業会 広島県西部支部	支 部 長	事 務 局 長	730-0012	広島市中区上八丁堀8-26 メイプル八丁堀906	082-222-8118	082-227-1327
	広島県漁業協同組合連合会	会 長	指 導 課	733-0833	広島市西区商工センター8-4-5	082-278-5588	082-278-5594
	日興産業株式会社	代表取締役	営 業 部 長	734-0015	広島市南区宇品御幸2-15-25	082-253-7111	082-253-6714
	広島・呉地区曳船協議会	会 長	シーゲートコーポレーション 広島本社曳船部	734-0013	広島市南区出島2-22-37	082-254-2425	082-255-1042
	内外輸送(株)広島支店	支 店 長	業 務 部	731-4325	広島県安芸郡坂町鯛尾1-2-1	082-884-1311	082-884-1431
中国醸造株式会社	代表取締役	製 造 部	738-8602	廿日市市桜尾1丁目12-1	0829-32-2113	0829-32-2110	
(株)大野石油店	代表取締役	商品センター所長	738-0004	廿日市市桜尾1-12-38	0829-31-1620	0829-32-9377	
ソーダニッカ(株)広島・大野ケミカルセンター	所 長	所 長	739-0443	廿日市市沖塩屋4-4-8	0829-55-0079	0829-54-2584	

排出油等防除マニュアル

第1編 排出油等の事故発生後の措置

1 広島海上保安部への通報

- (1) 通報者（法第38条各項〔第6項を除く。〕）
 - 油又は有害液体物質（以下「油等」という。）等を排出させた、又は排出させるおそれがある船舶の船長
 - 油等を排出させた、又は油等の排出のおそれのある保管施設の管理者
 - 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にあるときは当該船舶の船長）
 - 排出油等の発見者
- (2) 通報先
広島海上保安部 082-253-3111 (fax:082-253-0027)
又は
緊急通報用番号 118、船舶無線（呼び出し呼称：ひろしまほあん）
 - * この地域から 118 番をかけると、第六管区海上保安運用司令センターにかかります。通報した内容は、同センターから広島海上保安本部に伝達されます。
 - * エリア内で船舶無線で「ひろしまほあん」を呼び出すと、第六管区海上保安運用司令センターが応答し、通報した内容は、同センターから広島海上保安本部に伝達されます。
- (3) 通報事項（法第38条第1～4項、規則第27条第1項、第30条の3～5、法第38条第6項）
 - ① 事故発生《又は発見》の日時場所
 - ② 排出した油等の種類、量及び広がり状況
 - ③ 油等の排出時における気象海象
 - ④ 海洋汚染防止のために講じた、又は講じようとする措置
 - ⑤ 流出した船舶又は陸上保管施設の名称等
船舶の場合：船名、用途、総トン数、船籍港、船舶所有者及び同連絡先、積載されていた油等の種類及び量
施設の場合：名称、所在地、設置者及び同連絡先
 - ⑥ 排出油等防除資機材の種類及び数量
 - ⑦ 損壊の程度及び箇所
 - ⑧ 排出された物質を積載又は管理していた容器の種類、数量及び状態（X類等と同程度に有害であるとして告示された物質1kg以上の排出の場合に限る。）
 - ⑨ 負傷者の有無、状況及び負傷者に対する措置事項
 - ⑩ その他必要事項
 - ：推定残存量及び保管状況
 - ：排出現場及びその付近のガス濃度
 - ：船舶交通の状況
 - ：火災発生の有無又はそのおそれ
 - ：荷受人又は荷送人の名称及び連絡先（港内及びその付近で発生した場合に限る。）
 - * 判明していない事項及び情勢の変化は、判明次第、通報する。
 - * 通報者及びその関係者は、広島海上保安本部から追加情報の要請があった場合、可能な限りこれに応じる。
- (4) その他の情報の提供（法第38条第6項）
 - 提供者：排出された油等の荷主、油等を排出した船舶の所有者、保管施設の管理者又

はその設置者

- 提供先：広島海上保安部(電話 082-253-3111, fax082-253-0027)
- 提供資料：排出油等の製品安全データシート、保管施設配置図及び同タンクコンディション、船舶一般配置図及び同タンクコンディション、損害保険、並びに移送設備の能力及び使用の可否、その他必要な資料

(5) 留意事項

通報者（受報者）は、通報時刻、内容及び受報者（通報者）を記録する。

2 地区協議会会員への情報伝達

関係者に対する情報伝達については、一斉FAX又は「資料1：連絡系統図」により行う。

3 応急措置の実施

(1) 義務者（法第39条第1項各号）

- 排出された油等が積載されていた船舶の船長
- 排出された油等が管理されていた施設の管理者
- 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にあるときは当該船舶の船長）

(2) 応急措置事項（法第39条第1項、同規則第31条各号）

有効かつ適切な措置であって事故現場で可能な次の措置

- オイルフェンスの展張その他の排出油等の広がり防止のための措置
- 損傷箇所の修理その他引き続く油又は有害液体物質の排出防止のための措置
- 排出油等が積載されていた船舶の他の貨物艙その他の貯槽又は排出油等が管理されていた施設の他の貯槽への残油等の移し替え
- 排出油等の回収
- 油処理剤その他の薬剤の散布による排出油等の処理

4 応急措置のみでは確実に排出油等の防除が出来ないと認められる場合の防除活動

(1) 義務者（法第39条第2項各号）

- 排出された油等が積載されていた船舶の所有者
- 排出された油等が管理されていた施設の管理者
- 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にあるときは当該船舶の所有者）

(2) 措置事項（法第39条第2項、規則第32条第1項第2項）

次の措置のうち、有効かつ適切なもの

- 応急措置の各措置（3(2)参照）
- 残存する排出油等の他の貯槽への移し替え
- 排出油等（特定油を除く。）の蒸発の促進又は抑制
- 排出油等（特定油を除く。）の分解の促進
- 排出油等による汚染状況の把握その他排出油等の防除のため必要な措置
- 海上火災の発生防止措置

(3) 的確な防除活動の推進のためのその他の措置

原因者においては、前記(2)のほか、排出事故発生後又は排出のおそれがある場合、次の措置を迅速に行う。

- 海上災害防止センター等の民間防除機関との防除契約の早期締結

- 必要に応じて、排出油等の処理及びその他必要な措置を策定するための専門家の迅速な確保

5 応急措置の義務者等に対する排出油等の防除活動の援助又は協力

- (1) 対象とする事故態様（法第 39 条第 4 項）
 - 港内又は港の付近にある船舶から行なわれた場合
- (2) 対象者（法第 39 条第 4 項）
 - 船積港で排出された場合→排出された油等の荷送人
 - * 荷送人：通常、売主（FOB 契約での売買では買受人）
 - 陸揚港で排出された場合→排出された油等の荷受人
 - * 荷受人：海上物品輸送契約において運送品の引渡しを受ける者として指定された者。一般的には買い付け業者であるが、最終的買主、すなわち陸揚港において船荷証券と引換えに油又は有害液体物質を引き取る者
 - 船舶の係留中に排出された場合→係留施設の管理者
- (3) 措置事項
 - 3 (2)、4 (2) の作業の援助又は協力

6 関係行政機関及び関係地方公共団体による防除活動等

各機関団体は、所管する固有の業務又は第六管区海上保安本部長若しくは広島海上保安部長からの要請により、排出油等の防除活動及び二次災害の防止対策を講じるものとする。

7 総合調整本部

- (1) 設置基準
 - ① 会長が、原因者、援助者、原因から要請を受けた会員、関係行政機関、関係地方公共団体及び民間防除機関等の多数の者により防除活動を行う場合において、効率的かつ的確な防除活動を確保する必要があると認めるとき
 - ② 会長が、防除活動に専門的技術を要すると認めるとき
 - ③ 会長が、地域住民又は地域経済活動主体への被害が懸念されると認めるとき
- (2) 廃止基準
 - ① 上記(1)の要件が消滅したとき
 - ② 広島湾排出油等防除協議会連合会が総合調整本部を設置したとき
- (3) 情報の共有及び防除活動状況の周知
 - 会長は、事故の対応状況について、連絡系統図に従い、適宜防除活動の状況その他必要事項を周知する。
- (4) 協議事項
 - ① 排出油等の防除手法及び会員の役割分担
 - ② ゾーニングの必要性、範囲並びに実行を期するための措置及び会員の役割
 - ③ 避難の必要性、範囲その他実効を期するための関係機関の役割・措置
 - ④ 処理剤の使用調整・使用方法の周知
 - ⑤ 回収物の廃棄処理
 - ⑥ 自衛のために必要な措置・連携
 - ⑦ その他防除活動の推進に必要な事項
- (5) 技術専門委員会
 - 会長は、的確な排出油等の防除及び二次災害の防止対策を措置するため、技術専門委員

会を開催し、上記（４）の事項について必要な措置を検討する。

(6) 防除活動に協力する会員の報告すべき事項

防除活動を実施する会員は、安全かつ効率的な防除活動を推進するため、次の事項を会長に報告する。

- ① 出動する人員、資機材の種類及び数量並びに船舶の種類、船名及び総トン数
- ② 現場責任者及び提供施設責任者の職名、氏名及び連絡方法
- ③ 出動時刻及び現場到着予定時刻
- ④ 予定の作業内容
- ⑤ その他必要な事項

第2編 事前対策

1 連絡体制の維持

会員は、連絡担当者・電話番号FAX番号に変更を生じた場合、速やかに事務局に報告する。

2 取扱い物質の性状の把握

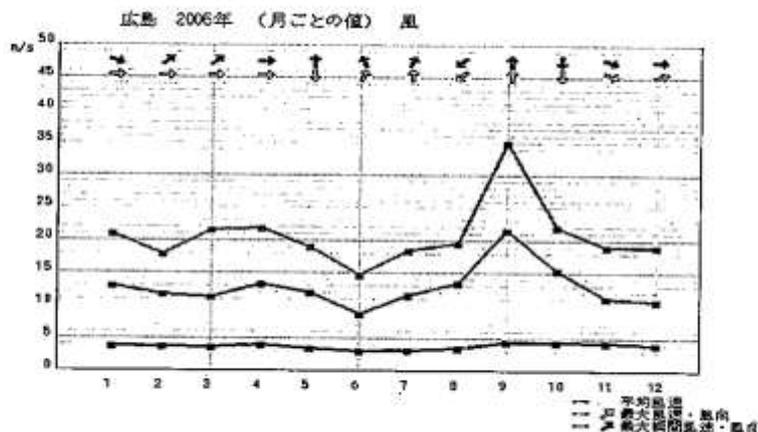
製品安全データシートの活用又は <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>参照

3 広島港及びその周辺海域の特性の把握

(1) 気象海象

- 風及び潮流は、排出油等の漂流拡散に強く影響を及ぼす主因である。
- 広島市及びその周辺の風向は、下表のとおりである。防除活動中は、毎日、気象情報（降雨、風向風力、気温湿度、警報注意報）に留意する必要がある。

<http://www.jma.go.jp/jp/yoho/338.html>



「気象庁気象統計資料より <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>」

- 広島湾の潮流は、次のとおりである。
 - － 湾奥向けの流れ（低潮時から高潮時まで）
 - － 湾口向けの流れ（高潮時から低潮時まで）
 - － 潮止まり（高・低潮時頃）
 - － 流速は、狭水道及び瀬戸等を除き1ノット以下、干満の差が大きいと多少強い。
 - － 奈佐美瀬戸・大野瀬戸・宮島瀬戸における大潮期の流速は、大野瀬戸では1～1.5ノット、奈佐美瀬戸及び宮島瀬戸では約1ノットに達する。
 - － 広島湾の上げ潮流は一般に北東向けの流れ約0.3ノット、下げ潮流は南西向けの流れ約0.3ノット。峠島南端及び観音崎付近での上げ潮流は南南東の向けの流れ約

0. 3ノット、下げ潮流は北北西向けの流れ約0. 5ノットである。

* 広島ของ潮汐海水温：<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/index.html>

* 瀬戸内海の潮流：<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/currepred/index.html>

(2) 船舶交通

- 広島港と島嶼部を結ぶ定期旅客便は1日約170便
- 小型底引き網等の漁船が周年操業、深夜から朝5時かけて、水揚げのため漁場から草津港へ向かう。
- 外貿埠頭や出島等のコンテナバースを出入りする比較的大型の船舶は、1日平均約20隻、広島航路を通航する。
- かき養殖業のための小型船による筏曳航が周年行われ、広島港内において、年間約4,000運行(1日換算約11隻)に上る。
- プレジャーボートの在籍数は全国でも上位で、4月から10月までのシーズン中は、船釣り、マリンレジャーが盛ん。18箇所のマリーナ施設が存在する。

(3) タンカー係留施設(油濁防止又は有害液体汚染防止緊急措置手引書備置き義務施設)

- 総トン数150トン以上のタンカーが係留する施設は合計14施設である。
- そのうち、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されている鹿川ターミナル(株)(広島県江田島市能美町)に4施設がある。

(4) 油・有害液体物質の保管施設

- 広島地区沿岸部には、容量500kL以上の油等保管施設(油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急手引書備置き義務施設)12事業所・137基がある。
- そのうち、1事業所・15基が特別防災区域の能美地区にある。

(5) 漁場

- 海域全てが漁場である。
- かき養殖業等のためのかき筏は、約8,000台。かきは、10月から年末にかけて収穫し年末ピークを迎える。養殖かきは、6月から9月の産卵期後、成長を抑制するため沿岸の抑制棚に移動させる。抑制期を終えた採苗連は、夏場は海中深く吊され、水温が下がる秋にはプランクトンの多い水面付近で育成する。
- その他、底引き網、船曳き網による海底・海中で水産物を採捕するもの、あわびなど沿岸部の定着性水産動植物を採捕する漁業が周年営まれている。
- 当海域には、13の漁港が存在する。

(6) 景勝地・海水浴場等

- 海域の大部分が瀬戸内海国立公園に指定
- 世界遺産である日本三景・安芸の宮島が存在
- 海水浴場が点在

4 各機関の役割

(1) 広島海上保安部

- ① 情報の収集及び連絡
- ② 海上における人命の救助
- ③ 防除措置義務者等への防除措置実施の指導
- ④ 海上における火気使用の制限、立入制限及び航行制限の危険防止措置
- ⑤ 海上災害防止センターへの指示
- ⑥ 排出油等の防除作業

- (2) 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除作業
 - ③ その他応急対策
- (3) 広島県
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 自衛隊に対する災害派遣要請
 - ④ 回収油等の処理
 - ⑤ その他の応急対策
- (4) 広島県警察本部及び警察署
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 避難誘導・広報
 - ③ 警戒区域及び周辺区域の交通対策
 - ④ その他応急対策
- (5) 広島市、江田島市、廿日市市、海田町及び坂町
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
 - ④ 回収油等の処理
 - ⑤ 避難勧告等の措置
 - ⑥ その他応急対策
- (6) 広島市消防局、市消防本部及び消防署
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 回収油等の処理
 - ④ その他の応急対策
- (7) 広島県漁業協同組合連合会
 - ① 各組合に対する情報伝達
 - ② 自衛及び原因者等からの要請による排出油等の防除作業
 - ③ 漁業用施設の撤去等被害回避措置
 - ④ その他応急対策
- (8) 企業等（原因者を除く。）
 - ① 情報の収集及び関係機関への伝達
 - ② 自衛、原因者等からの要請による、又は援助者若しくは協力者としての排出油等の防除作業、人員・資機材、船舶等の動員その他施設の提供
 - ③ その他の応急対策
- (9) 原因者等
 - ① 最寄りの海上保安機関への通報
 - ② 応急措置
 - ③ 防除活動
 - ④ 海上災害防止センター等の民間防除機関との防除契約の早期締結
 - ⑤ 必要に応じて、排出油等の処理、その他必要な措置を策定するための専門家の迅速な確保

資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況

防除器材の整備・保有状況一覧表

平成24年3月31日現在

機 関 名	オイルフ ェ ン ス (m)	油処理剤 (ト) (kg)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤 (kg)	ガス検知 器 (台)	防災作業 船 (隻)	消 防 能 力 保 有 船 (隻)	化学消火剤 (泡 k l、粉末 kg)
広島海上保安部	200	2,988	294		2		2	
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所		270	273		2	2		
広島県広島港湾振興事務所	1,450	216	396					
広島県西部建設事務所	30	270	304					
広島県西部建設事務所 廿日市支所	540		550					
広島市 (広島市消防局)	300	270	80		2		1	4 k l
廿日市市消防本部	100		273		6		1	0.86 k l
江田島市消防本部		126	17		1			22 k l
坂町	20							
海田町	40		100					
社団法人広島県清港会	260		250				1	
出光興産 (株) 広島油槽所	400	630	151		3	1		2.44 k l 903 kg
東西オイルターミナル (株) 広島油槽所	300	504	200		1	1		2.0 k l 398.8 kg
EMG マーケティング 広島油槽所	880	700	1,100		7	2		5.0 k l
昭和シェル石油 (株) 広島油槽所	560	738	204		1	1		5.6 k l 381 kg
総合エナジー (株) 坂油槽所	300	576	260		1	1		3.6 k l 360 kg
鹿川ターミナル (株)	4,420	4,878	2,014		9	2		21.2kl
広島ガス (株) 廿日市工場	500	540	176	10	21			4.5 k l 5,000 kg
マツダ (株)	740	504	714		2	1		2.2 k l
三菱重工業 (株) 広島製作所 (株) 新来島宇品どつく	100 90	656 100	826 50		3			
内外輸送 (株) 広島支店	300	630	102		1	1		3.5 k l 585 kg
中国醸造株式会社 (株)大野石油店	250	540	114					2.2 k l 0.45 k l
ソーダニッカ(株)広島・大野ケミ カルセンター			85					
日興産業 (株)	200	300	425					
広島・呉地区曳船協議会 内海曳船(株)広島事業所 (株)シーゲートコーポレーション							2 2	
三洋海事(株)広島事務所							1	
江田島海運株式会社		90					2	
日本海事興業(株)徳山営業所 日本栄船(株)広島							1 2	
合 計	11,980	15,526	8,958	10	62	12	15	79.55kl 7,627.8 kg

第3章 航空機災害対策

第1節 航空機災害の特徴 《消防局防災課》

我が国では1970年代以降、航空機による輸送が飛躍的に発達し、その需要は年々高まりをみせている。それに伴い、近年における航空機の技術革新は目覚ましく、安全化、省力化が進められている。また、航空法上、機長はいかなる場合においても、可能な限り市街地や人家へ墜落しないよう危険回避行動を行う義務を有している。

しかし、どのような航空機であっても、飛行中における不測の事態は避け難く、航空機が操縦不能等に陥ったり、人為的なミスがあった場合、重大な事故につながる可能性が極めて高い。

航空機の墜落、衝突、離着陸の失敗等、国内における航空機事故は、異常接近も含め、毎年20～30数件が報告されている。

こうした航空機災害の特徴としては、次のことが挙げられる。

- ① 乗客乗員に限らず、地上における巻き添え等、一時に多数の死傷者が発生する危険性が高いこと。
- ② 炎上火災が発生する可能性が高いこと。
- ③ 大破した機体の破片や燃料等が広域に飛散し、被災区域が広がる危険性があること。
- ④ 災害発生場所は、飛行場及びその周辺に限らず、市街地、山林、海上等特定できないこと。

第2節 市域における飛行場施設等の現況 《広島県広島西飛行場事務所、消防局警防課》

1 広島西飛行場

- ・ 空港の種類 その他の空港
- ・ 設置者 広島県
- ・ 所在地 広島市西区観音新町四丁目
- ・ 着陸帯 長さ=1,920m、幅=150m
- ・ 滑走路 長さ=1,800m、幅=45m
- ・ 航空灯火 滑走路灯、エプロン照明等
- ・ 通信施設 情報提供用対空通信施設、対地通信施設、対空通信施設
- ・ 気象観測施設 風向風速観測装置、雲高測定器等
- ・ 運用時間 午前8時30分から午後8時30分まで（12時間）
- ・ 平面図(グリッドマップ) 資料1のとおり

2 屋上ヘリポート

(平成23年1月1日現在)

名称	所在地	管理者 電話番号	座標	長さ× 幅(m)	備考
N H K 広島放送センター (屋上)	広島市中区大手町 二丁目11番10号	管理室長 082-541-4536 082-541-7757	N34-23-15 E132-27-28	17×17	非公共用

3 地上の緊急離発着場

資料編「3-25-2 災害時のヘリポート適地」のとおり。

4 広島西飛行場における航空機の運航状況

- (1) 離着陸回数
4,204回／年（平成23年実績）
- (2) 広島西飛行場へ常駐する小型航空機（平成24年1月1日現在）
固定翼機10機及び回転翼機14機

5 航空路の指定等

- (1) 航空機の運航方法は、計器飛行方式と有視界飛行方式がある。
計器飛行する航空機は、国土交通大臣により指定された航空路を飛行することとされている。広島市域における空域は、安芸区瀬野地区から佐伯区石内地区上空、佐伯区屋代地区から安佐北区鈴張地区上空を中心に、幅約15km、高度約2,100m～約7,200mが該当している。
有視界飛行方式を行う場合、特に飛行区域に制限はないが、最低安全高度に関する規定があり、飛行中発動機のみが停止したときに、地上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度、又は次の高度より高い高度と規定されている。
 - ・ 都市上空では機体を中心に半径600m以内にある最も高い障害物から300mの高度
 - ・ 家屋のない地域又は広い水面では150mの高度
 - ・ 上記以外では150mの高度
- (2) 広島西飛行場の離着陸コースは南北方向に設定され、飛行場を中心として半径1km前後の空域で、西区草津地区・庚午地区上空を旋回するものと、中区江波地区・舟入地区上空を旋回するものがある。実際の離着陸コースは、航空機の性能や気象条件等により若干の差異が生じることがある。
なお、本市域上空は、自衛隊機及び米軍機の訓練区域には指定されていない。

6 異常事態時の航空機の緊急着陸

航空機が飛行中のエンジントラブルや操縦系統の異常などにより、緊急着陸を要する場合は、着陸可能な飛行場に誘導される。

第3節 対象とする航空機災害 《消防局防災課》

本章で対象とする航空機災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような航空機災害とする。

1 航空機の離着陸時の海上への転落・墜落（海域での事故等）

《災害対応上の特性》

- ・ 広島西飛行場緊急対策本部（県空港港湾部）及び広島西飛行場緊急対策現地本部（広島西飛行場事務所）との連携
- ・ 救助・医療救護活動時の海上と陸上との連携、海中の捜索
- ・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- ・ 海上への燃料流出・拡散防止
- ・ 漏えい燃料への引火防止
- ・ 環境汚染対策、水産物被害対策

2 航空機の離着陸時の陸側へのオーバーラン（陸域での事故等）

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- ・ 広島西飛行場緊急対策本部（県空港港湾部）及び広島西飛行場緊急対策現地本部（広島西飛行場事務所）との連携
- ・ 周辺住宅等への被害拡大の防止

3 航空機の空中衝突・市街地への墜落又は高層ビルへの衝突（空中での事故・多数の巻き添え者を含む密集地での事故等）

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- ・ 多数の行方不明者の捜索
- ・ 大規模な消火活動
- ・ 広範囲な災害現場の早期状況把握

4 その他の大規模な航空機災害

第4節 災害予防計画

第1 航空機の安全運航の確保《広島県空港振興課・広島県広島西飛行場事務所》

- 1 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準に従って当該施設を管理しなければならない。
- 2 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様・要因ごと等に分類整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。
- 3 飛行場の設置者及び航空運送事業者並びに警察は、ハイジャック等航空機を使用した犯罪の防止に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《広島県広島西飛行場事務所、消防局警防課・救急課》

- 1 航空機災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制・手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。
- 2 航空機災害に係る応急活動の関係機関は、人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。（資料編『防災関係連絡窓口』参照）
また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。
- 3 消防局は、航空機災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、航空機燃料の特性や狭隘な航空機内部からの人命救出を考慮した出動車種や台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施《広島県広島西飛行場事務所、消防局防災課・警防課・西消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の航空機災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

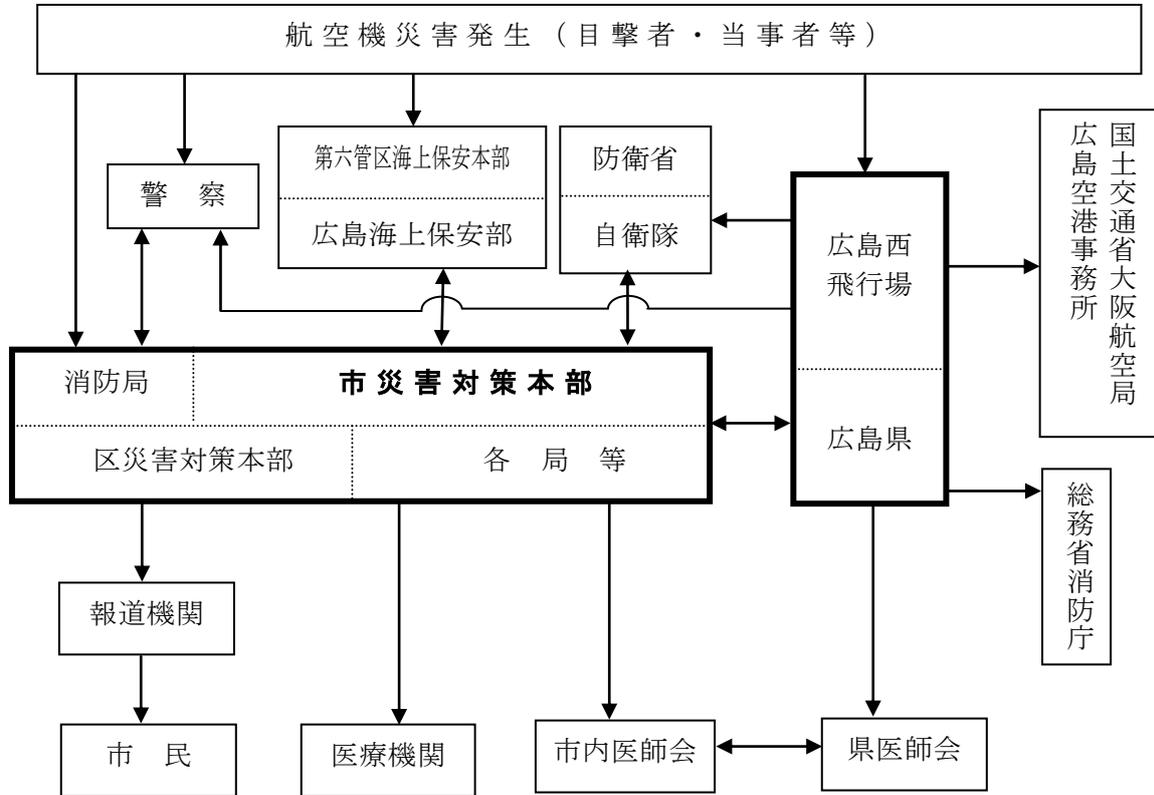
航空機災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統《消防局防災課》



第4 関係機関の災害応急活動《消防局防災課》

区分	広島西飛行場	航空機 使用者	広島海上 保安部	県	県警察	消防	市災害 対策本部	区災害 対策本部
現地指揮所の設置	○		○		○	○	△	
情報収集	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定			△		○	○	△	○
人命救助・捜索	○	○	○	△	○	○		○
消火活動	○	○	○			○		
避難誘導	○	○		△	○	○		○
救急・医療救護	○		○	△		○	○	
海上交通の安全確保			○					
群衆整理					○			
交通整理					○			○
燃料流出対策		○	○	○		○	○	
被災者への支援		○					○	○
市民相談					△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報《広島県広島西飛行場事務所、消防局防災課・警防課・予防課、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- 2 航空機災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市(区)災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

※ 航空機災害発生時に市災害対策本部において整理すべき情報

情報の種類	情報の入手先		
	一般の航空機	自衛隊機	米軍機
飛行予定コース・時間、便名、航空機の使用者、国籍、乗員・乗客名簿、機種、燃料の推定残量	航空機の使用者(航空会社) 国土交通省航空局	救難調整本部(RCC) (埼玉県入間市) 陸上自衛隊第13旅団 海上自衛隊 呉地方総監部 航空自衛隊 西部航空方面隊	防衛省中国四国防衛局 業務課
救助活動上必要な情報 (乗客座席位置、機体の構造、搭載危険物品等)			
事故発生時の状況	広島西飛行場対空通信室、目撃者	目撃者	目撃者

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動《広島県広島西飛行場事務所、消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。

また、警察は、付近の交通規制を早期に実施するとともに、緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 航空機火災への対応《広島県広島西飛行場事務所、消防局警防課、各消防署》

- 1 航空機燃料(JET-A1(灯油)、AVGAS100/80(ガソリン))：石油系炭化水素が燃焼しているときは、燃焼面が急激に拡大し、放射熱が高くなるため、現場活動者及び要救助者に対する熱遮蔽措置を講じるものとする。また、広範囲に飛散した燃料は、二次災害の発生を防ぐため、引火を防止するとともに、拡散防止の措置を講じるものとする。
- 2 漏えいした航空機燃料が皮膚に付着した状態で時間が経過すると、化学熱傷を起こすため、現場活動者及び要救助者への燃料の付着防止又は洗浄等の措置を講じるものとする。また、航空機燃料の高濃度蒸気を吸入した場合は、吐き気・頭痛・めまいを生じるおそれがあるため、風向きに応じた活動位置の確保や要救助者の呼吸対策に配慮する必要がある。

第8 救護所の設置と医療救護班の派遣《健康福祉局保健医療課、各市立病院》

- 1 健康福祉局長は、多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。なお、救護所に派遣する医療救護班は、負傷者数等の状況に応じて追加派遣する。
- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。

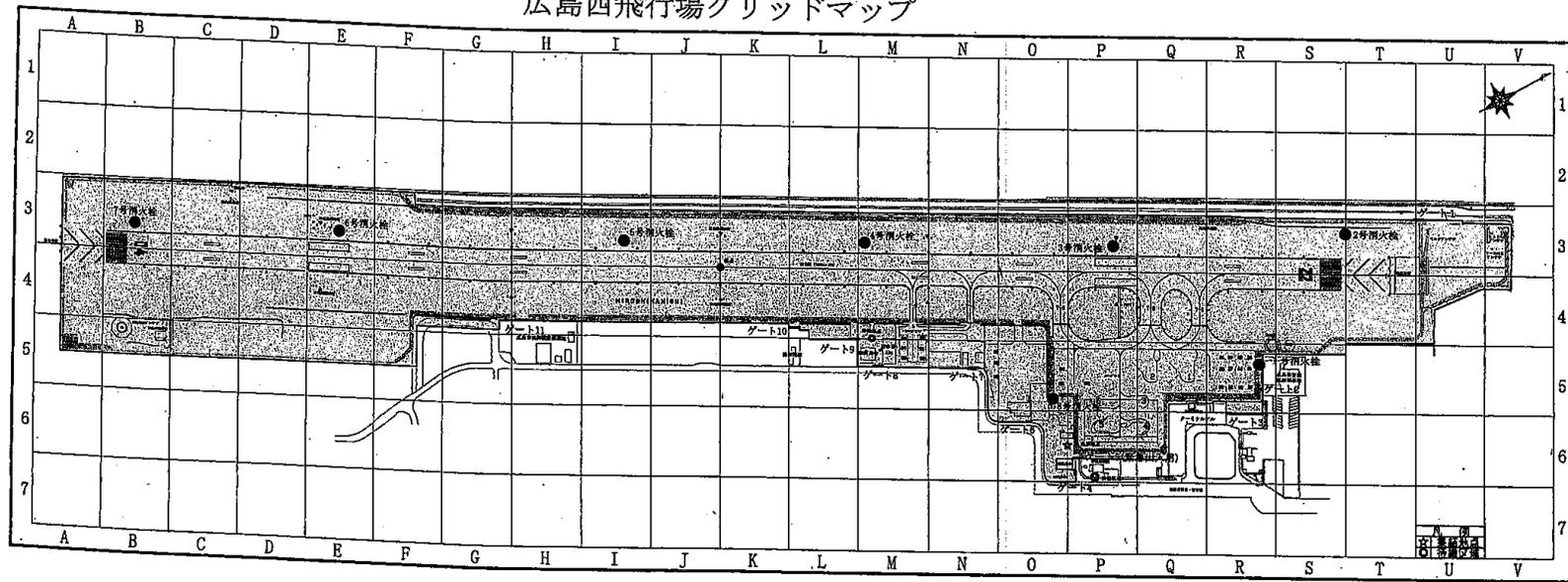
第9 トリアージの実施《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に応じて救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

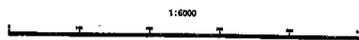
第10 一時収容場所又は避難場所等の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

- 1 区長は、航空機の乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容（避難）場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

広島西飛行場グリッドマップ



平成十七年十月 広島県広島西飛行場事務所



図面 1

第4章 鉄道災害対策

第1節 鉄道災害の特徴 《消防局防災課》

鉄軌道は、大量輸送機関としての性格上、列車の衝突・脱線・火災等及び当該事故に起因する併発事故や危険物・毒物劇物等の流出・漏えいによる二次災害が発生した場合、多数の人命・身体にかかわる被害の発生をもたらすといった特徴がある。特に、人家の密集している地域での鉄道災害の発生は、周辺住民等への被害はもとより、広域的かつ社会的にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

第2節 市域における鉄道施設等の現況 《各鉄軌道事業者》

本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。

このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）約 10.4 万人であり、バリアフリーの低床路面電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。

また、平成 6 年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和 40 年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 5 万人となっており、市民生活に定着している。

鉄軌道施設の概要は、資料 1 のとおりである。

第3節 対象とする鉄道災害 《消防局防災課》

本章で対象とする鉄道災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような鉄道災害とする。

- 1 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災
《災害対応上の特性》
 - ・ 多数の負傷者等の救助及び医療・救護
 - ・ 対向・後続列車による二次災害の防止
 - ・ トンネル内での活動（消火、排煙、救助、避難誘導等）の困難性
- 2 化成品積載列車からの危険物・毒物劇物等の流出等
《災害対応上の特性》
 - ・ 流出危険物等への引火等二次災害の防止
 - ・ 広範囲にわたる警戒区域の設定、周辺住民等の避難
- 3 その他の大規模な鉄道災害

第4節 災害予防計画

第1 鉄軌道の安全運行の確保《各鉄軌道事業者》

鉄軌道事業者は、橋梁・高架橋・ずい道・線路等の構造物や車両について、定期的に点検及び補修を行い、人命の安全確保と輸送の安全を図るものとする。

また、自動列車停止装置（ATS）・自動列車制御装置（ATC）・列車無線装置等の保安装置を装備することにより事故の未然防止に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《各鉄軌道事業者、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 鉄道災害に係る応急活動の関係機関(第5節第4を参照)は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。(資料編『防災関係連絡窓口』参照)
- 2 鉄軌道事業者は、応急復旧のために必要な資機材の確保に努め、日常的に点検等を行うほか、関係業者等に対して資機材確保の協力が得られる体制を確保しておくものとする。
- 3 鉄道災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。
- 4 消防局は、鉄道災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、進入口が限定されるとともに、煙・熱気などにより消防活動に困難が伴うトンネル内での対応、爆発のおそれがある危険物及び呼吸困難など人体に危険を及ぼす毒物劇物への対応については、その特性を考慮した車種や出動台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施《各鉄軌道事業者、消防局警防課・救急課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の鉄道災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

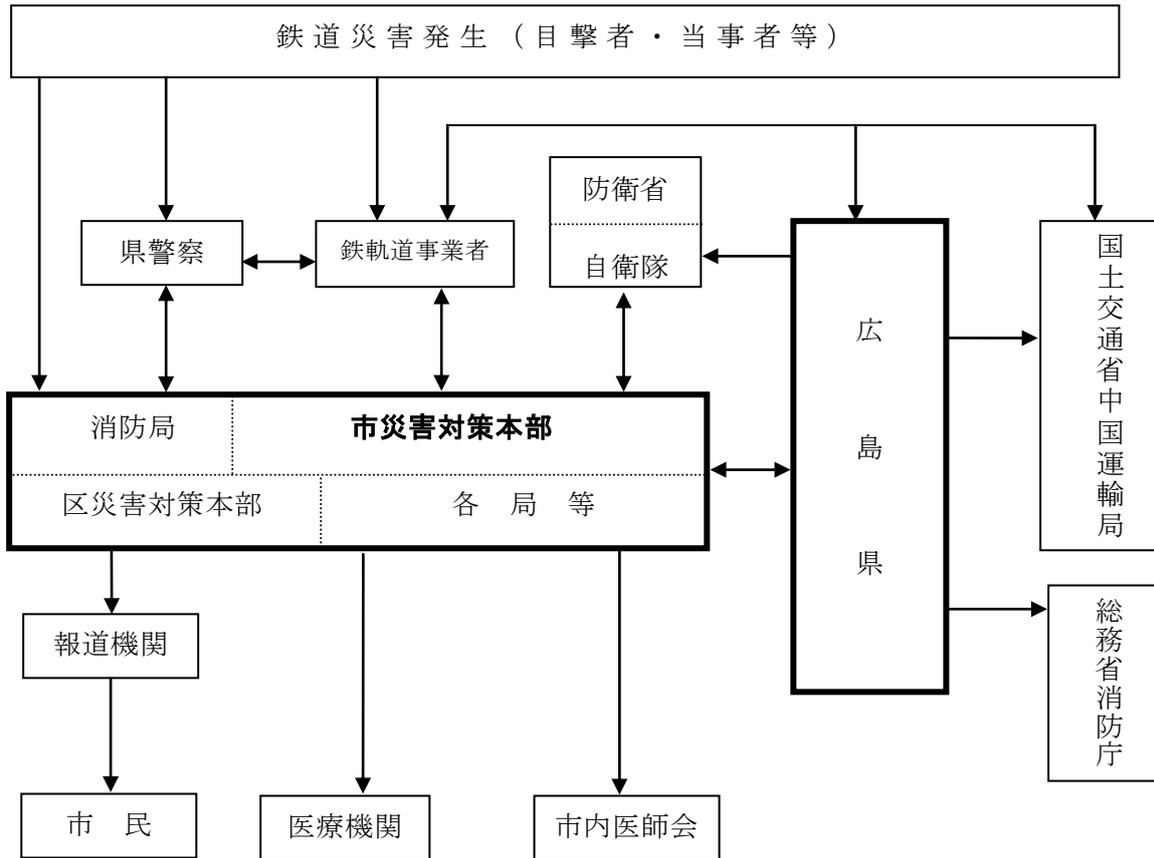
鉄道災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統《消防局防災課》



第4 関係機関の災害応急活動

区 分	鉄 軌 道 事 業 者	県	県警察	消 防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情報収集	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定	△		○	○	△	○
電路遮断	○					
人命救助・捜索	○	△	○	○		○
排煙・排熱活動	○			○		
消火活動	○		○	○		
避難誘導	○	△	○	○		○
救急・医療救護	○	△		○	○	
群集整理			○			
交通整理			○			
被災者への支援	○				○	○
市民相談			△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報《各鉄軌道事業者、消防局防災課・警防課・予防課、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情

報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

- 2 鉄道災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市災害対策本部は、関係機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動《消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。
また、警察は、交通規制により、緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 危険物・毒物劇物等の流出への対応《日本貨物鉄道(株)、消防局防災課・警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

- 1 消防、警察等の各機関は、危険物・毒物劇物等の流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、鉄道事業者等から流出物質の名称、積載量等の情報提供を受けるとともに、速やかに防除活動を行い、危険物・毒物劇物等による二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 市(区)災害対策本部、消防及び警察等の各機関は、災害現場付近の住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要と認めるときは、警戒区域を設定し、付近住民等の避難又は被災地域への立入制限等の措置を行い、住民の安全確保に万全を期するものとする。
- 3 鉄道事業者(日本貨物鉄道(株))における対応は、「化成品輸送車両等の緊急措置」(資料2参照)による。

第8 救護所の設置と医療救護班の派遣《健康福祉局保健医療課、各市立病院》

- 1 健康福祉局長は、多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。なお、救護所に派遣する医療救護班は、負傷者等の状況に応じて追加派遣する。
- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。

第9 トリアージの実施《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ(多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。)を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 一時収容場所又は避難場所等の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

- 1 区長は、列車の乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容（避難）場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

鉄軌道施設の概要

○ 西日本旅客鉄道株式会社広島支社

区 分	市域内駅数	線路延長	橋 梁	高 架 橋	トンネル
山 陽 本 線	10	35.8km	121 橋 1,677m	2 橋 280m	2 橋 194m
呉 線	4	3.5km	25 橋 225m	—	1 橋 215m
芸 備 線	14	38.6km	80 橋 647m	—	9 橋 1,199m
可 部 線	12	14.2km	51 橋 1,212m	3 橋 215m	1 橋 100m

○ 西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

区 分	市域内駅数	線路延長	橋 梁	高 架 橋	トンネル
山 陽 新 幹 線	1	19.0km	29 橋 2,521m	27 橋 6,804m	5 橋 12,930m

○ 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

- ・ JR山陽本線にて運行（上下67本/日）している。
- ・ 化成品（危険物・毒劇物等）積載車両も運行しており、その取扱量は全体の1割弱である。なお、石油類の輸送はしていない。

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数（往）
1 号 線	広島駅～紙屋町～広島港	27（重複27）	8.0km	245本
2 号 線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20（重複20）	5.4km	240本
3 号 線	広島港～紙屋町～広電西広島	29（重複29）	9.2km	217本
5 号 線	広島駅～比治山下～広島港	18（重複11）	6.0km	228本
6 号 線	広島駅～紙屋町～江波	20（重複20）	6.1km	176本
7 号 線	横川駅～紙屋町～広電本社前	15（重複15）	4.5km	160本
8 号 線	横川駅～十日市～江波	12（重複7）	4.4km	182本
9 号 線	八丁堀～白島	5	1.2km	230本
宮 島 線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	273本

※ 利用者数(一日平均)～市内線(104千人)、宮島線(47千人)【平成22年度実績】

○ 広島高速交通株式会社

区 分	区 間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	21	18.4km	1.9km	16.5km	144両 24編成

※ 利用者数(一日平均)～51,250人【平成23年度実績】
運行便数～平日270便、休日198便

化成品輸送車両等の緊急措置（日本貨物鉄道株式会社）

化成品積タンク貨車・コンテナの緊急措置は「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」によって行うほか、次による。化成品積タンク貨車・コンテナの事故が発生し、貨物の漏洩その他による火災、爆発、中毒又はそのおそれがあるとき管轄現業機関の長は、次の処置をとる。

1 通報

通報、連絡系統図によって消防、警察機関に通報するとともに関係業務機関及び化成品会社等に対して速やかに次の事項を通報する。

通 報 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故発生場所及び発生の時刻 2 貨車種別及び化成品の品名、数、容量 3 事故車両の状況、化成品の流出、噴火、火災、爆発、中毒の発生危険の有無、又は発生の状況 4 事故発生場所付近の状況、延焼危険及び住民避難の必要の有無 5 死傷者発生の状況
---------	--

2 救護

関係の駅区長は、医師及び看護婦からなる救護班と救急車の出動を要請するとともに、負傷者を安全な場所に収容して応急手当にあたる。

3 出火防止

引火性液体、石油類等が流出したときは、土砂等をもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の火気使用を禁じるとともに、消火設備を整えて出火に備える。

- (1) タンク車・コンテナが横転又は亀裂などが生じ化成品の流出の恐れがあるときは、直ちに連結車両を切り離して安全な箇所に移す。
- (2) 事故タンク車に残留油のある場合は、消火対策に万全の手配をしたのち、速やかにタンクローリー車に移し替える等の措置をとる。

4 避難

可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風上等に危険発生のおそれがあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難手配を取る。

5 化成品の収容措置

化成品積タンク貨車・コンテナに事故が発生したときは、出荷企業又は関係者に通報して速やかに応急の措置をとるよう要請する。

6 初期消火

駅区長は、化成品積タンク貨車・コンテナその他の事故により火災が発生したときは、自衛消防隊を指揮して流出防止の措置と併せ公設消防隊の到着するまで消火器、乾燥砂等によって初期消火作業を行うものとする。

7 隔離

災害が発生した化成品積タンク貨車・コンテナが運行可能な場合は、切り離して他の安全な場所に隔離する等の措置をとる。

8 立入の禁止

緊急措置要員のほかは、すべて立入りを禁止する。

第5章 道路災害対策

第1節 道路災害の特徴 《消防局防災課》

急激な都市化や経済活動の拡がりに伴う道路交通量の増加に対応し、車両の多重衝突やこれに伴う車両火災等により多数の死傷者が生じている。また、危険物・毒物劇物等の落下・流出による沿線住民等への被害も発生している。

道路災害の特徴としては、高速道路や自動車専用道路での事故は、高架・掘割構造・トンネル等により周囲と遮断されているため、救助・消火活動上の制約が大きいことが指摘できる。

また、トンネル内での車両の多重衝突やこれに伴う車両火災は、救助・消火活動がトンネルの出入口に限定されるほか、トンネル内の高温や煙の充満などによる活動上の困難が想定される。さらに、衝突などにより車両から危険物・毒物劇物等が流出した場合は、沿線住民に避難勧告等を行う必要も生じてくる。

道路は、経済活動を支える根幹をなしており、事故等による通行止めや渋滞が地域経済に及ぼす影響は計り知れないものがある。

第2節 市域における道路施設の現況 《消防局防災課》

本市域においては、西日本高速道路(株)中国支社が管理する山陽自動車道・広島自動車道・中国自動車道・広島呉道路、広島高速道路公社が管理する広島高速1～4号線、広島県道路公社が管理する広島熊野道路のほか、国土交通省中国地方整備局や広島市が管理する一般道路があり、これらは市内の幹線道路、生活道路として機能している。

主な高速道路・トンネル等の概要は、資料1～3のとおりである。

第3節 対象とする道路災害 《消防局防災課》

本章で対象とする道路災害は、市域において道路構造物の損壊や運転者の不注意・マナーの欠如等を原因として、多数の死傷者等又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような事故とする。

1 車両の多重衝突・火災

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- ・ 高速道路への進入路の制限
- ・ トンネル内での活動（消火、排煙、救助、避難誘導等）の困難性

2 危険物・毒物劇物等運搬車両からの流出等

《災害対応上の特性》

- ・ 流出危険物等への引火等二次災害の防止
- ・ 広範囲にわたる警戒区域の設定、沿線住民等の避難

3 その他の大規模な道路災害

第4節 災害予防計画

第1 道路の安全運行の確保《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会》

- 1 道路管理者及び警察は、道路における災害の予防や道路施設等の安全を確保するため、必要な施設や体制の整備を図るものとする。
- 2 道路管理者は、防災設備の点検を道路法等の関係法令によるほか、点検要領等を設け、十分な点検を行うよう努めるものとする。
- 3 道路管理者は、道路施設等の異常を速やかに発見し、迅速な応急対策を図るため、情報の収集・連絡体制の確立を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、道路利用者への情報の迅速な提供や通行規制実施体制等の確立を図るものとする。
- 4 道路管理者、警察を始めとする道路交通の関係機関は、道路利用者に対して、パンフレット等による安全走行の意識啓発や災害時の対応等防災意識の普及に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 道路災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編『防災関係連絡窓口』参照）
- 2 道路管理者は、道路管理者間における道路情報の共有並びに道路利用者等への道路情報の提供が図れるよう、道路情報伝達システムの整備に努めるものとする。
- 3 道路災害に係る応急活動の関係機関は、道路利用者、沿線住民等からの情報など、多様な災害情報等の収集体制の整備に努めるものとする。
- 4 道路管理者は、応急復旧のために必要な資機材の確保に努め、日常的に点検等を行うほか、関係業者等に対して資機材確保の協力が得られる体制を確保しておくものとする。
- 5 道路災害応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。
- 6 消防局は、道路災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、進入口が限定されるとともに、煙・熱気などにより消防活動に困難が伴うトンネル内での対応、爆発のおそれがある危険物及び呼吸困難など、人体に危険を及ぼす毒劇物への対応については、その特性を考慮した車種や出動台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施

《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、消防局警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の道路災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

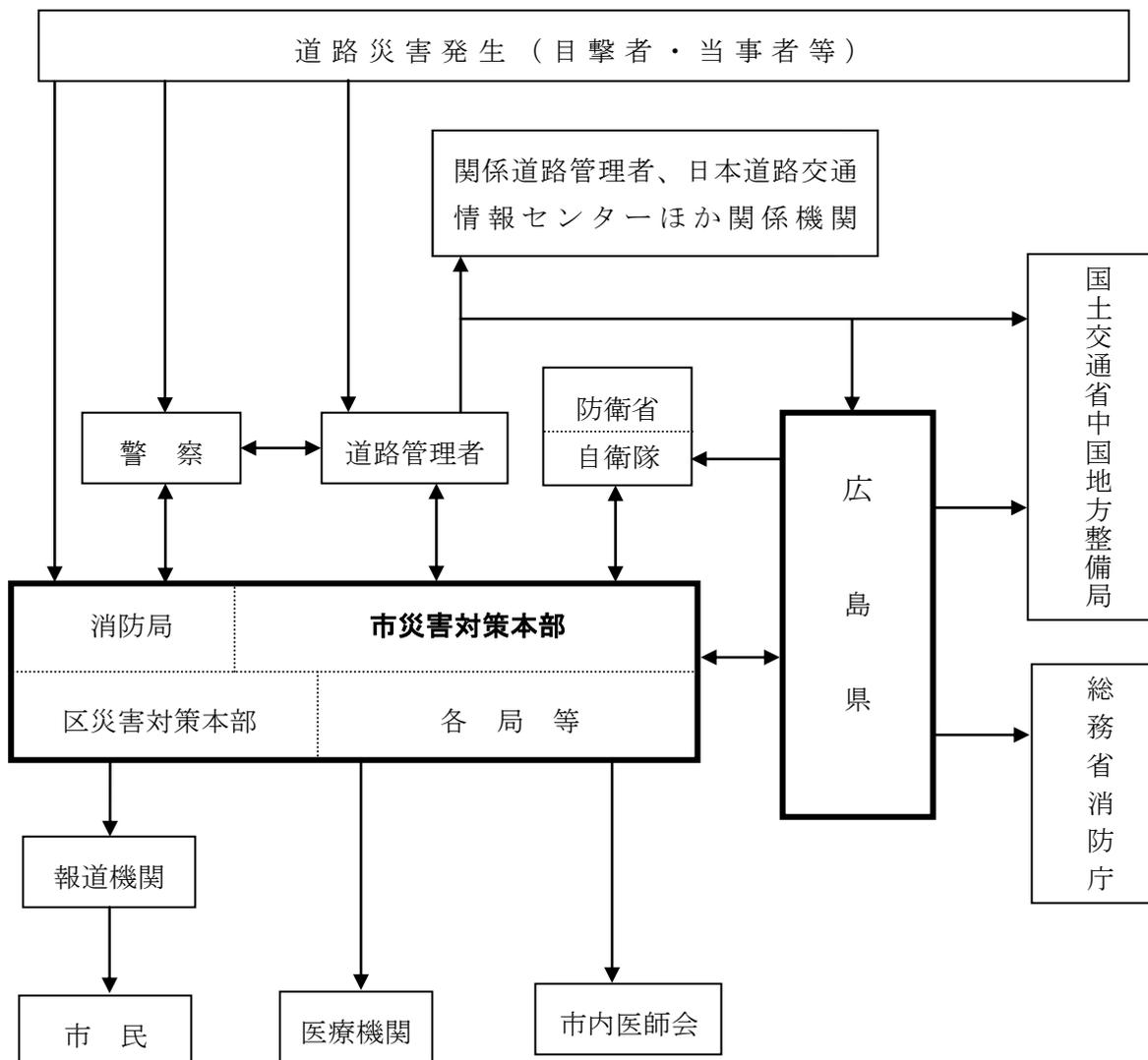
道路災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部長は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統《消防局防災課》



第4 関係機関の災害応急活動《消防局防災課》

区 分	道 路 管 理 者	県	県警察	消 防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定			○	○	△	○
人命救助・捜索	△	△	○	○		○
排煙・排熱活動	△			○		
消 火 活 動	△			○		
避 難 誘 導	△	△	○	○		○
救急・医療救護		△		○	○	
群 衆 整 理			○			
交 通 整 理	○		○			
被 災 者 の 支 援					○	○
市 民 相 談			△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、消防局警防課・予防課、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- 2 市（区）災害対策本部、道路管理者、警察等の各機関は、道路災害の状況、安否情報、交通規制、市民生活への影響などの情報を道路情報板やラジオ放送などの方法により、迅速かつ正確に広報するものとする。
- 3 関係道路管理者は、交通規制に伴う交通の混乱・応急対策を円滑に行うため、協力して迂回路の確保に努めるとともに、道路情報板やチラシなどの方法により迂回路を道路利用者へ広報するものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動《各道路管理者、各道路運送事業者、消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、警察等の各機関は災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、警察等の各機関は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。また、警察は交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 危険物・毒物劇物等の流出への対応《各道路管理者、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

- 1 消防、警察等の各機関は、危険物・毒物劇物等の流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、運送事業者等から流出物質の名称、積載量等の情報提供を受けるとともに、速やかに防除活動を行い、危険物・毒物劇物等による二次災害の防止に努めるものとする。

- 2 市（区）災害対策本部、消防及び警察等の各機関は、災害現場付近の住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要と認めるときは警戒区域を設定し、付近住民等の避難又は被災地域への立入制限等の措置を行い、住民等の安全確保に万全を期するものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の派遣《健康福祉局保健医療課、各市立病院》

- 1 健康福祉局長は、多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。なお、救護所に派遣する医療救護班は、負傷者数等の状況に応じて追加派遣する。
- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。

第9 トリアージの実施《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 一時収容場所又は避難場所等の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

- 1 区長は、バスの乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容（避難）場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

高速道路等の概要

道路名	区間	管理者	交通量(1日)	設備機器等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路㈱ 中国支社	61,868台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	〃	22,644台	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安佐北区安佐町小河内	〃	19,218台	
広島呉道路	南区仁保沖町	〃	28,238台	
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	36,362台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 中区光南四丁目	〃		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚	〃		
広島熊野道路	安芸区矢野町	広島県道路公社	8,224台	道路情報板、監視テレビ、 トンネル防災設備

(注1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、平成22年1月～平成22年12月実績である。

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、平成23年度実績である。

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

高速道路等トンネルの概要

(平成24年1月1日現在)

道路名	トンネル名	所在地	トンネル延長	設備機器等
中国自動車道	牛頭山トンネル (上り)	安佐北区安佐町飯室～ 安佐北区安佐町小河内	3,573 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 火災感知器 送水口 避難連絡坑 無線通信補助設備 給水栓 排煙設備
	牛頭山トンネル (下り)	安佐北区安佐町飯室～ 安佐北区安佐町小河内	3,558 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 火災感知器 送水口 避難連絡坑 無線通信補助設備 排煙設備 給水栓
	平トンネル (上り)	安佐北区安佐町小河内	1,055 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 送水口 避難連絡坑 給水栓
	平トンネル (下り)	安佐北区安佐町小河内	1,042 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 送水口 避難連絡坑 給水栓
広島自動車道	竹坂トンネル (上り)	安佐北区安佐町飯室	1,129 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口
	竹坂トンネル (下り)	安佐北区安佐町飯室	1,112 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口
	宮郷トンネル (上り)	安佐北区安佐町久地	1,220 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口
	宮郷トンネル (下り)	安佐北区安佐町久地	1,217 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口
	日浦トンネル (上り)	安佐北区安佐町毛木	177 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
	日浦トンネル (下り)	安佐北区安佐町毛木	216 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
山陽自動車道	志和トンネル (上り)	安佐北区狩留家町～ 東広島市	2,213 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 水噴霧設備 給水栓 送水口
	志和トンネル (下り)	安佐北区狩留家町～ 東広島市	2,110 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 水噴霧設備 給水栓 送水口
	安芸トンネル (上り)	安佐北区落合南町～ 東区福田町	1,687 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 給水栓 火災検知器 排煙設備
	安芸トンネル (下り)	安佐北区落合南町～ 東区福田町	1,643 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 火災検知器 排煙設備 給水栓

道路名	トンネル名	所在地	トンネル延長	設備機器等
山陽自動車道	武田山トンネル (上り)	安佐南区大町西三丁目～ 安佐南区相田六丁目	1,842 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 給水栓 火災検知器 排煙設備
	武田山トンネル (下り)	安佐南区大町西三丁目～ 安佐南区相田六丁目	1,778 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 給水栓 火災検知器 排煙設備
	水晶トンネル (上り)	佐伯区五日市町石内	232 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
	水晶トンネル (下り)	佐伯区五日市町石内	255 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
	石内トンネル (上り)	佐伯区五日市町石内～ 佐伯区五日市町利松	517 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
	石内トンネル (下り)	佐伯区五日市町石内～ 佐伯区五日市町利松	523 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
	五日市トンネル (上り)	佐伯区倉重町～ 佐伯区坪井町	765 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 送水口 給水栓
	五日市トンネル (下り)	佐伯区倉重町～ 佐伯区坪井町	747 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
広島高速1号線	金剛寺山トンネル (下り)	東区温品町	242 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 誘導表示板
	福木トンネル (上り)	東区馬木町～ 東区福田町	990 m	非常電話 押しボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 監視装置 給水栓
	福木トンネル (下り)	〃	1,026 m	非常電話 押しボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 監視装置 給水栓
広島高速4号線	西風トンネル (上り)	西区山手町～ 安佐南区沼田町大塚	3,873 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置 監視装置 水噴霧設備 給水栓
	西風トンネル (下り)	西区山手町～ 安佐南区沼田町大塚	3,876 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置 監視装置 水噴霧設備 給水栓

一般道路トンネルの概要

(主なトンネルを掲載)

(平成24年1月現在)

トンネル名	所在地	トンネル延長	設備機器等
鈴ヶ峯トンネル	国道2号西広島バイパス 西区鈴ヶ峯町	745 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防火水槽 消火栓
根ノ谷トンネル	国道54号 安佐北区可部町大林	616 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
熊野トンネル	広島熊野道路 安芸区矢野町～ 安芸郡熊野町	1,239 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓
行者山トンネル	草津沼田道路 西区田方一丁目	377 m	非常電話 押ボタン式通報装置 消火器 送水口
田中町トンネル	駅前吉島線 中区西平塚町～ 中区富士見町	394 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 警報表示板
比治山トンネル (上り)	比治山東雲線 南区比治山公園	259 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防犯用押ボタン装置
比治山トンネル (下り)	比治山東雲線 南区比治山公園	259 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防犯用押ボタン装置
幕の内トンネル	国道191号 安佐北区可部町勝木～ 安佐北区安佐町飯室	490 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 誘導表示灯
飯室トンネル	国道261号 安佐北区安佐町飯室	325 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置
可部トンネル	国道54号(可部バイパス) 安佐北区可部町	400m	非常電話 押ボタン式通報装置
南原トンネル	国道54号(可部バイパス) 安佐北区可部町	606m	非常電話 押ボタン式通報装置
下町屋トンネル	国道54号(可部バイパス) 安佐北区可部町	123m	非常電話 押ボタン式通報装置

第6章 大規模火事災害対策

第1節 大規模火事災害の特徴《消防局防災課》

わが国では都市化の急速な進展に伴い、土地の高度利用が促進され、建物の高層化、大規模化、深層化等が進んでおり、火災が発生した場合の被害拡大の危険性が增大している。

本市においても1994年以降、地上100mを超える超高層ビルが建設され、2001年には地下街が開設されている。また、1960年代後半以降、山腹や丘陵部の大規模造成により山際まで住宅が立ち並ぶなど、火災が発生した場合の被害拡大の要因は増加の一途を辿り、消防活動の困難性の増大に伴って人命危険は高くなっている。

大規模火事災害の特徴としては、次のことが挙げられる。

- ① 高層建築物や地下街では避難方法や避難経路が限定され、また、病院や社会福祉施設では避難困難者が多数利用するため、延焼拡大時には一時に多数の死傷者が発生する危険性が高い。
- ② 危険物や毒物劇物を取扱う化学工場等では、引火性・可燃性ガス等による爆発的な延焼拡大、濃煙や有毒ガスの発生、化学反応による発熱など消火活動上の制約や困難性が多い。
- ③ 木造密集地や林野では、空気乾燥や強風などの気象条件に影響され、延焼速度が加速度的に速くなる。
- ④ 人的被害のほか、一時に貴重な財産・資産を焼失する。

第2節 市域における大規模施設等の現況

1 施設等の概要《消防局防災課・予防課、経済観光局農林整備課》

(1) 高層建築物

はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ50mを超える高層建築物は101棟（平成24年3月末現在）で、その区別概況は別表1のとおりである。

(2) 地下街

避難・進入口が限定されることなどから消防活動に制約がある地下街は、平成13年4月に紙屋町地下街（愛称：シャレオ）が開設され、1日平均約14万人（平成22年5月現在）が利用している。その概要は別表2のとおりである。

(3) 病院・社会福祉施設

避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が3,000㎡を超える大規模な施設は148棟（平成24年3月末現在）で、その区別概況は別表3のとおりである。

(4) 大規模店舗・ホテル等施設

避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が6,000㎡を超える大規模な施設は303棟（平成24年3月末現在）で、その区別概況は別表4のとおりである。

(5) 化学工場等

火災が発生した場合に、爆発や有毒ガスを発生するおそれがある施設については、本編「第7章 危険物等災害対策 第2節」のとおりである。

(6) 山林

本市の森林面積は、市域の6割以上を占める60,538ha（平成20年3月末現在）となっており、このうち約9割が約3万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は、298路線、総延長366,489m

(平成 23 年 3 月末現在)となっており、これら森林・林道の区別概況は別表 5 のとおりである。

2 火災の発生状況《消防局警防課》

本市における近年(過去 10 年間)の火災発生状況は別表 6 のとおり、年間平均約 496 件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね 57.1%、林野火災が 3.4%、車両火災が 10.2%、枯草の焼失などその他の火災が 29.2%となっている。

なお、火災により年間約 14 人の死者が発生している。

3 気象の概要《広島地方気象台》

本市の気象(2011 年:広島地方気象台)は、年間平均気温 16.2℃、平均相対湿度 65%、平均風速 3.5 ㎧、年間降水量 1,502.0 mm である。このうち、1 月から 4 月は、平均相対湿度が低く、本市では、年間の林野火災件数 20 件のうち 13 件が発生している。

また、春先及び初秋は、林野火災が多く発生しており、これは、強風が吹く中での火入れ、山菜採りや森林レクリエーションなどによる入山者の増加とも密接なかわりがある。

4 消防力の概要《消防局消防団室・施設課・職員課・警防課》

本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成 19 年 4 月 1 日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和の消防事務を受託している。

これにより、常備消防の職員は、広島市消防局 1,354 人(定数)で、ヘリコプター、消防艇を除く消防車両等については、341 台保有しており、非常備の消防団員は 2,753 人(定数)で、156 台の消防車両と 293 台の小型動力ポンプを保有している。(資料編 消防計画参照)

なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応用資機材(消防車両を除く。)の保有状況は、別表 7 のとおりである。

第 3 節 対象とする大規模火事災害《消防局防災課》

本章で対象とする大規模火事災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような火事災害とする。

1 多数の者や要介助者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設(地下街、ホテル、デパート、高層建築物、病院、社会福祉施設等)の爆発・火災

《災害対応上の特性》

- ・ 制約がある避難・消火活動
- ・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- ・ 多数の罹災者・避難者の誘導・保護

2 市街地における大規模延焼火災

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の罹災者・避難者の誘導・保護
- ・ 広範囲な災害現場の早期状況把握
- ・ 大規模な消火活動

3 付近住民の避難を要する化学工場等の爆発・火災

《災害対応上の特性》

- ・ 爆発、有毒ガス発生危険性
- ・ 制約がある消火活動

4 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の避難者の誘導・保護
- ・ 広範囲な災害現場の早期状況把握

- ・ 大規模な消火活動
- 5 その他の大規模な火事災害

第4節 災害予防計画

第1 火災に強い地域づくり《都市整備局都市計画課・区画整理課・都市機能調整部・段原再開発部計画課・公園整備課、道路交通局道路課・街路課、消防局防災課・警防課・救急課・予防課》

- 1 本市は、火災に強い都市構造の形成を図るため、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園・緑地等の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進するとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定により市街地の不燃化に努める。また、消火栓・防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、プール・ため池等の指定消防水利としての活用などにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- 2 本市及び事業者等は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等については、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物等に設置された消防用設備等については定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。また、最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。さらに、消防用設備等の防災設備全般の監視・操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。
- 3 本市及び事業者等は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者等を適正に選任するとともに、防火管理者等が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施等防火・防災管理上必要な業務を適正に行うなど、防火・防災管理体制の充実を図るものとする。また、不燃性材料・防災製品の使用、店舗等における火気の使用制限などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
- 4 本市及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプター用の屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。
- 5 本市は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、森林管理署や林業関係団体等の協力を得て、林野火災多発期における監視パトロール等を行う。また、火災予防運動等を通じて、市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を効果的に行うものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え《消防局防災課・警防課・救急課・予防課》

- 1 大規模火事災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編「防災関係機関連絡窓口」参照）
また、これらの関係機関は、災害応急活動上連携を必要とする電気・ガス・通信、報道等の各事業者等との連絡・協力体制の確立を図るものとする。
- 2 大規模火事災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する消火、人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
また、各機関が保有する資機材等（別表8参照）については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。
- 3 消防局は、大規模火事災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、高層建

建築物、地下街、社会福祉施設、化学工場等における避難、消火、救助活動の困難性や危険性を考慮した出動車種や台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施《消防局防災課・警防課・予防課》

- 1 関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の大規模火事災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。
- 2 本市及び事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間や様々な条件設定など実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

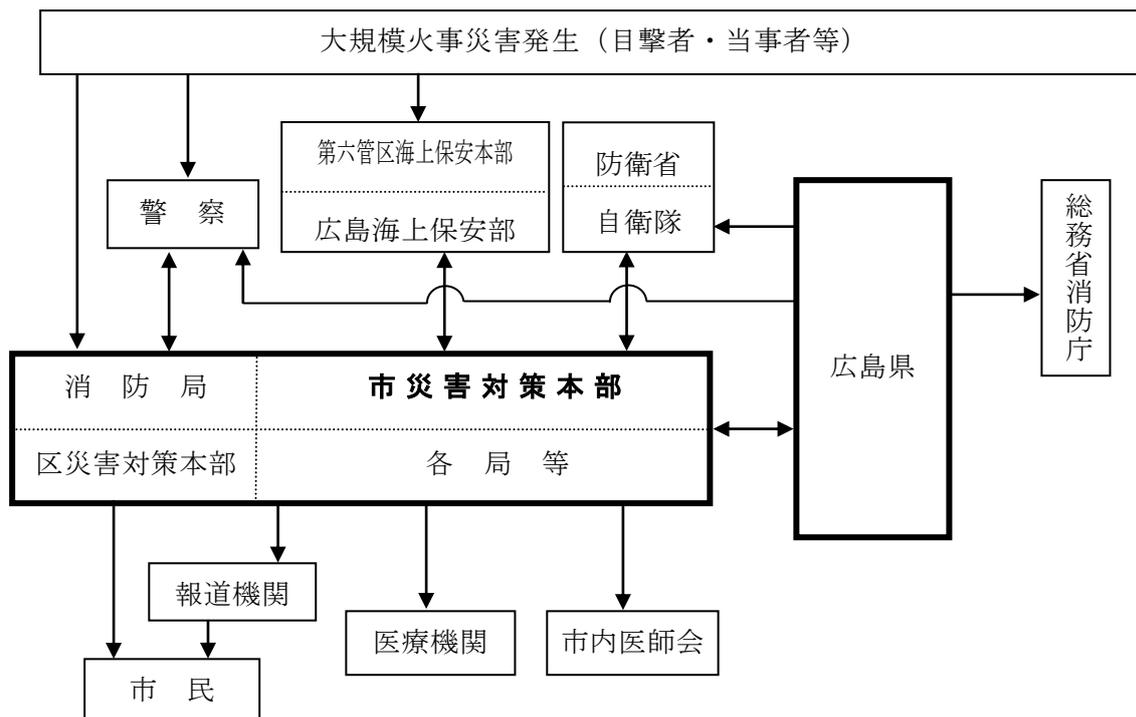
大規模火事災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課・警防課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。
- 3 他の消防本部等の応援が必要と認められるときは、消防長は消防組織法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき協力を求める。

第3 関係機関との情報連絡系統《消防局防災課》



第4 関係機関の災害応急活動《消防局防災課》

区 分	建物・山林 等の関係者	建物居住者 ・勤務者	広島海上 保安部	県	県警察	消 防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置			○		○	○	△	
情 報 収 集	○	△	○	○	○	○	○	○
警戒区域等設定			△		○	○	△	○
人命救助・捜索	○	△	○	△	○	○		○
応急消火活動	○	○						
消 火 活 動			○	△(山林)		○		
避 難 誘 導	○	△		△	○	○		○
救急・医療救護	○	△	○	△		○	○	
海上交通の安全確保			○					
群 衆 整 理					○			
交 通 整 理					○			○
被災者への支援							○	○
市 民 相 談					△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報《企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・警防課・予防課、各消防署》

- 1 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- 2 大規模火事災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市（区）災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速か

つ適切な広報活動を行うものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動《消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。
また、警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 活動上の安全管理《消防局警防課、各消防署》

現場活動を行う各機関の現場指揮者は、爆発、有毒ガスの発生、急激な延焼方向の変化など火災の態様に常に注意するとともに、酸素が欠乏する場所、高所での作業、夜間や暗所での活動を伴う場合は、特に活動上の安全管理に努めるものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の派遣《健康福祉局保健医療課、各市立病院》

- 1 健康福祉局長は、多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。なお、救護所に派遣する医療救護班は、負傷者数等の状況に応じて追加派遣する。
- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。

第9 トリアージの実施《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 一時収容場所又は避難場所等の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

- 1 区長は、高層建築物、地下街、社会福祉施設、ホテル等の利用者など多数の者の一時収容又は延焼の危険性等から住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容（避難）場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

高さ 51m以上の高層建築物の現況

別表 1

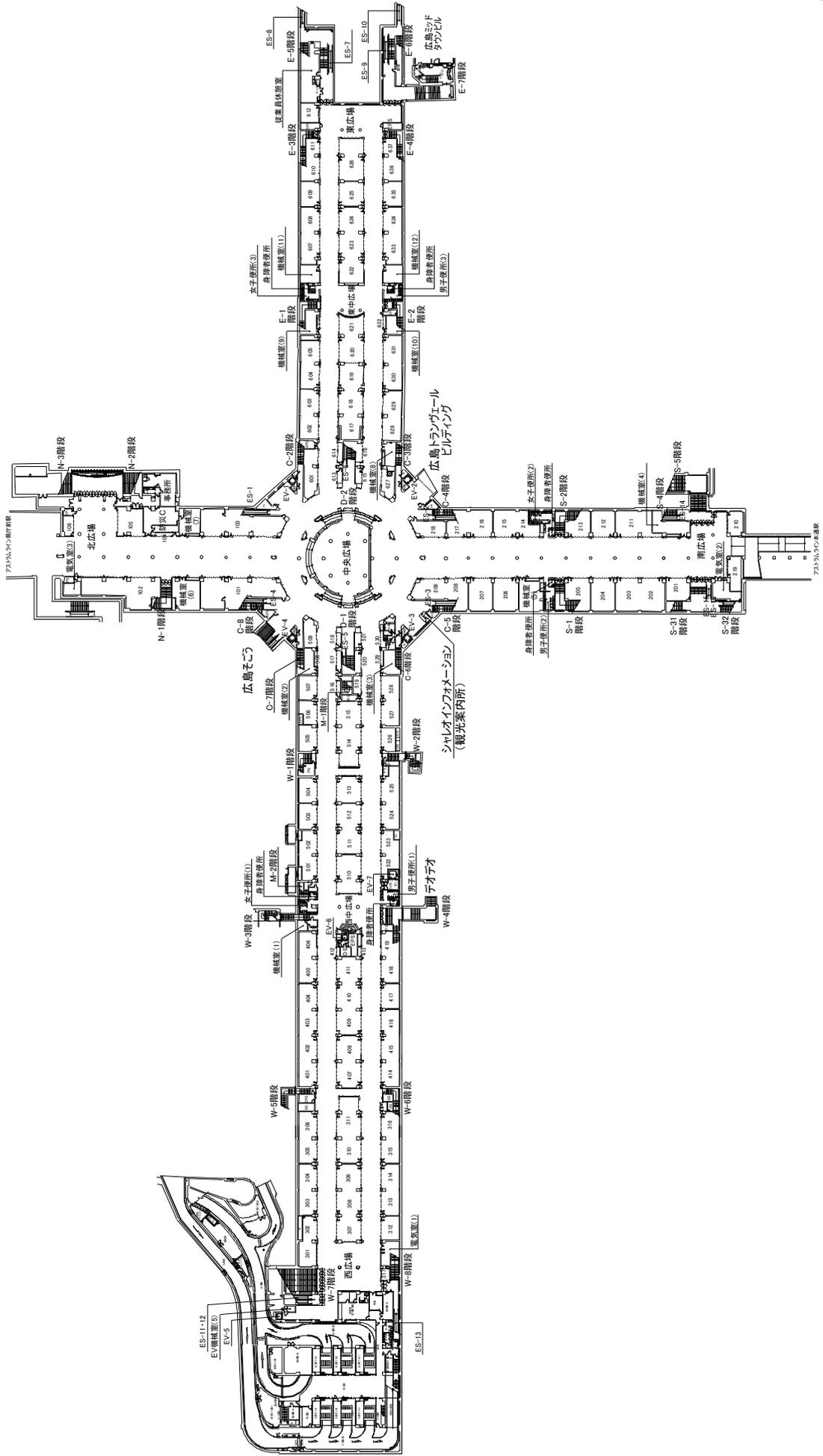
(単位：棟 平成 24 年 3 月末現在)

区 分	棟 数	51～60m	61～70m	71～80m	81～90m	91～100m	101m以上
中 区	62	42	4	5	6	1	4
東 区	7	4	1	0	0	1	1
南 区	19	12	1	2	3	1	0
西 区	5	4	0	0	1	0	0
安佐南区	5	2	0	0	0	3	0
安佐北区	0	0	0	0	0	0	0
安芸区	0	0	0	0	0	0	0
佐伯区	3	2	0	0	1	0	0
計	101	66	6	7	11	6	5

紙屋町地下街の概要

別表 2

所 在 地	広島市中区基町、紙屋町一丁目、紙屋町二丁目及び大手町一丁目				
建 築 規 模	地下 1 階（紙屋町交差点から西側のみ地下 2 階）、鉄筋コンクリート構造、一部鉄骨構造の耐火建築物				
用 途 別 占 有 面 積	施 設	全体面積㎡	1 階面積㎡	地下 1 階面積㎡	地下 2 階面積㎡
	地下歩道・広場	12,480	850	11,630	0
	店 舗	7,120	0	7,120	0
	機 械 室 等	5,330	0	2,710	2,620
	合 計	24,930	850	21,460	2,620
主要施設規模	施 設 名	数 量	備 考		
	総 床 面 積	24,930 ㎡	地下 1 階（紙屋町交差点から西側のみ地下 2 階）		
	地 下 歩 道	615m	南北約 225m(幅員 14m)、東西 2 列約 390m(幅員 6m)		
	地 下 広 場	7 箇所	中央広場：直径 48mの円形		
	エレベーター	7 基	一般公共用 5 基、従業員用 1 基、荷物用 1 基		
	エスカレーター	16 基			
	階 段	35 箇所	利用者の地上への出入り口		
	周辺ビル等接続	8 箇所	6 箇所のビル、駐車場及びアストラムラインに接続		
	防災センター	1 箇所	24 時間監視、消火活動等の拠点		



延床面積 3,000 m²以上の病院・社会福祉施設の現況

別表 3

(単位：棟 平成 24 年 3 月末現在)

区 分	棟 数	3,000 m ² ～	5,000 m ² ～	10,000 m ² ～	20,000 m ² ～	30,000 m ² ～	40,000 m ² ～
中 区	31	14	7	8	0	0	2
東 区	20	13	7	0	0	0	0
南 区	19	8	7	2	0	0	2
西 区	13	10	3	0	0	0	0
安佐南区	20	11	6	2	1	0	0
安佐北区	18	9	8	2	0	1	0
安芸区	10	7	2	1	0	0	0
佐伯区	12	5	5	1	1	0	0
計	148	77	43	16	2	1	4

延床面積 6,000 m²以上の店舗・ホテル等の現況

別表 4

(単位：棟 平成 24 年 3 月末現在)

区 分	棟 数	6,000 m ² ～	10,000 m ² ～	30,000 m ² ～	50,000 m ² ～	100,000 m ² ～	150,000 m ² ～
中 区	119	49	56	7	5	1	1
東 区	20	10	8	2	0	0	0
南 区	43	15	12	10	4	2	0
西 区	39	20	15	2	2	0	0
安佐南区	38	22	13	1	2	0	0
安佐北区	20	11	8	1	0	0	0
安芸区	6	2	4	0	0	0	0
佐伯区	18	11	6	1	0	0	0
計	303	140	122	24	13	3	1

森 林 面 積

別表 5

(単位：ha、平成 20 年 3 月末現在)

区 分	国 有 林	民 有 林				合 計
		県	市	その他	計	
中 区	0	-	1	1	2	2
東 区	192	104	566	1,181	1,851	2,043
南 区	100	-	3	146	149	249
西 区	201	2	26	380	408	609
安佐南区	558	0	159	6,047	6,206	6,764
安佐北区	1,934	655	437	23,464	24,556	26,490
安 芸 区	869	6	2,215	3,626	5,847	6,716
佐 伯 区	1,030	139	561	15,935	16,635	17,665
計	4,884	906	3,968	50,780	55,654	60,538

林 道 整 備 状 況

(平成 23 年 3 月末現在)

区 分	路線数	延長距離 (m)	舗装率 (%)	
東 区	12	15,461	89.6	
西 区	1	2,900	100.0	
安佐南区	祇園地区	2	2,558	100.0
	安古市地区	2	587	100.0
	佐東地区	6	3,794	99.9
	沼田地区	62	51,123	63.9
	小 計	72	58,062	68.2
安佐北区	高陽地区	24	23,743	42.2
	可部地区	17	22,465	39.2
	安佐地区	37	43,918	39.9
	白木地区	43	63,549	65.7
	小 計	121	153,675	50.9
安芸区	瀬野川地区	13	10,474	63.6
	矢野地区	2	1,166	100.0
	阿戸地区	13	22,012	57.0
	小 計	28	33,652	60.5
佐伯区	五日市地区	17	15,892	48.9
	湯来地区	47	86,847	67.0
	小 計	64	102,739	64.2
合 計	298	366,489	60.3	

広島市の火災発生状況（過去10年間）

別表6

区分	火災数 (件)	火災種別(件)						焼損積 (㎡)	林野 (a)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	火災原因 (下段は件数)				
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他						1位	2位	3位	4位	5位
平成14年	620	333	36	71	1	0	179	4,380	103	490,566	9	92	放火 疑い含 210	たばこ 82	こんろ 80	火遊び 53	たき火 39
平成15年	489	294	17	59	0	0	119	4,455	77	731,254	16	75	放火 疑い含 153	こんろ 71	たばこ 56	火遊び 42	たき火 22
平成16年	462	253	24	59	1	0	125	12,326	67	4,096,385	10	74	放火 疑い含 111	こんろ 69	たばこ 55	火遊び 40	たき火 30
平成17年	507	292	9	76	2	0	128	5,992	52	591,546	19	86	放火 疑い含 119	たばこ 89	こんろ 62	火遊び 32	たき火 26
平成18年	488	322	3	43	0	0	120	7,349	722	1,036,623	21	101	放火 疑い含 98	こんろ 91	たばこ 78	火遊び 46	ストーブ 24
平成19年	505	304	12	43	0	0	146	7,855	31	780,715	13	79	放火 疑い含 106	こんろ 91	たばこ 80	火遊び 80	たき火 36
平成20年	499	300	19	36	0	0	144	5,089	34	997,463	15	85	放火 疑い含 101	こんろ 94	たばこ 83	火遊び 43	たき火 25
平成21年	475	250	12	42	1	0	170	7,421	10	725,667	13	61	放火 疑い含 95	たばこ 75	こんろ 59	火遊び 53	たき火 33
平成22年	482	239	18	50	0	0	175	5,257	25	536,664	11	58	放火 疑い含 101	たばこ 85	こんろ 60	火遊び 36	たき火 26
平成23年	437	244	20	29	0	0	144	5,398	35	492,170	11	52	放火 疑い含 96	たばこ 65	こんろ 52	火遊び 37	たき火 26

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況

別表 7

平成 24 年 4 月 1 日現在

区 分	保 管 場 所	回 転 翼 航 空 機 ※ 〔消 火 ・ 救 助 等 〕	消 防 艇 等 ※ 〔消 火 ・ 救 助 等 〕	救 命 索 発 射 銃 等	赤 外 線 カ メ ラ ・ 探 査 ス コ ー プ 等	エ ン ジ ン カ タ ー 等	チ ェ ン ソ ー 等	投 光 器 等	発 電 機	背 負 式 手 動 ポ ン プ	組 立 式 水 槽	腰 な た ・ か ま 等	の こ ・ お の 等	つ る は し	ス コ ー プ	動 力 草 刈 り 機	火 た た き	貯 水 槽	ト レ ン チ シ ヤ ベ ル	空 輸 式 水 槽	消 火 薬 剤 〔 林 野 火 災 用 〕	消 火 薬 剤 〔 泡 消 火 用 〕
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8 消防署、31 出張所内等	消 1	消 1 救 1	11	19	33	48	99	100	166	12	440	368	212	1,840	11			220	9		液 324 (缶)
広島 県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消 1				2	64	6				675	299				600	5		10	液 478 粉 220 (缶)	
広島 県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、海田警察署）	救 2	救 1	7	2	34	58	8	30	2		35	76	81	291							
広島森林管理署	庁舎内倉庫																					液 533 (缶)
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救 3	消 2 救 2	3																		液 400L (巡視艇備付)
陸上自衛隊第 13 旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地（人命救助システム）				4	16	16	8	8	8												

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

※広島県は平成 23 年 7 月 1 日現在の数値である。

第7章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害の特徴《消防局防災課》

市域内においては、消防法で規定する『危険物』、毒物劇物取締法で規定する『毒物劇物』、火薬類取締法で規定する『火薬類』及びガス事業法・高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定する『ガス類』等（以下「危険物等」という。）の製造、貯蔵、販売、取扱等を行う施設が多く存在し、それらの運搬が日常的かつ頻繁に行われている。

これら危険物等には、関係法令による規制・指導等があり、災害発生の未然防止に努めていることから、これまでに市域内においては大規模な危険物等災害は発生していない。しかし、国内においては、危険物等を多量に保有する工場の爆発や火災、危険物等の運搬中における爆発等による建物被害や有毒物質漏えいによる死傷者の発生など、避難勧告の発令を伴うような大規模な災害が発生している。

危険物等には、固体、液体、気体といった形状の違い、人体に対する毒性の強弱があり、また、化学反応によって他の物質に変化し、有毒ガス、爆発等が発生させるものも多い。さらに、河川等に流入して被害を拡大させる危険性も高い。

このため、危険物等による災害が発生した場合、次の諸点に留意して対応する必要がある。

- ① 爆発による爆風によって、広い範囲（半径数百メートル以上）において窓ガラスの破損等の建物被害や死傷者が発生する。
- ② 有毒ガス発生又は発生の危険性から、広い範囲（半径数キロ以上）にわたって住民等を迅速・円滑・安全に避難させる必要がある。
- ③ 消防隊等は防毒衣・マスク等を着用しての活動が余儀なくされ、かつ、消防隊の注水によって化学反応を起こす危険物もあるなど、防ぎよ活動は非常に困難である。
- ④ 夜間等暗い場所や消火のための注水時には、危険物等の漏えい・流出に十分に留意し、地下施設や側溝等への流入による二次災害を防止する必要がある。
- ⑤ 関係者等から情報をできるだけ早く収集して原因物質を特定し、人体への危険性、火災や爆発の危険性等を把握する必要がある。
- ⑥ 中毒の原因物質によっては、対応できる医療機関が限定されるため、広域的な搬送体制を早期に整える必要がある場合がある。

第2節 市域における危険物等施設の現況

1 危険物施設の現況《消防局警防課・指導課》

危険物施設数は最近減少しており、平成24年3月末現在で1,905施設「(資料編)1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」となっている。

このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量1,000倍以上を貯蔵）は2事業所である（別添資料参照）。

なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では年間146件程度である。

2 毒物劇物施設の現況《県業務課、健康福祉局環境衛生課》

毒物劇物施設は、838 施設となっている。(平成 22 年 1 月 1 日現在)

区 分	施 設 数	
毒物劇物営業者	製 造 業	11
	輸 入 業	1
	販 売 業	809 (うち現物取扱 511)
業務上取扱者 (届出業者)	電 気 メ ッ キ 業	8
	金 属 熱 処 理 業 者	1
	運 送 業	3
	しろあり防除業者	5
計	838	

このうち、特に注意すべき施設(広島県地域防災計画)は 11 施設である(別添資料参照)。なお、毒物劇物については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。

3 火薬類施設の現況《消防局指導課》

火薬類施設は、平成 23 年度末現在で 47 件となっている。

区 分	施設件数
火薬庫	7
火薬庫外貯蔵所	16
火薬類販売営業所	21
火薬類消費場所(碎石)	3
計	47

このうち、特に注意すべき施設はない。

なお、指定数量以上の火薬類を運搬しようとするときは、県公安委員会に対して届出が必要であり、運搬計画表にしたがって行われている。

4 ガス類施設の現況《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》

ガス類施設については次のとおりである。

なお、ガス類については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。

- (1) ガス事業法で規定している施設(一般ガス事業、簡易ガス事業)は、「第 9 章 ライフライン災害対策 第 2 節」中のガス施設で 74 件となっている。

このうち、特に注意すべき施設(広島県地域防災計画)は 3 件である(別添資料参照)。

- (2) 高圧ガス保安法で規定している施設は、平成 23 年度末現在で 2,135 件(事業所)となっている。

区 分	事業所数
製 造 所	1,068
貯 蔵 所	99
販 売 所	917
特 定 消 費 事 業 所	36
容 器 検 査 所	15
計	2,135

このうち、特に注意すべき施設(広島県地域防災計画)は 10 件である(別添資料参照)

- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は、平成 23 年度末現在で 101 件(事業所)となっている。

区 分	事業所数
販 売 所	94
液化石油ガス特定供給設備	7
計	101

このうち、特に注意すべき施設はない。

第3節 対象とする危険物等災害《消防局防災課》

本章で対象とする危険物等災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような危険物等災害とする。

1 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等 《災害対応上の特性》

(1) 危険物関係

- ・ そのもの自体は燃焼しないが、熱、衝撃、摩擦等によって分解することにより極めて激しい燃焼を起こさせる危険性を有する固体がある（第一類）。
- ・ 空気にさらされることにより自然に発火する危険性を有するもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する固体又は液体がある（第三類）。
- ・ 加熱等による分解等の自己反応により、多量の発熱をし、又は爆発的に反応が進行する個体又は液体がある（第五類）。

(2) 毒物劇物関係

- ・ 非常に毒性の強い物質が存在し、少量の吸入等で死傷に至るため、瞬時に多数の死傷者が発生する。
- ・ 有毒ガス等が発生し、大気中への拡散や地下への流入によって被害が拡大する。
- ・ 漏えいによる環境汚染（河川、地下水等の汚染）によって、被害が拡大する。

(3) 火薬類関係

- ・ 爆発によって、瞬時に大規模な被害が発生する。

(4) ガス類関係

- ・ 爆発によって、瞬時に大規模な被害が発生する。
- ・ 地下施設などでのガス中毒、静電気による爆発の危険がある。

2 運搬中における危険物等の漏えい・爆発等

《災害対応上の特性（前記1以外）》

- ・ どこでも発生する可能性があり、災害発生場所の周辺状況（危険物等施設、住宅街、イベント会場等人通りが多い場所など）によって、人的・物的被害がさらに拡大する。

3 その他の大規模な危険物等災害

第4節 災害予防計画

第1 危険物等の安全確保《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課・薬務課、健康福祉局環境衛生課、消防局防災課・警防課・指導課》

1 危険物施設

(1) 保安確保の指導

本市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

(3) 危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育等を実施し、事故防止に努めるものとする。

2 毒物劇物施設

(1) 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

ア 県及び本市は、毒物劇物取締法の規定により登録又は届出が義務付けられている施設の立入検査を定期的実施し、毒物劇物の適正な保管管理及び危害防止規定の整備を指導するものとする。

イ 県は、毒物劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努めるものとする。

(2) 毒物劇物多量取扱施設における自己点検の充実等

毒物劇物取扱施設の管理者は、関連設備の点検・保守、事故防止対策、事故時における必要な措置、教育訓練等について、危害防止規定を整備し、これに基づいて管理を行うものとする。

3 火薬類施設

(1) 保安の確保

販売者、火薬庫の所有者及び消費者は、法令に定める基準を遵守し、保安の確保を図るものとする。本市は、立入検査を実施し、法令に違反が無いことを確認するものとする。

販売業者は、従業員に対する保安教育計画を定め、これを忠実に実施するものとする。

火薬庫の所有者等は、定期自主検査を行うものとする。本市は、保安検査を毎年実施し、火薬庫の維持管理の状況を確認するものとする。

(2) 保安講習

火薬類取扱保安責任者等は、保安教育の一環として保安教育講習を毎年（2年ごと）受講するものとする。

(3) 講習会等

県は、(社)広島県火薬類保安協会と協力して火薬類危害予防大会を開催し、功労者を表彰して保安意識の高揚を図るものとする。

また、これら関係団体と協力して保安教育講習及び煙火の消費に関する講習を実施し、法令の周知や保安管理技術の高揚を図るものとする。

4 ガス類施設

(1) ガス事業施設（一般ガス事業、簡易ガス事業）

本編「第9章 ライフライン災害対策 第4節」に定める災害予防計画による。

(2) 高圧ガス施設（一般高圧ガス、液化石油ガス）

ア 保安の確保

事業者は、定期自主検査等を行うとともに、従業員の保安教育や防災訓練を実施するものとする。これらの業務は自ら作成する危害予防規程に記述され、計画的に実施される。

県及び本市は、立入検査を実施し、法令に違反がないことを確認するものとする。

県及び本市は、保安検査を毎年実施し、施設の維持管理の状況を確認するとともに、教育・訓練が計画どおりに実施されているか確認するものとする。

イ 保安講習

保安係員等は、保安教育の一環として災害防止に関する講習を5年ごとに受講するものとする。

ウ 講習会等

県は、地域防災協議会と協力して高圧ガスによる事故対応や保安大会の開催を行うものとする。保安大会では法令の改正の周知や表彰を行い保安意識の高揚を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え《消防局防災課・警防課・救急課・指導課》

- 1 危険物等災害に係る応急活動の関係機関(第5節第4を参照)は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。(資料編「防災関係機関連絡窓口」参照)

- 2 危険物等災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
- 3 危険物等災害に係る応急活動の関係機関は、毒性の強い物質の性状等や解毒剤等救急医薬品の調達情報、治療等について把握しておくものとし、これについては、「化学物質による中毒事件とその対策（平成10年10月：毒物中毒事件対策連絡会）」及び「薬をめぐるチーム医療マニュアル21（平成14年3月：広島県地域保健対策協議会）」のとおりである。なお、これ以外の対処情報等の入手先は、次のとおりである。

区 分	時 間 制 限 等	
	あ り	な し
(公財) 日本中毒情報センター	○大阪中毒110番(365日24時間体制) ○つくば中毒110番(365日9~21時対応) ●消防機関専用(緊急ホットライン)	072-727-2499 029-852-9999 072-430-2562
広島中毒119番 (㈱広島県薬事衛生会館)	082-248-8268 0120-279-119 平日9:00~17:00	
広島大学医学部 法医学教室	082-257-5172	

- 4 消防局は、危険物等災害に対応した出動計画を策定するものとする。また、有毒ガス発生、爆発の危険性等を考慮した対応について、あらかじめ定めておくものとする。

第3 防災訓練の実施《消防局防災課・警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の危険物等災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

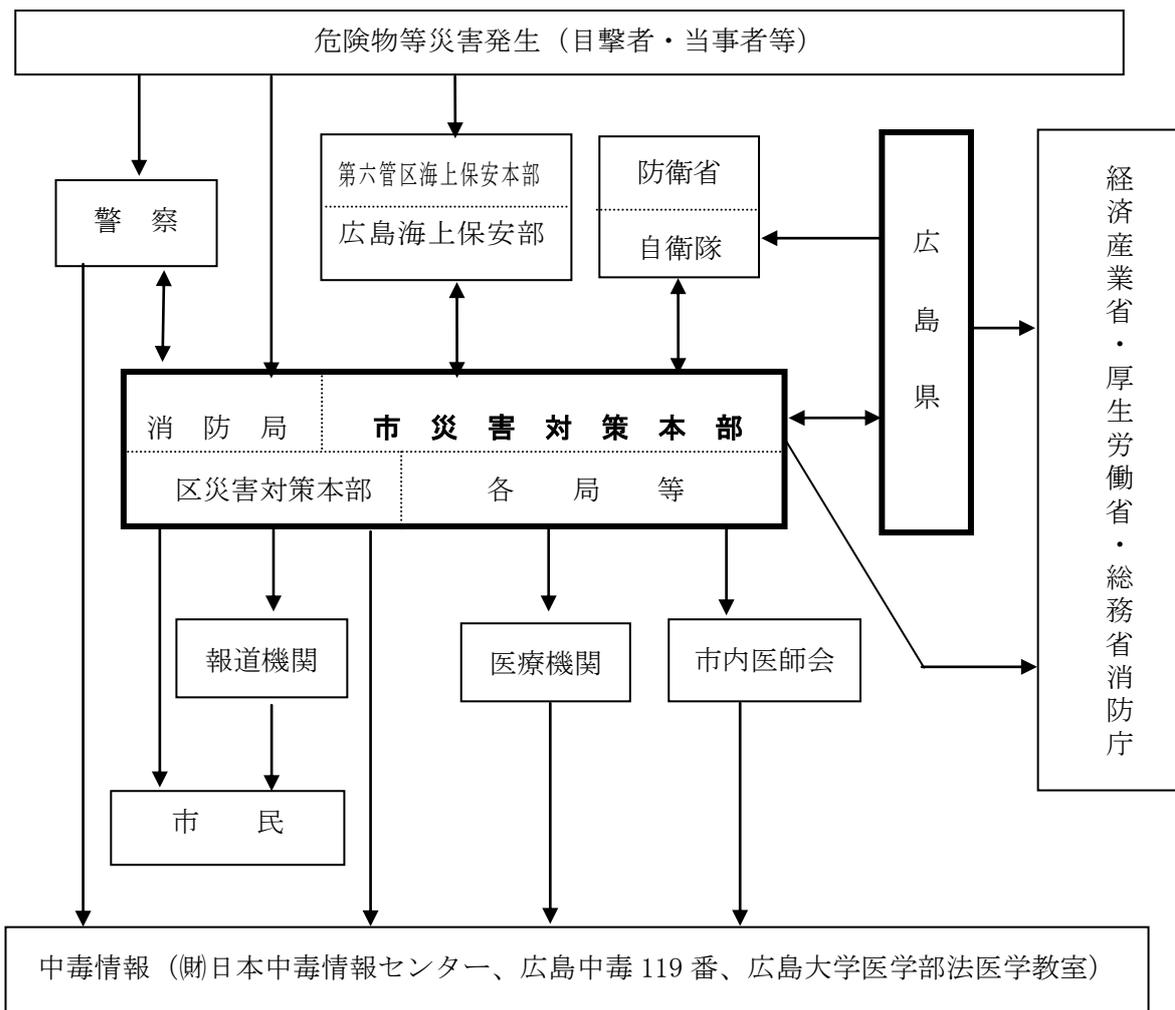
危険物等災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統《消防局防災課》



第4 関係機関の災害応急活動《消防局防災課》

区 分	危険物等 事業者	広島海上 保安部	県	県警察	消 防	市 災 害 対策本部	区 災 害 対策本部
現地指揮所の設置		○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定	△	△		○	○	△	○
中和剤等の散布	○			○	○		
人命救助・捜索	○	○	△	○	○		○
応急消火活動	○						
消 火 活 動		○			○		
避 難 誘 導	○		△	○	○		○
救急・医療救護	○	○	△		○	○	
海上交通の安全確保		○					
環境汚染対策	○	○	△	○	○	○	○
群 衆 整 理				○			○
交 通 整 理				○			
被災者の支援						○	○
市 民 相 談				△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報《消防局防災課・警防課・予防課、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集し、早期の原因物質の特定に努めるとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

特に、危険物等災害は、有毒ガス発生、爆発の危険性があり、危険物等に関する情報が災害対応を左右することから、収集した情報は直ちに現場活動隊員へ周知し、現場の安全管理の徹底、二次災害防止等に万全を図るものとする。

- 2 市(区)災害対策本部は、警戒区域内からの退去や立入禁止、住民等の避難等について、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動《消防局警防課、各消防署》

- 1 消防・警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。

- 2 消防、警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、災害発生地を中心として風向き及び地形等を考慮して警戒区域を設定し、関係者以外の区域外への退去など出入制限及び火気使用の制限を行い、活動環境を整える。また、有毒ガス検知管等を活用して、警戒区域の中でも特に危険な区域(爆発、中毒など)を設定し、消防機関を含む全ての者の出入の制限を行い、区域内での活動を統制する。

- 3 消防、警察等の各機関は、有毒物質に汚染された者を除染する区域を設定し、清拭、脱衣、水等による除染措置を実施後、救護所に搬送する。

- 4 消防、警察等の各機関は、危険物等又は消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図るものとする。

- 5 警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 活動上の安全管理《消防局警防課、各消防署》

- 1 現場活動を行う各機関の現場指揮者は、風向等の気象情報を把握し、有毒ガス発生、爆発の危険性に常に注意するとともに、特に危険な区域への進入については、防毒衣など身体防護措置を講じた者以外の出入を禁止するものとする。

- 2 消防、警察等は、物質が特定されていない場合で、特に危険な区域に進入する際には、原則として、陽圧式化学防護衣等の密閉型防護服により身体を防護した者に限るものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の派遣《健康福祉局保健医療課、各市立病院》

- 1 健康福祉局長は、多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。なお、救護所に派遣する医療救護班は、負傷者数等の状況に応じて追加派遣する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。

第9 トリアージの実施《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 一時収容場所又は避難場所等の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

- 1 区長は、多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容（避難）場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

1 特に注意すべき危険物施設《消防局指導課》

区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
南区	出光興産(株)広島	月見町 (月見町油槽基地)	ガソリン、軽油、灯油	引火性を有する液体 (第4類)
	東西オイルターミナル(株) 広島油槽所		ガソリン	

2 特に注意すべき毒物劇物施設《県薬務課、健康福祉局環境衛生課》

区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
中区	渡辺化学工業(株)	堺町二丁目 2-5	トルエン、ホルムアルデヒド	主な取扱品目の特性については、 参考 1を参照
	中国電力(株)燃料部	小町 4-33	六弗化ウラン	
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南区	広島県製肥(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素	
	関西化成(有)	出島二丁目 19-16	硫酸	
	日本ペイント(株) 広島工場 (注)	仁保沖町 1-30	クロム酸ストロンチウム	
西区	クリタ分析センター(株) 広島事業所	井口五丁目 6-14	硝酸第二水銀、シュウ酸、 水酸化カリウム、硫酸、 アンモニア	
	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸	
佐伯区	野地元薬品商会	三宅三丁目 8-20-6	塩化水素、水酸化ナトリウム	
	ラボテック(株)	五日市中央六丁目 9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、 硫酸、水酸化ナトリウム	

(注) 危険物施設として第4類(引火性)非水溶性液体を貯蔵

3 特に注意すべきガス類施設《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》

(1) 一般ガス事業施設

事業所名	所在地	幾何容積	
広島ガス (株)	皆実町供給所	南区皆実町一丁目	ガスホルダー29,000m ³
	高陽供給所	安佐北区亀崎四丁目	ガスホルダー15,000m ³
	可部営業所	安佐北区可部亀山南	サージタンク 140m ³

(2) 高压ガス

ア 一般高压ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
三菱重工業(株) 広島製作所 江波ガスセンター	中区江波沖町 5-1	80.18 t	アルゴン、液化石油ガス、酸素、炭酸ガス	取扱品目の特性については参考2を参照
広島日酸(株)	中区江波南二丁目 1-10	50.8 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、ヘリウム	
中国酸素(株)広島工場	中区南吉島一丁目 2-3	58.6 t	酸素、炭酸ガス	
マツダ(株)	南区	58.4 t	アルゴン、液化アンモニア、酸素、水素、炭酸ガス、窒素、フロン(134a)	
三菱重工業(株) 広島製作所 観音ガスセンター	西区観音新町四丁目 6-22	74.45 t	酸素、炭酸ガス、エチレン、アルゴン	
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁目 7-2	58.4 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素	

イ 液化石油ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量
広島エルピーガスターミナル(株)	南区月見町 2244-18	830 t
日の丸産業(株)LPガス充填所	南区上東雲町 18-35	80 t
(株)榎原プロパン商会 広島支店	南区宇品海岸三丁目 5-33	83 t
日本ホームガス安佐センター	安佐北区安佐町久地掘切山 563-6	63 t

1 毒物劇物の特性等

区 分	消 火 活 動	性 状	人 体 へ の 影 響	
アンモニア (劇物) (消防法～届出)	水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等、消火活動に重大な支障を生じる。 (消火剤) 水、粉末、泡、炭酸ガス	無色で刺激臭あり、空気との混合で爆発の危険がある。 ガスは空気より軽い。	吸 入	肺や気管支に炎症。高濃度だと喉頭痙攣起こす。
			皮 膚	直接液に触れると、腐食性薬傷や凍傷を起こす。
			目	結膜や角膜が炎症、失明の危険性がある。
メタノール 別名：メチルアルコール (劇物) (消防～第四類)	引火しやすく、蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスを形成する。容器が火に包まれた場合は爆発のおそれがある。容器の周囲に散水して冷却する。 (消火剤) 多量の水、粉末、二酸化炭素、アルコール泡	無色透明、特異な香気がある。水に任意の割合で混和する。蒸気は空気より重く引火性で空気と混合して爆発性混合ガスを形成する。	吸 入	濃厚な蒸気を吸収すると酩酊、頭痛、目のかすみ等、昏睡に至る。
			皮 膚	粘膜を刺激。皮膚からも吸収するため、吸入と同様の症状となる。
			目	粘膜を刺激する。
トルエン (劇物) (消防～第四類)	火気厳禁で静電気対策を考慮し、泡消火剤を用いて、空気を遮断することが有効である。 (消火剤) 粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡	無色透明、芳香がある。蒸気は空気より重く引火性である。	吸 入	はじめに短時間の興奮期を経て、深い昏睡状態に陥ることがある。
			皮 膚	皮膚を刺激。皮膚からも吸収し吸入と同様の症状
			目	粘膜を刺激し炎症する。
ホルムアルデヒド 別名：ホルマリン (劇物)	水が一番有効である。 (消火剤) 水、粉末、泡、炭酸ガス	無色透明の催涙性で刺激臭がある。	吸 入	のど、気管支、肺などを激しく刺激し炎症を起こす。
			皮 膚	皮膚炎を起こす。
			目	粘膜を激しく刺激し催涙する。濃い液だと失明の危険性がある。
六弗化ウラン (劇物)	水分との反応によりフッ化水素(毒物)を発生する。汚染水を適切に処理する。	白色の揮発性固体である。 熱に安定(約1,600℃まで分解しない。)している。	身 体	被ばく線量によるが、脱毛・不妊などの急性障害、白内障、ガン・白血病などの晩発性障害が発生する。
過酸化水素 (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	無色透明で弱い特有の臭いがある。 物質自体は不燃性である。分解が起こると激しく酸素を発生する。	吸 入	呼吸困難等の症状が時間をおいて現れる。
			皮 膚	腐食性薬傷を起こす。
			目	角膜が侵され、失明の危険性がある。

区 分	消 火 活 動	性 状	人体への影響	
水酸化カリウム (劇物)	特に腐食性が強いいため身体防護措置が必要である。 容器及び周囲に散水して冷却する。	無臭の強アルカリ性で腐食性が強く、不燃性である。	吸入	のど、気管支、肺を刺激する。
			皮膚	激しく腐食する。
			目	結膜や角膜を激しく刺激し、失明の危険性がある。
硫酸 (劇物) (消防法～届出)	可燃物・有機物と接触させない。 容器に水が入らないように、容器及び周囲に散水して冷却する。 水と急激に接触すると多量の熱を発生し、酸が飛散することがある。	無色無臭、油状で濃硫酸は水と接触すると激しく発熱する。	吸入	
			皮膚	激しい薬傷を起こす。
			目	粘膜を激しく刺激し、失明することがある。
クロム酸ストロンチウム (劇物) (消防～第一類)	容器及び周囲に散水して冷却する。	淡黄色粉末で、水に溶けにくく、酸、アルカリに可溶である。	吸入	クロム中毒を起こすことがある。
			皮膚	皮膚炎又は潰瘍を起こすことがある。
			目	粘膜を刺激し結膜炎を起こす。
水酸化ナトリウム (劇物)	物質自体に爆発性、引火性はない。 アルミニウム、すず、亜鉛等の金属を腐食して、水素ガスを発生させるので注意する。	無色又は灰色で無臭である。濃度、温度で固化することがある。強アルカリ性で腐食性が強く、不燃性である。	吸入	鼻、喉、気管支、肺を刺激する。
			皮膚	皮膚が激しく腐食される。
			目	結膜や角膜を激しく侵し、失明の危険性が高い。
酢酸エチル (劇物) (消防～第四類)	初期の火災には粉末、二酸化炭素を用いる。 大規模な場合は水噴霧又は泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。 (消火剤) 粉末、二酸化炭素、アルコール泡、水、乾燥砂	無色透明、果実様の芳香がある。 蒸気は空気より重く引火性で爆発の危険性もある。 水に溶けやすい。	吸入	はじめに短時間の興奮期を経て、深い昏睡状態に陥ることがある。
			皮膚	わずかに皮膚を刺激し炎症を起こすことがある。
			目	粘膜を刺激し炎症を起こすことがある。
キシレン 別名：キシロール (劇物) (消防～第四類)	初期の火災には粉末、二酸化炭素を用いる。 大規模な場合は水噴霧又は泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。	無色透明で芳香がある。蒸気は空気より重く引火しやすい。	吸入	はじめに短時間の興奮期を経て、深い麻酔状態に陥ることがある。
			皮膚	皮膚を刺激し、皮膚からも吸収され、吸入と同様の症状を起こすことがある。
			目	粘膜を刺激し炎症を起こす。

区 分	消 火 活 動	性 状	人 体 へ の 影 響	
塩化水素 (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	<p>激しい刺激臭で不燃性である。</p> <p>空気中の水や湿気と作用して塩酸ミストとなり強い腐食性を示す。</p> <p>アルコールに溶けやすい。</p>	吸入	<p>のどや気管支、肺などを刺激し粘膜が侵される。</p> <p>多量に吸入すると喉頭痙攣、肺気腫を起こし呼吸困難・呼吸停止となる場合がある。</p>
			皮膚	皮膚を激しく侵し、液に触れると薬傷や凍傷を起こす。
			目	粘膜などが激しく刺激
シュウ酸ナトリウム (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	白色、結晶性粉末で水に溶けやすい。	吸入	<p>鼻の粘膜を刺激する。</p> <p>肺や気管支に炎症する。</p>
			皮膚	
			目	粘膜を刺激し炎症を起こす。
硝酸第二水銀 (毒物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	<p>無色透明結晶で潮解性がある。融点79℃(分解)。冷水に易溶、熱水で分解。加水分解しやすい。硝酸、アンモニア水、アセトンに可溶、エタノールに不溶。</p>	吸入	<p>鼻、のど、気管支、粘膜を刺激し、口腔、咽頭に炎症を起こし、水銀中毒を起こすことがある。</p>
			皮膚	粘膜を刺激し、炎症を起こす。
			目	粘膜を激しく刺激する。
シュウ酸 (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	<p>一般には二水和物で、無色透明の結晶である。二水和物は100℃で結晶水を失う。水に溶けやすい。</p>	吸入	鼻の粘膜を刺激する。
			皮膚	
			目	粘膜を刺激して炎症を起こす。

2 高圧ガスの特性等

区 分	容器色	毒性	呼吸	におい	性 状	比重 (対空気)
アセチレン	褐色	なし	窒息性	なし	可燃性	軽い
アルゴン	ねずみ色	なし	なし	無臭	不燃性	重い
液化アンモニア	白色	あり	中毒	強い刺激臭	可燃性	軽い
液化石油ガス	ねずみ色	なし	麻酔性	着臭あり	可燃性	重い
酸素	黒色	なし	なし	無臭	支燃性	重い
水素	赤色	なし	中毒	無臭	可燃性	軽い
炭酸ガス (二酸化炭素)	緑色	なし	中毒	無臭	不燃性	重い
窒素	ねずみ色	なし	中毒	無臭	不燃性	やや軽い
フロン (134 a)	ねずみ色	なし	窒息性	無臭	不活性	重い
フロン (HFO-1234yf)	ねずみ色	なし	窒息性	無臭	可燃性	重い
ヘリウム	ねずみ色	なし	酸欠	無臭	不燃性	軽い
エチレン	ねずみ色	なし	窒息性	芳香臭	可燃性	やや軽い

第 8 章 放射性物質災害対策

第 1 節 放射性物質災害の特徴 《消防局防災課》

放射性物質災害の発生は、原子力施設、放射性同位元素等取扱施設において、また、放射性物質の輸送時に想定される。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所が被災し、原子力発電所の周辺住民が広域的な避難を行うこととなった。このことから、原子力発電所が所在しない自治体であっても、原子力発電所が所在する自治体等からの避難住民の受入体制の整備や国、県、原子力事業者等との確実な情報連絡体制の確保、市民等への的確な情報伝達体制の整備等が求められることになった。

一方、防災白書によれば、核燃料物質等の輸送に関する事故については 1979 年以降 1 件も発生していない。放射性同位元素等輸送時については、衝突事故等が 3 件発生している。

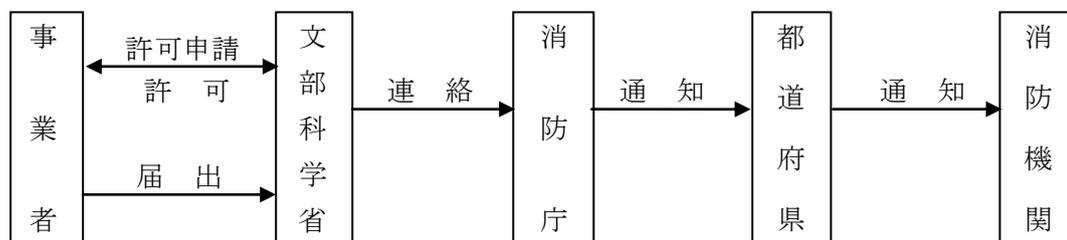
放射性物質災害が発生した場合は、人命安全の観点から迅速・的確に対応しなければならず、そのためには、以下の点に留意しておく必要がある。

- ① 放射性物質又は放射線の存在は五感で感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないこと。
- ② 的確な災害現場活動を行うためには、あらかじめ放射性物質、放射線、原子力等に関する高度な専門知識の修得を必要とすること。
- ③ 災害現場における活動隊員等の被ばくを防止するためには、放射能防護服、個人警報線量計、空間線量計等の特殊な装備が不可欠であること。

第 2 節 市域における放射性物質使用施設等の現況 《消防局防災課》

県域内には、原子力発電所等の原子力施設が存在しないことから、本市域は、政府の原子力安全委員会が定める防災指針「原子力施設等の防災対策について」において示されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれていない。

また、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づいて文部科学大臣の許可を受け、又は同大臣に届け出た放射線同位元素等を使用する市域内の事業所等の現況は、「（資料編）広島市消防計画・付属資料 10 放射性同位元素等を使用する事業所名一覧表」のとおりである。



また、放射性物質の輸送車両が市域内を通行する際には、その通行の際は県公安委員会へ届出がされることになっている。

第3節 対象とする放射性物質災害《消防局防災課》

本章で対象とする放射性物質災害は、市域等において多数の被ばく者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような放射性物質災害とする。

1 市域内の放射性同位元素等取扱施設（病院、研究施設等）における放射性物質の大量漏えい・火災等

《災害対応上の特性》

- ・ 被ばくや汚染のおそれによる現場活動の特殊性・困難性
- ・ 施設利用者等の心理的動揺や混乱による避難誘導・救助活動への支障
- ・ 救急搬送、医療・救護活動等での二次汚染
- ・ 専門医療機関への搬送
- ・ 注水による汚染の拡大や化学反応

2 輸送中における市域内での放射性物質の漏えい・火災等

《災害対応上の特性》

- ・ 被ばくや汚染のおそれによる現場活動の特殊性・困難性
- ・ 周辺住民等の心理的動揺や混乱による避難誘導・救助活動への支障
- ・ 救急搬送、医療・救護活動等での二次汚染
- ・ 専門医療機関への搬送
- ・ 事故概要把握の困難性
- ・ 交通規制の実施
- ・ 注水による汚染の拡大や化学反応

3 市域外における放射性物質の大量漏えい等

《災害対応上の特性》

- ・ 住民等の心理的動揺や混乱による避難誘導・救助活動への支障
- ・ 被ばく者の受入れ等応援活動での二次汚染
- ・ 避難住民の受入

第4節 災害予防計画

第1 放射性物質の安全規制《県医務課・薬務課、県公安委員会》

- 1 放射性同位元素等の取扱については、放射線障害防止法に基づき放射性同位元素や放射線発生装置の使用・販売・廃棄等に係る所要の規制が行われ、また、診療用放射線に関しては医療法により診療用器具の構造設備、診療用放射線の防護等について、放射線を放出する医薬品に関しては薬事法等により構造設備等についてそれぞれ規制が行われている。
- 2 放射性物質の輸送に関する安全規制は次のとおり行われている。
 - (1) 核燃料物質等の陸上輸送については、使用者等に対して、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。）により経済産業省、文部科学省、国土交通省及び都道府県公安委員会による安全規制が行われている。
 - (2) 放射性同位元素等の輸送については、使用者等に対して、放射線障害防止法により文部科学省、国土交通省及び都道府県公安委員会による安全規制が行われている。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え《消防局防災課・警防課・救急課》

- 1 放射性物質災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（「（資料編）防災関係機関連絡窓口」参照）

- 2 放射性物質災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
- 3 放射性同位元素等取扱施設は、それぞれの施設における情報収集・伝達の体制や手段を整備するものとする。特に勤務時間外においても、直ちに放射線取扱主任者及び施設管理者と連絡がとれるようにするとともに、防災関係機関への連絡窓口等を平常時より明確にしておくものとする。
- 4 放射性同位元素等取扱施設管理者等は、当該施設に立ち入る者に対して、放射線障害予防規程の周知を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を行うものとする。
- 5 放射性物質の輸送を行う使用者等は、関係法令を遵守し輸送物、輸送方法、輸送経路の選定等安全対策に必要な措置をとるとともに、事故発生時における情報収集・伝達の体制や手段を整備し、また、防災関係機関への連絡窓口等を平常時より明確にしておくものとする。
- 6 放射性物質の輸送を行う使用者等は、安全輸送等を確保するため、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を実施するものとする。
- 7 市災害対策本部は、物質の性状等や治療等についての情報入手先を把握しておくものとし、これについては、広島大学緊急被ばく医療推進センター、(公財)放射線影響研究所等に協力を要請するものとする。
- 8 消防局は、放射性物質災害に対応した出動計画を策定するものとする。

第3 防災訓練の実施《消防局防災課・警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の放射性物質災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

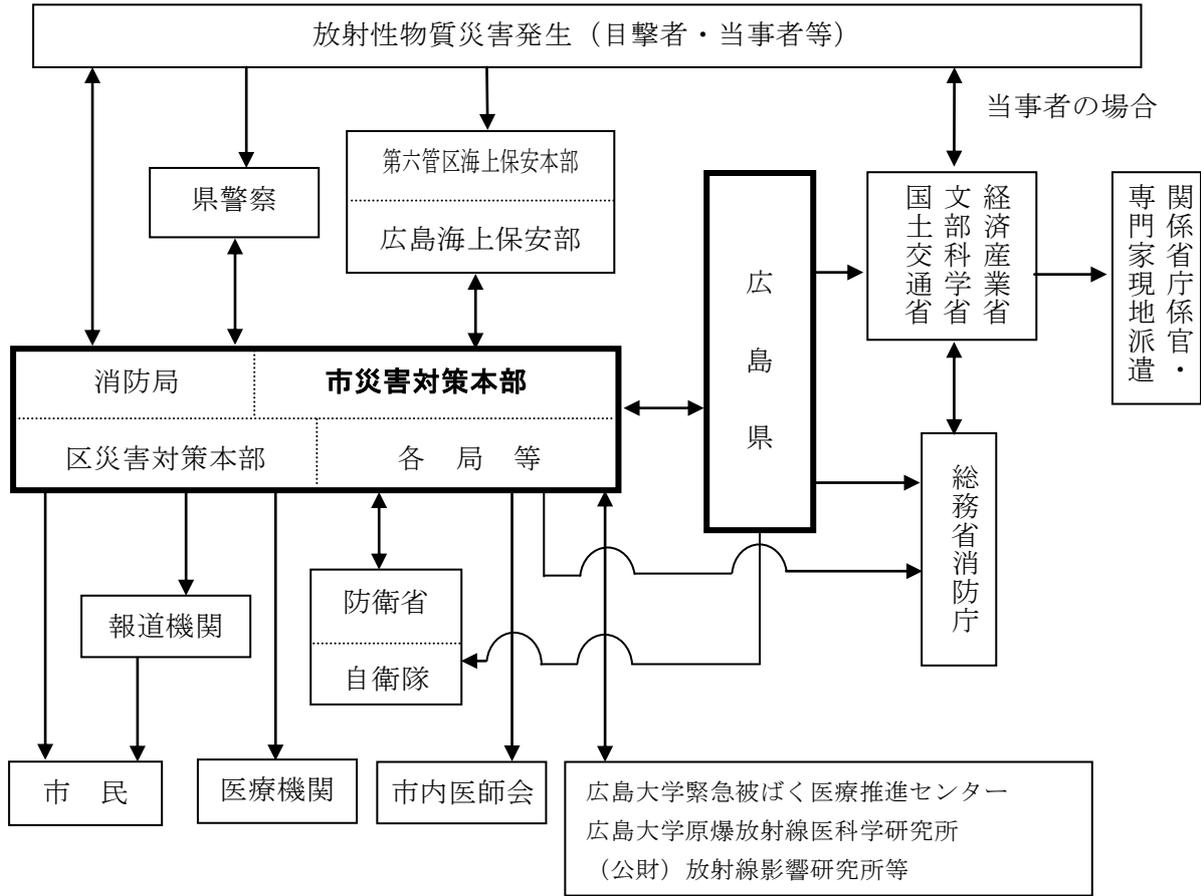
放射性物質災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統《消防局防災課》



第4 関係機関の災害応急活動《消防局防災課》

区 分	施設管 理者等	輸送を 行う使 用者等	国	県	県警察	消 防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置	○	○			○	○	△	○
情報収集	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定	○	○			○	○	△	○
放射能測定	○	○	○	△		○		
人命救助・捜索	○	○		△	○	○		
消火活動	○	○				○		
避難誘導	○	○		△	○	○		○
救急・医療救護	○	○		△		○	○	
資機材調達（防護服）	○	○				○		
汚染者の措置	○	○				○	○	○
汚染物の措置	○	○				○	○	○
群衆整理					○			
交通整理		○						
被災者の支援	○	○					○	○
市民相談					△		○	○
避難住民の受入	○		○	○	○	○	△	△

※ 表中の○印は本務として行う行動、△印は必要に応じて行う行動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報《消防局防災課・警防課・予防課、各消防署、企画総務局広報課、各市区政調整課・地域起こし推進課》

1 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

また、収集した情報は直ちに現場活動隊員へ周知し、現場の安全管理の徹底、二次災害防止等に万全を図るものとする。

2 市（区）災害対策本部は、警戒区域内からの退去や立入禁止、住民等の避難等について、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

3 本市周辺の原子力発電所等において事故が発生した場合に、広島県と連携して災害情報や防災基本計画等に基づき文部科学省から提供される周辺環境における放射性物質の大気中濃度などの予測結果を収集し、市民等に的確な情報伝達を行う。

なお、島根原子力発電所における「原子力防災に関する情報」は、中国電力㈱から広島県に提供され、広島県防災行政無線等により県内の各市町に情報提供される。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動《消防局警防課、各消防署》

1 消防、警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保するものとする。

2 消防、警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、施設関係者等から情報を得て協議のうえ放射線危険区域、放射線準危険区域及び警戒区域を設定する。

【放射性同位元素等取扱施設関係者が不在の場合の放射線危険区域設定基準】

～「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック（H16.3 総務省消防庁）」より

- ① 0.5mSv/h 以上の放射線が検出される区域
- ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域
- ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域

【輸送時の災害で状況把握ができない場合の放射線危険区域等の設定基準】

～「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック（H16.3 総務省消防庁）」より

1 放射線危険区域

- ① 輸送物から半径 15 メートル以上の範囲
- ② 0.5mSv/h 以上の放射線が検出される区域
- ③ 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域
- ④ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域

2 放射線準危険区域

傷病者及び危険区域内においては、活動した隊員等の汚染検査及び除染を実施する区域で、放射線危険区域の外側に設定

2 消防警戒区域

輸送物から概ね半径 100 メートルの範囲

また、警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

3 災害現場活動を行う消防、警察等の各機関は、消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図るものとする。

第7 活動上の安全管理《消防局警防課、各消防署》

- 1 現場活動を行う各機関の現場指揮者は、放射線の検出活動及び放射線危険区域へ進入する場合は、放射能防護服、呼吸保護具、個人警報線量計等の被ばく防護装備を必ず装着させ、進入隊員の被ばく線量、活動時間管理等被ばく管理体制を徹底するものとする。

区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計警報設定値
通常の消防活動	10mSv	10mSv 以下で設定
人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSv の範囲で設定
繰り返し活動を行う場合	決められた5年間の総量が100mSv（ただし、任意の1年に50mSv を超えるべきでない。）	左記の条件を確実に満たすよう設定する。

※「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック（H16.3 総務省消防庁）」より

- 2 現場活動を行う各機関の現場指揮者は、現場活動をした隊員及び資機材すべてを対象に汚染検査を行い、その結果により必要があれば除染を行うものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の派遣《健康福祉局保健医療課、各市立病院》

- 1 健康福祉局長は、多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。なお、救護所に派遣する医療救護班は、負傷者数等の状況に応じて追加派遣する。
- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合は、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 放射線障害のおそれがある傷病者の措置に当たっては放射線に関する専門医の診断が必要とされることから、消防局はあらかじめ対応可能な医療機関を把握しておくものとする。

第10 一時収容場所又は避難場所等の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

- 1 区長は、多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容（避難）場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認の問い合わせや健康に関する相談等に対応するものとする。

第11 市域外における放射性物質災害への対応《健康福祉局保健医療課、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・警防課、各消防署》

- 1 市長は、本市域への放射能汚染物質の拡散（飛来、流入等）に留意しながら、住民等の避難等必要な措置を講じるものとする。
- 2 市長は、他の地方公共団体等から要請があった場合には、被ばく者の治療面での受入れ

等について、国、県、医療機関、その他の関係機関と協議・調整を行い、積極的に協力するものとする。

3 被ばく者の受入れ等応援活動を行う各機関は、従事する職員の二次汚染防止等に万全を図るものとする。

4 市長は、他の地方自治体等から要請があった場合には、市有施設の中から避難場所を選定し、市域外からの避難住民の受入に協力する。

第9章 ライフライン災害対策

第1節 ライフライン災害の特徴 《消防局防災課》

現代の都市は、電気、上下水道、通信、ガス、交通等のライフラインやコンピュータシステムの高度なネットワークに支えられて活動している。これらの機能が停止すると市民生活はもとより、経済・産業活動等にも深刻な影響を及ぼすこととなる。

ライフライン災害の特徴としては、災害発生場所だけでなく、ライフラインの供給を受ける広範囲の地域に次のような影響を与えることが挙げられる。

- ① 長時間にわたる停電は、電気製品の使用不能等による市民生活や経済産業活動の混乱を引き起こす。
- ② 長時間にわたる断水は、住民等への飲料水や水洗便所の使用など市民生活に影響を及ぼすだけでなく、火災が発生した場合には消防水利が限定されるため、消火活動に大きな制約が生じる。
また、下水道の停止は、汚水の排出を抑えるための節水等の呼びかけや仮設トイレの設置等が必要となる。
- ③ 情報通信の途絶は、金融機関のオンライン業務の停止や情報の収集・伝達不能等の事態を引き起こす。
- ④ ガスの漏えい・爆発は、多数の死傷者や物的損傷をもたらすだけでなく、地域住民の避難等の必要が生じる。

なお、交通に関する災害対策は、本編「第4章 鉄道災害対策」及び「第5章 道路災害対策」のとおりであり、本章では省いている。

第2節 市域におけるライフライン施設等の現況

1 電力施設 《中国電力㈱》

市域における電力所・発電所・変電所は次のとおりである。

(平成24年1月末現在)

電力所	発電所	変電所
広島	河内、魚切 計 2 か所	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、隅の浜、五日市、八幡、石内、瀬野川、広島中央、五日市南 計 32 か所
広島北	太田川、可部、間野平、南原 計 4 か所	矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、伴南 計 11 か所

2 水道施設 《水道局計画課》

平成24年3月末現在の給水区域内人口は、1,235,607人、給水人口は1,208,453人で、水道の普及率は97.8%となっている。

また、簡易水道等事業における給水区域内人口は、1,817人、給水人口は1,227人で、水道の普及率は67.5%となっている。

浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。

(平成24年3月末現在)

名 称		給水能力 (m ³)	主 な 給 水 区 域	
広島市水道事業	牛田浄水場	110,000	中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)	
	緑井浄水場	200,000	中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)	
	高陽浄水場	200,000	東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)	
	府中浄水場	27,000	東区(一部)、安芸区(一部)	
広島市水道事業	北原浄水場(平成16年4月休止)	6,800	—	
	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700	安芸区(一部)	
	河内・北原・坪井受水場	42,600	佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)	
	計	628,100	平成23年度一日最大給水量	420,384 m ³
広島市簡易水道等事業	湯来水道ステーション	1,150	佐伯区(湯来町の一部)	
	椿谷浄水場	225	佐伯区(湯来町の一部)	
	桐浄水場	297	佐伯区(湯来町の一部)	
	大谷浄水場	24	佐伯区(湯来町の一部)	
	鹿ノ道浄水場	30	佐伯区(湯来町の一部)	
	計	1,726	平成23年度一日最大給水量	840 m ³
		平成23年度一日平均給水量	376 m ³	

3 下水道施設《下水道局計画調整課》

本市の人口は 1,180,556 人、汚水処理人口は 1,114,700 人で、汚水処理人口普及率は 94.4%となっている。(平成24年3月末現在)

市域における主な処理場の処理能力及び処理区域は次のとおりである。

(平成24年3月末現在)

名 称	処 理 能 力 (日最大 (m ³))	主 な 処 理 区 域
千田水資源再生センター	68,800	中区
江波水資源再生センター	63,000	中区、西区
旭町水資源再生センター	56,700	東区、南区
西部水資源再生センター	280,000	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区
和田水資源再生センター	900	佐伯区(湯来地区)
東部浄化センター	148,380	東区、南区、安芸区
計	617,780	

* 東部浄化センターは県管理

4 通信施設《西日本電信電話株》

市域における電話交換所名は次のとおりである。

(平成24年3月末現在)

電話交換所	広島中、広島南、戸坂、中山、福木、宇品、西蟹屋、大州、似島、広島庚午、広島三篠、広島西、商工、安芸祇園、安古市、安古市安、八木、伴、戸山、阿戸、可部、可部三入、新高陽、狩小川、安佐、安佐久地、安佐後山、白木井原、白木三田、海田、海田畑賀、瀬野、瀬野川、矢野、新矢野、五日市、寺田、石内 計 38 箇所
-------	---

5 ガス施設

(1) 一般ガス事業《広島ガス株》

広島地区(広島市とその周辺地域)におけるお客さま件数は約 35 万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区(似島町、金輪島を除く。)、西区、安佐南区(川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長東、山本、伴、大塚)、安佐北区(深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山)、安芸区(船越、矢野)、佐伯区

(河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く。)である。

広島地区のガス施設は次のとおりである。

ア ガスホルダー等設置場所

事業所名	種 類	幾何容積 (m ³)	所 在 地
皆実供給所	中圧球形	29,000	南区皆実町一丁目
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目
可部事業所	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目
計		44,140	

イ ガス導管延長 (平成24年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,540
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	270
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	190
高 圧	1.0Mpa 以上	8
合 計		3,008

(2) 簡易ガス事業 (17 事業者) 《中国四国産業保安監督部保安課》

市域における供給地点群 (団地) は 71 箇所、需要家件数は約 3 万 5 千戸である。

(平成22年3月末現在)

第3節 対象とするライフライン災害 《消防局防災課》

本章で対象とするライフライン災害は、市域において広範囲にわたり市民生活に重大な支障を及ぼすなど社会的影響が大きいと判断される次のようなライフライン災害とする。

災害区分		災害対応上の特性
1	大規模な停電	<ul style="list-style-type: none"> 他のライフライン事業者との連携 情報の収集及び伝達手段の制約
2	大規模な断水	<ul style="list-style-type: none"> 給水対策 火災発生時における消火活動の制約
3	大規模な情報通信の途絶	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達手段の制約
4	大規模なガス漏えい・爆発	<ul style="list-style-type: none"> 多数の負傷者等の救出及び医療・救護 地域住民の避難

第4節 災害予防計画

第1 ライフライン機能の確保 《各ライフライン事業者》

- 1 ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 2 ライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- 3 ライフライン事業者は、ライフライン施設の定期点検や補修を行い、機能の維持に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え《各ライフライン事業者、消防局防災課・警防課・救急課》

- 1 ライフライン災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編「防災関係機関連絡窓口」参照）
- 2 ライフライン災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する消火、人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
- 3 市は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、ライフライン関係機関相互の情報交換等に努める。
- 4 ライフライン事業者は、広域的な応援を前提として、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとする。
- 5 消防局は、ライフライン災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、断水時の火災については、地域特性を考慮した出動体制や現地指揮体制の強化などを図るものとする。

第3 防災訓練の実施《各ライフライン事業者、消防局防災課・警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種のライフライン災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制《消防局防災課》

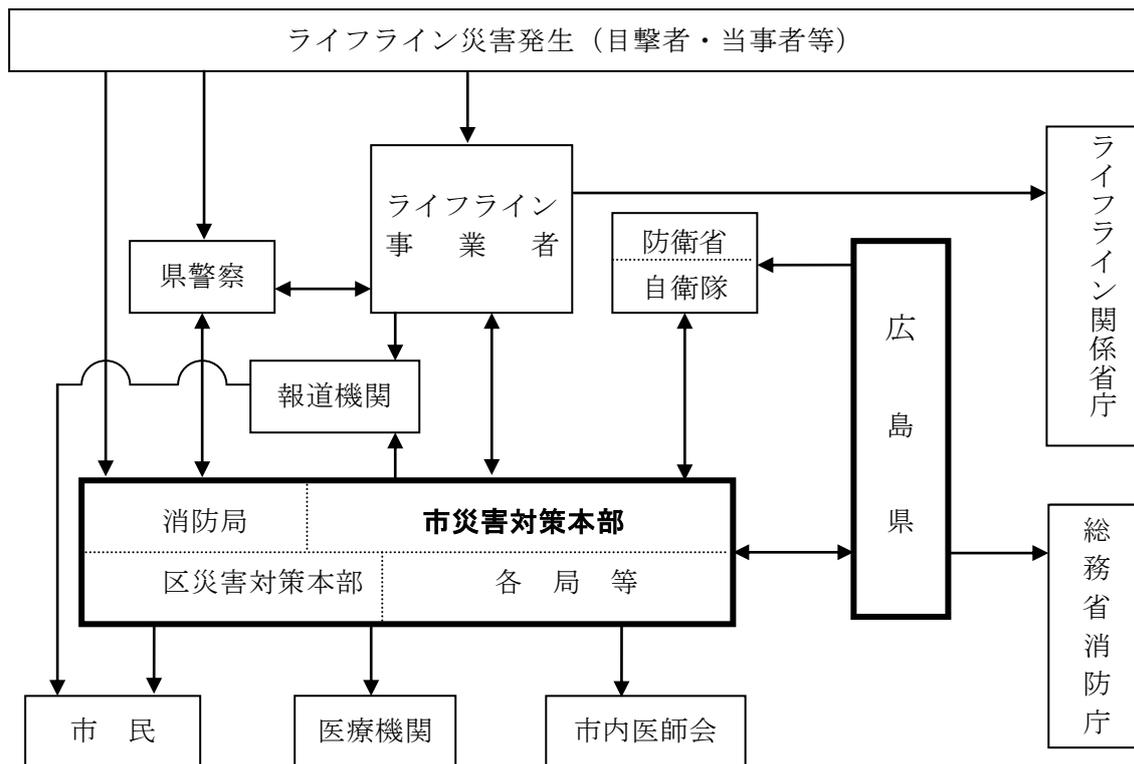
ライフライン災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部（第一次体制）の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部（第一次体制）を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請《消防局防災課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統《消防局防災課》



第4 関係機関の災害応急活動《消防局防災課》

区 分	ライフライン事業者	県	県警察	消 防	市 災 害 対策本部	区 災 害 対策本部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定	△		○	○	△	○
人命救助・捜索	△	△	○	○		○
消 火 活 動	△			○		
避 難 誘 導	△	△	○	○		○
救急・医療救護		△		○	○	
供給路遮断	○					
給 水 対 策	○				○	○
水 質 汚 染 対 策	○	○	○		○	
群 衆 整 理			○			
交 通 整 理			○			
被災者の支援	○				○	○
市 民 相 談	○		△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う行動、△印は必要に応じて行う行動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 大規模停電対策

1 情報の収集及び広報《中国電力㈱、消防局防災課・警防課・予防課、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- (1) 災害現場において活動を行う中国電力㈱、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- (2) 中国電力㈱は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。

- (3) 中国電力(株)、市(区)災害対策本部は、停電状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
- (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。
- (5) 市災害対策本部は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況など応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図るものとする。

2 迅速かつ効率的な応急対策《中国電力(株)》

- (1) 中国電力(株)は、応急の仮復旧工法により早期送電を図るとともに、短期間での復旧に努めるものとする。また、応急復旧は、人命にかかる箇所や防災上重要な施設に供給する設備など電力系統及び需要の重要性等を考慮して、復旧効果の大きなものから行うものとする。
- (2) 応急対策が必要となる機関は、収集した情報に基づき、所管する施設の機能確保や二次災害防止のため、速やかに必要な措置を講じるものとする。(基本編「第3章 第8節 停電応急対策」を参照)

3 市民等相談窓口の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課》

市(区)災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる要望、相談等に対応するものとする。

第6 大規模断水対策

1 情報の収集及び広報《水道局企画総務課・配水課、消防局防災課・警防課・予防課、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- (1) 災害現場において活動を行う水道局、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- (2) 水道局は、断水状況、復旧見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。
- (3) 水道局、市(区)災害対策本部は、断水状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をテレビ・ラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
- (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な応急対策《水道局配水課》

- (1) 水道局は、所有する給水タンク車、給水タンク等の応急給水用資器材により、市災害対策本部の指定する場所へ運搬するとともに、区災害対策本部は、必要に応じて飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等により給水を行うものとする。(基本編「第3章 第7節 給水及び上水道施設応急対策 第3 給水対策」を参照)
- (2) 水道局は、被害の状況、施設の重要度等を総合的に勘案して短期間での応急復旧に努めるものとする。(基本編「第3章 第7節 給水及び上水道施設応急対策 第4 施設の応急対策」を参照)
- (3) 河川の水質汚濁事故情報を入手した機関は、ただちに関係機関に連絡するとともに、事故状況の把握に努めるものとする。また、関係機関は連携して「水質汚濁事故対策マニュアル」に基づき、処理に当たるものとする。(基本編「第3章 第7節 給水及び上水道施設応急対策 第5 水質事故対策」を参照)

3 市民等相談窓口の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課》

市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる要望、相談等に対応するものとする。

第7 大規模情報通信途絶対策

1 情報の収集及び広報《各電気通信事業者、消防局防災課・予防課・企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- (1) 災害現場において活動を行う西日本電信電話株式会社その他電気通信事業者、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- (2) 西日本電信電話株式会社その他電気通信事業者は、被害状況、復旧見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。
- (3) 西日本電信電話株式会社その他電気通信事業者、市（区）災害対策本部は、被害状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をテレビ・ラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
- (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な応急対策《各電気通信事業者》

- (1) 西日本電信電話株式会社その他電気通信事業者は、関連機関と連携して通信の確保を図るとともに、早期復旧に努めるものとする。
〈通信確保手段〉※各事業者において実施可能な手段で通信を確保する。
 - ・ 商用電源の確保〔自家発電用エンジン、移動電源車〕
 - ・ 重要通信の確保
 - そ通の確保〔110、118（海上保安庁）、119〕
 - 優先利用〔災害時優先電話〕
 - 緊急通信〔102（情報案内）、115（電報）〕
 - ・ 特設公衆電話の設置
 - ・ 災害用伝言ダイヤルの運用〔171〕
 - ・ Iモード災害用伝言板サービスの運用
 - ・ 公衆電話の無料化
 - ・ 移動基地局車による通信エリアの確保
 - ・ 携帯電話の貸出し
- (2) 通信の復旧に当たり西日本電信電話株式会社その他電気通信事業者は、防災関係機関やライフライン事業者など社会生活に及ぼす影響が大きい機関を優先して実施するものとする。

3 市民等相談窓口の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課》

市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる要望、相談等に対応するものとする。

第8 大規模ガス漏えい・爆発対策

1 情報の収集及び広報《各ガス事業者、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・警防課・予防課、各消防署》

- (1) 災害現場において活動を行う広島ガス株式会社その他ガス事業者、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

- (2) 広島ガス(株)その他ガス事業者は、被害状況、復旧見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。
 - (3) 広島ガス(株)その他ガス事業者、市(区)災害対策本部は、被害状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をテレビ・ラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
 - (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。
- 2 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動等**《各ガス事業者、消防局警防課、各消防署》
- (1) 消防、警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
 - (2) 消防、警察等の各機関は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。また、警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。
 - (3) 広島ガス(株)その他ガス事業者は、市民生活等への影響を抑えるため、短期間での応急復旧に努めるものとする。
- 3 救護所の設置と医療救護班の派遣**《健康福祉局保健医療課、各市立病院》
- (1) 健康福祉局長は、多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。なお、救護所に派遣する医療救護班は、負傷者数等の状況に応じて追加派遣する。
 - (2) 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、市内の医師会に応援要請する。
- 4 トリアージの実施**《健康福祉局保健医療課、各市立病院、消防局警防課・救急課、各消防署》
- (1) 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ(多数の死傷者が同時に発生した場合は、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。)を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
 - (2) 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。
- 5 一時収容場所又は避難場所等の開設**《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》
- (1) 区長は、多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容(避難)場所を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
 - (2) 市(区)災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 方針《消防局防災課》

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生の防ぎよ又は拡大防止に関して迅速かつ実効ある措置を期するために必要な諸対策について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第2節 災害応急組織の編成・運用

市域における災害に関する情報の収集、警戒及び応急対策の実施に当たっては、本市の災害応急組織を編成して対処する。

第1 本市の災害応急組織《消防局防災課》

次の災害応急組織を全市単位又は区単位に編成する。

1 災害警戒本部

消防局長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒監視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

2 災害対策本部

市長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。

第2 勤務時間外における初動体制の確保《各局等、各区、消防局防災課》

1 消防局危機管理部の連絡体制

消防局長は、勤務時間外(広島市の執務時間に関する規則(平成3年10月8日規則第74号)で規定する時間以外の時間)の初動体制を強化するため、消防局危機管理当番を設けて、毎日2名1組の職員を指名する。

指名された職員は、その勤務時間外においては、消防局通信指令室等から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、直ちに登庁し、その情報の収集等を行い、消防局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

2 各局・区等の連絡体制

各局・区長等は、必要に応じて情報収集等の初動対応を行う職員をあらかじめ指名することができる。

指名された職員は、消防局通信指令室等から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、必要に応じて登庁し、その情報の収集等を行い、各局・区長等へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

第3 災害警戒本部《消防局防災課》

1 設置及び廃止

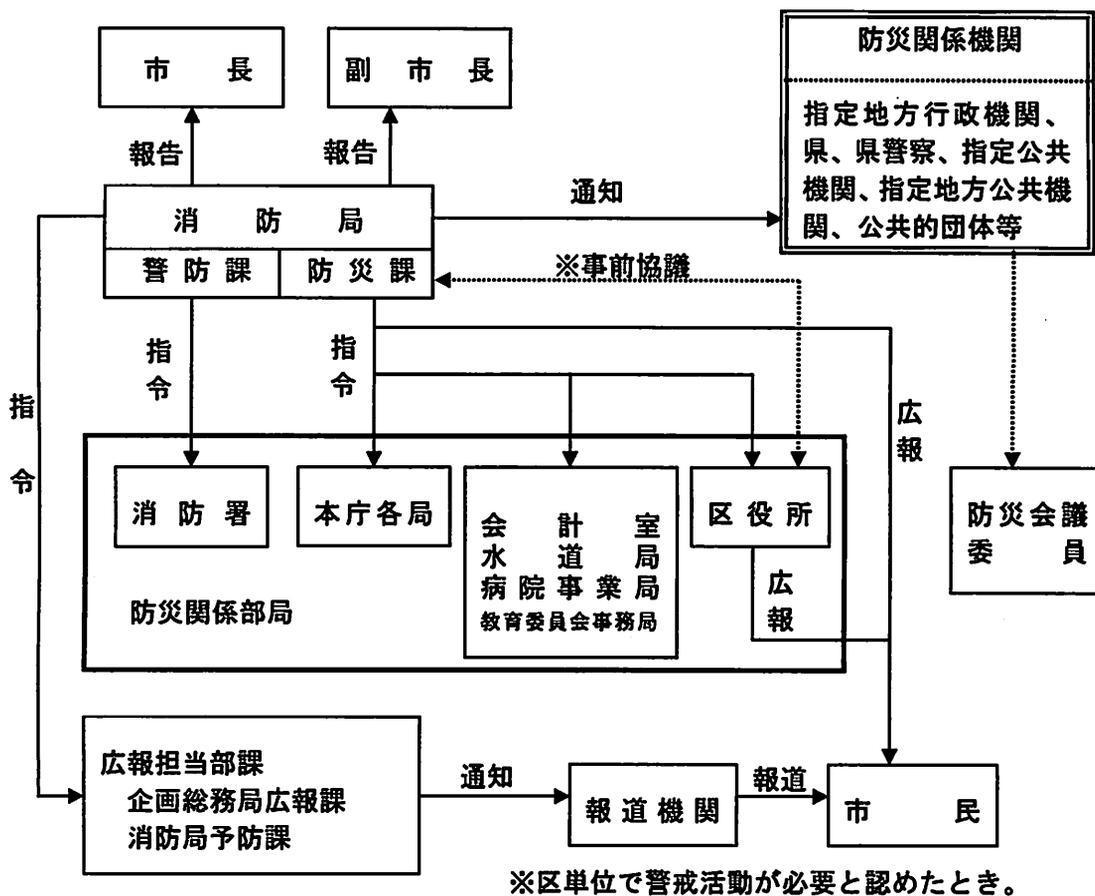
(1) 設置

消防局長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に

定める設置基準に基づき、市災害警戒本部並びに必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、消防局長に事故があるときは、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

消防局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



(2) 設置基準

設置基準	<p>ア 气象台から大雨又は洪水に関して注意報が発表され、かつ、市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があると予測されるとき。</p> <p>イ 气象台から高潮に関して注意報が発表され、かつ、今後も潮位の上昇が見込まれるとき。</p> <p>ウ 国土交通省と气象台が共同で太田川はん濫注意情報を発表したとき。</p> <p>エ 国土交通省からの洪水に関する情報に基づき、県から体制をとる必要がある旨の通報があったとき。</p> <p>オ <u>市域に震度4の地震が発生したとき。</u></p> <p>カ <u>気象庁が広島県に「津波注意」の津波注意報を発表したとき。</u></p> <p>キ 前記のほか、市長が必要と認められたとき。</p>
摘要	<p>① 下線部は、自動発令とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 広島県に「津波注意」の津波注意報の発表のみの場合は、安佐北区を除く。</p>

(3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(7) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ) 前記(7)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害警戒本部及び区災害警戒本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ 連絡の方法は、次のいずれかによる。

(7) 電話、防災行政無線、携帯電話等の活用

(イ) 庁用自動車等の利用

(ウ) 必要に応じて、消防局からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

(4) 廃止

消防局長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に廃止する。

2 任務

災害警戒本部は、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。

3 組織の構成及び分掌事務

(1) 本部長及び副本部長

ア 市災害警戒本部

(7) 本部長は消防局長とし、市災害警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長は危機管理部長とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 区災害警戒本部

(7) 区本部長は市民部長とし、区災害警戒本部の事務を統括し区本部の職員を指揮監督するとともに、市災害警戒本部長の命を受けて必要な措置を講じる。

(イ) 区副本部長は、あらかじめ区長が指名する者とし、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(2) 本部の庶務

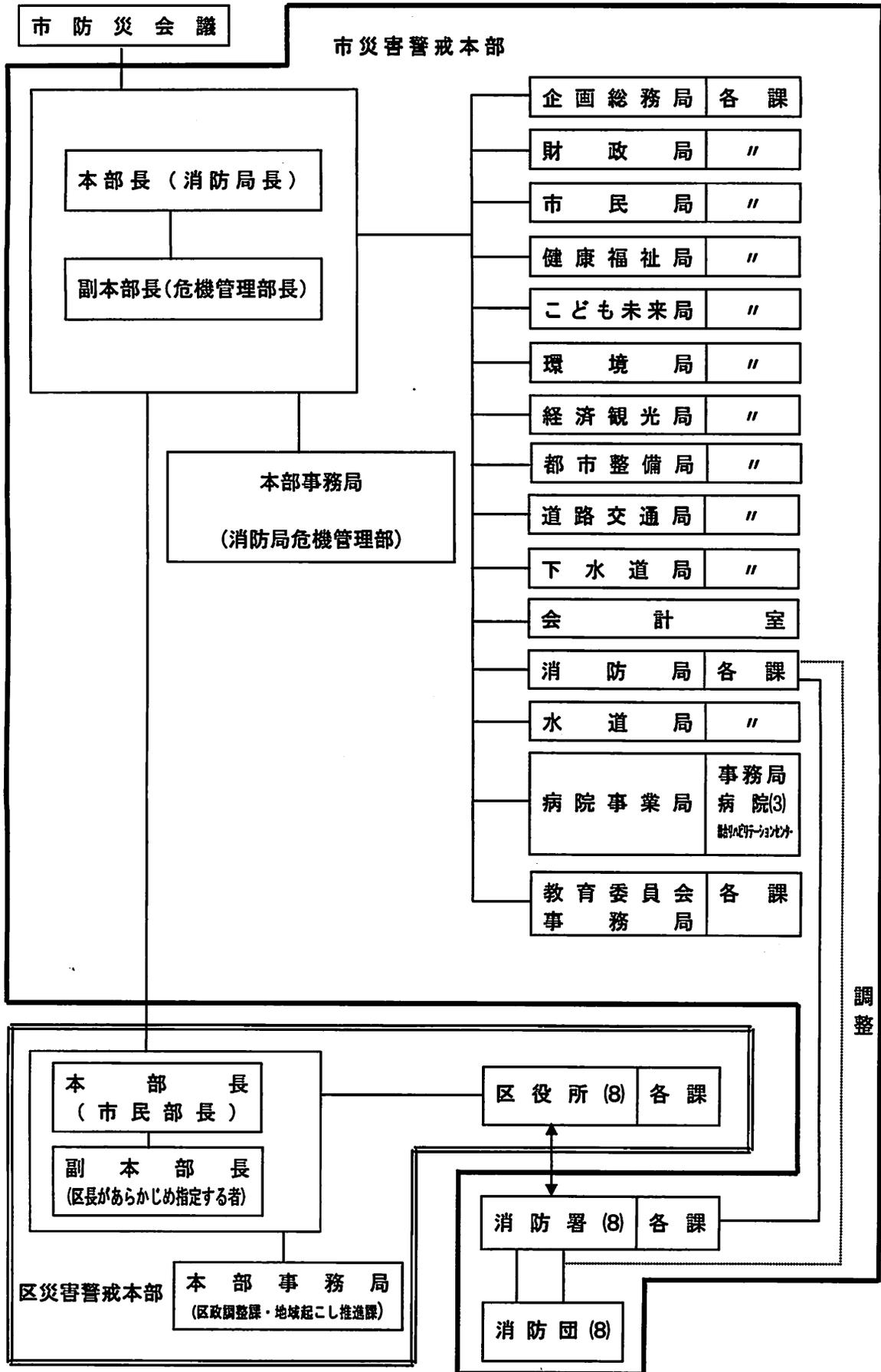
ア 市災害警戒本部の庶務は、消防局防災課が担当する。

イ 区災害警戒本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

(3) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

災害警戒本部の組織



(4) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

局・区等	分 掌 事 務
消 防 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒本部の統括に関する事。 2 被害情報・気象情報の収集及び伝達に関する事。 3 関係機関への通報及び連絡に関する事。 4 災害対策本部の設置準備に関する事。 5 他の部課等の所管に属さない事。
各 消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関する事。 3 雨量・水位・潮位の観測に関する事。 4 警戒巡視・広報活動に関する事。 5 災害応急対策活動に関する事。 6 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。
各消防団事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の運用調整の準備に関する事。
企 画 総 務 局 財 政 局 市 民 局 健 康 福 祉 局 こ ども 未 来 局 環 境 局 経 済 観 光 局 都 市 整 交 通 局 道 路 交 通 局 下 水 道 局 会 計 道 室 局 水 道 事 業 局 病 院 事 務 局 教 育 委 員 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関する事。 3 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。
各 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び連絡に関する事。 3 警戒巡視・広報活動に関する事。 4 区災害対策本部の設置準備に関する事。 5 区災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。

(2) 体制及び設置基準

災害対策本部は、災害の発生又は発生のおそれのある場合に予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。

体制	設 置 基 準
第一 次 体 制	<p>ア 市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があり、被害の発生が予測される とき。</p> <p>イ 気象台から大雨又は洪水に関して警報が発表され、かつ、市域に大雨警報の発 表基準に相当する降雨があると予測される時、又は広島地方気象台と広島県土 木局砂防課が土砂災害警戒情報を発表したとき。</p> <p>ウ 気象台から高潮に関して警報が発表されたとき。</p> <p>エ 国土交通省と気象台が共同で太田川はん濫警戒情報を発表したとき。</p> <p>オ 大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策がで きないと市長が認めたとき。</p> <p>カ 市域において大規模な事故災害等が発生したとき。</p> <p>キ 災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生 したとき。</p> <p>ク 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
第 二 次 体 制	<p>ア 災害の規模、被害の程度により、第一次体制では十分な対応ができないと市長 が認めたとき。</p> <p>イ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
第 三 次 体 制	<p>ア 市域に震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>イ 災害の規模、被害の程度により、第二次体制では十分な対応ができないと市長 が認めたとき。</p> <p>ウ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
第 四 次 体 制	<p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>イ 気象庁が広島県に「津波」又は「大津波」の津波警報を発表したとき。</p> <p>ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげ て対応すべきであると市長が認めたとき。</p> <p>エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
摘 要	<p>① 下線部は、自動発令とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。</p>

(3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ) 前記(ア)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害対策本部及び区災害対策本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ 連絡の方法は次のいずれかによる。

(ア) 電話、防災行政無線、携帯電話等の活用

(イ) 庁用自動車等の利用

(ウ) 必要に応じて、消防局からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

(4) 廃止

市長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部の廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

2 任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画及びその他法令の定めるところにより、広島市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

3 組織及び運営《消防局防災課、各局等・各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 本部の組織及び指揮の大要

ア 本部の組織及び指揮の大要は、表3-2-1のとおりとする。

イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。

(2) 本部長及び副本部長

ア 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

イ 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

ウ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(ア) 消防局担任副市長をもって充てる副本部長

(イ) その他の副市長をもって充てる副本部長

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

イ 本部員は、広島市事務分掌条例（昭和50年広島市条例第81号）第1条に規定する局長、会計管理者、消防局長、水道局長、病院事業局長、議会事務局長、教育長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長並びに都市整備局指導担当局長をもって充てる。

ウ 本部長は、前記イに掲げる者のほか、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。

エ 本部員は、自己に事故がある場合において、その職務を代理する者をあらかじめ指定しておくものとする。

(4) 本部員会議

ア 本部に本部員会議を置く。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動に係る基本的事項について協議する。

なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。

(ア) 体制に関すること。

(イ) 避難勧告又は指示に関すること。

(ウ) 職員の応援に関すること。

(エ) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。

(オ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。

(カ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。

(キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。

(ク) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。

- (ケ) 応急公用負担に関すること。
 - (コ) 被災市民等に対する支援策に関すること。
 - (ク) 救援物資及び義援金の募集及び配分に関すること。
 - (ク) 国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。
 - (ク) 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。
 - (セ) その他各局等又は区本部の長から特に申し出のあった事項に関すること。
- ウ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- エ 本部員会議の庶務は、消防局防災課が担当する。
- (5) 区本部
- ア 本部長は、災害の規模、被害の程度等により総合的な応急対策を必要と認める区に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。
- イ 区本部は、区役所に設置する。
- ウ 区本部に、区本部長、区副本部長その他の職員を置く。
- エ 区本部長は区長、区副本部長は区の部長をもって充てる。
- オ 区本部長は、区本部を統轄し、区副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、本部長の命を受けて必要な措置をとるものとする。
- カ 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- この場合において、その職務を代理する区副本部長の順序は、次のとおりとする。
- (ア) 市民部長をもって充てる区副本部長
 - (イ) 建設部長又は農林建設部長をもって充てる区副本部長
 - (ウ) 厚生部長をもって充てる区副本部長
- キ 区本部長は、災害応急対策に当たっては、消防署、警察署その他公共的団体等と常に密接な連絡を保ち、相互の協力を図る。
- ク 区本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。
- (6) 細部計画
- 各局等及び区本部の長は、その所管事務の実施について必要な細部計画を定めておくものとする。
- (7) 本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員
- ア 災害対策本部を円滑に運営するため、表3-2-3のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。
- イ 本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。
- 当該専門職員は、統制班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。
- ウ 区域内の災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、表3-2-4のとおり、区本部及び消防署に情報連絡員を置く。
- エ 情報の連絡系統は、概ね図3-2-1のとおりとする。
- (8) 本部の表示
- 本部及び区本部を設置したときは、その庁舎の玄関に本部標識板又は区本部標識板を掲出する。
- 4 平常業務の取扱い
- (1) 平常業務は、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。
 - (2) 災害時においても継続すべき必要最小限度の市民サービス業務について、各局等又は区本部の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

表 3-2-1 災害対策本部の組織及び指揮の概要

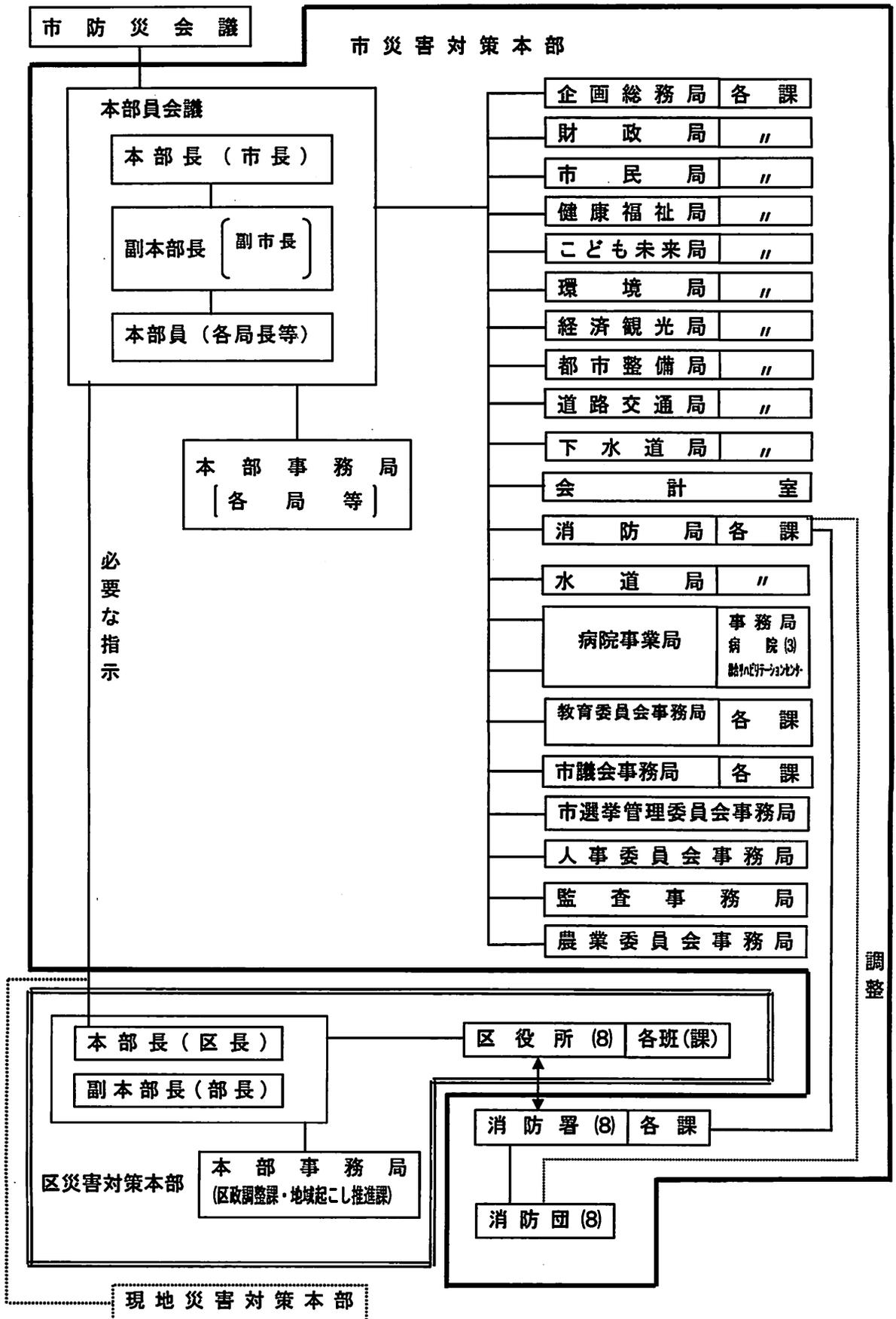


表 3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班 名 等		要 員	分 掌 事 務
庶務部	庶務班	消防局総務課職員	1 災害活動に必要な資機材等の緊急購入・調達に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。
	動員班	消防局職員課職員 企画総務局人事課職員	1 災害対策本部要員の給与に関すること。 2 災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関すること。
	配車班	消防局施設課職員	1 災害対策本部の配車に関すること。
統制部	統制班	統制担当 消防局防災課長 消防局防災課職員 企画総務局総務課職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長命令の進言及び伝達に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 4 他の主管に属さない事項に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
		検討担当 消防局危機管理課長 消防局危機管理課職員	1 防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 自衛隊の派遣要請に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
		収集・伝達担当 消防局防災課長 消防局防災課職員	1 災害に関する諸情報の統括に関すること。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関すること。 3 気象情報、水防情報の収集及び記録に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
連絡部	広報班	企画総務局広報課職員 消防局予防課職員	1 災害諸情報の広報に関すること。 2 報道機関による避難広報に関すること。 3 報道機関への放送の要請に関すること。
	被害集計班	消防局指導課職員 企画総務局職員	1 被害状況の収集及び集計に関すること。
	各局・委員会 情報連絡班	各局係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。
	各区等情報 連絡班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局及び消防局の職員	1 各区等からの被害報告の受信に関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。

- (資料編) 参考 1 広島市防災会議条例
 参考 2 広島市防災会議運営規程
 参考 3 広島市災害対策本部条例
 参考 4 広島市災害対策本部運営要綱

2 災害対策本部の分掌事務

凡例 ●～防災上主要な部課
 ▲～防災に特に関係のある部課
 ■～防災に関係のある部課

局等	部課等	分掌事務	
企画総務局	●総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 市長事務部局の総括及び調整に関する事。 3 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 4 義援金及び救援物資の出納、保管及び配分に関する事。 5 局に属する職員の召集に関する事。 6 所管施設の防護に関する事。 7 局の庶務に関する事。 8 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 9 その他特命事項に関する事。	
	公文書館	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。	
	法務課	1 他課の応援に関する事。	
	●秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事。 3 庁用自動車（秘書課に配置のものに限る。）の配車に関する事。	
	東京事務所	1 国・関係機関との連絡調整に関する事。	
	●広報課	1 災害広報の総括に関する事。 2 報道機関への情報提供に関する事。 3 被害者救済制度等の広報に関する事。	
	●市民相談センター	1 災害対策活動に係る市民の苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関する事。 2 市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関する事。	
	企画調整部	企画調整課	1 他課の応援に関する事。
		分権・行政改革推進課	1 他課の応援に関する事。
	情報政策部	▲情報政策課 ▲情報システム課	1 情報システム（他課等の所掌に属するものを除く。）の整備及び管理運用に関する事。
人事部	■人事課	1 職員の局・区等間の応援調整に関する事。	
	■給与課	1 職員の給与に関する事。 2 他課の応援に関する事。	
		■福利課	1 災害対策本部要員の食糧に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	研修センター	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。	
財政局	●財政課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 災害関係の予算及び資金に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 局の庶務に関する事。 6 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 7 他課の応援に関する事。	
	▲管財課	1 市有財産（普通財産）の防護に関する事。 2 市有財産（普通財産）の緊急使用に関する事。	
	契約部	▲物品契約課	1 災害に係る資機材、器具等の緊急購入に関する事。
		▲工事契約課	1 災害に係る応急復旧工事の発注の調整に関する事。
	税務部	税制課 納税推進課 特別滞納整理課 市民税課 固定資産税課	1 他課の応援に関する事。

局等	部課等	分掌事務	
市民局	●市民活動推進課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 局の庶務に関する事。 6 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 7 災害ボランティアへの情報提供に関する事。 8 所管施設の防護に関する事。 9 他課の応援に関する事。	
	▲生涯学習課	1 所管施設の防護に関する事。 2 各種社会教育関係団体の支援に関する事。	
	▲市民安全推進課	1 他課の応援に関する事。	
	■消費生活センター	1 生活関連物資の便乗値上げ等への監視体制の強化・防止に関する事。 2 消費生活に関する苦情・相談処理に関する事。	
	文化スポーツ部	▲文化振興課	1 所管施設の防護に関する事。 2 文化財の保護及び災害応急対策に関する事。
		■スポーツ振興課	1 所管施設の防護に関する事。
	国際平和推進部	平和推進課	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
		国際交流課	1 海外からの支援に関する事。 2 所管施設の防護に関する事。
	人権啓発部	人権啓発課	1 所管施設の防護に関する事。 2 外国人市民の安否・所在の情報収集に関する事。 3 他課の応援に関する事。
		地域交流センター	1 所管施設の防護に関する事。
		男女共同参画課	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	健康福祉局	●健康福祉企画課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 民生・衛生事業について、他の政令指定都市等への応援要請に関する事。 6 救助物資の給与又は貸与についての連絡調整に関する事。 7 被災者、避難者等の収容についての連絡調整に関する事。 8 日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関する事。 9 災害救助法に基づく救助活動の事務処理に関する事。 10 被災者生活再建支援法に関する事。 11 義援金及び救援物資の配分計画に関する事。 12 被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 13 所管施設の防護、応急対策に関する事。 14 災害時要援護者対策に関する事。 15 局の庶務に関する事。 16 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
監査指導室		1 他課の応援に関する事。	
高齢福祉部		▲高齢福祉課	1 所管施設の防護・応急対策に関する事。 2 災害時要援護者対策に関する事。 3 他課の応援に関する事。
		介護保険課	1 他課の応援に関する事。
障害福祉部		▲障害福祉課	1 所管施設の防護・応急対策に関する事。
		▲障害自立支援課 ▲精神保健福祉課	2 災害時要援護者対策に関する事。 3 他課の応援に関する事。
		知的障害者更生相談所	1 他課の応援に関する事。

局等	部課等	分掌事務	
健康福祉局	▲精神保健福祉センター	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 災害時要援護者対策に関すること。 3 他課の応援に関すること。	
	保険年金課	1 他課の応援に関すること。	
	原爆被害対策部	調査課 援護課	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	保健部	▲保健医療課 ▲食品保健課 ▲食品指導課 ▲環境衛生課	1 保健センターの業務の連携調整に関すること。 2 医療救護に関すること。 3 医薬品等の調達に関すること。 4 被災地の防疫に関すること。 5 環境衛生及び食品衛生の指導に関すること。 6 遺体の検案・火葬に関すること。 7 所管施設の防護に関すること。
		■食肉衛生検査所	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
		■動物管理センター	1 特定動物の監視に関すること。 2 愛護動物の保護管理に関すること。 3 所管施設の防護に関すること。
	■衛生研究所	1 衛生試験検査に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。	
	■看護専門学校	1 被災者の医療救護の応援に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。	
子ども未来局	●子ども未来調整課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 局に属する職員の召集に関すること。 5 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 6 局の庶務に関すること。	
	保育園 ▲保育企画課 ▲保育指導課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 所管施設被災児童の保護に関すること。 3 災害時要援護者対策に関すること。	
	▲子ども・家庭支援課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 所管施設被災児童等の保護に関すること。 3 災害時要援護者対策に関すること。	
	児童相談所	相談課 支援課	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
環境局	●環境政策課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 災害時の清掃事務の連絡調整に関すること。 4 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 5 局に属する職員の召集に関すること。 6 局の庶務に関すること。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。	
	温暖化対策課	1 他課の応援に関すること。	
	●環境保全課	1 災害による環境汚染の情報収集・調査に関すること。 2 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。	
	施設部	▲施設課 ■玖谷埋立地管理事務所	1 関係施設の連絡調整に関すること。 2 施設の防護及び復旧に関すること。 3 ごみの埋立処分にに関すること。
		■工務課	1 関係施設の防護及び復旧に関すること。
■各工場		1 ごみの焼却処分にに関すること。 2 ごみの破砕処分にに関すること（安佐南工場に限る。）。 3 施設の防護及び復旧に関すること。	
■恵下埋立地建設事務所		1 施設の防護及び復旧に関すること。	

局等	部課等	分掌事務	
環境局	業務部	▲業務第一課	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃業務実施のための機器・器具・資材等の整備に関すること。 2 ごみの収集等に関する広報の総括に関すること。 3 災害時のごみ処理計画に関すること。 4 災害時のごみの処理作業の指導に関すること。 5 ごみの収集車両の配車に関すること。 6 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲業務第二課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時のし尿処理計画に関すること。 2 災害時のし尿処理作業の指導に関すること。 3 し尿収集車両の配車に関すること。 4 仮設便所の設置に関すること（マンホールトイレシステムを除く。）。 5 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲産業廃棄物指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		■各環境事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内のごみの収集運搬に関すること。 2 管内のごみの処理作業の指導に関すること。 3 管内のごみの収集等に関する広報に関すること。
経済観光局	●経済企画・雇用促進課		<ol style="list-style-type: none"> 1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 被服、寝具その他生活必需品及び食料品の緊急集荷及び搬送の総括に関すること。 5 所管施設の防護に関すること。 6 局に属する職員の召集に関すること。 7 局の庶務に関すること。 8 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	計量検査所		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	競輪事務局		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	産業振興部	商業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被服、寝具その他生活必需品の緊急集荷及び搬送に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。 3 他課の応援に関すること。
		ものづくり支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 他課の応援に関すること。
		産業立地推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 他課の応援に関すること。
		工業技術センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	関東圏企業勝致センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 国・関係機関との連絡調整に関すること。
	観光政策部		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	農林水産部	▲農政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 主食品（米・パン等）の緊急集荷及び搬送並びに取扱機関との連絡に関すること。 2 農畜産物、農畜産施設の被害状況の調査確認に関すること。 3 農畜産施設等の災害復旧に関すること。 4 所管施設の防護に関すること。
		▲農林整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 2 農地及び農業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 3 林業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 4 林業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 5 林地崩壊及び木材流出に関する被害状況の調査確認に関すること。 6 市有林の防護に関すること。 7 所管施設の防護に関すること。
		▲水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物及び水産施設並びに漁船の被災状況の調査確認に関すること。 2 水産施設等の災害復旧に関すること。 3 所管施設の防護に関すること。

局等	部課等	分掌事務	
経済観光局	中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ■中央市場 	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の中央卸売市場業務の総合調整に関する事。 2 所管施設の防護に関する事。 3 生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ■東部市場 	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関する事。 2 生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ■食肉市場 	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関する事。 2 食肉の緊急集荷及び搬送に関する事。
都市整備局	●都市整備調整課		<ul style="list-style-type: none"> 1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 5 所管市有地の災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関する事。 6 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 7 既造成の市有地の被害調査・確認に関する事。 8 局に属する職員の召集に関する事。 9 局の庶務に関する事。 10 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	技術管理課		<ul style="list-style-type: none"> 1 他課の応援に関する事。
	都市計画課		<ul style="list-style-type: none"> 1 他課の応援に関する事。
	区画整理課		<ul style="list-style-type: none"> 1 所管市有地の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	青崎地区区画整理事務所		<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	●みなと振興課		<ul style="list-style-type: none"> 1 市営さん橋等施設の災害予防及び災害復旧に関する事。 2 市営さん橋等施設の被害調査及び確認に関する事。 3 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 4 港湾関係機関との連絡調整に関する事。
	■都市機能調整部		<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関する事。 2 所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 3 所管施設に関する関係機関との連絡調整に関する事。 4 他課の応援に関する事。
	段原再開発部	<ul style="list-style-type: none"> ●計画課 ●工務課 	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防護に関する事。 2 工事関係者等への協力依頼に関する事。 3 他課の応援に関する事。
	▲西風新都整備部		<ul style="list-style-type: none"> 1 西風新都整備部所管の公共土木施設の災害予防及び災害復旧に関する事。 2 西風新都整備部所管の公共土木施設の被害調査及び確認に関する事。
	緑化推進部	<ul style="list-style-type: none"> ●緑政課 ●公園整備課 	<ul style="list-style-type: none"> 1 公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関する事。 2 工事関係者への協力依頼に関する事。

局等	部課等	分掌事務	
都市整備局	指導部	■建築指導課	1 被災建築物（民間建築物に限る。）の応急危険度判定の実施体制に関する事。 2 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事。
		▲宅地開発指導課	1 造成地及び人工崖等の防災指導に関する事。 2 被災宅地の応急危険度判定に関する事。
	営繕部	▲営繕課	1 庁舎・学校教育関係建築物その他市有一般建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関する事。 2 被災市有建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 工事関係者への協力依頼に関する事。
		▲設備課	1 庁舎・学校教育関係建築物その他市有一般建築物（環境局・下水道局所管のものを除く。）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。 3 工事関係者への協力依頼に関する事。
住宅部	▲住宅政策課 ▲住宅整備課	1 市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関する事。 2 被災した市営住宅の応急危険度判定に関する事。 3 工事関係者への協力依頼に関する事。	
道路交通局	●道路交通企画課		1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 5 局に属する職員の召集に関する事。 6 局の庶務に関する事。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	自転車都市づくり推進課		1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	●道路管理課		1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 3 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 6 市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関する事。
	用地部	▲用地監理課 ▲用地補償課	1 事業代替地の防護及び災害復旧に関する事。 2 事業代替地の被害調査及び確認に関する事。 3 他課の応援に関する事。
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課	1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 3 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。
	●都市交通部		1 アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関する事。 2 バスターミナル及び広島西飛行場の防護に関する事。 3 公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関する事。

局等	部課等	分掌事務
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ●経営企画課 ●計画調整課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 5 局に属する職員の召集に関する事。 6 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事。 7 災害関係の予算及び資金に関する事。 8 緊急を要する他の課への応援に関する事。 9 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事。 10 局の庶務に関する事。 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	●河川課	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川等施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 2 河川等施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 3 応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。
	管理部 <ul style="list-style-type: none"> ●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター 	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関する事。 2 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の被災状況の調査及び報告に関する事。 3 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護及び応急処理・復旧に関する事。 4 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事。 5 所管の樋門の操作に関する事。 6 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事。 7 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事。 8 緊急を要する他の課への応援に関する事。
施設部	<ul style="list-style-type: none"> ●管路課 ●施設課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所での被災状況の調査及び報告に関する事。 2 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所の防護及び災害応急修理・復旧に関する事。 3 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所での被災状況の取りまとめ及び報告に関する事。 4 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事。 5 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事。 6 緊急を要する他の課への応援に関する事。 7 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事。
●会計室		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係会計事務（義援金品の出納保管を除く。）に関する事。 2 室の職員の召集に関する事。 3 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
消防局	●総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の総合調整に関する事。 2 消防局の予算及び資金の処置に関する事。 3 局の庶務に関する事。 4 災害対策本部事務局の庶務班に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	●消防団室	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団事務局の総括に関する事。
	●職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部事務局の動員班に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
	●施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関する事。 2 所管財産の被害状況の取りまとめに関する事。 3 所管財産の復旧作業計画の総括に関する事。 4 災害対策本部事務局の配車班に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理課 ●防災課

局等	部課等	分掌事務	
消防局	●警防部	●警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防部の総括・調整に関する事。 2 消防部隊（救急隊を除く。）の運用調整の統括に関する事。 3 現地情報の収集・伝達に関する事。 4 有線・無線による情報の収集及び伝達に関する事。 5 消防部隊の指令管制に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
		●救急課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急隊の運用調整に関する事。 2 現地情報の収集・伝達に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
	●予防部	●予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防部の総括・調整に関する事。 2 災害対策本部事務局の広報班に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
		●指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部事務局の被害集計班に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
	●各消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関する事。 2 区災害対策本部、消防団その他関係機関との連絡調整に関する事。 3 水位・潮位及び雨量の観測等気象・地象の把握に関する事。 4 管内の警戒巡視及び広報等に関する事。 5 被害状況の調査・集計に関する事。 6 災害状況の広報及び記録に関する事。 7 災証明の資料収集に関する事。 8 応急措置の実施等災害現場活動に関する事。 9 所掌に係る応急資機材の管理に関する事。 10 応急資機材及び人員の緊急輸送に関する事。 11 避難の勧告・指示又は誘導に関する事。 12 署の庶務に関する事。 13 その他特命事項に関する事。 	
	●消防団事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の運用調整に関する事。 2 団員の召集に関する事。 3 団員の出務報酬に関する事。 4 その他特命事項に関する事。 	
	●各分団	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の警戒巡視に関する事。 2 応急措置の実施等災害現場活動に関する事。 3 応急資機材及び人員の緊急輸送に関する事。 4 災害広報及び避難誘導に関する事。 5 団員の召集・出動指令等に関する事。 6 その他特命事項に関する事。 	
	水道局	●企画総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 施設の被害状況の取りまとめに関する事。 4 気象状況等の情報収集及び提供に関する事。 5 各課の活動状況の取りまとめ及び各課への情報提供に関する事。 6 公社、他部局及び他都市への協力要請に関する事。 7 市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 8 報道機関への対応に関する事。 9 局に属する職員の召集に関する事。 10 局の庶務に関する事。 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
■財務課		<ol style="list-style-type: none"> 1 資器材及び車両・船舶の調達に関する事。 2 職員の食糧の調達及び輸送に関する事（現地調達できない場合）。 3 職員の寝具等の調達に関する事。 4 事故対応前渡資金の支出に関する事。 	
▲人事課		<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の勤務状況の把握に関する事。 2 他課の応援をする職員の動員・配置計画の作成に関する事。 	

局等	部課等	分掌事務	
水道局	営業部	▲営業課	1 電算機器の被害の調査及び報告に関する事 2 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事 3 応急給水の連絡調整に関する事 4 部内各課の連絡調整に関する事
		■各営業所	1 住民からの問い合わせに関する事 2 応急給水の実施に関する事 3 区災害対策本部との連絡調整に関する事
	施設部	▲計画課	1 所管施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 部内各課の連絡調整に関する事 3 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事 4 施設の応急復旧の実施に関する事
		■施設課	1 所管施設の被害の調査及び報告に関する事 2 施設の応急復旧の実施に関する事
		▲設備課	1 浄水場所管の被害状況の取りまとめに関する事 2 資器材及び車両の配備に関する事 3 浄水場の連絡調整に関する事 4 水運用計画の調整に関する事 5 停電時の中国電力(株)との連絡調整及び協力依頼に関する事 6 復旧作業計画及び実施に関する事
		■水質管理課	1 水質の監視・検査に関する事
		■各浄水場	1 所管施設の被害の調査及び報告に関する事 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事 3 水質汚染の拡大防止に関する事 4 水運用の計画作成及び実施に関する事
		配水部	▲配水課
	■維持課 ■管路設計課 ■給水装置課		1 所管施設の被害の状況及び報告に関する事 2 施設の応急復旧の実施に関する事
	■各工事事務所		1 所管施設の被害の調査及び報告に関する事 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事 3 区災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 4 応急給水の計画立案に関する事 5 給水装置の応急修理に関する事 6 故障メーターの取替に関する事 7 災害区域内の住民に対する広報に関する事 8 住民からの電話対応に関する事
	各課共通		1 課の活動状況の記録及び報告に関する事 2 他課の応援に関する事 3 食料の調達決定に関する事(現地調達できる場合)。

局等	部課等	分掌事務	
病院事業局	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 6 各病院の活動状況の取りまとめ及び病院への状況提供に関する事。 7 電子計算組織の管理運営に関する事。 8 医療救護活動に要する経費の支出に関する事。 9 医療救護活動に係る物品等の購入及び調達に関する事。 10 病院との連絡調整に関する事。 11 報道機関の対応に関する事。 12 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 13 他局等への応援要請に関する事。 14 医療救護班の編成の総括に関する事。 15 他課の所管に属さない事。 	
	広島市民病院・舟入病院・安佐市民病院	■診療科・看護部等	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災患者の医療・助産及び救護に関する事。 2 医療機器の管理に関する事。 3 医薬品の調達及び院内での被災者等への配布に関する事。 4 医療救護班の編成に関する事。 5 感染症患者の治療に関する事（舟入病院）。 6 遺体の検案に関する事。 7 入院患者等の食料確保に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
		●事務室庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 院内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の院内の伝達に関する事。 3 院内に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 病院に属する職員の召集に関する事。 5 病院事業事務局及び関係機関との連絡に関する事。 6 医療救護活動に係る物品等の準備に関する事。 7 病院施設の防護に関する事。 8 病院に属する職員の召集等命令及び指示等の伝達並びに連絡に関する事。 9 保育室の管理運営に関する事。 10 医療救護班の編成の庶務に関する事。 11 病院の庶務に関する事。
		●事務室医事係	<ul style="list-style-type: none"> 1 トリアージに関する事。 2 被災患者の外来及び入院に関する事。 3 被災患者の診療録の保存及び整理に関する事。
総合リハビリテーションセンター	■診療科・看護科	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災患者の医療及び救護に関する事。 2 医療機器の管理に関する事。 3 医薬品の調達及びセンター内での被災者等への配布に関する事。 4 医療救護班の編成に関する事。 5 遺体の検案に関する事。 6 入院患者等の食料確保に関する事。 7 その他特命事項に関する事。 	

局等	部課等	分掌事務	
病院事業局	総合リハビリテーションセンター ●事務室	<ol style="list-style-type: none"> センター内の要員に係る調整に関する事。 気象情報、災害情報及び指令のセンター内の伝達に関する事。 センター内に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 センター内に属する職員の召集に関する事。 病院事業局及び関係機関との連絡に関する事。 医療救護活動に係る物品等の準備に関する事。 センター施設の防護に関する事。 センターに属する職員の召集等命令及び指示等の伝達並びに連絡に関する事。 医療救護班の編成の庶務に関する事。 センター庶務に関する事。 	
	■総合相談室	<ol style="list-style-type: none"> トリアージに関する事。 被災患者の外来及び入院に関する事。 被災患者の診療録の保存及び整理に関する事。 	
市議会事務局		<ol style="list-style-type: none"> 事務局に属する職員の召集に関する事。 事務局の庶務に関する事。 災害に係る議会活動に関する事。 他課の応援に関する事。 	
教育委員会事務局	●総務課	<ol style="list-style-type: none"> 事務局内の要員に係る調整に関する事。 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 事務局職員の活動計画並びに命令の伝達及び局内各課の連絡調整に関する事。 事務局の所掌事務に係る情報の取りまとめ及び報告に関する事。 事務局に属する職員の召集に関する事。 事務局の庶務に関する事。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 事務局の所掌事務に係る災害関係の予算及び資金に関する事。 	
	安佐南地区学校事務センター	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関する事。 	
	▲施設課	<ol style="list-style-type: none"> 学校施設の防護及び復旧計画に関する事。 学校施設の使用及び収容に関する事。 学校施設の被災状況の調査に関する事。 通学路に係る被害状況の取りまとめに関する事。 	
	青少年育成部	▲育成課	<ol style="list-style-type: none"> 被災した児童・生徒の総合相談等に関する事。 所管施設の防護に関する事。
		▲放課後対策課	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関する事。
	学校教育部	▲教職員課	<ol style="list-style-type: none"> 被災後における部内の総合調整に関する事。 教職員の防災体制計画に関する事。
		▲学事課	<ol style="list-style-type: none"> 被災した児童・生徒の調査に関する事。 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関する事。 被災した園児・生徒の授業料の減免・徴収猶予に関する事。 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関する事。 二部授業の届出に関する事。 学校物品の被災状況の調査に関する事。
		▲健康教育課	<ol style="list-style-type: none"> 児童・生徒の避難指導に関する事。 学校における保健衛生に関する事。 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関する事。 給食施設・設備の衛生管理に関する事。
		学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関する事。
		▲指導第一課	<ol style="list-style-type: none"> 被災後における学校教育に係る企画及び調整に関する事。 被災後における学校教育の指導計画に関する事。
		▲指導第二課	
		▲特別支援教育課 ▲生徒指導課	<ol style="list-style-type: none"> 被災後における学校教育の指導計画に関する事。
教育センター	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の防護に関する事。 		

局等	部課等	分掌事務
教育機関		1 所管施設の防護に関すること。
市選挙管理委員会事務局		1 事務局に属する職員の召集に関すること。 2 事務局の庶務に関すること。 3 他課の応援に関すること。
人事委員会事務局		
監査事務局		
農業委員会事務局		

別表 3

区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部の総括に関する事。 2 命令の伝達に関する事。 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関する事。 4 市本部要員の応援要請に関する事。 5 区職員の動員、人員配置及び出勤に関する事。 6 各課への連絡及び調整に関する事。 7 区に係る予算、経理及び出納に関する事。 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 9 り災証明に関する事。 10 情報の収集及び伝達に関する事。 11 避難の勧告・指示に関する事。 12 災害広報及び広聴に関する事。 13 市民相談に関する事。 14 通信施設機材の整備及び点検に関する事。 15 地区災害協力団体との連絡に関する事。 16 被災宅地の応急危険度判定の実施の協力に関する事。 17 区の庶務に関する事。 18 他課の所管に属さない事。
避難収容班	▲収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明の資料の収集に関する事。 2 避難者に係る連絡及び調整に関する事。 3 被災者の避難誘導及び収容に関する事。
	■課税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間建築物の被害状況の調査に関する事。 2 り災証明の資料の収集に関する事。 3 避難者に係る連絡及び調整に関する事。 4 被災者の避難誘導及び収容に関する事。
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> ■市民課 ▲保険年金課 ▲生活課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の収容及び処理に関する事。 2 埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事。 3 被災者の救援及び救助に関する事。 4 救援物資等の保管、調達及び配給に関する事。 5 食料の調達及び配給に関する事。 6 炊出しに関する事。 7 応急給水に関する事。
	▲健康長寿課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事。 2 区医師会の医療救護対策本部に関する事。 3 医薬品等の調達に関する事。 4 防疫に関する事。 5 臨時予防接種に関する事。
	▲保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者等の安否確認及び援護等に関する事。 2 福祉施設の被災状況に関する事。 3 地域医療情報の伝達等に関する事。
輸送班	▲建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送車両等の集中管理、運用及び調達に関する事。 2 応急資機材、救援物資及び人員の輸送に関する事。 3 応急仮設住宅の入居に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事。
調査・応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の被害状況の調査（被害額の算定を含む。）、集計及び報告に関する事。 2 災害状況の記録及び写真撮影等に関する事。 3 管内の警戒巡視、被害情報の収集等に関する事。 4 道路交通の規制及び道路情報に関する事。 5 災害現地における技術指導に関する事。 6 応急措置及び応急復旧の実施に関する事。 7 下水施設の維持及び防護に関する事。 8 下水の浸水防止及び排水に関する事。 9 樋門等の操作に関する事。
摘要		課の編成及び分掌事務については、区長において実情に応じて組み替えできる。

表 3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担 当 部 局 等
庶務部	庶務班	消防局総務課(2)
	動員班	消防局職員課(2)、企画総務局人事課(2)
	配車班	消防局施設課(2)
統制部	統制班	統制担当
		検討担当
		収集・伝達担当
連絡部	広報班	消防局予防課(3)、企画総務局広報課(2)
	被害集計班	消防局指導課(5)、企画総務局(2)
	各局・委員会情報連絡班	広島市事務分掌条例(昭和50年広島市条例第81号)第1条に規定する局及び会計室、消防局、水道局、病院事業局、教育委員会事務局 (各1)(各局係長相当職以上の職員)
	各区等情報連絡班	中区担当 : 都市整備局(2) 東区担当 : 健康福祉局(1)、都市整備局(1) 南区担当 : 環境局(1)、経済観光局(1) 西区担当 : 財政局(1)、都市整備局(1) 安佐南区担当 : 財政局(2) 安佐北区担当 : 市民局(2) 安芸区担当 : 企画総務局(2) 佐伯区担当 : 企画総務局(2) 特命担当 : 消防局総務課(2)、消防局消防団室(1)、消防局予防課(2)

(注) () 内は派遣人数を示す。

表 3-2-4 情報連絡員となるべき者の職等、所掌事務及び配置場所

情報連絡員となるべき者の職等		所 掌 事 務	配置場所
局 等	職		
各区役所	係長相当職以上の職員	消防署との情報連絡に関すること。	消 防 署
各消防署	係長相当職以上の職員	区役所との情報連絡に関すること。	区 災 害 対 策 本 部

- (備考) 1 災害対策本部が設置されたときは、情報連絡員は表中の配置場所又は本部長が指定する場所に参集する。
 2 情報連絡員は、その属する局の各課員と常に連絡を保ち、情報の把握に努める。
 3 情報連絡員は、その得た情報を本部長、副本部長又は本部員に報告するとともに、何らかの応急措置を必要とするときは、その旨を合わせて報告し、指示を受けて、実施担当課へ伝達する。

第5 職員の動員《消防局防災課、各局等、各区》

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

職員の動員は、災害警戒本部又は災害対策本部の各体制の発令に応じて次の基準により、各局等及び区本部の長が行う。ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※				動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部 課 (●印の部課)	防災に特に 関係のある 部 課 (▲印の部課)	防災に関係の ある部 課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
災害警戒本部 の設置が発令 された時	必要な職員				原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ 指定された 場所	原則として 各部課 (自動参集 の場合を除く。)
災害対策本部 第一次体制が 発令された時	責任ある職員 及び必要な職 員(2名以上)	必要な職員				
災害対策本部 第二次体制が 発令された時	責任ある職員 及び必要な職 員(3名以上)	責任ある職員 及び必要な職 員(3名以上)	責任ある職員 及び必要な職 員(3名以上)			
災害対策本部 第三次体制が 発令された時	全 員	全 員	責任ある職員 及び必要な職 員(4名以上)	責任ある職員 及び必要な職 員(4名以上)		
災害対策本部 第四次体制が 発令された時	全 員	全 員	全 員	全 員		
災害対策本部 第四次体制が 発令された時	全 員	全 員	全 員	全 員		

※ ●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局等及び区本部の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿(様式3-2-1)を備え、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、動員名簿の作成にあたっては、迅速な初動対応を可能とするため、職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した計画とするほか、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) 動員名簿の報告

各局等及び区本部の長は、前号の動員名簿の作成又は見直しを行ったときは、消防局防災課に報告する。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。

動員対象者が休務の場合にあっては、各自がテレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、若しくは広島県に津波注意報又は津波警報が発表された場合には自動参集する。

なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、体制の伝達に併せて同様に各部課からの連絡を受けて参集する。

(2) 勤務時間外の場合

動員対象者はテレビ・ラジオ等により、気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、若しくは広島県に津波注意報又は津波警報が発表された場合には、自動参集する。

なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、同様に体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

(1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(2) 災害対策本部第四次体制が発令された時点でのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、避難場所の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

(1) 各局等及び区本部の長は、体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を消防局に報告する。

(2) 各局等及び区本部において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、動員及び災害の状況を消防局に報告し、応急対策の連携を確保する。

(3) 動員の報告は、様式3-2-2による。

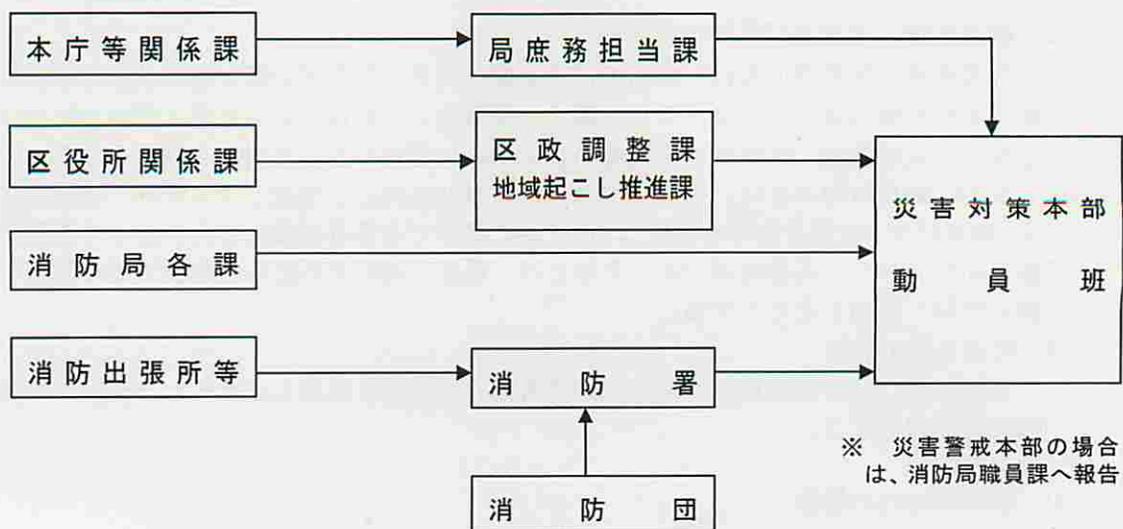
(4) 動員報告の時期は、原則として、次のとおり行う。

ア 体制が発令されたとき。

イ 体制が解除されたとき。

ウ その他本部長が報告を求めたとき。

(5) 動員報告系統



様式 3-2-1 動員名簿

	職名	氏名	連絡責任者	非常時参集要員	参集場所	置成本部	災害対策本部				連絡方法 (電話番号)
							第一次隊	第二次隊	第三次隊	第四次隊	
課											
課											
課											

体制区分	所属区分 (班区分)	動員状況 (上段：動員対象者 中段：動員完了者 下段：動員未了者)				配備時間数(到着→現在) —勤務時間外の場合のみ—				
		計	課 以	長 上	係長等	課 員	1 時 間	2 時 間	3 時 間	4 時 間
		名	名	名	名	名	名	名	名	名

第6 本部及び区本部間の相互応援《企画総務局人事課、消防局職員課、各局庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 応援の要請

各局等及び区本部の長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、様式3-2-3により災害対策本部長（人事課）に要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、書類は事後に提出することができる。

なお、「他課の応援」を任務とする職員が、最寄りの区役所に参集した場合は、前記における応援要請に基づき派遣されたものとみなし、事後処理を行う。

2 応援の決定

災害対策本部長は、職員の参集状況、応急対策の実施等を勘案し、応援の要否を決定するとともに、その旨を応援要請した局等又は区本部の長に通知する。

3 応援職員の指揮

応援職員は、応援要請した局等又は区本部の長の指揮を受けて活動する。

様式3-2-3 応援要請依頼書

年 月 日

本 部 長 様

局等又は区本部の長

応援を要する理由	
期 間	
従 事 場 所	
従 事 内 容	
必 要 人 員 (職種別・男女別)	
携 行 品	
集 合 日 時 ・ 場 所	
その他要請に必要な事項	

第3節 情報の収集及び伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を迅速かつ確実に収集、伝達及び報告を行う。

第1 情報の収集・伝達体制

1 情報の種類

区 分	概 要	
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する情報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	避難判断水位（特別警戒水位）到達情報※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	土砂災害警戒・避難基準雨量	避難勧告対象区域毎の雨量観測所の観測雨量を、本市が取りまとめ発表する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報（重大な土砂災害の想定される区域、時期）
	火災気象通報	広島地方気象台が発表する火災気象通報
異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報	
災害情報	がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、避難勧告、自主避難、避難場所の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報等	

※特別警戒水位は水防法第13条で規定されるものである。

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》

災害対策本部においては、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、消防局防災課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

通 信 施 設	参照資料編番号	担 当 部 署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	—	〃
3 eメール	—	〃
4 市防災行政無線	3-3-3(1)	消防局防災課
5 広島県震度情報ネットワーク	—	〃
6 移動無線機（MCA無線）	—	〃
7 全国瞬時警報システム（J-ALERT）	—	〃

8	防災行政無線映像伝送端末等	—	消防局防災課
9	画像伝送システム	—	〃
10	ヘリコプターテレビ電送システム	—	消防局警防課
11	消防無線	3-3-3(2)	〃
12	水道無線	3-3-3(3)	水道局配水課
13	広島県総合行政通信網(防災行政無線・衛星通信)	3-3-4	消防局防災課
14	広島県防災情報システム	—	〃
15	防災相互通信用無線局	—	〃
16	衛星携帯電話	—	〃
17	アマチュア無線	—	〃
18	タクシー会社等民間無線通信施設	—	〃
19	その他	—	〃

(1) 電話及びFAX

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図（資料編3-3-1参照）のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等にあたり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。（資料編3-3-2参照）

申 込 先	電 話 番 号
116センタ	116

※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱広島支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、災害時等において、「災害時優先電話」間の通話がつながりにくい場合には、当該電話から次の番号をダイヤルし、手動接続の申込みを行う。

区 分	電話番号	応 答 先	申込みに必要な事項等
通 話	102	情報案内センタ	・通信種別（通話・電報） ・発信機関名（発信者の氏名を含む。）
電 報	115	電報センタ	・発信番号、通話先番号 ・通信内容その他必要事項

(2) ホームページ

ホームページにより、国、県、防災関係機関が発信する情報を収集する。

- ア 気象庁 URL: <http://www.jma.go.jp/>
- イ 国土交通省 川の防災情報 URL: <http://www.river.go.jp/>
- ウ 広島県防災 Web URL: <http://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>
- エ 土砂災害ポータルひろしま URL: <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>
- オ その他の防災情報入手先

広島市ホームページ「防災情報提供機関へのリンク」から防災情報提供機関先ホームページを参照する。

(3) eメール

eメールにより、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 市防災行政無線

ア 通信系統

資料編3-3-3(1)のとおり

イ 通信統制

市防災行政無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまし）が行う。

- (5) 広島県震度情報ネットワークシステム
県内100箇所に設置した震度計（本市内9箇所）で観測した震度情報を市町に配信するシステムで、震度情報を消防局の専用端末のほか、庁内ランのパソコンで迅速に確認することができる。
- (6) 移動無線機（MCA無線）
移動無線機（MCA無線）により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
全国瞬時警報システム（J-ALERT）により緊急情報の収集を行い、防災行政無線同報系を利用し情報伝達を行う。
- (8) 防災行政無線映像伝送端末等
区災害対策本部設置以降において、市役所、区役所、消防局及び消防署に設置された映像伝送端末を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。
なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にWEB会議システムにより行う。
- (9) 画像伝送システム
市役所本庁舎屋上に設置した監視カメラで捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。
なお、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局との通信を行うことができる。
- (10) ヘリコプターテレビ伝送システム
ヘリコプターに搭載したテレビカメラで捉えた映像により、被害状況を広域的に収集するとともに、画像伝送システムを利用して即時に国等へ伝送する。
- (11) 消防無線
災害により有線通信施設の機能を失った場合は、各消防署所のすべての無線局を開局し、消防無線連絡網を確立する。
ア 通信系統
資料編3-3-3(2)に示すとおり。
イ 通信統制
広島市消防無線局の通信統制は、基地局（ひろしましょうぼう）が行う。
- (12) 水道無線
ア 通信系統
資料編3-3-3(3)に示すとおり。
イ 通信統制
広島市水道局無線局の通信統制は、基地局（ひろますいどうほんぶ）が行う。
- (13) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）
ア 通信系統
資料編3-3-4に示すとおり。
イ 通信統制
広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。
- (14) 広島県防災情報システム
常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集及び人的被害等を県に報告する。

(15) 防災相互通信用無線局

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。

(16) 衛星携帯電話

災害時における広島県と県内市町の災害対策本部間の連絡体制を確保する。

(17) アマチュア無線（電波法第 52 条第 4 号）

アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。なお、災害時の連絡に当たっては、必要に応じて、次のアマチュア無線局に協力を依頼する。

コールサイン	氏 名
J A 4 Z C N	広島市役所アマチュア無線クラブ

(18) タクシー会社等民間無線通信施設

タクシー会社等民間の無線通信施設の協力を得て、被害状況の収集に努める。

(19) その他

ア 通信設備の優先利用

災害時において、一般加入電話を利用することが困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、中国電力、J R 西日本広島支社、県警察その他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により優先利用する。

この使用の手続きについては、その機関と協議して定めるものとするが、協議の内容には、概ね次の事項を定めておくものとする。

(ア) 使用の目的

(イ) 優先利用できる通信施設・設備

(ウ) 使用申込み

a 使用しようとする通信設備

b 使用する理由

c 通信の内容

d 発信者及び受信者

(エ) 通信の取扱順位

(オ) その他必要な事項

県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

イ 非常無線通信の利用

非常時における緊急連絡のため、特別に必要な場合は非常用周波数を有する次の無線局により通信を確保する。

災害時における緊急通信対象機関名

機 関 名	設 置 場 所
第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸 3-10-17
中国地方整備局	広島市中区上八丁堀 6-30

ウ 非常通信協議会の活用

非常通信協議会では、県・市町村の防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自衛通信設備を利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

非常通信を確保するために必要な場合は、中国非常通信協議会に取り扱いを依頼する。

エ 災害対策用移動通信機器の借用

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動通信機器

種 類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

電気通信事業者等が使用する通信機器

種 類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による。(基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

3 住民等への防災情報の伝達

災害時における住民への防災情報の伝達手段は、防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、デジタルサイネージ(電子看板)、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ(インターネット)、雨量情報表示盤、広報車等移動体、サイレン・警鐘等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。また、聴覚障害者(申請によりFAX登録した者)に対しては、必要に応じてFAXにより情報提供を行う。

なお、市ホームページにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、アクセス負荷分散サービスを活用する。

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)
(株)ひろしまケーブルテレビ	(株)ふれあいチャンネル

4 放送機関に対する放送の要請

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより、次に掲げる放送機関に災害対策基本法第56条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。(本市の連絡責任者は、消防局予防課長)この場合、緊急情報連絡システムの積極的活用を図る。

災害時における放送要請に関する協定締結機関

放 送 機 関 名	連 絡 責 任 者
日本放送協会広島放送局	放 送 部 長
(株) 中 国 放 送	報 道 部 長
広 島 テ レ ビ 放 送 (株)	報 道 部 長
(株) 広 島 ホ ー ム テ レ ビ	報 道 部 長
(株) テ レ ビ 新 広 島	報 道 部 長
広 島 エ フ エ ム 放 送 (株)	制 作 担 当 部 長

5 通信施設等が使用不能な場合の対処

通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に従事させることができる。

なお、伝令員として指名された者は、自転車、バイク、車両、船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

(資料編) 3-3-1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図

3-3-2 災害時優先電話番号一覧表

3-3-3 広島市関係通信施設

3-3-4 広島県総合行政通信網回線系統図

参考 16 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

参考 17 災害時における放送要請に関する協定

第2 気象情報等の収集及び伝達

気象情報等を受信等したときは、重要度やとるべき措置等を判断し、状況に応じて、予想される事態に対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。

なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々々の状況に応じた適切な対応を行うものとする。

1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。)

【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、水防法第10条第1項】

(1) 発表機関

広島地方気象台

(2) 防災気象情報の種類

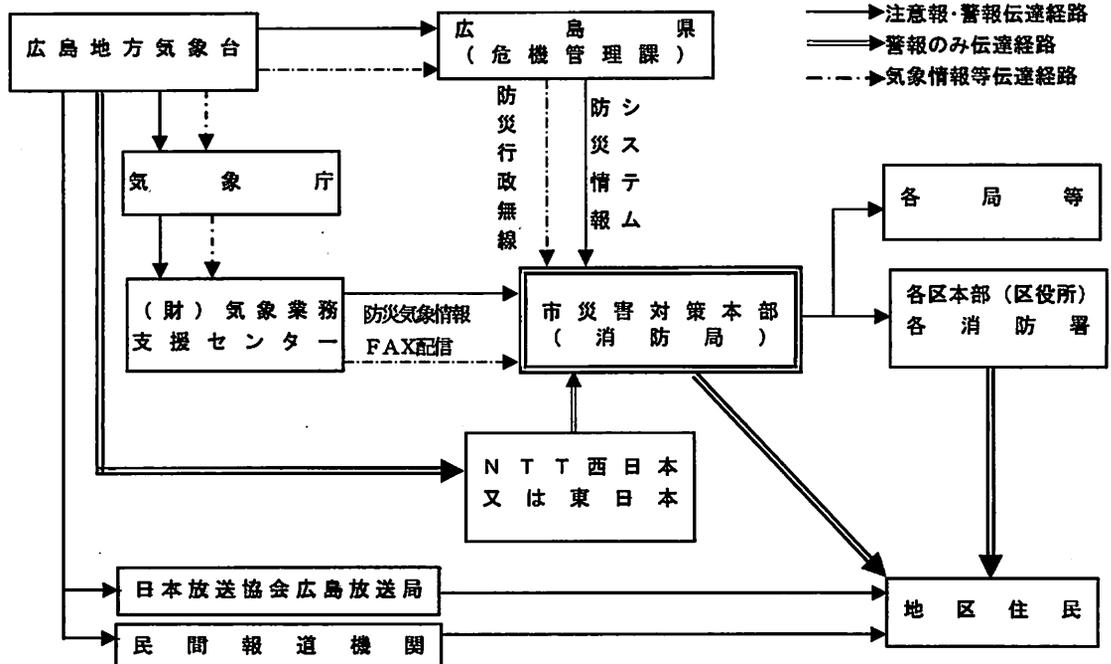
種 類	概 要
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】
県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	気象等の状況を具体的に、速やかに伝える情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等

(3) 注意報及び警報の地域細分

広島市域	担 当 区 域：「広島県」
	一 次 細 分 区 域：「南部」
	市 町 村 等 を ま と め た 地 域：「広島・呉」
	市 町 村 等：広島市

(4) 受信及び伝達

防災気象情報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(5) 本市での情報の活用

広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等の判断に活用する。

防災気象情報の種類	防災体制設置の活用
大雨、洪水、高潮注意報	災害警戒本部設置の判断
大雨、洪水、高潮警報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断

(6) 住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に警報が発表された場合、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表 3-3-1 注意報及び警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準																			
一般の 利用に 適合するもの	風雪注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。																			
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。																			
	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th rowspan="2">土壌雨量指数(注4)</th> </tr> <tr> <th>平地地</th> <th>平地地以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間雨量 40mm</td> <td>1時間雨量 40mm</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table>		雨量		土壌雨量指数(注4)	平地地	平地地以外	3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	82										
	雨量		土壌雨量指数(注4)																		
	平地地	平地地以外																			
	3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	82																		
	大雪注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上になるとか、山地で 25cm 以上になると予想されるとき。																			
	濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で 100m※以下又は海上で 500m 以下になると予想されるとき。																			
	雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合。																			
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想されるとき。																			
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが 40cm 以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが 50cm 以上あって最高気温が 10℃(※)以上になると予想されるとき。																			
着雪注意報	着氷(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で 10cm 以上になるとか、山地で 30cm 以上になり、気温 0～3℃が予想されるとき。																				
霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 4月以降最低気温が 4℃(※)以下と予想されるとき。																				
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 冬期:最低気温が -4℃(※)以下と予想されるとき。 夏期:最高気温又は最低気温が平年より 6℃以上低いと予想されるとき。																				
波浪注意報	波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高(注5)1.5m 以上になると予想される場合。 津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準以上になると予想されるとき。																			
洪水注意報	洪水注意報	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数(注6)</th> </tr> <tr> <th>平地地</th> <th>平地地以外</th> <th>瀬野川流域</th> <th>吉山川流域</th> <th>水内川流域</th> <th>八幡川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間雨量 40mm</td> <td>1時間雨量 40mm</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>23</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>		雨量		流域雨量指数(注6)				平地地	平地地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域	3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	10	14	23	22
雨量		流域雨量指数(注6)																			
平地地	平地地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域																
3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	10	14	23	22																
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上 2.1m 以上になると予想されるとき。																			
地面現象注意報(※1)	地面現象注意報(※1)	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。																			
浸水注意報(※1)	浸水注意報(※1)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。																			
水に 防適 活合 動す のる 利も 用の (※2)	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。																		
	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。																		
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。																		

種 類		発 表 基 準																		
一般の 利用に 適合するもの	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。																		
	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。																		
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th rowspan="2">土壌雨量指数 (注 4)</th> </tr> <tr> <th>平坦地</th> <th>平坦地以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 時間雨量 70mm</td> <td>1 時間雨量 60mm</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table>		雨量		土壌雨量指数 (注 4)	平坦地	平坦地以外	3 時間雨量 70mm	1 時間雨量 60mm	108									
	雨量		土壌雨量指数 (注 4)																	
	平坦地	平坦地以外																		
	3 時間雨量 70mm	1 時間雨量 60mm	108																	
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24 時間の降雪の深さが、平地で 30 cm 以上になるか、山地で 60 cm 以上になると予想されるとき。																			
波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が 2.5m (注 5) 以上になると予想されるとき。																			
洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数 (注 6)</th> </tr> <tr> <th>平坦地</th> <th>平坦地以外</th> <th>瀬野川流域</th> <th>吉山川流域</th> <th>水内川流域</th> <th>八幡川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 時間雨量 70mm</td> <td>1 時間雨量 60mm</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>		雨量		流域雨量指数 (注 6)				平坦地	平坦地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域	3 時間雨量 70mm	1 時間雨量 60mm	13	18	29	28
雨量		流域雨量指数 (注 6)																		
平坦地	平坦地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域															
3 時間雨量 70mm	1 時間雨量 60mm	13	18	29	28															
高潮警報	台風等による海面の異常な上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上 2.5m 以上になると予想されるとき。																			
地面現象警報(※1)	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																			
浸水警報(※1)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																			
水に 防適 活動す る利も の用(※2)	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。																	
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。																	
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。																	

- (注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
 ※1印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
 ※2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 4 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数のことである。
- 5 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の 1/3 の数の波について平均値をとったものである。
目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。
- 6 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。
- 7 地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。

2 洪水予報

【関係法令：気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項】

(1) 発表機関

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表

(2) 洪水予報の種類

種類	発表基準
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達したとき
はん濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれたとき
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき
はん濫発生情報	はん濫が発生したとき

(3) 洪水予報の実施区域

河川名	予報区域名	実施区域	洪水予報基準地点
太田川 (幹川)	太田川 下流	左岸 安佐北区亀山一丁目から海まで 右岸 安佐南区八木町字馬淵から海まで	祇園大橋 矢口第1 中野
	太田川 上流	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の2地先から 安佐北区亀山一丁目まで 右岸 山県郡安芸太田町大字戸内字乙井手 889 番の2地先から 安佐南区八木町字馬淵まで	飯室 加計 土居
三篠川	三篠川	左岸 安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先から幹川合流点まで 右岸 安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先から幹川合流点まで	中深川
根谷川	根谷川	左岸 安佐北区可部町大字下町屋字土居 426 番の2地先から 幹川合流点まで 右岸 安佐北区可部八丁目 2270 番地先から幹川合流点まで	新川橋

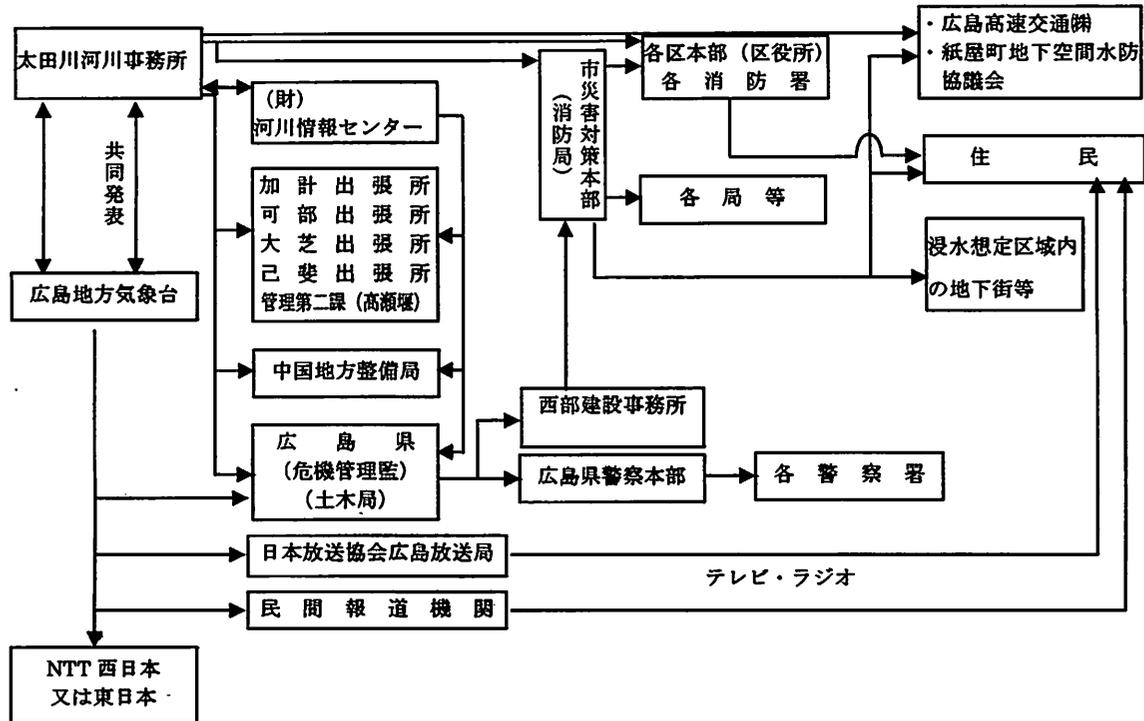
(4) 洪水予報基準地点の基準水位

河川名	観測所名	零点高 (T.P.m)	計画 高水位 (m)	はん濫 危険 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	はん濫 注意 水位 (m)	水防団 待機 水位 (m)
太田川	土居	265.35	7.74	4.60	4.30	4.00	3.10
太田川	加計	167.80	7.11	3.90	2.60	2.00	0.00
太田川	飯室	47.50	10.25	6.40	5.30	3.80	2.50
太田川	中野	15.32	8.08	6.80	6.10	5.50	4.30
太田川	矢口第一	4.50	8.72	8.30	7.00	5.00	3.40
太田川	祇園大橋	0.00	7.13	6.90	6.40	4.30	2.90
三篠川	中深川	18.00	5.24	3.80	3.50	3.10	2.00
根谷川	新川橋	17.00	3.91	2.50	2.20	2.10	1.10

(5) 受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所から FAX 及び eメールで、西部建設事務所から FAX で受信する。

洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(6) 本市での情報の活用

洪水情報を受信した場合、次のとおり防災体制を設置、また水防計画第4章第4節第3洪水についての規定に基づき、避難勧告の発令等の検討及び発令等を行う。

種類	防災体制設置の活用
太田川はん濇注意情報	災害警戒本部設置の判断
太田川はん濇警戒情報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断

(7) 住民への伝達等

市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線及び広報車、FAX (F ネット)等により浸水想定区域内の住民や地下街等へ伝達するとともに、洪水予報の種類に応じて次の対応を行う。

ア はん濇注意情報が発表された場合

防災行政無線及び広報車等により河川沿いの低地部の住民に洪水に対する注意喚起を促す。

イ はん濇警戒情報が発表された場合

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ避難勧告の発令等を行う。

ウ はん濇危険情報

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ必要に応じて避難指示の発令を行う。

エ はん濇発生情報

避難していない住民がいる場合は、救助等を行う。

3 水防警報

【関係法令：水防法第 16 条第 1 項】

洪水、津波又は高潮により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。

(1) 洪水、高潮等の河川に関する水防警報

ア 発表機関

太田川河川事務所及び西部建設事務所

イ 水防警報の種類、内容及び発令時期

種 類	内 容	発 令 時 期
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 また、津波の際は、水防要員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	1 気象、水象及び河川状況よりみて必要と認められるとき。 2 水防本部が待機の体制に入ったとき。 3 津波警報が発表される等必要と認めるとき。
準 備	1 水防資材及び器材の点検・整備 2 ダム、溜池、水門等の水門の開閉準備 3 河川、河岸、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4 幹部の出動 5 水防要員の招集配備計画	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇し警戒水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。
出 動	水防要員を警戒配置及び出動せしめるもの。	1 河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生ずるおそれがあるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生ずるおそれがあるとき。 3 津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの。	出水状況を報知するとき、又は、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	1 河川の水位がはん濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき。 2 気象状況等により高潮のおそれがなくなったとき。 3 津波に際し、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※下線部における水防警報の発表は、太田川河川事務所によるもの。

ウ 発表区域等

発表機関	水系名	河川名	区 域
太田川 河川 事務所	太田川	太田川 (幹川)	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の 2 地先 から海まで 右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の 2 地先
		三篠川	左岸 安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先 から幹川合流点まで 右岸 安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先
		根谷川	左岸 安佐北区三入南一丁目 426 番の 2 地先 から幹川合流点まで 右岸 安佐北区可部八丁目 1 番の 2270 番地先
		古 川	太田川分派点から太田川の合流点まで
		旧太田川	幹川分派点から海まで
		元安川	旧太田川に分派点から旧太田川の合流点まで
		天満川	旧太田川に分派点から海まで
西部建設 事務所	太田川	猿猴川	左岸 南区大須賀町 京橋川分派点以下海に至る 右岸 南区京橋町
		京橋川	左岸 東区牛田新町 旧太田川分派点以下元安川合流点に至る 右岸 中区白島北町
		根谷川	左岸 安佐北区可部町桐原川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
		安 川	左岸 安佐南区安古市町安川橋以下古川合流点に至る 右岸
		水内川	左岸 佐伯区湯来町字水内大橋以下太田川合流点に至る 右岸
		三篠川	左岸 安芸高田市向原町見坂川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
	瀬野川	瀬野川	左岸 安芸区中野東七丁目高部川通 以下海に至る 右岸 安芸区中野六丁目字井原見田
	八幡川	八幡川	左岸 佐伯区五日市町新郡橋以下海に至る 右岸

※太田川（幹川）の水防警報発表観測所分担は資料編を参照

(2) 高潮等の海岸に関する水防警報

ア 発表機関

広島港湾振興事務所

イ 種類、内容及び発令時期

種類	内 容	発 令 時 期
待 機 準 備	高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備の必要がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水防機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防要員を出動させる必要がある旨を警告するもの。 〈活動内容〉 ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象状況等により高潮が起こるおそれがあるとき。
解 除	高潮の発生及びおそれなくなったとともに、さらに水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	高潮の発生あるいはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

ウ 発表区域等

発表機関	海岸名	区 域
広島港湾振興事務所	広島市海岸	全域

(3) 水防警報発表基準観測所の基準水位等

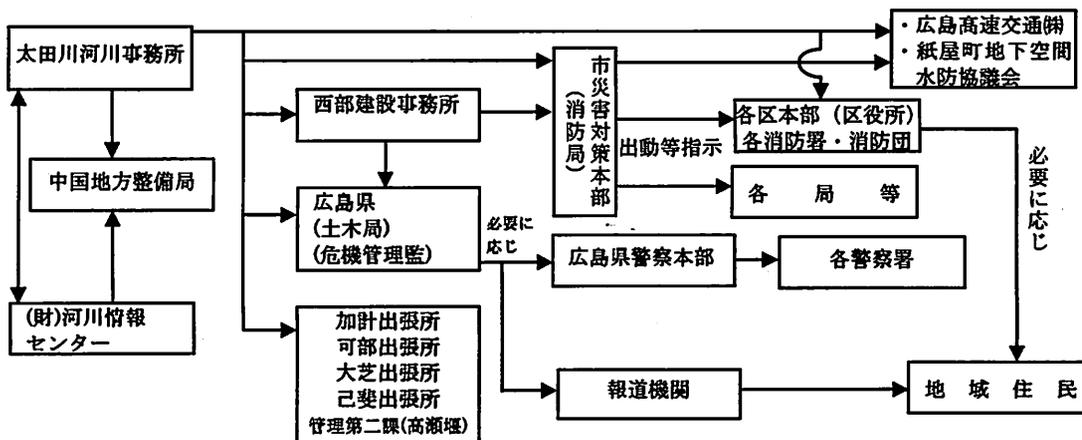
広島市水防計画別表第1参照

(4) 受信及び伝達

ア 太田川河川事務所が発表する水防警報

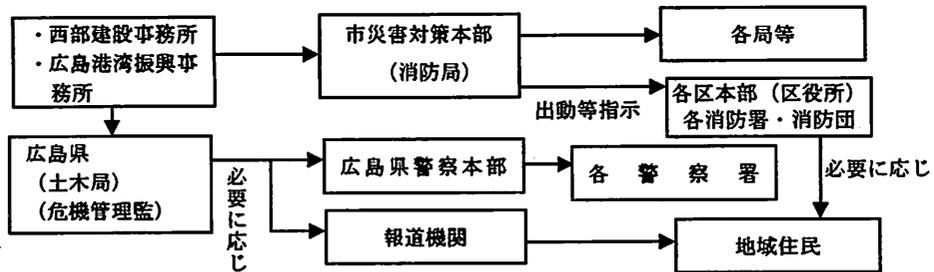
太田川河川事務所から FAX 及び eメールで、西部建設事務所から FAX で受信する。

水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



イ 西部建設事務所又は広島港湾振興事務所が発表する水防警報

西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から FAX で受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



(5) 本市での情報の活用

区役所、消防署及び消防団は、発表された警報の種類に応じ、広島市水防計画の規定に基づき活動を行う。

また、水防活動により入手した情報は、避難勧告の発令等の検討に活用する。

(6) 住民への伝達等

水防警報の発表に伴う区役所、消防署及び消防団等の水防活動により入手した情報は、必要に応じて住民等へ伝達する。

4 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

【関係法令：水防法第 13 条】

水位周知河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。

(1) 発表機関

太田川河川事務所、西部建設事務所

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知が行われる河川及び避難判断水位（特別警戒水位）等

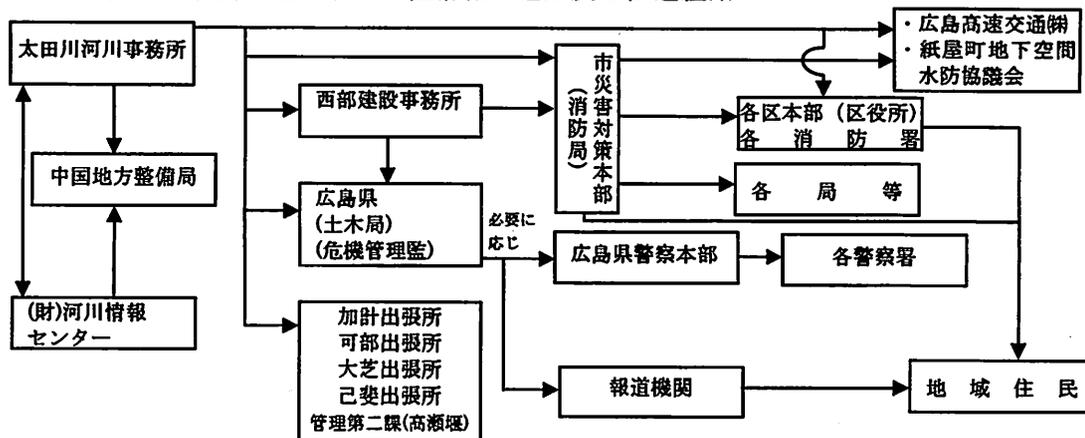
発表機関	河川名	観測所名	避難判断水位 (m)	発表機関	河川名	観測所名	避難判断水位 (m)
太田川河川事務所	古川	古川	4.20	西部建設事務所	安川	上安	2.30
	旧太田川	江波	3.10		瀬野川	石原	2.40
	元安川	〃	2.50		八幡川	中地	3.20
	天満川	〃	2.70		三篠川	向原	1.30
			根谷川		三入南	1.65	
			水内川		菅沢	3.30	
			府中大川		大須	1.65	
			鈴張川		向田	1.70	
			岡ノ下川		岡ノ下	2.10	
			南原川		南原	1.35	

※ 天満川、旧太田川及び元安川においては、江波観測所の潮位が 2.50m に達した場合のみ水位情報周知を行う。

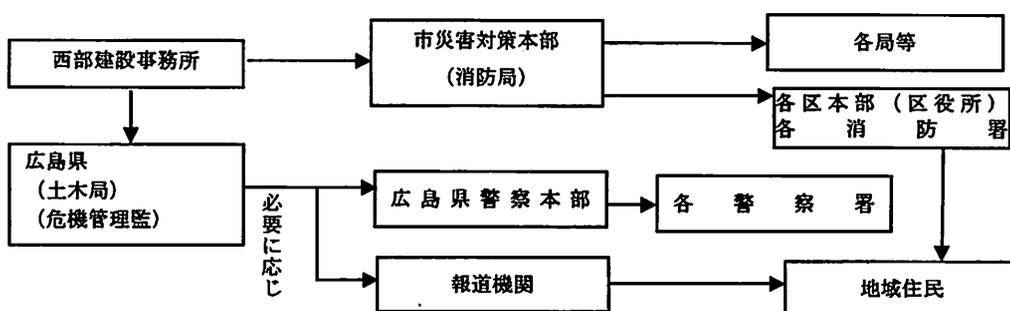
(3) 通知及び伝達

太田川河川事務所から FAX 及び e メールで、西部建設事務所から FAX で受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。

太田川河川事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路



西部建設事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路



(4) 本市での情報の活用

今後の水位予測を勘案しながら、避難勧告の検討及び発令等を行う。

(5) 住民への伝達等

浸水想定区域内の住民等へ確実に伝達されるよう、防災行政無線、広報車及び広島市防災情報メール配信システム等により伝達及び注意喚起等を行う。

なお、浸水想定区域が示されていない河川にあっては、防災行政無線及び広報車等により河川沿いの住民等へ注意喚起等を行う。

5 ダム等の放流に関する情報

【関係法令：河川法第 48 条、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条】

ダム放流の水位上昇に伴い影響のある河川流域の危害を防止するため、ダム管理者は本市等にダムの放流に関する通知をするとともに、一般住民に周知させるためにサイレン、拡声器、立札により警告を行う。

(1) ダム等の情報発表機関、情報の種類と内容及び伝達経路

各発表機関から FAX で受信する。

名 称	発表機関	情報の種類と内容	伝達経路
温 井 ダ ム	中国地方整備局温井ダム管理所	表 3-3-2	図 3-3-1
高 瀬 堰	" 太田川河川事務所	表 3-3-3	図 3-3-2
祇 園 水 門		表 3-3-4	図 3-3-3
大 芝 水 門			
魚 切 ダ ム	西部建設事務所魚切ダム管理事務所	表 3-3-5	図 3-3-4
宇 賀 ダ ム	中国電力㈱広島北電力所	表 3-3-6	図 3-3-5
南 原 ダ ム			
明 神 ダ ム			

(2) 本市での情報の活用

広島地方气象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。

(3) 住民への伝達等

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表 3-3-2 温井ダムの放流等に関する通知の種類と内容

種 類	内 容
洪水警戒体制のお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分に洪水警戒体制に入りました。 今後、ダムは洪水調節容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダムからの放流量を徐々に増加させます。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。
ダム放流開始についてのお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分から__m ³ /sの放流を開始します。 ダムは洪水調節容量を確保するため、放流量を__日__時頃には__m ³ /sまで増加させます。下流河川の水位上昇に注意して下さい。
ダムからの放流による急激な水位上昇に関する情報	温井ダムでは、放流量を__m ³ /sから__m ³ /sに増加させます。 下流河川の水位上昇に注意して下さい。 また、河川内へ立ち入らないように注意して下さい。
洪水調節の開始に関する情報	温井ダムでは、ダムへの流入量が洪水量(400m ³ /s)に達したため、__日__時__分に洪水調節を開始しました。
ダムから放流に関する情報	__日__時__分現在、温井ダムの状況に関するお知らせです。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。
計画規模を超える異常洪水時の操作の可能性に関する情報	温井ダムでは現在、洪水調節を行っています。 今後、計画規模を超える流入量が予想されるため、__日__時__分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可能性があります。この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 今後の降雨状況によっては、住民避難等の準備が必要です。 なお、計画洪水を超える洪水時の操作に移行する場合には、概ね移行する1時間前に通知します。
計画規模を超える異常洪水時の操作に関する事前のお知らせ	温井ダムでは、現在洪水調節を行っています。 計画規模を超える流入量が予想されるため、__日__時__分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作を実施します。 この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 避難勧告等の住民避難の対応が必要です。 なお、計画洪水を超える洪水時の操作に移行した場合には、直ちにその旨通知します。
計画規模を超える異常洪水時の操作終了情報	温井ダムでは、流入量が計画最大放流量を下回ったため、__日__時__分に計画規模を超える洪水時の操作を終了しました。 今後、ダムからの放流量を低下させますが、河川の水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。
洪水調節の終了に関する情報	温井ダムでは、ダムへの流入量が放流量を下回ったため、__日__時__分に洪水調節を終了しました。 今後、貯水位を低下させるための放流を継続させます。 河川水位は徐々に低下していきます。 洪水調節は終了しましたが、河川の水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川の水位に注意して下さい。
放流情報終了のお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分から__m ³ /sの放流を行っています。 ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、ダムからの放流量は次第に減少していきます。 この情報をもちまして放流の状況に関する情報提供は終了します。
洪水警戒体制解除のお知らせ	温井ダムでは__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。 この情報をもちまして今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

図 3-3-1 温井ダムの放流に関する通知の伝達経路

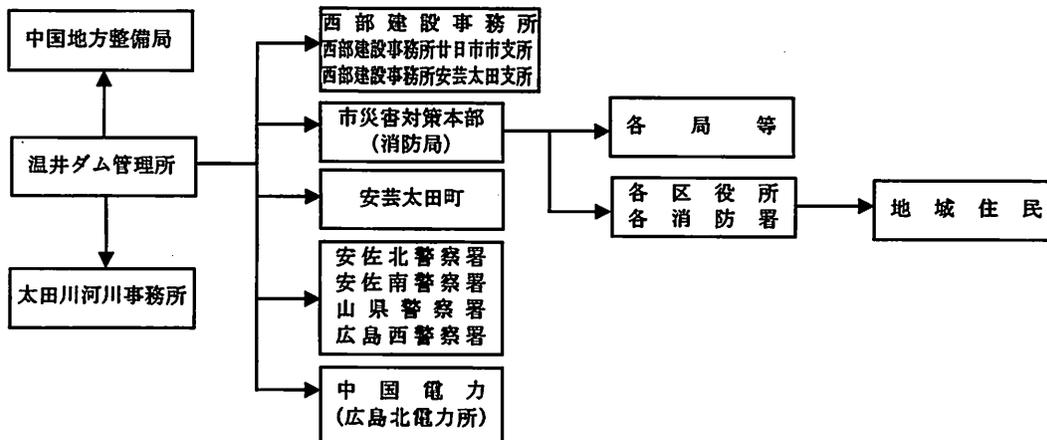


表 3-3-3 高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容

種 類	内 容	
高瀬堰に関する通知	降雨に関する注意報又は警報が発表された時	高瀬堰は、広島地方気象台 月 日 時 分発表の注意・警報により 時 分から洪水警戒体制に入りました。
	流入量が増加した時	高瀬堰は、流入量が 230m ³ /s を超えなお増加しているため、月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。
	各水位観測所の流量増加の時	高瀬堰は、__ 水位観測所の流量が、__ m ³ /s を超えなお増加しているため、__ 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。
	各地域の雨量増加の時	高瀬堰は、__ 流域の 時間連続流域平均累加雨量が __ mm を超えなお増加しているため、__ 月 __ 日 __ 時 __ 分より洪水警戒体制に入りました。
洪水警戒体制解除	高瀬堰への流入量は、__ 月 __ 日 __ 時 __ 分現在 __ m ³ /s に減少し、気象状況からも再出水のおそれが無いと判断されますので、__ 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。	
高瀬堰放流に関する通知	流入量増加のための放流	高瀬堰は、流入量が __ m ³ /s を超えなお増加しているため、__ 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。
	細則第 14 条ただし書きに該当する放流	高瀬堰は、__ 月 __ 日 __ 時 __ 分 __ のため、__ 時 __ 分から堰の貯留水を放流します。
	規則第 18 条に該当する放流	高瀬堰は、__ 月 __ 日 __ 時 __ 分 __ のため、__ 時 __ 分から堰の貯留水を放流します。
	ゲート全開の時の通知 (内部機関)	高瀬堰は、__ 月 __ 日 __ 時 __ 分ゲートを全開しました。

図 3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路

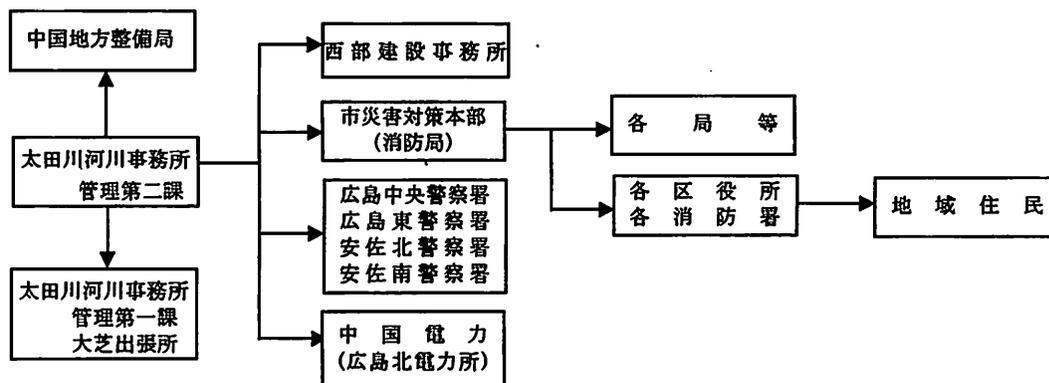


表 3-3-4 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知

洪水が予想されますので、__ 月 __ 日 __ 時 __ 分頃から、〇〇水門のゲートを開きます。

図 3-3-3 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知の伝達経路

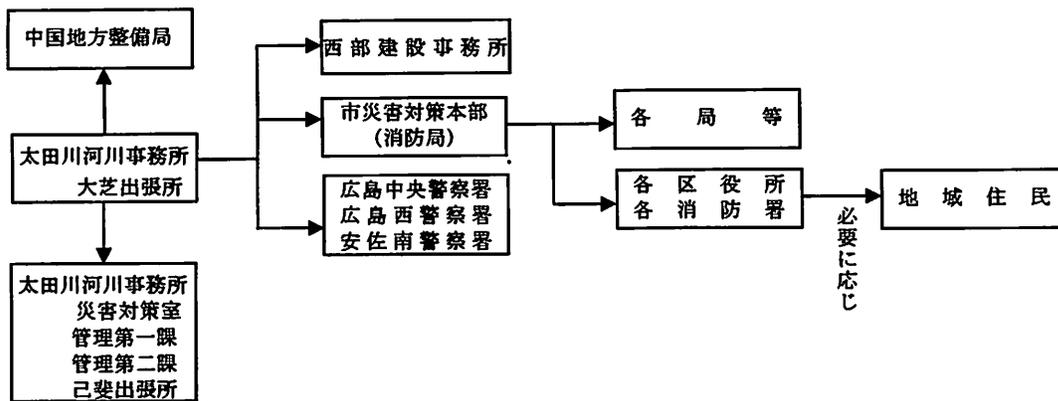


表 3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制	魚切ダムでは、__日__時__分大雨洪水注意報発令により洪水警戒体制に入りました。__時__分現在、貯水位E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 放流量は毎秒 __m ³ です。
放流開始	魚切ダムの状況は、__時__分現在、貯水位E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 放流量は毎秒 __m ³ です。__日__時__分ころ、洪水の発生が、予想されますので、__日__時__分よりダム放流を開始します。 なお、放流量は、__時__分には毎秒 __m ³ となる予定であり、__地点ではその間に __cm の水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
急激放流	魚切ダムでは、現在毎秒 __m ³ の放流を行っていますが、流入量が増加していますので、放流量は、__時__分には、毎秒 __m ³ となる予定であり、__地点では、その間に __cm の水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
洪水時	魚切ダムでは、__時__分現在、流入量が毎秒 __m ³ になりましたので、__時__分より洪水調節に入ります。なお、放流量は __時__分現在、毎秒 __m ³ です。
ただし書き操作移行 (1時間前)	魚切ダムでは、__時__分ころ、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する予定です。 現在のまま洪水調節操作を実施すると、ダムの洪水調節容量を大幅に上回ることが予想され、今後の流入量は最大毎秒 __m ³ の異常洪水となり、__時__分ころには、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する恐れが出てきました。なお、下流河川の水位は急激に上昇する恐れがありますので、嚴重な警戒をお願いします。
ただし書き操作移行	魚切ダムでは、__時__分貯水位が、ただし書き操作開始水位E L __m に達し、今後さらにサーチャージ水位を超えると予想されますので、計画規模を超える異常洪水時の操作に移行しました。 __時__分現在、貯水位E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 放流量は毎秒 __m ³ で今後流入量に等しくなるまで、徐々に放流量を増加させます。なお、放流量は __時__分ころ、最大毎秒 __m ³ となる見込みで下流河川の水位は、急激に上昇する恐れがありますので、非常警戒をお願いします。
最大流入時	魚切ダムでは、__時__分現在、貯水位E L __m 流入量は毎秒 __m ³ 、放流量は毎秒 __m ³ ですが流入量は減少の傾向にありますので、これからのち、流入量に相当する量を放流する予定です。
ただし書き操作解除	魚切ダムでは、__時__分流入量が計画最大放流量毎秒 __m ³ と等しくなりましたので、ただし書き操作を解除します。 流入量は、次第に減少していますが、引き続き十分警戒して下さい。
洪水終了	魚切ダムでは、__日__時__分洪水を終了しました。__時__分現在、貯水位E L __m、流入量は毎秒 __m ³ 、放流量は毎秒 __m ³ です。 引き続き洪水警戒体制は続行します。
洪水警戒体制解除	魚切ダムでは、__時__分洪水警戒体制を解除します。 以上をもちまして通報はすべて終了しました。

図 3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路

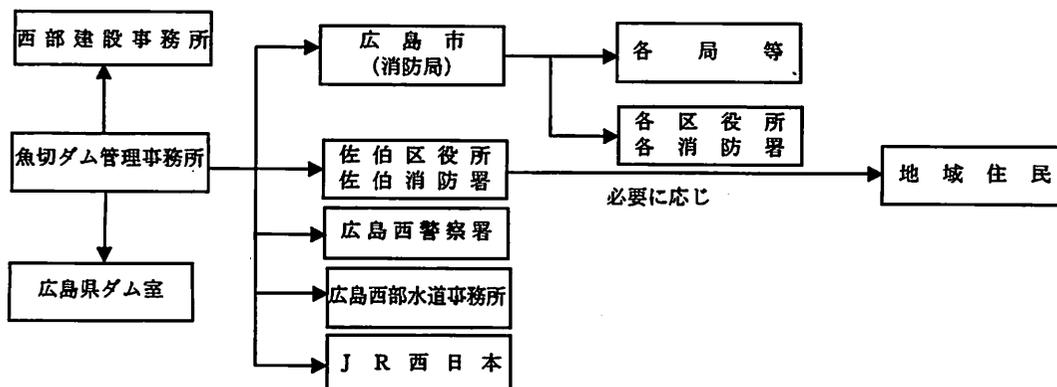
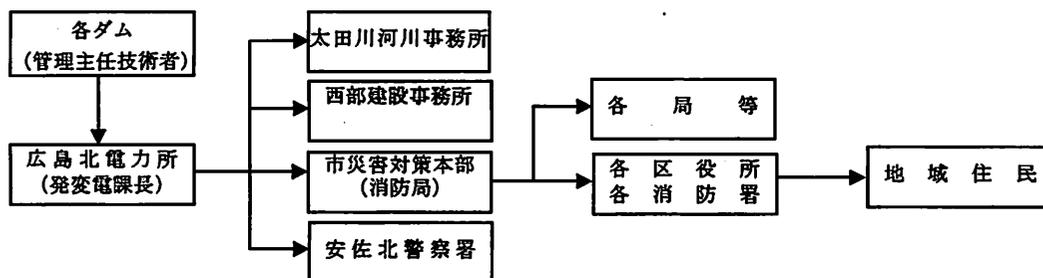


表 3-3-6 中国電力のダムの放流に関する通知

種類	内容
ダム放流開始 予告	〇〇ダムは__日__時__分現在__m ³ /s 程度の流入がありますが、出水が予想されますので、__日__時__分頃から__m ³ /s 程度のダム放流を開始する予定です。 その後の放流量は徐々に増加して、その量が流入量程度になったときから流入量に相当する量を放流する見込みです。
洪水量以上の 放流予告	〇〇ダムは__日__時__分現在__m ³ /s の流入があり、__m ³ /s の放流を行っていますが__日__時__分頃から〇〇m ³ /s (洪水量) 以上の放流を行なう予定で、その後放流量は次第に増加する見込みです。
洪水終了	〇〇ダムの放流量は__日__時__分に__m ³ /s (無害流量) に減水しました。これから後もしばらく放流を続けます。
ダム放流終了	〇〇ダムは__日__時__分に洪水吐ゲートを全閉しダムからの放流は終わりました。これで通知の方も終わります。

図 3-3-5 中国電力のダムの伝達経路



6 河川・潮位等の情報

(1) 提供機関

国、県等

(2) 受信及び伝達

提供機関からの FAX 及び広島県防災情報システム等から河川水位、潮位、雨量等の情報を収集する。

(3) 本市での情報の活用

収集した情報を避難勧告の発令等の参考とする。

(4) 住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、河川上流域の降雨や潮位等の状況に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

7 土砂災害警戒・避難基準雨量

(1) 情報の収集等

広島県防災情報システム及び広島市消防通信指令管制システムから雨量情報を収集し、土砂災害警戒・避難基準雨量表を作成する。

(2) 本市での活用

「8 土砂災害警戒情報」及び「9 土砂災害緊急情報」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。

(3) 住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、降雨状況等に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

8 土砂災害警戒情報

気象業務法第15条に基づく大雨警報を解説する気象情報

(1) 発表機関

広島地方気象台と広島県土木局砂防課が共同発表

(2) 発表及び解除の基準

ア 発表基準

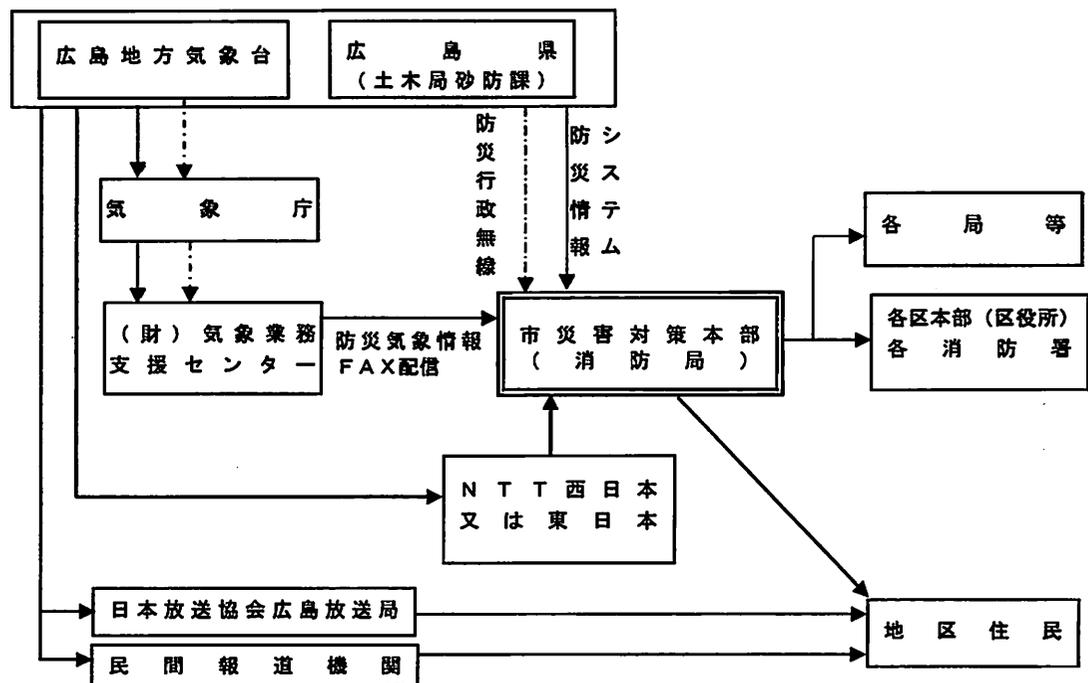
大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した(群発的な土砂災害発生の危険度が高まった)とき、市町単位ごとに発表する。

イ 解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町単位ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木局砂防課が協議のうえ解除する。

(3) 受信及び伝達

土砂災害警戒情報の受信及び伝達は次のとおり。



(4) 本市での情報の活用

「7 土砂災害警戒・避難基準雨量」及び「9 土砂災害緊急情報」の情報と併せ、避難勧告等の発令の参考とする。

(5) 住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、注意喚起等を行う。

9 土砂災害緊急情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において国又は県が行った緊急調査に基づいて通知する被害の想定される区域・時期に関する情報

(1) 通知機関

中国地方整備局又は県土木局砂防課

(2) 本市での情報の活用

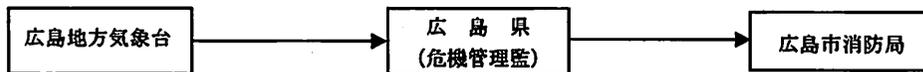
「7 土砂災害警戒・避難基準雨量」及び「8 土砂災害警戒情報」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。

(3) 住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

10 火災気象通報

広島地方気象台から火災気象通報が発表された場合の伝達経路は次のとおりである。なお、火災警報の伝達経路及びこの発令に伴う消防信号等は、広島市消防計画に定めるところによる。



11 異常現象発見者からの通報・伝達

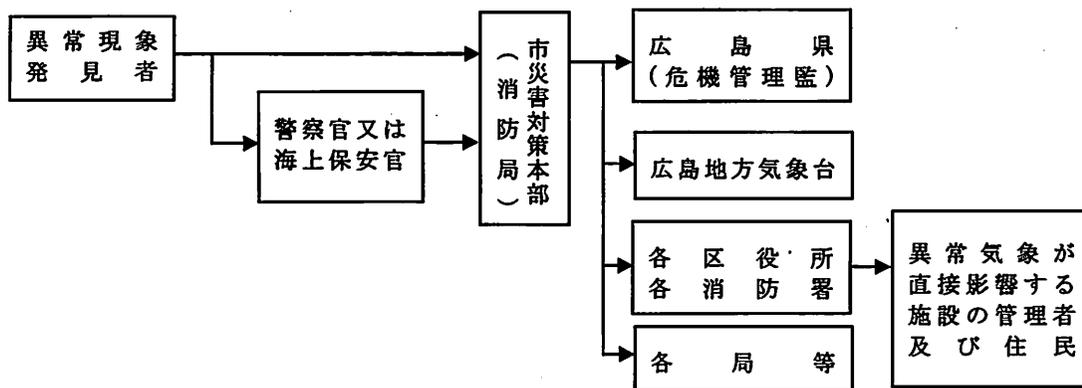
災害対策基本法第54条の規定に基づき、市民等から、放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、津波の前兆である海面の急激な低下、海鳴り等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した旨の通報があった場合の情報の伝達は、次による。

(1) 本市での情報の活用

迅速に状況の確認を行い、必要な体制や対応を検討する。

(2) 住民への伝達等

必要に応じ、関係住民等への周知、関係機関への連絡等を行う。



第3 災害情報の収集・伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡《消防局防災課》

市災害対策本部は、災害活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、防災関係機関等との連絡を密にし、災害情報の迅速・的確な収集・伝達を図る。

また、緊急迅速な災害応急対策を行うためには、市災害対策本部を通さずに直接防災関

係機関相互の情報交換を行う必要もある。

この場合における各種情報の体系は、図 3-3-6～図 3-3-9 のとおりである。(ただし、この体系は、情報を把握している機関と情報を必要としている機関を示したものであり、情報を把握している機関が情報を送らなければならないことを示すものではない。)

なお、連絡窓口等については、他の計画に定めるもののほか、資料編（防災関係機関連絡窓口）による。

(1) 防災関係機関から収集する情報

電気、ガス、水道、通信等ライフラインの停止、公共交通機関の運行状況等市民生活へ影響があると考えられる情報等

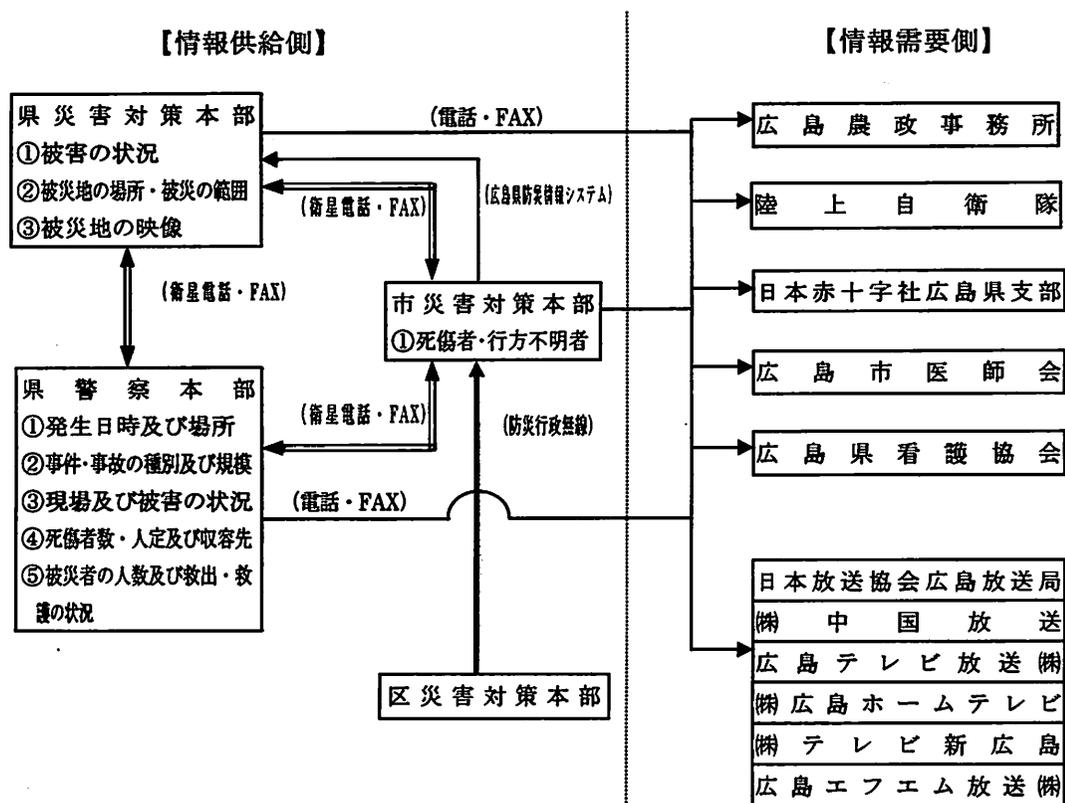
(2) 本市での情報の活用

災害応急活動等に活用する。

(3) 住民への伝達等

市民生活等に必要な情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム等により住民等へ周知する。

図 3-3-6 人的被害情報体系



- 凡例
- 県総合行政通信網（衛星回線）
 - - - 市防災行政無線
 - その他の通信手段

図 3-3-7 道路・橋梁情報体系

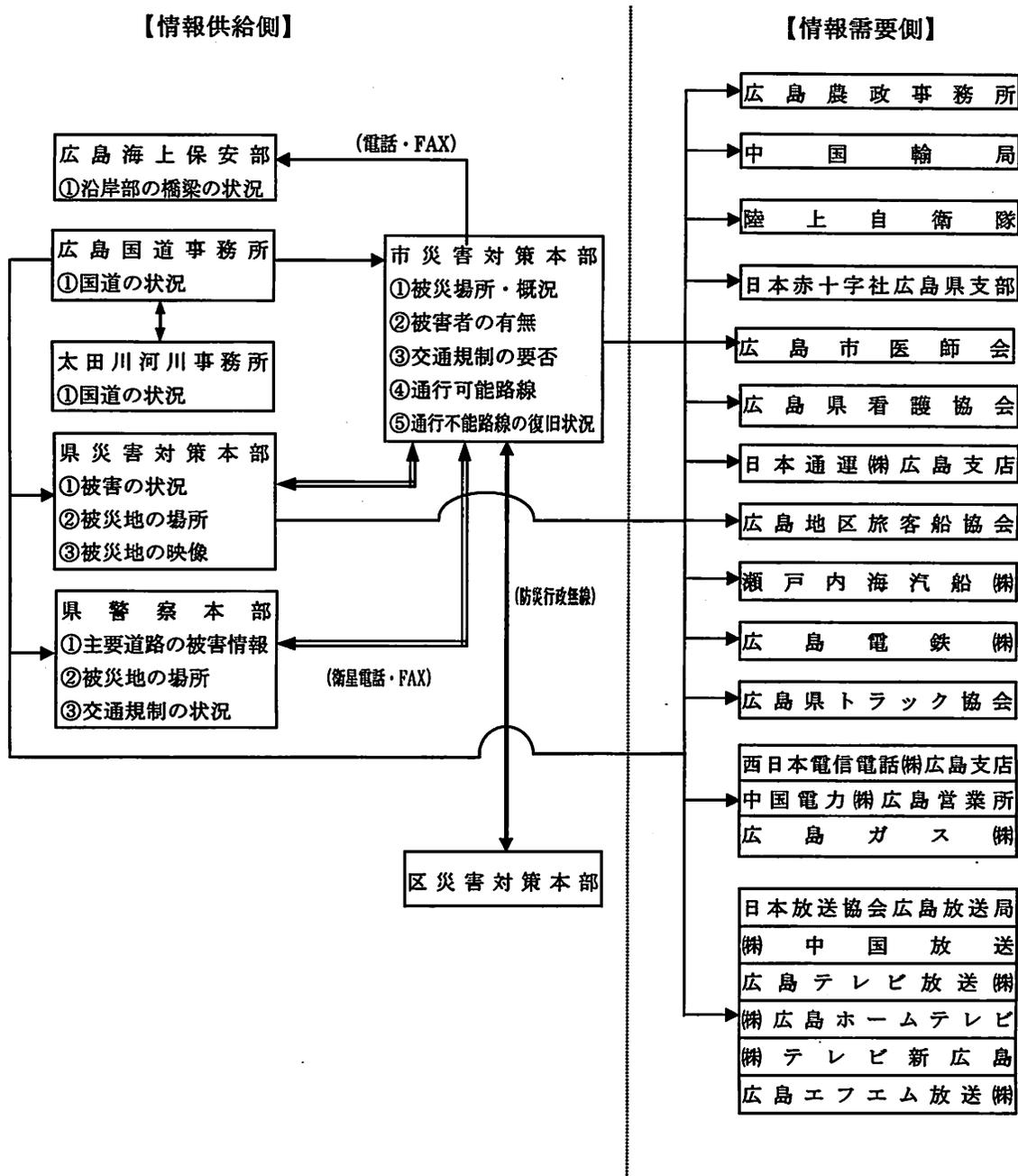
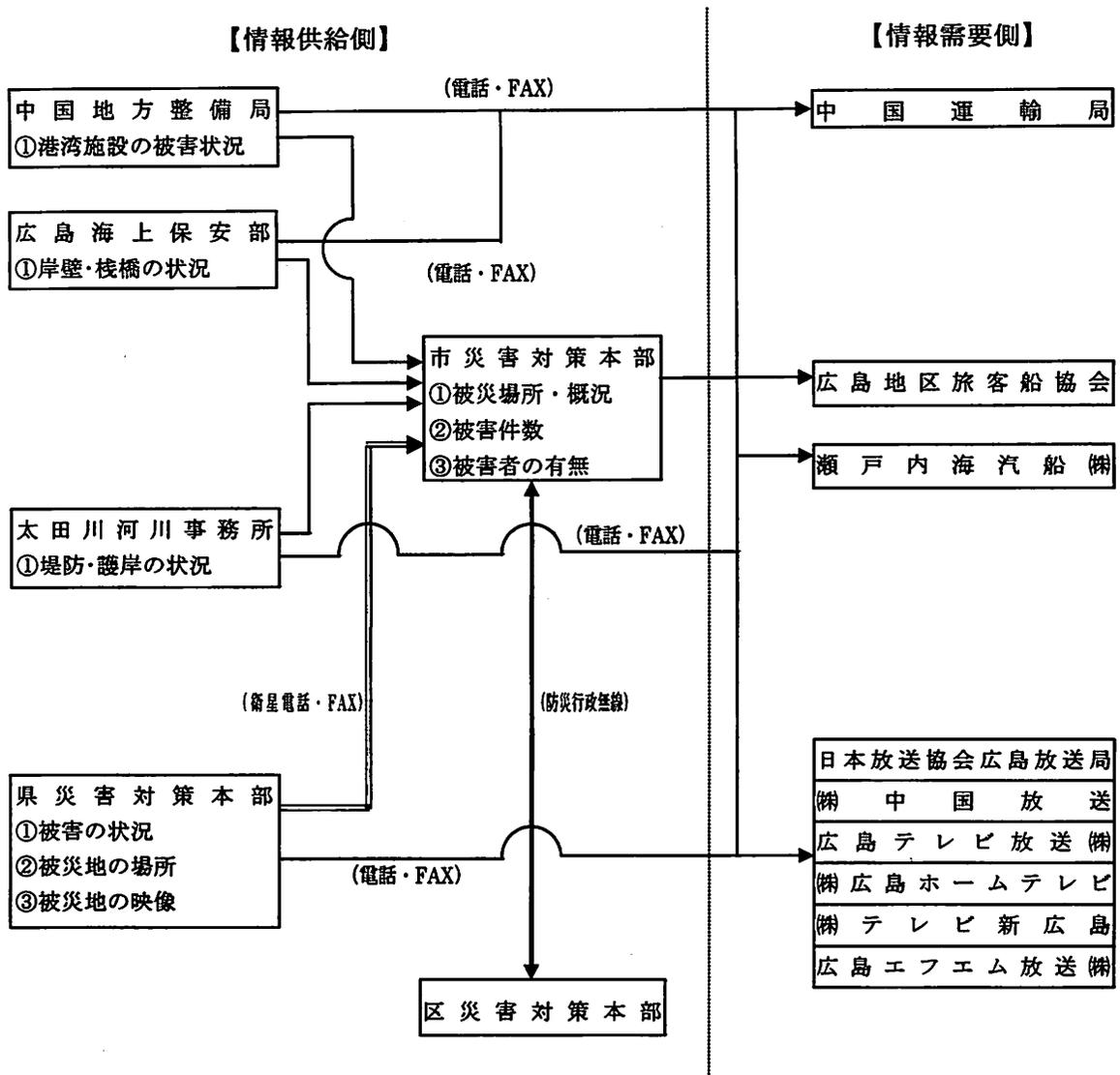


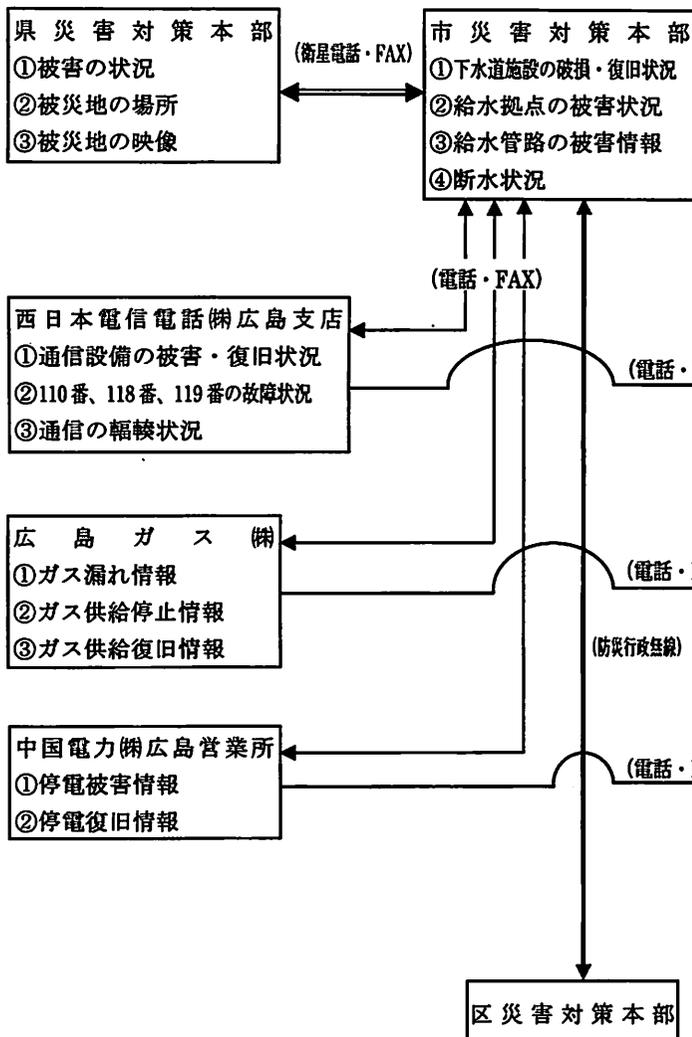
図 3-3-8 堤防・護岸・棧橋等施設情報体系



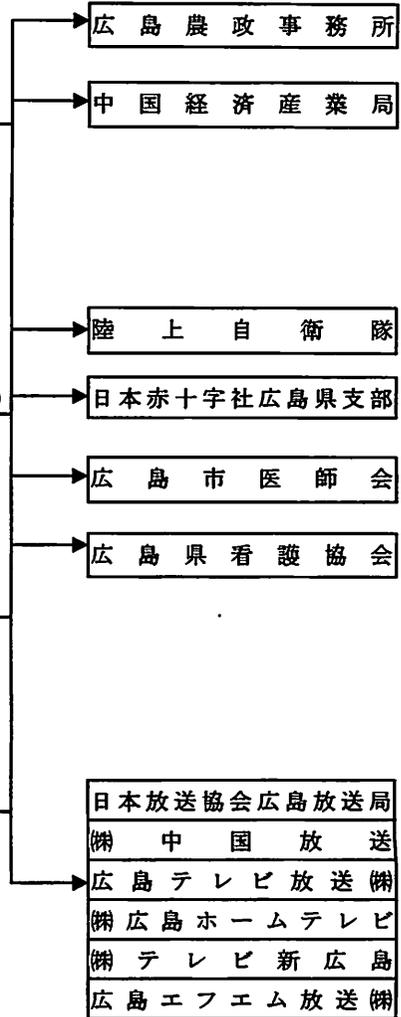
- 凡例
- 県総合行政通信網（衛星回線）
 - 市防災行政無線
 - その他の通信手段

図 3-3-9 ライフライン情報体系

【情報供給側】



【情報需要側】



凡例

- 県総合行政通信網（衛星回線）
- 市防災行政無線
- その他の通信手段

2 被害状況の報告

災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を消防局（災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。）へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。

(1) 被害報告要領

ア 被害発生報告（被害速報）

(ア) 人的被害

区長又は消防署長は、人的被害の発生を覚知したときは、知り得た情報を直ちに消防局へ報告し、その後新たな情報を入手する都度報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

(イ) その他の被害

区長は、区域内の被害状況を表 3-3-7 に基づき確認できる範囲内で消防局へ報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

イ 被害集計報告

(ア) 中間報告

区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、様式 3-3-1（被害総括表）に基づき区域内の被害状況を集計し、逐次消防局へ報告する。

(イ) 確定報告

被害状況の確定後は、各局等の長は、速やかに前記(ア)の要領により、消防局へ報告する。なお、災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事項については健康福祉局を通じて消防局へ報告する。

(2) 被害情報の区分及び種別

種々の情報を緊急の災害対応に必要とする情報又は市災害対策本部で集約し整理する必要のある情報など、その緊急度・重要度を勘案し、3段階に区分し、区分ごとの適正な伝達経路を確立することにより、迅速かつ的確な情報伝達を確保する。

ア 情報の区分

区 分	内 容	伝 達 先
A 情報	緊急に応急対策を要する情報 (人命に係る情報、防災拠点の被害状況、緊急輸送道路・通信施設等の被害状況)	災害対策本部及び本庁等所管課
B 情報	災害対策本部の運営に係る情報 (被害速報、災害対策本部の運営に必要な情報)	災害対策本部 (災害対策本部事務局を經由して所管課へ伝達する情報)
C 情報	その他の情報 (災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報)	

イ 情報の種別

(ア) 緊急に収集・伝達する情報

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
人命に係る情報	A・大規模又は集中的な被害発生 A・要救出者情報 A・負傷者情報 A・要避難勧告情報 A・地震（各区震度）・津波情報 A・気象情報（二次災害の防止）	B・消防隊等出動状況 B・応援要請（他都市・自衛隊等） B・救助出動、救助者状況 B・救急出動、負傷者状況 B・避難勧告対象者情報 B・避難勧告の状況

防災拠点の被害状況	A・防災拠点の被害状況 A・市有施設（優先度1）の被害状況	B・防災拠点の応急復旧状況 B・生活避難場所の応急復旧状況
区分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
緊急輸送道路・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路の被害状況 A・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路のう迴路の設定 B・緊急輸送道路の応急復旧状況 B・緊急輸送の手配 B・道路交通の規制 B・通信施設等の応急復旧状況

(イ) 順次収集・伝達する情報

区分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
被害速報	B・被災者数（り災世帯数・人員） B・生活避難場所への避難者数 B・死者数、行方不明者数、死者氏名 B・負傷者数（負傷程度別） B・ライフラインの被害状況 B・市内一般建物の倒壊等の被害状況（程度） B・一般道路の被害状況	B・区災害対策本部の設置 B・区災害対策本部動員状況 C・捜索体制、捜索状況、身元確認 C・遺体安置場所の設置 B・救護所等の設置 B・ライフラインの応急復旧状況 C・工事関係者への要請 C・一般道路の応急復旧状況 C・一般道路のう迴路の設定
災害対策本部の運営に必要な情報	B・本部要員の過不足 B・職員の安否	B・応援派遣（本部・区本部要員等） C・職員の動員状況
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	C・市有施設（優先度2及び3）の被害状況 C・医薬品、医療資機材の要請 C・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） C・市民からの要望、苦情、相談 C・猛獣の逃走 C・下水道施設の被害状況 C・伝染病発生 C・食中毒発生 C・世界遺産の被害状況 C・ボランティアへのニーズ C・社会福祉施設の被害状況 C・仮設便所の設置要請 C・し尿の収集要請 C・ごみの収集要請 C・消毒必要箇所 C・災害対策本部要員用食糧等の必要数等	C・市有施設の復旧状況 C・医薬品、医療資機材の調達状況 C・食糧、物資等の調達・配給状況 C・広報状況 C・捕獲対策状況 C・下水道施設の応急復旧状況 C・患者隔離、消毒の状況 C・健康診断、予防接種の状況 C・食中毒患者の状況 C・食中毒予防広報の実施状況 C・地区災害協力団体の状況 C・社会福祉施設の応急復旧状況 C・仮設便所の設置 C・し尿の収集体制、収集状況 C・ごみの収集体制、収集状況 C・消毒の状況 C・公用負担命令の措置状況 C・り災証明書の発行状況 C・埋火葬許可の状況 C・本部要員用食糧等の確保状況 C・学校の休校・再開情報 C・義援金配分情報 C・仮設住宅情報 C・営業店舗・銭湯の情報 C・交通機関情報（運休・運行情報） C・ボランティアの活動情報等

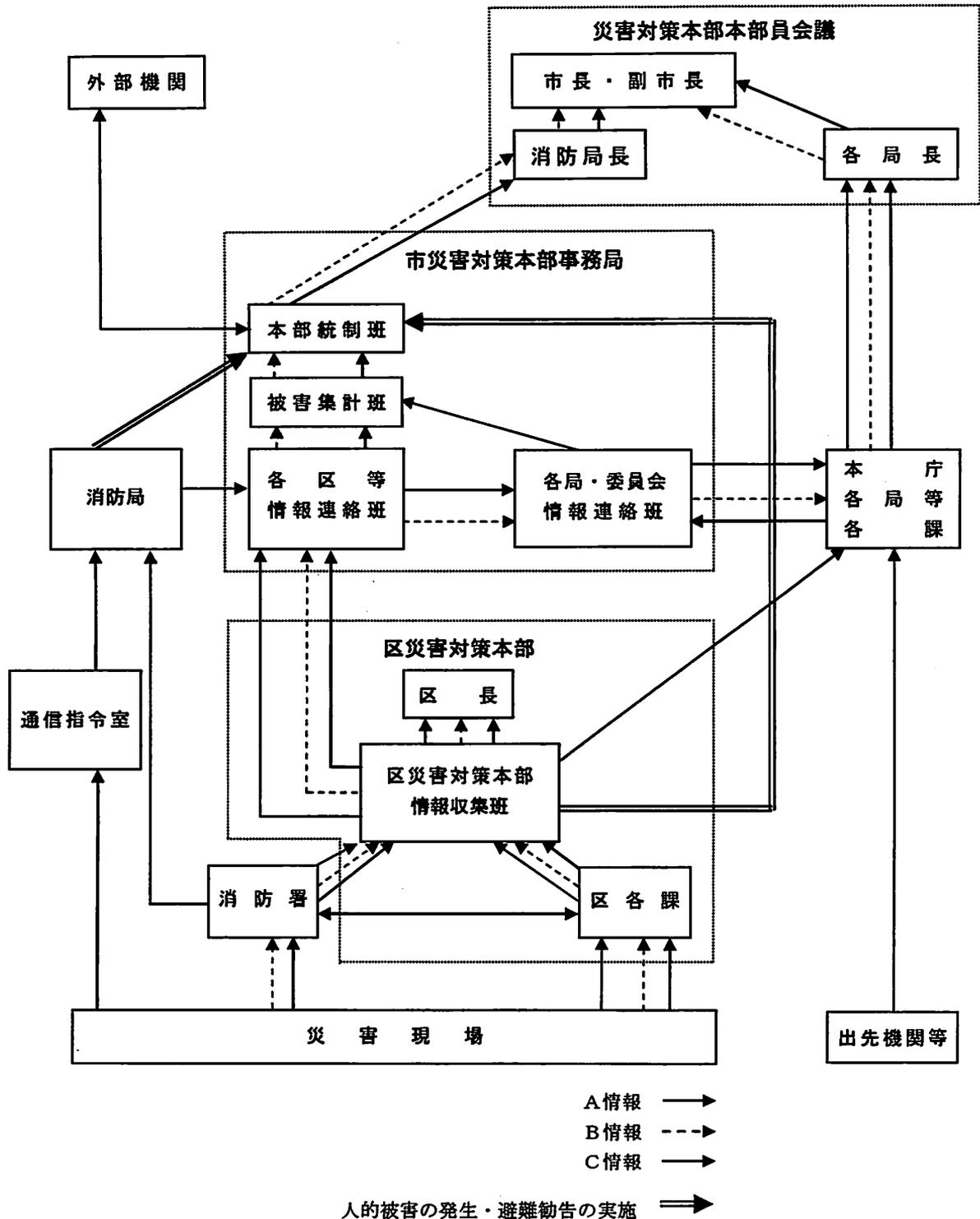
※ 被害状況確定後の被害集計は、各局等庶務担当課で取りまとめて報告する。

ウ 災害情報の伝達経路

各災害情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入力したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難の勧告・指示を行うときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。

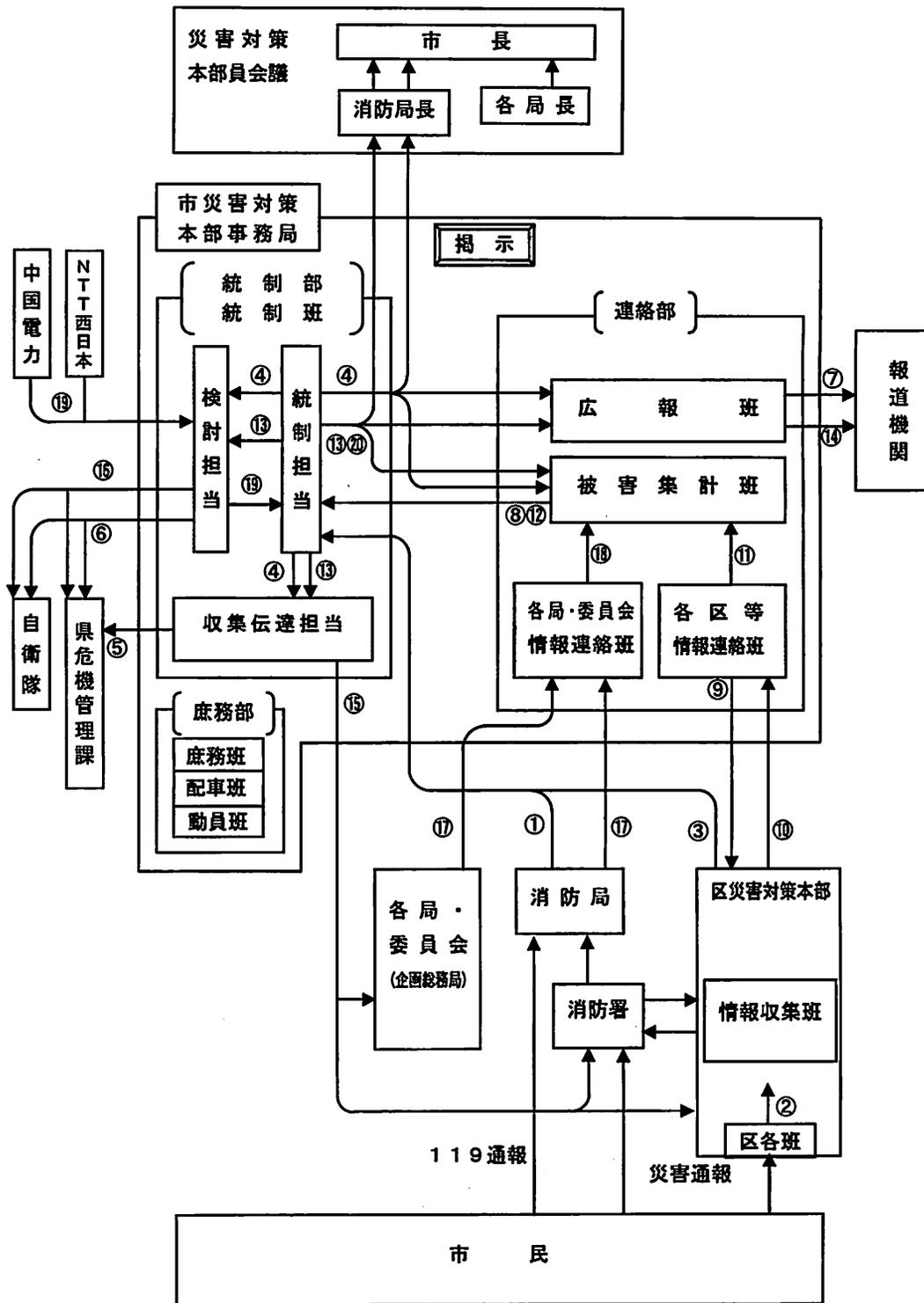


(3) 県への報告

災害対策基本法第53条第1項、同法施行令第21条及び同法施行規則第2条の規定並びに県地域防災計画に基づく県への被害状況報告については、消防局が分掌する。

なお、県との通信の途絶等により県に報告できない場合には、総務省消防庁に対して報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

[被害情報の伝達要領]



1 人的被害情報の伝達経路

- ① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・ 市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各局・委員会情報連絡班へ報告）
 - ・ [付属様式1]、[付属様式1-2]を確認できる範囲で作成及び提出（統制担当 92-560～563（消防局6階講堂）、81-6903～6906（市役所2階講堂））
- ② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。
- ③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・ 市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各区等情報連絡班へ報告）
 - ・ [様式1-2]、[様式3]を確認できる範囲で作成及び提出（統制担当 92-560～563（消防局6階講堂）、81-6903～6906（市役所2階講堂））
- ④ 人的被害の通報報告を受けた統制班統制担当は、(1)統制班収集伝達担当、(2)統制班検討担当、(3)広報班、(4)被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑤ 統制班収集伝達担当は、県防災情報システムに人的被害情報を入力する。
- ⑥ 統制班検討担当は、[様式1]及び[様式3]の情報により、人的被害情報を県防災行政無線FAXにより、県危機管理課へ報告[様式2]するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。
- ⑦ 広報班は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道用Fネットにより報道機関へ情報提供を行う。
- ⑧ 被害集計班は、毎正時に被害集計表[様式4]を作成し、統制班統制担当へ報告する。
- ⑨ 各区等情報連絡班は、上記④により周知された人的被害情報を関係する区に、直ちに電話報告する。

2 その他の被害情報の伝達経路

- ⑩ 区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ、区域内の被害情報を確認できる範囲内で、その都度、[様式3]を作成し、市災害対策本部・各区等情報連絡班へ報告する。
- ⑪ 各区等情報連絡班は、受信した被害情報を[様式4]及び[様式5～5-6]にとりまとめ、被害集計班へ報告する。
- ⑫ 被害集計班は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、毎正時に被害集計表[様式4]及び[様式5～5-6]を作成し、統制班統制担当へ報告する。
- ⑬ 統制班統制担当は、必要に応じ、(1)統制班収集伝達担当、(2)統制班検討担当、(3)広報班、(4)被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑭ 広報班は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、報道用Fネットにより報道機関へ情報提供を行う。
- ⑮ 統制班収集伝達担当は、各局・区・署等へ一斉FAXにより情報提供を行う。（被害集計表[様式4]）
- ⑯ 統制班検討担当は、県危機管理課へ、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して報告するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。
- ⑰ 各局・委員会は、各局等に属する情報及び被害状況を各局・委員会情報連絡班へ報告する。
- ⑱ 各局・委員会情報連絡班は、各局等から受信した被害状況等を、被害集計班へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑲ 統制班検討担当は、中国電力、NTTから被害状況を受信した場合は、統制班統制担当へ伝達するとともに、事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑳ 統制班統制担当は、必要に応じ、上記⑱及び⑲の情報を関係部署へ伝達する。

人的被害の概要

番号	覚知時分	復旧(救出)完了時分	災害発生場所	事案の概要	活動状況	措置・被害の状況	活動機関・人員	活動資機材
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	

人の被害情報速報 (個表)

受信日時	月 日 時 分	受信者	
発信者所属(住所) 氏名・電話			
発生日時	月 日 時 分		
発生場所			
被災者	姓 名	男・女	
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 (満 才)	
	世帯主との続柄		
	住 所		
程 度 及 び 状 況	死 亡、重 傷、入 院 (病院・医院)		
	行方不明、軽 傷、通 院 全治 月		
世 帯 主	姓 名	男・女	
	年 齢		

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【人の被害】

番号	日 時	発生場所	原 因	被害状況	備 考
	受信日時			死亡 行方不明 重傷 軽傷	人 人 人 人
	発生日時				
	受信日時			死亡 行方不明 重傷 軽傷	人 人 人 人
	発生日時				
	受信日時			死亡 行方不明 重傷 軽傷	人 人 人 人
	発生日時				
	受信日時			死亡 行方不明 重傷 軽傷	人 人 人 人
	発生日時				
	受信日時			死亡 行方不明 重傷 軽傷	人 人 人 人
	発生日時				
第十		箇所		死亡 行方不明 重傷 軽傷	人 人 人 人

※ 死亡、行方不明者、重傷者については、状況が判明次第、別紙個表を作成し報告すること。

平成 年 月 日 区 号 水防計画附図番号 縦 横

被 害 速 報

1 情報入手

通報者	(1) 通行人・付近者 (2) 本人 (3) 親族・友人・関係者	(4) 警察官 (5) その他	住所 氏名 電話番号	受信 時 分	受信者	最重要項目 <input type="checkbox"/> 人的被害有り (名) <input type="checkbox"/> 住家被害有り (棟) <input type="checkbox"/> 避難要有り (世帯)
(時 分)	区 町 丁目	方 (目標)	付近の () が () により () したため () 措置 発生したので直ちに調査してください。			

2 調査結果 (被害状況)

発生時分		発生場所		目 標		調査時分 (出勤)		調査者 (区・署・出張所)				
時 分							時 分	氏名	生年月日			
頃								住所	職業			
人	男	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	被害者氏名その他必要事項						
	女											
家屋	住家	区 分	棟	世帯	人員	公共建築物等 小・中・高校 その他学校 官公庁等 神社・仏閣 文化財 福祉施設 病院施設 宿泊施設	区 分	管理	棟	延面		
		全壊 (流出・埋没・焼失)					全壊 (流出・毀滅・焼失)					
		半壊 (埋没・焼失)					半壊 (埋没・焼失)					
	一部破損 (埋没・焼失)				一部破損 (毀滅・焼失)							
	床上浸水				床上浸水							
	床下浸水				床下浸水							
非住家	全壊 (流出・埋没・焼失)											
	半壊 (埋没・焼失)											
	一部破損 (埋没・焼失)											
		床上浸水										
		床下浸水										
公共土木施設	道路	管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ	通行の可否	管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ
		国	流出					河川	国	決壊		
	県	損壊					堤防	県	欠け崩れ			
	市	冠水					護岸	市	越水溢水			
その他	土砂流入					人のみ	その他	その他				
その他	砂防施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・海岸施設 (被害状況)											
農地農林水産施設	被害区分	田	畑	田畑以外	区 分	被害区分	箇所数	延長	巾・奥行	高さ		
	流失				農道、林道	路面決壊 橋梁流失						
	埋没				溜池、水路、頭首工							
	冠水				農林水産施設							
山がけ崩れ	区 分		被害区分		延長	巾・奥行	高さ					
	自然・人工	山・がけ	宅地・その他	崩壊・流失・腹出し・キレツ								
その他	鉄軌道	路線名	流失	冠水	船舶	流失	沈没	大破	小破			
	木材流失・山林焼失・通信施設・工業用水 水道施設・環境関係施設・商工業関係施設 都市施設 (街路・公園等)・自然公園施設 その他 ()					状況						

3 判断.

応急措置の要否	1 要なし 2 要あるも措置方法なし 3 工作隊で処理する	措置方法 (工法等)		人 員		資 機 材 等 の 使 用			
		時間経過	出動	消防職員	名	車 両	品 名	数 量	倉 庫
				市・区職員	名				
				消防団員	名				
開始	時 分	警察官	名						
終了	時 分		名						
	時 分	計	名						

避難要否	避難対象	世帯数	避難	開始 時 分	世帯数	自主 報告・指示	公用負担
		人員		完了 時 分	男 女 計		
	男 女 計		非案内・救援措置・その他				

被 害 状 況

平成 年 月 日
現在

報 告 者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【住家の被害】

〔全壊〕

発生場所	原因等	棟数	世帯数	人数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

(注) 1 把握した都度、県に速報する。

2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔半壊〕

発生場所	原因等	棟数	世帯数	人数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

(注) 1 把握した都度、県に速報する。

2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔一部破損〕

発生場所	原因等	棟数	世帯数	人数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

(注) 1 把握した都度、県に速報する。

2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔床上浸水〕

発生場所	棟数	世帯数	人数	発生日時	人的被害
合計	地区	棟	世帯	人	

(注) 把握した都度、県に速報する。

〔床下浸水〕

発生場所	棟数	世帯数	人数	発生日時	人的被害
合計	地区	棟	世帯	人	

(注) 把握した都度、県に速報する。

被害状況（避難指示・勧告・自主避難）

平成 年 月 日 時 分現在

_____ 区

報告者	市町村名	
	所属・職	
	氏名	
	電話番号	
	報告時刻	

No	地域名	発令等日時 月 日 時 分	避難世帯	避難人員	避難所		理由	解除日時	備考
					場所	開設日時 月 日 時 分			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※ 備考欄は、避難者の健康状態等を記入

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【河川の状況】(月 日 : 現在)

場 所	河 川 名	被害の状況	発生日時	概算被害額 (千円)

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【環境関係施設の状況】(月 日 : 現在)

場 所	河 川 名	被害の状況	発生日時	概算被害額 (千円)

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【商工業関係の被害】(単位：箇所・棟)

部 門	全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	概算被害額 (千円)
商業関係						
工業関係						
合 計						

【その内訳】

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【宿泊施設の被害】

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	人的被害
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 1 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

被 害 状 況

平成 年 月 日
: 現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏 名	
	電話番号	
	報告時刻	

【福祉施設の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額(千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【病院施設の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額(千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

【市町村水道(簡易水道)の被害】(月 日 : 現在)

	場 所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額(千円)
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 把握した都度、県に速報する。(概算被害額は、「調査中」でもよい。)

様式3-3-1 被害総括表

月		日		時		分現在		() 市町村		
被害区分		被害内容		被害区分		被害内容		被害額 (千円)		
① 人	ア	死者	人		④ 公共建物	キ	幼稚園	公	棟	
	イ	行方不明者	"				私	"		
	ウ	重傷者	"			ク	専修学校	公	"	
	エ	軽傷者	"				各種学校	私	"	
② 住家	ア	全壊 (全壊・焼失)	棟	世帯	人	コ	病院		"	
	イ	半壊 (半焼)	"	"	"	サ	官公庁その他		"	
	ウ	一部破損	"	"	"	⑤ 神社・仏閣・文化財			"	
	エ	床上浸水	"	"	"	ア	道路被害		か所	
	オ	床下浸水	"	"	"	イ	橋梁被害		橋	
③ 非住家	ア	全壊 (全壊・焼失)	公共建物		棟	ウ	河川被害		か所	
			その他		"		エ	砂防設備被害		"
イ	半壊 (半焼)	公共建物		"	カ	急傾斜地崩壊防止施設被害		"		
		その他		"		キ	治山施設被害		"	
被害区分		被害内容		被害額 (千円)		⑥ 公共土木施設	ク	港湾施設被害		"
ア	小学校	公	か所		ケ		漁港施設被害		"	
		私	"		コ		海岸施設被害		"	
イ	中学校	公	"		サ		その他		"	
		私	"		ア		流失・埋没		ha	
ウ	高等学校	公	"				田	冠水		"
		私	"		イ		流失・埋没		"	
エ	大学	公	"				畑	冠水		"
		私	"		ウ		農道決壊		か所	
オ	高等専門学校		"		エ		溜池・水路決壊		"	
カ	盲学校 ろう学校 養護学校		"		オ	頭首工被害		"		
被害区分		被害内容		被害額 (千円)		⑦ 農林水産施設				

被害区分		被害内容	被害額 (千円)	被害区分	被害内容	被害額 (千円)			
⑦ 農林水産施設	カ 林道	路面決壊	か所	⑧	ナ ブロック塀等被害	か所			
		橋梁流失	橋		ニ その他				
	キ	水産施設被害	か所	リ 災世帯数		世帯			
	ク	その他		リ 災者数		人			
ア	農産被害			被害総額		千円			
イ	林産被害		⑨ 火災発生	ア 建物		件			
ウ	水産被害			イ 危険物		"			
エ	商工被害			ウ その他		"			
⑧ その他	オ 山くずれ	山腹崩壊	ha	災害対策本部設置	月 日 時 分				
		溪流	"						
	カ	地すべり	か所		避難の指示・勧告状況	地区名	避難場所	世帯数	人数
	キ	崖くずれ	"						
	ク	木材流失	m ³			合計			
	ケ	山林焼失	ha						
	コ	鉄軌道被害	か所		消防職員等出動状況	消防職員		人	
	サ 船舶	沈没	隻			消防団員		"	
		流失	"			警察官		"	
		破損	"			その他		"	
	シ	清掃施設被害	か所			計		"	
	ス	都市施設被害	"		その他				
	セ	自然	"						
	ソ	工業用水被害	"						
	タ	水道施設被害	"						
	チ	水道 (断水)	戸						
	ツ	電話 (不通)	回線						
テ	電気 (停電)	戸							
ト	ガス (停止)	"							

表 3-3-7 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
(注)① 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 ② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。		
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	砂防設備被害	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。	

公共土木施設	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能になったものとする。
	田畑の冠水溜池・水路被害	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理にぞくすることとなるものを含む。）
	自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
その他	各項に該当しない被害とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

第4節 災害広報・広聴の実施

《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害時において、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民や報道関係者等に対し、気象情報、災害に関する情報や対策等を、迅速かつ的確に周知徹底するとともに、災害に関する要望、苦情、相談等に応じる。

第1 広報活動

災害時における広報活動については、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、それぞれの所管する広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施するとともに、聴覚障害者、視覚障害者など災害時要援護者への十分な配慮を行う。

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1 気象情報	企画総務局 道路交通局 消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に依頼して行う方法 ・緊急情報連絡システムを利用して行う方法 ・市ホームページ(インターネット)を利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法 ・新聞広告を利用して行う方法 ・文字多重放送を利用して行う方法
2 災害情報		
3 被害状況		
4 本市の防災態勢		
5 停電状況		
6 交通機関運行状況		
7 避難状況		
8 災害復旧状況		
9 交通規制状況		
10 断水・給水状況	水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・その他メディアを利用して行う方法 ・警察の機関へ依頼して行う方法
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・サイレン・警鐘を利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法
12 特別清掃活動	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法
13 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法
14 被害者救済制度	健康福祉局等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
15 その他防災関係情報	関係部局・各区	
摘 要		<ul style="list-style-type: none"> ① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。 ② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。 ③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。 ④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。

第2 広聴活動

- 1 市民からの災害に関する要望、苦情、相談等については、企画総務局市民相談センターのほか対応部局又は各区は、関係部局又は防災関係機関と相互に連絡をとり、必要に応じて調整を行い、適切な処理に努める。
- 2 市長は災害の状況により必要と認めたときは、市民相談窓口を区役所等に設置し、適切な対応を図る。なお、この場合の連絡調整は、企画総務局市民相談センターが行う。

第3 広報・広聴状況の報告

広報を実施した場合又は市民からの要望・苦情・相談等について、関係部局等の長は、その状況を企画総務局長へ報告する。

(資料編) 3-4-1 要望・苦情・相談等の所管課一覧表

第5節 避難対策

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、さし迫った危険から住民の生命又は身体を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難の勧告・指示、避難誘導、避難場所の開設等避難対策を講じる。

第1 避難の勧告・指示《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

1 避難の勧告・指示の発令者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。こうした避難の勧告・指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。なお、市長が避難の勧告・指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施することができる。

実施者	勧告・指示の区分	災害の種類	根拠法令
市長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事及び知事の命を受けた職員	指示	洪水・津波・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	指示	洪水・津波・高潮	水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

2 避難の勧告・指示の実施

(1) 実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

(2) 避難の勧告・指示の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき	(ア) 発令者 (イ) 避難すべき理由 (ロ) 避難の時期 (ハ) 避難場所 (ニ) 避難の経路	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ア) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (イ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ロ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき	(ホ) 危険区域及び危険の度合	(エ) FAX（聴覚障害者用） (オ) 市ホームページ（インターネット）の利用 (カ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (キ) 緊急速報メール (ク) 河川の放流警報設備 (ケ) 緊急情報連絡システムの利用 (コ) 航空機の利用

(注) 災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第4節による。

- (3) 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示を発令し、事後速やかに市長に報告する。
- (4) 市長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示の実施について協力を要請する。
- (5) 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示を実施する場合は、必要に応じて県警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- (6) 避難の勧告・指示を伝達する場合は、要避難地域の住民に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第4信号とする。
また、自主防災組織の代表者等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など災害時要援護者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
なお、聴覚障害者（申請によりFAX登録した者）に対しては、上記の方法に加え、FAXを併用する。
- (7) 市長は、避難の勧告・指示の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- (8) 避難の勧告・指示を実施した場合の立退き先は、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から選定する。
- (9) 区長、消防局長又は消防署長は、要避難者を避難させた場合は、当該区域について避難の必要がなくなるまでの間、警戒区域を設定し、立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

3 報告及び公表

市長は、避難の勧告・指示を行ったときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。
また、避難の必要がなくなったときも、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

第2 避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課、各消防署》

- 1 避難誘導は、消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等と連携を密にし、要避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。
- 2 避難場所、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、要避難者の速やかな避難誘導を行う。
また、帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な避難場所へ誘導を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先することとし、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなどの支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- 4 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- 5 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第3 避難路の確保《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じ、防災関係機関に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

第4 避難場所の開設等《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

1 避難場所の開設

区長は、要避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあつては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

2 避難場所の管理運営

(1) 区長は、原則として、開設した避難場所に職員を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。

(2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。

(3) 区長は、避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに災害時要援護者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。

(4) 区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、避難場所の安全と秩序の維持に努める。

3 避難状況等の報告

(1) 区長は、避難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長（消防局）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局へ報告する。

(2) 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長（消防局）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局へ報告する。

第5 警戒避難体制に基づく避難対応《下水道局河川課、消防局防災課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

区 分	警戒避難に関する内容	個別計画	実施担当 (根拠法令等)
浸水想定区域	1 洪水予報の伝達方法 2 避難場所 3 その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川課 消防局防災課 関係区 〔水防法第15条〕
土砂災害警戒区	1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 2 予報又は警報の発令及び伝達 3 避難 4 救助その他土砂災害を防止するために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川課 消防局防災課 各区 〔土砂災害防止法第7条〕
上記以外の災害常習地区	必要に応じて、上記内容に準じ、地区別に警戒避難体制を確立		消防局 (消防庁通達)

第6節 衣食等生活必需品の供給

災害発生によって、多数の市民が家屋の倒壊・焼失等により食料・自炊手段・被服寝具その他生活必需品を失った場合、り災者に対し速やかにこれらの応急配給を行う。

第1 物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課、経済観光局経済企画・雇用推進課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場》

1 備蓄物資の優先活用

市民が日頃から備蓄している食料・生活必需品等の消費を最優先するとともに、市立小学校及び広島市総合防災センター等に震災対策用として備蓄している食料・生活必需品等の活用を図る。

2 物資の調達

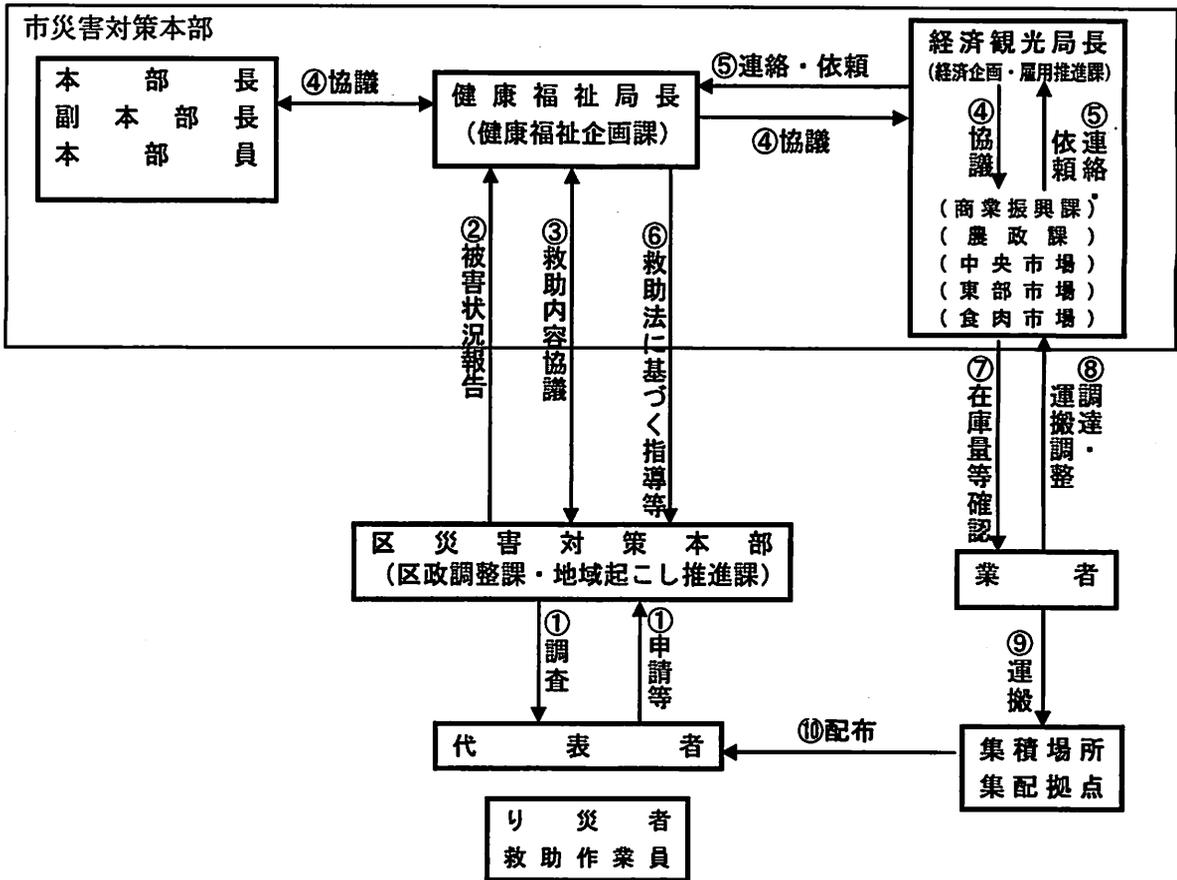
災害時における食品等必要物資の調達は、原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済観光局経済企画・雇用推進課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した供給協力協定に基づき行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行う。

3 物資の供給フロー

物資の供給は、次のフロー図による。

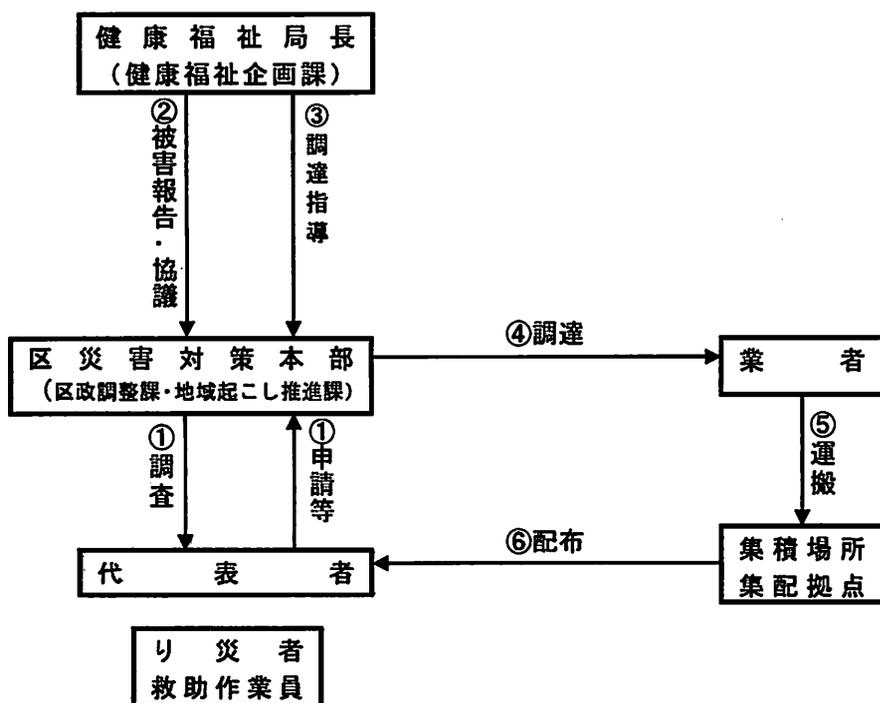
なお、救援物資の受入・配分については、「第4章第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画」の定めるところによる。

(1) 市災害対策本部長が行う場合



- 注) ① り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
 ⑦⑧ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。
 ⑨ 集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすか、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



(注)③ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。

④ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。

4 中国経済産業局への要請

生活必需品等の調達について、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、中国経済産業局に必要な措置を講じることを要請する。

5 農林水産省への要請

米穀、その他の主要食品の調達については、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、農林水産省に必要な措置を講じることを要請する。

(資料編) 参考 25 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

参考 26 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

参考 27 災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

参考 33 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（イオンリテール㈱西日本カンパニー）

参考 34 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の強直に関する協定書（マックスバリュ西日本㈱）

参考 35 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の強直に関する協定書（生協ひろしま）

参考 40 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定（株式会社イズミ）

第2 食品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 応急配給

市災害対策本部長が災害の状況を踏まえ、必要と認めた場合に応急配給を行う。

- (1) り災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災により米穀の配給機関が通常の配給を行うことができない場合
- (3) 災害時における救助作業、災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して配給を行う必要がある場合

2 配給対象

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- (3) 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者
- (4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

3 配給基準

- (1) 1人1日当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。
- (2) 方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

第3 生活必需品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 衣料・生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水した者
- (2) 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 被服・寝具その他の生活必需品目と内容(例)

品目	内 容 (例)
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌 着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食 器	コップ、皿、箸等
日 用 品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

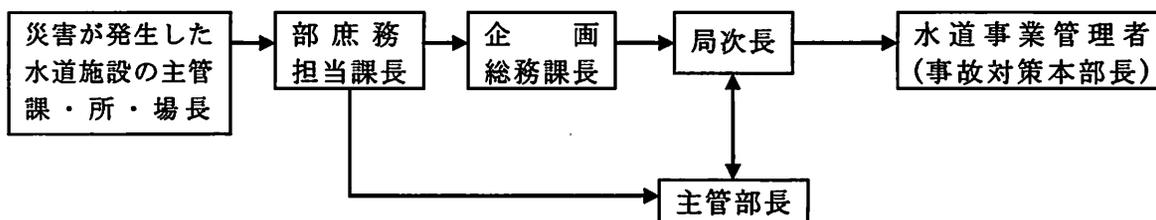
3 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

第7節 給水及び上水道施設応急対策

災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急資器材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

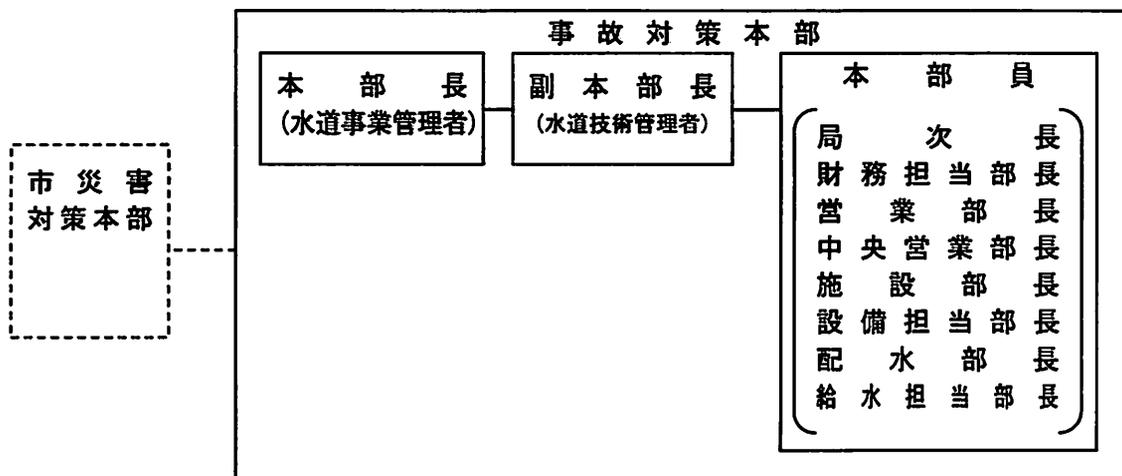
第1 災害発生時の連絡系統《水道局企画総務課》



第2 組織及び体制《水道局企画総務課》

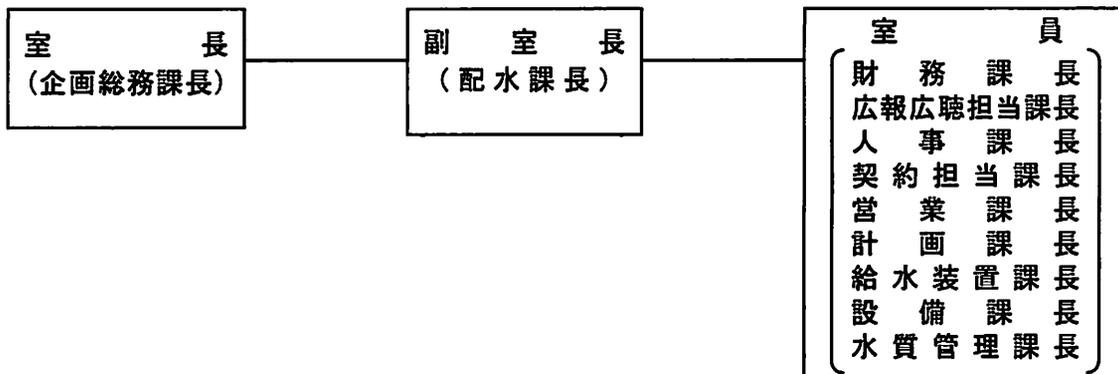
1 事故対策本部の設置

非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する事故対策本部を設置する。



2 指令室の設置

本部が設置された場合において必要があるときは、次の者で構成する指令室を設置する。



3 連絡員の設置

本部が設置された場合の局内における連絡体制を確実にするため、次のとおり連絡員及び総括連絡員を置き、企画総務課庶務係長が総括する。

- ① 連絡員 あらかじめ定められた者（各課の正副連絡員）
- ② 総括連絡員 企画総務課庶務係長
営業部営業課庶務係長

施設部計画課庶務係長
 施設部設備課浄水係長
 配水部配水課庶務係長

4 連絡員及び総括連絡員の職務

(1) 連絡員の職務

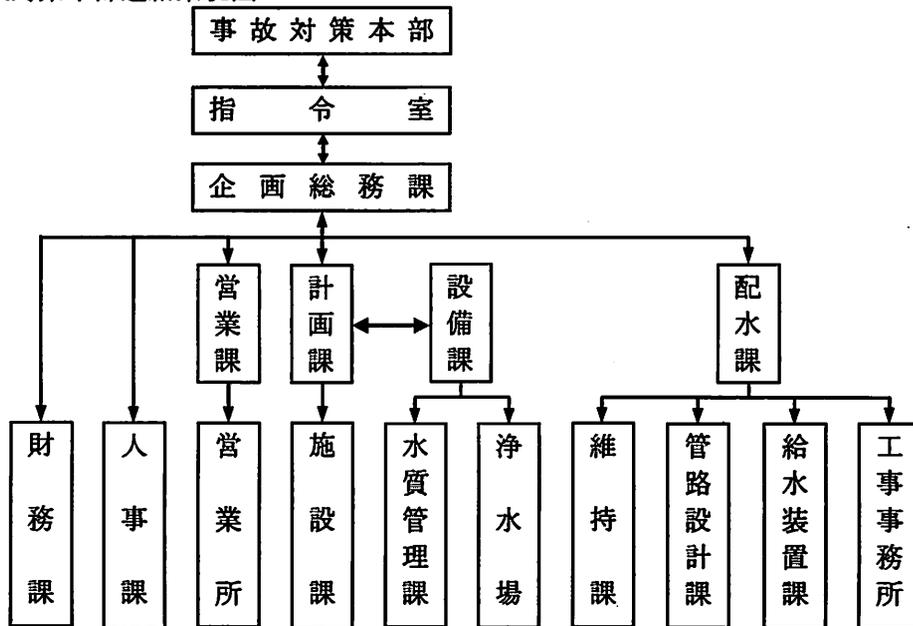
- ア 指令室（指令室が設置されていない場合は本部。以下同じ。）からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。
- イ 事故現場の状況、作業の進行状況、人員配置状況等を記録簿に記載し、総括連絡員に報告すること。

(2) 総括連絡員の職務

- ア 指令室からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。
- イ 指令室からの指令を、速やかに部内各課の連絡員へ通報すること。
- ウ 部内各課の情報を収集整理して、指令室へ報告すること。

(3) 連絡系統

事故対策本部連絡系統図



5 各課の所掌事務

各課の所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

第3 給水対策

発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。

1 給水方法《水道局配水課》

給水タンク等の応急給水用資器材により近くの浄水場、配水池、調整池から取水し、市災害対策本部及び事故対策本部の指定する場所において給水する。

2 応急給水用資器材の調達《水道局財務課》

応急給水用資器材を、必要に応じて業者から調達する。

3 応急給水用資器材の輸送《水道局企画総務課・配水課》

応急給水用資器材の輸送は、局保有の車両等により行うこととし、なお不足するときは、

市災害対策本部及び民間会社に対して協力要請を行う。

4 給水能力《水道局配水課》

給水用資器材名	容量 (ℓ)	数量 (個)	基本給水量 (ℓ)	給水能力 (ℓ/日)	給水対象人口 (人/日)
給水タンク車	2,000	2	4,000	28,000	9,333
	3,800	1	3,800	26,600	8,866
給水タンク (積載用)	1,000	12	12,000	84,000	28,000
	1,500	3	4,500	31,500	10,500
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
仮設水槽	1,000	43	43,000	172,000	57,333
	300	12	3,600	14,400	4,800
非常用飲料水パック装置	25ℓ/分	2	—	72,000	24,000
ポリ容器	20	350	7,000	49,000	16,333
	10	1,740	17,400	121,800	40,600
ポリ袋	10	14,461	144,610	144,610	48,203
計			243,910	771,910	257,301

- (注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ/日として算定。
 ② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、7回として算定。
 ③ ポリ袋は再使用しないため、1回として算定。
 ④ 仮設水槽への補給は、1日4回として算定。

(資料編) 3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表

3-7-2 広域避難場所と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図
 参考12 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

第4 施設の応急対策《水道局配水課・設備課》

1 施設の応急復旧順位

施設の応急復旧順位は、次のとおりとする。

- ① 取水・導水・浄水施設
- ② 送配水施設
- ③ 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

ア 配水管の通水機能に支障を及ぼすもの(漏水多量なものの復旧、被災給水装置の閉栓)

イ 道路上の漏水で特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの

ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

2 配水管路の応急復旧順位

配水管路の応急復旧順位は、次のとおりとする。

- ① 配水本管(300ミリメートル以上)
- ② 指定避難場所、学校、病院等の公共施設への配水管
- ③ その他の配水管

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して貯水量の確保及び給水の早期開始を図るとともに、路上又は浅い土被りによる仮設配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。

3 応急復旧用資器材等の調達

(1) 応急復旧用資器材

配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資器材を調達する。

ア 250ミリメートル以下の铸铁管及び給水装置材料

(7) 鑄鉄管は、水道局保有のものを使用する。

(4) 給水装置材料については、広島市指定給水装置工事事業者の手持分による。

イ 300 ミリメートル以上の鑄鉄管

水道局保有のものを使用するが、必要量をまかなえない場合は、他都市及び生産業者から調達する。

(2) 応急復旧用機械・器具

応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。

(資料編) 参考 11 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

参考 13 災害時における応急措置の協力に関する協定

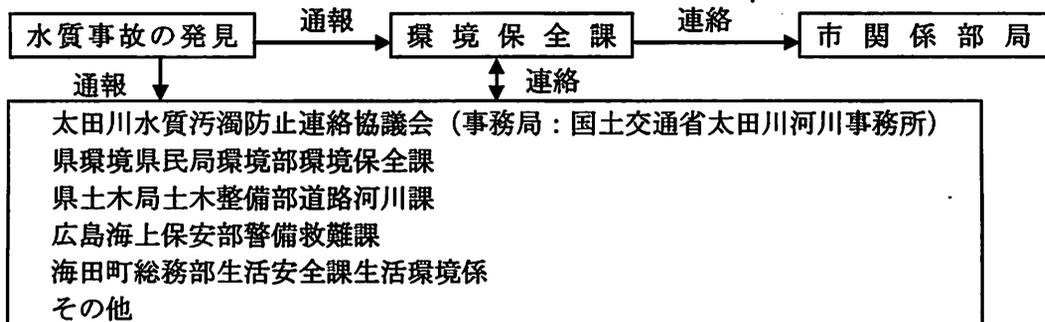
参考 30 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

参考 31 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

第5 水質事故対策《環境局環境保全課》

公共用水域において水道水源の汚染等、市民生活に重大な影響を及ぼす水質事故が発生した場合、速やかに事故処理体制を確立し、汚染物質の流出、拡散防止を図る。

1 水質事故発生時の連絡系統



2 初動活動

連絡を受けた関係課は直ちに事故状況の把握、検体の採取、汚染源の調査を行い、必要な対策を実施する。

3 事故処理体制

体制区分		体制の基準
第一次体制	事故処理班 班長 環境保全課長	汚染の影響は軽微であるが発生源を特定するため継続して調査が必要な場合
第二次体制	事故対策班 班長 環境局次長	汚染の影響が相当程度に及ぶおそれがあると環境局長が判断した場合
第三次体制	事故対策本部 本部長 環境局担任副市長	水道水源が汚染され取水停止による断水が回避できないと水道局長が判断し、環境局長と協議のうえ環境局担任副市長の指示を受けた場合
市本部体制	市災害対策本部 本部長 広島市長	被害が継続・拡大するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講じる必要があると市長が認めた場合

4 対応措置

水質事故が発生した場合の取組事項は、次のとおりとする。

(1) 発生源の特定

現況調査及び水質検査を迅速に行い、発生源を特定する。

(2) 発生源対策

発生源が特定できた場合には、汚染物質の流出・拡散防止に必要な措置を講じ、汚染の拡大を防止する。

(3) 市民への広報

事故の発生場所、規模等を勘案して市民に被害が及ぶと判断される場合は、広報車等により周知を図る。

(4) 水質の監視

公共用水域の安全が確認されるまで、水質検査を実施する。

(5) 汚染の拡散防止及び除去

水質事故により公共用水域に流出した油類等の拡散防止及び除去の実施を図る。

第8節 停電応急対策

長時間にわたる停電は、単に電気だけでなく、水、交通、通信などのライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、市民生活に不安と混乱を招くことに鑑み、停電時における都市機能の確保と市民生活の安定を図る。

1 停電状況等の情報収集及び伝達《消防局防災課》

中国電力㈱は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、本市及び関係機関に定期的に報告・通報するとともに、報道機関への情報提供、市民への広報活動を積極的に実施するものとする。

本市は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図る。また、市民に対し、適時適切な情報提供を行い、市民生活の不安と混乱の解消を図るものとする。

2 公共施設の機能確保《市有建築物管理担当課》

市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービスの確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。

3 応急給水活動《水道局配水課》

飲料水・生活用水等の供給については、本章第7節「給水及び上水道施設応急対策」に定めるところにより対応するとともに、関係機関等と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、拠点・運搬・仮設給水方式による応急給水を実施する。

4 交通輸送機能の確保《道路交通局道路管理課》

信号機停止に伴う交通輸送の混乱の解消については、県公安委員会、警察署と密接な連携を保ちながら、早急な対応を図る。また、公共輸送機関の協力を得て輸送機能の確保を図る。

5 通信機能の確保《消防局防災課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話㈱に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が使用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

(1) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要 請 先	応 答 先
082-505-4800	NTT西日本広島支店災害対策室

(2) 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区 分	申込み先ダイヤル番号	応 答 先
臨時電話等	116	116センタ

※ 一般の電話申込みもこの番号である。

(3) 臨時携帯電話（有償）の申込み先（NTTドコモ）

臨時携帯電話の申込み先	電 話 番 号
ドコモ モバイル	082-501-2127

6 医療機関の機能確保《健康福祉局保健医療課》

医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。また、民間医療機関については、県、医師会、病院協会の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

7 災害時要援護者対策《健康福祉局健康福祉企画課、高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課》

災害時要援護者については、次により二次的な被害の防止を図る。

- (1) 戸別訪問、電話等による安否確認
- (2) 非常通報装置等の機能確認
- (3) 近隣居住者、自主防災組織への支援協力要請
- (4) 救護のための職員等の派遣
- (5) 社会福祉施設等の状況の把握

8 衛生対策《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課、各区生活衛生担当》

停電・断水等に伴う食品衛生上の注意を市民に呼びかけるとともに、食品取扱い施設、流通食品等の衛生監視・指導並びに環境衛生の監視・指導を徹底する。

9 清掃対策《環境局環境政策課・施設課・業務第一課》

災害により副次的に生じたごみの収集、運搬、処分については、本章第15節「清掃対策」に定めるところにより、迅速な対応を図る。

10 文教対策《教育委員会健康教育課》

信号機の停止に伴う児童生徒の通学時の安全確保を図るため、主要交差点での交通安全指導等必要な対応を行う。

11 消防・救急救助体制の強化《消防局警防課・救急課・予防課》

出動体制の強化、通信連絡機能の確保、貯留水利の確保により災害対応に万全を期する。

また、警戒巡視の実施により出火防止を図るとともに、医療機関と密接な連携を保ちながら、救急救助事案への迅速な対応を図る。

12 食料品・生活関連用品の確保

《市民局消費生活センター、経済観光局経済企画・雇用推進課・中央卸売市場》

- (1) 食料品及び照明器具、乾電池、燃料等の確保並びに安定供給について関連業者への協力要請、指導を行うとともに、便乗値上げ等への監視体制を強化し、その防止を図る。
- (2) 食料品の確保が困難な市民に対しては、食料品の供与等の便宜を図る。

13 支援協力の実施《各関係課》

(1) 防災関係機関等への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設など、その機能の維持・確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市の保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

(2) 市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため早急に実施する必要があるものについては、本市の保有する資機材等の活用、必要資機材の斡旋などの支援協力を積極的に実施する。

14 広報・広聴活動《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

広報・広聴活動については、本章第4節「災害広報・広聴の実施」に定めるところにより、適時適切に実施する。

第9節 消防活動対策《消防局総務課・職員課・消防団室・施設課・防災課》

消防の施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災、地震等の災害に係る被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、別に定める広島市消防計画による。

- 1 消防の組織に関する事項
- 2 消防力等の整備に関する事項
- 3 事前調査に関する事項
- 4 消防職員の訓練・教育に関する事項
- 5 火災予防に関する事項
- 6 警報の発令及び伝達に関する事項
- 7 消防隊の出動態勢に関する事項
- 8 避難に関する事項
- 9 救助救急に関する事項
- 10 応援協力に関する事項
- 11 その他消防活動に必要な事務に関する事項

(資料編) 広島市消防計画

第10節 水防活動対策《消防局防災課・警防課》

洪水又は高潮、豪雨及び津波により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ・土石流等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、水防法の規定により別に定める広島市水防計画（以下「水防計画」という。）による。

- 1 気象情報、水防情報等の収集及び連絡に関する事項
- 2 警戒・広報活動、被害状況等の調査・応急工作の実施、水防資機材の整備・運用等水防応急活動に関する事項
- 3 避難の勧告・指示及び避難場所等避難対策に関する事項
- 4 水防訓練及び教育に関する事項
- 5 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第11節 救難対策

災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。

第1 被災者の救出《各消防署》

災害の程度	実施内容	実施担当機関
通常の場合	住民の生命、身体及び財産に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察の協力のもとに行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上

第2 水難救助の措置《各消防署》

本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。

第12節 医療・救護対策

災害時において、医療体制の混乱、傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災住民に対して、応急的に医療又は助産活動を実施する。

第1 医療救護班の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班の編成機関及び編成班数

編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
広島市民病院	3	病院事業局経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
舟入病院	2	〃	
安佐市民病院	2	〃	
総合リハビリテーションセンター	1	〃	
中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	
東区 〃	1	〃	
南区 〃	1	〃	
西区 〃	1	〃	
安佐南区 〃	1	〃	
安佐北区 〃	1	〃	
安芸区 〃	1	〃	
佐伯区 〃	1	〃	
精神保健福祉センター	1	相談課	
(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。 ② 健康福祉局保健医療課は、各医療救護班の取りまとめを行う。			

2 医療救護班の編成基準

1班当たり医師1名、看護師又は助産師2名、事務職員1名、必要に応じて薬剤師1名を原則とする。

3 医療救護班の活動範囲

区 分	医 療	助 産
活動範囲 (任務)	ア 診察・トリアージの実施（傷病者の治療及び搬送優先順位の選別） イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術、救急隊員への指導 エ 病院又は診療所への収容（傷病者搬送中における車内管理の指導） オ 看護の実施	ア 分べんの介助 イ 分べん前後の処置 ウ 衛生材料の支給 エ 病院、診療所又は助産所への収容（搬送中における車内管理の指導） オ 看護の実施

4 医療救護班の装備する医薬品・衛生材料等

- (1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。
- (2) 医療救護班が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。
- (3) 医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係業者等から速やかに調達する。

5 医療救護資機材の調達・輸送

区 分	調 達	輸 送
医療救護班の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班の編成機関 〔 広島市民病院、舟入病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター 〕	次のいずれかによる。 ①医療救護班の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船舶・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6 救護活動

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるときは、医療救護班に出動を命じる。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

7 救護所の設置

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と協議し、避難場所その他必要と認められる場所に救護所を設置する。
- (2) 区災害対策本部長は、救護所が設置された場合は、住民に対し救護所開設の広報を行う。

8 救護の方法

- (1) 第1次救護
第1次救護は、医療救護班による。さらに手当の必要なものは、第2次救護機関へ移送する。
- (2) 第2次救護
第2次救護は、公的医療機関や民間医療機関の協力を得て行う。

(3) 患者の移送

第2次救護機関への患者の移送は、消防局救急隊等により行う。

重症患者等で航空機を使用した方が有効と判断される場合は消防局航空隊等により行う。また、車両による移送が困難であり、海上移送が有効と判断される場合は、消防局の船艇・海上保安部の巡視船艇等により行う。

なお、救護所から医療機関へ搬送する場合で、本市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(4) 緊急に対応を要する個別疾患患者の救護

人工透析等に必要な医療情報を提供し、受療の確保を図る。

第2 医療機関等への応援要請

《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、次により応援要請する。

要 請 機 関	要 請 内 容	摘 要	連 絡 担 当 課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康福祉総務課）を通じて要請。 ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康福祉総務課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 健康福祉企画課
広島市医師会 西区観音本町1-1-1 232-7321	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「市内医師会との協定書」という。資料編参考19）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 中区富士見町11-9 244-2662	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
安佐歯科医師会 安佐北区可部2-7-21 815-3211			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会 佐伯区城山1-15-8 921-2652	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
広島市薬剤師会 中区富士見町11-42 244-4899			
安佐薬剤師会 安佐南区古市2-18-12 (加藤古市薬局内) 879-3360			
安芸地区薬剤師会 安芸郡府中町南崎南2-1-101 282-4440	原則として、市立病院では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園2-22 924-5957			
災害医療派遣チーム (DMAT)	医療・救護全般	県を通じて要請。	

広島県看護協会 中区広瀬北町 9-2 293-3362	看護師・助産師等の派遣		健康福祉局 保健医療課
郵便事業株式会社中国支社 中区東白島町 19-8 224-5085	医療・救護全般 (原則として、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合)	「災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互応援協力に関する協定(資料編参考 14)」に基づき本市より要請	消防局 防災課
郵便局株式会社中国支社 中区東白島町 19-8 224-5022		「災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互応援協力に関する協定(資料編参考 15)」に基づき本市より要請	
国及び地方公共団体			
陸上自衛隊第13旅団 安芸郡海田町寿町 2-1 822-3101		県(危機管理課)を通じて要請。ただし、県に要請できない場合は、本市より自衛隊に状況を通知し、事後速やかに県知事に要請した旨を連絡	
海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町三丁目 8-1 0823-22-5511			

(資料編) 3-12-1 救急告示病院等一覧表

参考 14 災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 15 災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 19 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

第3 災害拠点病院《病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

- 1 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充に努めるものとする。
- 2 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。
- 3 発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、速やかに自院の被災状況等を報告するものとする。
- 4 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点・協力病院に応援を要請するものとする。
- 5 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入に対応するものとする。
- 6 自院がDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策

災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索・収容、遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。

第1 遺体の捜索・収容《各区市民課・保険年金課・生活課、各消防署》

1 捜索の対象

捜索の対象は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者」という。)とする。

2 収容の対象

収容の対象は、災害により死亡した者のうち、次の一に該当する遺体とする。

(1) 身元不明の遺体

(2) 遺体引受人(遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。)のない死体

- (3) 住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理・火葬）の要請があった遺体
- (4) その他区災害対策本部長が特に必要と認める遺体

3 行方不明者・死者の届出の受理等

行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区災害対策本部において受理し、住所、氏名、年齢、性別、着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式3-13-1）により記録する。

4 行方不明者の捜索活動

行方不明者の捜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、自主防災組織等の協力を得て、可能な限り早期の収容に努める。

5 遺体発見時の措置

人命救助、救急活動及び行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、区災害対策本部及び所轄警察署に連絡するとともに、身元確認を行う。

6 死体調書の作成

区災害対策本部は、死体調書（様式3-13-2）に、遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。

第2 遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》

- 1 災害により死者が多数発生し、遺体の収容・安置が必要なときは、区災害対策本部長は、公共施設等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。
- 2 区災害対策本部は、遺体安置所の維持・管理等に必要な資材等の購入を行う。
- 3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。
 - (1) 遺体を収容するに当たり、死体調書及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。
 - (2) 見分（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署と連絡を取り、見分（検視）を受け、検案を行う。
 - (3) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として上半身の写真を撮る。
 - (4) 見分（検視）・検案の済んだ遺体は、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置後に納棺し、安置する。
 - (5) 遺族等から遺体引受けの申し出があった場合は、見分（検視）・検案が済んだ後に引き渡す。
 - (6) 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。
 - (7) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで一時保存する。

（資料編） 参考 28 災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

第3 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

1 検案班の編成

- (1) 災害により死者が多数発生した場合は、県警察と協議のうえ、健康福祉局において、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。
- (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。
- (3) 医師が不足する場合は、広島市医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

2 検案の実施

- (1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。
- (2) 上記以外の遺体の検案は、原則として区災害対策本部長からの要請に基づき実施する。

3 検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第4 遺体の搬送《健康福祉局環境衛生課、各区市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

- 1 区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に健康福祉局長に報告する。
- 2 健康福祉局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。
- 3 区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害対策本部長が民間葬祭業者等に委託して行う。
- 4 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 5 健康福祉局長は、民間葬祭業者等の搬送が困難な場合は、県と連携し、周辺市町村等への協力を依頼する。

第5 遺体の火葬《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

- 1 遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。
死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。
- 2 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、区長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬する。
なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。
- 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場を使用する。
永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、健康福祉局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

様式 3-13-1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他				受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位 受付者 氏 名
本 籍					届出人 (氏名)
現住所					(住所)
死体の 現 場					(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					
種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他				受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位 受付者 氏 名
本 籍					届出人 (氏名)
現住所					(住所)
死体の 現 場					(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					

様式 3-13-2 死体調書

		番 号					
捜 索 収 容 者	所 属 ・ 機 関 等 名		代 表 者				
			氏 名				
死 体 の 種 別	1 身元不明の死体		2 死体引受人のない死体		3 その他		
死 体 発 見 日 時	年 月 日		時 分				
死 体 発 見 場 所							
死 体 の 身 元	本 籍						
	現 住 所						
	氏 名	身元不明者の符号		性 別	男・女	年 齢	歳 位
	識 別 事 項 (着衣、所持品、身長、体格等)						
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現 住 所	(電話)					
	氏 名	(死者との続柄)					
	死 体 の 引 受 け	可 .. 不可	(引渡し	年 月 日)			
	遺 骨 の 引 取 り	可 .. 不可	(引渡し	年 月 日)			
見 分 (検 視) 日 時	月 日 時 分		見 分 者 (検 視)				
検 案 日 時	月 日 時 分		(検案医師)				
火 葬 許 可 証 交 付 日	年 月 日		(死体発見現場の概略図)				
火 葬 日	年 月 日						
(所持品の処理)							
(備考)							

* 写真は裏面に貼り付けてください。

第14節 防疫及び保健衛生対策

災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、感染症のまん延の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。

第1 防疫対策

1 防疫対策本部の設置《健康福祉局保健医療課》

(1) 設置時期

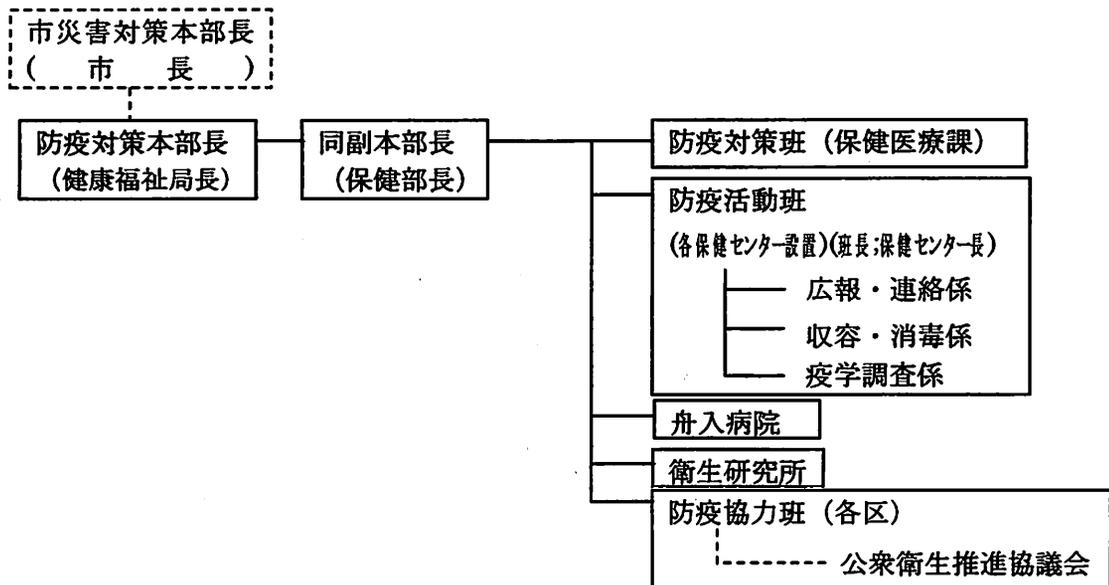
次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に防疫対策本部を設置する。

ア 災害対策本部が設置され、防疫の必要性があると市長が認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されない場合で、防疫の必要性があると健康福祉局長が認めたとき。

(2) 組織編成

防疫対策本部の組織編制は、次のとおりとする。



2 防疫活動

(1) 防疫対策班《健康福祉局保健医療課》

防疫対策班は、舟入病院、衛生研究所、各区役所の連絡調整を行う。また、各保健センター防疫活動班からの要請により資機材・薬品の調達、他の保健センター防疫活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県、自衛隊、厚生労働省への応援要請を行う。

なお、感染症患者の多発により、舟入病院へ入院できない場合は、他の医療機関へ入院措置を行う。

(2) 防疫活動班《健康福祉局各保健センター》

防疫活動班は、次の係を編成し、防疫活動を実施する。

ア 広報・連絡係

(ア) 感染症まん延防止のため、その予防方法等について広報活動を行う。

(イ) 感染症予防に必要な資機材・薬品の確保、防疫活動に必要な人員の派遣要請、区への協力要請を行う。また、消毒薬品の配布については、区を通じ公衆衛生推進協議会等へ配布する。

イ 収容・消毒係

(7) 患者が発生した場合は、直ちに保健センター長の指示に基づき、舟入病院又はその他の適当な施設へ入院勧告（措置）を行う。

(4) 患者家屋、患者発生場所、感染症発生のおそれのある場所（避難場所等）の消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

ウ 疫学調査係

感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路、接触者状況の調査、及び接触者、感染症の患者と思われる者、感染のおそれのある者について検便採取、健康状態のチェック等を実施する。疫学調査の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

(3) 舟入病院

感染症患者の入院・治療を行う。

(4) 衛生研究所

保健センター防疫活動班から運搬された検便等の検査を実施し、直ちに結果を防疫活動班に還元する。

3 資機材・薬品等の備蓄

防疫活動の初期に使用する資機材及び薬品等については、各保健センターに備蓄しておく。

4 関係機関への協力要請等

要 請 機 関	要 請 内 容	連 絡 担 当	備 考
陸 上 自 衛 隊	衛生隊の派遣	消防局防災課	県（危機管理課）を通じて要請
公衆衛生推進協議会	消毒活動	保健センター → 区役所	消毒薬を供与
広 島 県	防疫活動要員の派遣	健康福祉局保健部保健医療課	
県 内 市 町	防疫活動要員の派遣		
他の政令指定都市	防疫活動要員の派遣		
他の都道府県	防疫活動要員の派遣		
国（厚生労働省）	隣接県の防疫員の派遣		

5 予防接種

インフルエンザ等感染症が蔓延するおそれがある場合は、広島県と協議のうえ予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種について、これを実施する。

第2 被災者の心身の健康管理

《健康福祉局保健医療課・各保健センター、こども未来局こども・家庭支援課》

生活状態の悪化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、市民の健康を維持・管理するための保健活動は、次のとおりとする。

1 保健活動の範囲

(1) 在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者・要介護高齢者・障害者・難病患者等の安否確認と訪問指導

(2) 避難場所における障害児やその保護者に対する相談支援

(3) 避難場所の衛生環境の整備及び被災者の健康調査と必要な処置

(4) 市民の医療・保健ニーズの把握とそれに基づいた保健指導

ア 疾病の予防・健康の保持増進のための健康教育や健康相談等

イ エコノミークラス症候群等災害の二次被害防止のための正しい知識の普及等

ウ 被災者のストレスに対する心のケアと心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、専門家による心理的なカウンセリングの実施

2 保健対策班・保健活動班の編成

防疫対策本部の中に、保健対策班（保健部保健医療課）及び保健センター保健活動班（各保健センター）を組織する。

保健対策班は、防疫対策班とともに各区との連絡調整や、他の保健センター保健活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等への保健活動要員の派遣要請を行う。保健センター保健活動班員は、保健師・栄養士等とし、必要に応じ医療救護班とする。

第3 食品衛生・環境衛生の監視《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課》

衛生状態の悪化等により危害の発生するおそれのある飲食、理容業・美容業、公衆浴場業及び旅館業の営業等について、衛生状態による危害発生等を防止するための監視活動等は、次のとおりとする。

1 食品衛生監視の活動範囲

避難場所・臨時営業施設等に対する監視指導

- (1) 食品の取扱いに関する指導及び不良食品の排除
- (2) 消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保
- (3) 食品衛生上の注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発
- (4) 食中毒発生時の調査・指導

2 環境衛生監視の活動範囲

- (1) 避難場所等における飲料水の衛生指導

ア 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保

イ 飲料水に関する注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発

ウ 貯水槽の浸水汚染の調査・指導

- (2) 避難場所・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導

ア 使用器材の消毒等の指導

イ 従事者等の手指消毒の指導

- (3) 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

- (4) 公衆浴場への指導・支援

ア 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導

イ 建築専門家との合同調査に基づいた応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

- (5) 宿泊施設の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

3 緊急時の営業許可・開設届出の取扱い

区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合に限る。
	給 食 施 設		不要	緊急時に設置される仮設設備に限る。
環 境 衛 生	理 容 業 ・ 美 容 業	不要		施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	ク リ ー ニ ン グ 業	要		施設の所在場所を変更して開設する場合は該当する。
	公 衆 浴 場 業		免除	緊急時に設置される仮設設備に限る。
	旅 館 業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。

※ 被災により施設の所在場所を変更することなく部分使用する場合や仮設使用する場合は、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。

なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

4 監視班の編成

原則として、保健所食品保健課・食品指導課及び環境衛生課ごとに編成することとし、班員は食品衛生監視員及び環境衛生監視員とする。

5 その他

検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。

また、必要に応じて、水道局等と連携して実施するための連絡調整等を行う。

第4 特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

1 監視活動の範囲

- (1) 災害発生時における特定動物の飼養状況の監視
- (2) 逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報
- (3) 逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

2 監視班の編成

動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。

3 その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。

なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時には、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第5 愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

第15節 清掃対策

被災地域における生活環境を保全するため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集・運搬・処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。

第1 特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課》

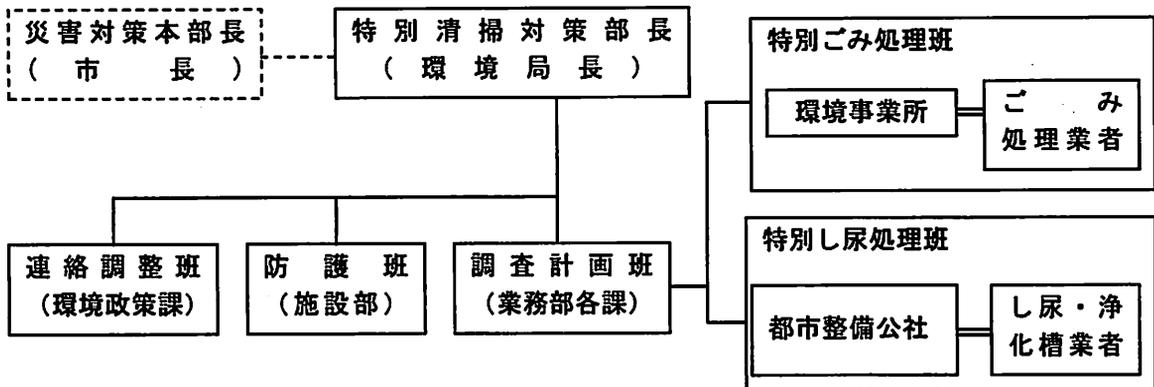
1 設置時期

災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは生活避難場所等に多数の仮設便所を設置する必要性が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

2 組織編成と所掌事務

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第2 特別清掃活動

1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課》

- (1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。
- (2) 特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

2 ごみの処理

(1) ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出されたごみは、所定の集積場所に住民の協力を得て集積する。

なお、本市の環境事業所施設等が損傷し、又はその処理能力を超えるごみが生じたときは、特別清掃対策部長は臨時の集積場所を指定する。

(2) ごみの収集・運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場に集積されたごみの収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。

ア 特別ごみ処理班の編成と区域

編成機関	収集・運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	中区、東区	1 編成数は各地域のごみの排出量に応じて特別清掃対策部長が指示する。 2 収集・運搬の所管区域は災害状況に応じて特別清掃対策部長が調整する。
南環境事業所	南区	
西環境事業所	西区	
安佐南環境事業所	安佐南区	
安佐北環境事業所	安佐北区	
安芸環境事業所	安芸区	
佐伯環境事業所	佐伯区	

イ 収集・運搬車両

ごみの収集・運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。

なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、土木業者等へ応援を依頼する。

(3) ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》

被災地から収集したごみは、本市のごみ焼却施設及び埋立地で処分を行う。

なお、伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

3 し尿の処理《環境局業務第二課》

(1) 生活避難場所等への仮設便所の設置

特別清掃対策部長は、生活避難場所等に仮設便所設置の必要が生じた場合は、市域及び市域周辺の仮設便所レンタル業者に対し、所要の仮設便所の確保及び設置の協力を要請する。

(2) 特別し尿処理班の編成

特別清掃対策部長は、浸水地域におけるし尿の応急収集及び生活避難場所等に設置した仮設便所のし尿収集を行うため、次により「特別し尿処理班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要 請	財団法人 広島市都市 整備公社	浄化槽 掃業者 許可業者	中区 東区(旧安芸町を除く。) 南区 西区(新庄町を除く。)	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき、特別清掃対策部長が要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③ 東区(旧安芸町)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集 運搬業務 委託業者		西区(新庄町) 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区(旧安芸町) 安芸区	

(3) し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿処理班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り(5～6割程度)を実施し、各戸の便所の使用を可能とする。

また、生活避難場所等に仮設便所を設置した場合は、生活避難場所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

(4) し尿の運搬

し尿の運搬は、財団法人広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

(5) し尿の処分

被災地から収集したし尿の処分は、本市の西部水資源再生センター及び安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターで行う。なお、各施設の処理能力を超えて搬入された場合は、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。さらに処理能力を超えて搬入された場合は、近隣市町等に処理を依頼する。

(資料編) 3-15-1 環境事業所施設等一覧表

参考 18 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第16節 下水道施設応急対策

災害が発生した場合において、雨水・汚水の疎通に支障のないよう下水道施設の応急復旧を行い、平常時の機能を維持する。

第1 下水道対策部の設置《下水道局経営企画課》

1 設置時期

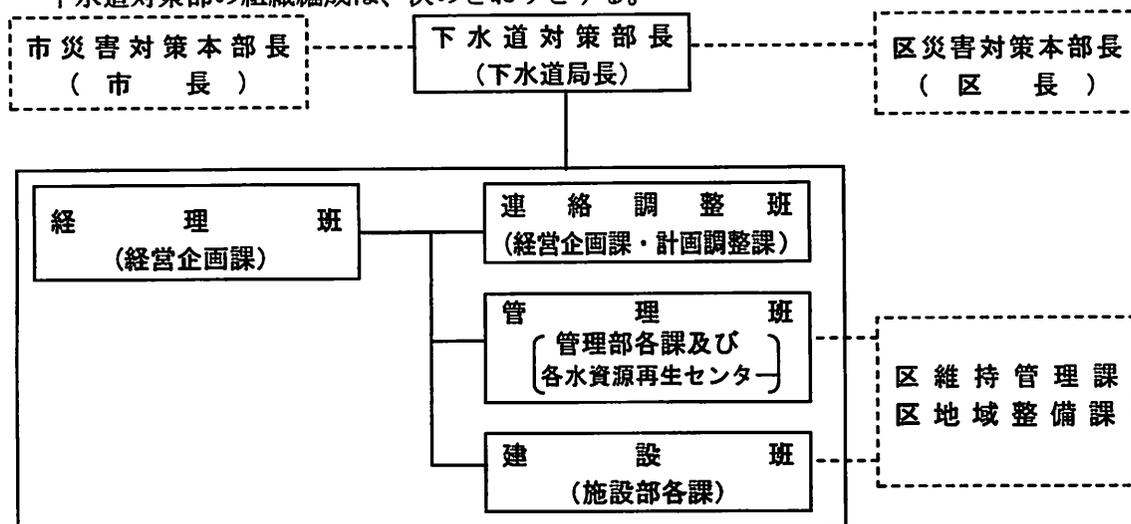
次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。

2 組織編成

下水道対策部の組織編成は、次のとおりとする。



第2 施設の応急対策《下水道局維持課・管路課・施設課・各水資源再生センター》

下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。

- 1 水資源再生センター、ポンプ場等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を使用し、下水処理及び排除に万全を期する。
- 2 使用燃料及び冷却水の緊急確保を図る。
- 3 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう、その他の工法等により、浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理及び排除を行う。
- 4 管渠の破損、水資源再生センター・ポンプ場の機器類等の破損により、排水不能の事態が生じた場合には、移動式ポンプ等により仮排水を行い、応急復旧に努める。
- 5 多量の塵芥等により、管渠の閉そく又は流下が阻害された場合は、速やかに仮排水等を行い、応急復旧に努める。
- 6 工事施工中の箇所においては、請負業者とともに工事現場の安全確保及び復旧に努める。
- 7 施設・地区ごとの応急復旧の優先順位については、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設、地区が定められた場合には、その結論に配慮するものとする。
- 8 応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、関係業者から緊急調達を行う。
- 9 下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ・ラジオによる放送を報道機関に依頼する。
- 10 その他被害の想定できない事態が発生した場合は、最良の方法を検討し、速やかに応急復旧に努める。

第3 下水のひ門の操作《下水道局維持課・各水資源再生センター》

ひ門の管理者（操作員を含む。）は、河川の洪水等の逆流の防止、若しくは内水の疎通を図るため、水位の変動及び状況に応じて、門扉等の適正な開閉を行う。

第17節 輸送対策

災害により道路、橋梁、港湾施設等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全を図るとともに、緊急輸送の確保を図るため、通行の禁止又は通行制限等の交通規制の実施や輸送車両等の確保等必要な対策を講じる。

第1 道路交通応急対策《道路交通局道路管理課・道路課》

1 道路交通規制の実施責任者

災害時の道路交通の規制は、次の区分により行う。なお、道路管理者と警察機関は常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期する。

区分	実施者	範囲	根拠法
道路	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条
	公安委員会	① 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
	警察署長	② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第4条、第5条
	警察官	③ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条

2 発見者からの通報等

災害時に道路・橋梁等の交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察機関に通報するものとする。

この通報による被害が大規模な場合又は道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、本市（道路交通局）は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所に連絡する。

3 二次災害の防止

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるものとし、特に、危険物の流出が認められたときには、警察及び消防等の関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

4 交通規制の措置要領

各実施責任者は、災害の発生が予想され、又は災害が発生したときは、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努めるとともに、危険な状況が予想され、又は被害が発生したときは、速やかに次の要領により交通規制を行う。

(1) 道路管理者

災害等により交通施設の危険な状況が予想されるとき、若しくは発見したとき、又は通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を実施する。ただし、市長は、本市以外の者が管理する道路・橋梁施設でその管理者に通知して規制するいとまがない場合は、直ちに警察機関に連絡して道路交通法に基づく規制を実施する等応急措置を講じる。この場合、市長は、速やかに当該道路管理者に連絡して、正規の規制を要請する。

なお、異常気象時等における道路の通行規制・区間については、別に定める要領による。（資料編3-17-2参照）

(2) 警察機関

警察機関は、災害等により道路・橋梁等の危険な状況が予想されるとき、若しくは発

見したとき、又は通報等により覚知したとき、並びに災害が発生した場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

5 交通規制の実施

(1) 危険箇所の交通規制

ア 道路の破損、欠壊その他の事由により、通行の禁止又は制限をする必要があると認められるときは、道路管理者又は警察機関は、禁止又は制限の対象・区域又は期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、迂回道路等の案内看板を設置して一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

イ 交通規制を行った場合は、標識等を法令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識等を設置することが困難なときは、適宜の方法により、通行を禁止し、又は制限したことを明示して、必要に応じ警察官等が現場において整理に当たるものとする。

ウ 交通規制を行ったときは、次の事項について報道機関等を通じて一般に周知徹底を図る。

(ア) 禁止又は制限の対象

(イ) 区域又は区間

(ウ) 期間及び理由

(エ) 迂回路等の状況

エ 災害対策本部等への通報

上記各号により交通規制を行ったときは、市災害対策本部又は消防局防災課に通報する。

(2) 緊急通行のための交通規制

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、その旨の標示及び適当な迂回路を設定する等、直ちに必要な措置を行うものとする。

イ 本市は、災害時において応急対策に従事する者又は必要な資機材の緊急輸送を実施しようとするときは、次の事項についてあらかじめ県公安委員会に連絡する。

(ア) 日時 (標示)

(イ) 種別

(ウ) 輸送量

(エ) 車両の種別

(オ) 発着地

(カ) 経路

(キ) 理由等



(備考)

- ① 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- ② 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- ④ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(3) 緊急通行車両の確認手続き

ア 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》

県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が

保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。

(7) 県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請する。

(4) 標章は、当該車両の運転席と反対側前面の見えやすい箇所に掲示する。

イ 事前届出による確認手続き《消防局防災課》

災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。手続は、次のとおりである。

(7) 対象車両

本市が保有する車両、契約等により常時本市の活動のために専用使用される車両及び災害時に本市が調達する車両のいずれかに該当し、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両

(4) 事前届出者

関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務担当の責任者）

(7) 事前届出先

緊急通行車両として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課

(e) 必要書類

a 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）

b 緊急通行車両事前届出書

(4) 緊急通行車両事前届出済証の交付等

緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両事前届出済証が交付されるので、自動車検査証と一括保管しておく。

災害発生時には、緊急通行車両事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

〈標章〉



(備考) ① 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

② 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印			
公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

(上申書作成例)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

については、当該車両の緊急通行車両事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

- 1 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台 (別紙事前届出車両一覧表参照)
- 2 送付書類
① 緊急通行車両事前届出書 各 2 通 (計○○通)
② 輸送協定書の写し ○通
- 3 その他

別紙

事前届出車両一覧表

【広島市】

番 号	登録 (車両) 番号	車両の使用者 (氏名)	用 途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)
1	広島 88 い 1234	広 島 太 郎	施設応急復旧 (法第 50 条第 1 項第 5 号)
2	広島 88 い 5678	広島市 (総務課長)	防疫 (同項第 6 号)、○○社と契約

※ 緊急通行車両事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課 (係) の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

緊急通行車両事前届出書 平成 年 月 日 広島県公安委員会 様 申請者住所 印		第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 広島県公安委員会 印
番号標に標示されている番号		(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して確認証明書及び標章の交付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、広島県公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 4 本届出済証は、自動車検査証と一緒に保管してください。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

6 道路施設の応急復旧活動

(1) 応急復旧順位

災害により道路が被害を受けた場合は、緊急輸送道路（震災対策編 第2章 第9節 第7参照）を優先的に応急復旧することとし、必要に応じてその他の道路の応急復旧を行う。

(2) 応急復旧目標

緊急輸送道路は、原則として2車線の通行が確保できるように応急復旧を行う。

(3) 応急復旧方法

ア 路面の亀裂、地割れについては土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては、仮舗装を行う。

イ 路面の大きな沈下については、土砂、碎石等により盛土する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。

エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル、クラムシェル等）により崩壊土の除去を行う。

オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積後、速やかに撤去する。

カ 落橋した場合については、次により応急復旧を行う。

(ア) 落橋部分にH型钢を架けわたし、覆工板等により応急復旧する。なお、状況によっては、中間に仮橋脚を設ける。

(イ) 上記(ア)による方法が困難な場合は、使用できる橋までのう回道路の応急復旧を行う。

(資料編) 3-17-1 道路現況表

3-17-2 異常気象時における道路通行規制要領

参考 24 災害時における公共土木施設等の応急対策の協力に関する協定

第2 海上交通応急対策《広島海上保安部》

1 海上交通規制の実施責任者

災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。

区分	実施者	範囲	根拠法
航路	広島港長 (広島海上保安部長)	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合	港則法 (第37条)

2 交通規制の措置要領

広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 航行警報の周知
- (2) 漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去
- (3) 異常水路の応急的な検測及び周知
- (4) 港内における船舶交通の制限又は禁止
- (5) 航路標識の応急復旧及び応急標識の設置

3 交通規制時の応急措置

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物により港内の交通が規制された場合、広島海上保安部等は、障害物除去等により、海上交通の確保を図るものとする。

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出・転落しないよう措置するとともに、災害時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

- (2) 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるものとする。また、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を取るべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (3) 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに六管区航行警報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知するものとする。
- (5) 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、六管区航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回等により速やかに周知するものとする。

4 流木対策《消防局防災課》

災害時において、木材の流出防止、木材係留施設の整備、流出が予想される木材の移転等の実施については、貯木場管理者、木材取引業者及びその他木材に対して直接責任のある者が責務を有するものであるが、流出した木材対策として、市長（広島港域内については広島港長）は、次の措置を講じる。

実 施 要 領		実施担当機関 (根拠法令)
指 示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 消 防 局 〔港則法第 26 条〕 災害対策基本法 第 59 条
警戒の区域 設 定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	消 防 局 〔災害対策基本法〕 第 63 条

(貯木場の位置及び管理者は水防計画による。)

5 在港船舶対策《消防局防災課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市は、広島海上保安部長の要請に基づき、物資の調達、人員の動員その他必要な措置について協力する。

第3 緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な人員及び物資の輸送等の確実を期するため、緊急輸送車両及び船舶等の確保と、この有効・適切な利用を図る。

1 緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

- (1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両による。
- (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものにあつては道路交通局が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。
なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。
- (3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あつせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。
- (4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。
- (5) 市災害対策本部長は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、次に掲げる機関に連絡し、あつせんを依頼し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、県広島西飛行場事務所

- (6) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

2 緊急輸送車両等の配車《道路交通局道路管理課》

- (1) 市有車両及び民間車両
道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。
- (2) 船舶・航空機等
船舶・航空機等については、車両と同様の手続きによる。
なお、船舶等については陸上輸送と接続する場合があるので、調達を依頼した局等及び区災害対策本部の長は、陸上輸送と行き違いのないよう、市災害対策本部と十分連絡調整を図りながら対応する。

3 緊急輸送車両等の燃料の確保《消防局防災課》

緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。なお不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。

4 輸送の原則《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

- (1) 自動車輸送
災害時における緊急輸送は、原則として自動車輸送とする。従って各関係機関は災害

時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 鉄軌道輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は鉄道又は軌道によって輸送することとし、依頼を受けた各関係機関は、必要な対応をするよう努めるものとする。

(3) 船舶による輸送《広島海上保安部、消防局防災課》

ア 広島湾内の被害情報の収集

広島海上保安部及び本市は、大規模災害発生後、直ちに海上から広島湾内の護岸、桟橋等の被害状況及び船舶接岸可能地点、船舶航行の障害物等の調査を行い、相互に情報を提供する。

イ 発着地点の決定

道路・橋梁等の被害又は交通渋滞等のため、陸上輸送よりも海上輸送の効率が良いと認められる場合は、本市は、輸送に係る船舶の発着地点、その他安全かつ効率の良い海上輸送航行について、広島海上保安部と協議のうえ、船舶により被災者、災害応急要員、救援物資、食糧、飲料水等を海上輸送する。

ウ 海上緊急輸送の実施

広島海上保安部は、本市の行う海上緊急輸送に協力するとともに、同輸送が迅速に行うことができるよう他の船舶の航行を誘導又は制限する等の措置を講じる。

(4) 航空機による輸送

災害の状況により、航空輸送を必要とするときに実施する。

5 輸送拠点の開設《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、消防局防災課》

(1) 輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入等のため、救援物資の受渡し拠点となる候補施設を定め、救援物資の輸送・受入及び被災地への配送の迅速・円滑な実施を図る。

施設名	機能		受入手段			接続する直近 緊急輸送道路
	受入	配送	陸	海	空	
集配拠点	広島市民球場(マツダスタジアム)	○	○	○		広島海田線
	県立広島産業会館	○	○	○		国道54号
	中小企業会館	○	○	○		西4区210号線
	城南中学校	○	○	○		国道54号
	東区スポーツセンター	○	○	○		国道54号
	安佐北区スポーツセンター	○	○	○		高陽可部線
	安芸区スポーツセンター	○	○	○		国道2号
広島サンプラザホール	○	○	○		草津鈴が峰線、西4区210号線	
東部市場	○	○	○		国道2号	
中央市場・草津岸壁・草津漁港	○	○	○	○	西4区210号線	
広島西飛行場	○				○	南観音線
広島港宇品地区・宇品内港地区	○	○		○		国道487号
太田川河川敷	○				○	国道54号

※「中央市場・草津岸壁・草津漁港」及び「広島港宇品地区・宇品内港地区」は、それぞれ一つの輸送拠点として集配を行う。

(2) 輸送拠点の開設

市災害対策本部は、輸送拠点を開設するときは、関係機関等に通知するとともに、配送等に要する人員・車両等を確保する。

(資料編) 3-17-3 広島市有自動車等一覧表

参考 20 災害時における緊急輸送の協力に関する協定（トラック輸送）

参考 21 災害時における緊急輸送の協力に関する協定（バス輸送）

参考 22 災害時における船舶輸送に関する協定

参考 23 大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定

平成24年12月 日

各区厚生部生活課長 様

健康福祉局保健部保健医療課長
健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課長
こども未来局こども・家庭支援課長

平成24年度給与所得となる報酬・報償金の源泉徴収税額の取扱いについて

平成24年4月2日付けで通知したこのことについて、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について「復興特別所得税」が追加で課税されることに伴い、下記のとおり税額が変わりますのでお知らせします。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
月額乙欄	87,999円/月まで 3%	87,999円/月まで <u>3.063%</u>

[参考資料]

平成24年12月6日付け会計室からの通知

第18節 警備対策《県警察本部》

県警察は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生するおそれがある場合には早期に警備体制を確立して、情報の収集に努め、災害発生時には住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした警備活動を実施する。

第1 災害警備体制

1 災害警備体制の種類

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

区 分	基 準	活 動 内 容
準備体制	災害の発生のおそれが低く、警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕のある場合	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により警戒体制又は非常体制に迅速に移行できる体制とする。
警戒体制	災害発生が予想され、十分な注意と警戒を必要とする場合	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替える体制とする。
非常体制	災害により既に相当な被害が発生し被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

2 災害警備本部等の設置

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制の区分に応じ、県警察本部及び警察署に準備体制においては「災害警備連絡室」を、警戒体制においては「災害警備対策室」を、非常体制においては「災害警備対策本部」を設置して体制を確立する。

第2 災害警備活動

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じて所要の部隊編成を行い、概ね次の警備活動を行う。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の把握
- 3 被災者の救出・救助等の措置
- 4 避難路及び緊急交通路の確保
- 5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- 6 行方不明者の捜索及び死体の見分・検視
- 7 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- 8 不法事案の予防及び取締り
- 9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- 10 広報活動
- 11 関係機関の災害救助及び復旧活動に対する協力

第19節 住宅等応急対策

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設するとともに、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

第1 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課》

1 建設の決定

応急仮設住宅の建設は、市災害対策本部長の決定に基づき都市整備局が建設する。

2 建設方法

応急仮設住宅は、災害救助法に準じ建設する。ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が建設する。なお、県知事が直接建設することが困難な場合は、市長がその委任を受けて建設する。

(1) 建設戸数

全壊全焼世帯数の30%の範囲内とする。ただし、これによりがたいときは、市災害対策本部長の決定に基づき、必要な戸数を建設する。

(2) 建設基準

ア 構造及び規模

軽量鉄骨プレハブ造・連戸式

1戸当たり規模 29.7㎡(9坪)を基準とする。

イ 住宅の概要

間取り 4.5 + 6帖(タタミ数)、押入、台所(流し取付)、便所、ユニットバス(UB)

基礎 柱下コンクリートブロック据付又は木杭打

屋根 鉄板葺、下地木製パネル

外壁 鉄板張、下地木製パネル

建具 木製建具(内部)、アルミサッシ(外部)

内部 床:和室…タタミ敷、台所…ベニヤ板張り 12m/m+ビニールシート張り

壁:ベニヤ板、一部フレキシブルボード張り

界壁:石膏ボード 12.5m/m(両面張)+ベニア板、グラスウール

天井:ベニヤ板張り、一部フレキシブルボード張り

電灯 和室2灯、台所・便所・UB各1灯、計5灯

その他 コンセント9か所、換気扇3か所、
テレビ端子・電話引き込み口各1か所

給水 共同水栓…4戸当たり1か所

設備 給排水:台所、便所、UB、屋外洗濯機置場

給湯:台所、UB(給湯器1台)

ガス:台所(二口ガスコック1個、ガスコンロ1台)

衛生器具:洋風大便器・洗面器各1か所

冷暖房:ルームエアコン和室1か所

ウ 工事費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(3) 着工時期

原則として災害発生の日から20日以内とする。

3 建設予定地

- (1) 応急仮設住宅は、あらかじめ把握している建設可能用地の中の適地（公園その他公有地）に建設する。ただし、これによりがたい場合には、市災害対策本部長が決定した用地とする。
- (2) 建設予定地は、応急仮設住宅の建築面積の2倍程度とし、当該予定地については、財政局（管財課）及び都市整備局が協議して選定する。

4 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、応急仮設住宅の管理を行う。

(1) 供与の期間

供与の期間は、災害救助法の定める2年以内で、必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合には、市災害対策本部長が決定した期間とする。

(2) 入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、住宅の必要度の高い順に、抽選その他の方法により入居者を決定する。

第2 一時的な収容施設の供与《都市整備局住宅政策課》

市長は、市営住宅の空家を、応急仮設住宅の供与対象者に一時的な収容施設として可能な限り供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設を、一時的な収容施設として可能な限り提供するよう協力要請する。

第3 住宅の応急修理《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法が適用された場合には、市長は県知事の委任を受けて、県知事の定める基準に基づき、その他の場合には、これに準じて住家の応急修理を行う。

1 対象住宅の調査及び決定

対象住宅の調査及び決定については、県知事の定める危険住宅判定調査・修理対象基準により決定する。

2 応急修理戸数等

(1) 戸数

災害救助法が適用された場合には、県知事が決定した配分戸数とし、その他の場合には、市災害対策本部長が必要と決定した戸数とする。

(2) 修理費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

(3) 実施期間

災害発生の日から1か月以内とする。

第4 被災建築物に関する指導・相談《都市整備局建築指導課、各区建築課》

被災建築物の復旧等に関する技術的指導及び融資に関する相談を行うため、その窓口を市役所本庁及び必要な区役所に設置する。

第5 被災宅地の応急危険度判定《都市整備局宅地開発指導課》

本市は、災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、宅地の危険度判定を実施し、二次災害を防止又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

また、被災状況に応じ必要と認められる場合には、県に対して当該資格職員の派遣等を要請する。

第20節 公共施設等応急対策 《市有建築物管理担当課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が管理又は運営し多数の者が利用する公共施設等における被害を最小限にとどめるための必要な対策を講じる。

第1 応急対策の実施

公共施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき応急対策として概ね次の事項について、あらかじめ計画を作成・習熟のうえ、これに基づき適切に対処する。

- 1 利用者の安全対策
- 2 出火防止措置
- 3 避難誘導
- 4 施設の点検
- 5 被害状況の報告
- 6 二次災害の防止措置
- 7 施設の開閉基準
- 8 その他必要と認める応急対策事項

第2 情報の収集及び連絡

1 情報の伝達等

公共施設等の所管局等は、気象情報等を所管施設に伝達するとともに、施設の特異性や状況に応じて必要な指示を行い、施設の状況把握に努める。

2 被害状況の報告等

公共施設等の管理者は、施設に被害が発生した場合、利用者の安全対策に万全を期すとともに、所管局等へ直ちに状況報告を行う。

公共施設の所管局等は、災害対策本部に報告する。

3 応急復旧

公共施設の管理者は、被災状況を調査し、速やかに応急復旧を図る。

第3 市民への広報等

本市及び公共施設の管理者は、施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の利用者及び市民に対し広報する等必要な措置を講じる。

第4 避難場所としての対応

施設が避難場所となる場合は、区災害対策本部と連携し、避難場所として十分な対応を図る。

第21節 文教対策

災害が発生した場合には、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、文教施設の保全、応急教育の実施等必要な措置を講じる。

また、災害時において、学校や社会教育施設が被災者の避難場所として使用されることとなった場合、学校教育等に支障を及ぼさないよう適切な運用に努める。

第1 文教対策部の設置《教育委員会総務課》

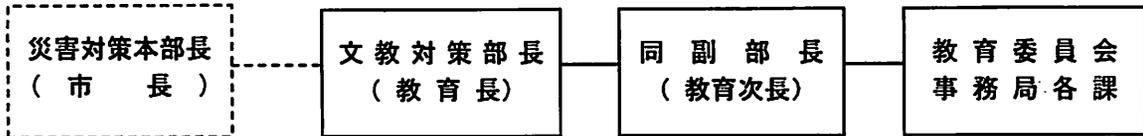
1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に文教対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、文教対策部の設置の必要があると教育長が特に認めたとき。

2 組織編成及び所掌事務

文教対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第2 学校教育における応急対策

1 学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会施設課・各学校》

- (1) 災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育長に報告する。
- (2) 教育長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

2 生徒等の措置と応急教育の実施

《教育委員会施設課・学事課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

(1) 生徒等の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、授業の継続等が困難である場合、学校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校長の判断により、次の措置を講じる。

ア あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

イ 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、気象状況及び通学路の状況について把握し生徒等の安全を図るものとする。

エ 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、不安感の解消に努める。

オ 災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡がとれないなど生徒等の引渡しができない場合は学校において保護するものとする。

(2) 応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき、授業を実施するよう努める。この場合において、市教育委員会は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、市教育委員会はその旨を県教育委員会に届け出る。

また、応急教育の実施に当たっては、生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

ア 校舎の被害が比較的軽微なとき

各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき

隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行い、生徒等が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教科書の調達等《教育委員会学事課》

災害により教科書をそう失し、又はき損した生徒等に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を特約供給所へ報告し、あっせん又は確保に努める。

4 教職員の確保《教育委員会教職員課》

学校施設の被害が甚大で復旧に長時間を要するため、生徒等を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。

また、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、教育長は、他校の教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。

5 学校給食の措置《教育委員会施設課・健康教育課・教職員課・各学校》

(1) 給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。

(2) 給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症の蔓延防止等保健衛生対策に万全を期する。

なお、給食施設を被災者炊き出し用で使用しなければならなくなった場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。

6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力《各高等学校》

高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督のもとに学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。

7 授業料等の減免《教育委員会学事課》

市立幼稚園及び市立高等学校の園児・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。

8 生活避難場所としての対策《教育委員会施設課》

(1) 市教育委員会は、生活避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

生活避難場所の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者の快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難場所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第3 社会教育における応急対策

1 利用者への措置等《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。

2 地域の避難場所となる場合の対策《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

公民館等社会教育施設の管理者は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

3 文化財対策《市民局文化振興課》

(1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。

(2) 市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

(資料編) 3-21-1 指定文化財一覧表

第22節 応急公用負担

《消防局防災課・各消防署警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・農林課・建築課・地域整備課》

第1 公用負担命令権限の委任

1 災害応急対策のため緊急の必要があるときは、市長又は消防局長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、災害対策基本法第64条又は水防法第28条の規定による権限を行使できる。

2 前項の受任者は、次に示す職員とする。

所 属	職 名
消防署	消防署長、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防係長、救助係長、出張所長、副出張所長
区役所	区長、区政調整課長、地域起こし推進課長、維持管理課長、農林課長、建築課長、地域整備課長

第2 公用負担命令の行使

1 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、表3-22-1に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに、表3-22-2に示す公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡して行使する。

2 受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を市長に報告する。

表 3-22-1 公用負担命令権限書

公 用 負 担 命 令 権 限 書		
	年度 第	号
所 属	_____	
職 名	_____	
氏 名	_____	
上記の者、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び水防法第 28 条第 1 項の 権限行使を委任したことを証明する。		
広島市長		印

表 3-22-2 公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 書	年度 第 号

	年 月 日
----- 殿	
	広島市長 印
	(事務取扱者)

種 別	員 数	負 担 内 容		
		使 用	収 用	処 分

第23節 災害時における要援護者への避難支援等

《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい災害時要援護者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

災害時要援護者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、災害時要援護者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の「要援護者」の安否確認や避難支援、状況把握などの災害時要援護者対策を講じる。

1 要援護者の安否確認と要望の把握

(1) 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

ア 区災害対策本部及び消防局は、災害時要援護者のリストを基に、災害時要援護者の避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要援護者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。

区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

ウ 病院や社会福祉施設等要援護者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

(2) 外国人市民の安否・所在に関する情報収集

外国人学校、領事館、外国人コミュニティ支援団体等と連携して、外国人市民の安否・所在に関する情報の収集を行い、区災害対策本部へ情報提供する。

(3) 避難

ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要援護者の避難の介助に努める。

イ 避難支援プランを整備した場合は、当該避難支援プランに基づき、自主防災組織、町内会、民生委員及び社会福祉協議会などの協力のもとに、あらかじめ定める避難支援者が中心となって災害時要援護者の避難支援を行う。

ウ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

(4) 避難場所での災害時要援護者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要援護者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に災害時要援護者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した災害時要援護者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要援護者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させる

ように配慮する。

イ 視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。

ウ 避難場所において、障害者や高齢者等要援護者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ 障害の程度や体力又は病状等により、生活避難場所での生活が困難な者については、市災害対策本部及び区災害対策本部の措置により、福祉避難所や社会福祉施設、集会所等環境条件の良い施設へ移動させる。

(5) 要援護者の実態把握

健康福祉局は、要援護者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（2～3日を目処とする。）に避難場所に避難している要援護者及び在宅の要援護者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要援護者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) 外国人市民の相談窓口

広島国際会議場内に開設している「広島市外国人市民の生活相談コーナー」において、生活相談業務等を実施するとともに、広島県が助ひろしま国際センターに開設している「外国人総合相談窓口」と連携をとりながら、外国人市民の相談等の充実と外国人市民への周知に努める。

2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要援護者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

(1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要援護者又は被災により在宅で十分に介護できない要援護者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

(2) 在宅援護

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

発災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度で訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣する。

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要援護者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

ウ 補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要援護者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

エ ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、必要に応じ、外出時に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する。

オ ボランティアによる援助

社会福祉協議会等と協力して、ボランティアによる在宅支援活動に努める。

第24節 災害救助法の適用等 《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるとき、被災した者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

第1 災害救助法による応急救助

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、本市の全域又は区の地域において、原則として同一原因により、災害救助法施行令第1条第1項各号に定める次の程度の災害が発生し、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときに適用される。

(1) 全壊・全焼及び流失等により住家が滅失した世帯（以下「被災世帯」という。）が、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (H22.10 国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	1,173,843 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を1世帯とする。 なお、半壊（焼）する等著しく 損傷したときは2世帯、床上浸 水、土砂のたい積等により一時 的に居住することができない ときは3世帯をもって、住家の 滅失した1世帯とみなす。（以 下同じ）
中 区	100	130,482	
東 区	100	120,751	
南 区	100	138,190	
西 区	100	186,985	
安佐南区	100	233,733	
安佐北区	100	149,633	
安 芸 区	80	78,789	
佐 伯 区	100	135,280	

(2) 被災世帯が上記(1)の世帯数に達しないが、被害が県内の相当広範囲な地域にわたり、県内の被災世帯が2,000世帯以上に達した場合で、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	摘 要
全 市	75 世帯	
中 区	50	
東 区	50	
南 区	50	
西 区	50	
安 佐 南 区	50	
安 佐 北 区	50	
安 芸 区	40	
佐 伯 区	50	

(3) 被災世帯が上記(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被災世帯が9,000世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救

護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- (4) 災害が前各号に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 応急救助の実施

災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。

(1) 救助の種類

- ア 避難場所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

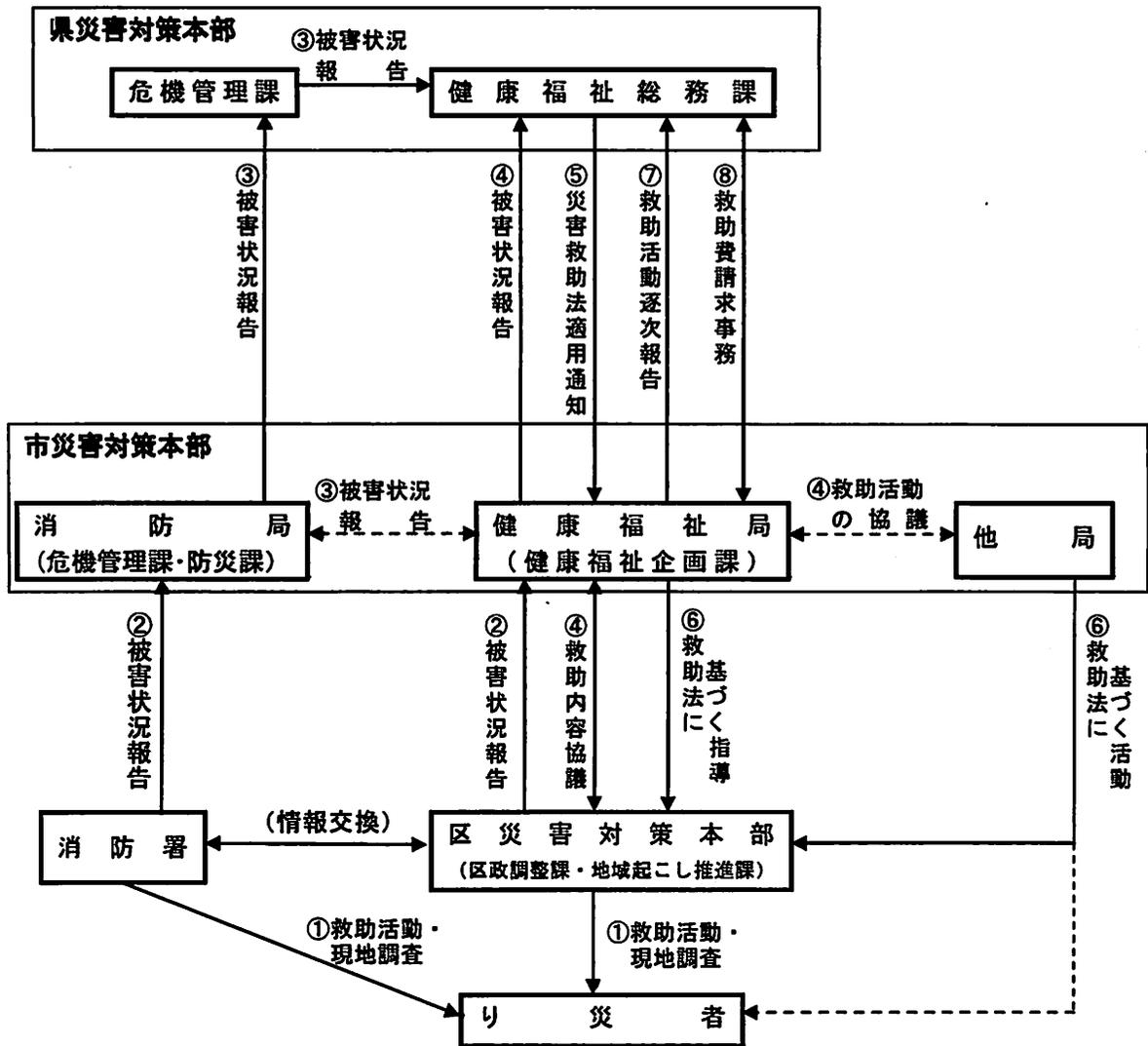
(2) 救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の基準」(資料編3-24-1)のとおり。

(3) 救助の実施

被害の発生から災害救助法による救助の実施に至るまでの事務を図解すると、次のとおりである。

災害救助法適用事務



第2 小規模・中規模災害時の応急救助

1 応急救助の実施及び救助の種類

災害救助法が適用されるに至らない程度の災害の発生に際し、市長は、特に必要があると認めるときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。

- ア 一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

2 災害救助組織の編成方法

災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模・中規模災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。

3 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の基準に準じる。

（資料編） 3-24-1 災害救助法による救助の基準

3-24-2 小規模・中規模災害にかかる応急救援組織の編成要領

第25節 応援要請及び協力要請《各関係課》

災害時における災害応急対策又は災害復旧に当たり、本市の災害対応能力をもって対処し得ない場合には、災害対策基本法や協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関等に応援・協力を要請する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1 協力を要請できる公共的団体等

協力を要請できる公共的団体等は、次のとおりである。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 青年団
- (3) 町内会等住民自治組織
- (4) 自主防災組織
- (5) 社会福祉協議会等社会福祉関係団体
- (6) (財)広島市都市整備公社防災部
- (7) (社)建設コンサルタンツ協会災害対策中国支部
- (8) 広島市指定上下水道工事業協同組合
- (9) 広島市地域女性団体連絡協議会
- (10) (社)広島県バス協会
- (11) (社)広島県トラック協会
- (12) (社)広島県タクシー協会
- (13) 広島地区旅客船協会
- (14) 広島県石油商業組合
- (15) 広島安全施設業協同組合
- (16) 協同組合広島総合卸センター
- (17) (社)日本自動車連盟中国本部
- (18) イオンリテール(株)西日本カンパニー
- (19) マックスバリュ西日本(株)
- (20) 生協ひろしま
- (21) (株)イズミ
- (22) その他

2 協力を求める事項

協力を求める事項は、次のとおりである。

- (1) 救助物資の輸送又は配付に対する協力
- (2) 避難の周知徹底及び避難者への炊出しに対する協力
- (3) 清掃等に対する協力
- (4) 救護活動に対する協力
- (5) その他災害応急対策の実施に対する協力

3 公共的団体等への協力要請手続き

協力要請に当たっては、原則として、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業の種別
- (4) 作業予定時間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他必要事項

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
災害時における応急措置 《水道局配水課》	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考 13
災害時における放送 《消防局予防課》	日本放送協会広島放送局、㈱中国放送、 広島テレビ放送㈱、㈱広島ホームテレビ、 ㈱テレビ新広島、広島エフエム放送㈱	資料編参考 17
災害時における仮設トイレの設置 《環境局業務第二課》	㈱レンタルのニッケン広島営業所、㈱プレコ、エフユーレンタル㈱広島営業所、 日野興業㈱広島営業所、㈱リョーキ	資料編参考 18
災害時の医療救護活動 《健康福祉局保健医療課》	(社)広島市医師会、(社)安佐医師会、(社)安芸地区医師会	資料編参考 19
災害応急対策の実施に必要な人員、 資機材等の緊急輸送、被災者の緊急輸送 《道路交通局道路交通企画課、 消防局防災課》	(社)広島県トラック協会、(社)広島県バス協会、 広島地区旅客船協会	資料編参考 20 資料編参考 21 資料編参考 22
応急措置業務に従事する自動車等への 燃料補給等《消防局防災課》	広島県石油商業組合	資料編参考 23
災害時の公共土木施設等の応急対策等 《道路交通局道路課》	広島安全施設業協同組合	資料編参考 24
災害時における食料、生活必需品の 緊急調達等《経済観光局商業振興課》	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 25
災害時における食料の緊急調達等 《経済観光局農政課》	全国農業協同組合連合会、山崎製パン ㈱広島工場、㈱アンデルセンサービス、 広島駅弁当㈱、㈱千鳥	資料編参考 26
災害時における生鮮食料品の緊急調達等 《経済観光局中央卸売市場》	広島市中央市場連合会、広島市中央卸売市場 東部市場運営協議会、広島市食肉市場 売買参加者組合	資料編参考 27
災害時における遺体安置所の維持管理等に 必要な資材の緊急調達等 《健康福祉局健康福祉企画課》	(社)広島県トラック協会	資料編参考 28
被災車両の撤去等《消防局防災課》	(社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 29
ガス漏れ及びガス爆発事故の防止 《消防局予防課》	広島ガス㈱	資料編 広島市消防計画
災害時における食料・生活必需品の 緊急調達等《経済観光局商業振興課》	イオンリテール㈱西日本カンパニー	資料編参考 33
	マックスバリュ西日本㈱	資料編参考 34
	生協ひろしま	資料編参考 35
	㈱イズミ	資料編参考 40

<p>福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》</p>	<p>(財)広島原爆被爆者援護事業団、(社福)広医会、(社福)広島常光福祉会、(社福)広島東福祉会、(社福)かきつばた福祉会、(社福)藤田長生会、(社福)広島光明学園、(社福)寿老園老人ホーム、(社福)古家真会、(社福)光清学園、(社福)三篠会、(社福)広島和光園、(社福)広島平和養老館、(社福)藤愛会、(社福)くすの木の家、(社福)広島県同胞援護財団、(社福)IGL学園福祉会、(社福)慈光会、(社福)信々会、(社福)和楽会、(社福)広島良城会、(社福)正仁会、(社福)かつぎ会、(社福)可部大文字会、(社福)フェニックス、(社福)慈楽福祉会、(社福)芸南福祉会、(社福)広島博愛会、(社福)平和会、(社福)双樹会</p>	<p>資料編参考 36 資料編参考 38</p>
--	---	------------------------------

第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者（以下「災害協力事業者」という。）への協力要請《各区担当課》

1 協力を求める事項

災害応急対策の実施（台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土のう積み、土砂及び倒木の撤去等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。）

2 応援要請の方法

災害応急対策が必要となったときは、区災害対策本部又は当該災害応急対策を行う担当課は、災害協力事業者のうち、迅速かつ円滑に作業すること及び確実な対応をすることが可能であると認められる事業者に対して、災害応急対策を行うよう要請する。

- (1) 要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請する。電話等で要請した場合においては、その後速やかに要請した旨の文書を交付する。
- (2) 要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は、実施内容を速やかに文書により要請担当課に報告する。

第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》

1 応援要請の基準

市長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- (1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- (3) その他市長が応援要請の必要があると認めた場合

2 応援要請の方法

- (1) 具体的な応援要請については、被害状況の把握ができるかどうか、また、被害状況の把握ができる場合には、応援要請の種類・規模を決定できるかどうかについての判断を行う。

被害状況の把握が全くできないほどの多発的・大規模な被害が生じている場合には、

本部長等の事後承諾による応援要請を行うことができる。

- (2) 県及び県内の市町と締結している「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請及び他の特別な協定以外での災害対策基本法第 67 条第 1 項に基づく応援要請については県に対して、中国・四国地区の県庁所在都市と締結している「中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定」に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して、東京都及び各政令指定都市と締結している「20 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請については当該年度の幹事都市に対して応援要請を行う。
- (3) 応援を要請した都市から派遣された応援部隊が市内の地理に不案内な場合には、各局等において独自に締結している応援協定に基づき集結場所が定まっているものを除き、広島市立大学、広島市総合防災センター、広島港等を応援部隊の第一次集結場所とする。
- また、第一次集結場所における本市と応援部隊との連絡は、第一次集結場所の連絡員が行う。

3 応援部隊等の受入体制

- (1) 市長は、他の地方公共団体等への応援要請を行った場合は、応援部隊等の要員や資機材のための宿泊施設・駐車場等について各機関の要請に応じて可能な限り準備・あっ旋を行う。
- (2) 市長は、応援部隊等の要員の受入体制を整えるための一時的な宿泊施設を設置すること等について、旅館業に係る営業許可を免除するなど、宿泊施設の確保に努める。

4 警察の救援部隊の受入れ

県が行う警察の救援部隊の集結場所として、広島県運転免許センターが指定されている。

5 郵便事業株式会社中国支社又は郵便局株式会社中国支社との相互協力

「災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」又は「災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」に基づき、郵便事業株式会社中国支社又は郵便局株式会社中国支社と本市は、市域に災害が発生した場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

区分	協力事項
郵便事業株式会社 中国支社	ア 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱事務及び救護対策 イ 業務中に収集した被災者の避難先及び道路等の被害状況などの情報提供 ウ 避難場所への臨時郵便差出箱の設置 エ 上記に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
郵便局株式会社 中国支社	ア 業務中に収集した被災者の避難先及び道路等の被害状況などの情報提供 イ 郵便局ネットワークを活用した広報活動 ウ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請のあった場合の取扱い エ 上記に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

6 国土交通省中国地方整備局との相互協力

「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、国土交通省中国地方整備局と本市は、市域に大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、次に掲げる内容の相互協力を行う。

- (1) 被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行う。
- (2) 国土交通省中国地方整備局は、広島市災害対策本部等が設置された場合において、必

要と認めるときは、速やかに当該広島市災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、相互に必要な協力体制を整える。

7 西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

(資料編) 参考 6 20 大都市災害時相互応援に関する協定

参考 7 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定

参考 8 災害時の相互応援に関する協定書

参考 9 20 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

参考 10 20 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書

参考 11 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

参考 12 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

参考 14 災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 15 災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定

参考 30 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

参考 31 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

参考 32 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

参考 37 災害時における相互協力に関する基本協定

参考 39 広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互今協力協定書

第4 自衛隊の災害派遣要請《消防局防災課》

大規模な災害発生により、自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じて、同時に自衛隊に対し派遣要請した旨及び市域に係る被災状況を通知する。

1 情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本市は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供する。

(1) 県危機管理課 電話 082-228-2111 (内線 2783~2786)

082-228-2159、082-511-6720 (直通)

(2) 陸上自衛隊第 13 旅団

ア 平日 第 46 普通科連隊 第 2 科 電話 082-822-3101 (内線 2501・2506)

不在時 (内線 2535・2536・2537 : 第 3 科)

イ 休日及び夜間 第 46 普通科連隊 部隊当直司令室

電話 082-822-3101 (内線 2505)

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に行う。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

(1) 被災状況の把握及び通報

(2) 避難の援助

(3) 遭難者の捜索救助

- (4) 消防活動
- (5) 水防活動
- (6) 救助物資の輸送
- (7) 道路及び水路の確保
- (8) 応急の医療・救護・防疫
- (9) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食・給水・入浴支援
- (11) 通信支援
- (12) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (13) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。

なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

様式3-25-1 災害派遣要請依頼書

	年 月 日
知 事 様	市 長 名
自衛隊の災害派遣要請依頼について	
下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）	
4 その他参考となるべき事項 作業用資材・宿営施設の準備状況	

5 県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合にあって、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりである。

- (1) 陸上自衛隊第13旅団長
陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部（防衛班） 電話 082-822-3101 内線2410
(夜間・土日・祝日等) 内線2440（当直幕僚）
- (2) 海上自衛隊呉地方総監
海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション 電話 0823-22-5511 内線2222、2823（当直）

(3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-3-1

司令部防衛部運用課 電話 092-581-4031 内線 2348

(課業時間外) 内線 2203 (SOC 当直)

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

7 自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣要請をした市長は、次の点に十分留意して、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 本市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供

ウ 派遣部隊到着後速やかな作業開始ができるよう計画の立案及び資機材等の準備

エ 現場責任者の指名及び配置

オ 必要に応じた派遣部隊の宿営適地及び駐車場等の準備（平常時からの宿営候補地の検討を含む。なお、県は、派遣部隊の集結場所として広島広域公園を指定している。）

カ ヘリポートの設定（平常時からのヘリポート候補地の選定を含む。）

キ 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(2) 災害派遣部隊到着後

ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ時

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項に留意し、受入態勢に万全を期する。

なお、災害時のヘリコプターの発着に適当と思われる場所は、資料編3-25-2に示すとおりである。

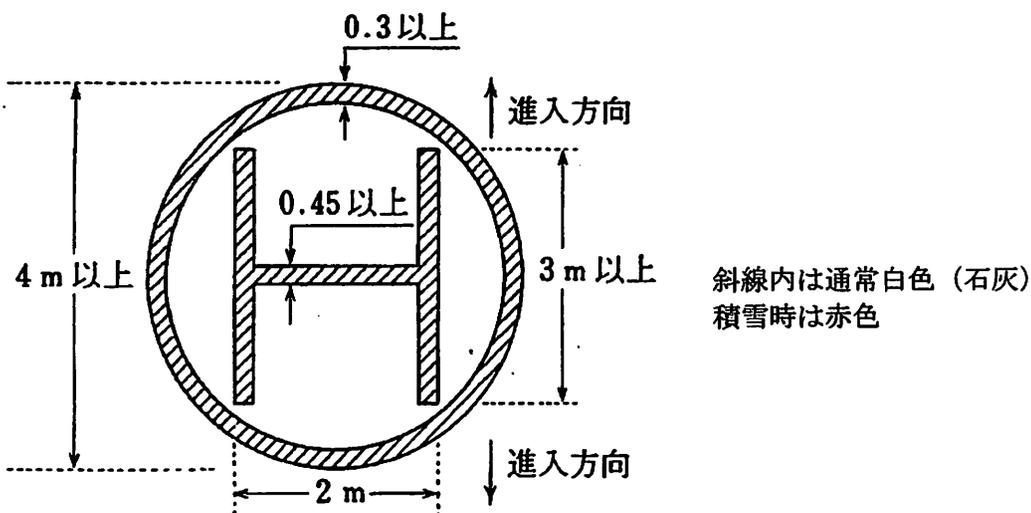
ア ヘリポートにおける指揮所、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

イ 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておくこと。また、積雪時は除雪又はてん圧しておくこと。

ウ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにすること。

エ ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し又は旗を立てること。これが準備できないときは、ヘリコプターの進入方向を示す発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。

オ 着陸地には ⊕ の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備すること。

キ ヘリポートの使用に当たっては、県危機管理課及び施設管理者に連絡を行うこと。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除き、本市の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

9 自衛隊の撤収要請手続

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階にはいった場合には、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

(資料編) 3-25-1 ヘリポート可能箇所の目安

3-25-2 災害時のヘリポート適地

第5 緊急消防援助隊の出動要請《消防局警防課》

1 出動要請の基準

市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、本市において、震度6強以上の大規模地震が発生した場合、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日消防庁第104号消防庁次長通知）に基づき、発災後直ちに、あらかじめ定められた他都市の緊急消防援助隊が出動する体制となっている。

2 出動要請の方法

- (1) 出動要請は、総務省消防庁の定める「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく様式により県知事に行く。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対して要請する。
- (2) 出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。
 - ア 災害の種別・状況
 - イ 人的・物的被害の状況
 - ウ 道路・交通の被災状況

- エ 応援を必要とする地域
- オ 緊急消防援助隊の進出拠点
- カ 緊急消防援助隊の到着ルート
- キ その他必要な情報

3 受け入れ体制

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配備等を行うため県等に設置される、「消防応援活動調整本部」へ職員を派遣する。
- (2) 市長は、緊急消防援助隊の消防活動に必要な資機材の貸与、燃料補給体制の確保及び野営空地や宿泊施設の準備等、円滑な活動に必要な手配に努める。
- (3) 緊急消防援助隊の第1次集結場所は、「第2 他の地方公共団体等への応援要請」「2 応援要請の方法(3)」に規定する場所及び消防局航空隊基地とする。
なお、県は進出拠点として広島市立大学を指定している。

第26節 災害ボランティアとの連携

《市民局市民活動推進課・国際交流課、消防局防災課》

災害時における市内外からの多数の災害ボランティアの受け入れ体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的に災害ボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう努める。

災害ボランティア関係機関と相互に協力し、以下の項目についての実施を促進し、自発的支援の申入れに対して適切に対応する。

1 平常時における災害ボランティアの組織化

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を要する職員を把握し、本人の意思に基づいて登録するとともに、資格を有する市民の専門ボランティアやボランティア団体の情報についても、県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

2 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設

(1) 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。

(2) 次に該当する場合に、連絡調整会議を開催する。

- ア 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- イ 連絡調整会議の議長が開催の必要があると判断したとき。

(3) 連絡調整会議の開催場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。

- ア 広島市まちづくり市民交流プラザ
- イ 広島市社会福祉センター
- ウ 広島市役所本庁舎会議室

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

災害発生時において、緊急時の広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

4 受付窓口の設置

災害発生時においては、多くの善意の支援の申入れが殺到することが予想されるため、市（区）災害ボランティア本部（センター）に災害ボランティアの受付窓口を設置し、広

島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動の実施を図る。

5 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資機材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

6 海外からの支援の受入れ

(1) 国等から、海外からの支援の受入れ計画が示された場合には、市災害対策本部で受入れの規模・受入れ体制等を決定する。

(2) 海外からの支援の申し出が直接本市にあった場合には、市民局国際交流課を窓口とし、申し出があったことを外務省に報告し、市災害対策本部で受入れの可否を決定する。

第27節 区の応急対策

第1 活動方針《各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時には、その被害状況等に応じて、区は、応急対策実施の要として「区本部」を設置し、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

第2 活動体制《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 組織・運営

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第2 災害警戒本部」及び「第3 災害対策本部」に定めるところによる。

2 職員の動員

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第4 職員の動員」に基づき、区ごとに作成する動員計画による。

3 分掌事務

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第2 災害警戒本部」及び「第3 災害対策本部」に定めるところによる。

第3 被害情報の収集・連絡《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課》

本章「第3節 情報収集及び連絡」に定めるところによる。

第4 災害広報・広聴《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 広報活動

区災害対策本部は、災害に関する正しい情報を区民に提供し、パニック等の混乱を防止するとともに、区民の生命の安全を確保することを目的として、災害発生後直ちに広報活動を開始し、以後応急対策の進展に伴い、適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たって、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、災害時要援護者への十分な配慮を行う。

(1) 広報窓口の設置

災害広報に当たっては、広報窓口を設置して行う。

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に設置し、広報班の統制の

もと、各局等及び各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

(2) 広報事項

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 気象・災害に関する情報
- (イ) パニック防止の呼びかけ
- (ウ) 避難の勧告・指示
- (エ) 出火防止の呼びかけ
- (オ) 消火、人命救助の協力呼びかけ
- (カ) 区内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
- (キ) 区の応急対策実施状況
- (ク) その他必要な事項

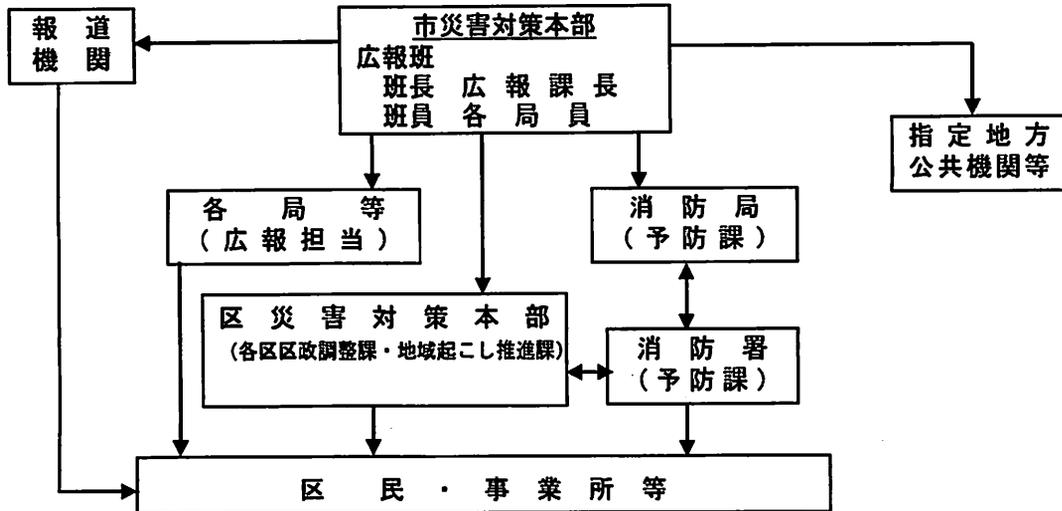
イ 災害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 気象・災害に関する情報
- (イ) 被害状況及び応急対策実施状況
- (ウ) 安心情報
- (エ) 生活関連情報
 - a 電気・ガス・水道
 - b 食料・生活必需品の供給状況
- (オ) 通信施設の復旧状況
- (カ) 道路交通状況
- (キ) 交通機関の運行状況
- (ク) 医療機関の活動状況
- (ケ) ボランティアの活動状況
- (コ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) その他必要な事項

ウ 救援期の広報

- (ア) 避難場所の状況
- (イ) 生活援護情報
 - a 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
 - b 市税の減免等
- (ウ) 企業援護情報
- (エ) 義援金等の支給手続き
- (オ) 公共施設復旧状況
- (カ) り災証明の発行手続き
- (キ) 応急対策実施状況及び今後の見通し
- (ク) 死者・行方不明者の状況
- (ケ) 仮設住宅の設置及び申込手続き
- (コ) その他必要な事項

(3) 広報事項の伝達系統



(4) 広報の方法

ア テレビ・ラジオの利用

区災害対策本部長は、区域内の広範囲に広報する必要がある場合、又はテレビ・ラジオの利用により、その効果が絶大と認められる場合は、市災害対策本部長へ放送の依頼を要請する。

イ 既存の無線放送の利用

既存の無線放送の有効な活用を図る。

ウ 広報車の利用

(7) 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。

(4) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じてチラシ等の配布も行う。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

オ チラシ等の配布

区災害対策本部は、市災害対策本部の指示により、又は必要に応じ、安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

(5) 報道機関への情報提供

報道機関から、災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

2 広聴活動

区災害対策本部は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 市民相談窓口の設置

区災害対策本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて市有施設等に設置する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係部局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整をするなど、適切な処理に努める。

第5 避難対策《各区区政調整課・地域起こし推進課》

本章「第5節 避難対策」及び「水防計画第4章 避難対策」に定めるところによる。

第6 応急救助活動

区災害対策本部は、災害による災者に対し、次により応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、本章「第24節 災害救助法の適用等」に定めるところによる。

1 応急救助の実施に関する協議・報告《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、応急救助の実施に際し、救助内容等について市災害対策本部（健康福祉局健康福祉企画課）と協議して救助活動を実施するとともに、実施状況・被害状況について報告する。

2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務

(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 調達に関すること。

原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）が行うが、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長が健康福祉局長と協議のうえ行う。

また、衣食等生活必需品供給のための集積場所等については、健康福祉局長・経済観光局長と協議して決めるほか、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行う。

イ 食品の供給に関すること。

(7) 配給の対象者

- a 避難場所に避難した者
- b 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- c 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- d その他区災害対策本部長が必要と認める者

(4) 配給基準

1日1人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

ウ 生活必需品の供給に関すること。

(7) 配給の対象者

- a 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者
- b 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者
- c 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(4) 被服、寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌 着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事用具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食 器	コップ、皿、箸等
日 用 品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

(4) 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、

現物支給を原則とする。

(2) 医療・救護対策《各区健康長寿課・保健福祉課》

ア 医療救護資機材の調達・輸送

区災害対策本部長は、救護所設置に必要な資機材や救援物資を調達し、搬入を行う。

イ 救護所の設置

区災害対策本部長は、健康福祉局長と協議し、避難場所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、本章「第12節 医療・救護対策」に定めるところによる。

(3) 遺体の処理及び火葬対策《各區市民課・保険年金課・生活課》

ア 遺体の搜索・安置

区災害対策本部長は、行方不明者等の届出並びに遺体安置の要請があれば受理し、受付簿に記録するとともに、速やかに警察、消防等関係機関の協力を得て搜索活動を行い、早期の収容に努めるとともに、死体調書を作成する。

イ 遺体安置所の開設及び管理

区災害対策本部長は、災害により多数の死者を安置する必要がある場合、公共施設等に遺体安置所を開設するとともに、施設の運営・維持管理を行うため職員を派遣し、適切な措置を講じる。

ウ 遺体の搬送及び火葬

区災害対策本部長は、健康福祉局長に対し、遺体安置所別に火葬に付すべき遺体数の報告を行い、健康福祉局長が作成する遺体搬送計画に基づき、火葬場への搬送の手配を行う。また、身元不明の遺体又は遺体引受人のない死体については、火葬後は区長が当該遺骨を保管する。

第7 応急復旧活動《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

区災害対策本部長は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第8 緊急輸送《各区建築課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合、応援活動のための人員の輸送、物資の運搬を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり緊急輸送車両の確保等を行う。

1 車両等の確保

(1) 区保有車両の確保

区災害対策本部長は、事前に区が保有する車両台数を把握し、市災害対策本部へ実数報告を行うとともに、一定数の車両を待機させる。

(2) 民間車両の活用

区災害対策本部長は、現有車両台数では人員の輸送、物資の運搬が困難と認められる場合は、市災害対策本部へあつせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

2 車両等の配車及び緊急通行車両の表示手続き

区災害対策本部長は、調達車両の適切な配車を実施するため、車両等の用途別配車計画を作成するほか、県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請し、緊急通行車両に掲示する。

第9 応援要請《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合において、応急対策あるいは応急措置を実施するために必要があると認めるときは、市災害対策本部長に応援の要請を行う。

1 職員の応援要請

(1) 区災害対策本部長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、市災害対策本部長へ職員の応援を要請する。

(2) 応援職員は、区災害対策本部長の指揮を受けてその指示に従う。

2 他の地方公共団体等及び自衛隊に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、他の地方公共団体等及び自衛隊の応援の要請を依頼する。

3 防災関係団体等に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、防災関係団体等の応援の要請を依頼する。

4 応援隊の受入れ

区災害対策本部長は、応援隊の受入れにあたっては、応援隊の市内進入路、集結地点及び救援物資の受取り場所等を選定し、適切に誘導を行う。

第10 区応急対策実施計画の策定《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、災害時における区災害対策本部の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、本計画に基づき、区応急対策実施計画を策定し、その充実整備に努める。